

2016年度
総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向
報 告 書

2017年3月

公益財団法人 笹川平和財団
海 洋 政 策 研 究 所

ごあいさつ

地球表面の7割を占める海洋空間とその資源は、人類の共有財産です。地球上の人口が増加し続けるなかで、人間社会は、海洋への依存をますます強めています。しかし、他方で、その人間社会の旺盛な経済活動や生活が、海洋の環境や生態系に深刻な影響を与え、人類の大切な生存基盤を掘り崩しています。20世紀の後半になって、人間社会はようやくこれに気づき、海洋の総合管理と持続可能な開発に向けて、「海洋の管理」原則に基づく新海洋秩序の構築を企図する国連海洋法条約を採択（1982年、発効1994年）し、また、「持続可能な開発」原則とそのための行動計画「アジェンダ21」を採択（1992年）しました。

海洋は、水で満たされ、沿岸から沖合まで、即ち、各国の領域である領海、各国の主権的権利が及ぶ排他的経済水域、そしてその外側の公海まで、切れ目なく続いている一体的な空間です。「海洋の総合管理」や「持続可能な開発」を実現するためには、国際的に構築された法的秩序や政策的枠組・行動計画に基づいて各国が互いに協調して必要な施策を実施することにより初めて実効性が担保されます。すなわち、各国は、国際的に合意した「海洋の総合管理と持続可能な開発」の枠組みの下で、自国の自然・社会・経済的特性を踏まえつつ、海洋の諸問題に取り組むことが求められているのです。

さて、ここで問題になるのは、主として陸域に依拠して発展してきた人間社会は、広大な海洋の諸問題に総合的に取り組むのは初めてであることです。水で満たされた広大な海洋空間で「海洋の総合的管理」と「持続可能な開発」の取り組みを進めるためには、海洋に関する自然科学・社会科学両面からの科学的知見、それを実施することを可能にする技術、それらを組み合わせて施策を効果的に実施する政策的ツールが必要です。しかし、これまで「海洋の自由」原則で海洋に対してきた人間社会には、「海洋の総合的管理」と「持続可能な開発」に必要な知識、経験、ノウハウはいずれも十分蓄積されていませんでした。すなわち、国際社会も、各国もこの取り組みを手探りでスタートせざるを得ませんでした。

その時に期せずして始まったのが、各国の政策担当者、海洋各分野の専門家による国際会議の開催、そして、それぞれの海洋に関する政策・施策に関する発表・意見交換・情報共有でした。国際会議や個別の情報・意見交換を通じて先進的施策や先進事例が各国の海洋政策に広がっていき、海洋政策の実施が全体として進展してきたと言っても過言でないでしょう。「海洋の総合的管理」と「持続可能な開発」に関する取組は、ようやくその本格的実施段階の入り口に立った状況ですので、このような「お互いの良いところを学ぶ」ことの必要性は引き続き極めて大きいと思います。

最近、「海洋の総合管理」や「持続可能な開発」に関する国際社会の動きが再び活発化しています。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」を採択した2015年度に続いて、2016年度も様々な分野で大きな動きがありました。「国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する法的文書作成」、「持続可能な開発のため

の 2030 アジェンダ」と「持続可能な開発目標（SDGs）」などに関する取組が進展し、気候変動枠組条約の「パリ協定」が発効し、小島嶼開発途上国（SIDS）や氷の減少している北極の問題などが議論されました。

2017 年 6 月には「持続可能な開発目標 14 海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用」の実行について議論する国連ハイレベル「海洋会議」が国連本部で開催されます。目標 14 を達成するためには、全ての関係者、即ち、各国の中央・地方政府、国際機関だけでなく、市民社会、ビジネス・民間セクター、科学・学術界などすべての人々の参画・協働が求められています。海の豊かさを子子孫孫に引き継いでいくために私たち自らが行動を起こさなければなりません。

2017 年度は、わが国では、第 2 期海洋基本計画の評価とそれを踏まえた第 3 期海洋基本計画策定に向けた議論が行われる年であり、これらの国際的動きを踏まえて我が国の海洋政策を検討する必要があります。この「各国及び国際社会の海洋政策の動向」に関する研究が、世界と日本における「海洋の総合管理」と「持続可能な開発」の推進に貢献することを願っています。

最後になりましたが、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他の多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。

2017 年 3 月

公益財団法人笹川平和財団
海洋政策研究所長 寺島 紘士

各国の海洋政策の調査研究

国際会議の共同開催・参画

研究体制

寺島 紘士	海洋政策研究所	所長	
吉田 哲朗	海洋政策研究所	副所長	
古川 恵太	海洋政策研究所	海洋研究調査部	部長
角田 智彦	海洋政策研究所	海洋研究調査部	主任研究員
前川 美湖	同	上	
倉持 一 ※1	同	上	
塩入 同 ※1	海洋政策研究所	海洋研究調査部	研究員
藤重香弥子	同	上	
高 翔	同	上	
村上 悠平	同	上	
樋口 恵佳	同	上	
本田 悠介	同	上	
高原 聡子 ※2	同	上	
吉川 祐子 ※1	海洋政策研究所	海洋環境部	主任
五條 理保	海洋政策研究所	研究員	
黄 洗姫 ※3	財団法人 與時齋（ヨシジエ）	研究委員	

※1：各国の海洋政策の調査研究プロジェクトを担当

※2：国際会議の共同開催・参画プロジェクトを担当

※3：外部執筆者（各国の海洋政策の調査研究プロジェクト）

目 次

ごあいさつ

研究体制

第 1 部 概要版

第 1 部 各国の海洋政策と法制に関する研究

第 1 章 各国の海洋政策と法制に関する研究	17
第 2 章 米国	30
第 3 章 欧州連合	43
第 4 章 英国	56
第 5 章 フランス	64
第 6 章 ロシア	75
第 7 章 インド	85
第 8 章 中国	106
第 9 章 韓国	125
第 10 章 ベトナム	136
第 11 章 インドネシア	145
第 12 章 オーストラリア	162
第 13 章 ニュージーランド	173

第 2 部 国際社会における海洋問題への対応

第 1 章 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）準備委員会	183
第 2 章 国連海洋会議（The Ocean Conference）準備会合	191
第 3 章 国連気候変動枠組条約第 22 回締約国会合（COP22）	198
第 4 章 生物多様性条約第 13 回締約国会議（COP13）への参加	203
第 5 章 国連 海洋・海洋法に関する非公式協議プロセス第 17 会期 （UNICPOLOS-17）	212
第 6 章 東アジア海域環境管理パートナーシップ会合（PEMSEA）	216
第 7 章 第 11 回世界閉鎖性海域環境保全会議（EMECS11）	225

参考資料編 目次

資料 1. 【EU】欧州議会、欧州理事会、経済社会評議会、地域委員会通達 「国際的な海洋ガバナンス：海洋の未来のためのアジェンダ」(SWD (2016) 352 final)	233
資料 2. 【インドネシア】海事に関するインドネシア共和国法律 2014 年 第 32 号	249
資料 3. 【ベトナム】海洋島嶼環境資源に関する法律	281
資料 4. 【ベトナム】ベトナム海洋法	311
資料 5. 【中国】フィリピン共和国の申し立てにより設けられた南海仲裁裁判所の 裁決に関する中華人民共和国外交部声明	323
資料 6. 【中国】南海における領土主権と海洋権益に関する中華人民共和国政府声明	327
資料 7. 【中国】（白書）中国は南中国海における中国とフィリピンの紛争の話し合い による解決を堅持する	331
資料 8. 【中国】中華人民共和国深海海底区域資源探査開発法	353
資料 9. 「海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップ 2016-2021」（概要版）	359

一 第 1 部執筆担当者一

第 1 章	樋口恵佳
第 2 章	五條理保
第 3 章	藤重香弥子
第 4 章	塩入 同
第 5 章	前川美湖
第 6 章	吉川祐子
第 7 章	本田悠介
第 8 章	高 翔
第 9 章	黄 洗姫
第 10 章	角田智彦
第 11 章	倉持 一
第 12 章	樋口恵佳
第 13 章	村上悠平

第 1 部 概要版

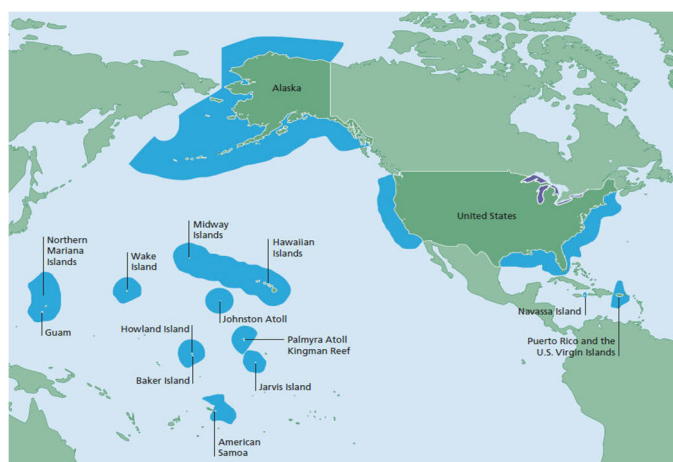
米国（本編を第 1 部（第 2 章）に掲載）

米国は、19,924km の海岸線を有し、本土の 48 州と、飛び州のアラスカとハワイの 2 州、連邦直属の首都ワシントン D.C. から構成される。すべてが島で構成されるハワイ州は、8 つの島と 100 以上の小島からなる。さらに、海外領土としてプエルトリコ、アメリカ領サモア、グアム、ヴァージン諸島など多くの島嶼を所有する。

海洋政策としては、オバマ政権が掲げていた国家海洋政策（National Ocean Policy : NOP）を推進するため 2009 年 6 月 12 日付の大統領覚書により省庁間海洋政策タスク・フォースが設立された。タスク・フォースは、海洋政策委員会(Committee on Ocean Policy)に代表を派遣している省庁等の高官(senior policy-level officials)により構成され、環境会議(CEQ : Council on Environmental Quality)議長が議長を務め、2010 年 7 月に最終報告を公表した。これに基づき、国家海洋会議(National Ocean Council : NOC)が設置され、海洋、沿岸域及び五大湖管理の国家政策の実施に向けた活動を開始した。以降、具体的な実施政策として 2013 年 4 月に「国家海洋政策実施計画（National Ocean Policy Implementation Plan）」を発表し、続けて同年 7 月に「海洋計画ハンドブック（Marine Planning Handbook）」を発表した。米国が直面している海洋における諸課題とそれに対処するために連邦政府が取るべき具体的政策が整理された形で記述されている。

米国の排他的経済水域（EEZ）¹は、1983 年の大統領布告 No.5030 によって規定されている。米国は現在も国連海洋法条約（UNCLOS）の締約国ではないが、深海底レジームを規定した第 XI 部以外の部分は、条約採択までの時点で既にほぼ慣習法にもなっていると主張しており、同大統領布告では「国際法によって許容される範囲において」、「主権的権利及び管轄権の行使は、国際法の規則に従って行使される」と、UNCLOS を踏まえた文面となっている。

なお、2017 年 9 月に発行されるバラスト水管理条約においては、米国は締約国ではなく、United States Coast Guard（USCG）が、米国海域内を航行する船舶に対するバラスト水処理装置設置を強制化する規則を設定するなど、独自の厳しい水準を設けており、今後の影響が懸念される。



図：米国の EEZ

¹ <http://voices.nationalgeographic.com/2011/03/30/overfishing-101-a-beginners-guide-to-understanding-u-s-fishery-management/usa-exclusive-economic-zone-map/>

欧州連合（本編を第1部（第3章）に掲載）

欧州連合(EU)は、ベルギー、ドイツ、フランス、イタリアなど、合計 28 ヶ国（2017 年 3 月時点）が加盟し、欧州理事会、欧州理事会、欧州議会、欧州委員会など、国家の枠を超えた統治の仕組み持つ地域統合体である。EU 加盟国全体では、面積 429 万 km²、海岸線延長 66,000km、人口 5 億 820 万人を擁する。

EU には海洋全般にわたる基本法令はないが、EU と各加盟国との関係については、リスボン条約（2007 年 12 月 13 日署名、2009 年 12 月 1 日発効）に定められており、排他的経済水域 (EEZ) 等の設定については、各沿岸加盟国が主権的権利を有すると明記されている。但し、海洋生物資源の保護に関しては、「EU 共通漁業政策 (Common Fisheries Policy : CFP)」に基づき、EU が排他的な権限を持つとしている。

海洋基本政策としては、海洋と沿岸域の持続可能な発展、海の環境面での健全性を回復するために海洋空間計画に基づく取組みの方向性等について記した 2007 年の「統合的海洋政策 (IMP¹)」、2020 年までに海洋を良好な環境状態とするために加盟国が必要な措置を講ずることを定めた 2008 年の「海洋戦略枠組指令²」、海洋空間計画を策定することを定めた 2014 年の「海洋空間計画枠組指令³」等がある。

領海・排他的経済水域については、IMP の指針が、「海洋戦略枠組指令」等を通じて、EU 加盟国の EEZ を含む海域の管理に反映される。

このほか、2016 年に EU は、変化する社会情勢や自然環境を的確に捉え、分野横断的・国際的視点をもって今後の海洋ガバナンスの確立に貢献していくために、今後注目すべき 2 つの新たな政策文書として、国際的な海洋ガバナンス⁴及び外交・安全保障政策のためのグローバル戦略⁵を公表した。また、EU としての北極に関する統合政策⁶を策定し、気候変動、環境保護、持続可能な開発、国際協力などに焦点をあて、今後、気候変動適応策の策定支援、船舶航行などに取り組むことを明らかにしている。

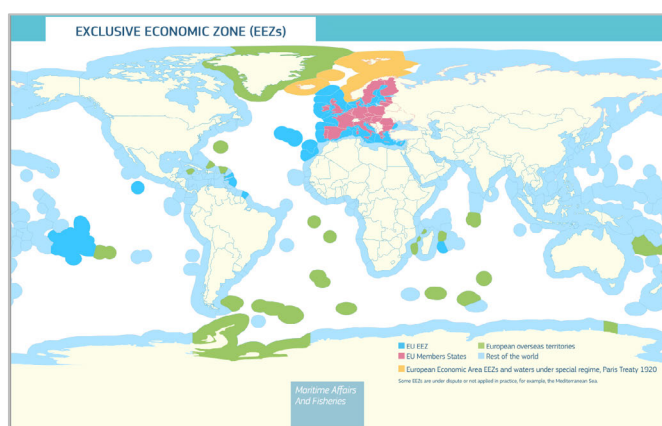


図 1： EU-EEZs

(出典：The EU and international ocean governance)

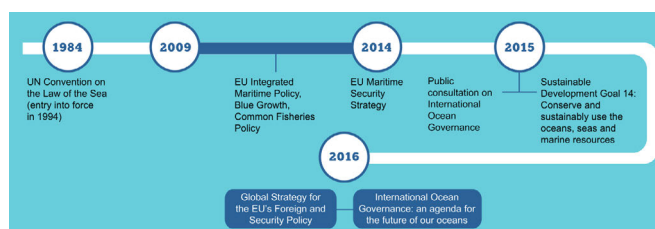


図2:EU の海洋ガバナンスの系譜と 2 つの新たな政策

(出典：The EU acting for our world's oceans Factsheet)

¹ An Integrated Maritime Policy for the European Union, COM (2007) 575 final.

² Marine Strategy Framework Directive (2008/56/EC)

³ establishing a framework for maritime spatial planning (2014/89/EU)

⁴ International ocean governance: an agenda for the future of our oceans (2016)

⁵ A Global Strategy for the European Union's Foreign And Security Policy "Shared Vision, Common Action: A Stronger Europe"

⁶ An integrated European Union policy for the Arctic (2016)

英国（本編を第1部（第4章）に掲載）

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの4つの地域からなる連合王国である。国土面積は、24.3万km²、海岸線12,429km、人口6,443万人の海に囲まれた国家で、EU人口の約13%を占めている。英国では、1990年代に進められた権限委譲政策により、1998年にはスコットランド、ウェールズ、北アイルランドの3地域で、それぞれ地方政府・議会が創設され、英国議会から委譲された範囲で立法等を行うことができることとなり、一国多制度の統治構造となっている。

1960年には、領海条約、公海条約、漁業および公海の生物資源の保存に関する条約、1964年には大陸棚条約を批准し、国連海洋法条約には、1997年に加入した。また、国内法の側面では1976年に漁業水域法を制定し、領海基線から200海里までを漁業水域として設定し、領海法を1987年に制定し、基線から12海里までを領海とした。

海洋基本法令の制定に向け、英国政府は、2002年に環境食糧農村地域省（DEFRA）から、政府として総合海洋政策を構築するための理念と戦略「Safeguarding Our Seas」を示し、2007年に海洋法案（A Marine Bill White Paper）を公表した。そして、排他的経済水域（EEZ）等を含む英国の連合王国水域の範囲と権限及び、海洋計画の策定や海洋保護区の設定などについて定めた、「海洋及び沿岸アクセス法（MCAA）」を2009年に制定した。

海洋基本政策として、英国政府は、海域の持続可能な開発・利用・保全を達成する上で、部門別の管理を統合するための体制を構築していくために、英国政府とスコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各地域が共同で策定した「海洋政策声明」を2011年に公表した。この声明には、海洋及び沿岸アクセス法（44条）を根拠として、英国政府（イングランド地域）および、各地域の政府・議会（スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）が、それぞれの海洋計画（沿岸計画、沖合計画）を策定すること、および、海洋環境に影響を及ぼす決定を行う上での枠組が明記されており、現在4地域それぞれで、2021年の策定を目指し、沿岸域・領海・EEZ等の管理を実施していくための計画検討が進められている。

海洋政策推進体制として、英国政府は、MCAAに基づき、関係する省庁からの委任を受けて海洋政策に統括的に対応するための組織である海洋管理機関（MMO）を2010年に設立した。このMMOは、イングランド地域の海洋管理を直接担うとともに、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの海洋計画を英国全体として一貫性あるものとするための役割を担っている。

排他的経済水域の設定については、海洋及び沿岸アクセス法（41条(3)）に規定され、同法および、2004年エネルギー法（84条(4)b）ならびに2008年エネルギー法（1条(5)(b)）に基づいて発出された2013年排他的経済水域規則（2013, No.3161）にEEZが緯度経度で明記された。



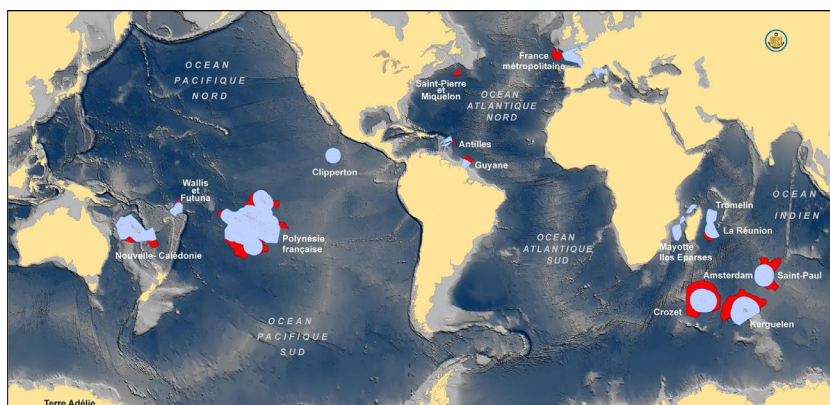
図：英国および国内各地域の位置関係
(外務省 HP 掲載の図に著者加筆)

フランス（本編を第1部（第5章）に掲載）

フランス共和国は欧州連合（EU）最大の国土面積を誇り、風景も変化に富んでいる。人口¹は、約 6,633 万人（2016 年 1 月 1 日時点）、フランス本土の面積²は、54 万 4,000km²である。本土領土はヨーロッパの西端に位置し、西は北海、英仏海峡、大西洋に接し、南は地中海に接する海岸線に囲まれている。複数の島が点在し、中でも地中海に浮かぶコルシカ（Corse）島が最大である。フランスは、本土に加え、海外にも領土を有している。本土と海外領土の海岸線延長の合計は、4,853 km である。現在、海外の領土としては、海外県（DOM : départements d'outre-mer）、海外公共団体（collectivité d'outre-mer）と呼ばれる旧来の海外領土（TOM : territoires d'outre-mer）を含む領土、さらに、フランスは南極大陸および南極圏領土（Terres australes et antarctiques françaises）の領有を主張している。フランスは、歴史的に大陸国家としてのアイデンティティが強い傾向があるが、経済発展・雇用創出の場としての海洋の可能性が着目され、海洋政策が本格化したのは、2007 年 5 月に成立したサルコジ政権以降のことである。

海洋政策を含めた環境政策全般の推進のために、2009 年 8 月に「環境グルネルの実施に関するプログラム法律（グルネル実施法 1）」（Grenelle de l'environnement）、2010 年 7 月に「環境のための国家の義務を定める法律（グルネル実施法 2）」が制定された。さらに、2009 年 2 月に海洋分野に特化して環境グルネルを補完するものとして、「海洋グルネル」政策（Grenelle de la mer）が宣言された。2009 年 12 月には、「海洋グルネル」政策の実施を進めるために「海洋国家戦略青書」が発表され、4 つの優先課題として、（1）海洋知識の醸成や海洋教育等を通じた将来への投資、（2）持続可能な海洋経済の構築、（3）海外領土における海事関連活動の促進、（4）国際的な場におけるフランスの地位確立、が挙げられた。

海洋安全保障や海洋空間計画の活用等については、欧州において 2014 年に「欧州連合海洋安全保障戦略」、「海洋空間計画の枠組構築に係る 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会指令第 2014/89/EU 号」が採択された。フランスもこれに呼応し、フランス版「海洋安全保障戦略」を 2015 年に発表した。また、2016 年 6 月には、ブルーエコノミー推進法案（Proposition de loi pour l'économie bleue）が可決された。



図：フランスの海域（大陸棚延長申請を行った部分は赤色）

（出典：service hydrographique et océanographique de la marine <SHOM>）

¹ 仏国立統計経済研究所

ロシア（本編を第1部（第6章）に掲載）

ロシアの海洋政策の推進にあたっては、ロシア連邦大統領をはじめ、複数の国家機関が関わっている。中でも、2001年に組織されたロシア連邦政府海洋協議会は、連邦執行機関や連邦構成主体の執行機関、また海洋活動に携わる関係機関の統一した活動を保障する役割を担っている。同協議会は、ロシアの海洋活動にとって重要な役割を果たしており、国家海洋政策の調整や実施のための、科学的、政策的、経済的な提言の準備等も行っている。

「ロシア連邦海洋ドクトリン」はロシアの海洋政策を示す公的文書である。2001年に承認された「2020年までのロシア連邦海洋ドクトリン」は、海洋活動の意識の向上と、ロシアの発展にとって海洋活動が重要であるとの認識に大きく貢献した。しかし、ドクトリン承認から10年以上が経過し、ドクトリンの修正、文書全体の見直しが必要であると考えられるようになり、2015年に14年ぶりに改定され、新たに造船業の発展や海底パイプラインの運用等に関する方針が示された。当該文書の法的基盤として2013年から並行して検討が進められているのが、「ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法」である。ロシアには、海洋全般に亘る基本法令はなく、海洋活動における規制の枠組みは分野毎に制定されている。そこで現在、ロシアでは、複雑で相互に関与する海洋活動の現状を調整し、効率的なガバナンスツールを確立することを目指し、海洋活動に関する新たな連邦法の策定に取り組んでいるところである。

ロシアの海洋政策の背景には、これまで、複合的・統合的アプローチが不十分であったことが指摘されている。ソ連時代は、セクター別アプローチが主流であり、開発の不均衡や投資のばらつき、また、異なる省庁間に類似の組織が存在したことで機能的・技術的重複が見られ、省庁間で相反・対立するようなこともあった。1960年代、70年代におけるソ連のシーパワーの増強は著しく発展したが、統合的アプローチの欠如により、そこには常に困難が伴った。1991年にソ連からロシアに転換したことは、政治的、社会的、経済的に抜本的な変化をもたらし、ロシアの海洋活動にも影響を及ぼすこととなったが、現代のロシアの海洋活動においても、統合的・近代的なシステムの構築は、未だ課題の一つとなっている。このような中、2010年に承認された「2030年までのロシア連邦海洋活動発展戦略」等では、沿岸域総合管理、また海洋空間計画といった概念が示されることとなり、現在ロシアは、統合的・近代的な管理方法の導入に取り組んでいるところである。



図：ロシアとその沿岸海域
(出典：米国中央情報局 "The World Fact Book")

インド（本編を第1部（第7章）に掲載）

インドは、地理的にインド洋に面しており、西をアラビア海、東をベンガル湾に囲まれた半島国家であり、国土面積は約 328.7 万 km² に及ぶ（パキスタン、中国との係争地含む）。またインドは、島嶼領含め、約 7,500km に及ぶ長大な海岸線を有しており、その排他的経済水域（EEZ）は約 237 万 km²、大陸棚は約 50 万 km² に及ぶ。

インドは、今日に至るまでいわゆる「海洋基本法」に該当する法令を整備しておらず、海洋に関する個別の法令の根拠となっているのはインド憲法である。インド憲法の第 297 条は、インドの領海、大陸棚及び EEZ の内側の土地及びそこに賦存する資源は、連邦（the Union）に賦与されたものであり、連邦の目的のために留保されると定める。

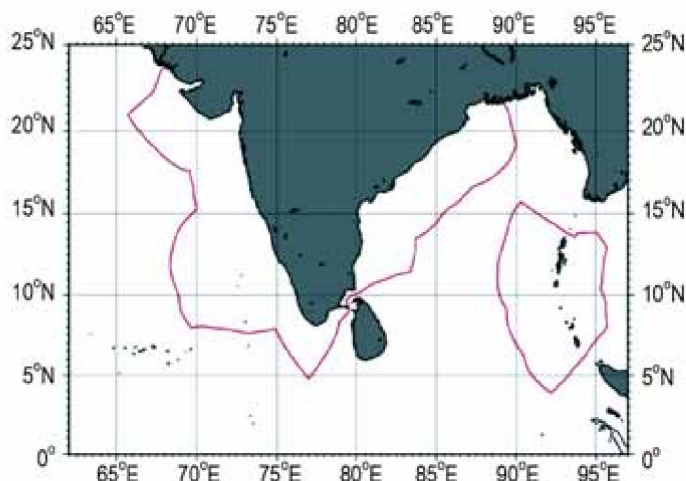
インドにおける、いわゆる「海洋基本計画」に該当する国家政策としては、1982 年 7 月に首相直轄の組織である海洋開発局が発表した、「海洋政策声明（Ocean Policy Statement）」が挙げられる。この海洋政策声明は、全 15 項からなり、持続可能な方法でインド社会の利益のために海洋の生物・非生物資源の利用することを目的としている。しかしながら、海洋政策声明は、海洋科学技術の研究及び開発や海洋資源の開発といった、基本的にインドにおける海洋科学の発展のための将来的方針を述べるものであり、必ずしも海洋安全保障や海洋環境の保全、海洋産業の振興等を含む、海洋の総合的管理について定めたものではない。

海洋政策推進体制は、各省庁が所掌に応じて分野ごとに政策を実施する体制をとっており、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するための中央調整機関ではなく、各省庁がそれぞれの所掌に応じて権限を行使する方針を採用している。

沿岸域総合管理政策には、地球科学省が主体となって実施している沿岸海域の総合的管理に関する能力開発及び科学技術支援策と、環境森林気候変動省が中心となって推進している海洋保護区ネットワーク等の取り組みがある。

領海及び EEZ・大陸棚の管理については、1976 年 8 月に採択された「領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法」に基づき、領海の幅員や外国船舶の領海内の無害通航権、EEZ・大陸棚の天然資源の探査、開発、保全及び管理、海洋の科学的調査の許可並びに規制等について定めている。

このほかインドは、中央政府による SDGs の海洋に関する施策の国内実施や北極に関する科学研究の促進、海上安全保障に関するインド洋島嶼国との協力体制、インド洋の深海底鉱物資源の探査活動の推進などに積極的に取り組んでいる。



図：インドの EEZ 概念図

（出典：Integrated Headquarters Ministry of Defence (Navy),
Freedom to Use the Seas: India's Maritime Military Strategy (2007), p.58)

中国（本編を第1部（第8章）に掲載）

中国の国土面積は、960 万 km² で世界第3位の広さを誇る。海岸線延長は約 1.8 万 km で、500m² 以上の面積の島は 7,300 余りあり、そのうち有人島は 400 余りに及ぶ。中国は 1958 年には、「領海に関する声明」を発表し、領海の幅を 12 海里とした。1992 年には、「領海および接続水域法」を制定し、1996 年に「国連海洋法条約」を批准し、1998 年に「排他的経済水域および大陸棚法」を公布・施行した。中国が管轄する内水・領海の面積は 38 万 km² で、排他的経済水域の面積は 300 万 km² あるとしている。

海洋全般にわたる基本法令は、現在ないが、海洋管理に関する個別の法令としては、2001 年に採択された「海域使用管理法」により、沿岸域における海域利用の管理体制、管理制度を整えた。2009 年には、海島生態系保全のための「海島保護法」を制定し、それに基づき 2012 年には「全国海島保護計画 2011～2020」を発表した。現在は、「全国海島保護計画 2011～2020」で定めた目標を実現するために 2016 年に策定された「全国海島保護事業 13 次 5 年計画」に基づき、取り組みが進められている。

海洋基本政策としては、1996 年に「中国海洋アジェンダ 21」、1998 年に「中国海洋事業の発展白書」、2013 年に「国家海洋事業発展 12 次 5 年計画」を策定した。これらの政策文書は中国の海洋発展に向けた総合計画として、海洋発展の指針を窺わせるものとなっている。1990 年代以後、中国では海洋発展が急速に展開され、その内容は海洋安全、海洋経済発展、海洋科学技術など、多くの分野が含まれる。これらの政策は、5 年毎に更新される経済・社会発展プランと整合した形となっている。海洋経済発展に向けた政策としては、「海域使用管理法」に基づく「全国海洋機能区画 2011～2020」（2012 年 3 月）が実施されている。また、2003 年に策定された「全国海洋経済発展計画要綱」とその見直しである 2012 年 9 月に策定された「全国海洋経済発展 12 次 5 年計画」が実施されている。これらの政策では、海洋経済発展に向けたマクロ戦略を定めている。この他に、海洋科学技術発展政策の主なものとしては、2008 年の「全国科学技術興海計画要綱」、「12 次 5 年計画海洋科学技術発展計画要綱」（2011 年）、「全国科学技術興海計画 2016～2020」（2016 年）、「海洋再生可能エネルギー発展の第 13 次 5 年計画」（2016 年）などがある。

海洋政策推進体制としては、2013 年に、海洋の総合管理及び開発利用を強化するために、海洋関連行政機構の設置・再編が進められた。この組織再編では、従来の海洋に係る 5 つの法施行機関（国家海洋局、公安部、農業部、交通運輸部、海関総署）が統合され、公安部、農業部、海関総署の構成員が国家海洋局に吸収され、国家海洋局の下に国家海警局が新設された。

その他、海洋政策と関係のある主な動きとして、経済発展を促すために打ち出された「一帯一路」構想がある。この構想を推進するために 2015 年には、シルクロード経済ベルト（一帯）と 21 世紀海上シルクロード（一路）の共同建設推進に向けたビジョンと行動を発表した。

このほか、全国人民代表大会では、海洋基本法の制定が重要課題となっており、海洋基本法を 2020 年までに制定することが、2016 年に策定された 13 次 5 年計画に明記され、今後の動向が注目されている。

韓国（本編を第1部（第9章）に掲載）

韓国は、三方を海に面し、国土面積は約 99,700 km²、海岸線延長は約 13,500km で、約 86,890km²の領海の面積を擁する。西海岸は潮位差が大きく多くの干潟が存在する。総人口は 5,090 万人余りで、全人口の約 27%が沿岸部に居住している。

韓国の海洋政策は 2002 年に制定された「海洋水産発展基本法」に基づいて実施されている。そして海洋政策の最上位計画として「海洋水産発展基本計画」が定められている。同計画は海洋水産発展基本法（第 6 条）に、10 年ごとに政策方針と目標を見直す中長期の計画で、現行計画は二期目で、通称「OCEAN KOREA 21」と呼ばれる。第二期計画の実施期間は 2011 年から 2020 年までであり、2008 年の政府組織改編の際に、従前の体制であった「総合海洋行政体制」から、海洋と国土を統合管理する「統合国土管理体制」へと推進体制も大きく発展させ、社会ニーズ・政策動向を捉えた対応を行ってきた。韓国では、国連海洋法条約の発効以降、「海洋の自由利用時代」から「海洋分割管理時代」へと取組の転換が図られる中で、国家間の海洋境界の画定問題、資源管轄権の確保問題が重視されるようになってきた経過がある。

海洋政策推進体制としては、「海洋水産発展委員会」がその推進主体としての役割を担っている。同委員会は、「海洋水産発展基本計画」および、関連する海洋政策等の審議機構であり、海洋政策の重要性が増すなかで、同委員会の委員長職は、2014 年の海洋水産基本法の一部改正において、海洋水産部長官が従来この職についていたものが、国務総理へと格上げされた。

沿岸総合管理の推進体制としては、1999 年に制定した「沿岸管理法」が根拠となっており、同法（第 6 条）には、沿岸域の総合管理を推進するために、中央沿岸管理審議会の審議を経て 10 年ごとに沿岸統合管理計画を策定することが規定され、現在「第二次沿岸統合管理計画（2011～2021）」が実施されている。

海域の管理については、「領海および接続水域法」、「排他的経済水域法」等を制定して対応しつつ、韓国と隣接し、または相対する国との排他的経済水域に関する境界は、国際法に基づいた関係国との合意により画定することとしている。

このほか、グローバル化した国際海洋秩序および持続可能な海洋・沿岸管理を推進するための施策が現在進められており、「第 4 次海洋環境総合計画（2011～2020）」、「第 3 次公有水面埋立基本計画（2011～2021）」、「漁業管理能力強化のための総合対策（2013）」等、各部門別の中長期計画が策定され実施されている。近年では、北極政策の策定と推進において顕著な動きが見られ、2013 年には「北極総合政策推進計画」が策定された。また、海洋産業に関連して 2016 年 8 月には、物流分野の総合計画である「国家物流基本計画（2016～2025）」が策定された。同計画には、陸・海・空の物流分野全般を包括する計画として、韓国物流の総合的な発展を目指し、その方向性と推進戦略が示されている。

ベトナム（本編を第1部（第10章）に掲載）

ベトナムは、南北 1,650km の細長い本土と島嶼部からなる南シナ海に面する国である。島を除く海岸線は 3,260km 以上で、沿岸自治体の人口が、全人口の半分以上を占めている。ベトナム政府によると 2,773 の島があり、パラセル（西沙）・スプラトリ（南沙）の両諸島の 1km² 以上の島は 82 ある。

ベトナムでは、1977 年に領海、接続海域、EEZ、大陸棚に関する宣言を発出している。また、1980 年の憲法第 1 条において、ベトナムの主権、管轄権に海域・島嶼を含むことを明記している。更に、1982 年に国連海洋法条約に署名するとともに、領海基線の宣言を発出している。

EEZ については、中国、フィリピン、ブルネイなどの近隣諸国と主張が重なっており、多くが未確定であるが、中国との間でトンキン湾付近の境界線について合意するなどの解決も見られている。2012 年には海洋基本法に相当する「ベトナム海洋法」が制定されている。

1975 年のベトナム戦争終結後のベトナムの政治体制は、共産党の一党支配である。しかしながら、1986 年の第 6 回ベトナム共産党大会で「計画経済」から「市場経済」へと転換されている。この「ドイモイ政策」のもとで経済成長を続けたが、沿岸域においては、沿岸汚染や沿岸生息域の破壊、過剰漁獲、油流出、沿岸災害、利用競合等の課題に直面した。

このような沿岸環境の悪化や、2003 年の SDS-SEA¹ の合意が契機となり、ベトナムでは持続可能な開発の重要性等への理解が進んだ。2007 年に共産党が承認した 2020 年に向けた海洋戦略を受け、主に沿岸域や島嶼域を中心とした持続可能な開発に向けた「海洋・島嶼の資源・環境保全総合管理に係る政令」が 2009 年に制定され、天然資源環境省において沿岸計画に係る取組が始められた。しかし、他セクターとの調整において政令レベルでは実効性を担保することが難しく、その取組は順調には進まなかった。そこで、法律レベルでの対応の必要性が認識され、2015 年の「海洋島嶼環境資源法」の制定に至った。この法律は 2016 年 7 月に施行されており、海洋島嶼資源の持続可能な開発・利用、海洋島嶼環境の保護に係る取組が本格化している。

ベトナムでは、PEMSEA²等の支援のもとで長年、沿岸域総合管理のパイロット事業等の取組が進められてきている。また、最近では海洋保護区に係る取組も進められており、2010 年には、16 の海洋保護区の設置に係る計画を首相が承認している。



図：南シナ海において各国が主張する海域
出典：海洋政策研究所 Ocean Newsletter、第 376 号

¹ 東アジア海域持続可能な開発戦略（SDS-SEA）

² 東アジア海域の環境管理パートナーシップ

インドネシア（本編を第1部（第11章）に掲載）

インドネシアは、東南アジア南部に位置する共和制国家であり、首都はジャワ島に位置するジャカルタである。その国土は、5,110km と東西に非常に長く、世界最多の島嶼を抱える群島国家である。赤道にまたがる1万3,466もの大小の島により構成されている。また、同国は群島国家ということもあり、海岸線は約81,290kmと長く、領海とEEZを合計した面積は約541万平方kmと広大である¹。

インドネシアの海洋政策は、基本法となる「海事に関するインドネシア共和国法律 2014 年第 32 号（法律 2014 年第 32 号）」を根拠として進められている。同法は、海洋国であり群島国家であるインドネシアにとっての海洋政策の重要性を謳うのみならず、同国における領海、接続水域、排他的経済水域（EEZ）、大陸棚といった海洋権益に関する諸概念の定義や根拠、国際協調の必要性などを定めており、国連海洋法条約（UNCLOS）に準拠することを明記している点に特徴がある。

従来インドネシアでは、運輸省、海洋・水産省、観光省、エネルギー・鉱物資源省の4つの省が海洋に関する具体的な政策立案とその実行を担ってきた。しかし、各省の打ち出す政策などはバラバラであり、縦割り体制の弊害の解消が課題とされてきた。そこで、2014 年 10 月、ウィドド現大統領によって新たに海事担当調整省が設けられ、効果的・効率的な海洋政策の推進が図られることとなった。また、同年にはインドネシアの海上保安庁と言える海上安全保障局（BAKAMLA）が発足し、海洋法執行機関の統合に向けた調整が進んでいる。

さらに、ウィドド大統領は、①海洋文化構築、②海洋資源管理、③海洋インフラ強化、④海洋外交、⑤海洋防衛の5項目からなる「海洋国家構想」を掲げ、海洋政策の推進に努めている。こうした動きに対し、我が国政府は、共に海洋国家であるとの認識に立ち、戦略的パートナーシップの構築を主軸として協力する姿勢を示し、海上保安機関への協力、水産資源管理に関する能力向上支援、防衛装備協力を含む安保協力の積極的推進を表明している。



※赤線はインドネシア群島基線を示す

図：インドネシア海洋図（出所：Bakosurtanal）

¹ 米国務省資料（1972）「Limits in the Sea-Theoretical Areal Allocations of Seabed to Coastal States」（全訳「海洋産業研究資料」通巻第 59 号、1975）

オーストラリア（本編を第1部（第12章）に掲載）

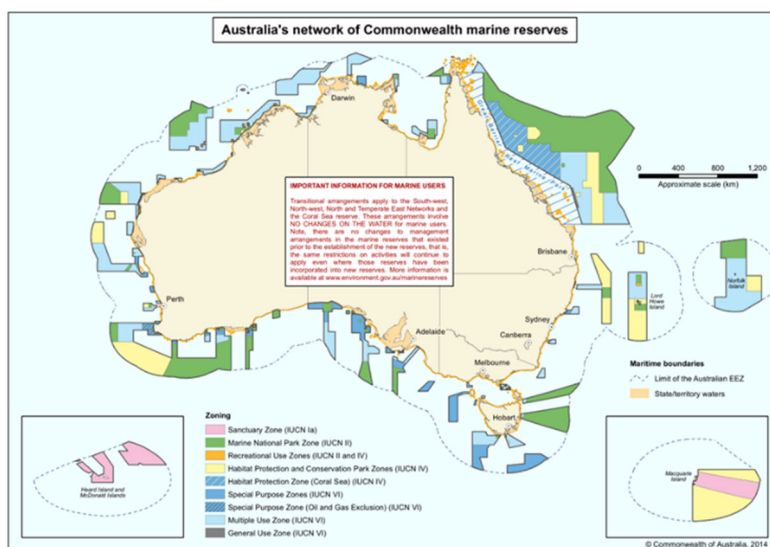
オーストラリアは、世界有数の国土面積を誇る大陸国家であるだけでなく、米国に次いで世界第2位の海域面積を占める海洋国家でもある。

オーストラリアの管轄海域の範囲及び権限の限界は国連海洋法条約(UNCLOS)に従って定められており、UNCLOS の規定を国内的に担保するのは 1973 年の「海洋及び沈降地法 (Seas and Submerged Lands Act)」である。同法は領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚に対するオーストラリアの管轄権等を定める。

オーストラリアは海洋に関する事項を総合的に扱う海洋基本法を持たないが、1998 年に策定され、2004 年に見直しが行われた「オーストラリアの海洋政策(Australia's Oceans Policy)」という総合的政策枠組みを有している。2004 年の見直しの際に、政策実施機関である国家海洋局が環境遺産省に編入されるなど、オーストラリアの海洋政策は環境政策としての正確を強めている。当該政策に基づく計画実施に関連が深い法律として 1999 年の「環境保護生物多様性保護法(Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999, EPBC 法)」がある。EPBC 法は、2005 年、地域海洋計画(Regional Marine Planning, RMP)についての根拠法として位置づけられ、その後 RMPs の後継となる国家海洋バイオリージョン化計画(Marine Bioregional Planning, MBP)の根拠法となった。

オーストラリアの海域は MBPs のもとで科学的分析を受け、海域の特性に応じて分類されている。このようなバイオリージョンは、海洋保護区や国立公園の設置や管理に役立てられている。現在のバイオリージョンに関わるプロジェクトは「オーストラリアの総合的海洋・沿岸リージョナリゼーション(IMCRAv4.0)」であり、既存の沿岸区域における事業と既存の MBPs が統合され、オーストラリアの沿岸から EEZ の端までがカバーされている。

オーストラリアの EEZ のうち約 80%はバイオリージョンとして指定され、そのもとで海洋保護区や海洋国立公園等として管理されている。



図：オーストラリアの海洋保護区ネットワーク
(出典：オーストラリア環境・エネルギー省 HP)

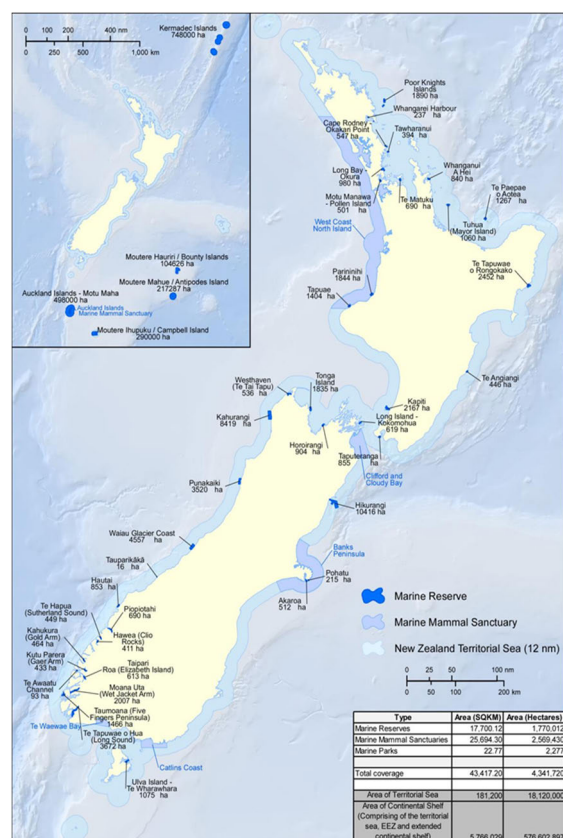
ニュージーランド（本編を第1部（第13章）に掲載）

ニュージーランドは南西太平洋に位置するイギリス連邦加盟国で、北島および南島を中心に16の地方行政区域からなり、国土面積27.5万km²、人口約420万人を擁する。また、南島の東方約1,000kmに位置するチャタム諸島は、ニュージーランドの特別領として位置づけられている。ニュージーランド王国と言う場合には、ニュージーランド国王(英国国王が兼任)を国家元首とする地域全体を意味し、ニュージーランドのほか、ニュージーランドと自由連合の関係にあるクック諸島、ニウエ、トケラウおよびロス海属領により構成されている。

ニュージーランドには、海洋全般にわたる包括的な法律は存在せず、海洋の利用に関する事項を取り扱う機関も存在しない。しかし実際には、1991年に制定された「資源管理法」と、この法律にしたがい策定された「ニュージーランド沿岸域政策声明 (New Zealand Coastal Policy Statement : NZCPS)」および、2012年に制定された「排他的経済水域および大陸棚（環境影響）法 (EEZ・大陸棚法)」が、海洋管理のための枠組みとしての機能を果たしている。

1991年に制定された資源管理法は、漁業資源を除くすべての天然資源の管理について規定するものであり、領海における活動は、漁業を除き、同法の下で規律される。ニュージーランド政府は同法の規定に従い、1994年に初めてNZCPを策定し、2010年に改定版を発表している。NZCPSに関連する政策の実施については、保全大臣 (Minister of Conservation) が主管大臣となり、実施の責任を負うこととされている。また、2010年に行われたNZCPSの改定の結果、地方政府がより中心的な役割を担うことが規定された。地方政府はNZCPSを自らの声明・計画の策定を通じて実施する責任を有する。ニュージーランドの海域の約96パーセントを占めるEEZにおける活動は、EEZ・大陸棚法の下で規律される。同法は、既存の法令を補完し、各種活動からの環境影響を規律することを目指すものであり、EEZの管理のための包括的なレジームを規定するものではない。漁業、石油・ガス採掘、および海運は、同法の適用から除外される。EEZ・大陸棚法は、環境保護局 (Environmental Protection Agency : EPA) に許認可、順守の監督および同法上の要件の周知 (public awareness) 等の任務を与えている。

ニュージーランドの領海においては明示的に生態系アプローチが採用されており、また、各海洋利用間の調整も保全大臣によって行われうる。また、EEZにおいては、個々の海洋利用申請の審査においてという限定つきではあるが、EPAによって、予防原則にしたがい生態系保護等の目的が考慮されうる。2016年には海洋保護区に関する統一法を制定するための改革案が出されている。



図：ニュージーランド領海における海洋保護区

出典：A New Marine Protected Areas: Consultation Document, Ministry for the Environment (2016)

第 1 部

各国の海洋政策と法制に関する研究

第1章 各国の海洋政策と法制に関する研究

1. はじめに

第1部の報告書においては、概ね以下の共通の構成をとり、対象である各国（米国、欧州連合、英国、フランス、ロシア、インド、中国、韓国、ベトナム、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド）の海洋政策および法制度につき、横断的に総覧できるようにした。すなわち、1.海洋（基本）法令、2.海洋（基本）政策、3.海洋政策推進体制、4.沿岸域総合管理、5.領海等の管理、6.排他的経済水域（EEZ）等の管理、7.その他の重要政策（安全保障、海洋保護区など）である。

以上の共通項目は、国連海洋法条約や持続可能な開発目標(SDG)等の国際的要請に対応するため、各国がこれまで取り組んできた、また今後の我が国において一層の取組みが必要な重要課題である。

これらの共通項目を元に、本章（第1章）は、上記共通項目に基づく各国の法制度一覧表（表1）を付した。各国の法制度一覧表は、上記共通の構成に基づき、各国担当の研究員等の協力を得て、これまで海洋政策研究財団（現：笹川平和財団海洋政策研究所）が出版してきた各年度報告書等を参考に作成された。なお、この表においては、「沿岸域総合管理」とは、沿岸の海域・陸域を一体的にとらえて総合的に管理すること、「領海等の管理」とは、内水、領海及び接続水域を管理すること、「排他的経済水域（EEZ）等の管理」とは、排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚を管理することをそれぞれ意味する。

このほか、例年の報告書にはなかった初の試みとして、主要各国の排他的経済水域（EEZ）等に関する法制度の横断比較が付してある。

主要各国の排他的経済水域（EEZ）等に関する法制度の横断比較では、昨今の国内外における EEZ の管理手法等に関する議論の高まりを踏まえ、第2章以下の記述を踏まえ、主要各国の法制度について比較分析が行われている。

以上のように各国の取組を整理・把握することは、今後の我が国における政策の立案に重要な示唆を与えるものと考えられる。

表1-1 各国の海洋政策の概要

	日 本	米 国	欧州連合
1. 海洋(基本)法令	・海洋基本法(2007):基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。	・大統領令13547(2010):下記省庁横断的海洋政策タスク・フォース最終報告書に基づき基本的施策、国家海洋会議(NOC)の設置、沿岸海洋空間計画(CMSP)等について規定。	・海洋全般にわたる基本法令はない。 ※EU条約(リスボン条約、2009発効):共通漁業政策(CFP)に基づく海洋生物資源保護分野はEUが排他的な権限を持ち、海洋生物資源保護を除く漁業分野はEUと加盟国が権限を共有し、かつ、EU法が優位する。
2. 海洋(基本)政策	・海洋基本計画(2008、2013):海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。	・21世紀の海洋の青写真(2004):2000年海洋法に基づき設置された海洋政策審議会の最終報告書。 ・省庁横断的海洋政策タスク・フォース最終報告書(2010) ・国家海洋政策実施計画(NOC,2013)	・海洋環境戦略(2005) ・ブルーペーパー:統合的海洋政策(IMP)(2007) ・海洋戦略枠組指令(MSFD)(2008) ・国際的な海洋ガバナンス(2016)
3. 海洋政策推進体制	・総合海洋政策本部(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官・海洋政策担当大臣)による総合調整。 (内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理) 総合海洋政策本部に参与会議を設置。	・国家海洋会議(NOC):国家海洋政策の実施計画立案、政策実施、総合調整等を行う。共同議長は環境会議議長、科学技術政策局長官、委員は海洋関連政府機関高官等。 ・省庁間海洋資源管理政策委員会、省庁間海洋科学技術政等がNOCに対し助言支援。	・欧州委員会:環境総局、海事・漁業総局(DGMARE)、等 ・欧州共同体の専門機関:共同体漁業管理機関(CFCA)、 ・欧州環境機関(EEA)、欧州海上保安機関(EMSA)、等 ・欧州国境沿岸警備組織(2016)
4. 沿岸域総合管理(法令、計画等)	法律:なし。 指針:沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000) (具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない)	・沿岸域管理法(1972/1990):州が沿岸域管理計画を策定、連邦政府が州に補助金交付。 ・沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が沿岸海域を含む管理計画を策定。	・沿岸域の総合的管理:欧州戦略(2000) ・沿岸域の総合的管理に関する勧告(2002) ・欧州連合のための統合的海洋政策(2007) ・海洋空間計画枠組構築指令(2014)
5. 領海等の管理(法令、計画等)	・領海及び接続水域に関する法律(1977)(領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	・大統領布告5928(1988):領海を3海里から12海里に拡大。 ・沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が領海等を含む管理計画を策定。	・領海等の海域設定は各加盟国の主権に基づく。
6. 排他的経済水域(EEZ)等の管理(法令、計画等)	・排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(1996) ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律(2010) (排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	・大統領布告5030:アメリカ合衆国排他的経済水域(1983) ・沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関がEEZ等を含む海域の管理計画を策定。	・排他的経済水域及び大陸棚の海域設定は、各加盟国が主権的権利を有する。 ・ブルーペーパー:統合的海洋政策(IMP)(2007) ・海洋戦略枠組指令(MSFD)(2008) ・海洋空間計画枠組構築指令(2014)
7. その他(特筆すべき政策等)	・我が国の北極政策(2015)	・国家海洋政策実施計画(2013):生態系ベース管理の適用、最先端の科学情報の収集・活用・共有、効率性向上と協働促進、地域による取り組み強化を図る。	・共通漁業政策(CFP)(2013改正) ・欧州連合海洋安全保障戦略(2014) ・外交・安全保障政策のためのグローバル戦略(2016) ・北極統合政策(2016):気候変動、持続可能な開発、国際協力という3つの主要分野における39の施策。

英 国	フランス	ロシア	インド
・海洋及び沿岸アクセス法(MCAA)(2009): 海洋管理機構(MMO)の設立、海洋計画の策定、海洋における活動の許認可、海洋保護区(MCZs)の指定等について規定。	・海洋全般にわたる基本法令はない。 ※海洋環境を包含した環境に関する法律として、「環境グルネルの実施に関するプログラム法律(グルネル実施法1)(2009)」「環境のための国家の義務を定める法律(グルネル実施法2)(2010)」	・海洋全般にわたる基本法令はない。	・海洋全般にわたる基本法令はない。
・海洋政策声明(2011): MCAAに基づき策定。	・海洋国家戦略青書(2009)	・ロシア連邦海洋ドクトリン(2015)	・海洋政策声明(海洋開発局、1982)
・海洋管理機構(MMO): MCAAに基づき設立された政策遂行型政府外公共機関、環境食糧地域省(DEFRA)が運営管理。	・海洋関係閣僚委員会(委員長: 首相)、海洋総合事務局 ・エコロジー・持続可能開発・エネルギー省(MEEM) ・海洋沿岸国民評議会(CNML)が国家レベルの海洋政策諮問機関として設置される(2013)	・ロシア連邦政府海洋協議会: 海洋政策に関わる省庁・機関の代表、国営企業の代表等が参加し、海洋政策を協議。各機関の意思決定、協議、連絡調整の場として機能。	・首相直轄の海洋開発局が設立(1981): 外務省、地球科学省、国防省(インド海軍、沿岸警備隊)、海運省、環境森林気候変動省、農業省
・東部沿岸及び東部沖合に関する海洋計画: 2011年より策定手続に入り2014年4月に採択、公表された。 ・南部沿岸及び南部沖合に関する海洋計画: 2013年より策定手続に入り2015-16年の採択を目指す。	・沿岸域法(Loi Littoral)(1986): 市町村(communes)中心の沿岸域管理 ※近年はグルネル法に基づき国主導で沿岸域総合管理が推進されている。		・全体を統括する法律はない。 ※環境保護法(1986)に基づき沿岸域における活動規則や各州の沿岸域管理計画が作成されている。
・領水管轄権法(1878) ・領海法(1987)	・フランス領海の画定に関する法律(1971)	・ロシア連邦の内水、領海、接続水域に関する連邦法(1998)	・領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法(1976)
・大陸棚法(1964) ・MCAA(2009): 排他的経済水域の設定について言及。	・共和国の沖合の経済水域および生態系保護水域に関する法律(1976) ・大陸棚及び排他的経済水域における人工島・施設・構造物及び付帯施設並びに海底ケーブル・パイプラインに適用可能な規制に関するデクレ(2013)	・ロシア連邦の排他的経済水域に関する連邦法(1998) ・ロシア連邦の大陸棚に関する連邦法(1995)	・領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法(1976) ・自国のEEZ内では、軍事演習だけでなく機器の設置も含め、沿岸国の同意が必要との立場。
・クラウン・エステート法(1964): 前浜の一部並びに領海の海底及びその下が王室財産であることを規定。 ・エネルギー法(2004): 領海を超える海域を再生可能エネルギー海域(REZ)として指定可能にすることを規定。	国立公園、海洋自然公園、地方自然公園に関する法律(2006)、および同法により設置された海洋保護区局 海洋再生可能エネルギーに関する研究報告書(MEDDE他、2013)に法制度の整理がある。 ・ブルーエコノミー推進法(2016)	・2030年までのロシア港湾インフラ開発戦略(2010) ・2020年までのロシア連邦北極域開発および国家安全保障戦略(2013)	・地球科学省を中心に、北極海への関心が高まっている。

表1-2 各国の海洋政策の概要

	日 本（再掲）	中 国	韓 国
1. 海洋（基本）法令	・海洋基本法（2007）：基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。	海洋全般にわたる基本法令はない。 ※ただし、「第13次5カ年計画（2016-2020）」には、「海洋基本法」を2020年までに制定することが明記された（2016年3月16日）。	・海洋水産発展基本法（2002）：海洋水産発展基本計画、海洋水産発展委員会、基本的施策等について規定。
2. 海洋（基本）政策	・海洋基本計画（2008、2013）：海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。	・全国海洋経済発展計画要綱（2008）に基づき、国家海洋事業発展第12次5カ年計画（2011-2015）を策定（2013）、2020年まで展望する。	・第二次海洋水産発展基本計画（Ocean Korea 21）（2011～2020）海洋水産発展基本法第6条に基づき、10年毎に見直し。
3. 海洋政策推進体制	・総合海洋政策本部（本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官・海洋政策担当大臣）による総合調整。（内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理）総合海洋政策本部に参与会議を設置。	・国家海洋委員会：国家海洋発展戦略の策定、海洋の重大事項を統一的に調整するため設立（2013）。具体的な業務は国家海洋局が担当する。 ・国家海洋局：海洋発展計画の制定、海上の権益擁護・法律執行の実施、海域使用・海洋環境保護の管理監督業務を行う（2013年行政改革により再編）。	・海洋水産部（2013年省庁再編で発足） ・海洋水産発展委員会：海洋水産発展基本計画および重要海洋政策等の審議機構。下位組織として海洋水産発展実務委員会を設置。
4. 沿岸域総合管理（法令、計画等）	法律：なし。 指針：沿岸域圏総合管理計画策定のための指針（2000）（具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない）	・中国海域使用管理法（2001） ・全国海洋機能区區画2011-2020（2012）：海洋空間の開発、コントロール及び総合管理の基本方針、目標を定めた。	・沿岸管理法（2001年制定、2013改正）：沿岸統合管理計画（国）、沿岸管理地域計画（地方）の策定、沿岸用途海域の指定等を規定。 ・同法に基づく第2次沿岸統合管理計画（2011～2021）（2013年大幅改訂）
5. 領海等の管理（法令、計画等）	・領海及び接続水域に関する法律（1977）（領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない）	・中国領海及び接続水域法（1992） ・中国海域使用管理法（2001）：内水・領海における機能別の区画の設定、海域使用権等について規定。 ・全国海洋主体機能区計画（2015） ・中国国家安全法（2015）	・領海法（1977） - 上記沿岸管理法は領海外側限界まで適用される。
6. 排他的経済水域（EEZ）等の管理（法令、計画等）	・排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（1996） ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律（2010）（排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない）	・中国排他的経済水域及び大陸棚法（1998） ・全国海洋機能区區画2011-2020（2012） ・全国海洋主体機能区計画（2015）：計画範囲にEEZ等を含む。	・排他的経済水域法（1996）、排他的経済数域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律（1996） ・海洋環境管理法（2007年制定、2013年最終改訂）
7. その他（特筆すべき政策等）	・我が国の北極政策（2015）	・中国海島保護法（2009）に基づき、中国海島保護計画（2011-2020）策定（2012） ・海洋再生資源発展綱要2013-2016（2013） ・深海海底区域の資源探査開発法（2016） ・全国海島保護事業13次5カ年計画（2016）	・第4次海洋環境総合計画（2011～2020）：海洋環境管理法に基づいた、海洋環境保護のための政府次元の総合計画。 ・漁業管理能力強化のための総合対策発表（2013） ・北極総合政策推進計画（海洋水産部、2013）

ベトナム	インドネシア	オーストラリア	ニュージーランド
・ベトナム海洋法(2012) ・海洋島嶼環境資源法(2015)	・海事に関するインドネシア共和国法律(2014年第32号) ・空間計画法(法律1992年第24号) ・環境管理法(法律1997年第23号) ・国家開発体系法(法律2004年第32号)	・海洋全般にわたる基本法令はない。 ※環境保護及び生物多様性保全法(EPBC法、1999)が、海洋における生物や生息域保護について規定。	・海洋全般にわたる基本法令はない。
・2020年に向けたベトナムの海洋戦略(2007) ・社会経済開発戦略(2011):2020年に向けた国家海洋経済開発戦略	・文書化された基本政策は存在しないが、ウイッド大統領は、2015年に「Global Maritime Fulcrum(GMF:国際的な海洋軸)」と呼ばれるアジェンダを発表。	オーストラリア海洋政策(AOP;1998):海洋に関わる国家的指針を示す。	・海洋全般にわたる基本政策はない。
・資源環境省の海洋島嶼政策局が総合的管理の推進を担当。	・海事担当調整省:2014年10月設立。効果的・効率的な海洋政策を推進。 ・海上保安調整組織:2006年12月設立 ・海軍 ・海上安全保障局:2014年法律第32号に基づき設立。	・環境省、農業省、防衛省、産業省、州・準州政府等により、セクター別に所掌 ・海洋管理会議(OBOM)、国家海洋科学委員会(NMSC)、天然資源管理関係委員会(NRMMC)、地域海洋計画運営委員会等が議論や政策分析を通じて政策形成・実施に関係。	・主たる所掌機関:保全省、環境保護局、第一次産業省、交通省、NZ海事局(MNZ)、ビジネス・イノベーション・雇用省(MBIE)、NZ石油・鉱物局
・海洋島嶼環境資源法(2015):沿岸資源の持続可能な開発及び利用のための基本計画策定を規定	・沿岸域および小島嶼総合管理法(法律2007年第27号)	・沿岸(州権限)水域(1980) ・沿岸域総合管理のための国家的協働アプローチ枠組み及び実施計画(2006)	・資源管理法(1991) ・NZ沿岸域政策声明(NZCPS)(1994、2010改訂)
・領海基線に関する宣言(1982) ・ベトナム海洋法(2012)	・領海に関する個別法は存在しない(インドネシア共和国法律(2014年第32号)において領海は国際法に準ずると規定)	・1973年海域および沈降地法(SSL法)(1973、2008)	・資源管理法(1991) ・領海、接続水域及び排他的経済水域法(1977) ・トケラウ(領海及び排他的経済水域)法(1977)
ベトナム海洋法(2012)	・排他的経済水域や大陸棚に関する個別法は存在しない(インドネシア共和国法律(2014年第32号)において排他的経済水域は国際法に準ずること、また、同法第9条で基線から200海里を超える大陸棚の境界は大陸棚限界委員会の推薦を要することを規定)	・1973年海域および沈降地法(SSL法)(1973、2008) ・バイオリージョン化計画(bioregional plans):EPBC法(1999)に基づく	・領海、接続水域及び排他的経済水域法(1977) ・トケラウ(領海及び排他的経済水域)法(1977) ・排他的経済水域及び大陸棚(環境影響)法(2012)
・2020年に向けた海洋保護区計画(2010) ・中越二カ国間条約(2000年締結、2004年発効):トンキン湾における境界画定	・沿岸部小島管理法(法律2007年第27号) ・沿岸部小島管理計画(大臣令2008年第16号)	・グレート・バリア・リーフ海洋公園法(GBRMP)(1975) ・リーフ2050計画(2015)	・国家鉱物法(CMA)(1991) ・漁業法(1996)

2. 各国の EEZ 法制の比較

(1)排他的経済水域(EEZ)等の法制度

1982 年に採択され 1994 年に発効した国連海洋法条約(UNCLOS)は、伝統的な「海洋の自由」を制限し、「海洋の管理」の強化を図ったほか、領海や大陸棚に加え、新たに排他的経済水域(EEZ)について定めている。UNCLOS 第 56 条によれば、沿岸国は EEZ において、①海底の上部水域・海底・その下の天然資源の探査・開発・保存・管理のための主権的権利、及び EEZ における経済的目的での探査及び開発のためのその他の活動に関する主権的権利、ならびに②人工島等の設置・利用、海洋の科学的調査、及び海洋環境の保護・保全等に関する管轄権、③その他の同条約に定める権利義務等を有する。そして EEZ 水域の海底及びその下については大陸棚に関する規定が適用され、探査及び開発を行う主権的権利が沿岸国に与えられている。更に、UNCLOS では、第 12 部において海洋環境の保護・保全に関する一般的義務を規定している。

1992 年の国連環境開発会議（リオ地球サミット）で採択されたアジェンダ 21 は、海洋の総合管理と持続可能な開発の政策的枠組みを提示している第 17 章において「沿岸国は、自国の管轄下にある沿岸域及び海洋環境の総合管理と持続可能な開発を自らの義務」とし、「全ての関係部門を含む統合された政策及び意思決定プロセスを定めること」を求めている。

このような国際的要請に対する沿岸国の対応は、各国の社会的・文化的背景、海域特性にも左右される。以下では、近年総合的な海域管理の手法として国際的に注目を浴びている「海洋空間計画¹」の観点を含め、第 2 章以下に示される各国の EEZ 等に関する法制度のうち、主要なものを横断的に記述する。

(2)欧州連合 (EU)

欧州連合(EU)の近年の海洋政策は、EU における対外政策の基本方針（ブルーペーパー）である、いわゆる「統合的海洋政策 (IMP²)」（2007 年）に基づき進められている。また、IMP における海洋ガバナンスの指針は、EEZ の管理枠組みの創設を定めた 2008 年のいわゆる「海洋戦略枠組指令 (MSFD³)」等により、EU 加盟国の海域（EEZ を含む⁴）に適用されている。

2014 年、欧州委員会(EC)は、IMP の定める海洋ガバナンスの一環として、再生可能エ

¹ 海洋空間計画(Marine Spatial Planning)とは、海域特性・既存利用状況等を踏まえて海域をゾーニングし、計画的な海域利用を行う空間利用調整手法である。

² Integrated Maritime Policy. See, Integrated Maritime Policy for the European Union, COM (2007) 575 final.

³ Marine Strategy Framework Directive (2008/56/EC)「海洋環境政策分野における共同体行動の枠組みを設立するための 2008 年 6 月 17 日の欧州議会及び理事会の指令」；MSFD は、海洋の経済的・社会的活動に関する資源の保全等を目的としており、このために、生態系ベースのアプローチ及び順応的管理アプローチを採用している。

⁴ MSFD の第 2 条及び第 3 条に適用範囲の規定があり、「UNCLOS に従って、(...) 加盟国が管轄権を及ぼす領域」が射程に含まれる。

エネルギーの生産や生態系・生物多様性の保全等の様々な海洋空間の利用のため、海洋空間計画及び海洋空間管理アプローチが必要とされているとして、「海洋空間計画の枠組構築に係る欧州議会及び理事会指令⁵」を採択した。この指令に基づきフランス等において海洋空間計画に関連する法制度の整備が進められている。また、複数国が関係するバルト海等の 5 海域において海洋空間計画に関する取り組みが進められている。EC は今後の海洋空間計画について、2016 年の共同政策文書において、2017 年に海洋空間計画に関する国際指針のための取り組みを開始する旨表明している⁶。

(3)英国 (UK)

英国は、2009 年に制定された「海洋及び沿岸アクセス法」により、英国の EEZ 等⁷を含む連合王国水域⁸の範囲及び同域に対する権限、同域の持続可能な利用のための海洋計画⁹策定、及びこれらに関する活動の許認可¹⁰、海洋保護区 (MPA) の設定を含む自然保護¹¹及び許認可の統括窓口となる機関 (海洋管理機関、MMO) の設置について定めている¹²。MMO は、漁業、海洋の科学的調査、船舶航行等の連合王国水域に関する活動の許認可¹³や規制、活動計画の策定等、これまで個別省庁が所管してきた事務を執行する任務を統括した政府外公共機関¹⁴である。MMO は各所管当局からの委任を受け、様々な海洋活動に関する海洋計画の策定、実施、管理を一元化して行っており¹⁵、同時に MPA ネットワークの発展を通じて海洋環境保全も行っている。英国の海洋計画区域 (EEZ を含む) は環境食糧農村地域省 (DEFRA) が定めており、MMO においてはイングランド 11 海域の海洋計画の作成が行われている¹⁶。

⁵ Directive 2014/89/EU of the European Parliament and the Council of 23 July 2014 (L 257/135).

⁶ SWD (2016) 352 final, 'Joint Communication to the European Parliament, the Council, The European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: International ocean governance: an agenda for the future of our oceans' p. 13.

⁷ EEZ についての政令は以下を参照のこと。Exclusive Economic Zone Order 2013, SI 2013/3161.

⁸ 海洋及び沿岸アクセス法は、英国の領海及び EEZ ならびに大陸棚を合わせて連合王国水域(UK marine area)を構成する (第 42 条)旨を規定している。

⁹ Marine Planning

¹⁰ Marine Licensing

¹¹ Nature Conservation

¹² 海洋及び沿岸アクセス法の成立以前には、英国漁業水域、再生可能エネルギー水域、公害水域、ガスの輸入及び貯蔵水域等の名目で個別に管理されていた。最初の政令が発布されるまでは、再生可能エネルギー水域(renewable energy zone)を EEZ として読み替えていた(第 42 条(5))。

¹³ ただし一定の石油、ガスに関する許認可を除く (第 77 条)。

¹⁴ Executive Non-Departmental Public Body

¹⁵ ただし、12 海里以遠での漁業については EU の共通漁業政策によって管理されるほか、海上風車のような大規模なインフラ計画等は、MMO よりもエネルギー及び気候変動庁によって管理されている。

¹⁶ 北西区域では、北西区域内海(North West inshore)と外海(North West offshore)に同じ海洋計画を用意しているため、11 の海洋区域に対して 10 の海洋計画が準備されている。現在 2 つのエリア (東内海及び東外海) にて計画策定が完了しており、両計画は 2014 年に発表されている。現在は南方区域の計画策定が進められており、残りの海洋区域の海洋計画は順次開始されることとなっている。



図 1：英国の海洋計画区域¹⁷

(4)米国

米国の EEZ は、1983 年の大統領布告 No.5030 によって設定されている。米国は現在も UNCLOS の締約国ではないが、同大統領布告では「国際法によって許容される範囲において」、「主権的権利及び管轄権の行使は、国際法の規則に従って行使される」とされており、UNCLOS を踏まえた文面となっている。

EEZ の管理は連邦政府の管轄とされ¹⁸、米国は 2009 年以降、オバマ政権が推進する総合的海洋ガバナンス政策である「国家海洋政策(NOP¹⁹)」のもとで積極的な政策立案を行ってきた。オバマ政権は 2010 年に「沿岸及び海洋空間計画(CMSP²⁰)」等に関する実施ガイドラインを発表しており、これに沿って 9 つの地域計画区域²¹が準備された。この地域計画区域

¹⁷ 英国海洋管理機関（MMO）資料を参照。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/325688/marine_plan_areas.pdf

¹⁸ 州政府の権限は、基線から 3 海里までの State Waters と呼ばれる海域まで及び、その外側は連邦政府が管轄する。ただし、州政府の管轄する State Waters においても、船舶の航行や発電、商業等の規律を行う権限はなお連邦政府が保持する。参照: Final Report of the U.S. Commission on Ocean Policy, *AN OCEAN BLUEPRINT FOR 21st CENTURY* (2004), p.73.

¹⁹ National Ocean Policy

²⁰ Coastal and Marine Spatial Planning

²¹ 北東大西洋、中大西洋、南大西洋、五大湖、カリブ海、メキシコ湾、西岸、太平洋諸島、アラスカ/北極

は、大規模生態系（LME²²）に基づいて設定されているという特徴を有している。NOP の実施機関である国家海洋会議(NOC²³)が 2013 年に発表した「国家海洋政策実施計画(NOPIP)²⁴」、及び 2015 年の NOPIP の実施報告書²⁵によれば、現在 5 つの計画区域²⁶に地域計画機関²⁷が設立され、NOC と協力して海洋計画を実施している。

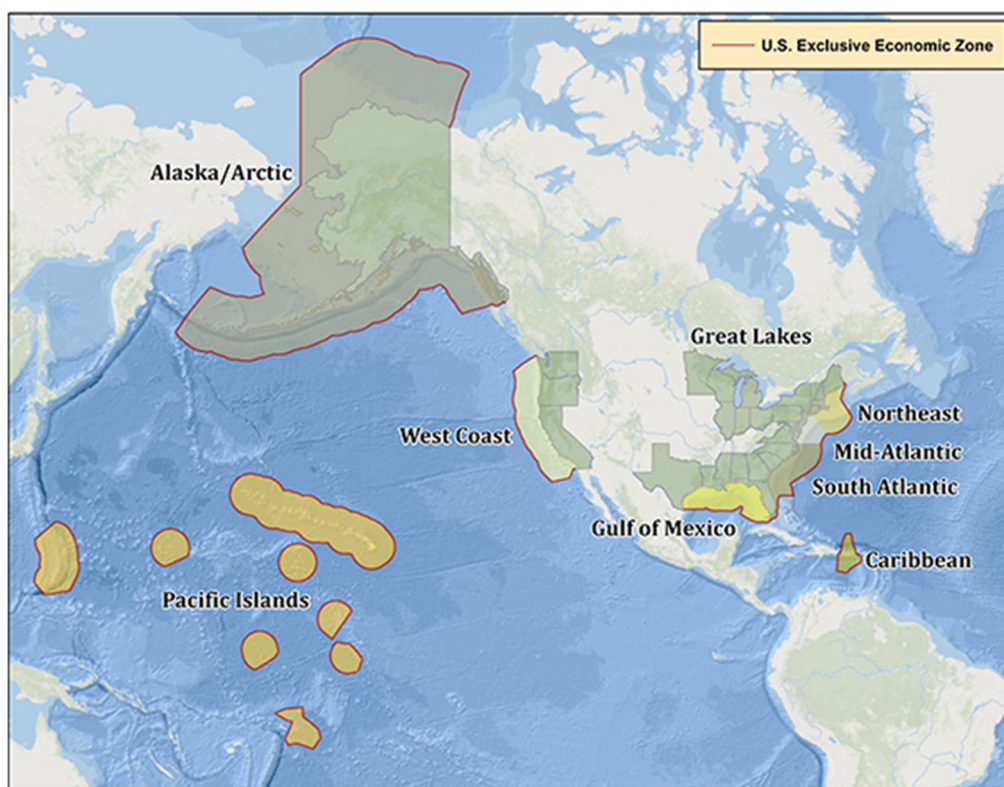


図 2：米国の沿岸海洋空間計画における地域計画区域²⁸

(5)中国

中国は UNCLOS を 1996 年に批准し、1998 年に「排他的経済水域及び大陸棚法」を公布した。同法の中の EEZ に関する規定では、中国の EEZ 域内における中国の主権的権利及び管轄権、及び環境保護義務等を定めている。同法の構成は、次の表のとおりである。

²² Large Marine Ecosystems

²³ National Ocean Council

²⁴ 同実施計画案では、214 のアクションを定めている。同年「海洋計画ハンドブック」が採択され、計画に応じた地域の取り組みを支援している。

²⁵ Report on the Implementation of the National Ocean Policy

²⁶ 北東大西洋、中大西洋、カリブ海、太平洋諸島、西岸の 5 計画区域。

²⁷ Regional Planning Body

²⁸ 米版公共データポータルサイト「DATA.GOV」より “Ocean – Regional Planning Efforts,” <https://www.data.gov/ocean/ocean-regional-planning-efforts>.

表 1：排他的経済水域及び大陸棚法の主な規定

第 5 条	中国の EEZ 域内において漁業に従事する国際組織、外国組織あるいは私人は、EEZ へ入る前に中国当局の承認を得、及び中国の法令や中国と関係国との間に交わされた条約に従う
	中国当局は適切な保全及び管理措置を通じて EEZ の生物資源が乱獲の危険に晒されないよう確保する権利を有する
第 7 条	中国の EEZ あるいは大陸棚の天然資源に対して探査あるいは開発を行おうとする国際組織、外国組織あるいは私人は、活動の実施前に中国当局の承認を得、(...)かつ中国の法令に従う
第 8 条	中国は EEZ 及び大陸棚における人工島、施設及び構築物を設置及び利用する排他的権限を有する
	中国は EEZ 及び大陸棚における人工島、施設及び構築物に対し、関税、会計、衛生、安全、移民に関する法令に関する管轄権を含む、排他的管轄権を行使する
第 9 条	中国の EEZ 及び大陸棚において海洋の科学的調査を実施しようとする国際組織、外国組織あるいは私人は、事前に中国当局の承認を得なければならず、かつ中国の法令に従う
第 10 条	中国の EEZ 及び大陸棚の海洋環境汚染の防止・低減・統制、及び海洋環境保護・保全のため、中国当局は全ての必要な措置をとる権利を有する
第 11 条	全ての国家は、国際法及び中国の法令に基づき、中国の EEZ 内の航行の自由、及び海底ケーブル及びパイプラインの敷設の自由を享受し、これらの自由に関するその他の海洋の合法的利用を行う便宜を享受する
第 12 条	中国が EEZ の生物資源を探査、開発、保全、管理するための主権的権利の行使をするにあたり、中国の法令の遵守を確保するために必要な措置(乗船、検査、拿捕及び司法上の手続きを含む。)をとることができる
	中国の EEZ 及び大陸棚における中国の法令違反があった場合、中国は法に従い、必要な措置をとり、法的責任を追及し、緊急追跡権を行使することができる
第 13 条	同法に規定されない EEZ 及び大陸棚に対する中国の権利は、国際法及び中国の法令に従って行使されねばならない

また EEZ に関する政策として、中国国務院は 2015 年に「全国海洋主体機能区計画」を発表している。同計画には EEZ 及び大陸棚に関する管轄海域に関する章が設けられており、これによれば EEZ 及び大陸棚に関する海域は「重点開発区域」と「制限開発区域」に区分される。「重点開発区域」では施設構築等が推進される一方で、「制限開発区域」では海洋生態環境の保護のために生産活動が管理される旨が定められている。

(6)オーストラリア

オーストラリアでは、UNCLOS の批准に伴い、1973 年の「海洋及び沈降地法²⁹」が 1994 年に改正され、EEZ 等に関する規定が設けられた。同法は海域の定義に UNCLOS の条文をそのまま使用しているほか、EEZ に対してオーストラリアが及ぼす権限も UNCLOS の規定に沿って定めている。EEZ の境界については、UNCLOS 及びオーストラリアが締約国である国際条約に従ったものでなければならないとされる。オーストラリアでは海洋政策の実施機関として設立された国家海洋局が 2004 年に環境遺産省(当時)に統合されたため、以降環境保全の文脈で海洋管理がなされてきた。

例えば、1999 年の「環境保護及び生物多様性保全法」に基づき、生態系に基づいた持続

²⁹ The Seas and Submerged Lands Act 1973

可能な海洋環境の保全及び資源の利用を行うため、海洋バイオリージョン化計画³⁰が策定され、取組みが進められている。現在オーストラリアの EEZ のうち約 80%が海洋生物地域に指定され、同計画のもとで海洋保護区や海洋国立公園等として管理されている。

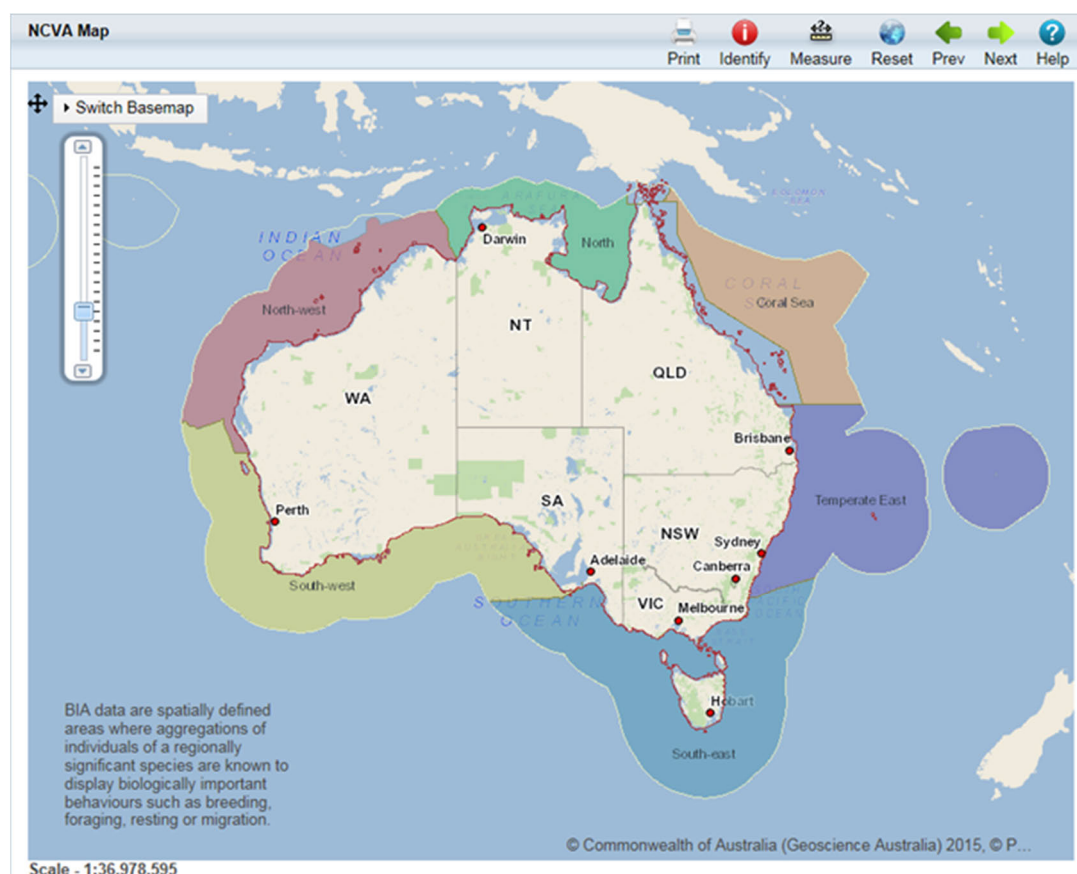


図 3：オーストラリアの海洋区域
(出典：オーストラリア国家保全価値地図サイト)

(7) ニュージーランド

ニュージーランドは 1977 年の「領海、接続水域及び排他的経済水域法」で、ニュージーランドの EEZ について宣言している。同法では、漁業に係る規定³¹のほか、海洋の科学的調査についても規定している。

更にニュージーランドは、天然資源の持続可能な管理を促進する目的で、2012 年、新たに「排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）法」を策定した³²。同法は許認可活動、環境アセスメント、異議申立て、強制執行等が規定される。特徴として、ニュージーランドが締約国となっている UNCLOS や生物多様性条約（CBD）等国际条約の義務について明記されて

³⁰ Marine bioregional planning

³¹ EEZ における外国船舶への漁獲割り当てに関する権限等について定めている（第 15 条等）ほか、許諾ライセンスに違反して漁獲を行った外国船舶についての罰則も定める（第 19 条(3)、第 20 条(1)等）。

³² 発効は 2013 年

いること、及び EEZ 及び大陸棚における活動を「許可される活動」「裁量による活動」「禁止される活動」に分類し、各活動が行われるための基準について規定していることが挙げられる。また同法を実施するために各種の施行規則³³が制定されており、海底の採掘や海洋の科学的調査等についても詳細が定められている³⁴。同法は、EEZ 及び大陸棚のうち「生物物理学的特性による重要あるいは特別な脆弱性を持つ区域」、「累積的な環境に対する悪影響を生じる、あるいは生じうる区域」等について施行規則を制定することができる³⁵としており、規則の制定による海洋空間管理のための道筋を用意している。

(8)インドネシア

インドネシアは 2014 年の「海事に関するインドネシア共和国法律 2014 年第 32 号」により、領海や EEZ 等の海域について定めている。同法はインドネシアの海域に関する定義及び根拠を定めるほか、国際協調の必要性、人々のための海事文化、海洋資源の持続可能な利用等のため、海洋空間を活用すること等を包括的に定めている。同法では海洋管理の一般原則及び定義を定める条項（第 14 条）においてブルーエコノミーの原則に言及しており、海洋環境の保護についても章を設け、汚染源に対する対応や法執行手続きを定めている。

同法と並んで、インドネシアでは海洋空間計画を含む「空間計画法（法律 1992 年第 24 号、2007 年改正）」が制定されている。同法の指針を受けてその具体化を図る国家空間計画（法律 2008 年第 26 号）を策定することで、陸域と海域の双方の特性等を加味した国土の有効活用や、環境保護を目指す政策が採用されている。

(9)ベトナム

ベトナムは 1977 年に領海、接続水域、EEZ、大陸棚に関する宣言を行っており、法制度としては 2012 年の「ベトナム海洋法」の下で、EEZ を含む各ベトナムの海域に対する経済開発活動、海域および島の管理・保護、海洋科学研究について定めている。2012 年の同法の下でも海洋資源の保全や保護、あるいは海洋経済開発についての規定は存在したものの、ベトナムは 2015 年、新たに「海洋島嶼資源・環境に関する法」を定めた。

同法では、海洋島嶼資源の統合的管理及び海洋島嶼環境保護、並びに、そのための機関の権限や責任について詳細に定めている³⁶。

海洋境界について、ベトナムは中国、インドネシア、タイとの間に海洋境界画定のための協定を結んでいる。例えばベトナムと中国との間には、トンキン湾をめぐる海洋境界紛争が存在したが、2000 年締結、2004 年発効の二カ国間条約によって EEZ 及び大陸棚の境界が画定している。

³³ Regulation

³⁴ Regulations under the Exclusive Economic Zone and Continental Shelf (Environmental Effects) Act 2012 (<http://www.mfe.govt.nz/marine/legislation/regulations-under-eez-act>, last visited 24 January 2017).

³⁵ 排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）法、Section 28.

³⁶ 同法の和訳については、本報告書「参考資料」の該当部を参照のこと。

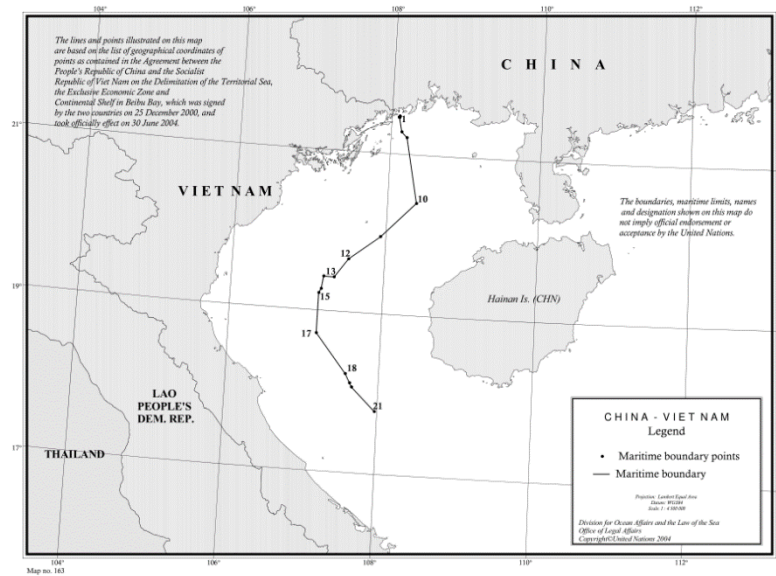


図 4：中国と合意した海洋境界

(出典：Law of the Sea Bulletin No.56)

(10)まとめ

各国の EEZ 法制は、構成としては、①英国やインドネシアのように、総合的な海洋法の中に海域の範囲や国家の権限、更に海洋空間計画に関する規定を含む形式、②ニュージーランドのように海域の範囲を規定する法律と EEZ の総合的利用のための法律を別に規定する形式、③米国のように法律では海域の範囲を定め、EEZ に関しては行政レベルで対応する形式のように分類することができる³⁷。最も新しく 2014 年に制定されたインドネシアの海事法では、経済や資源だけではなく海事文化や福祉、海洋環境保護等にも言及しており、海洋環境保全に独立の章を設ける等、海洋の開発や権益だけではなく、人間生活と海洋の関係を包括的に捉えた内容となっている。

海域の特性に応じた開発及び環境保全を計画的に行う海洋空間計画については、ここで取り上げた多くの国において海域区分に応じた計画策定が規定されている。特に米国の海域区分では、大規模海洋生態系 (LME) が考慮されており特徴的である。たとえば、2015 年に EEZ に関する政策を発表した中国では、重点開発区域と環境保全のための制限開発区域を定める等の規定が設けられている。

³⁷ 中国は、詳細かつ多くの規定を有するものの海洋の空間的管理計画については定めておらず、①及び③の中間に位置づけられる。

第2章 米国

米国は、19,924km の海岸線を有し、本土の 48 州と、飛び州のアラスカとハワイの 2 州、連邦直属の首都ワシントン D.C.から構成される。すべてが島で構成されるハワイ州は、8つの島と 100 以上の小島からなる。さらに、海外領土としてプエルトリコ、アメリカ領サモア、グアム、ヴァージン諸島など多くの島嶼を所有する。

本章では、2009 年 6 月 12 日付の大統領覚書により設定された省庁間海洋政策タスク・フォースが、2010 年 7 月に発表した最終報告を基に、国家海洋会議(NOC : National Ocean Council)の設置や、「沿岸・海洋空間計画 (CMSP : coastal and marine spatial planning)」の制定が行われ、海洋、沿岸域及び五大湖管理の国家政策の実施に向けた活動を開始したこと、以降、具体的な実施政策として 2013 年 4 月に「国家海洋政策実施計画 (National Ocean Policy Implementation Plan)」を発表し、続けて同年 7 月に「海洋計画ハンドブック (Marine Planning Handbook)」を発表したこと、などをふまえて米国の海洋政策について記述する。また、米国の領海の管理や、海洋保護区、バラスト水への規制、北極圏関連、安全保障について概要を説明する。

1. 海洋基本法令

米国には、基本となる海洋法令はないが、大統領令 13547 (2010) : 省庁横断的海洋政策タスク・フォース最終報告書に基づき基本的施策、国家海洋会議 (NOC) の設置、沿岸海洋空間計画 (CMSP) 等について規定している。また、例えば、海洋保護区制定には 1906 年に可決した連邦法、遺跡保護法 (Antiquities Act)を根拠とするなど、個別の政策に応じた個別の法律で対応している。

2. 海洋基本政策

(1) 国家海洋政策 (NOP : National Ocean Policy)

海洋政策としては、オバマ政権が掲げていた国家海洋政策 (NOP : National Ocean Policy) を推進するため2009年6月12日付の大統領覚書により省庁間海洋政策タスク・フォースが設立された。タスク・フォースは、海洋政策委員会(Committee on Ocean Policy)に代表を派遣している省庁等の高官(senior policy-level officials)により構成され、環境会議 (CEQ : Council on Environmental Quality)議長が議長を務め、2010年7月に最終報告を公表した。これに基づき、国家海洋会議(NOC : National Ocean Council)が設置され、海洋、沿岸域及び五大湖管理の国家政策の実施に向けた活動を開始した。以降、具体的な実施政策として2013年4月に「国家海洋政策実施計画 (National Ocean Policy Implementation Plan)」を発表し、続けて同年7月に「海洋計画ハンドブック (Marine Planning

Handbook)」を公表した。米国が直面している海洋における諸課題とそれに対処するために連邦政府が取るべき具体的政策が整理された形で記述されている。

(2) 沿岸・海洋空間計画（CMSP：coastal and marine spatial planning）

国家海洋政策（NOP）は、NOC の設置のほか、「沿岸・海洋空間計画（CMSP：coastal and marine spatial planning）」の枠組みを提言した。これにより、米国の海洋空間は、①アラスカ・北極地域②カリブ海地域③五大湖地域④メキシコ湾岸地域⑤大西洋中部地域⑥北東地域⑦太平洋諸島地域⑧南大西洋地域⑨西海岸地域の、9 つの計画地域に細分された。この地域区分は、大規模な海洋生態系に基づいて、米国の排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の全体と、州又は地域の既存の海洋管理組織が組み込まれるよう決定されている。

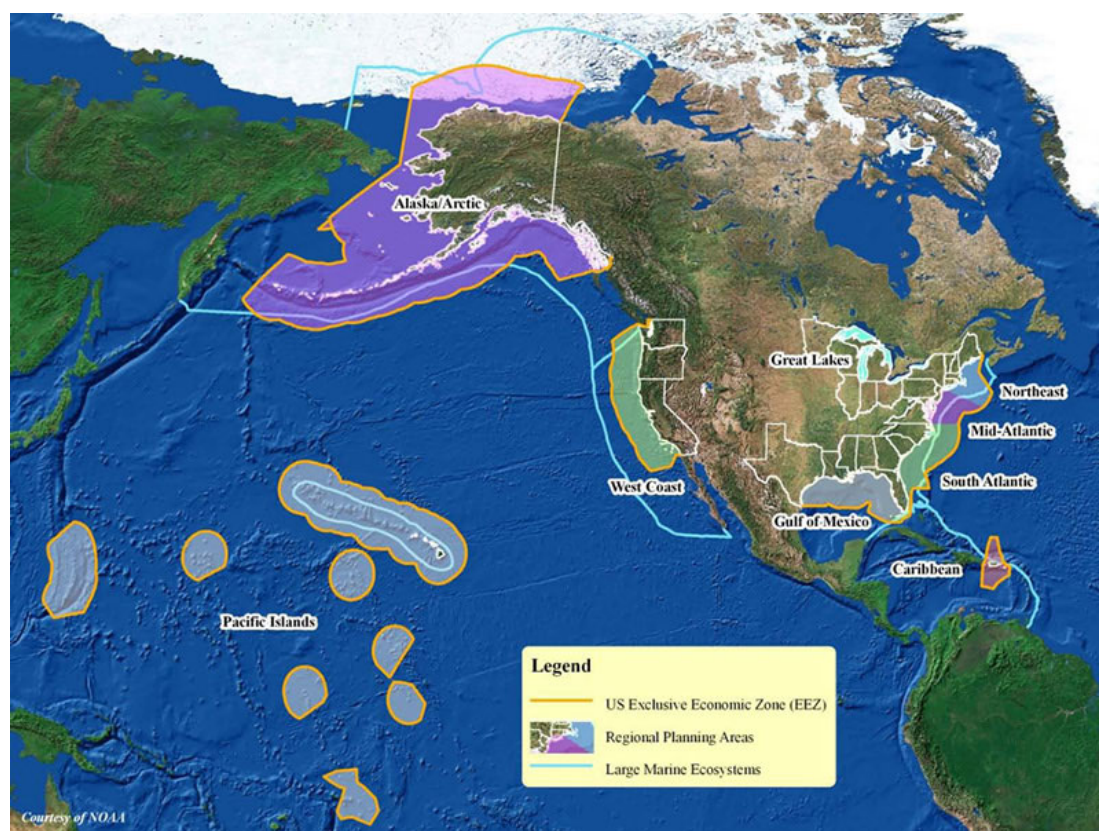


図1：排他的経済水域（EEZ）と沿岸・海洋空間計画（CMSP）による計画地域区分
（出典：https://cmsp.noaa.gov/_images/cmsp_rpa.jpg）

(3) 国家海洋実施計画（National Ocean Policy Implementation Plan）

2013年4月、国家海洋会議（National Ocean Council）は、「国家海洋政策実施計画（National Ocean Policy Implementation Plan）」を決定し、公表した。これは、2009年以来オバマ政権が「国家海洋政策（National Ocean Policy）」の下で推進している総合的な海洋ガバナンス政策の具体的な実施計画として位置づけられる文書であり、米国が

直面している海洋における諸課題とそれに対処するために連邦政府が取るべき具体的政策が整理された形で記述されている。ここでは、7 章 32 ページの本文と、22 ページの付属書（Appendix）からなる。5 つの主要なテーマ（①海洋経済②安全・安全保障③海洋・沿岸域のレジリエンス（回復能力）④地方的意思決定⑤科学と情報）と、214のアクションが定められている。本文では、米国が直面している海洋における諸課題とそれに対処するために連邦政府が取るべき具体的政策が記述され、付属書では、本文で述べられた各政策を行うべき省庁及びタイムテーブルが記述されている。表 1 に、本文の目次および概略を述べるが、全訳は「平成25年度 総合的の海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書（参考資料編）」に掲載しているので、適宜参照されたい。

(4)海洋計画ハンドブック（Marine Planning Handbook）

2013年7月にNOCは、地域の取り組みを支援するために「海洋計画ハンドブック（Marine Planning Handbook）」を発行した。本ハンドブックは、地域の特性に合わせた柔軟な海洋ガバナンスを実施するために創設される地域的計画機関のあり方についての情報・指針の提供を目的とするものであり、実施計画の補完的文書として位置付けられた。同ハンドブックは 22 ページからなる文書で、その章立ては表 2 の通りである

表 1：国家海洋実施計画目次

I. イントロダクション
文書の構成
II. 海洋経済
経済成長の支援、雇用の促進、熟練海洋労働力の開発
III. 安全・安全保障
海域認識の向上、変動する北極における海上安全・安全保障の提供、港湾・河川における安全・安全保障の向上
IV. 沿岸域・海洋の回復能力
悪条件の低減、変化への備え、海洋の健全性の回復・維持
V. 地域的意思決定
地域的活動のためのツールの提供、地域的パートナーシップの強化、地域的優先課題
VI. 科学・情報
海洋・沿岸域の系に対する理解の向上、海洋データ獲得及び情報提供の能力強化、情報に基づく意思決定のための化学的基礎を有する製品・サービスの向上
VII. 結語

表 2：海洋計画ハンドブック目次

I. イントロダクション
本ハンドブックの目的、海洋計画の概観
II. 地域的計画機関
地域的計画機関の目的、創設、メンバーシップ、共同リーダーシップ、意思決定、ワーキンググループ、会合、透明性、利害関係者の参加、基本文書（Charter）、活動資源（Resources）、国家海洋会議との関係
III. 地域的参加
概観、部族・先住民グループ、漁業管理委員会（Fishery Management Councils）、利害関係者の参加、参加の方法、専門的知識の資源、連邦諮問委員会法上の考慮
IV. 海洋計画（Marine Planning）
海洋計画、計画枠組み、地域能力と既存の取組み、地域的ビジョン、地域的・国家的な目標・目的、活動計画、データ・利用・サービス・影響の分析、計画のオプション、海洋計画の起草、国家海洋会議の同意（Concurrence）
付属書：地域的計画機関の基本文書モデル

3. 海洋政策推進体制

2010 年 7 月に発表された省庁横断的海洋政策タスク・フォース（Interagency Ocean Policy Task Force: OPTF）の最終報告により、「国家海洋会議（NOC）」が設置された。これは、従来の海洋政策委員会に代わって海洋政策調整の主導的役割を担う組織である。その組織図を図 2 に示す。以下にその構成と活動について概要を示すが、詳細については、「平成 22 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書」に掲載しているので、適宜参照されたい。

従来の海洋政策委員会に代わって海洋政策調整の主導的役割を担う組織である国家海洋会議 (NOC) は、2009 年 12 月に公表された沿岸・海洋空間管理計画の策定のために、「州政府及び、アラスカ先住民の村を含む連邦政府によって認知された部族、その他の先住共同体（ハワイ先住民など）と協働して、地域計画区域と一致する地域計画機関を作ること」が任務とされ、9 つの地域計画機関の構成員については、連邦政府、州政府、部族の管轄官庁、その地域の沿岸・海洋空間計画（Coastal and Marine Spatial Planning : CMSP）に関する管轄責任またはその他の利害（資源管理、科学、国土及び国家安全保障、運輸、公衆衛生など）を持った先住共同体の代表者からなることが定められた。その主な活動は、次の 4 つである。(1) 国の優先的な目的を定期的に更新し定める。(2) 政府の優先順位及び副委員レベルからの提言に基づき、国家政策の実施目的に関する年間目標を再検討し提示する。(3) 紛争の解決、及び副委員レベルでは解決できなかった問題の意思決定の場と

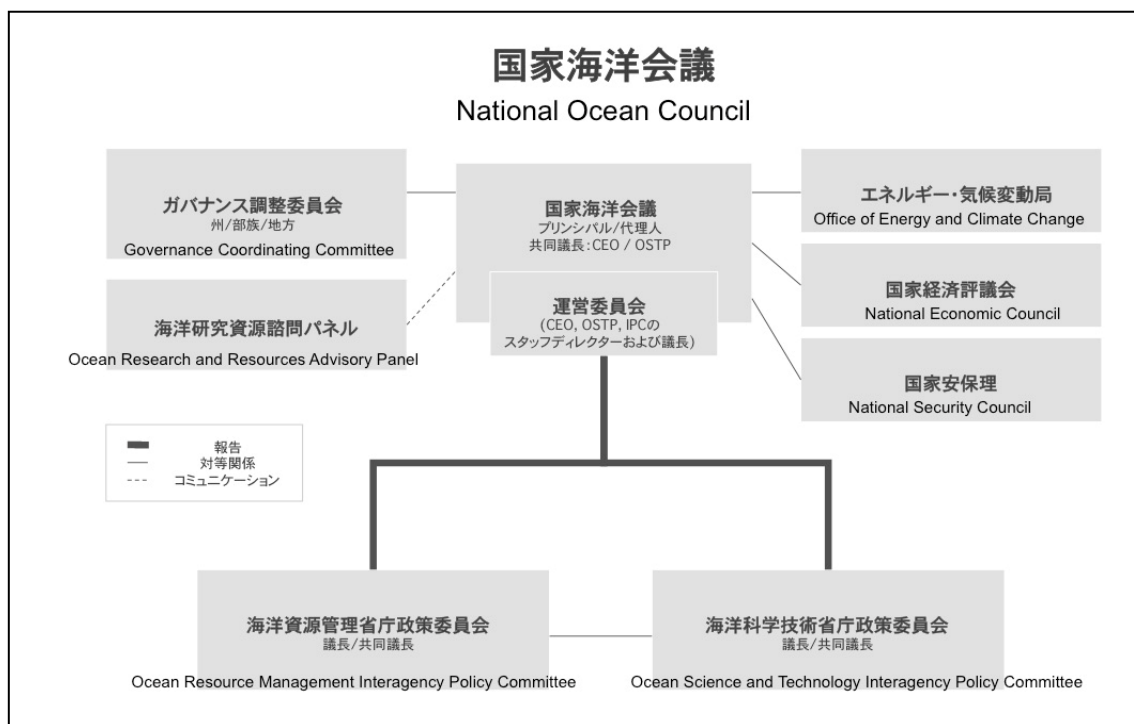


図 2：国家海洋会議（National Ocean Council）組織図
(National Oceanographic Partnership Program のウェブサイトを参考に作成)

なる。NOC の活動は、大統領の指示を条件として、法律による別段の定めがない限り行われ、沿岸・海洋空間計画を含むその国家政策の実施に対して全体的な責任を負う。

また、タスク・フォース（Interagency Ocean Policy Task Force: OPTF）の最終報告では、NOC の設置のほか、「沿岸・海洋空間計画（Coastal and Marine Spatial Planning : CMSP）」の枠組みを提言した。これにより、米国の海洋空間は、①アラスカ・北極地域②カリブ海地域③五大湖地域④メキシコ湾岸地域⑤大西洋中部地域⑥北東地域⑦太平洋諸島地域⑧南大西洋地域⑨西海岸地域の、9 つの計画地域に細分された。この地域区分は、大規模な海洋生態系に基づいて、米国の排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の全体と、州又は地域の既存の海洋管理組織が組み込まれるよう決定されている。

国家海洋会議は、州政府および連邦政府と協働して、地域計画区域ごとに、地域計画機関をつくる。地域計画機関は、その地域の沿岸・海洋空間計画に関係のある、連邦、州の当局（資源管理、科学、国土・国家安全保障、運輸、公衆衛生）から構成される。この機関は、パートナーとして沿岸・海洋空間計画を策定する協定を締結する。また海洋情報の一元化のため、インターネット上に情報のデータと情報の提供のワンストップ窓口となるポータルサイトを開設している。図 3 に概要をまとめる。

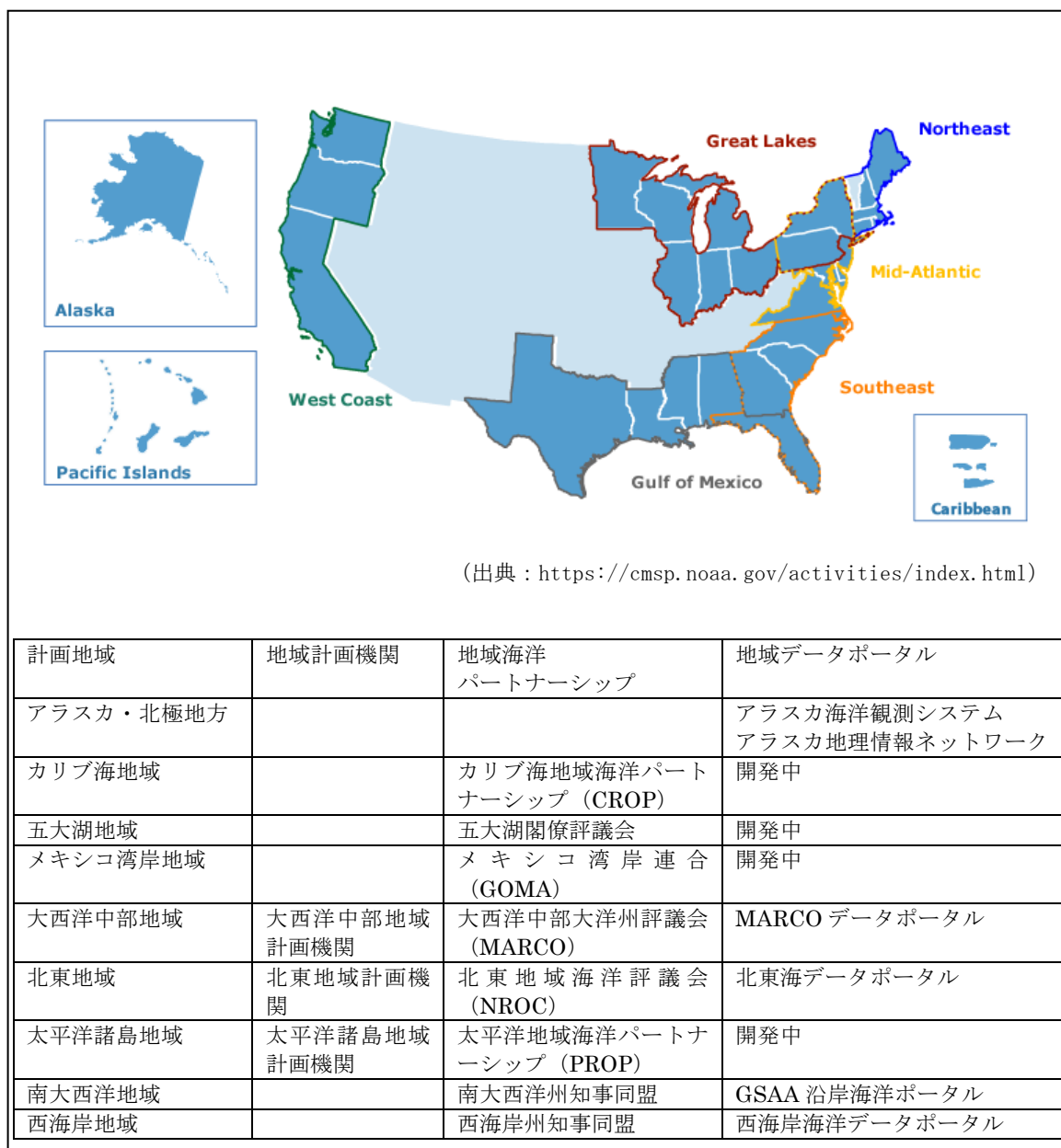


図 3 : 地域計画機関の区分と計画機関等

4. 沿岸域総合管理

2010 年 7 月に発表された省庁横断的海洋政策タスク・フォース (Interagency Ocean Policy Task Force: OPTF) の最終報告では、NOC の設置のほか、海洋の健全な利用と管理のためには多様なステークホルダー参加のもと地域の状況に即した海洋空間計画が必要であることが示され、「沿岸・海洋空間計画 (Coastal and Marine Spatial Planning : CMSP)」の枠組みが提言された。これにより、米国の海洋空間は、①アラスカ・北極地域②カリブ海地域③五大湖地域④メキシコ湾岸地域⑤大西洋中部地域⑥北東地域⑦太平洋

諸島地域⑧南大西洋地域⑨西海岸地域の、9つの計画地域に細分された。この地域区分は、大規模な海洋生態系（large marine ecosystems）に基づいて、米国の排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の全体と、州又は地域の既存の海洋管理組織が組み込まれるよう決定されている。この区分分けにより、地域計画機関（Regional Planning Body）が設置される。地域計画機関は、連邦政府、州政府、先住民の代表者から構成され、マグナソンスティープンス法に基づく既存の地域漁業管理機関と協調しつつ、計画策定を行うこととされている。

これまで各州は、州の沿岸域に適用する沿岸域管理計画を策定し、実施してきた。これは、1972年沿岸域管理法（Coastal Zone Management Act of 1972, P.L. 92-583）において、州による沿岸域管理計画の策定と実施に関し、連邦政府の補助金の交付による誘導策が定められたことによるもので、策定された沿岸域管理計画の内容や実施における州の役割は、州によって異なっていた。今回新たに導入された沿岸・海洋空間計画は、「既存のプログラム、パートナーシップ及びイニシアチブに基づく課題（issues）並びにそれらを補完する課題に取組む」等のために策定されることとなる。

また、「沿岸・海洋空間計画（Coastal and Marine Spatial Planning：CMSP）」の枠組みには、国家の目標や、CMSP 推進に向けての取り組み、沿岸・海洋空間計画（CMSP）を策定・実行する際に守るべきガイドラインが明記されている。

沿岸・海洋空間計画の要素としては、①プランニング区域の地域概要及び地理的範囲、②法規の状況、③地域アセスメント、④沿岸・海洋空間プランニングの目的・戦略・方法・メカニズム、⑤遵守のメカニズム、⑥モニタリング及び評価（evaluation）のメカニズム、⑦紛争解決プロセスの組み込みが必須とされている。

表3：沿岸・海洋空間計画（CMSP）の目標

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 経済、商業、レクリエーション、保全、国土及び国家の安全保障、健康、安全、ならびに、福祉に貢献するものを含めた、海洋・沿岸・五大湖の持続可能で、安全、安心、効率的かつ生産的な利用を支援すること。2. 国家の海洋・沿岸・五大湖の資源を保護、維持、修復し、回復力のある生態系と生態系サービスの持続的供給能力を確保すること。3. 海洋・沿岸・五大湖へのパブリック・アクセスを提供及び維持すること。4. 利用間の適合性を促進し、利用者間の対立と環境への影響を低減すること。5. 政策決定及び規制プロセスの厳密性、一貫性、整合性を改善すること。6. 海洋・沿岸・五大湖における新たな投資の計画や実施における確実性と予測可能性を向上させること。7. 省庁間、政府間、国家間の情報交換及び連携を促進すること。 |
|---|

5. 領海の管理

領海管理については前述の沿岸・海洋空間計画（CMSP）の適用範囲に、領海、EEZ、大陸棚が含まれている。なお、米国では、原則として沿岸3海里までが州の管轄であり、それ以遠が連邦政府の管轄である。

6. 排他的経済水域等の管理

米国の EEZ は、1983 年の大統領布告 No.5030 によって設定されている。米国は現在も UNCLOS の締約国ではないが、深海底レジームを規定した第 XI 部以外の部分は、条約採択までの時点で既にほぼ慣習法にもなっていると主張しており、同大統領布告では「国際法によって許容される範囲において」、「主権的権利及び管轄権の行使は、国際法の規則に従って行使される」と、UNCLOS を踏まえた文面となっている。

7. 重要施策

(1) バラスト水管理条約

2017 年 9 月に発行されるバラスト水管理条約においては、米国は締約国ではないものの、United States Coast Guard (USCG) が、米国海域内を航行する船舶に対するバラスト水処理装置設置を強制化する規則 BWDS (Standards for Living Organisms in Ship's Ballast Water Discharged in U.S. Waters) を、米国環境保護庁 (Environmental Protection Agency : EPA) が、Vessel General Permit (VGP) をそれぞれ発行し、独自の厳しい水準を設けており、今後の影響が懸念される。

(2) SDGs 関連政策（海洋保護区）

① ハワイ沖海洋保護区の拡大

サンゴ、魚類、アザラシ、カメ、クジラなど 7,000 種以上の海洋生物が生息し、4,500 平方マイルものサンゴ礁が分布する北西ハワイ諸島のパパハナウモクアケア海洋ナショナル・モニュメントの海域は、2008 年 4 月 3 日に国際海事機関 (IMO) によって特別脆弱海域 (PSSA) の指定を受け、生態学的・文化的に重要な海洋資源を船舶から保護するための国際的な対策が講じられることとなった。2009 年 1 月、ブッシュ大統領は、ハワイ諸島北部に連なる島、環礁に文化遺産と同じレベルの保護を与え、各島の 50 カイリまで、195,500 平方マイルを海洋保護区 (Marine Protected Area : MPA) に指定した。この海洋保護区制定は 1906 年に可決した連邦法、遺跡保護法 (Antiquities Act) を根拠としており、同法は議会の承認を得ず、大統領権限で布告できる。その後、この海洋保護区は、2010 年に世界遺産に指定され、2014 年 9 月、オバマ大統領が、この海洋保護区の範囲を 50 カイリ

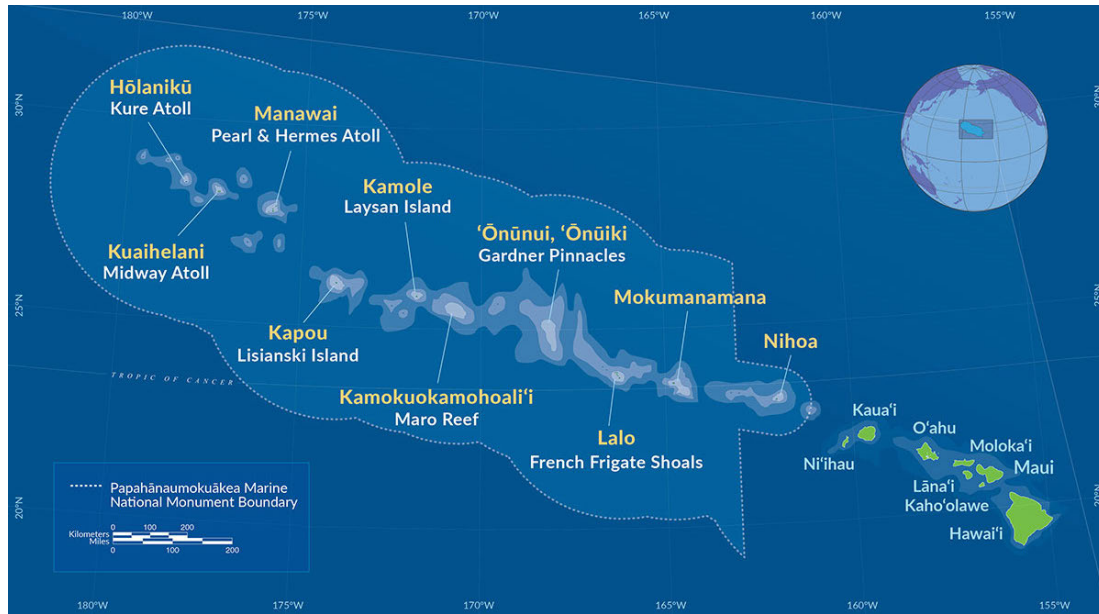


図 4 : パパハナウモクアケア海洋ナショナル・モニュメントの現在の境界

(出典 : <http://www.papahanaumokuakea.gov/new-images/pmnm-map-exp-1.jpg>)

から 200 カイリに拡大し、これまでの 6 倍の面積の約 127 万平方キロに拡大すると発表し、約 2 年後の 2016 年 8 月 26 日に設定された。これにより、ハワイ州における、パパハナウモクアケア海洋国立モニュメントの対象地域は 582, 587 平方マイル（約 1,508,893km²）まで拡張し、世界最大の海洋保護区となった。これは、手つかずのサンゴ礁や豊かな生態系を人間活動の影響から守るのが目的で、この海域では商業目的での漁や資源の採掘、ゴミの投棄等が全面的に禁止される。

近年 NOAA は、気候変動の影響によってこの海域の生態系が脅かされていると報告した。それによると、海面上昇に加え、暴風雨や波浪エネルギーの強度が増すことで、標高の低い島が浸水し、絶滅の恐れのある鳥類や海鳥の個体群に被害が及ぶと言われている。今後 50～100 年間に海岸侵食が進むと、絶滅の恐れのあるアザラシやウミガメの繁殖地に悪影響がある。また、海水温の上昇に伴う白化現象や病気によってサンゴ礁も被害を受け、海洋の生命を持続可能なレベルに維持する海洋の機能が低下し、アザラシや大型鳥類の餌となる生物が減少することも懸念されている。今回の保護区拡大は、こうした生態系や関連するハワイの文化・歴史的資源を将来世代に残すことを目的としている。

② カルフォルニア州沖海洋保護区の拡大

同様に、2015 年 3 月 12 日、アメリカ海洋大気庁（NOAA）は、カリフォルニア州北部の沖合のコーデルバンクおよびファラロン湾の両国立海洋保護区を拡大すると発表した。それぞれ 529 平方マイルから 1286 平方マイル、1282 平方マイルから 3295 平方マイルと 2 倍以上に拡大される。河口湿地、岩礁潮間帯、浅瀬などを含む世界的に重要で豊かな海洋

生態系や大規模な湧昇海域を有する両保護区は、絶滅危惧種を含む海洋哺乳類や鳥類など多くの海洋生物の生息地となっている。また、1980年代に保護区の指定を受けて以来、研究や資源保護プログラムの開発などが行われ、海洋および沿岸域の管理に大いに貢献してきた。これまで、政府、地域社会、学術機関、地域議員等が協力し、パブリックコメントや科学的調査などの実施によって長期にわたって保護区の拡大に取り組んでおり、2008年には管理計画が改正され、2012年12月から2014年6月にはNOAAの取り組みによって一般市民が拡大案の議論に参加し、決定された。

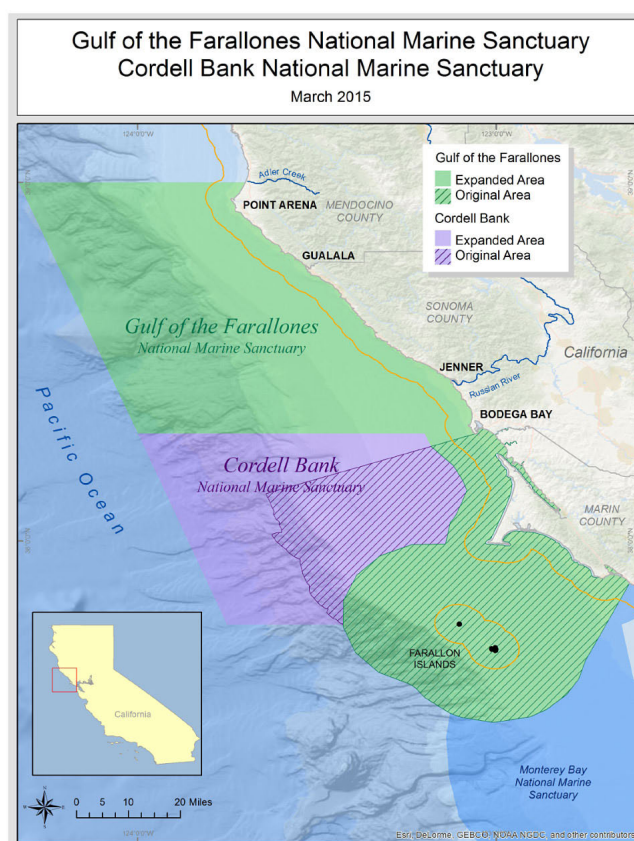


図5：コードルバンクおよびファラロン湾の両国立海洋保護区

(出典：<http://sanctuaries.noaa.gov/news/press/2015/ca-map.jpg>)

(3) 安全保障

米国は、自国の安全と経済の安定は、世界の海洋の安全な使用にかかっており、海洋安全保障が重要であるとの考えから、アデン湾やペルシャ湾、インド洋といった中東・アフリカの周辺海域でテロ対処を含む海洋の安全の促進や海賊対処のため、30カ国以上からなる多国籍連合海上部隊（Combined Maritime Forces：CMF）を率いているほか、中米周辺の海域においても、米国を含む欧州・米州の14か国は中米周辺海域において麻薬、化学物質の原料、金銭、武器などの違法取引および組織犯罪の対処のため、「マルティリー

ヨ作戦」を実施するなど、世界の様々な海域に艦艇を派遣し、海賊や組織犯罪、テロリズム、大量破壊兵器の拡散への対処のための活動を実施している。

2005 年には、各省レベルでの海洋安全保障に係る戦略を統合し、その効果的で効率的な実施を確保するための包括的な国家海洋安全保障戦略が策定された。この戦略は、今日の海洋安全保障における脅威として、国家による脅威、テロの脅威、国境を越えた犯罪および海賊の脅威、環境破壊、不法移民を挙げた上で、これらに対処するため国際協力の強化、海洋に係るインテリジェンス能力の強化、商習慣と安全保障の統合、政府および民間の取組の一体化、海洋輸送システムの継続性の確保が必要であるとしている。

これに基づき、オバマ大統領は、2014 年 6 月に「米国海賊対処・海洋安全保障アクションプラン」を発表し、海賊対処に係る海洋安全保障の強化のための指針を示した。海賊および関連海上犯罪への対処のための政策方針を示した上で、省庁横断的な政策委員会の下での攻撃の予防、海上犯罪への対応および海上安全保障・ガバナンスの向上に渡る実施指針を示すほか、アフリカの角周辺およびギニア湾における海賊対処・海洋安全保障強化のための 2 つの枠組みを打ち出している。

また、2015 年 2 月に発表された米国の国家安全保障戦略において、米国は、航行の自由および安全で安定した海洋環境のため、商業流通の自由を確保し、必要な場合には迅速に対処し、また攻撃を目論む者を抑止するための能力を維持することとしている。米国は、同年 5 月に米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」

(2015 年版) を発表し、以降、法の支配や航行の自由の原則を支持する表明をし、中国による南シナ海の南沙諸島における地形の埋め立てなどに対し、度々懸念を示した。同年 8 月には、国防省が「アジア太平洋の海洋安全保障戦略」を公表し、米太平洋軍は南シナ海及びその周辺で強固なプレゼンスを維持し、同盟国及びパートナー国との間で訓練や演習、寄港などの幅広い活動を実施するほか、日常的な活動の一部として、海軍、空軍及び沿岸警備隊は「航行の自由作戦」を実施する旨の方針を明らかにした。

これを受け、米国は、南シナ海の沿岸国による行き過ぎた海洋権益の主張に対抗するため、2015 年 10 月、米海軍ミサイル駆逐艦「ラッセン」を南沙諸島スビ礁 12 海里以内に航行させたほか、2016 年 1 月、米海軍ミサイル駆逐艦「カーティス・ウィルバー」を西沙諸島トリトン島 12 海里以内に航行、同年 5 月、米海軍ミサイル駆逐艦「ウィリアム・P・ローレンス」を南沙諸島ファイアリークロス礁 12 海里以内に航行させるなど、引き続き「航行の自由」作戦¹を継続すると明言している。

さらに、2015 年 3 月に米海軍、海兵隊および沿岸警備隊は、「21 世紀の海軍力のための協力戦略」を共同発表した。海洋公共財の保護を含む任務の遂行のためには米海軍の前方展開が不可欠であるとともに、海軍部隊は同盟国、パートナー国と共同で取り組むこと

¹ 航行の自由作戦 (Freedom of Navigation Operation) は、1979 年より米国が継続的に実施している作戦で、沿岸国による行き過ぎた海洋権益の主張に対抗することにより、国際法上、すべての国に保障された権利、自由、海洋及び空域の合法的な利用を保護することを目的としている。

により、海洋安全保障に対する脅威に効果的に対処することが可能となるとしている。

(4) 北極対策

米国はメキシコ湾岸における海底油田開発を推進してきたが、新たな開発海域として北極海に着目している。北極海の海底には、石油・天然ガス等が大量に埋蔵していることが確認されており、近時においては地球温暖化による融氷のため、海底資源開発が進行しやすい環境になりつつある。そのため、北極海の周辺国は、国連海洋法条約に基づいて大陸棚の延伸を申請しているが、米国は国連海洋法条約を批准していないため、北極圏の資源開発で欧州の各国に比べて出遅れていると言える。そこで 2013 年 5 月、米国は、大統領府が北極に関する包括的な国家戦略である「北極圏戦略（National Strategy for Arctic Region）」を公表した。これにより、北極評議会関係国と連携して北極海の海底資源開発を推進する方針を示したと言える。

この戦略は、「北極圏における合衆国の国家安全保障上の国益を定義し、連邦、州、地域、部族組織による現在のイニシアチブの上に積み上げるべき努力の優先順位を明らかにし、機会が存在し行動が求められている分野の活動に焦点を当てることを狙いとしている」とした上で、3 つの目標として、①合衆国の安全保障上の国益を追求する、②責任ある北極圏の管理を迫及する、③国際協力を強化する、を掲げた。ここでは、安全保障を安全な通商・科学探査活動から国防まで、幅広い活動要素を含んだものとして捉え、また、「我々は、合衆国の国連海洋法条約への参加のために働きかける」と述べられているなど、北極圏に限らない言わば国家海洋戦略として位置づけられていた。

2015 年 4 月からの 2 年間、米国は北極評議会の議長国を務めることとなった。これに先立ち米国は、2015 年 1 月に、オバマ大統領の命令により北極運営委員会を設置した。北極評議会の議長を務める米国の北極担当特別代表、パップ提督（元米沿岸警備隊司令官）は、次期議長として、①経済と生活の改善（地域社会）、②北極海の航行の安全、安全保障とスチュワードシップ（海洋）、③気候変動の影響への対応（気候）、といったアジェンダを提示した。これらのアジェンダは、2015 年 4 月カナダのイエローナイフで開催された北極評議会の高級北極実務者会議（Arctic Council's Senior Arctic Officials: SAO）で提示され、米国が北極圏国家であることを米国国民に理解させることに努めると述べている。

2015 年 4 月に開催された北極評議会において、米国は環境問題に関心を示し、同評議会に対して、メタンガス排出およびガスの燃焼や石油探査活動で放出される黒色炭素（ブラックカーボン）を規制する行動計画の枠組みを提出した。

米国の議長国任期（1 期 2 年）の 2 年目にあたる 2016 年、北極評議会では、米国の進めてきたアジェンダ「北極はひとつ：機会、課題、責任の分担共有」に従って、各作業部会レベルで様々な活動が行われてきた。米国の議長国の下での最大の成果とされたのは、北極における国際的な科学協力を促進するための新たな国際協定である。科学協力特別委

員会（Scientific Cooperation Task Force）において協議された同協定は、2017 年 5 月にアラスカのフェアバンクスにおいて予定されている北極評議会の閣僚会合で正式に調印される見通しである。

次期議長国となるフィンランド政府は、2016 年 10 月に発表したプレスリリースにおいて、米国議長国の下で進められてきた活動を継続しつつ、環境の保護、安定性、活力、存続性というキーワードを挙げ、パリ協定及び国連持続可能な開発目標（SDGs）を重視して取り組んでいく姿勢を明らかにしている。

2016 年は、米国のオバマ政権が 12 月に交代することをうけて、米国は北極評議会の外でも積極的な外交を行った。オバマ政権は、2016 年 3 月にカナダの新首相となったトルドー氏とともに「気候、エネルギー、北極リーダーシップ宣言」を発表し、両国がとりわけ気候変動の影響が顕著である北極において気候変動に起因する諸課題に取り組んでいくことの重要性について合意した。また、米国は、北欧 5 か国首脳とともに「米北欧リーダー首脳共同宣言」に調印し、国際社会における平和と安定にむけて協力していくとともに、北極における国際協力を優先項目の 1 つとして位置付けている。さらに、米国は、2016 年 9 月には北極 8 ヶ国、英国、仏国、ドイツ、日本、中国、インドなどの非北極諸国 14 か国の代表、EU、先住民代表を招聘して「北極科学技術大臣会合」を開催した。

第3章 欧州連合

近年、欧州連合(以下、EU とする。)においては、海洋に関する重要な加盟国に対する法的拘束力を有する文書や政策文書が幾つも新たに採択あるいは改正されてきた。「持続可能でない漁業を容認する国家に対する漁業資源保護目的で執られる措置に関する規則¹⁾」(2012年)及び「(改正)共通漁業政策に関する規則第1380/2013号²⁾(CFP)」(2013年)、2014年には「欧州連合海洋安全保障戦略³⁾」や「海洋空間計画の枠組構築に係る2014年7月23日の欧州議会及び理事会指令第2014/89/EU号⁴⁾」等がそれぞれ採択されている。2015年の漁業政策分野における世界的な違法・無報告・無規制(以下、IUU)漁業対策やシリア難民の急増による国際的な協調の動き、「パリ協定」の批准などを受けて、2016年も今後の海洋政策に大きく関わる主要な政策文書が採択された。例えば、「国際的な海洋ガバナンス：安全・安心で汚染のない、持続可能な形で管理される海洋に向けたEUの貢献⁵⁾」(以下、「国際的な海洋ガバナンス」)や「EUの外交・安全保障政策のためのグローバル戦略：共有される展望、共通の行動：より強力な欧州を目指して⁶⁾」(以下、「外交・安全保障政策のためのグローバル戦略」)、「北極に関するEU統合政策⁷⁾」(以下、「北極に関する統合政策」)の採択もその一つである。

昨今の世界の海洋政策分野において、IUU漁業対策に代表されるようにEUのイニシアチブで世界的な海洋ガバナンスが形成されていく事例が多くなっている。そのような情勢の中、今年度打ち出されたEUの政策方針は、世界的な潮流を踏まえた上で外交戦略と新たな海洋分野における成長戦略に対する統合戦略が一貫して打ち出され

¹⁾ 同規則は、2012年9月25日に採択、同年10月25日に署名、及び、同年11月17日に発効した。なお、同規則の正式名称は、REGULATION (EU) No 1026/2012 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2012 on certain measures for the purpose of the conservation of fish stocks in relation to countries allowing non-sustainable fishing である。

²⁾ 同規則は、2013年12月10日に採択、同年12月11日に署名、同年12月29日に発効、及び、2014年1月1日より適用されている。なお、同規則の正式名称は、REGULATION (EU) No 1380/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 on the Common Fisheries Policy, amending Council Regulations (EC) No 1954/2003 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulations (EC) No 2371/2002 and (EC) No 639/2004 and Council Decision 2004/585/EC である。

³⁾ 同戦略は、2014年6月24日に採択された。なお、同戦略の正式名称は、EUROPEAN UNION MARITIME SECURITY STRATEGY である。

⁴⁾ 同指令は、2014年7月23日に署名・採択、及び、同年9月18日に発効した。なお、同指令の正式名称は、DIRECTIVE 2014/89/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014 establishing a framework for maritime spatial planning である。

⁵⁾ 同文書は2016年11月10日に採択された。なお同文書の正式名称は、JOINT COMMUNICATION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, International ocean governance: an agenda for the future of our oceans, JOIN(2016) 49 final である。

⁶⁾ 同戦略は2016年6月に発表された。なお、同戦略の正式名称は、A Global Strategy for the European Union's Foreign And Security Policy "Shared Vision, Common Action : A Stronger Europe" である。cf. <http://europa.eu/globalstrategy/en>

⁷⁾ 同戦略は2016年4月27日に採択された。なお、同戦略の正式名称は、JOINT COMMUNICATION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL, An integrated European Union policy for the Arctic, JOIN(2016) 21final である。cf. http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/policy/sea_basins/arctic_ocean_en

ており、今後の世界的な海洋政策・ガバナンスへ大きな影響を与えるものである。そこで本章では、EU の概要を踏まえた上で、各項目内で EU の海洋政策における本年度の主要政策文書やその動向を含めて概観することで、世界的な潮流の参考になることを目指す。

欧州連合(EU)は、独特な経済的および政治的協力関係を持つ民主主義国家の集まりである。EU 加盟国はみな主権国家であるが、欧州連合条約に基づく、経済通貨同盟、共通外交・安全保障政策、警察・刑事司法協力等のより幅広い分野での協力を進めている政治・経済統合体であり、経済・通貨同盟については、国家主権の一部を委譲し、域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場を形成している。その他の分野についても、加盟国の権限を前提としつつ、最大限 EU としての共通の立場を取ることで、政治的にも「一つの声」で発言している⁸。EU の加盟国は、2016 年 12 月 31 日現在、28 カ国となっている。2016 年の大きな動きとして、英国の EU からの離脱の是非を問う国民投票（2016 年 6 月 23 日）の結果を受けて、英国が EU を離脱することが決まっている。以下、表 1 に EU の基礎情報を示す。

表 1 : EU 基礎情報

面積	429 万 km ² （日本の約 11 倍）
人口	5 億 820 万人 (Eurostat、暫定値) (日本の 4 倍) (2015 年)
人口密度	118.5 人/km ² (2015 年)
GDP	16 兆 2,204 億ドル (2015 年、出典：IMF World Economic Outlook)
一人当たり GDP	37,852 ドル (2015 年、出典：IMF World Economic Outlook)
海岸線	6 万 6 千キロメートル
EEZ 表面積	20,000,000 km ² ⁹
加盟国	28 カ国 (2016 年 12 月末時点) ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国

⁸ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>

⁹ The EU and international ocean governance
cf. https://ec.europa.eu/maritimeaffairs/sites/maritimeaffairs/files/docs/body/eu-and-international-ocean-governance_en.pdf

EU はすべての欧州市民に平和、繁栄および自由を保障するとともに、平和構築や開発援助などを通じ、世界の平和と安定に積極的に貢献することを目指して、その運営や法律制定のためのさまざまな機関を有しており、主なものを表 2 に示す。

表 2 : EU の機構概要

欧州理事会 (EU 首脳会議)	EU の最高政治的機関。各 EU 加盟国の大統領または首相で構成され、EU を政治的に推進し、政策の方向性を設定。リスボン条約により常任議長が創設された。
欧州連合 (EU) 理事会	加盟国代表より構成され、欧州会議と共に EU 立法を行う。また、共通外交・安全保障政策と警察・司法協会において、EU の唯一の意思決定機関としての役割を果たす。
欧州議会	5 年ごとの直接選挙によって選ばれた 785 名の議員で構成。欧州市民を代表して EU 理事会と共に立法手続きに参加。同時に、EU の諸活動の民主的コントロールを行なう。
欧州委員会	EU の行政執行機関として EU 政策を実施。唯一の法案提出権を持つ EU 機関として EU 立法準備を行い、EU 法の施行と遵守を担当。

1. 海洋基本法令

海洋全般にわたる基本法令はないが、リスボン条約(2007 年 12 月 13 日署名、2009 年 12 月 1 日発効)において、その政策上の権限を五つに分類して行使することとされており¹⁰、①EU が排他的な権限を持つ領域、②EU が加盟国と権限を共有する領域、③加盟国が EU の枠内で政策を調整する領域、④EU が加盟国の行動を支援、調整、補充する領域、及び、⑤EU による立法権を伴わない領域となる。このうち、海洋生物資源及び漁業に関する政策については、「共通漁業政策(Common Fisheries Policy : 以下、CFP とする。)に基づく海洋生物資源の保護」分野は EU が排他的な権限を持つ領域とされ (リスボン条約第 3 条 1 項 (d))、「海洋生物資源の保護を除く農業及び漁業」分野は EU が加盟国と権限を共有する領域かつ EU 法が優位する領域とされている (リスボン条約第 4 条 2 項 (d)) (表 3 参照)¹¹。

¹⁰ EU 法の概要、統治機構及び手続等に関しては以下の文献を参照のこと。庄司克宏『新 EU 法 基礎篇』(岩波書店、2013 年)、xiii+375 頁。中西優美子『EU 法』(新世社、2012 年)、xiv+379 頁。

¹¹ 平成 25 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書、(海洋政策研究財団、2014 年)、17 項。

表 3：リスボン条約で規定される EU の権限領域

EUが排他的な権限を持つ領域	関税同盟、競争政策、ユーロ圏の金融政策、共通漁業政策下での海洋生物資源の保全、通商政策
EUが加盟国と権限を共有する領域	EU法が優位する領域 域内市場、条約で認められた社会政策、経済・社会・領土の結束、農業・漁業（海洋生物資源の保全を除く）、環境、消費者保護、運輸、欧州横断網、エネルギー、自由・安全・公正の領域、公衆衛生問題における共通の安全性関心事項
	加盟国も独自の政策を採択できる領域 研究・技術開発、宇宙、開発協力・人道援助
加盟国がEUの枠内で政策を調整する領域	経済政策、雇用政策、社会政策
EUが加盟国の行動を支援、調整、補充する領域	人の健康の保護と向上、産業、文化、観光、教育・職業訓練・青年・スポーツ、防災、行政協力
立法権を伴わないEUの権限領域（政府間協力）	共通外交・安全保障政策

出典：駐日欧州委員会代表部、「EU と加盟国の権限分担」『ヨーロッパ』255 号（2008 年）、26 頁。

2. 海洋(基本)政策

これまでの EU における海洋基本政策として、海洋環境戦略(2005)¹²、欧州連合の将来の海洋政策に向けて：大洋及び海洋のための欧州のビジョン(グリーンペーパー)¹³「欧州連合の将来の海洋政策に向けて：大洋及び海洋のための欧州のビジョン¹⁴」(2006)、ブルーペーパー¹⁵「統合的海洋政策(IMP)¹⁶」(2007)、海洋戦略枠組指令 (MSFD)¹⁷(2008)、共通漁業政策(CFP)¹⁸(1983、2013 改正)(※水産市場の自由化は 1962 年の EU

¹² 同戦略は、2005 年 10 月 24 日に採択された。なお、同戦略の正式名称は、COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT, Thematic Strategy on the Protection and Conservation of the Marine Environment, COM(2005)504 final である。

¹³ グリーンペーパーと呼ばれる文書は、「欧州レベルでの一定のテーマの議論を盛り上げるために、欧州委員会により刊行される文書」と定義されている。

cf. http://europa.eu/legislation_summaries/glossary/green_paper_en.htm (as of 19 February 2015)

¹⁴ 同文書は、2006 年 6 月 7 日に採択された。なお、同文書の正式名称は、GREEN PAPER, Towards a future Maritime Policy for the Union: A European vision for the oceans and seas, “How inappropriate to call this planet Earth when it is quite clearly Ocean” attributed to Arthur C. Clarke, COM(2006) 275 final, vol.II –Annex である。

¹⁵ ブルーペーパーと呼ばれる文書は、「2007 年以降、EU により、統合的海洋政策の手段として用いられている」と定義されることがある。cf. Yves Henocque, “Towards Integrated Coastal and Ocean Policies in France: a Parallel with Japan”, Hubert-Jean Ceccaldi, Ivan Dekeyser, Mathias Girault and Georges Stora eds., *Global Change: Mankind-Marine Environment Interactions: Proceedings of the 13th French-Japanese Oceanography Symposium* (Dordrecht: Springer, 2011), pp.191-196, esp. p.193.

¹⁶ 同文書は、2007 年 10 月 10 日に採択された。なお、同文書の正式名称は、COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, An Integrated Maritime Policy for the European Union, COM(2007) 575 final である。

¹⁷ 同指令は、2008 年 6 月 17 日に署名・採択、及び、同年 7 月 15 日に発効した。なお、同指令の正式名称は、DIRECTIVE 2008/56/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 June 2008 establishing a framework for community action in the field of marine environmental policy (Marine Strategy Framework Directive)である。

¹⁸ 同規則は、2013 年 12 月 10 日に採択、同年 12 月 11 日に署名、同年 12 月 29 日に発効、2014 年 1 月 1 日より適用されている。なお、同規則の正式名称は、REGULATION (EU) No 1380/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 on the Common Fisheries Policy, amending Council Regulations (EC) No 1954/2003 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulations (EC) No 2371/2002 and (EC) No 639/2004 and Council Decision 2004/585/EC である。

の共通農業政策(Common Agricultural Policy : CAP)の元で 1970 年代に発展)、欧州連合海洋安全保障戦略¹⁹(2014)などがある。なお、詳しくは過去の報告書等を参照されたい。

そして、2016 年の EU の海洋政策の大きな動きの 1 つとして、11 月 10 日に共同コミュニケーション(政策文書)「国際的な海洋ガバナンス」が採択された。本政策文書では、安全・安心で、汚染のない、持続可能な形で管理された海洋に向けた行動を提案している。世界において強力な役割を果たす EU として、分野横断的でルールに基づく国際的なアプローチを土台としたよりよい海洋ガバナンスに向けた検討課題を提示し、1.国際海洋ガバナンス枠組みの改善、2.海洋に対する人間の圧力の軽減と持続可能なブルーエコノミーの条件創出、3.国際的海洋研究・データの強化という 3 つの優先分野における 14 の行動を示している。

なお、採択された「国際的な海洋ガバナンス」の和文仮訳(翻訳：笹川平和財団海洋政策研究所)については、本報告書の参考資料編を参照されたい。

3. 海洋政策推進体制

EU における海洋政策の推進体制として、欧州委員会において、環境総局、海事・漁業総局(DGMARE)等があり、欧州共同体の専門機関においては、共同体漁業管理機関(CFCA)、欧州環境機関(EEA)、欧州海上保安機関(EMSA)等の組織が挙げられる。なお、2016 年 12 月 13 日発表の内容によると、海事・漁業総局(DGMARE)において、海洋ガバナンスや IUU 漁業対策への強化等を目的に 2017 年 1 月 1 日から組織体制がより強化されている²⁰。

なお、2016 年 10 月には、EU の対外国境・沿岸警備と管理を強化するために「欧州国境沿岸警備組織」が発足しており、詳しくは、本報告の安全保障の項目を参照されたい。

4. 沿岸域総合管理

EU の沿岸域総合管理に関係する政策等については、「沿岸域の総合的管理：欧州戦略²¹」として、約 35 の地方・地域におけるデモンストレーションプログラムの結果から行政単位別(EU、国家、県・州、ローカル)での取り組みや課題を整理した戦略が 2000 年 9 月 27 日に策定されている。2002 年 5 月に加盟国における沿岸域の総合的管理の

¹⁹ 同戦略は、2014 年 6 月 24 日に採択された。なお、同戦略の正式名称は、EUROPEAN UNION MARITIME SECURITY STRATEGY である。

²⁰ https://ec.europa.eu/fisheries/maritime-affairs-and-fisheries-department-getting-top-shape_en

²¹ 同戦略は、2000 年 9 月 27 日採択。正式名称は、ON INTEGRATED COASTAL ZONE MANAGEMENT: A STRATEGY FOR EUROPE, COM(2000) 547 final である。

ための国内戦略の展開を促す「沿岸域の総合的管理に関する勧告²²」が採択され、2007年6月には、評価が報告された²³。

また、2007年10月、上述のブルーペーパーにおいて、海洋空間計画が海域及び沿岸地域の持続可能な開発のための基本的手段であると位置付け、加盟国による海洋空間計画の進展を促進するため、2008年にロードマップを作成すると明記²⁴。2011年には海洋空間計画及び統合的沿岸域管理(ICZM)に関するステークホルダー間の協議が行われ²⁵、2013年3月にEU加盟国における海洋空間計画及び統合的沿岸域管理(ICZM)のための欧州共通枠組を構築することを目的とする指令案²⁶を受けて、2014年7月に「海洋空間計画の枠組構築指令²⁷」が採択された。なお、海洋空間計画については、後述の領海の管理及び排他的経済水域の管理の項目についても参照されたい。

5. 領海の管理及び排他的経済水域の管理

EUの領海等の海域設定は各加盟国の主権に基づき、排他的経済水域及び大陸棚の海域設定は各加盟国が主権的権利を有する。

基本方針等については、ブルーペーパー²⁸「統合的海洋政策(IMP)」(2007)及び「海洋戦略枠組指令 (MSFD)」(2008)等によりEU加盟国の海域に適用される。

EUは、2008年11月「海洋空間計画のためのロードマップ：欧州連合における共通原則の実現²⁹」と題するコミュニケーション(政策文書)を採択し、海洋空間計画を欧州における統合的海洋政策の進展のための重要な手段であるとした。2010年12月、欧州委員会(EC)から欧州議会、理事会、欧州経済社会評議会及び地域評議会へのコミュ

²² 正式名称は、concerning the implementation of Integrated Coastal Zone Management in Europe である。

²³ 同報告書は2007年6月7日に採択。正式名称は、Report to the European Parliament and the Council: An evaluation of Integrated Coastal Zone Management (ICZM) in Europe, COM(2007) 308 final である。

²⁴ *Supra* note 5, p.6, para.3.2.2..

²⁵ 協議の概要は、以下に掲載されている。Stakeholder consultation on MSP and ICZM, Summary results. cf. http://ec.europa.eu/dgs/maritimeaffairs_fisheries/consultations/msp/summary-results-of-msp-questionnaire_en.pdf (as of 19 February 2015)

²⁶ 同指令案の正式名称は、Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a framework for maritime spatial planning and integrated coastal management, COM(2013) 133 final, 2013/0074 (COD)である。

²⁷ 同指令は、2014年7月23日に署名・採択、及び、同年9月18日に発効した。なお、同指令の正式名称は、DIRECTIVE 2014/89/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014 establishing a framework for maritime spatial planning である。

²⁸ ブルーペーパーと呼ばれる文書は、「2007年以降、EUにより、統合的海洋政策の手段として用いられている」と定義されることがある。cf. Yves Henocque, “Towards Integrated Coastal and Ocean Policies in France: a Parallel with Japan”, Hubert-Jean Ceccaldi, Ivan Dekeyser, Mathias Girault and Georges Stora eds., *Global Change: Mankind-Marine Environment Interactions: Proceedings of the 13th French-Japanese Oceanography Symposium* (Dordrecht: Springer, 2011), pp.191-196, esp. p.193.

²⁹ 同文書は、2008年11月25日に採択された。なお、同文書の正式名称は、COMMUNICATION FROM THE COMMISSION, Roadmap for Maritime Spatial Planning: Achieving Common Principles in the EU, COM(2008) 791 final である。

ニケーションとして「欧州連合における海洋空間計画－実現と今後の展開³⁰」が採択され、2008 年のロードマップ作成後の EU 及び国家レベルにおける動きを位置づけている。

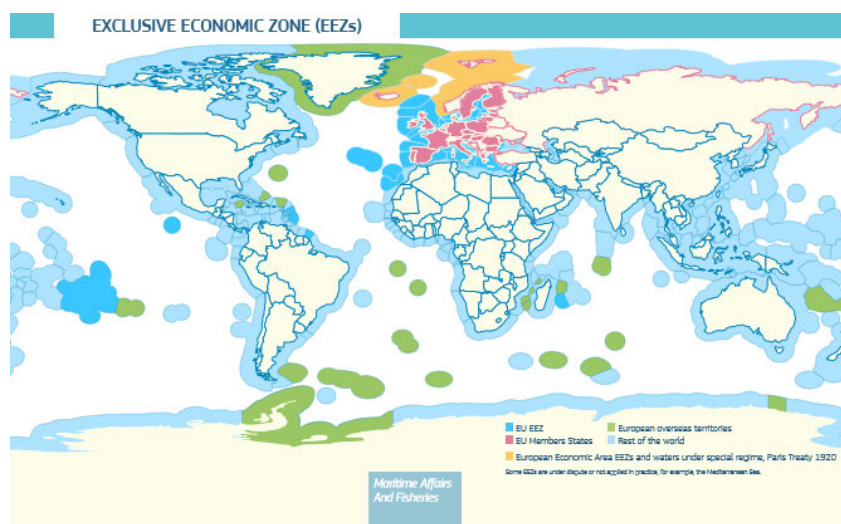


図 1 EU-EEZs³¹

2008 年以降、EU 域内において五つの海洋空間計画策定に関する国際プロジェクトとして、北海における海洋空間計画に関する準備活動 (MASPNOSE、2010-2012 年)、バルト海における海洋空間計画に関する準備活動 (Plan Bothnia、2010-2012 年)、バルト海地域プログラムプロジェクト「バルト海における海洋空間計画導入」(Balt Sea Plan、2009-2012 年)、ケルト海及びビスケー湾を含む大西洋における海洋空間計画に関するプロジェクト (TPEA(Transboundary Planning in the European Atlantic)、2012-2014 年)、及び、アドリア海－イオニア海海洋空間計画 (ADRIPLAN、2013-2015 年)が実施されている。本指令の詳細については、財団の報告書³²等を参照されたい。

また、本報告において前述の沿岸域総合管理の項目でも触れたが、2011 年には海洋空間計画及び統合的沿岸域管理(ICZM)に関するステークホルダー間の協議が行われ、2013 年 3 月に EU 加盟国における海洋空間計画及び統合的沿岸域管理(ICZM)のための欧州共通枠組を構築することを目的とする指令案を受けて、2014 年 7 月に EU 理事会

³⁰ 同文書は、2010 年 12 月 17 日に採択された。なお、同文書の正式名称は、COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, MARITIME SPATIAL PLANNING IN THE EU - ACHIEVEMENTS AND FUTURE DEVELOPMENT, COM(2010) 771 final である。

³¹ 出典：The EU and international ocean governance より抜粋
cf.https://ec.europa.eu/maritimeaffairs/sites/maritimeaffairs/files/docs/body/eu-and-international-ocean-governance_en.pdf

³² 報告書は「平成 26 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書」cf.https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/2015_03_09.pdf

において再生可能エネルギーの生産や生態系・生物多様性の保全等の様々な海洋空間の利用のため、海洋空間計画および海洋空間管理アプローチが必要とされているとして、「海洋空間計画の枠組構築指令」が採択された。

なお、2016 年 11 月に採択された「国際的な海洋ガバナンス」において、海洋空間計画促進に関する国際ガイドライン案の検討作業を 2017 年に開始するとされており、欧州委員会(EC) の DG MARE 及び IOC-UNESCO の共同開催で第 2 回海洋空間計画国際会議³³が 2017 年 3 月 15-17 日にパリで開催される予定である。当該会議では、SDGs 等の国際的なチャレンジに対する海洋空間計画の活用方法や海洋関連産業の成長(ブルー成長)のための活用の可能性など、どのように世界的に海洋空間計画を推進していくか等について、議論する予定とされている。

6. 重要施策

(1)持続可能な開発目標(SDGs)関連

欧州委員会は、欧州と世界それぞれにおいて持続可能な開発を達成するための戦略的なアプローチに関する 3 つの文書を 2016 年 11 月 22 日に採択した。「欧州の未来を持続可能なものにするための今後の取り組みに関するコミュニケーション(政策文書)³⁴」では、欧州委員会が進めている 10 の政治的優先事項がどのように国連の持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に貢献し、欧州連合(EU)が今後どうやって持続可能な開発目標を達成するかを提示している。2 つ目の「開発に関する欧州の新たなコンセンサスに関するコミュニケーション(政策文書)」³⁵では、2030 アジェンダと足並みを揃えた形での EU とその加盟国の開発協力に関する共通の展望と枠組みを提案。3 つ目の「アフリカ・カリブ海・太平洋地域(ACP)諸国との連携の再生に関するコミュニケーション(政策文書)³⁶」では、コトヌー協定が失効する 2020 年以降に EU と ACP 諸国との関係を新たな、持続可能な段階に導くための要素を提案している。

EU では 2030 年に向け「循環型経済」という新たな経済モデルを成長戦略の核に据えていくことになっている。欧州委員会は、EU 生物多様性戦略の見直し、海洋統治に

³³ 第 1 回の開催は 2006 年。UNESCO によるパリでの開催。「the first international Workshop on Marine Spatial Planning (MSP) in Paris」, cf. <http://www.msp2017.paris/>

³⁴ 同文書は、2016 年 11 月 22 日に採択された。なお、同文書の正式名称は、COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, Next steps for a sustainable European future European action for sustainability, COM(2016) 739 final である。

³⁵ 同文書は、2016 年 11 月 22 日に採択された。なお、同文書の正式名称は、COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, Proposal for a new European Consensus on Development Our World, our Dignity, our Future, COM(2016) 740 final である。

³⁶ 同文書は、2016 年 11 月 22 日に採択された。なお、同文書の正式名称は、JOINT COMMUNICATION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL, A renewed partnership with the countries of Africa, the Caribbean and the Pacific, JOIN(2016) 52 final である。

関する行動計画、大気の質に関する政策群の改定など、一連の施策による対応を行っていくことにしており、資源を有効かつ効率的に利用する「循環型経済」を目指すこととされている。循環型経済とは、より持続可能な方法で資源を無駄なく利用することであり、製品のライフサイクルを利用することにより、あらゆる原材料、製品、廃棄物を最大限に活用し、温室効果ガス削減とエネルギーの節約を目指すものである。これらに対して、EUの研究助成プログラム「ホライズン 2020」や EU 構造基金、欧州構造投資資金(EFSI)が財政面を支援することとされている。

また、海洋に焦点を当てた「目標 14： 持続可能な開発のための海洋・海洋資源の保全、持続可能な利用」のなかの海洋ごみ(特にプラスチックごみ及びマイクロプラスチックごみ)に関する課題への対応について、EU では、さまざまな海洋資源の持続可能な利用・活用で成長を目指す「ブルー成長(Blue Growth)」に力を入れており、持続可能性を脅かすものとして、海洋ごみに関する問題への対応を前述の「循環型経済」にもとづく行動計画の中で対応していくものとしている。具体的な活動として、MARLISCO³⁷プロジェクトにおいて、EU の 4 つの海域(North-East Atlantic, Baltic, Mediterranean, Black Sea)と 15 の沿岸国で活動されており、様々なイベント等を通して、海洋ごみに対する社会啓発と対策が進められている。

EU が世界的なリーダーシップを発揮し、SDGs の目標 14.3 にも掲げられた違法・無報告・無規制(IUU)漁業対策について、EU は IUU 漁業を海洋生物資源保護及び持続可能な漁業に対する深刻な脅威であると位置づけ、適切に対処する必要があるとの方針を示してきた。そのため、EU は、2008 年以降、これらの IUU 漁業を防止、抑止及び廃絶するために IUU 規則として、「IUU 漁業規則第 1005/2008 号」(2008 年)、「共同体水域外における共同体漁船の漁業活動及び第三国漁船の共同体水域のアクセスの承認に関する規則第 1006/2008 号」(2008 年)及び「共同体水域における共通漁業政策の遵守のための共同体管理システムを確立するための規則第 1224/2009 号」(2009 年)を採択し、2010 年 1 月 1 日より全面的に施行した。その後、これらの規則だけでは、IUU 漁業を完全に防止、抑制及び排除することは困難であったことから、「持続可能でない漁業を容認する国家に対する漁業資源保護目的で執られる措置に関する規則」(2012 年) 及び「(改正)共通漁業政策に関する規則」(2013 年) が採択された。

これらの IUU 漁業規則は、違法に漁獲された水産物製品を EU の市場から完全に排除することを目的として、水産物を漁獲した漁船の旗国または輸出国政府に対し、EU 域内に水揚げ・搬入される、全ての水産物製品の起源及び合法性(非 IUU であること)を示す証明書の添付を義務付けている。この制度において、各国との間で対話プロセスが設けられており、プロセスとしては、1.リスク分析、2. トレーサビリティ分析、3.評価・問題特定、4.コメント、5.非公式対話、6.公式対話となる 5 の非公式対話を通

³⁷ Marine Litter in European Seas - Social Awareness and Co-Responsibility(MARLISCO) cf. <http://www.marlisco.eu/about-project.en.html>

して検討を進めた上で、協力が得られない場合、6 の公式対話に移行し、当該国に対し警告(イエローカード)を与えて改善に向けた協力及び支援を実施する。一定期間内(通常、6 ヶ月～1 年)に問題が解決しなければレッドカードを与え、当該国から EU への水産物輸入が禁止される。

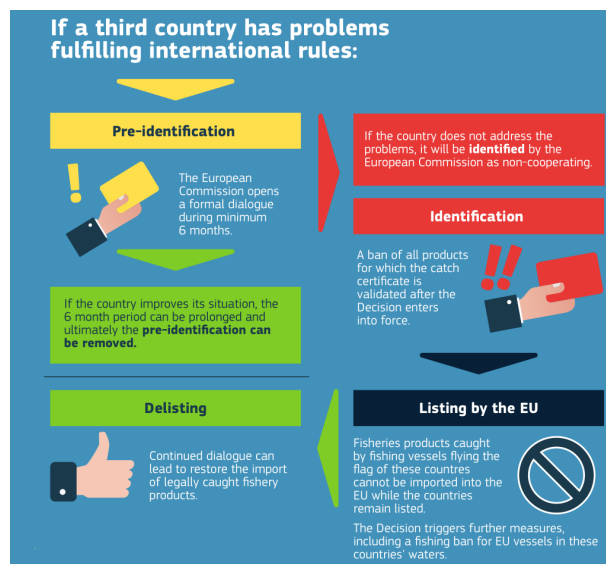


図 2：EU の IUU 漁業対策における対話プロセス³⁸

既に 50 カ国以上が 2 国間及び多国間レベルで EU との間の IUU 漁業対策に関する国際協力体制を強化するに至っており、91 カ国におよぶ EU 以外の国が、EU に対し、自国漁船に対する証明制度を実施するための法的枠組み保有について報告している。2016 年 10 月 30 日時点において、12 カ国がイエローカードに登録されており、2017 年 2 月にソロモン諸島及びキュラソー島が解除された。

レッドカード対象国としては、ベリーズ、スリランカ、ギニアが登録されたが、改善が見られたことからリストから除外され、2016 年 10 月時点では、カンボジアのみレッドカード対象として、輸入禁止措置がとられている。

(2) 離島政策

欧州連合の外部に存在する地域(Outermost Regions：以下 OR) は 9 つあり、これらの地域について EU 法による権利と義務が適用されるが、地理的に切り離されていることや離島であること、規模が小さいこと、地勢的・気候的に異なること、経済・産業力が乏しいこと、発展の障害となる不変的かつ複合的な条件におかれていることなどに考慮して、EU 法の適用除外を受けることができる規定がある。

³⁸ Tackling IUU Fishing ,
cf.https://ec.europa.eu/fisheries/sites/fisheries/files/docs/publications/2015-04-tackling-iuu-fishing_en.pdf

また、OR に関する最新の政策文書としては、「欧州連合の外部に存在する領域：スマートで、持続可能で、包括的な成長のためのパートナーシップに向けて³⁹⁾」が 2012 年 6 月 20 日に採択されており、この政策文書では、単一市場へのアクセスの改善、競争力の増大、地域統合の強化、社会産業の強化、気候変動への対応、という 5 つの優先項目が設定されている。

なお、9 つ存在する OR の内訳は、フランス 6 つ、ポルトガル 2 つ、スペイン 1 つであり、以下に示すとおり⁴⁰⁾である。

- ・フランス　：グアドループ、レユニオン、マヨット、フランス領ギアナ、マルティニーク、サン・マルタン
- ・ポルトガル：マデイラ諸島、アゾレス諸島
- ・スペイン　：カナリア諸島

(3)北極政策

EU における北極圏の位置づけについては、北極圏には、カナダ、デンマーク(グリーンランド、フェロー諸島を含む)、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、米国の 8 カ国が含まれており、それら北極圏諸国のうち、デンマーク、スウェーデン、フィンランドの 3 カ国が EU 加盟国である。また EU はアイスランドおよびノルウェーとは欧州経済領域(EEA)の枠組みで緊密な関係を有しており、カナダや米国などの国々は EU の戦略的パートナーに位置づけられている。また、北極圏の持続可能な開発と環境保護に直接関与する国際的な政府間協議体として、北極圏諸国 8 カ国からなる「北極評議会(Arctic Council)」には、EU 加盟国のうちフランス、ドイツ、イタリア、オランダ、英国が常任オブザーバー、EU は非常任オブザーバー(ad hoc observer)として関与している。

政策の動向としては、欧州委員会(EC)は、北極圏を支える主要パートナーになることが打ち出された政策文書を 2008 年に採択した。2014 年に欧州議会と EU 理事会が北極圏問題に対処する EU の行動と資金援助プログラムを一貫した形で行えるような統合政策の作成を要請。これを受けて、欧州委員会とフェデリカ・モゲリーニ EU 外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長が共同で「北極に関する統合政策」を新たに策定し、2016 年 4 月 27 日に採択された。この統合政策は、北極圏における EU の

³⁹⁾ 同文書は、2012 年 6 月 20 日に採択された。なお、同文書の正式名称は、COMMUNICATION FROM THE COMMISSION, The outermost regions of the European Union: towards a partnership for smart, sustainable and inclusive growth, (COM (2012) 287 final である。

⁴⁰⁾ Outermost Regions(OR)の内訳は、Guadeloupe and La Réunion, (2 French Regions) 、Mayotte (1 French overseas department) 、French Guiana and Martinique (2 French territorial collectivities)、Saint-Martin (1 French overseas collectivity)、Madeira and Azores (2 Portuguese autonomous regions)、Canary Islands (1 Spanish autonomous community) である。
cf.http://ec.europa.eu/regional_policy/en/policy/themes/outermost-regions/

活動の指針として EU の政策をこれまで以上に推進するために、「気候変動」、「持続可能な開発」、「国際協力」という 3 つの主要分野における 39 の施策が盛り込まれた。既存の EU 法令を勘案し、EU 加盟国の北極政策に立脚しつつそれらを補完するものとされている。

具体的な施策のうち例えば、「気候変動」においては、「北極圏諸国および関連の国際機関・団体などと連携した、北極圏における気候変動適応策策定支援」や「EU の 17 カ国の 22 の北極研究機関が統合的な極地研究プログラムを作成する」等が盛り込まれており、「持続可能な開発」においては、「船舶航行や海氷移動の観測・監視（「コペルニクス計画」）および衛星航法サービス（「ガリレオ計画」）を通じた地域の海洋安全に貢献すること」、「国際協力」においては、「北極圏に領土を有している国々だけではなく、中国、インド、日本など、北極圏への関心を強めている全ての国々と科学や研究などで協働すること」等が盛り込まれている。

(4)安全保障

EU において、リスボン条約上、安全保障政策は、「国の安全保障は、各加盟国の排他的な責任のもとに留保される」と定められ（リスボン第 4 条 2 項）、また、共通安全保障政策事項に関する EU の権限は、外交政策の全ての分野及び共同防衛に至りうる共通防衛政策の漸進的な確定を含む EU の安全保障政策に関する全ての問題を含むものの、共通安全保障政策は特別の規則と手続に服し、原則として、立法行為の採択は排除されるほか、外交安全保障上級代表及び加盟国により実施されることとされている（リスボン条約第 24 条 1 項）。

海洋政策においては、2014 年 6 月、EU 理事会において、国境を越えた組織犯罪、航行の自由に対する脅威、大量破壊兵器の拡散及び環境リスクといった、世界の海域におけるリスクや脅威に対する EU の海洋安全の利益の確保を目的とする「欧州連合海洋安全保障戦略(EUMSS)⁴¹」が採択され、同年 12 月、EU 理事会は、同戦略を補完するため、「欧州連合海洋安全保障戦略(EUMSS)－行動計画⁴²」を採択した。このように、EU 内における海洋安全保障に対する強化が進められてきたが、さらに、テロ、気候変動、移民・難民、エネルギー問題、サイバーセキュリティといった地球規模の課題から EU を取り巻く情勢も大きく変化したことを受けて、EU は、2016 年 6 月に「外交・安全保障政策のためのグローバル戦略」を発表した。また、2016 年 10 月 17 日に同戦略に対するフォローアップが採択され、2016 年と 2017 年においては、5 つの優先分野に焦点を当てて同戦略を実施することとしている。1.レジリエンスの構築および

⁴¹ 同戦略は、2014 年 6 月 24 日に採択された。なお、同戦略の正式名称は、EUROPEAN UNION MARITIME SECURITY STRATEGY である。

⁴² 同計画は、2014 年 12 月 16 日に採択された。なお、同計画の正式名称は、European Union Maritime Security Strategy (EUMSS) - Action Plan である。

紛争・危機への統一对応、2. 安全保障と防衛、3.域内外の政策の間のつながりの強化、4.既存の地域政策およびテーマ別政策の強化と新政策の策定、5.公共外交活動の強化、という 5 つである。加えて、人権、女性、平和と安全、男女平等、女性のエンパワーメントを全ての対外 EU 政策の主軸に据えることを継続することとしている。

本戦略内における海洋政策関連は、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」達成へ向けた取組みやグローバルガバナンスへの貢献などが盛り込まれ、世界の海洋安全保障を実現することで、EU として、海洋資源や生物多様性の保全と持続可能な開発やブルーエコノミーの成長を促進させることを目指すとされている。また、2016 年 11 月に採択された「国際的な海洋ガバナンス」においても本戦略における優先事項としての取組みが盛り込まれている。

さらに、組織的な動向として、2016 年 6 月には、EU の対外国境・沿岸警備と管理を強化するために、EU 加盟国が新しい欧州国境沿岸警備隊の創設に合意し、同年 10 月に欧州国境沿岸警備組織が発足。欧州対外国境管理協力機関(FRONTEx)の権限を強め、名称を変更したもので、人命救助と国境警備のために人員と予算が拡充されている。

第4章 英国

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）は、立憲君主制、議院内閣制をとり、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの4つの地域からなる連合王国である。国土面積は、24.3 万 km²、海岸線 12,429km、人口 6,443 万人¹²の海に囲まれた国家で、1973 年に EEC（欧州経済共同体）、1992 年に EU（欧州連合）の加盟国となり、英国人口は EU 人口の約 13%³を占めている。

2016 年 6 月に実施された欧州連合離脱是非を問う国民投票においては、EU 離脱を求める票が上回り、近年の主要な関心事項の一つとなっている。また、2014 年に実施されたスコットランドの英国からの独立を問う住民投票においては、僅差で否決されたものの、北海油田の利権、雇用格差などが争点となり、依然として独立に向けた関心は高く、英国は、外政・内政の面で様々な課題を抱えている。

1. 海洋基本法令

(1)統治構造

英国には、2017 年 3 月現在、25 の大臣省（Ministerial Departments）、21 の政府外公共機関（Non ministerial departments）、335 の執行機関・その他公共機関（Agencies and other public bodies）、10 の公企業（Public Corporations）等が存在⁴⁵する。

英国の中央政府の行政組織構成を定める法律は存在せず、1975 年の国王大臣法（Ministers of Crown Act）に基づき、首相は、その時々的重要課題に応じ、内閣を構成する各担当大臣が担うこととなる責任範囲、省の名称・設置等について決定する仕組み⁶となっている。



図 1：英国および国内各地域の位置図

（外務省 HP 掲載の図に著者加筆）

¹ U.S.Central Intelligence Agency, The Factbook 2016

² 英国政府統計局によると、2014 年時点の各地域の人口は、イングランド：54.3、スコットランド：5.3、ウェールズ：3.1、北アイルランド：1.8（百万人）

³ http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Population_and_population_change_statistics

⁴ <https://www.gov.uk/government/organisations>

⁵ 大臣省は日本の「省」に相当する。政府外公共機関は、国の行政過程に一定の役割を担う機関であるが、大臣から距離を置き運営される機関で、公務員ではない職員を独自に採用する。

⁶ 首相の決定は、議会に諮られ、上下院のいずれかで否決されない限り、首相の決定が有効となる。

政府機関の統合型ポータルサイト「GOV.UK」が 2013 年に本格運用されるまで、英国では、各省と膨大な数の下部機関の紐付けや省庁間の関係が不明瞭な状態となっていた。このポータルサイトが公開されたことで、行政関係者や一般国民が行政機関の役割分担や、活動を初めて横断的に見るできるようになった。

1990 年代に進められた権限委譲（Devolution）政策により、英国では、1998 年にはスコットランド、ウェールズ、北アイルランドの 3 地域で、それぞれ地方政府・議会が創設され、英国議会から委譲された範囲で立法等を行うことができることとなった。しかしこれらの 3 地域は、中央政府との間でそれぞれ異なる経緯や関係性を有していることから、権限委譲の内容もそれぞれ差異がある。このことから、英国の海洋政策を概観する上では、一国多制度の複雑な統治構造となっている現状に留意する必要がある。各地方政府（議会）の権限を比較し、一覧にとりまとめると表 1 のとおりである。

表 1：英国政府から各地方への権限委譲の概況一覧

	イングランド	スコットランド	ウェールズ	北アイルランド
権限委譲の根拠	—	スコットランド法 1998、2012年	ウェールズ政府法 1998、2006年	北アイルランド法 1998年
地方政府（議会）の有無	×	○ ・自治政府1999～	○ ・自治議会1999～ ・自治政府2007～	△ 情勢により、国の直轄統治と自治政府統治が入れ替わる。
一次立法権の有無	×	○ 英国議会に保留された事項以外の事項について認められる。	△ 20分野に限り認められる。 2011～	△ 統治主体の入れ替わりにより変化する。
課税権の有無	×	△ 所得税率一部決定権等	×	×

※表は、関連法令および、自治体国際化協会「英国の地方自治（概要版）-2014年改訂版-」等をもとに著者が作成

(2)海洋基本法令

英国は、1960 年に領海条約、公海条約、漁業および公海の生物資源の保存に関する条約を批准、1964 年に大陸棚条約を批准した。国内法としては、1976 年に漁業水域法⁷を制定し、領海基線から 200 海里までを漁業水域として設定した。また、1987 年には領海法を制定し、12 海里までを領海と定めた。その後、英国は 1997 年に国連海洋法条約へ加入した。

英国の大臣省の一つである環境食糧農村地域省（DEFRA⁸）は、2002 年に、政府としての総合海洋政策の作成に向けた理念と戦略⁹を示し、海洋法案（A Marine Bill White Paper¹⁰）を 2007 年に公表した。その後、2009 年には EEZ 等を含む英国の連合王国水域の範囲と権限及び、海洋計画の策定や海洋保護区の設定などについて定めた、「海洋及び沿岸アクセス法

⁷ Fishery Limits Act 1976

⁸ Department for Environment Food and Rural Affairs

⁹ Safeguarding Our Seas

¹⁰ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/228719/7047.pdf

(MCAA¹¹)」を制定した。また、この法律に基づき、関係する省庁からの委任を受けて漁業管理、海洋の科学的調査、許認可や海洋計画の策定など、海洋政策に統括的に対応するための組織として、海洋管理機関（MMO¹²）を 2010 年に設立した。この海洋管理機関は、DEFRA に連なる政府外公共機関の一つに位置づけられている。

2. 海洋基本政策

英国は、2011 年に、海域の持続可能な開発・利用・保全を達成する上で、部門別の管理を統合するための体制を構築していくために、英国政府とスコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各地域が共同で策定した海洋政策声明（Marine Policy Statement）¹³を発表した。

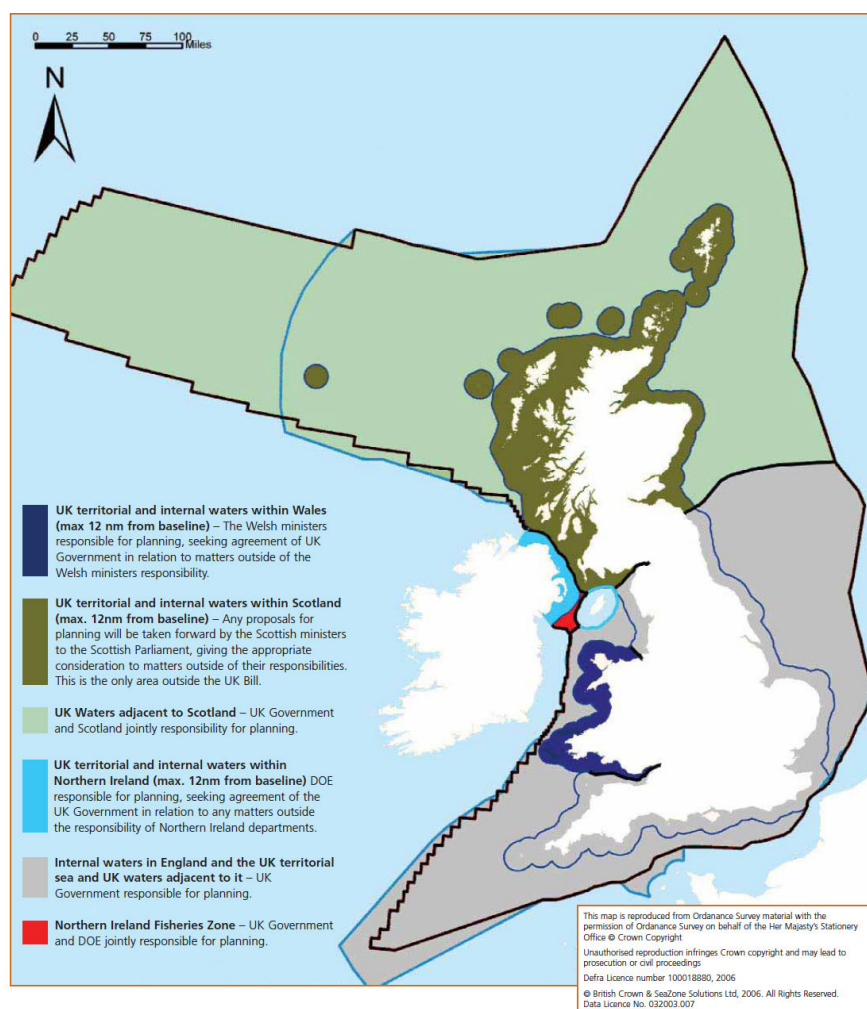


図 2：英国の海洋計画海域の全体図¹⁴

¹¹ Marine and Coastal Access Act 2009

¹² Marine Management Organization

¹³ <https://www.gov.uk/government/publications/uk-marine-policy-statement>

¹⁴ A sea Change: A Marine Bill White Paper, p.26 (DEFRA,2007)

この海洋政策声明は、海洋及び沿岸アクセス法（44 条）を根拠として、英国政府（イングランド地域）および、各地域の政府・議会が、それぞれ海洋計画を策定すること、また、海洋環境に影響を及ぼす決定を行う上での枠組を記している。

その主な内容としては、①持続可能な経済発展の促進、②気候変動や海洋酸性化への対応・低炭素経済社会への向けた取組み、③海洋生態系・遺産・海洋環境の保護保全、④地域の社会・経済における持続可能な海洋資源の利用などの項目を目的として掲げている。その上で、計画を進めるにあたっては、分野横断的に陸域海域の活動を統合して取り組むことが重要であることなどが記されている。

イングランドおよび、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各地域の計画策定を行う海域の範囲および、計画策定状況は次のとおりである。

①英国（イングランド地域）

英国政府は、海洋及び沿岸アクセス法に基づき、海洋管理機関が中心となり、イングランド地域内の 11 海域における海洋計画を 2021 年まで策定¹⁵を完了させるため、2011 年に計画策定作業に着手した。現在は、先行して着手した 2 つの海域で、既に計画策定が完了しており、その他の海域についても、2016 年より実態調査や地域ワークショップなどが開催されるなど、策定作業が本格化している。

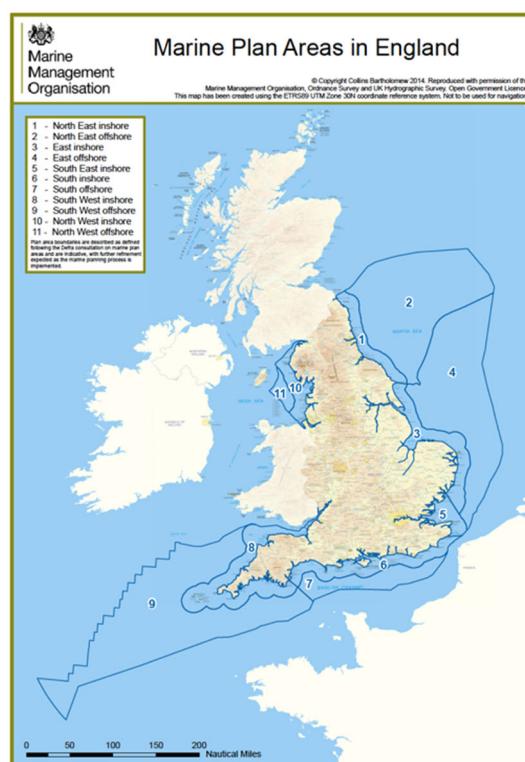


図 3：イングランド地域の海洋計画海域

¹⁵ <https://www.gov.uk/government/collections/marine-planning-in-england>

表 2：イングランド海洋計画の各海域での計画策定状況一覧（2017.3 時点）

イングランド海洋計画の海域名			①策定作業着手	②ドラフト公開・意見聴取	③策定完了
North East 北東部	1	inshore 沿岸	○実態調査(Call for issues) ○地域ワークショップ(WS) 2016.6～8		
	2	offshore 沖合			
East 東部	3	inshore 沿岸	●先行着手 2011～	○ドラフト公開・意見聴取 2013.7 ○意見公開・反映 2013.7～10	○策定完了 2014.4
	4	offshore 沖合			
South East 南東部	5	inshore 沿岸	○実態調査(Call for issues) ○地域ワークショップ(WS) 2016.6～8		
South 南部	6	inshore 沿岸	●先行着手 2012～	○ドラフト公開・意見聴取 2016.11 ○意見公開・反映 2017.2～3	
	7	offshore 沖合			
South West 南西部	8	inshore 沿岸	○実態調査(Call for issues) ○地域ワークショップ(WS) 2016.6～8		
	9	offshore 沖合			
North West 北西部	10	inshore 沿岸	○実態調査(Call for issues) ○地域ワークショップ(WS) 2016.6～8		
	11	offshore 沖合			

②スコットランド

スコットランド政府は、2010 年に、スコットランドの海域における諸活動の調整、海洋環境の保護・保全、海洋計画の策定、許認可、規制・監視など、北海油田を含む広大な海域の総合的な管理を実施するためのスコットランド海洋法（Marine Act）を制定した。

スコットランド政府は、管轄する 200 海里までの海域に関して、イングランドとの海域境界において計画の不連続が生じることを防ぐため、英国政府との担当大臣会合¹⁶を開催し、確認事項をとりまとめ、共同海洋計画声明（Joint Marine Planning Statement）¹⁷として公開し、計画策定作業に着手した。

海洋計画策定は、海洋及び沿岸アクセス法に基づいて実施され、2021 年 3 月までに海洋

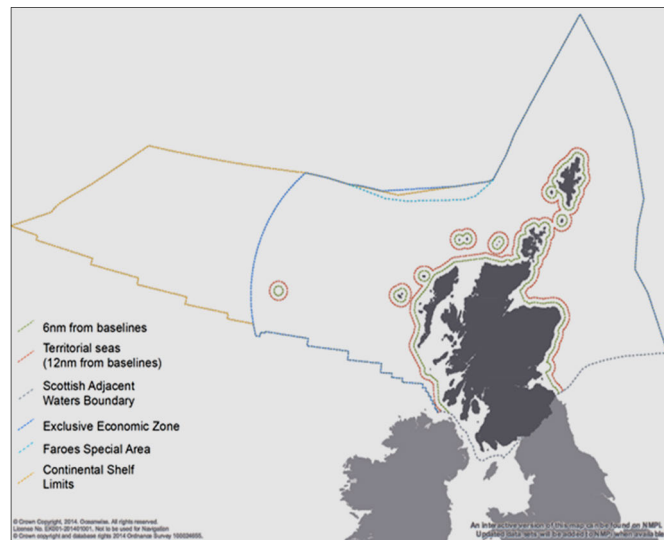


図 4：スコットランド地域の海洋計画海域

¹⁶ <http://www.gov.scot/Topics/marine/seamanagement/international/crossborder>

¹⁷ <http://www.gov.scot/Topics/marine/seamanagement/international/jointmps>

空間計画を定めることを規定した EU 海洋空間計画枠組指令（2014/89/EU）¹⁸を尊重し、策定作業が進められ、2015 年 3 月に、スコットランド海洋計画（Scotland's National Marine Plan）¹⁹の策定が完了した。

③ウェールズ

ウェールズでは、ウェールズ政府の環境農村省²⁰が中心となり、海洋及び沿岸アクセス法に規定される英国政府からの委任に基づき、ウェールズ海洋計画²¹の策定に向けた作業が、現在進められている。

④北アイルランド

北アイルランドでは、北アイルランドの農業環境農村部²²が中心となり、海洋及び沿岸アクセス法および、2013 年に制定された北アイルランド海洋法（Marine Act）に基づき、2021 年 3 月末までに北アイルランド海洋計画²³を策定するため作業が、現在進められている。

3. 海洋政策推進体制

英国政府は、海洋に関する新しい枠組となる、海洋及び沿岸アクセス法を 2009 年に制定し、2010 年には、その執行機関としての海洋管理機関（MMO）を設立した。

英国には、海洋及び沿岸アクセス法の制定以前は、海洋に関する政策・計画の統一的な指針がなく、複数の行政機関において一貫性のない海洋管理が行われていたが、この法律が制定さ

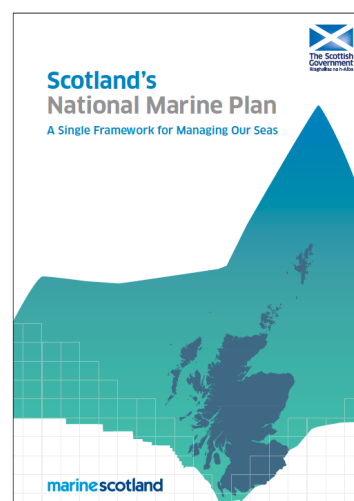


図 5：スコットランド海洋計画

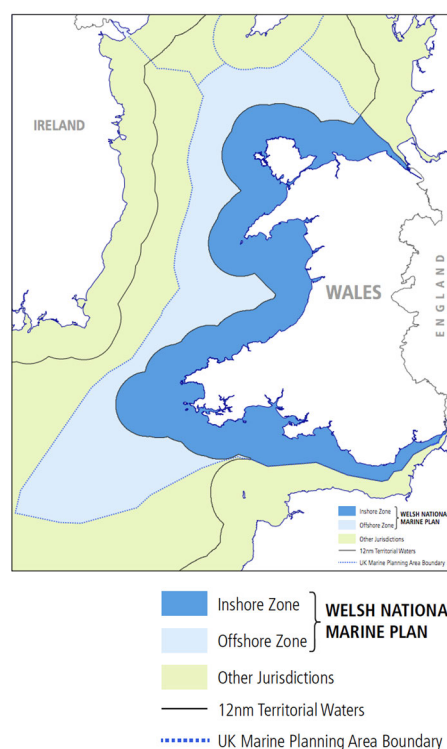


図 6：ウェールズ地域の海洋計画海域

¹⁸ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32014L0089>

¹⁹ <http://www.gov.scot/Resource/0047/00475466.pdf>

²⁰ Environment and Rural Affairs

²¹ <http://gov.wales/topics/environmentcountryside/marineandfisheries/marine-planning/legislative-framework-for-the-marine-plan/?lang=en>

²² Department of Agriculture, Environment and Rural Affairs

²³ <https://www.daera-ni.gov.uk/topics/marine/marine-planning>

れたことにより、関係省庁からの権限委譲・委任を受けるなどして、①海洋計画、②開発許認可、③水産政策、④水産資源調査・管理、⑤環境保全などに総合的に対応することができる体制がとられている。

イングランド地域については、海洋管理を MMO が直接担っており、また、海洋及び沿岸アクセス法や海洋政策声明を通じて、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの海洋計画を英国全体として一貫性あるものとしていくための働きも担っている。

スコットランド政府は、既存の漁業調査や水産政策を担っていた機関・組織を統合し、2009 年にスコットランド海洋局

(Marine Scotland) を設立した。スコットランド海洋局では、スコットランド沿岸の海の持続可能な開発と保全を行うため、統合的な海洋管理を推進することを目的として、①海洋計画、②海洋調査、③規制・取締・監督、④許認可などに、総合的に対応することができる体制がとられている。

ウェールズ政府では、海洋計画を担当する環境農村省を中心に、漁獲割当、許認可などについては、2013 年に設立された環境農村省の監督下にある外郭組織 (Natural Resources Wales) ²⁴が一括して対応する体制がとられている。

北アイルランドでは、海洋計画を担当する農業環境農村部が、漁業管理などの許認可にあたるほか、港湾整備などにインフラ関連の部署が対応するなど、規模と権限の小さい北アイルランドの実態を捉えた、実質的な対応ができる体制がとられている。

4. 沿岸域総合管理

英国では、DEFRA が、EU の沿岸域総合管理理事会勧告 (2002) ²⁵および、海洋戦略枠組指令 (2008) ²⁶等を踏まえ、イングランド地域の沿岸域総合管理推進戦略²⁷を 2009 年に策定し、これまで沿岸域総合管理に取り組んできた。

今後は、海洋・沿岸域の総合的管理を原則として制定された海洋及び沿岸アクセス法お



図 7 : 北アイルランドの海洋計画海域

※出典 : Developing a Marine Plan, Department of

Environment, North Ireland Marine Plan Team

説明資料 (2013.5.21)

²⁴ <https://naturalresources.wales/?lang=en>

²⁵ concerning the implementation of Integrated Coastal Zone Management in Europe (2002/413/EC)

²⁶ Marine Strategy Framework Directive(2008/56/EC)

²⁷ A strategy for promoting an integrated approach to the management of coastal areas in England (DEFRA, 2009)

よび、これに基づいて現在策定作業が進む海洋計画（沿岸計画）が、イングランドを含む英国各地域の沿岸域総合管理を推進していく上での重要な根拠・指針としての役割を担っていくこととなる。

5. 領海管理

英国は、領海管理に関し、1878 年に領水管轄権法²⁸、1987 年に領海法²⁹を制定し、管理にあたっている。

6. 排他的経済水域等の管理

英国は、海洋境界の画定に関し、1965 年からは、ノルウェー、デンマーク、ドイツ、オランダ等との間でガス田が関係する海上境界画定に着手し、1971 年までに、これらに関して合意した。その後、1970 年代後半にフランスとの海上境界（西イギリス海峡）、1988 年にアイルランド海における大陸棚境界、1989 年にフランスとの間でドーバー海峡の領海の境界に関して合意した。また、1993 年には、ベルギーとの間で交わした大陸棚境界画定条約（1991 年締結）が発効し、1999 年には、デンマークとの間で、Faroe-Shetland 海峡に関して合意した。

英国は、排他的経済水域の範囲に関して、海洋及び沿岸アクセス法（41 条(3)）および、2004 年エネルギー法（84 条(4)b）ならびに 2008 年エネルギー法（1 条(5)(b)）³⁰に基づき、排他的経済水域規則（2013 No.3161）³¹を発出し、排他的経済水域を緯度経度により設定した。

²⁸ Territorial Waters Jurisdiction Act 1878

²⁹ Territorial Sea Act 1987

³⁰ Energy Act 2004, Energy Act 2008

³¹ 2013 No. 3161 MARINE MANAGEMENT The Exclusive Economic Zone Order, 2013

第5章 フランス

フランスはヨーロッパ連合（EU）最大の国土面積を誇り、風景も変化に富んでいる。人口は、約 6,633 万人（2016 年 1 月 1 日）、フランス本土の面積は、54 万 4,000 km²である。本土領土はヨーロッパの西端に位置し、西は北海、英仏海峡、大西洋に接し、南は地中海に接する海岸線に囲まれている。複数の島が点在し、地中海に浮かぶコルシカ島が最大である。さらに、多数の島を含む海外領土を有する。本土と海外領土を含む海岸線延長の合計は、4,853km である。

しかし、フランスは、歴史的に大陸国家としてのアイデンティティが強く、自国の領有する海外の領土とそこから発生する広大な管轄海域についてあまり関心を持ってこなかったと言われている。経済発展・雇用創出の場としての海洋の可能性が着目され、フランスの海洋政策が本格化したのは、2007 年 5 月に成立したサルコジ政権以降のことである。2012 年 5 月のオランド政権発足後も、この路線を継承している。さらに、2014 年に欧州議会により、総合的な海洋安全保障戦略や海洋空間計画の枠組み構築についての指令が採択されており、フランスでもそれに呼応して、国内法整備を進める作業が行われている。

1. フランスの海洋法制度と政策文書

フランスにおける海洋および沿岸域に関わる法整備や政策に関しては、地域、国家、欧州、国際のレベルで分類し捉えることができ、国家、欧州、国際のレベルにおける主要な法的背景は、表 1 にまとめた。欧州においては、上記の通り、フランスに先行するかたちで、総合的な海洋政策や安全保障戦略、ブルーエコノミー推進等の総合的な政策方針が打ち出されており、フランスもそれらを受け国内法整備を進めている状況である。

2014 年には「欧州連合海洋安全保障戦略¹」や「海洋空間計画の枠組み構築に係る 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会指令第 2014/89/EU 号²」等がそれぞれ採択されている。フランスもこれに呼応し、国内における関連法整備を進めている。2015 年に発行された「欧州連合海洋安全保障戦略」をフランスの文脈で捉え策定した「海洋安全保障戦略³」が同年発表されている。また、現在、海洋空間計画についても国内計画策定のための作業が進められている。さらに、ブルーエコノミー推進法案（*Proposition de loi pour l'économie bleue*）も国民議会（下院）を通過し、元老院（上院）での審議を経て、2016 年 6 月に可決された。現在、フランスの主たる総合的海洋政策である「海洋国家戦略青

¹ 同戦略は、2014 年 6 月 24 日に採択された。なお、同戦略の正式名称は、EUROPEAN UNION MARITIME SECURITY STRATEGY である。

² 同指令は、2014 年 7 月 23 日に署名・採択、及び、同年 9 月 18 日に発効した。なお、同指令の正式名称は、DIRECTIVE 2014/89/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014 establishing a framework for maritime spatial planning である。

³ Stratégie nationale de sûreté des espaces maritimes

書」の実施も進んでいる。同国では、総合的な海洋基本法の制定は依然なされていないが、省庁やセクター横断的に海洋政策を立案実施する政府内の組織的な編成や取り組みは着実に進んでいる。海洋政策の全般的動向に関わる法体系と組織概要につき、過去の当財団の過去の報告書（20年度第1部第1章、23年度第1部第4章）を参照しつつ紹介する。

(1)環境グルネル（Grenelle de l'environnement）

サルコジ大統領は、環境と調和した経済発展、すなわち「持続可能な開発（développement durable）」を実現するための政策の一環として、就任から間もなく「環境グルネル」政策を開始した。詳細な政策遂行過程については当財団の過去の報告書（20年度、第1部第1章）を参照されたいが、その要点は、多様な利害関係者（中央政府、地方自治体、環境NGO、雇用者、被雇用者の5グループ）を政策形成過程に関与させることで、当該政策の実効性および民主的正統性を高めることにあると言える⁴。具体的な法令としては、2009年8月3日の「環境グルネルの実施に関するプログラム法律（グルネル実施法1）」⁵、2010年7月12日の「環境のための国家の義務を定める法律（グルネル実施法2）」⁶が制定され、海洋政策を含めた環境政策全般の推進のための基礎を提供している。

(2)国家海洋・沿岸域戦略ガイドライン（COMOP12）

2008年1月から6月までの間、海洋および沿岸域の統合的管理を専門に扱う実行委員会（COMOP12）が設置され、グルネル実施法案に海洋に関する条項を設けるための作業がおこなわれた。COMOP12のメンバーは、フランス国民議会議員（委員長）、全仏県連合会、全仏州連合、海洋事務総局、エコロジー・持続可能開発及び国土整備省、海洋保護区庁、国家沿岸域審議会、土木総評議会、国立海洋開発研究所、国立自然史博物館、海洋漁業・養殖業国家委員会等の代表で構成され、10回の全体会合が開催された。

COMOP12における具体的な検討項目は、第1に、沿岸域を生態系アプローチに基づき統合的に管理すること、第2に、漁業資源の持続可能な管理、第3に、陸上活動に起因する海洋汚染の削減と防止、である。COMOP12が作成した法律案には、第1に、国家レベルでは、国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインを2010年までに策定し、地域レベルでは、沿岸地域戦略を策定すること（計画の策定）、第2に、国家レベルでは国家海洋・沿岸域審議会を設置し、地域レベルでは海洋・沿岸域審議会を設置すること（多機関調整）、第3に、海洋・沿岸域管理国家基金を創設すること（資金調達）が盛り込まれた。

⁴ 「グルネル」の語源は、パリのグルネル通りにある労働省において締結された1968年の労使協定「グルネル協定」であり（当財団20年度報告書、第1部第1章、p.5）、そこでの交渉過程で見られた「多様な利害関係者の参加」という要素が「グルネル」という言葉に込められるようになった。

⁵ Loi n° 2009-967 du 3 août 2009 de programmation relative à la mise en oeuvre du Grenelle de l'environnement (1).

⁶ Loi n° 2010-788 du 12 juillet 2010 portant engagement national pour l'environnement (1).

(3)海洋グルネル (Grenelle de la mer)

上記(1)の環境グルネルは、海洋分野に限定されない広範な分野の政策を扱うものであったが、海洋分野に特化して環境グルネルを補完するものとして、「海洋グルネル」政策の開始が2009年2月に宣言された。詳細な政策遂行過程については当財団の過去の報告書（21年度第1部第4章）を参照されたいが、その成果物として、2009年7月10日、15日の最終会合において、137のコミットメントを盛り込んだ政策提言文書「海洋グルネルコミットメント青書」⁷が発表された。

(4)海洋国家戦略青書 (Livre Bleu : Stratégie Nationale pour la Mer et les Océan)

「海洋グルネルコミットメント青書」発表の翌日（2009年7月16日）、サルコジ大統領は、ルアーブルにおいて海洋政策に関する講演⁸を行い、同青書を土台として、年内にフランスの海洋戦略に関する青書を作成する旨を述べた。その後、SGMerにおける戦略策定作業、CIMerの採択を経て、12月8日、フィヨン首相によって「海洋国家戦略青書」⁹が発表された。海洋グルネルコミットメント青書の内容をほぼ踏襲している。

「海洋国家戦略青書」は戦略的優先課題とガバナンスという2つの項目から構成されており、4つの優先課題として、（1）海洋知識の醸成や海洋教育等を通じた将来への投資、（2）持続可能な海洋経済の構築、（3）海外領土における海事関連活動の促進、（4）国際的な場におけるフランスの地位確立、が挙げられている。さらにガバナンスの改善と題した項目では、海洋政策のより効果的な実施を目的としたガバナンスの拡張、中央政府の責任についても触れ、そのリソースの増加の必要性も含めて指摘している。海洋政策の分野でのフランスの国際的な貢献の重要性についても記載されている。2013年3月に発行された「海洋国家戦略青書」第2期報告書に、2009年から2011年までの成果が報告されている。

(5)海洋安全保障戦略 (Stratégie nationale de sûreté des espaces maritimes)

2015年10月22日には、「欧州連合海洋安全保障戦略」を受けて、フランスの「海洋安全保障戦略」をCIMerが発行している。フランスは、国連安全保障理事会常任理事国の一国で、欧州連合原加盟国、G7、北大西洋条約機構(NATO)、経済協力開発機構(OECD)、世界貿易機関(WTO)、フランコフォニー国際機関等を含む多くの国際機関の加盟国でもある。フランスは、同盟国の安全保障や安全に貢献し、ひいては世界の安全保障に寄与する大国としての国際的責任を有するとの見解は、防衛政策等にもあらわれている。

2013年4月に発行された「防衛白書」や「フランスとアジア太平洋地域の安全保障」という政策文書では、近年の欧州とアジア地域との緊密な相互依存関係、世界におけるア

⁷ Le Livre Bleu des engagements du Grenelle de la Mer (10 et 15 juillet 2009).

⁸ Discours de M. Le Président de la République Sur la Politique Maritime de la France (Le Havre, 16 juillet 2009).

⁹ Livre Bleu : Stratégie Nationale pour la Mer et les Océan (8 décembre 2009).

ジアの経済的、技術的、軍事的な重要性等に鑑み、当該地域でフランスの関与をより強化していく方針を打ち出している。さらに、フランス「海洋安全保障戦略」では、フランス海域の適切な管理、海賊行為やテロ等からの国民や船舶の保護、海域での違法取引の根絶、国益に資する経済的利益の確保等の優先的課題が挙げられている。

フランスの EEZ の 62%が太平洋に位置し、24%はインド洋に位置する。脆弱な海洋環境の保護、豊富な漁業資源や鉱物資源、エネルギー資源の利用と保全に取り組む必要があり、軍事的な拠点や人材は、そのような役割をも担っている。昨今、積極的に設定されている太平洋地域における保護区もフランスの国際的な保全責任の履行と同時に自然資源開発等の経済的な利益確保、さらには安全保障上の積極的関与の布石とも見て取れる。

表 1：海洋および沿岸域の統合的管理の法的背景

国際レベル	地域レベル	EU レベル
・ 国連海洋法条約 ・ IMO（国際海事機関）関連条約 ・ 生物多様性条約 ・ リオ地球サミット・アジェンダ 21 ・ ヨハネスブルグサミット実施計画 ・ ラムサール条約 ・ MDGs（ミレニアム開発目標） ・ 2030 アジェンダ（持続可能な開発目標＜SDGs＞） ・ バリ協定	・ パルセロナ条約 ・ ベルン条約 ・ オスパー条約 ・ ボン条約 ・ カルタヘナ条約 ・ CCAMLR（南極の海洋生物資源の保存に関する条約） ・ ナイロビ条約 ・ スメア条約	・ 野鳥指令 ・ 共通漁業政策 ・ 生息地指令（ナチュラ 2020 ネットワーク） ・ 水枠組み指令 ・ 沿岸域総合管理の実施に関する勧告 ・ 通達「欧州持続可能な開発戦略」 ・ グリーンペーパー ・ ブルーブック ・ 海洋戦略枠組み指令 ・ 通達「海洋政策の統合的アプローチのためのガイドライン」 ・ リスボン戦略 ・ 統合的海事政策 ・ ヨーロッパ 2020 戦略 ・ 海洋空間計画の枠組構築に係る指令

2. 主要な海洋政策担当機関

海洋に関する政策項目は多岐にわたり、それらを担当する行政機関も多いが、以下では海洋政策を担当する主要な行政機関について、当財団報告書（23 年度第 1 部第 4 章）に基づき記述する。

(1) 海洋関係閣僚委員会（Comité interministériel de la mer <CImer/CIMER>）

CImerについては、1995年11月22日のデクレ¹⁰に詳しく規定されている。CImerの任務は、国家の海洋政策を決定し、海洋におけるあらゆる分野の国家活動—とりわけ、海洋空

¹⁰ Décret n° 95-1232 du 22 novembre 1995 relatif au comité interministériel de la mer et au secrétariat général de la mer.

間の利用、海域の保護、海洋資源の利用および持続可能な管理—の指針を定めることである。加えて、沿岸警備については、そこに含まれる活動について定義し、優先順位を定め、当該業務を担当する様々な機関の調整を行う。さらに、海洋政策に関わる国際的および共同体（EU）的な立法案を承認することができる（1条）。CIMer の議長は首相が務め、海洋政策に関係のある多くの閣僚が参加する。事務局は、政府事務総局（le secrétariat général du Gouvernement）に置かれる（2条）。

(2) 海洋総合事務局（Secrétariat général de la mer <SGMer/SGM>）

SGMer についても同様に、1995 年 11 月 22 日のデクレに詳しく規定されている。SGMer は首相の権限の下に創設される。事務局長は閣議を経たデクレによって指名され、CIMer の会合に参加する（3条）。

SGMer の任務は、概略以下の通りである。①CIMer の討議の準備、そこでの決定の執行、海洋に関する国家政策の策定作業の促進および調整、②海洋政策に関する統制、評価、調査業務の執行（海洋に関する種々の委員会への参加など）、③海洋における国家活動の調整（海軍軍管区長官、海外領土の政府代表の活動の促進および調整など）、④沿岸警備政策の策定作業の促進および調整、⑤国際法、共同体法の発展を考慮して、海洋に関する文書の調査およびその必要な変更の提案がなされるよう確保する、⑥海洋政策および海洋に関する国家活動についての報告書を毎年作成し、首相に提出する（4条）。

(3) 環境・エネルギー・海洋省（Ministère de l'Environnement, de l'Énergie et de la Mer <MEEM>）

MEEM は海洋問題を担当する主要官庁である。前身である「エコロジー・持続可能開発・エネルギー省（Ministère de l'Écologie, du Développement durable et de l'Énergie<MEDDE>）」との比較で、2016 年 2 月 11 日の改組により、「海洋」という文言が復活したが、省内組織構造に大きな変化はないと考えてよい。同省の中央行政機構について規定した 2008 年 7 月 9 日のデクレ¹¹を見ても、省内には「インフラ・運輸・海洋局」が設置されている。

大臣の権限は、2010 年 11 月 25 日のデクレ¹²によって規定されており、それによれば、持続可能な開発、環境、気候、運輸分野などと並んで、海洋分野についての国家政策を準備し実施する権限を有する（ただし、漁業、海洋文化、造船分野は除かれる）。また、首相の委任の下、CIMer の議長を務めることができる。

その他、様々な官庁が海洋政策を担当していることは言うまでもない。例えば漁業については「農業・農産加工業・林業省（Ministère de l'Agriculture, de l'Agroalimentaire et de la

¹¹ Décret n° 2008-680 du 9 juillet 2008 portant organisation de l'administration centrale du ministère de l'écologie, de l'énergie, du développement durable et de l'aménagement du territoire.

¹² Décret n° 2010-1443 du 25 novembre 2010 relatif aux attributions du ministre de l'écologie, du développement durable, des transports et du logement.

Forêt)」が、海上防衛、沿岸警備については「国防省 (Ministère de la Défense)」が、海外県・海外領土については「海外県・海外領土省 (Ministère des Outre-Mer)」が、それぞれ所管している。

(4) 州際海洋局 (directions interrégionales de la mer < Les DIRM >)

州際海洋局は、MEEM に属する中央の出先機関 (le service déconcentré) であり、その組織および任務については、2010 年 2 月 11 日のデクレ¹³によって規定されている。管轄海域は、以下の 4 つ—①英仏海峡東部から北海 (本部：ルアーブル)、②大西洋北部から英仏海峡西部 (本部：ナント)、③大西洋南部 (本部：ボルドー)、④地中海 (本部：マルセイユ)—に区分されている (1-I 条)。また、MEEM に属しつつも、必要に応じて、農業・食料・漁業・農村地域・国土整備省の命令にも服する (1-II 条)。

州際海洋局は、州の海洋担当部局を統合して創設される (2 条)。その任務は、州知事および海軍軍管区長官の権限の下でなされ、具体的には、海洋における持続可能な開発、海洋資源管理、海洋活動の規制についての国家政策の指揮、および、海洋・沿岸域活動の規制についての (地方レベルも含めた) 政策の調整などである (3-I-1 条)。州際海洋局長は、MEEM 大臣、州知事、州際海洋局長は、MEEM 大臣、州知事、海軍軍管区長の権限の下で海洋政策を執行する。具体的には、海上標識、海洋情報の発信、海上人命救助、海上交通の監督、海上汚染事故対策、水先案内の監督、専門家教育などである (3-II 条)。その他、個々の州、県のレベルにおいても、海洋に関する国家政策が執行される。

(5) 海軍軍管区 (la préfecture maritime)

前述の通り、本土の沿岸海域のうち、港湾・河口部分を除いた海岸線 (低潮線) の外側は、地方ではなく国の管轄である。海域ごとに、以下の 3 つの海軍軍管区—①大西洋軍管区 (本部：ブレスト)、②英仏海峡・北海軍管区 (本部：シェルブール)、③地中海軍管区 (本部：トゥーロン)—に区分されており、それぞれの軍管区の長たる海軍軍管区長官 (le préfet maritime) は、当該海域の海洋政策について国家を代表する (「海洋における国家活動に関する 2004 年 2 月 6 日のデクレ」¹⁴、1 条)。

海軍軍管区長官は管轄海域における一般警察権限を有し、海洋におけるあらゆる国家活動—とりわけ、防衛、秩序維持、人や財産の保護、環境保護、違法行為への対処活動の調整など—について法令を執行する (1 条)。ただし、沿岸域を基点とする一定の海上活動については、海岸線から沖合 300 メートルまでを限度として、当該沿岸域の市町村長 (la maire) が特別に警察権限を有する (「地方自治体一般法典」¹⁵、L2213-23 条)。

¹³ Décret n° 2010-130 du 11 février 2010 relatif à l'organisation et aux missions des directions interrégionales de la mer.

¹⁴ Décret n° 2004-112 du 6 février 2004 relatif à l'organisation de l'action de l'Etat en mer.

¹⁵ Code general des collectivités territoriales.

(6)海洋保護区局 (Agence des aires marines protégée)

「2006 年 4 月 14 日の国立公園、海洋自然公園、地方自然公園に関する法律」¹⁶の 18 条によって環境法典¹⁷の L.334 条が改正され、海洋保護区局 (Agence des aires marines protégée) が創設された (L.334-1 条 I)。同局は、フランスにおける海洋保護区の活性化および国際的レベルでの海洋保護区の創設・管理へのフランスの参画に貢献するものとされている (L.334-1 条 II)。

3. フランスの海外領土

フランス共和国は、コルシカを含むフランス本土だけでなく、海外にも領土を有している。現在、海外の領土としては、海外県(DOM : départements d'outre-mer)、旧来の海外領土(TOM : territoires d'outre-mer)を含むその他の海外公共団体(collectivité d'outre-mer)、さらに、フランスが領有を宣言している南極大陸および南極圏領土(Terres australes et antarctiques françaises)がある。海域を含む海外領土は表 2 の通り。最近の動きとしては、現在、フランスは、国連大陸棚申請委員会に対して、仏領ポリネシア海域の 200 海里以遠の大陸棚申請を提出しており、これが承認されると、仏領ポリネシアの排他的経済水域 (EEZ: exclusive economic zone) 面積は 470 万 km² となりフランスが管轄権を有する海域の約半分となる。

フランスの海外領土の多くは、絶対王政の時代にはじまる海外進出、あるいは、その後の帝国主義的植民地争奪の結果フランス領として編入されたといわれている。第二次世界大戦後、旧植民地の独立が相次いだが、フランスは、独立を望まない地域や独立国家としてのガバナンスや組織が十分に整っていないとみなした地域については、一定の自治権を認めながら、なおフランス領の一部としている。2003 年 3 月、海外フランスに関する憲法の規定が改正され、「共和国は、自由、平等、友愛の共同理想のもとに、フランス人民のなかに海外住民 (populations

表2:フランス海外領土が占める海域と人口の割合

領土	海域	人口
仏領ポリネシア	46.22%	0.41%
ニューカレドニア	12.85%	0.48%
ケルゲレン諸島	5.64%	0.00%
クローゼー諸島	5.33%	0.00%
サンポール島・アムステルダム島	4.78%	0.00%
フランス本土 / コルシカ	4.51%	95.85%
クリップarton島	4.09%	0.00%
フランス領インド洋無人島群	3.67%	0.00%
レユニオン	2.91%	1.26%
トロメリン島	2.87%	0.00%
ウオリス・フテュナ	2.53%	0.02%
フランス領ギアナ	1.31%	0.36%
アデリーランド	1.09%	0.00%
グアドループ	0.90%	0.61%
マヨット	0.61%	0.33%
マルティニーク	0.50%	0.59%
サン・ピエール・エ・ミクロン島	0.12%	0.01%
サン・バルテルミー島	0.04%	0.01%
サン・マルタン	0.02%	0.05%

¹⁶ Loi n° 2006-436 du 14 avril 2006 relative aux parcs nationaux, aux parcs naturels régionaux (1).
(出典：海洋安全保障戦略、2015 年)

¹⁷ Code de l'environnement.

d'outre-mer)を承認する」という規定が加えられた（憲法 72 条の 3）。

現在、海外県の地位を付与されているのは、カリブ海のグアドループ(Guadeloupe)およびマルティニーク(Martinique)、インド洋のレユニオン(Réunion)、南米のフランス領ギアナ(Guyane)の 4 つである。海外県は、フランス法が適用され、本国と同様に E U の構成部分として共通関税が課され、また、通貨もユーロが導入されている。海外県は、原則として本土の県と同一の地位を有する。海外県には含まれないフランス領ポリネシア(Polynésie française)、南太平洋のワリス・エ・フツナ(Wallis et Futuna)、マダガスカル北西のマヨット(Mayotte)、カナダ沖のサン・ピエール・エ・ミクロン(Saint-Pierre-et-Miquelon)については、組織法律によってその地位が規定され法適用の条件等が定められている（憲法 74 条）。これらの海外公共団体は、海外県と比べてより広範な権限を有し、各公共団体ごとに独自の制度を採用している¹⁸。

さらに、ニューカレドニア(Nouvelle-Calédonie)については、1998 年のヌメア協定、その実施を可能にするための憲法改正、住民投票によるヌメア協定の承認を経て、同協定の方針を具体化する組織法律・通常法律（1999 年 3 月 19 日法）が制定された。そこでは、主権の分割・共有が認められるとともに、将来、独立の是非を問う住民投票が実施されることを前提として、フランス本国からニューカレドニアへの権限移譲が定められている。ニューカレドニアでは、独自の鉱業法を有し、EEZ 内での鉱物資源開発に関わる科学調査のライセンスや探査採掘権を付与する権限を現地の自治を担う特別共同体が行使しており、延長が承認された大陸棚においても同様の権利をフランスに対して主張している。

4. 排他的経済水域および大陸棚法

フランスは、世界第 2 位の排他的経済水域（EEZ: exclusive economic zone）を有しており、その規模は 11,035,000 km² に及ぶその大半（97%）は、海外領土に属している。EEZ には、共和国の沖合の経済水域及び生態系保護水域に関する法律（1976）、大陸棚及び排他的経済水域における人工島・施設・構築物及び付帯施設並びに海底ケーブル・パイプラインに適用可能な規制に関するデクレ（2013）等が適用される。EEZ の管理と利用については、個別法令の適用と改正により対応しており、排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等を推進していくための総合的な法整備は整っていない。

また、国連海洋法条約第 76 条に基づいて、フランスによる大陸棚申請が行われており、特に海外領土における大陸棚の境界決定に資する海洋探査や科学的プログラムとして EXTRAPLAC（Programme français d'extension du plateau continental）という取り組みを開始することが、1998 年 4 月 1 日に CIMer により発表されている。EXTRAPLAC の下、大陸棚限界委員会に提出した申請により、既に 66 万 km² の追加的な大陸棚の延長に成功している。延長が承認された大陸棚での資源開発等について、2014 年 1 月 1 日に財政

¹⁸ 明治学院大学法学部 蛭原健介教授ホームページ「フランスの海外県と海外領土」より。

法・鉱業法が改正され、沖合の炭化水素探査に関しては、最大で生産価値の 12%のロイヤルティを現地の代表らに支払うこととなり、海外領土における資源開発へのインセンティブが設定された。海外領土の EEZ や大陸棚での潜在的な可能性を活かすには科学調査の充実や法的整備、さらに現地の代表らへの働きかけ等の外交努力も不可欠であろう。

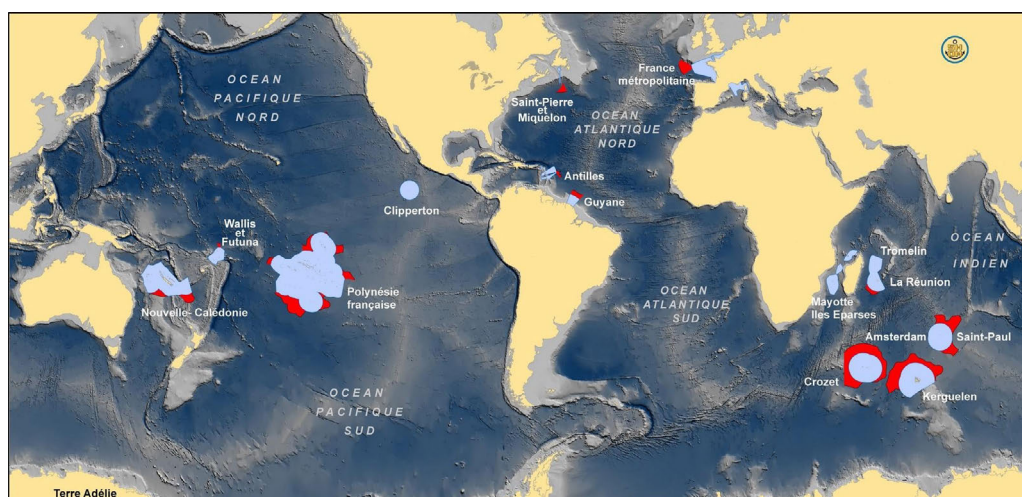


図 1：フランスの海域（大陸棚延長申請を行った部分は赤色）
 （出典：service hydrographique et océanographique de la marine <SHOM>）

5. 海洋保護区

海洋保護区局の管理対象となる海洋保護区として、①海域を有する国立公園、②海域を有する自然保護区、③海域を有するビオトープ条例区、④海洋自然公園、⑤海域を有する Natura2000 サイト、⑥沿岸域整備機構に属する区域の海域部分の 6 種類が列举されている。2020 年までに管轄海域の 20 パーセントを海洋保護区することとなっている。

さらに、2011 年6月3日のアレテ12によって、以下の9種類の海域が海洋保護区として追加され、海洋保護区局の管轄下に置かれることとなった。⑦湿地に関するラムサール条約（1971 年）の適用対象海域、⑧ユネスコ世界遺産条約（1972 年）の適用対象海域、⑨ユネスコの生物圏保存地域（réserves de biosphère）に関するセヴィリア戦略を承認する決議（1995 年）の適用対象海域、⑩地中海の海洋環境と沿岸地域の保護に関するバルセロナ条約（1995 年）の適用対象海域、⑪北東大西洋の海洋環境保全に関する条約（OSPAR 条約）の付属書V（1998 年）の適用対象海域、⑫カリブ海の特別保護地域および野生生物に関するカルタヘナ条約議定書（1990 年）の適用対象範囲、⑬東部アフリカの保護地域および野生動植物に関するナイロビ条約（1985 年）の適用対象海域、⑭環境保護に関する南極条約議定書（1991 年）の適用対象範囲（以上、全て1 条）、そして、⑮海域を

有する国立禁猟区（2 条）である。（海洋保護区制度の詳細については、当財団報告書24年度第1部第5章を参照されたい。）

以上、現在フランスには合計 15 種類の海洋保護区が存在しており、2020 年までに管轄海域の 20 パーセント（中間目標としては 2012 年までに 10 パーセント）の海域を海洋保護区にすることを政策目標としている。イロワーズ海洋自然公園は、海洋自然公園の第 1 号として 2007 年に創設され、最も長い活動実績を有する。続いて、2010 年にマイヨット海洋自然公園（インド洋）、2011 年にリヨン海洋自然公園、2012 年 2 月グロリューズ海洋自然公園（マダガスカル北西沖）、2012 年 12 月 11 日のデクレ 13 によってピカール河口・オパール海海洋自然公園（フランス北部、パ＝ド＝カレー県の西部沿岸海域）が創設された。さらに昨今注目されているのは、2014 年 4 月に設立されたヌヴェルカレカレドニ（ニューカレドニア）海洋公園（Marine Park）である。広大な面積の海洋公園の設立により、フランスが 2020 年までに管轄海域の 20 パーセントを保護区として指定するという目的は早くも達成されたことになる。今後は保護活動の実施が期待される。

6. 海底鉱物資源と海洋公園

フランス政府は、2009 年の海洋円卓会議にて環境影響に配慮しつつ海底地下資源採掘の開発と産業化を進める方針を打ち出した。地下資源の探査にあたっては、安全第一の原則を確認すると共に、生物多様性が高度に集中する区域を特定し国際海底機構（ISA）で指定を受け保護を進める方針を示した。2010 年には、フランス海洋探査研究機構（Ifremer）を中心とするコンソーシアムを立ち上げ、南太平洋に位置する海外領土（海外準県）であるウォリス・フテュナ（Wallis and Futuna）で海底地下資源探査および採掘技術開発を開始すると共に、2011 年には産業界のネットワーク構築を視野に専門家作業部会を設立し、その調整機能を Technip 社に委託している。現在、フランスは、南太平洋、大西洋、インド洋の海外領土周辺で鉱物資源探査と採掘技術の開発を進めている。

近年注目されているのは、2014 年 4 月に設立されたニューカレドニア海洋公園（Marine Park）である。130 万 km²の海域を網羅する海洋公園は世界最大で太平洋島嶼国 16 か国および 6 つの地域が共同で太平洋の海洋の保全と管理を進める太平洋海洋構想（Pacific Oceanscape）と軌を一にするもので、ニューカレドニア政府は国際環境保護 NGO であるコンサベーション・インターナショナル等の団体と共にその管理を進める。特徴的なのは、利用区域を設定し、持続可能な利用を条件に観光、漁業、鉱物資源開発を認め、管理委員会には先住民のグループの代表を含めるなど参加型の管理体制を構築していることである。こうした取組をつうじて、海洋の持続的な利用を通じた島嶼地域での海洋経済（Blue Economy）の発展を目指している。

7. 北極政策

北極政策に関してフランスは、2016 年 4 月に発表された「北極圏に関する欧州連合（EU）の統合政策」に準じている。また、フランスは、北極圏の持続可能な開発と環境保護に直接関与する国際的な政府間協議体である「北極評議会（Arctic Council）」（北極圏諸国 8 カ国からなる）に、EU 加盟国から常任オブザーバーとして、ドイツ、イタリア、オランダ、英国とともに参加している。北極圏や南極圏での科学的調査も積極的に実施しており、フランス極地研究所（Institut Polaire Français-IPEV）が、北極のデュモン・デュルヴィル基地（Dumont d'Urville Station, in Adelie Land）および仏・伊共同で設置したコンコルディア基地（Concordia Station）を拠点に研究調査活動を行っている。

第6章 ロシア

日本の約 45 倍の国土を誇るロシアは、北アジアから東ヨーロッパに亘る 1,710 万^{km}の国土面積を擁し、その国土には多様な自然環境と変化に富んだ地形が広がっている。世界で最も多くの国と国境を接するロシアの隣接国は 14 カ国、この他に日本と米国とは海上国境線で接している。ロシアの国境線は 60,932km、うち海上国境線はおよそ 38,000km にもおよび¹、更に海岸線は 60,000km を超え、世界で最も長大な海岸線を持つ国の一つでもある²。また、人口 1 億 4 千 655 万人のうち、およそ 12% の約 1,800 万人が沿岸地域に居住し、85 の連邦構成主体³のうち 23 で、海洋への直接アクセスが可能である⁴。



図 1：ロシアとその周辺海域

(出典：米国中央情報局 “The World Fact Book”⁵)

¹Центральный пограничный музей ФСБ России, “Путеводитель”, available at: <http://ps.fsb.ru/history/museum/ekspozitsiya.htm>

Центральный пограничный музей ФСБ России, “Подробная информация”, available at: <http://ps.fsb.ru/smi/appearance/detail.htm%21id%3D10321128%40fsbAppearance.html>

² 海岸線 60,000km の内訳は、北極海：39,940km、太平洋：17,740km、バルト海：660km、アゾフ・黒海：1,185km、カスピ海：1,460km である。

Министерство природных ресурсов и экологии Российской Федерации, Государственный доклад “О состоянии и использовании водных ресурсов российской федерации в 2015 году”, available at: <http://www.mnr.gov.ru/regulatory/detail.php?ID=341906>

³ ロシアは、1993 年に制定されたロシア連邦憲法の規定により、地域あるいは民族によって区分された連邦構成主体による連邦制を採っている。連邦構成主体の数は、クリミア共和国とセヴァストポリ連邦市を含め 85 である。

⁴Федеральная служба государственной статистики, “Россия в цифрах 2016”, available at: http://www.gks.ru/wps/wcm/connect/rosstat_main/rosstat/ru/materials/news/doc_1112164397766

Yuriy G. Mikhaylichenko and Valentin P. Sinetsky (2015), “The Marine Policy of the Russian Federation: Its Formation and Realization”, *Routledge Handbook of National and Regional Ocean Policies* (pp.162-185).

⁵ <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/rs.html>

ロシアの海洋政策の背景には、これまで、複合的・統合的アプローチが不十分であったことが指摘されている。ソビエト社会主義共和国連邦時代（1922 年-1991 年）は、セクター別アプローチが主流であり、開発の不均衡や投資のばらつき、また、異なる省庁間に類似の組織が存在したことで機能的・技術的重複が見られ、省庁間で相反また敵対するようなこともあった。1960 年代、70 年代におけるソ連のシーパワーの増強は著しく、民間船・軍用艦のアップグレードや、沿岸インフラの活発な開発、科学分野の能力拡大などが認められる一方で、統合的アプローチの欠如により、そこには常に困難が伴った。

1991 年にソ連からロシアに転換したことは、政治的、社会的、経済的に抜本的な変化をもたらし、ロシアの海洋活動にも影響を及ぼすこととなったが、現代のロシアの海洋活動においても、統合的・近代的なシステムの構築は、未だ課題の一つとなっている⁶。

1. 海洋基本法令

ロシアには、海洋全般に亘る基本法令はなく、海洋活動における規制の枠組みは分野毎に制定されている。資源の利用についても同様で、関係する事業者の利益が対立することがあった場合にも、既存の枠組みはこれらの対立を緩和するツールとして機能してこなかった。そこで現在、ロシアでは、複雑で相互に関与する海洋活動の現在の状況を調整し、効率的なガバナンスツールを確立することを目指し、海洋活動に関する新たな連邦法の策定に取り組んでいる。本連邦法は、ロシアの海洋政策を推進する法的基盤として位置づけられており、ロシアの海洋政策を示す後述の「ロシア連邦海洋ドクトリン」の改定と併せ、2013 年から検討が進められてきたものである。本法案の策定過程は以下のとおりである。

ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法⁷

ロシア連邦政府海洋協議会（以下、ロシア海洋協議会）は、「有効な国家海洋政策の実行には、しっかりとした法的基盤が必要であり、そのような法整備により、ロシアの海洋活動におけるガバナンスの統一性を目指す」という目的で 2013 年、「ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法構想」を公表した。更に 2014 年には「ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法案」が公開され、ロシア海洋協議会のウェブサイトでパブリックコメントを募集した後、本法案は大幅に内容を充実させた。2015 年 10 月には法案が完成し、専門家の評価を得て、2015 年 12 月にロシア海洋協議

⁶ Ibid., pp164.

⁷ Морская коллегия, Федеральный закон "О государственном управлении морской деятельностью Российской Федерации", available at <http://portal.esimo.ru/cbmdserver/services/cbmd/doc/file/561102>

会で報告が行われている。法案はまず下院（国家院）に提出され、下院で認められた法案は、上院（連邦院）での承認へと進められる。上院での承認を得た法案は大統領の署名へと進み法案成立となるが、現在、その進捗は明らかにされていない。

なお、本連邦法については、『2015 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究各国および国際社会の海洋政策の動向⁸』を参照されたい。

2. 海洋基本政策

ロシアの海洋政策を示す公的文書は、「ロシア連邦海洋ドクトリン」である。2001 年に承認された「2020 年までのロシア連邦海洋ドクトリン」は、海洋活動の意識の向上とロシアの発展にとって海洋活動が重要であるとの認識に大きく貢献した。しかしながら、海洋ドクトリンの承認から 10 年以上経過し、海洋ドクトリンの修正、文書全体の見直しが必要であると考えられるようになり、ロシア連邦安全保障会議とロシア海洋協議会によってドクトリン改正の要望書が提出され、これを受け 2015 年、14 年ぶりにドクトリンが改定された。詳細は『2015 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究各国および国際社会の海洋政策の動向⁹』で報告した。本ドクトリンの概要は以下のとおり。

ロシア連邦海洋ドクトリン¹⁰

ロシア連邦海洋ドクトリンは、ロシアの国家海洋政策における最重要文書であり、海洋政策の根幹となる文書である。ドクトリンの改定には、ロシア海洋協議会があつたが、その過程には、ロシア海軍他、15 の関係官庁や機関が参加した。改定ドクトリンで新たに示された特徴は以下のとおりである。

- ・「国家海洋政策の実現の確保」において、初めて造船業の発展が示された。
- ・「国家海洋政策の機能的方針」において、新たに海底パイプライン運用の項目が設けられた。
- ・「国家海洋政策の地域的方針」において、新たに、特定のフォーカスエリアとして南極が設けられた。

改定された新ドクトリンで挙げられる4つの機能的方針（①海運、②天然資源開発、③海洋科学、④海洋軍事活動）は、今後ロシアが注力する海洋活動の柱となるもので

⁸ 『2015 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究各国および国際社会の海洋政策の動向』（海洋政策研究所、2016 年 3 月）35-36 頁。

⁹ 同上、33-34 頁。

¹⁰ Президент России, "Морская доктрина Российской Федерации", available at: <http://static.kremlin.ru/media/events/files/ru/uAFi5nvux2twaqjftS5yrIZUVTJan77L.pdf>

ある。また、地域の方針には、新たに南極を加えた6つの海域（①大西洋、②北極、③太平洋、④カスピ海、⑤インド洋、⑥南極）が示され、とりわけ、太平洋地域では中国、インド洋ではインドと、国名を挙げて友好関係の発展が示されていることが注目される。

3. 海洋政策推進体制

ロシア連邦大統領をはじめ、複数の国家機関がロシアの海洋政策の実施と推進に関わっており、その役割は先述の「ロシア連邦海洋ドクトリン」にも示されている。主な機関と役割は以下のとおりである。

(1) ロシア連邦大統領¹¹

ロシア連邦大統領は、短期的・長期的展望による国家海洋政策の優先課題と内容を決定する。憲法の権限に従い、世界の海洋におけるロシア連邦の主権的権利を保障し、海洋分野における個人、社会、国家の利益と実現に対する措置を講じ、国家海洋政策の指揮を執る。国家海洋政策の策定にあたっては、大統領の諮問機関であるロシア連邦国家評議会¹²でも検討がなされる。

(2) ロシア連邦政府海洋協議会¹³

2001年に組織されたロシア連邦政府海洋協議会は、2016年12月に創設15周年を迎えた恒久的な機関である。協議会の代表はロシア副首相が務めることとなっており、現在はロゴジン副首相（軍需産業担当）が代表となっている。本協議会は、連邦執行機関や連邦構成主体の執行機関、また海洋活動、造船、海洋技術開発関連機関、および世界の海洋、北極南極調査等の研究開発関連機関の統一した活動を保障する役割を担っている。

2000年代半ばからは、地方版ロシア海洋協議会といった地方の調整機関を機能させ、連邦構成主体の首長や地元の沿岸域コミュニティの代表等による意思疎通の機会を設け、沿岸地域の要求や特殊性への配慮にも取り組んでいる。ロシア海洋協議会は、ロシアの海洋活動の実際的な活動の中心となっており、また、国家海洋政策の調整や実施のための、科学的、政策的、経済的な提言の準備等も行っている。

¹¹ ロシア大統領府公式ウェブサイト Президент России, <http://www.kremlin.ru/>

¹² ロシア連邦国家評議会(Государственный совет Российской Федерации)は、2000年に大統領令によって設置された大統領の諮問機関で、国民生活にとって重要な問題が検討されている。大統領が議長を務める他、ロシア連邦議会の上院議長、下院議長、また連邦構成主体の首長等が評議会メンバーであるが、政府機関ではなく権力を有しない。

¹³ ロシア連邦政府海洋協議会公式ウェブサイト Морская коллегия при Правительстве Российской Федерации, <http://mk.esimo.ru/portal/portal/arm-mk>

(3)ロシア連邦安全保障会議¹⁴

ロシア大統領を議長とするロシア連邦安全保障会議は、憲法上の審議機関であり、安全保障上の脅威を明らかにするとともに、社会および国家にとって重要な利益を判断することの他、世界の海洋におけるロシア連邦の国家安全保障戦略の基本的方向性を示すことも当該会議の役割の一つである。安全保障分野における大統領の意思決定を補佐する機関でもある。

(4)ロシア連邦議会¹⁵

ロシア連邦議会は、自らの憲法的権限の範囲内で、国家海洋政策の実現と海洋活動の実施に係る活動の法的保障を行う。

(5)ロシア連邦政府¹⁶

ロシア連邦政府は、連邦執行機関やロシア海洋協議会を通じて、海洋活動分野における国家管理を実現し、国家海洋政策の課題実現を保障する。また、それらの包括的な支援のために戦略的な計画書を決定する。

なお、海洋活動を推進する機関として「ロシア連邦海洋ドクトリン」には示されていないものの、ロシアの海上交通また北極海航路の通航を管轄するのは以下の機関である。

(6)海洋河川運輸局¹⁷

ロシア運輸省の外局である海洋河川運輸局は、海洋・河川の輸送安全といった公共サービスを提供するとともに、海洋・河川分野における公共財産の管理といった任務を担う。

(7)北極海航路局¹⁸

北極海航路を通航する船舶および貨物が急増した一方で、船舶の管制・監視業務や、捜査・救難、海洋汚染防止等に関する体制の整備は不十分であった。そのため、2012年に連邦法No.132「北極海航路における商業航行の国家規制に関連する個別の連邦法の改正について」の制定、および「商業航行法典」の改正により北極海航路局の設置

¹⁴ ロシア連邦安全保障会議公式ウェブサイト Совет Безопасности Российской Федерации, <http://www.scrf.gov.ru/>

¹⁵ ロシア連邦議会公式ウェブサイト Федеральное Собрание Российской Федерации, <http://www.duma.ru/>

¹⁶ ロシア連邦政府公式ウェブサイト Правительство Российской Федерации, <http://government.ru/>

¹⁷ 海洋河川運輸局公式ウェブサイト Федеральное агентство морского и речного транспорта, <http://www.morflot.ru/>

¹⁸ 北極海航路局公式ウェブサイト Администрация Северного морского пути при Федеральном агентстве морского и речного транспорта Министерства транспорта РФ, <http://asmp.morflot.ru/>

が規定され、2013年4月に新設された¹⁹。また、2013年3月のロシア政府指示No.358には、①北極海航路局の設置、および当該局を海洋河川運輸局の管轄とすること、②当該局の主な任務は北極海航路における船舶の航行の管理、航行の安全、また航行する船舶の海洋汚染から環境を守ること等が明記されている²⁰。現在、北極海航路を通航するためには、事前に北極海航路局に申請を行い、許可を得ることとなっている。

4. 沿岸域総合管理

ロシアの沿岸・海洋管理における、沿岸域総合管理といった近代的な管理方法の導入は、1990年代の半ばに始まった。2000年以降は、連邦レベルでは、後述の連邦特定目的プログラム「世界の海洋」によって実施され、また地方レベルでは、主に国際的なプロジェクト等によって実施されている。

具体的な取り組みとしては、ロシア連邦経済発展省が、海洋活動発展戦略に示された課題に基づき、沿岸の陸域と海域を統合した開発計画のガイドライン、また、海洋空間計画の指針書と勧告を作成し、2013年には沿岸の連邦構成主体に配布を行ったことなどが挙げられる。海洋活動発展戦略の採択以降、沿岸部のロシア連邦構成主体による沿岸陸域および海域の統合的な開発プログラムの策定や実施に関する規定は、ロシア連邦政府が承認した開発戦略、また実施計画に基づき作成されている。

また、ロシア政府は、広大な海域のガバナンスツールとして、海洋空間計画に関連する法案に取り組むことを決定し、2013年12月のロシア政府指示 No.2590 で法案作成の所管官庁をロシア連邦地域開発省とし、ロシア政府への提出期限を2014年10月、またロシア下院への法案提出期限を2014年の12月としていた²¹。しかしながら、2014年9月の大統領令により、ロシア連邦地域開発省が廃止され、それまでの機能を経済発展省や財務省をはじめとする5つの省庁に配分することとなった²²。そのため、2014年夏には法案構想が完成していたものの、法案策定作業は一時中断された。その後現在まで、様々な省庁、関係機関で意見調整等が進められているところである。海洋活動に従事する異なる層の関係機関、また利害関係者を規制する法律作成の困難さを指

¹⁹Федеральный закон от 28 июля 2012 г. N 132-ФЗ "О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации в части государственного регулирования торгового мореплавания в акватории Северного морского пути", available at:

<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102158443&rdk=&backlink=1>

設立の経緯については、小泉悠「ロシアにおける海洋法制－北極海における安全保障政策に着目して－」『外国の立法』259号(2014.03)、85-98頁を参照。

²⁰ Российская Газета, Распоряжение Правительства Российской Федерации от 15 марта 2013 г. N 358-п, available at: <https://rg.ru/2013/03/25/sevmorput-site-dok.html>

²¹ Гарант, Распоряжение Правительства РФ от 30 декабря 2013 г. № 2590-п, available at: <http://www.garant.ru/products/ipo/prime/doc/70455870/>

²² Президент России, "Подписал Указ об упразднении Минрегиона России", available at: <http://kremlin.ru/events/president/news/46574>

摘する声や、時間をかけ十分な調整が行われていることによる期待の声もある²³。

ロシアにおいても、海洋空間計画は、特に沿岸域や EEZ における海洋の持続可能な開発のための重要なツールであること、また、拡大する経済的・社会的ニーズと海洋および沿岸の生態系との調和の重要性が認識されており、海洋における環境保全への国際協力や貢献を目指しているところである。現在、海洋空間計画の法案構想に沿って、バルト海沿岸で海洋空間計画の最初のパイロットプロジェクトが実施されている。中でも、2014 年からネヴァ湾（フィンランド湾東部）で行われている“Ecology-oriented approaches to the use of the space of the Baltic Sea of the Russian Federation”は、ロシアとドイツの共同事業として両政府協力の下で行われており、環境に配慮した海洋空間計画のドイツの経験をロシアの海域に活用する試みとされている。パイロットプロジェクトから得た経験が、今後の法案の推敲や海洋空間計画の作成プロセスに活用されることが予定されている²⁴。

5. 領海・排他的経済水域等の管理

ロシアの海洋政策における概念の基盤となっているのは、1997 年に批准した国連海洋法条約や、その他の国際的な海洋関連機関、条約、協定への参加に基づくもので、適切な国内法の制定や改善に結び付けている²⁵。1997 年の同条約批准前後には、国連海洋法条約に対応し、以下のような国内法整備を相次いで行った。

- ・内水、領海、および接続水域に関する連邦法²⁶ (1998年)
- ・排他的経済水域に関する連邦法²⁷ (1998 年)
- ・大陸棚に関する連邦法²⁸ (1995 年)

6. 重要施策

この他に、ロシアの海洋政策における重要な施策として、次のようなものが挙げられる。

²³ 例えば、<http://sparcon.ru/zakon-o-morskom-akvatorialnom-planirovanii-byit-ili-ne-byit/#>

²⁴ Информация о проекте "Эколого-ориентированные подходы к использованию пространства Балтийского моря Российской Федерации" (Этап 1), available at: <http://www.umweltbundesamt.de/sites/default/files/35-79-ru.pdf>

²⁵ Mikhaylichenko and Sinetsky, “The Marine Policy of the Russian Federation: Its Formation and Realization”, (pp.183-184).

²⁶ Гарант, Федеральный закон от 31 июля 1998 г. N 155-ФЗ "О внутренних морских водах, территориальном море и прилежащей зоне Российской Федерации", available at: <http://base.garant.ru/12112602/>

²⁷ Гарант, Федеральный закон от 17 декабря 1998 г. N 191-ФЗ "Об исключительной экономической зоне Российской Федерации", available at: <http://base.garant.ru/179872/>

²⁸ Гарант, Федеральный закон от 30 ноября 1995 г. N 187-ФЗ "О континентальном шельфе Российской Федерации", available at: <http://base.garant.ru/10108686/>

(1)連邦特定目的プログラム「世界の海洋」²⁹

連邦特定目的プログラム「世界の海洋」は、ロシアの海洋活動における特定の政策課題に対応するため、関連事業を一つの文書（プログラム）に取りまとめた中・長期事業計画で、1997年に大統領令によって承認されたものである。このプログラムの開発には、連邦また地方の行政機関だけでなく、海洋に関連する多くの研究機関が参加し、複数の省庁によって様々なプログラムが実施されている。全国レベルでの連邦特定目的プログラムの採用は、既存のセクター別、また地域別アプローチを変えることを目的としたもので、現在のロシアの海洋活動における規制や管理における全国レベルのシステムの基礎ともなっている。1997年に承認された本プログラムは、1998年-2002年、2003年-2007年、2008年-2012年の3段階で実施されてきた。現在、連邦特定目的プログラム「世界の海洋」2016年-2031年のプログラム案の作成が待たれている。

(2) 2030年までのロシア港湾インフラ開発戦略³⁰

「2030年までのロシア港湾インフラ開発戦略」は、2010年のロシア連邦運輸大臣の指示により、2年がかりで取り組まれたものである。本戦略では、ロシアの港湾インフラ開発における4つの課題として、①港湾能力の拡大と効果的な港湾インフラ開発の確立、②港湾インフラおよび海上輸送の安全な機能の確立、③国内の港湾の競争力を向上させる条件の確立、④港湾分野における行政管理の向上、が明記されている。また、ロシアの港湾の競争力と魅力を高めるためには、港と鉄道、内陸の水路と道路といった、相互の調整が不可欠で、鉄道開発をリンクさせなければ、港湾インフラ開発のいかなる労力も無駄になると指摘している。本戦略の詳細は、『平成25年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究各国および国際社会の海洋政策の動向報告書³¹』を参照されたい。

(3) 2020年までのロシア連邦北極域開発および国家安全保障戦略³²

ロシアにおける北極政策の取り組みとして、「北極におけるロシア連邦の国家政策の基本（2001）」、またそれを改訂した「2020年までの北極におけるロシア連邦の国家政策の基本（2008）」といった政策文書の策定が挙げられる。更に2013年には、2008年の国家政策の基本を具現化するために政府が取り組むべき政策課題や実現手段等を

²⁹ 連邦特定目的プログラム「世界の海洋」公式ウェブサイト Федеральная целевая программа "Мировой океан", <http://www.ocean-fcp.ru/>

³⁰ Росморпорт, “Стратегия развития морской портовой инфраструктуры России до 2030 года”, available at http://www.rosmorport.ru/media/File/State-Private_Partnership/strategy_2030.pdf

³¹ 『平成25年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究各国および国際社会の海洋政策の動向』（海洋政策研究財団、平成26年3月）45-46頁。

³² Правительство России, “Стратегия развития Арктической зоны Российской Федерации и обеспечения национальной безопасности на период до 2020 года”, available at: <http://government.ru/info/18360/>

示した戦略文書「2020年までのロシア連邦北極圏の発展と国家安全保障に関する戦略」を策定、公表した³³。北極はロシアにとって戦略的に重要な問題と位置付けられているため、ロシアの北極政策の策定は、国家安全保障政策の立案を担うロシア安全保障会議が行うこととなっている。

本戦略では、北極域の安定した発展と国家安全保障における目標を達成するための基本的なメカニズム、方法、手段を定義している他、①地域の総合的な社会経済発展、②近代的な情報通信インフラの構築、③科学技術の発展、④ロシア連邦の環境、軍事安全保障、国境警備、⑤北極における国際協力を重点分野として挙げている³⁴。また、「国の主権と北極域における国益の実現に向けたロシア連邦の行動計画を確立する」としている。本戦略は2段階での実施が見込まれており、2015年までの第1フェーズにおける優先課題は、地域の包括的な開発により、国家安全保障強化の条件を構築することとしており、2020年までの第2フェーズでは、北極海におけるロシアの大陸棚の外側の境界に関する国際的な法的手続きが完了していることが想定されている点が注目される³⁵。

(4)ロシア連邦国家安全保障戦略³⁶

ロシア連邦国家安全保障戦略は、ロシアの中・長期的な国家安全保障戦略を示す文書で、ロシア安全保障会議により、6年ごとに見直しが行われる。2009年の「2020年までのロシア連邦国家安全保障戦略³⁷」では、バレンツ海、北極域、カスピ海周辺等でのエネルギー資源を巡る競争の激化や、国境の安全保障対策として、北極域、極東、カスピ海周辺での国境警備の有効性を高める方針が示されていたが、2015年に改定された「ロシア連邦国家安全保障戦略」においては、世界の海洋や北極域での資源開発において主導権を得ることの重要性が指摘され、また、北極、東シベリア、極東における輸送インフラや北極海航路等の発展が、経済安全保障の脅威に対抗する措置として挙げられている。また、2009年以降の新たな安全保障上の情勢変化として、ウクライナ情勢を巡る欧米の支援が、ロシア国境に不安定な火種を生んだと指摘するととも

³³ 兵頭慎治、神田英宣「北極問題に対する諸外国の取り組みー安全保障上のインプリケーションー」『防衛研究所紀要』17巻第2号(防衛研究所、2015年2月)73頁。

³⁴ PRO-ARCTIC, “Утверждена стратегия развития Арктической зоны России до 2020 г.”, available at: <http://pro-arctic.ru/20/02/2013/news/1887>

³⁵ ロシアは2015年8月、北極海のロモノソフ海嶺やメンデレーエフ海嶺を含むその他海嶺を、自国の大陸棚の延長と認めるよう、大陸棚限界委員会に再申請を行った。これは、2001年に行った申請が、科学的根拠が不十分だとして認められなかったことを受け、再申請したものである。ロシア天然資源環境相は、大陸棚限界委員会での検討に2年～4年を要するものと見込んでいる。ТАСС, “Россия представила в ООН пересмотренную заявку на расширение шельфа в Арктике”, available at <http://tass.ru/politika/2653214>

³⁶ Российская Газета, Указ Президента Российской Федерации от 31 декабря 2015 года N 683 “О Стратегии национальной безопасности Российской Федерации”, available at: <https://rg.ru/2015/12/31/nac-bezopasnost-site-dok.html>

³⁷ Российская Газета, Указ Президента Российской Федерации от 12 мая 2009 г. N 537 “О Стратегии национальной безопасности Российской Федерации до 2020 года”, available at: <https://rg.ru/2009/05/19/strategia-dok.html>

に、非国家主体によるテロや紛争の脅威にも言及されている。

(5) 2030 年までのロシア連邦海洋活動発展戦略³⁸

2010 年にロシア連邦政府によって承認された「2030 年までのロシア連邦海洋活動発展戦略」は、ロシアの海洋活動の発展のための主要な課題と展望を示し、戦略的な目標を概説するとともに、海洋活動の発展におけるマイルストーンを定めたものである。この戦略は、経済発展と国の生活水準の向上といった目標を、海洋活動の優先事項と認めた最初の国家文書である。

本戦略では、主な課題の一つとして、海洋活動計画に対する現存のセクター別アプローチを補完する統合的アプローチの必要性を示している他、将来の発展戦略の方向性も明記している。本戦略の実施状況であるが、2010 年-2012 年の第 1 フェーズは、戦略のマイルストーンに到達することができなかったため、ロシア海洋協議会は、第 2 フェーズ（2013 年-2020 年）の戦略実施ツールとマイルストーンの再考の必要性を認め、本戦略の改定を提案し、現在その作業が進められている。2016 年 12 月 21 日のロシア海洋協議会では、ロゴジン副首相が、本戦略の改定案の作成について言及し、海洋活動の様々な分野に関わる研究機関、政府また非政府機関が幅広く参加して改定に取り組んでおり、海洋活動全体の発展となる綱領文書になるだろうと評している³⁹。

³⁸ Правительство России, Стратегия развития морской деятельности Российской Федерации до 2030 года, available at: <http://m.government.ru/docs/10048/>

³⁹ Правительство России, “Дмитрий Рогозин провёл юбилейное заседание Морской коллегии при Правительстве”, available at: <http://government.ru/news/25786/>

第7章 インド

インドは、地理的にインド洋に面しており、西をアラビア海、東をベンガル湾に囲まれた半島国家である。その国土は南北に最長で約 3,200km、国土面積は約 328.7 万 km² に及ぶ¹（パキスタン、中国との係争地含む）。またインドは、島嶼領含め、約 7,500km に及ぶ長大な海岸線を有しており、その排他的経済水域（EEZ）は約 237 万 km²、大陸棚は約 50 万 km² に及ぶ。経済的に見ても、インドは貿易量の約 95%、貿易額の約 70%を海上貿易に依存しており、経済発展における海洋の重要度が極めて高い²。

1947 年にイギリスから独立し、1950 年に連邦共和制に移行したインドは、現在、29 の州と 7 つの連邦直轄地（中央政府管轄）から構成されており、うち 9 の州と 4 つの連邦直轄地が海洋に面している³。インドは、1950 年施行のインド憲法において中央政府と州政府で権限を分割しており、後述するように、海洋に関する権限含め、州には大きな自治権が認められている。他方で、インド憲法では、中央政府と州政府での管轄の競合があった場合には中央政府の優先性が認められており、インドの海洋政策に関しては、実質的な行政権を握る首相をトップとする中央政府の影響が大きい。また政治としては、伝統的に首都の位置する大陸側である北部インドの影響が強く、また周辺国との国境紛争といった安全保障上の問題もあり、国家政策においては海洋よりも大陸志向の傾向が強い⁴。しかしながら、近年における周辺国の海洋進出やシーレーン及び海洋エネルギー・資源開発の観点から、インドにおいても国家政策における海洋の位置づけが高まってきている⁵。

前述のように、インドの国家政策は伝統的に大陸志向が強かったわけであるが、必ずしも海洋の位置づけが低かったわけではない。むしろ、以前の方が積極的であったと評価することができる。実際インドは、国連海洋法条約が採択されるより以前の 1970 年代から海洋権益の確保のための法整備や組織新設・改編に取り組んできた。1976 年の「領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法」や、1981 年の「海洋開発局」の設置並びに、海洋資源と海洋科学技術開発の方針についてまとめた 1982 年の「海洋政策声明」の策定などがその証左である。にもかかわらず、以降今日に至るまで、現代的事情に合わせた既存の海洋関連法令及び政策の改訂やそれらの新規策定はしていない。これは組織面でも同様であり、2017 年 3 月現在、インドは依然として、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推

¹ United Nations Statistics Division, *Demographic Yearbook 2014*. Available at <<http://unstats.un.org/unsd/demographic/products/dyb/dyb2014.htm>>

² National Transport Development Policy Committee, *India Transport Report: Moving India to 2032*, Vo.1 (Routledge, 2014), p.6. See also <http://indiainbusiness.nic.in/newdesign/index.php?param=industryservices_landing/361/2>

³ グジャラート州、マハーラーシュトラ州、ゴア州、カルナータカ州、ケーララ州、タミル・ナードゥ州、アーンドラ・プラデーシュ州、オリッサ州、西ベンガル州。アンダマン・ニコバル諸島、ラクシャディーブ諸島、ダマン・ディウ連邦直轄領、ボンディシェリ連邦直轄領。

⁴ Sreeram Chaulia, “India’s ‘Power’ Attributes” in David Scott ed., *Handbook of India’s International Relations* (Routledge, 2011), p.26.

⁵ 長尾賢「インドの海洋進出—『インド太平洋地域』における戦略的含意」2014 年 5 月 14 日配信【海洋情報特報】<https://www.spf.org/oceans/analysis_ja02/b140514.html>. Robert Stewart-Ingersoll and Derrick V. Frazier, “Geopolitics for India” *Handbook of India’s International Relations* (Routledge, 2011), pp.35-46.

進するための中央調整機関（nodal agency）を設置しておらず、海洋に関する諸問題は、各省庁がそれぞれの所掌に応じて権限を行使する方針を採用している。

これらインドの特徴を念頭に置き、以下本稿においては、海洋分野における最近のインドの動向を含む、今日におけるインドの海洋政策について概観する。

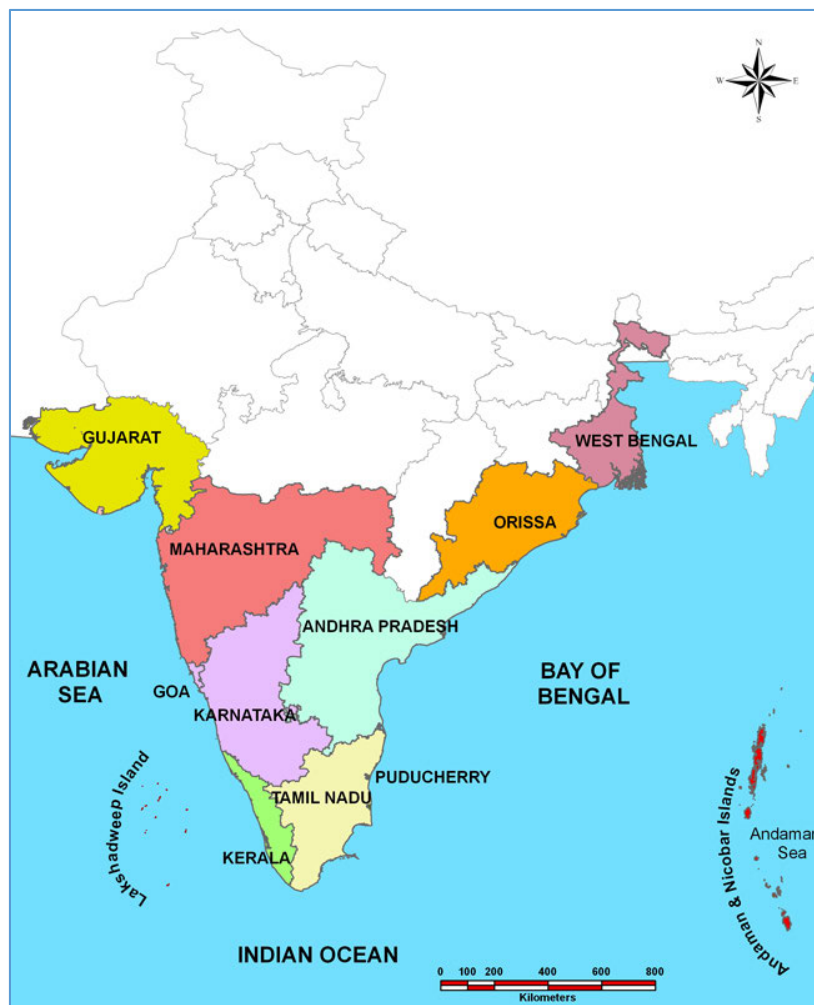


図1：インド沿岸州

（出典：インド環境森林気候変動省）

1. 海洋基本法令

インドは、今日に至るまでいわゆる「海洋基本法」に該当する法令を整備しておらず、海洋に関する個別の法令の根拠となっているのはインド憲法⁶である。

インド憲法は、1949年11月に議会で成立、翌1950年1月から施行され、1976年5月の

⁶ Ministry of Law and Justice, Constitution of India (as of 9 November 2015). Available at <<http://indiacode.nic.in/coiweb/welcome.html>>

改正（第 40 次改正法）で「海洋」に関する条文を設けた⁷。その第 297 条は、インドの領海、大陸棚及び EEZ の内側の土地及びそこに賦存する資源は、連邦（the Union）に賦与されたものであり、連邦の目的のために留保されると定める。また、その限界は議会の立法（連邦法）で定めるとしている。また、インド憲法第 246 条及び別表 7（Seventh Schedule）は、連邦と州（the State）の権限事項について定めており、公海における海賊、海運、港湾（検疫等含む）、領海以遠の漁業については連邦が、領海内の漁業については州が、そして、野生生物の保護や内水の航行については連邦と州が等しく権限を有することを定める。なお、別表 7 に特に定めのない事項については、州の権限に関連するものを除き、連邦議会が立法の残余権限（residuary powers）を有することが定められている⁸。

なお、インド憲法に「海洋」に関する条項が設けられる以前のインドにおいては、インド憲法第 372 条に基づき、大統領が布告によって海洋権益に関する決定をしていた⁹。その間の海洋法に関する大統領令（Presidential Proclamation）は 5 件ある。最初の布告は 1955 年 8 月 30 日の、大陸棚に賦存する天然資源に対する完全かつ排他的な主権的権利を宣言するものである¹⁰。その後、インドは 1956 年に 3 つの布告を発出している。一つ目は慣習法上 3 海里と設定していた領海の幅員に関して 6 海里まで拡大するものである¹¹。二つ目は領海を越える公海 100 海里の範囲まで漁業資源に対する保全措置を講じることを宣言するものであり¹²、これは今日で言うところの EEZ の概念に準じるものである。三つ目は通関上、財政上、出入国管理上及び衛生上の規則に対する違反を防止するための規制を 12 海里まで行使することを確認するものであり¹³、これは今日で言うところの接続水域の概念に当たる。また 1967 年には、その前年にパキスタンが領海 12 海里を採用したことを受け、インドも領海を 12 海里に固定することを宣言する大統領令を発出している¹⁴。

その後の 1976 年 8 月、後述するように、インドは「領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法」（全 16 条）を制定し、領海及び大陸棚並びに EEZ の限界及び当該海域における船舶の航行や天然資源の探査、開発、保存及び管理などの活動の規制などについて包括的に定めた。当該法令は、いわゆる海洋の持続可能な利用や海洋の総合的管理の概念を含む「海洋基本法」ではないが、今日のインドにおける海洋権益を確保するための最も重要な法令となっている。

これらインドにおける海洋に関する法整備は、領海及び接続水域に関する条約や大陸棚に関する条約といった、1958 年 4 月に採択されたいわゆるジュネーブ海洋四条約並びに 1982 年 12 月に採択された国連海洋法条約といった国際条約の成立にそれぞれ先んじており、

⁷ The Constitution (Fortieth Amendment) Act, 1976 (came into force: 27 May 1976).

⁸ インド憲法第 248 条参照。

⁹ Suya P. Sharma, “The Position of Indian Territorial Waters and Continental Shelf in Constitutional Law – An Appraisal” in Alice Jacob ed., *Constitutional Developments Since Independence* (N.M. Tripathi, 1975), pp.298-308; R. P. Anand, *Studies in International Law and History – An Asian Perspective* (Martinus Nijhoff, 2004), pp.228-231.

¹⁰ Gazette of India Extraordinary (New Delhi), Part II – Section 3, No.260 (30 August 1955).

¹¹ Gazette of India Extraordinary (New Delhi), Part II – Section 3, No.81 (22 March 1956).

¹² Gazette of India Extraordinary (New Delhi), Part II – Section 3, No.361 (29 November 1956).

¹³ Gazette of India Extraordinary (New Delhi), Part II – Section 3, No.375 (3 December 1956).

¹⁴ Gazette of India Extraordinary (New Delhi), Part II – Section 3, No.2 (30 September 1967). Sharma, *op cit*, p.299.

当時のインドの国内政策において海洋の位置づけが高かったことが伺える。他方で、インドは前述のジュネーブ海洋四条約を批准するには至らず、また、国連海洋法条約にも条約採択後 13 年が経過した 1995 年 6 月 29 日まで批准をしなかった。その背景としては、いずれも領海における軍艦（潜水艦含む）に対する無害通航権の付与や沿岸警備の問題に対する懸念並びに省庁間での権限調整の難航といった問題が指摘されている¹⁵。

このように、インドにおける海洋に関する法整備の状況は、かつては積極的かつ先駆的であると評することができるが、今日においては、海洋問題に関する問題を包括的に管理・調整する中央調整機関の不在もあり、海洋の総合的管理を執行するための海洋基本法を制定するには至っていない。

2. 海洋基本政策

インドにおける、いわゆる「海洋基本計画」に該当する国家政策としては、1982 年 7 月に首相直轄の組織である海洋開発局が発表した、「海洋政策声明 (Ocean Policy Statement) ¹⁶」が挙げられる。この海洋政策声明は、全 15 項からなり、持続可能な方法でインド社会の利益のために海洋の生物・非生物資源の利用することを目的としている。その主な特徴及び重点分野は以下のとおりである¹⁷。

- ・ 生物、非生物、再生可能な海洋エネルギーを含む海洋資源の探索的調査、評価及び持続可能な利用
- ・ 海洋環境の利用及び保全を対象とした技術の進歩
- ・ 調査機器、潜行システム、測位、材料開発、海洋データ収集装置、潜水艇などに関する技術の開発
- ・ 沿岸及び海洋区域の統合的管理、沿岸コミュニティ開発に関する開発活動等の社会福祉に対する直接適用
- ・ 自前及び外国の情報源を用いた海洋に関する情報システムの創設（国際海洋科学技術協力）
- ・ 深海底採鉱、金属精錬及び環境影響評価研究に関する技術開発
- ・ 極域科学に関する先端研究への貢献
- ・ 海洋科学技術に関する基礎的及び応用研究、人的資源管理、学術機関における中核的研究拠点の創設、並びに海洋の潜在的及び実際の利用に関する普及啓発

¹⁵ Bimal N. Patel, *The State Practice of India and the Development of International Law - Dynamic Interplay between Foreign Policy and Jurisprudence* (Brill, 2016), pp.70-73 参照。また、インドの UNCLOS 批准に際しての解釈宣言も参照。DOALOS ウェブサイト参照
<http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm#India Declaration made upon ratification>

¹⁶ Department of Ocean Development (DOD), Ocean Policy Statement (1982). Available at
<<http://www.moes.gov.in/writereaddata/files/OCEAN%20POLICY%20STATEMENT%283%29.pdf>>
和訳については、以下のホームページを参照。<<https://www.spf.org/opri-j/projects/ocean-policy/india/policy/>>

¹⁷ National Portal Content Management Team <<http://archive.india.gov.in/sectors/science/index.php?id=4>>

これらのことから明らかなように、海洋政策声明は、海洋科学技術の研究及び開発や海洋資源の開発といった、基本的にインドにおける海洋科学の発展のための将来的方針を述べるものであり、必ずしも海洋安全保障や海洋環境の保全、海洋産業の振興、離島管理等を含む、海洋の総合的管理について定めたものではない。

その後、海洋開発局は 2002 年に、インド政府が第 10 次 5 カ年計画を策定したことを受け、今後 10 年における優先分野、展望、マנדート等を定める「海洋開発構想：2015 (Vision for Ocean Development – Year 2015)」¹⁸を策定した。この 2015 年構想は、特に、インド洋の海洋資源の持続可能な開発を含む海洋の理解の向上、生計の向上並びに沿岸災害の時宜を得た警戒を目的としており、これは同年 8 月に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）の成果文書における海洋、沿岸、島嶼に関する部分と整合するものであるという¹⁹。しかしながら、右構想は、海洋開発局という単独の省庁の長期的な展望をまとめた計画・構想であり、海洋分野における国家の基本政策を定めたものではない。その後、後述するように、2006 年 7 月の省庁再編の結果、海洋開発局は、天気、モンスーン、気候及び災害の予測、極域・インド周辺海域の探査、海洋資源の探査・開発のための技術開発といった地球システム科学分野を所掌する「地球科学省」へと改編され、科学技術分野に関する政策実施の側面がさらに強化された。地球科学省は、2016 年 7 月に新しい方針である「2030 年構想 (Vision for 2030)」²⁰を発表したが、これも同じく地球科学省という単独の省の長期的計画・構想をまとめたものであり、国家全体の海洋政策を定めるものではない。

冒頭に述べたように、インドは海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するのではなく、各省庁がそれぞれの所掌に応じて海洋に関する権限を行使する方針を採用している。そのような背景もあり、海洋政策声明の策定から 30 年以上が経過した現在においても、インドは現代的な事情に合わせた海洋基本計画の策定をするには至っていない。

3. 海洋政策推進体制

インドの海洋政策推進体制は、前述のように、各省庁が所掌に応じて分野ごとに政策を実施する体制をとっている。中でも、首相直轄の権限機関として発足した海洋開発局を前身に持つ地球科学省は最も広く権限を有しており、公海や極域（南極及び北極）の探査を含む、海洋資源の探査・開発、海洋観測、海洋技術開発等に権限を有する。それ以外の行政機関としては、漁業政策に関しては農業農民厚生省が、海上・沿岸警備や海難救助、船舶油濁汚染への対応についてはインド沿岸警備隊が、特に沿岸域の管理保全を含む海洋環

¹⁸ Harsh K. Gupta ed., *Oceanography* (Universities Press, 2005), p.173 以下参照。なお、Harsh K. Gupta 博士は、2001 年から 2005 年まで海洋開発局の長官を務めた。

¹⁹ Harsh K. Gupta, “Problems and Opportunities in the Implementation of WSSD Commitments: The Indian Perspective” Available at < www.incois.gov.in/Images/lectures/GlobalConference.pdf >

²⁰ http://moes.gov.in/writereaddata/files/ver_8_0_Earth_Science_Vision-2016_240716.pdf

環境保護全般については環境森林気候変動省が、港湾関係を含む、海運・船舶については海運省が、海底資源開発については石油天然ガス省が権限を有することになっている。以下では、インドにおける海洋政策推進体制について概観する。

表 1：海洋に関して権限を有する中央省庁（一部）

省庁	権限事項
地球科学省（Ministry of Earth Sciences）	海洋観測、海洋科学技術振興、資源探査
農業農民厚生省 （Ministry of Agriculture and Farmers Welfare）	漁業
国防省（Ministry of Defence） 沿岸警備隊（Indian Coast Guard）	海洋油濁汚染、海難救助、海上安全保障、
環境森林気候変動省 （Ministry of Environment, Forest and Climate Change）	海洋環境保護、沿岸域管理
海運省（Ministry of Shipping）	海運・船舶・港湾関連
石油・天然ガス省（Ministry of Petroleum and Natural Gas）	海洋構造物、沿岸精錬施設、パイプライン等
鉱業省（Ministry of Mines）	沿岸域の採鉱活動
観光省（Ministry of Tourism）	沿岸域の観光
水資源・河川開発・ガンジス再生省（Ministry of Water Resources, River Development and Ganga Rejuvenation）	沿岸域の侵食

※インド連邦政府要覧ホームページを元に作成（2017年3月末現在）²¹

(1) 海洋開発局の設置

1981年7月、インド政府は、海洋開発の促進と調整のため内閣府の一部局として首相直轄の「海洋開発局（Department of Ocean Development）」を設置し、1982年3月には独立の部局とした。海洋開発局の主な目的は、海洋セクターにおける迅速な開発の促進、既存の様々な機構間の調整及び協力のための基金の提供並びに新規機構の設置と既存の機関の支援を適宜提供することであり、設立当初における主要関心事項は、海洋資源開発や南極探検の推進並びにそのための海洋科学・技術の発展であった。

(2) 海洋開発局から地球科学省へ

その後、2006年2月に組織改編が行われ、海洋開発局は「海洋開発省（Ministry of Ocean Development）」へ格上げされ、直後の6月の再編によって、同省は「地球科学省（Ministry of Earth Sciences）」へと名称が変更された。地球科学省のマנדートは、海洋状況を含む、気

²¹ < http://goidirectory.nic.in/union_categories.php?ct=E002 >

象・気候変動、地震、津波等の自然観測、海洋資源（生物及び非生物含む）の探査及び開発、海洋科学・技術の促進、並びに南極・北極といった極域の調査における調整役を担うことである。

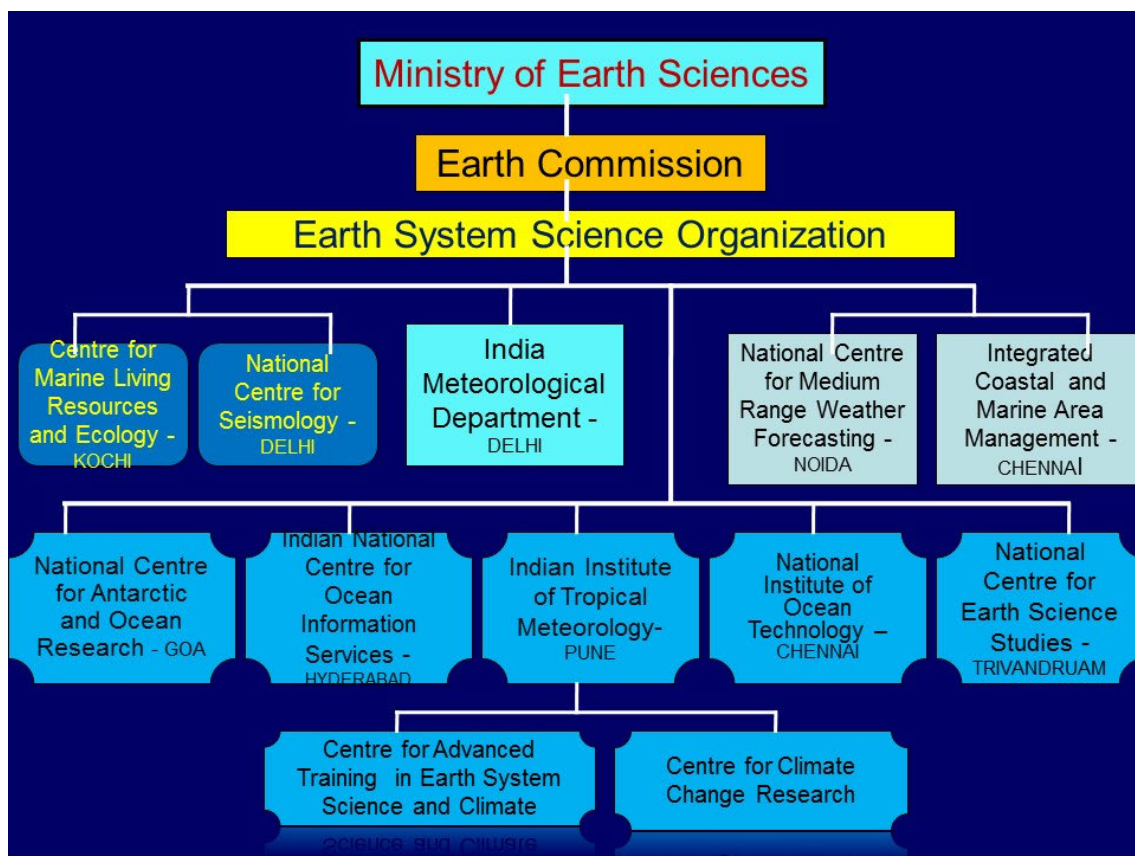


図 2：インド地球科学省の組織図

（出典：インド地球科学省ホームページ）

地球科学省は、省の政策及び計画の形成、実施の監督及びそれらの分野横断的な統合を確保することを責務とする、ミッション・モード²²の組織である「地球委員会（Earth Commission）」及び 2007 年に設置された地球科学省の政策及び計画の執行機関である「地球システム科学機構（Earth System Science Organization）」²³を中心に、2つの付属機関²⁴、1つのプロジェクト総局²⁵、2つの下部機関²⁶そしてその所掌の下に 5つの独立機関²⁷を有して

²² Mission Mode. 「ミッション・モード」とは、目的・範囲が明白であり、測定可能な成果及びサービス水準を有し、かつ実施の節目（milestone）や予定表が明確に定義されているプロジェクトを指す。しばしば、電子政府化された枠組みで実施される。https://msits.gov.in/mmp.aspx 参照。

²³ 当該機構も仮想の機関であり、実体として機関が設置されているわけではない。

²⁴ 海洋生物資源・生態系センター（Centre for Marine Living Resources and Ecology）、国立地震学センター（National Center for Seismology）

²⁵ 統合沿岸海域管理プロジェクト総局（Integrated Coastal and Marine Area Management Project Directorate）

²⁶ インド気象局（India Meteorological Department）、国立中期天気予報センター（National Centre for Medium

いる。特に、地球システム科学機構は、各センターや部署に対する全体的な指示や各プログラムの実施の評価を行う機関であり、地球科学省における中核的な機能を果たしている。地球システム科学機構は、①海洋科学技術、②大気・気候科学、③地球科学技術、④極域科学及びサイバースペースの 4 つの主要分野を持ち、関連する様々な事項に対して全体的に対処している²⁸。

(3) その他省庁

海洋分野の政策実施に大きく関与している地球科学省以外の省庁としては、特に、環境森林気候変動省や農業農民厚生省並びに沿岸警備隊が挙げられる。

海洋・沿岸域の生態系保全に対して中心的な役割を果たす省庁として、環境森林気候変動省が挙げられる。環境森林気候変動省は、1980 年に連邦政府の環境部として設立され、1985 年に環境森林省として独立、2014 年に現在の環境森林気候変動省へと変更された。メガダイバース国²⁹であるインドは、沿岸域の生態系保全を含めた環境政策に注力しており、環境森林気候変動省の下で様々な取り組みがなされている。その一つが、環境分野における情報集約・発信をしている「環境情報システム (ENVIS)」というスキームである。ENVIS は 1982 年 12 月から実施されているウェブベースのスキームであり、沿岸域の生態系保全に関しては、環境森林気候変動省所管の野生生物研究所が中心となり、インドの海洋保護区ネットワークに関する情報を収集・整理している³⁰。冒頭に述べたように、インド憲法上、野生生物の保護に関しては連邦と州が等しく権限を有することになっていることから、基本的には連邦と州がそれぞれ、1972 年の「野生生物 (保護) 法 (Wildlife (Protection) Act, 1972)」及びその修正法に基づき保護区の指定をしている³¹。この他に、連邦政府の取り組みとしては、同省保全調査部によるインド洋の沿岸地域、特にマングローブ・サンゴ礁の保全を目的とした国際的パートナーシップである「未来のマングローブ」³²への参加がある。同省は 2008 年 6 月に、同プロジェクトの下、沿岸生態系の保全及び管理のための「国家戦略・行動計画」³³を策定しており、インド国内では関連する大小さまざまな助成プロジェクトが実

Range Weather Forecasting)

²⁷ 国立海洋技術研究所 (National Institute of Ocean Technology)、国立南極海洋研究センター (National Centre for Antarctic & Ocean Research)、インド国立海洋情報センター (Indian National Centre for Ocean Information Service)、インド熱帯気象研究所 (Indian Institute of Tropical Meteorology)、国立地球科学センター (National Centre for Earth Science Studies)

²⁸ <http://moes.gov.in/content/earth-system-science-organizationesso>

²⁹ Mega Diverse Country(ies). 生物多様性が特に高い国のことを言い、2002 年にメキシコのイニシアティブによって構成された。現在、インドのほか、オーストラリア、ブラジル、中国、インドネシア、メキシコ、フィリピン、米国等の 17 カ国がそう呼ばれている。See <<http://cop13.mx/en/megadiverse-countries/>>

³⁰ http://wiienviis.nic.in/Database/MPA_8098.aspx

³¹ 後述 4.(2) 参照。

³² Mangroves for the Future (MFF). 2006 年 12 月にビル・クリントン元大統領によって設立された国際パートナーシップ。メンバー国は、バングラデシュ、カンボジア、インド、インドネシア、モルディブ、ミャンマー、パキスタン、セーシェル、スリランカ、タイ、ベトナムの 11 カ国。 See <<https://www.mangrovesforthefuture.org/>>

³³ National Strategy and Action Plan (NSAP). Available at: <https://www.mangrovesforthefuture.org/assets/Repository/Documents/MFF-India-NSAP.pdf>

施されている³⁴。

漁業に関しては農業農民厚生省が担当しており、同省の畜産・酪農・漁業局（Department of Animal Husbandry, Dairying & Fisheries）の下、関連政策の立案や実施がなされている。3400 を超える漁村、1500 万近い漁業就業人口を有し、水産業のみで国内総生産（GDP）の約 1% を占めるインドにおいて³⁵、漁業政策は決定的に重要である。農業農民厚生省は、2015 年 7 月に委員会を設置し、「国家海洋漁業政策案（Draft National Policy on Marine Fisheries）」³⁶の策定を行ってきた。2016 年 9 月にはその第三次案が完成し、パブリックコメントが行われている。2017 年 3 月末現在、同省のホームページには依然として第三次案が掲載されたままであるが、それによれば国家海洋漁業政策は、「現在及び将来の世代のニーズを満たす健全かつ活気ある海洋漁業セクター」を目標とし、そのために 10 ヶ年計画として、漁業管理・監視、漁業データ・研究、海洋養殖、島嶼漁業、貿易、海洋環境の他、気候変動への適応やジェンダー、国際協定、地域協力といった総合的な分野について戦略方針を定めている。また同省は、2016 年 6 月に、水産業の統合的発展及び管理を目的とした「ブルー・レボリューション」³⁷というスキームを策定し、2020 年までの 5 年間で、関連の政策スキームに対して計 300 億ルピー（約 500 億円）の予算を付けることを発表した。同スキームでは、特に、水産業の振興に焦点が当てられており、漁業生産量や漁業従事者の収入、輸出収益の倍増化に向けた取り組みが強調されている。

国防省管轄下のインド沿岸警備隊は、1976 年の「領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法」の制定を受け、そこで定められた海洋権益の確保のために 1978 年の「沿岸警備法」によって正式に設立した組織である。同法第 14 条に定められているように、インド沿岸警備隊は、①海洋構造物の安全確保・保護、②漁民保護、③海洋環境保護及び海洋汚染防止、④密輸取締り、⑤海上法執行、⑥その他海難救助や科学的データの収集などを任務としている。組織としては、大きく分けて、海上・沿岸の治安維持、海難救助、海洋汚染の防止・除去や海洋環境の保全活動のといった 3 つの役割を柱としており、海上における法執行機関として重要な機関の一つである。

なお、海洋安全保障に関する近年の動向として、インドのムカルジー大統領（Pranab Mukherjee）が 2014 年 6 月の議会演説において発表した、「国家海事局（National Maritime Authority）」の設置案がある³⁸。この構想は、沿岸警備強化のため、海事関係を所掌する関連当局の政策策定調整機関を設置するというものであり、元々は 2001 年の「国家安全保障システムに関する閣僚グループ（Group of Members）報告書」³⁹において提案されていたも

³⁴ <http://www.moef.nic.in/division/mangroves-and-coral-reefs>

³⁵ Fisheries Profile of INDIA. Available at: http://dahd.nic.in/sites/default/files/India%20Profile%20updated_0.pdf

³⁶ <http://dahd.nic.in/sites/default/files/Draft%20National%20Policy%20on%20Marine%20Fisheries%20C16.pdf>

³⁷ Guideline of CSS on Blue Revolution-Integrated Development and Management of fisheries. Available at: <http://dahd.nic.in/sites/default/files/Guidelines.BR-30616.Fisheries.pdf>

³⁸ インド大統領府ホームページ。パラグラフ 41 参照<
<http://www.presidentofindia.nic.in/speeches-detail.htm?293>>

³⁹ Reforming National Security (GoM Report on National Security, 2001), para. 5.72. Available at <
<http://www.vifindia.org/sites/default/files/GoM%20Report%20on%20National%20Security.pdf>>

のである。その後は、海軍や沿岸警備隊を含む、関連する当局による取り組みが共同で実施されていたが、2008 年 11 月 26 日に発生した海路を通じたムンバイ同時多発テロを防げなかった教訓もあり、改めて中央調整機関の設置の必要性が強調されたものである⁴⁰。2008 年のムンバイ同時多発テロ以降、インド政府は、内閣官房長官を長とする、「国家海上沿岸警備強化委員会（NCSMCS）」⁴¹を 2009 年 4 月に設置し、海上・沿岸警備に関する省庁の政策・意思決定を調整している⁴²。今回のインド大統領による言及は、この流れを受けてのものであるが、2017 年 3 月末現在、未だそのような中央調整機関の設置はされていない。

以上、インドの海洋政策推進体制を概観したが、インドは海洋（oceans and seas）に関する施策を単独の中央調整機関を設置し集中的かつ総合的に推進するのではなく、各省庁が分野ごとに権限を行使する政策をとっている。インド憲法に規定があるように、連邦政府と州政府間での分権がされており、その調整が複雑かつ困難であることを鑑みれば、インドにおける海洋問題を包括的に管理・調整する中央調整機関を設置するのは非常に困難なようにも考えられる。もし可能であるとすれば、インドにおいて実質的な行政権を有する首相がイニシアティブを発揮し、海洋開発局の時のように、首相直轄の組織を設置する場合であると考えられる。

4. 沿岸域総合管理

インドにおける沿岸域の総合管理政策は、主に、地球科学省の下部機関である沿岸海域総合管理プロジェクト総局が中心になって実施をしている沿岸海域の総合的管理に関する能力開発及び科学技術支援策と、実質的にはインド各州と連邦政府であるが、環境森林気候変動省が中心となって推進している海洋保護区ネットワーク等の取り組みがある。以下では、右 2 つの政策に焦点を当てて、インドにおける沿岸域総合管理政策に関して整理をする。

(1) 沿岸海域総合管理プロジェクト総局

インドにおける沿岸海域の総合的管理政策は、地球科学省所管の「沿岸海域総合管理プロジェクト総局」⁴³が中心となって実施している。沿岸海域総合管理プロジェクト総局は、科学的技術的観点から、インドの沿岸域における「沿岸海域の総合的管理」概念の適用を促進するために設置されたものであり、1998 年 1 月に、世界銀行の国際開発協会（IDA）が支援する「環境管理に関する能力開発プロジェクト」実施のために地球科学省（当時は、海洋開発局）の下部機関としてチェンナイに設置された組織である。世銀の IDA による支援は 2003 年 6 月に終了したが、その後は、地球科学省が活動資金を拠出する形で沿岸域の

⁴⁰ “Apex maritime authority for coastal security” Times of India (Jun 10, 2014), available at <<http://timesofindia.indiatimes.com/india/Apex-maritime-authority-for-coastal-security/articleshow/36316877.cms>>

⁴¹ National Committee for Strengthening Maritime and Coastal Security

⁴² インド国防省プレスリリース：<<http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=111871>>

⁴³ Integrated Coastal and Marine Area Management Project Directorate (ICMAM PD)

研究活動を行っている⁴⁴。

沿岸海域総合管理プロジェクト総局の活動は、インド政府が定める 5 カ年計画に基づき形成されており、現在実施中の第 12 次 5 カ年計画（2012～2017）においては、沿岸域の管理・規制は地域の事情やその脆弱性に基づくべきであるとして、そのために、科学的及び地域の情報が沿岸域の環境計画に用いられるべきであると指摘する⁴⁵。これに基づき、沿岸海域総合管理プロジェクト総局は、現在、以下の 6 点のプロジェクトを実施している⁴⁶。

- ・ 選出された河口・沿岸水域の水質のモニタリング
- ・ ムンバイからチェンナイまでの沿岸域の水質の予測
- ・ 特定化学物質に関する海水水質基準の策定
- ・ インド南西海岸の生態系モデルの作成及びチリカ湖及びコチへの海水の逆流に対する当該モデルの有効化
- ・ インド沿岸域の選定区域における沿岸循環及び流砂モデリングの策定
- ・ 能力開発・訓練

また、当該プロジェクトの主な目的は、以下の 6 点のとおりであり、沿岸海域の統合的管理のためのツール策定とその利用に焦点が当てられている。

- ・ 変化する環境状況下におけるインド南西海岸沿岸水域の一次生産力の予測及び最適生産性を達成する適切な環境条件の提案
- ・ 河口、沿岸、海洋システムの水質の周期的変化の検知及び公示を通じた政府及び公衆に対するそれら変化の影響の警告
- ・ 水質汚染が警戒レベルに達する前に緩和措置を講ずることを促進するための優先地域における水質傾向の予測
- ・ インド沿岸域の選定箇所における重金属及び有機化合物の水質基準の策定
- ・ インド沿岸の海岸線変化の地図の作成及び人為的活動による流砂量の増減の原因の理解促進のための流砂量の推定
- ・ 国内における沿岸域に関する問題の人材強化

(2)環境森林気候変動省

インドの沿岸域総合管理政策におけるもう一つの特徴は、環境森林気候変動省を中心とした沿岸・海洋域の管理規制の取り組みである。インド政府は、島嶼領含む、7500km 以上に及ぶ沿岸域の保護と利用を促進するため、様々な法的及び政策的ツールを用いた管理措置を実施している。以下では、それらのうち「海洋保護区」、「沿岸・海洋生物多様性重要

⁴⁴ <http://www.icmam.gov.in/aboutus.htm>

⁴⁵ Planning Commission, *Twelfth five year plan (2012/2017)*, Vol.1, Government of India, para. 4.27, p.117.

⁴⁶ <http://www.icmam.gov.in/12thp.htm>

地域」、「沿岸規制区域」の3点に関して概観する。

①海洋保護区

「海洋保護区 (MPA)」は、インドの海洋空間の管理政策のうち、最も代表的なツールの一つであり、また、比較的早い時期から用いられてきた手段でもある。

インドは、1970年代から80年代にかけて保護区の設置による海洋・沿岸生態系保全に取り組んできた。2016年12月末の時点で、インド半島(大陸)に25、島嶼領に106(ほぼすべてがアンダマン・ニコバル諸島)の計131の海洋保護区を設置している⁴⁷。その海洋保護区の総面積は約9800km²に及んでおり、それらはすべて領海以内の沿岸域に設置されている。また、保護区の形式としてはほとんどが野生生物保護区(sanctuary)である⁴⁸。保護区の指定は官報を通じて公表されており、それらはENVISのホームページで公開されている⁴⁹。

海洋保護区を含む保護区(Sanctuaries, National Park and Closed Areas)設置の根拠法令は、1972年の「野生生物(保護)法(Wildlife (Protection) Act, 1972)」第18条から38条であり、2002年の同修正法において「保護区(protected areas)」の項目が追加された⁵⁰。インド憲法上、野生生物の保護については連邦と州が等しく権限を有することになっているが、同法第26条Aでは、領海内における保護区の設置の場合、州政府は、事前に中央政府(連邦政府)の同意を取らなければならないことが定められており、さらに、中央政府の水路局長との協議や地域漁業の利益を保護するための適切な措置を取ることが義務付けられている。なお、領海内の海洋保護区における無害通航権は妨げられないことも定められている。(海洋)保護区へは、公務や居住や移動等の特別な許可を得た場合を除き、立入が禁止されており、同区域内における野生生物の調査、写真活動、科学的調査、観光、保護区内に居住する住人との合法的取引等の諸活動には、州政府によって指名された野生生物主任監視官(Chief Wild Life Warden)の許可が必要とされている⁵¹。

インドはこれら海洋保護区のネットワーク化を推進しており、上記131の海洋保護区その他に、高潮線から500m以内にある保護区も海洋保護区ネットワークを構築するとして、2010年に採択された生物多様性条約の愛知目標⁵²、特に目標11と目標14の達成に向けた取り組みに力を入れている⁵³。

なお後述するように、インドでは海岸線から500m及び潮汐域から100m以内の範囲等を沿岸規制区域(CRZ)として、その範囲における土地開発を規制しているが、海洋保護区は

⁴⁷ インド環境森林気候変動省・ENVIS 野生生物・保護区センター: Available at <
http://wiienvis.nic.in/Database/MPA_8098.aspx >

⁴⁸ Ibid

⁴⁹ http://wiienvis.nic.in/Database/Protected_Area_Gazette_Notification_Database_7813.aspx

⁵⁰ Chapter IV “Sanctuaries, National Parks and Closed Areas” (Article 18~38), Wild Life (Protection) Act, 1972; The Wild Life (Protection) Amendment Act, 2002, No. 16 of 2003.

⁵¹ 同法第27条、28条。

⁵² <https://www.cbd.int/sp/targets/>; https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_03.html

⁵³ K. Sivakumar ed., *Coastal and Marine Protected Areas in India: Challenges and Way Forward*, ENVIS Bulletin: Wildlife & Protected Areas, Vol. 15 (Wildlife Institute of India, 2013), p.52.

それとは根拠法も目的も異なるものである点に注意が必要である。

②沿岸・海洋生物多様性重要区域

インドはさらに、海洋保護区以外に、現在保護区ではない海洋沿岸区域の海洋生物多様性保全のため、「沿岸・海洋生物多様性重要区域（ICMBAs）⁵⁴」の抽出に力を入れている。

「沿岸・海洋生物多様性重要区域」とは、将来的に保護区として指定され得る潜在的な区域のことであり、その指定は、当該区域における種の豊富さの評価を中心に、以下の 6 つの基準に基づく採点システムによって選定されている⁵⁵。

- I. 生態系の回復力（Ecosystem resilience）
- II. 生態系の機能（Ecosystem functions）
- III. 生物多様性の固有性（Biodiversity uniqueness）
- IV. 社会文化的重要性（Socio-Cultural significance）
- V. 社会経済的将来性（Socio-Economic potential）
- VI. 土地保有権（Land tenure）

これらの基準に基づき、環境森林気候変動省所管のインド野生生物研究所は、2006 年と 2010 年に沿岸域 350 ヶ所の調査を実施し、2017 年 2 月末現在、107 の場所を沿岸・海洋生物多様性重要区域として指定、各区域の保護区としてのカテゴリーも含めて提案をしている⁵⁶。この沿岸・海洋生物多様性重要区域の指定は、当該区域の物理的、生態学的、生物学的、社会文化的及び社会経済的側面の評価という基準に基づいており、海洋保護区ネットワーク強化の役割を担っている。

他方で、その評価・特定の方法には、沿岸海洋生物多様性に対する脅威の評価、生物多様性の多様性度指数（presence-absence data）や個体群密度（population density）、並びに資源利用者の認識と意思（perception and willingness⁵⁷）などの要因が考慮に入っていないといった問題点も指摘されている。これら指摘のあった点に関しては、現時点では情報が集まっていないことから、インド当局としては、それらの情報の調査の重要性を認識している⁵⁸。

⁵⁴ Important Coastal and Marine Biodiversity Areas

⁵⁵ Wildlife Institute of India, *Status of Marine and Coastal Environments and Developing a Marine Protected Area Network in India*, 2011, p. 11; ENVIS Bulletin: Wildlife & Protected Areas, Vol. 15, pp.138-140.

⁵⁶ http://wiienviis.nic.in/Database/ICMBAs_8247.aspx

⁵⁷ 保全のために、資源利用者がどのくらい問題を認識し、そのための対価を支払う意思があるかということ。

⁵⁸ ENVIS Bulletin: Wildlife & Protected Areas, Vol. 15, p.177.

③沿岸規制区域

「沿岸規制区域（CRZ）」は、中央政府である環境森林気候変動省が発出する「沿岸規制区域通知（Coastal Regulation Zone Notification）」に基づく規制区分であり、インド沿岸域の環境保護において重要な役割を果たしている。

沿岸規制区域の構想は、1981 年、当時の第 8 代首相インディラ・ガンディーが沿岸の州首相に宛てた、高潮線から 500m の区域のあらゆる開発活動の禁止を求める書簡に端を発する⁵⁹。当該規制は、観光産業等からの反発もあり、1986 年には規制が緩和されることになるが⁶⁰、1991 年に、1986 年施行の「環境（保護）法（Environment (Protection) Act 1986）」⁶¹ 第 3 条の規定に基づき、環境森林気候変動省（当時、環境森林省）が発出する通知（Notification）として制度化された。その後、度重なる修正を経て、2011 年の修正で、漁業コミュニティ等の生計の安全や沿岸域の持続可能な方法での開発の促進、沿岸域における自然災害、地球温暖化による海面上昇の危険性を考慮に入れた、現在の形の規定となった。同通知に基づき、現在、以下の 5 つの区域が「沿岸規制区域（CRZ）」に区分されている⁶²。

- I. 海岸に沿った高潮線から 500m の陸側の土地
- II. 潮間帯水域に沿った陸域で高潮線から 100m 又は入り江の幅のうちいずれか短い方の土地
- III. 臨海域の場合、ハザード・ライン（hazard line）と高潮線から 500m の間にある陸側の土地、及び潮間帯水域の場合、ハザード・ラインと高潮線から 100m の間にある陸側の土地
- IV. 低潮線と高潮線の間にある土地
- V. 海の場合、低潮線と領海の限界の間にある水域及びその海底、及び潮間帯水域の場合、河川の両岸の低潮線上にある水域及びその海底

⁵⁹ Ministry of Environment and Forests (India), *Report of the Expert Committee on the draft Coastal Management Zone (CMZ) Notification* (2009), p.6.

⁶⁰ Tony George Puthucherril, “A Case Study of India’s Policy and Legal Regimes on Ocean Governance” in Biliana Cicin-Sain, David Vanderzwaag, Miriam C. Balgos eds. *Routledge Handbook of National and Regional Ocean Policies* (Routledge, 2015), pp. 471-474.

⁶¹ http://www.moef.nic.in/sites/default/files/eprotect_act_1986.pdf

⁶² Section 1, Coastal Regulation Zone Notification, 2011: http://www.moef.gov.in/sites/default/files/7_0.pdf

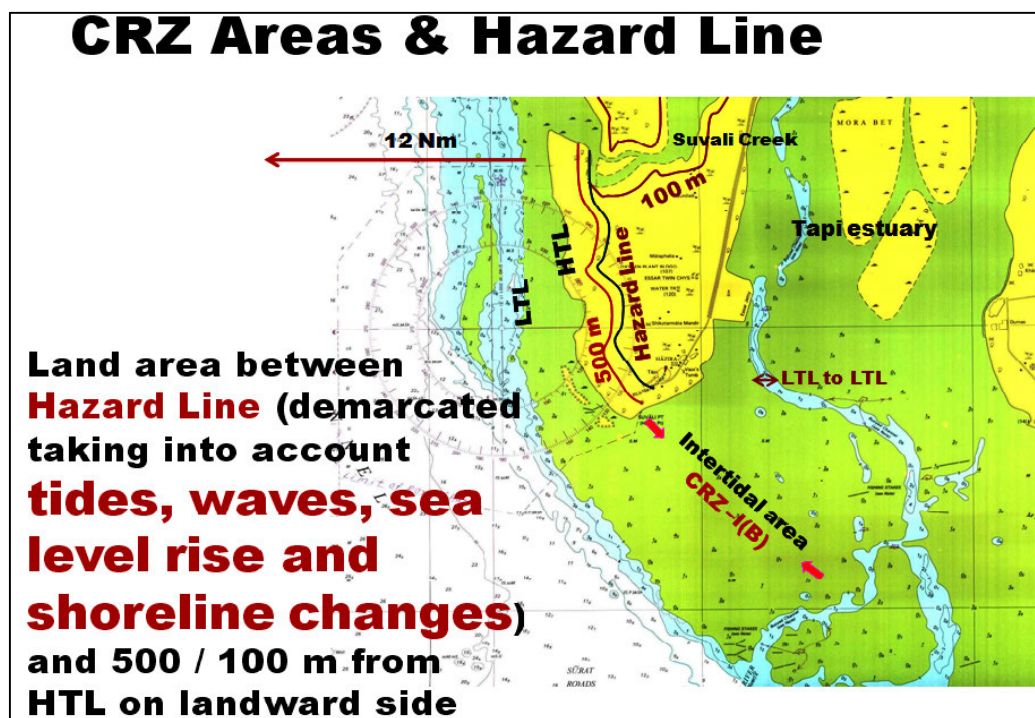


図 3：沿岸規制区域とハザード・ラインのイメージ

※出典：インド・スワミナサン研究財団 (MSSRF)⁶³

同通知において、14 の活動が沿岸規制区域内における禁止活動として列挙されている⁶⁴。

1. 新規産業の立ち上げ及び既存の産業の拡大
2. 製造業、石油貯蔵、有害物質の処分
3. 水産加工業の立ち上げ及び拡大
4. 埋め立て、天然の水流の阻害
5. 廃棄物及び排水の処理施設の立ち上げ及び拡大
6. 未処理の廃棄物及び排水の放出
7. 埋め立てのための都市ごみの廃棄
8. 浸食の激しい海岸線における港湾事業
9. 商業目的（商業施設、集合住宅、ホテル及び娯楽施設）の埋め立て
10. 土砂、岩、地層等の採掘
11. 高潮線から 200m 以内における地下水のくみ上げ及び建設
12. 建設
13. 景観を含む、砂丘、自然地形の美化、レクリエーション目的の変更
14. 沿岸警備・監視のための施設

⁶³ <http://www.mssrf.org/?q=content/urgent-need-hazard-line-be-prepared-coast>

⁶⁴ Section 3, Coastal Regulation Zone Notification, 2011.

また、それぞれの区域において許可される開発の範囲・程度に応じて、CRZ-I から IV までの 4 つのカテゴリーに分けて管理がされている⁶⁵。各区域のカテゴリーは以下のとおりである。

CRZ-I：生態学上敏感かつ沿岸域の保全に重要な役割を果たす地形学的特徴を有する区域（例：マングローブ、サンゴ礁、砂丘、干潟、国立公園等）。また、高潮線と低潮線の間の区域も含む。CRZ-I においては、核エネルギー省のプロジェクトやパイプライン敷設、気象観測施設等の一部の例外を除き、新規施設の建設は許可されない。

CRZ-II：海岸線付近までの既に開発がなされている区域。既存の道路又は許可された建築物の陸側にのみ、石油・天然ガス貯蔵施設、脱塩施設、非有害物質貨物の貯蔵施設、建設が許可される。

CRZ-III：CRZ-I 及び CRZ-II 以外の区域で地方の沿岸域及び建物が密集していない都市部の沿岸域。臨海域の場合、高潮線から 200m 陸側の土地及び潮間帯水域に沿った 100m 又は入り江の幅のうちいずれか短い方の土地は「非開発区域（No Development Zone (NDZ)）」と指定されている。非開発区域では、例外的に、既存の建築物の修復・改築や、許可を得た農林水産業、鉱業や関連施設の建設が認められている。

CRZ-IV：低潮線から 12 海里までの海域。当該海域では、地域住民による伝統的漁業やその関連活動については規制がされていないが、海洋活動から生じる下水、排水、バラスト水、固形廃棄物等の廃棄及び処分は禁止されている。

前述のとおり、沿岸規制区域は沿岸域での商業活動の規制を目的として導入されたものであり、必ずしも海洋沿岸の生態系保全や気候変動への対処が中心に据えられているわけではない。また、基本的には沿岸域における商業開発を禁止する目的で導入された規制であるが、度重なる修正による規制緩和や複雑多様な例外規定のため、規制が形骸化しているという指摘もある⁶⁶。

インド政府自身が指摘するように、依然としてインドには「統合的沿岸域管理（ICZM）」を推進する特定の政策プログラムがなく、その制度組織の整備が急務となっている⁶⁷。現在インドでは世界銀行の支援の下、2010 年から 2017 年までの計画で、インド国内における包括的沿岸域管理手法の実施のための能力開発やグジャラート州、オリッサ州及び西ベンガ

⁶⁵ Section 7, Coastal Regulation Zone Notification, 2011.

⁶⁶ Puthucherril (2015), *op cit*, pp.472-474.

⁶⁷ Planning Commission, *Twelfth five year plan (2012/2017)*, Vol.1, Government of India, paras. 7.93-7.94, p.225.

ル州における統合的沿岸域管理手法のパイロットプロジェクトが行われていることから⁶⁸、今後、それらの活動がインドの沿岸域の管理政策にどのように反映されるか、次期 5 カ年計画において明らかになることが期待される。

5. 領海の管理

インド憲法に定められているように、漁業を除き、領海に関する事項の権限は、基本的に連邦に付与されている。この権限に基づき、連邦議会は、1976 年 8 月に、全 16 条からなる「領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法（以下、「領海・大陸棚・EEZ 法」という。）」⁶⁹を制定した。「領海・大陸棚・EEZ 法」における領海の管理に関する規定の概要は以下のとおりである。

領海・大陸棚・EEZ 法の第 3 条は、領海に対するインドの主権を確認し、領海の幅員については基線から 12 海里と定める。また第 4 条は、外国船舶の領海内の無害通航権について定めるが、国連海洋法条約と異なる点として、外国軍艦（潜水艦含む）に対しては領海内の航行に関して事前通知を義務づけている点が挙げられる（第 2 項）。第 5 条は、接続水域について、領海基線から 24 海里までと定める。

同法は、国連海洋法条約が採択される 1982 年 12 月より前に制定されたものであるが、その内容・定義については、基本的に、現在の国連海洋法条約の規定に準じている⁷⁰。なお、EEZ 及び大陸棚に関しては後述する。

6. 排他的経済水域（EEZ）等の管理

EEZ 及び大陸棚の管理についても、「領海・大陸棚・EEZ 法」に定めがある。領海・大陸棚・EEZ 法は第 7 条において、領海基線から 200 海里までの区域を EEZ と定め、当該区域における、以下の事項に対する中央政府（連邦）の排他的権限を確認している。①海洋エネルギー生産を含む、天然資源（生物及び非生物資源）の探査、開発、保全及び管理；②EEZ の資源の探査・開発等のための、人工島、海上ターミナル、施設その他構築物等の建設、維持、運営；③海洋の科学的調査の許可、規制、監視；④海洋環境の保全及び保護；⑤その他、国際法によって確認されている権利。また、EEZ における資源の探査及び開発に関しては、インド市民による漁業を除き、中央政府との契約に基づく許可がない限り、外国政府含むいかなる私人も従事することはできない、と定める（同条）。

⁶⁸ 実施機関はインド環境森林気候変動省。支援総額は 2.9 億米ドル。

<http://projects.worldbank.org/P097985?lang=en>

⁶⁹ Territorial Waters, Continental Shelf, Exclusive Economic Zones and Maritime Zones Act, 1976

⁷⁰ 本法の規定ぶりから、第三次国連海洋法会議において、1975 年 5 月に公表された「非公式単一交渉草案（ISNT）」乃至は 1976 年 5 月に公表された「改訂単一交渉草案（RSNT）」の条文を原案としていると想定される。

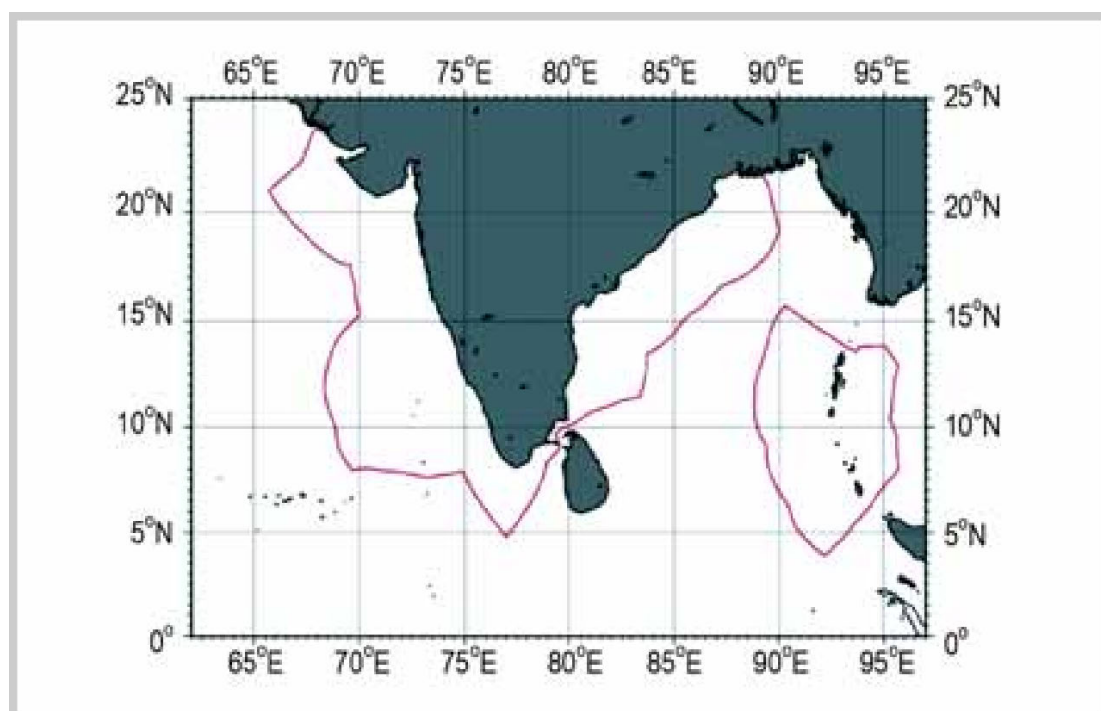


図 4：インドの EEZ 概念図

(出典：Integrated Headquarters Ministry of Defence (Navy), *Freedom to Use the Seas: India's Maritime Military Strategy* (2007) p.58)

また大陸棚に関しては、同法は第 6 条において、領土の自然の延長をたどって大陸辺縁部の外縁に至るまでのもの又は、基線から 200 海里を超えない範囲と定めており、EEZ の場合と同じく、大陸棚における資源の探査及び開発等、人工島及び海洋構築物の建設等、海洋の科学調査、海洋環境の保全及び保護等について、連邦政府が排他的権利を有すると定める。

大陸棚面積に関しては、インド政府発表の各資料を見ても、EEZ と同様の範囲ではなく、それよりも大幅に小さい約 50 万 km^2 と発表されていることから、現状、前者の範囲を大陸棚として採用していることが推測される。

なおインドは、2009 年 5 月に、国連の大陸棚限界委員会（CLCS）に対して、インド西岸のアラビア海及び東岸のベンガル湾までの大陸棚延長申請をしており、2017 年には第二次申請を提出する予定である。これらの申請が認められた場合、インド国立南極海洋研究センター（NCAOR）の計算では、インドの大陸棚は約 120 万 km^2 拡大することになり、EEZ 下部の海底を含めれば、陸域とほぼ同じの 320 万 km^2 に達することが見込まれている⁷¹。ただし、2017 年 3 月現在、ミャンマー、バングラデシュ、オマーンからインドの申請に対する見解が提出されており、CLCS での審査に加えて、各国間での調整が待たれる。

⁷¹ <http://www.ncaor.gov.in/pages/view/190/250-delineation-of-the-outer-limits-of-the-continental-shelf>

7. 重要施策

(1)SDGs 関連

インド政府は、2015 年 1 月に内閣の閣議により「インド行政委員会（NITI Aayog⁷²⁾」を設置（議長は、モディ首相）、当該機関が中心となって、インド国内における国連の持続可能な開発目標（SDGs）関連の施策を調整している。インド行政委員会は、政府事業に関する政策インプット・助言をする機関であり、政府系のシンクタンクとしての役割を果たしている。

インド行政委員会は、2016 年に SDGs 及びその目標に関する政策スキームの一覧表を作成し、各ターゲットに関する調整機関や、中央政府による支出により実施する重点分野である「中央責任計画」（Centrally Sponsored Scheme）、関連する施策等を策定した⁷³。SDGs の海洋に関する目標 14 について、同スキーム一覧表においては、地球科学省が中央調整機関として指定されており、中央責任計画としては、天然資源と生態系の保全に関する施策が上げられている。また、SDGs の各ターゲットに関しては、その他関連省庁・部局として、環境森林気候変動省や農業農民厚生省の畜産・酪農・漁業局、観光省が上げられている⁷⁴。また同委員会は州政府に対しても、本スキームに合致させた州ごとの目標を策定するよう指示しており、2017 年 3 月現在、アッサム州が州独自の SDGs 達成に向けた政策目標を設定している⁷⁵。

(2)北極政策

インドの国家政策における北極を含む極域研究の位置づけは高い。元々、1981 年 7 月の海洋開発局の設置の目的の一つは、南極探検の促進のためであった。実際インドは、1983 年に最初の南極観測基地を、1989 年には二つ目の南極観測基地を建設するなど、科学研究の促進を含め、政策的にも積極的な関与・支援をしている。そして現在、南極地域と並んで、近年インドの海洋政策において重要度が高まっているのが、北極研究である。

インドは、2007 年から国家政策としての北極研究振興を本格化しており、2008 年 7 月には、インド国立南極海洋調査研究所がノルウェーのオーレスンに大気・海洋生態系・汚染観測のための国際基地を設置し、現在まで、各国との共同研究を続けている⁷⁶。また、これらの活動による北極研究への貢献が認められ、2013 年には、日本、中国、イタリア、韓国、シンガポールと共に、北極評議会（AC）のオブザーバー資格を取得している。

⁷² National Institution for Transforming India Committee

⁷³ NITI Aayog, Sustainable Development Goals (SDGs), Targets, CSS, Interventions, Nodal and other Ministries (As on 08.06.2016).

⁷⁴ *Ibid.*

⁷⁵ Vision Assam 2030: Everything for Everyone – Achieving inclusive and Sustainable Development: [planning.kar.nic.in/docs/SDG/Document%20Vision%20\(Assam\).pdf](http://planning.kar.nic.in/docs/SDG/Document%20Vision%20(Assam).pdf)

⁷⁶ <http://www.ncaor.gov.in/arctics>

(3) 海上安全保障（海上法執行）

インドは近年インド洋の島嶼国との間の海洋安全協力を力を入れている。2015年3月の、モディ首相によるモーリシャス、セーシェル、スリランカの3カ国訪問に際して、インド洋の安全保障強化のための多角的協力体制の構築に言及をした⁷⁷。

また、2015年に開催されたASEANの関連会合においてモディ首相は、全ての国が、国連海洋法条約を含む国際法に基づく航行及び上空飛行の自由を享受すること及び武力行使に訴えることなく平和的手段で領域及び管轄権に関する紛争を解決しなければならないこと、紛争を悪化させるような行動を自省すること、信頼醸成や海賊対策等の予防措置を通じた海洋安全保障の促進、並びに、南シナ海に関する問題に対して2002年の行動宣言(DOC)の効果的な実施、及び行動規範(COC)に関する協議の早期妥結の支持など、海洋における法の支配を支持する発言をしている⁷⁸。

これらの背景には、中国のインド洋進出が関係していることが指摘されており⁷⁹、今後の、インドによるインド洋進出及び周辺関連国との海洋安全保障をめぐる連携が注目される。

(4) 産業政策（深海底開発、海洋エネルギー）

2016年6月15日、モディ首相は、地球科学省と国際海底機構（ISA）の間の、中央インド洋海嶺における熱水鉱床（Polymetallic Sulphides）の探査に関する15年間の契約を承認した⁸⁰。また、2016年9月12日には、地球科学省と国際海底機構（ISA）との間で締結されている、インド洋の深海底における多金属団塊（Polymetallic Nodules）の探査契約を5年間延長することを承認した⁸¹。現在の契約は、2002年3月25日から2017年3月24日までの15年間であり、これにより、2022年3月24日まで当該鉱物資源に対する排他的権利を行使できることが認められた。

同海域においては、既に、中国、韓国及びドイツが鉱区を取得していることから、インドは、今回の契約締結及び延長によって、インド洋における海洋資源開発に対するインドのプレゼンスの強化を期待している。

⁷⁷ インド首相府プレスリリース

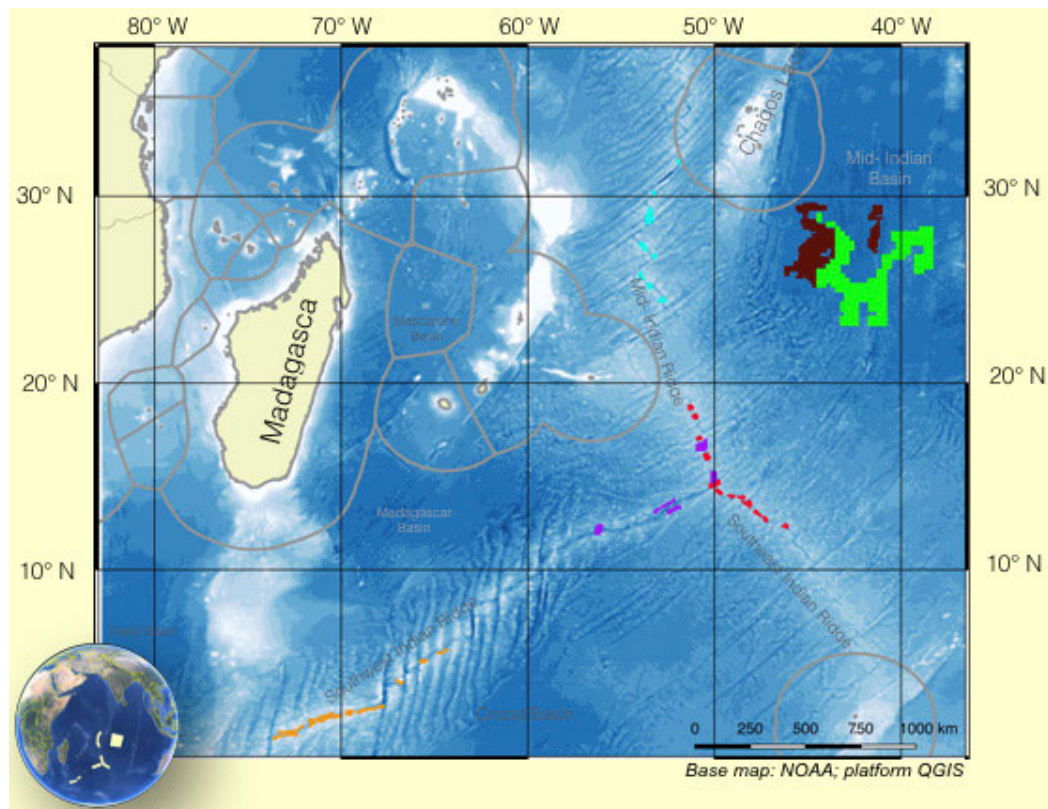
< http://www.pmindia.gov.in/en/news_updates/pms-statement-prior-to-his-departure-for-seychelles-mauritius-and-sri-lanka/?comment=disable >

⁷⁸ インド首相府プレスリリース < <http://www.mea.gov.in/media-briefings.htm?dtl/26055/transcript+of+media+briefing+by+secretary+east+in+kuala+lumpur+on+prime+ministers+ongoing+visit+to+malaysia+november+22+2015> >

⁷⁹ <http://nationalinterest.org/blog/the-buzz/revealed-indias-master-plan-the-indian-ocean-13198>

⁸⁰ インド首相府プレスリリース < http://www.pmindia.gov.in/en/news_updates/cabinet-approves-signing-of-contract-between-india-and-international-seabed-authority/?comment=disable >

⁸¹ インド首相府プレスリリース < http://www.pmindia.gov.in/en/news_updates/cabinet-approves-extension-of-contract-between-india-and-the-international-seabed-authority-for-exploration-of-polymetallic-nodules/?comment=disable >



※契約鉱区と国（契約者）

（熱水鉱床）

紫： インド（地球科学省）

水色： 韓国（国土海洋部）

赤： ドイツ（連邦地球科学天然資源研究所）

橙： 中国（海洋鉱物資源研究開発協会）

（多金属団塊）

茶：インド（地球科学省）

緑： ISA の留保区域

（図出典：国際海底機構（ISA））

図 5：インド洋における深海底契約鉱区

第8章 中国

中国の国土面積は 960 万 km² があり、世界第 3 位の広さである。海岸線の長さは約 1.8 万 km がある。面積 500m² 以上の海島は 7,300 余り、そのうち有人島は 400 余りがある。1996 年 5 月 15 日、「国連海洋法条約」が全国人民代表大会常務委員会にて批准され、7 月 7 日より中国に対して効力を有することとなった。「国連海洋法条約」の規定によれば、中国が管轄する内水・領海の面積は 38 万 km²、排他的経済水域の面積は 300 万 km² がある¹。



図 1：中国とその周辺海域

中華人民共和国領土概念図²（中華人民共和国中央人民政府ウェブサイトより）

中国は海を通じた隣国は北朝鮮、韓国、日本、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンの 8 カ国である。東シナ海において、日本と大陸棚の境界画定をめぐる紛争を抱えている。また、尖閣諸島（中国名：釣魚島列島）の領有権をめぐる、中国は領有権の主張を行っていることに対し、日本は領有権をめぐる紛争が存在しないと主張している。南シナ海において、中国はスプラトリー諸島（中国名：南沙群島）

¹ 「中国海洋アジェンダ 21」、1996 年。

² 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト

<http://www.gov.cn/guoqing/2005-09/13/content_5043915.htm> [last access: 2016/12/28]

の領有権をめぐって、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、マレーシアと争っている。パラセル諸島（中国名：西沙群島）の領有権をめぐって、ベトナムと争っている。

中国は、21 世紀は人類が海洋を開発・利用する新世紀であると認識している³。国家戦略である「海洋強国を建設する」ため、海洋の持続可能な利用を確保すること、海洋事業の持続可能な発展が中国の海洋戦略となっている⁴。具体的には、国家の海洋権益を有効に擁護し、海洋資源を合理的に開発し、海洋の生態環境を確実に保護し、海洋の資源・環境の持続可能な利用、海洋事業の調和の取れた発展を実現することである。

1. 海洋基本法令

今日の中国の海洋関係の法律の形式や内容は多岐にわたり、単一の海洋基本法がない。しかしながら、海洋事業面での政策と法制の整備に力を尽くしている。海洋関係政策と法規を大きく分類すると 3 つがある。それは、海洋主権および管理に関する基本法律、海洋事業全般を規定する基本政策、海洋分野毎の法律と各種規定である。

中国では、全国人民代表大会及びその常務委員会が法律を制定し、国務院が行政法規を制定し、省・自治区・直轄市と省・自治区人民政府所在地の市の人民代表大会とその常務委員会が地方法規を制定し、少数民族自治区の人民代表大会が自治条例、単独条例を制定し、国務院の各部・委員会、中国人民銀行、審計署ならびに行政管理の職能を持つ直属の機構、省・自治区・直轄市、省・自治区人民政府所在地の市が規則を制定する⁵。

近年、中国では海洋基本法の制定が検討されている。2016 年 3 月 16 日、閉幕した第 12 期全国人民代表大会第 4 回会議で採択された「中華人民共和国国民経済・社会発展の第 13 次 5 カ年計画綱要（2016 年～2020 年）」（以下、13 次 5 カ年計画）の「第 9 篇 地域の協調的な発展の推進」に位置する全体計画の「第 41 章 ブルーエコノミ空間の開拓と発展」、「第 3 節 海洋権益の維持と保護」では、初めて「海洋基本法」を制定すると 5 カ年計画の中で明記した。その後、海洋基本法の制定について、4 月 13 日、国務院弁公庁より各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部・委員会・直属機構宛てに「国務院 2016 年立法作業計画に関する通知」（以下、「立法作業計画」）が配布された⁶。立法作業計画に含まれる立法案件は、「全面改革深化のための急を要する項目」、「年内完成を目指す項目」、「準備項目」、「検討項目」の 4 つに分類されている。国家海洋局が担当する「海洋基本法」草案の起案作業は「検討項目」の 1 項目として仕分けされている。

³ 白書『中国海洋事業の発展』、1998 年。

⁴ 「中国海洋アジェンダ 21」、1996 年。

⁵ 「中国海洋アジェンダ 21」、1996 年。

⁶ 「両部涉海洋法律法規修訂草案有望年内提請審議 - 『海洋基本法』等一批法律法規列入国務院立法工作安排」『中国海洋報』、2016 年 4 月 20 日付。

なお、「海洋基本法」草案の起案作業が初めて「立法作業計画」の中で記入されたのが 2014 年の立法作業計画である。「立法作業計画 2014」と翌年の「立法作業計画 2015」において、海洋基本法及びその法案の起草作業が作業計画の「検討項目」の下にある「生態文明建設の推進・生態環境の保護に関する立法項目」のなかで書かれている。

2. 海洋基本政策

中国が認識する海洋政策とは、国家が海洋分野における任務と目標を実現するために制定した行動準則であり、国家の海洋利益を実現させる政治的行為である⁷。また、国家は海洋政策を制定する際の根拠と出発点は国家の海洋利益にある⁸。そして、中国の海洋政策は、国の政治、経済、社会の発展といった全体的な政策の要求を体現したものであり、海洋の開発利用、海洋の環境保護、海洋の権益保護といった各分野における具体的な政策を制定するための政策原則であり、国の海洋事業をリードする役割を果たしている⁹。今日、中国の海洋政策の展開過程において、指導的地位にある基本法令と基本政策について表 1 にまとめた。

表 1：中国の海洋発展戦略に関する基本法律と基本政策

種別	名称	公布機関	採択期日
基本法令	領海に関する中華人民共和国政府の声明	全国人民代表大会常務委員会	1958 年 9 月 4 日
	「中華人民共和国領海および接続水域法」	全国人民代表大会常務委員会	1992 年 2 月 25 日
	「中華人民共和国排他的経済水域および大陸棚法」	全国人民代表大会常務委員会	1998 年 6 月 26 日
基本政策	「中国海洋アジェンダ 21」	国家科学技術委員会、国家海洋局	1996 年
	「国家海洋事業発展計画要綱」	国務院	2008 年 2 月 22 日
	「国家海洋事業発展 12・5 計画」	国家海洋局	2013 年 4 月 11 日

出所：筆者作成（各法規の名称を筆者が日本語式に書き換え）

⁷ 国家海洋局海洋発展戦略研究課題組『中国海洋発展報告（2009）』、海洋出版社、2009 年、372 頁。

⁸ 同上。

⁹ 海洋政策研究財団「平成 17 年度中国の海洋政策と法制に関する研究」『海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究—各国の海洋政策の調査研究報告書』、平成 18 年 3 月、3 頁。

中国の主な海洋基本政策は以下の通りである¹⁰。

(1)1996 年 5 月 中国海洋アジェンダ 21

中国は、1994 年 11 月 16 日に正式に発効された国連海洋法条約と 1992 年にリオ地球サミットで採択された持続可能な開発ための行動計画「アジェンダ 21」の精神に基づき、「中国アジェンダ 21—中国 21 世紀人口、環境と発展白書」（以下、中国アジェンダ 21）を制定し、今後の中国の発展に当たって実行すべき持続可能な発展戦略を確立した。中国アジェンダ 21 のなかで、「中国は大陸国であると同時に沿海大国でもあり、中国の社会と経済の発展はますます海洋に多く依存することになる」との認識を示し、「海洋資源の持続可能な開発と保護」を重要アクション分野の一つとして取り上げた。海洋分野における「中国アジェンダ 21」の精神の実行、海洋の持続可能な開発と利用を促進するため、1996 年 5 月、国家海洋局が「中国海洋アジェンダ 21」を制定した。「中国海洋アジェンダ 21」は海洋の持続可能な発展戦略・対策と主な行動分野に関して記述され、海洋及び各領域の持続可能な開発と利用、海洋の総合的管理、海洋環境の保護、海洋の防災と減災、国際的海洋事務、国民参加などを言及した。

「中国海洋アジェンダ 21」、全 11 章（第一章 戦略と対策、第二章 海洋産業の持続可能な発展、第三章 海洋と沿海地区の持続可能な発展、第四章 海島の持続可能な発展、第五章 海洋生物資源の保護と持続可能な利用、第六章 科学技術促進と海洋の持続可能な利用、第七章 沿海区域、管轄海域の総合的管理、第八章 海洋の環境保護、第九章 海洋の防災、減災、第十章 国際的海洋事務、第十一章 国民参加）から構成されている¹¹。

(2)1998 年 5 月 中国海洋事業の発展白書

1998 年は国連が定めた国際海洋年であることから、中国はこれを契機に自国の海洋事業の発展状況を説明するため、同年 5 月 25 日、国務院新聞弁公室より「中国海洋事業の発展」と題する白書を発表した。白書は中国がそれまでに海洋事業を発展してきた過程において、行ってきた基本政策と原則を全面的に述べた。白書は、中国が発展途中の沿海大国として、国民経済の持続的発展のために海洋の開発と保護を一つの長期的戦略任務としなければならない、そして、海洋資源の受容能力に基づく総合的な開発利用、

¹⁰ 本章（1）、（2）について主に、海洋政策研究財団『平成 17 年度 中国の海洋政策と法制に関する研究（海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究—各国の海洋政策の調査研究報告書）』、平成 18 年 3 月を参照した。

¹¹ 「中国海洋アジェンダ 21」各章の要約について、海洋政策研究財団『平成 17 年度 中国の海洋政策と法制に関する研究（海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究—各国の海洋政策の調査研究報告書）』、平成 18 年 3 月、20-26 頁を参照されたい。

海洋産業の協調的発展を促進することを強調した。白書を通して、中国は国内において海洋環境保護にかかわる機構や海洋環境保護に関する法制の構築、海洋資源と海洋環境に対する調査と探査の深化、海洋開発と保護にかかわる科学技術人材の育成、海洋環境保護事業と海洋科学技術教育事業における進展の獲得などについて紹介した。

全体的に白書は 6 つの領域から中国海洋事業の発展について記述している¹²。その 6 つの領域とは、海洋の持続可能な発展戦略、海洋資源の合理的な開発と利用、海洋環境の保護と保全、海洋の科学技術と教育の発展、海洋総合管理の実施、海洋事務の国際協力である。

(3)2013 年 4 月 国家海洋事業発展 12 次 5 ヶ年計画¹³

2013 年 4 月 11 日、国家海洋局より「国家海洋事業発展 12 次 5 ヶ年計画」が発表された。計画の期間は、12 次 5 ヶ年計画の実施期間に合わせ、2011 年から 2015 年までの 5 年間で、2020 年まで展望するとしている。

当計画では中国の海洋事業について、海洋資源、環境、生態、経済、権益及び安全等の分野における総合的管理及び公共サービス活動であると定義した。また、当計画の実施は中国海洋開発及び総合管理能力の向上、国家の「出てゆく」（中国語：走出去）戦略、「ゆとりのある社会」（中国語：小康社会）の実現において、重要な戦略的意義があるとされている。計画の中身について具体的に 18 章から構成されており、海洋資源管理、海洋再生エネルギー利用の加速、海島の保護と開発、海洋環境の保護、海洋経済発展、海洋安全の確保、海洋人材の育成等の分野にかかわる施策が制定されている。

(4)2016 年 3 月 中華人民共和国国民経済・社会発展の第 13 次 5 ヶ年計画綱要（2016 年～2020 年）

2016 年 3 月 16 に閉幕した第 12 期全国人民代表大会第 4 回会議は「中華人民共和国国民経済・社会発展の第 13 次 5 ヶ年計画綱要」（以下、13 次 5 ヶ年計画）を採択し、17 日にその全文が発表された。

13 次 5 ヶ年計画のなかで、海洋に関する部分は、「第 9 篇 地域の協調的な発展の推進」にある全体計画の「第 41 章 ブルーエコノミ空間の開拓と発展」で記述されている。第 41 章は、3 つの部分とコラム 15 から構成されている。詳細は以下の通りである。

¹² 白書「中国海洋事業の発展」の全文和訳は、『北京週報』No.24 号、1998 年、14-24 頁を参照されたい。

¹³ 「国家海洋事業発展 12 次 5 ヶ年計画」の全文和訳は、海洋政策研究財団『平成 25 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書（参考資料編）』平成 26 年 3 月、169-194 頁を参照されたい。

第四十一章 ブルーエコノミ空間の開拓と発展

陸海の統合を堅持し、海洋経済を発展し、海洋資源を科学的に開発し、海洋生態環境を保護し、海洋権益を維持保護し、海洋強国を建設する。

第一節 海洋経済の成長

海洋産業構造を最適化にし、遠洋漁業を発展させ、海水の淡水化応用の推進、海洋バイオ医学の支援、海洋装備製造産業の発展、海洋サービス業の発展を加速させる。海洋科学技術を発展させ、重点的に深海、グリーン、安全的な海洋ハイテク領域において成果を獲得する。全国海洋経済発展実験エリア・モデル区を建設する。

第二節 海洋資源環境保護の強化

海洋生態システムを基礎とする総合的管理の実施を深化させ、海洋主体機能区の建設を推進し、近岸海域の空間配置を最適化にする。近海での活動について、海岸埋め立て規模のコントロール、沿岸域の海岸の保護と修復、漁獲強度のコントロール、休漁制度を厳格的に実行する。海洋資源について、海洋資源の探査と開発活動を強化し、極地・遠洋における科学調査を深化し、陸由来する汚染物排出量のコントロール制度の実施を強調した。また、海洋生態レッドラインシステムの構築や、湿地の修復プロジェクトを通して生物種の保護を図る。自然災害について、気候変化に関する研究を強化し、海洋災害観測能力や、リスク評価や防災・減災能力、海上における突発事故への応急能力を高める。海洋における諸活動に対する監督監査制度を実施し、監督監査をノーマル化する。

第三節 海洋権益の維持

領土主権と海洋権益を有効的に維持・保護する。海上法執行機構の能力建設を強化し、海洋にかかわる問題の歴史と法理研究を深化させ、各手段を用いて国家の海洋権益を維持し発展させる。海上に発生する権利侵害行為に対して適切に対応し、中国の管轄海域における海上航行の自由と海上シーレーンの安全を維持・保護する。国際及び地域の海洋秩序の樹立と維持に積極的に参加し、周辺諸国との対話・協力体制の構築を完備し、海上における実務協力を推進する。海洋にかかわる事務の調整体制を完備し、海洋戦略のトップレベルの設計を強化し、海洋基本法を制定する。

コラム 15 海洋分野に関する重大プロジェクト

- (一) ブルー海湾の整備
- (二) 蛟龍探海
- (三) 雪龍探極
- (四) グローバル海洋立体観測ネット

3. 海洋政策推進体制

(1)2013 年 3 月まで

中国の海洋に係る行政機関は、2013 年 3 月の機構改革前までは、国家海洋局、公安部、農業部、交通運輸部、海関総署の 5 つがあった。この 5 つの行政機関は同時に海上法執行機関でもある。具体的に法を施行する機関は、国家海洋局の中国海監総隊（中国語通称：海監）、公安部の公安辺境海警総隊（中国語通称：海警）、農業部の中国漁政指揮センターと漁業局（中国語通称：漁政）、交通運輸部の中国海事局（中国語通称：海事）、海関総署の密輸取締警察隊（中国語通称：海関）である。

その他、2009 年 3 月に中国外交部では辺境と海洋事務司が設立された。同司は陸上、海上の国境に関する外交政策を策定し、海洋分野における対外活動を指導し、隣国との陸上国境の画定、境界画定作業、合同調査などの管理業務を担い、国境関連の対外業務および領土、地図、地名等に関する対外案件を処理し、海上国境の画定、共同開発などに関する外交交渉を担当している¹⁴。

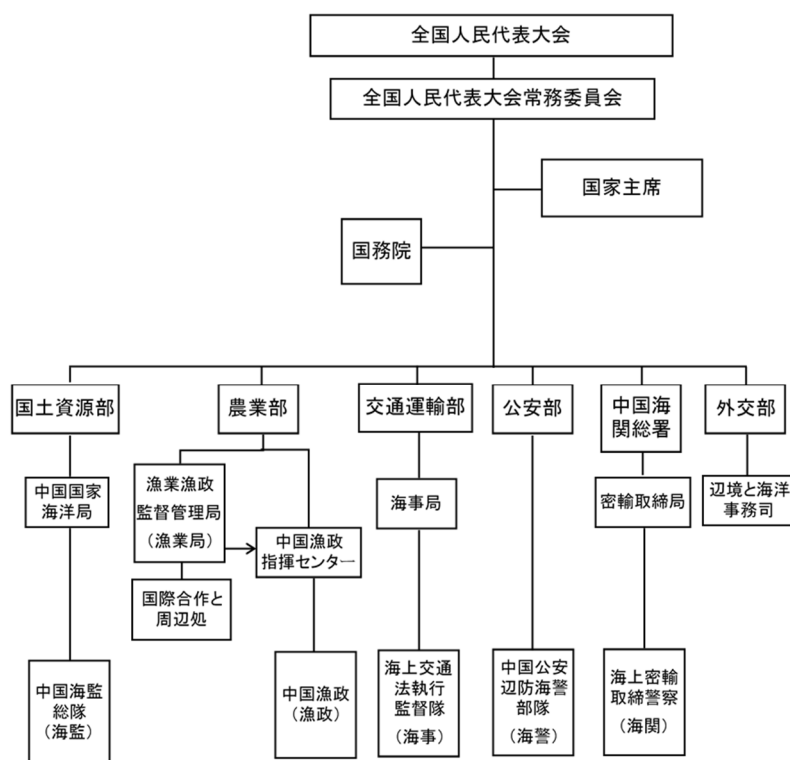


図 1：2013 年 3 月の機構改革（行政システム改革）までの
中国海洋政策機関・海上法執行機関の体制（著者作図）

¹⁴ 外交部・辺境と海洋事務司ウェブサイト

<http://www.fmprc.gov.cn/web/wjb_673085/zzjg_673183/bjhysws_674671/> [last accessed: 2016/12/20]

(2)2013 年 3 月以後

2013 年 3 月 14 日、第 12 期全国人民代表大会第 1 回全体会議において、「国务院機構改革及び機能転換方案」（行政システム改革）が承認され、公安部の公安辺境海警総隊、農業部の漁政と海監総署の密輸取締警察の組織と職責が国家海洋局に統合され、国家海洋局が「中国海警局」の名称で海上での「維権」活動と法執行活動を行うこととなった¹⁵。そして、海洋にかかわるハイレベルの政策調整機関として、国家海洋委員会を設置する計画が承認された。さらに、2013 年 6 月、国家海洋局の主な職責・機構・人員編成に関する国务院からの通知¹⁶が公布され、国家海洋局内に海警司が新設された。海警司は海警司令部と中国海警指揮センターによって構成され、海洋権益の維持と海上法執行に関する制度と措置の起案、法執行の規則と手順の起案、海警部隊による海上維権活動にかかわる統一指揮の調整、海警業務にかかわる計画の編成と実施、海警部隊の訓練等の業務を担当することとなっている。

新たに再編された国家海洋局は国家海洋委員会の業務を担当し、国土資源部の管理を受けることとなっている。また、国家海洋局が中国海警局として活動展開する場合、公安部の業務指導を受けることが規定されている。

4. 沿岸域総合管理

(1)2001 年 10 月 中華人民共和国海域使用管理法¹⁷

2001 年 10 月 27 日、第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 24 回会議において、「中華人民共和国海域使用管理法」（以下、海域使用管理法）を採択し、公布した。海域使用管理法は、8 章 54 条からなり、2002 年 1 月 1 日から施行された。当該法は、中国海洋機能区分制度、海域権利制度、海域有償使用制度等を作り上げ、海域使用管理体制を明確にし、本法に違反した場合に負うべき責任等について規定している。海域使用管理法制定の目的は、海域使用管理を強化し、中国の海域のすべての権利と海域使用権者の合法的権益を守り、海域の合理的な開発と持続可能な利用を促進することである。

¹⁵ 「新一輪国务院機構改革將啓動」『人民日報』、2013 年 3 月 11 日付。

『五龍治海』時代終結』『人民日報（海外版）』、2013 年 6 月 9 日付。

¹⁶ 「国家海洋局主要機能・内設機関・人員構成規定」の全文和訳は、『平成 25 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書（参考資料編）』平成 26 年 3 月、195-204 頁を参照されたい。

¹⁷ 「中華人民共和国海域使用管理法」の全文和訳は、シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所『平成 15 年度 各国の海洋政策の調査研究 報告書』平成 16 年 3 月、57-66 頁を参照されたい。

(2)2012 年 3 月 全国海洋機能区画 2011～2020¹⁸

2012 年 3 月 3 日、国務院より「全国海洋機能区画 2011-2020」が可決され、今後 10 年間に於ける中国の海洋空間の開発、コントロールおよび総合管理の基本方針と目標を定めた。同年 4 月 25 日に国家海洋局が当該区画を公布した。

区画は国家海洋局と沿海 11 の省、自治区、直轄市の人民政府とともに編成したものである。区画の範囲は中国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚およびその他の管轄海域までカバーしている。区画の期間は、2011 年から 2020 年までとしている。

区画は計画的な海域利用、集約的な海域利用、生態的な海域利用、法に基づく海域利用という 5 つの海域利用の指導思想を提出した。2020 年までに、海洋保護区の総面積を管轄海域面積の 5%以上に達し、海岸に近い海洋保護区の面積を 11%以上にし、海水養殖のための機能区面積は 260 万 ha 以上に確保し、自然海岸線の保有率を 35%以上、整備・修復済みの海岸線を 2000km 以上と完成させるといった数値目標を取り上げた。

また、区画において、海域の自然属性、科学的発展、漁業保護、環境保護、陸海統合、国家の安全という 6 つの原則を取り上げ、農業漁業、港湾運航業、工業と都市部の海洋利用、鉱物資源とエネルギー資源、観光レジャー、海洋保護、特殊利用、保留の 8 つの海洋機能区を区画した。また、渤海、黄海、東海、南海および台湾以東海域 5 つの海区の管理・コントロールに対する要求を確定し、これらの中国の管轄海域を 29 の重点海域に区分し、重点海域の主要機能と開発保護方向を制定した。

5. 領海の管理

(1)1958 年 9 月 領海に関する中華人民共和国政府の声明

1958 年 9 月 4 日、中国政府は「領海に関する声明」を発表した。声明は台湾問題に対処するためのものであったが、初めて領海の幅が 12 海里であることや、領海基線の画定方法について直線基線方式をとる原則など、領海の幅と領海基線、外国航空機と軍用船舶の通過に関する基本原則を公式に宣言した。

(2)1992 年 2 月 中華人民共和国領海及び接続水域法

1992 年 2 月 25 日、中国は「領海および接続水域法」を公布・施行した。本法は領海の範囲、領海外の接続水域の範囲を設定しているほか、領海内における天然資源に対す

¹⁸ 「全国海洋機能区画 2011～2020」の全文和訳は、海洋政策研究財団『平成 24 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書』平成 25 年 3 月、223-250 頁を参照されたい。

る所有権と排他的権利、海洋科学調査に対する排他的権利、航行管理権、司法管轄権などの領海の管理に関する権利と制度を規定している。また、直線基線を定める基点となる座標点を国連海事・海洋法部（Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea: DOALOS）に提出した¹⁹。

(3)2012 年 9 月 釣魚島及びその付属島嶼の領海基線に関する中華人民共和国の政府声明

2012 年 4 月からの当時の野田政権における尖閣諸島（中国名：釣魚島列島）の国有化に関する動きに対して、中国は、9 月 10 日に「釣魚島及びその付属島嶼の領海基線に関する中華人民共和国の政府声明」²⁰および「釣魚島は中国固有の領土である」と題する白書²¹を発表した。9 月 13 日、釣魚島及びその付属島嶼の領海基線を定める基点となる座標点を、図面と共に国連海事・海洋法部（DOALOS）に提出した²²。

(4)2015 年 8 月 全国海洋主体機能区計画²³

2015 年 8 月 20 日、国務院が中国の海洋国土空間計画といえる「全国海洋主体機能区計画」を公布した。海洋空間開発の構図を改善するため制定された。その中で、内水と領海、排他的経済水域と大陸棚、及びその他の管轄海域（香港、マカオ、台湾地区が含まない）が計画範囲と制定されている。これらの領域はそれぞれの特徴と資源環境、開発能力、発展潜在力にあわせ、合理的な海域主体機能区として定められている。海域主体機能区は内水、領海主体機能区と排他的経済水域主体機能区の 2 つの主体機能区に分けられている。

内水、領海主体機能区について、その面積は 38 万 km²と明記されており、内水・領海は海洋開発活動の核心エリアであり、陸・海統合的計画を堅持するうえで、人口・資源・環境の協調的發展を実現するためのカギとなる地域であると位置づけられている。

¹⁹ Deposit of lists of geographical coordinates as contained in the Declaration on the Baselines of the Territorial Sea of the People's Republic of China of 15 May 1996
<<http://www.un.org/depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/CHN.htm>> [last accessed: 2016/12/21]

²⁰ 「中華人民共和国政府關於釣魚島及其付属島嶼領海基線的声明」
<http://www.diaoyudao.org.cn/2014-12/11/content_34291865.htm> [last accessed: 2016/12/21]

²¹ 中華人民共和国国務院報道弁公室「釣魚島は中国固有の領土である」、2012 年 9 月。
<http://www.diaoyudao.org.cn/jp/content_34829710.htm> [last accessed: 2016/12/21]

²² Deposit of a chart and of a list of geographical coordinates as contained in the *Statement of the Government of the People's Republic of China on the Baselines of the Territorial Sea of Diaoyu Dao and its Affiliated Islands*
<<http://www.un.org/depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/CHN.htm>> [last accessed: 2016/12/21]

²³ 「全国海洋主体機能区計画 2011-2020」の全文和訳は、公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所『2015 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書（参考資料編）』2016 年 3 月、79-89 頁を参照されたい。

6. 排他的経済水域等の管理

(1)1998 年 6 月 排他的経済水域および大陸棚法

1998 年 6 月 26 日、中華人民共和国の排他的経済水域と大陸棚に対する主権的権利と管轄権の行使を保障し、国家の海洋権益を守るため、全国人民代表大会常務委員会にて、「排他的経済水域及び大陸棚法」が採択・施行された。全 16 条から構成されている。本法の排他的経済水域の部分では、排他的経済水域の範囲(領海基線から 200 海里まで)が定めているほか、隣国と排他的経済水域が重なる場合の区分原則、排他的経済水域における中国の権利を規定している。大陸棚の部分では、大陸棚の範囲を画定する基準を自然延長の原則をとると明記している。大陸棚の範囲は、陸地領土の自然延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでの海面下の区域の海底及び底土であり、領海基線から 200 海里的距離まで伸びていない場合、200 海里までを大陸棚とすることが規定されている。この場合は、200 海里的補助的基準が適用される。そのほか、隣国と大陸棚が重なる場合の区分原則、大陸棚に対する中国の権利を規定している。

(2)2012 年 3 月 全国海洋機能区画 2011-2020

前述「全国海洋機能区画」(8.4 の (2))において、中国の管轄海域を渤海、黄海、東海、南海と台湾以東海域の 5 つの海区として区分された。その中、東海海区において、排他的経済水域の管理にかかわる海域の区画が制定されている。東海海区に区分される東海大陸棚海域の範囲は、上海、浙江省、福建より以東の排他的経済水域と大陸棚海域が含まれている。この海域は中国における重要な海洋鉱物生産及びエネルギー利用と海洋漁業資源利用区域として位置づけられている²⁴。

(3)2015 年 8 月 全国海洋主体機能区計画

前述「全国海洋主体機能区計画」(8.5 の (4))において、内水、領海主体機能区の他、排他的経済水域、大陸棚及びその他の管轄海域の主体機能区も制定されている。排他的経済水域、大陸棚及びその他管轄海域は、重点開発区域と制限開発区域に区分されている。重点開発区域の範囲は資源調査開発区、重点遠隔島・礁およびその周辺海域と制定され、制限開発区域は重点開発区域を除くその他の海域であると制定されている。

²⁴ 「全国海洋機能区画 2011~2020」の全文和訳は、海洋政策研究財団『平成 24 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書』平成 25 年 3 月、239 頁。

7. 重要施策

(1) 離島政策

① 2009 年 12 月 中華人民共和国海島保護法²⁵

2009 年 12 月 26 日、第 11 次全国人民代表大会常務委員会第 12 回会議で「海島保護法」が採択され、2010 年 3 月 1 日に施行された。1990 年代以後、中国の島とその周辺海域の生態系が著しく破壊され、島の数が減り続け、資源が危機にさらされていた。島の生態を一層保護し、生態の破壊を防ぐため、海島保護法が制定された。当法のなか、住民のいる島の生態系保護、住民のいない島の保護および特殊用途の島の保護にかかわる開発利用と保護に関する規定が制定されている。

② 2012 年 6 月 全国海島保護計画 2011～2020²⁶

2012 年 6 月 19 日、国家海洋局は国务院の承認を経て中国初の「全国海島保護計画」を公布・施行した。同計画は 2011 年から 2020 年までを計画期間とし、2030 年までのビジョンを提示するとしている。同計画は海の島嶼に関する中国初の計画であり、島嶼経済の発展、島嶼発展に関する新モデルの形成に重要な意義をもつ。

2020 年までの目標として、生態保護の大幅な強化、開発秩序の規範化、住居環境の大幅な改善、特殊用途島嶼の保護の強化が挙げられている。

重点事業として、島嶼資源・生態の調査および評価、島嶼の特殊な生態系と生物多様性の保護、領海の基点となる島嶼の保護、生態の回復、淡水資源の保護と利用、再生可能エネルギーの開発、離島の開発と利用、災害対策、島名標識の設置、島嶼監視・観測システムの整備が挙げられている。また、目標数値の設定に関して、自然保護区 10 箇所と海洋特別保護区 30 箇所を新設すること、10%の島嶼に対して厳格な保護を行うこと、生態環境の損害があった典型的な島嶼を 10 から 20 箇所を選定し、生態回復の試行事業を行うことなどが挙げられている。

③ 2016 年 12 月 全国海島保護事業 13 次 5 ヶ年計画

2016 年 12 月 28 日に、国家海洋局より沿海における各省、自治区、直轄市及び計画単列市の海洋庁（局）、局レベルの各部門宛てに、「全国海島保護事業 13 次 5 ヶ年計画」（以下計画）

²⁵ 「中華人民共和国海島保護法」の全文和訳は、海洋政策研究財団『平成 21 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書』平成 22 年 3 月、260-271 頁を参照されたい。

²⁶ 「全国海島保護計画 2011～2020」の全文和訳について、海洋政策研究財団『平成 24 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書』平成 25 年 3 月、251-276 頁を参照されたい。

が印刷・配布された²⁷。当計画は、13次5ヵ年計画の期間中に、海島の保護と管理業務に対する要求、それにかかわる重要任務、重大プロジェクトと保障措置を提示した。計画の期間は2016年から2020年までとしている。

国家海洋局の説明によると、中国の海島保護と管理には、全面的深化する改革と生態文明建設、海島生態安全、権益の安全と海島による経済社会発展への役割の向上などの新態勢に直面している²⁸。このような新態勢のもと、当計画の編成には2つの重要意義がもつ²⁹。1つは、国家重大戦略からの要求を実行ことである。その背景とは、2015年以来、中国では「生態文明建設の加速に関する意見」、「生態文明体制改革に関する全体方案」が発表され、海島の生態文明と海島の保護に対する要求が明確的に提示されたことや、21世紀海上シルクロードの建設は海島に関わる事業のグローバル海洋ガバナンスへの参加に新たなチャンネルを提供していることや、そして、供給側の構造的改革は海島生態観光、生態漁業、海島開発開放に新たな需要の提示があったからである。大衆による生態産物に対する需要の増加から見れば、海島の保護が全社会の共通認識となっている。これらの新しい需要に対応するため、行動目標と政策措置の提出が必要となってきた。

もう1つの意義としては、「全国海島保護計画2011-2020」の要求を実行することである。「全国海島保護計画2011-2020」の実施において、基礎データの不足、島管理能力の不足、住居環境の改善などの問題が突出しているため、計画はこれらの問題を分析し、13次5ヵ年の期間中に「全国海島保護計画2011-2020」のなかで定めている目標の実現を目指し、海島の保護と管理の方案を作成しなければならない。

計画では、海島生態保護、海島開発利用、権益島嶼の管理とコントロール、総合的管理能力の4部分に関する具体目標を提示し、10以上の数値指標を示した。具体的に掲げられた目標としては、13次5ヵ年計画の終了年度までに、沿海各地海島の自然海岸線の保有率が海洋生態レッドライン制度の基準に合致すること、住民のいる島でのゴミ・汚水処置率は80%以下にしないこと、新設する住民のいない島のゴミ・汚水処理率を100%にすること、海島の10%を海島保護名録に収録すること、100の美しい島を作り出すこと、200の海島の生態調査を完了すること、121箇所の海島監視・観測ステーションを建造すること、海島の巡視率を80%に達すること、51領海基点に関する保護範囲の選定を完了することなどが挙げられている。

²⁷ 「全国海島保護事業13次5ヵ年計画」の全文は、中国国家海洋局ウェブサイト
<http://www.soa.gov.cn/zwgk/zcgh/fzdy/201701/t20170120_54616.html> [last accessed: 2017/1/23]を参照されたい。

²⁸ 「海洋局副局長解説『全国海島保護工作十三五計画』」
<http://www.gov.cn/zhengce/2017-01/23/content_5162497.htm> [last accessed: 2017/1/23]

²⁹ 同上。

計画の構成は以下の通りである。

前書き

一 現状と態勢

- (一) 12次5ヵ年計画期間中の海島保護と管理事業の進展
- (二) 存在する問題
- (三) 臨む態勢

二 全体に対する要求

- (一) 指導思想
- (二) 基本原則
- (三) 計画目標
- (四) 全体配置

三 主要任務

- (一) 海島生態システムの保護
 - 1 海島生態空間保護の強化
 - 2 海島生物多様性の保護
 - 3 海島生態系の修復
 - 4 コミュニティーの共同建設と共有の推進
- (二) 海島自然資源の合理的利用
 - 1 人の住居がない海島の開発利用管理の推進
 - 2 海島地域の経済社会発展の推進
 - 3 住居および観光に適する海島の展開
- (三) 領海基点が所在海島の厳格的保護
- (四) 国際協力と交流の展開
 - 1 国際協力と交流分野の展開
 - 2 国内協力のプラットフォームの拡大と増強
 - 3 グローバルにおける海島の持続可能な発展の促進
- (五) 業務システムの完備
 - 1 監視観測の展開
 - 2 統計調査の実施
 - 3 科学技術による基準サポートの強化
 - 4 法執行の強化

四 重大プロジェクト

- (一) 生態島礁プロジェクト
- (二) 海島監視観測システム構築プロジェクト

(三) 海島生態系基礎調査と生物種の記録実験エリアプロジェクト

(四) 歴史由来する島の調査と管理プロジェクト

五 保障措置

(一) 組織指導の強化

(二) 多元的投入の増強

(三) 人材育成の強化

(四) 軍民融合の深化

(五) 宣伝教育の推進

(2) 極地政策

現在、中国には単独な極地（南極、北極）政策がないが、以下の通り、関連政策のなかで、極地政策にかかわる具体的な施策に関する制定がある。

①2011年8月 国家「12次5ヵ年計画」海洋科学と技術発展計画要綱

2011年8月、国家海洋局、科学技術部、教育部と国家自然科学基金委員会が「国家『第12次5ヵ年計画』海洋科学と技術発展計画要綱」を公布した。「第4章 重要プロジェクトと重要特定事業の実施」、「第2節 南北極の環境の総合調査」が盛り込まれ、南極周辺の重点海域、南極大陸及び北極海域と黄河ステーションを含む北極の重点エリアの環境総合調査と評価を組織的に実施すること、南北極の環境変化の傾向及びグローバル気候変動に対する影響を掌握し、極地のグローバルの気候環境変動における作用を揭示し、気候変動に対応する能力を高めることとしている。合わせて、極地調査プラットフォームの建設を整備することとしている。

②2013年4月 国家海洋事業発展12次5ヵ年計画

2013年4月11日、国家海洋局が公布した「国家海洋事業発展12次5ヵ年計画」の「第13章 国際海域資源調査と極地探査」の「第2節 極地の科学探査を深化させる」の中で、南極大陸及び周辺重点海域と北極海域環境の総合的調査を実施することとし、氷床、海洋、大気、地質と地球物理、天文等の分野における科学研究を重点的に展開することとし、生物資源の調査、微生物遺伝子資源の採集と応用評価、北極航路の利用についての調査研究と国際協力への積極的参加を強化することとし、極地探測システムの完備、極地探査の常態化を実現することが盛り込まれた。合わせて、南極保護区の建設と管理を有効的に展開することとしている。また、「第3節 国際海域調査と極地探査能力の建設を加速させる」中で、南極における新しい調査ステーションの建設を計画し、陸地における運輸装備のレベルを高め、極地調査のための砕氷船の建造プロジェクトを実施することとしている。実験分析、データ処理、データの共有と極地情報の国際的交

流を強化することとしている。

③2016 年 3 月 中華人民共和国国民経済・社会発展の第 13 次 5 ヶ年計画綱要 (2016 年～2020 年)

2016 年 3 月 16 日、閉幕した第 12 期全国人民代表大会第 4 回会議で採択された「13・5 計画」(2016 年～2020 年)の「第 9 篇 地域の協調的な発展の推進」に位置する「第 41 章 ブルーエコノミ空間の開拓と発展」にある 15 番目のコラム「海洋関連重要プロジェクト」の中で、北極における新たな共同観測ステーションの建設と、南極における新たな調査ステーションを建設すること、先進的な砕氷船の建造と、南極における飛行能力のレベルアップを図ること、極地における陸海空一体型観測プラットフォームの構築に着手し始めること、合わせて、探測技術と設備の研究開発、極地の環境と資源に関する潜在的な情報と業務への応用のためのサービスプラットフォームの構築が盛り込まれている。

(3)安全保障分野の動き

①2015 年 7 月 (新) 中華人民共和国国家安全法³⁰

「中華人民共和国国家安全法」(1993)は、2014 年 11 月 1 日をもって廃止された。2015 年 7 月 1 日、第 12 次全国人民代表大会常務委員会第 15 回会議において、新「国家安全法」が採択・施行された。新法は中国の国家安全保障が直面する新情勢と新任務に対応し、各分野における国家安全を全面的に保護するため制定され、領土主権、海洋権益の防衛を加え、宇宙空間、国際海底、極地といった新領域の平和的探索と利用を安全保障上の任務と国家安全維持の範疇に盛り込み、これらの新領域における活動、資産と利益の安全確保に、法的な根拠を与えた。

②南シナ海紛争に関する出来事

2016 年 7 月 12 日、オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所よりフィリピンが提訴した南シナ海に関する案件³¹について裁定が下された。これに対し、中国外交部は同日に「フィリピン共和国の申し立てにより設けられた南海仲裁裁判所の裁決に関する中華人民共和国外交部声明」を発表し、翌日 13 日、国務院が「南海における領土主権と海洋権益に関する中華人民共和国政府声明」と「中国は南中国海における中国とフィリピンの紛

³⁰ 新「国家安全法」における海洋分野に係る内容の記述について、公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所『2015 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書』2016 年 3 月、57-58 頁を参照されたい。

³¹ 2013 年 1 月 22 日、フィリピンは中国に対し、南シナ海におけるフィリピンと中国との間の紛争を、国連海洋法条約付属書Ⅶに基づき仲裁手続に付託する旨を通告し、仲裁手続を開始した。

争に関して話し合いによる解決を堅持する」と題する白書を発表した³²。この 3 つの文書より、中国は仲裁裁判の「判断が無効で、拘束力はない。中国は受入れない」とする中国の裁決に対するスタンスを再び表明した。

(4)2016 年 2 月 深海海底区域資源探査開発法³³

2016 年 2 月 26 日、全国人民代表大会常務委員会が「深海海底区域資源探査開発法」を公布した。中国では始めて、国家の管轄範囲に属さない深海海底区域の資源探査、開発活動及び環境保護等についての法律が制定された。

(5)2016 年 12 月 全国科学技術興海計画 2016～2020

2016 年 12 月 13 日に北京で開催された全国海洋科学技術革新大会において、国家海洋局と科学技術部が「全国科学技術興海計画 2016～2020」を発表・配布した。同計画において、中国は 2020 年までに革新駆動型発展に有利な科学技術海洋振興の長期的・効果的メカニズムを形成し、チェーン型、相互補完、共同革新、集約・転化の海洋科学技術成果の移転・転化体制を構築すると書かれている。また、具体的な目標設定について、海洋科学技術成果の転化率を 2020 年までに 55%以上とし、海洋科学技術進歩の海洋経済成長への寄与度は 60%に達すること、海洋科学技術の発明特許保有件数の年平均成長率は 20%に、海洋ハイエンド設備の自給率は 50%に達すること、10 箇所以上の高い影響力を持つ科学技術海洋振興モデル拠点とハイテク産業拠点を新設し、沿岸部を網羅する科学技術海洋振興ネットワークの構築等が言及された。

(6)2016 年 12 月 海洋再生可能エネルギー発展の第 13 次 5 ヶ年計画

2016 年 12 月 30 日、国家海洋局が沿海各省、自治区、直轄市および計画単列市の海洋庁（局）宛てに「海洋再生可能エネルギー発展の第 13 次 5 ヶ年計画」を印刷・配布した。同計画によると、第 13 次 5 ヶ年計画の期間中（2016 年～2020 年）、海洋再生可能エネルギー設備技術の成熟度の大幅な向上を主軸とし、海洋再生可能エネルギーのプロジェクト応用の推進に力を入れ、海洋再生可能エネルギー設備の「発電可能」から「安定した発電」への変化実現を目指している。同計画の海洋再生可能エネルギーとは、潮汐、潮流、波、温度差、塩分濃度差が生むエネルギー、バイオマスエネルギー、島の再生可能エネルギーなどを指す。同計画では、中国の海洋再生可能エネルギー重要技術設

³² 「フィリピン共和国の申し立てにより設けられた南海仲裁裁判所の裁決に関する中華人民共和国外交部声明」、「南海における領土主権と海洋権益に関する中華人民共和国政府声明」、白書「中国は南中国海における中国とフィリピンの紛争の話し合いによる解決を堅持する」の全文を、本報告書の参考資料編を参照されたい。

³³ 「深海海底区域資源探査開発法」の全文翻訳は、本報告書の参考資料編を参照されたい。

備は、2020年に安定発電を実現し、産業チェーンをほぼ形成する。海洋エネルギーの開発・利用水準が世界トップクラスに達するといった目標が制定されている。

「海洋再生可能エネルギー発展の第13次5ヵ年計画」の主な構成は以下の通りである。

一 発展現状と情勢の要求

- (一) 発展基礎
- (二) 情勢と需要

二 指導思想と主要目標

- (一) 指導思想
- (二) 基本原則
- (三) 主要目標
- (四) 発展のレイアウト

三 重点任务

(一) 海洋エネルギーエンジニアリングアプリケーションの推進

- 1 装備商品化の推進
- 2 エンジニアリングモデル規模の拡大
- 3 アプリケーション領域の拡大

(二) 海島再生可能エネルギーの積極的利用

- 1 海島生成可能エネルギー評価の展開
- 2 海島環境に適合する技術と装備の発展
- 3 海島再生可能エネルギー間の相互補完モデルの展開

(三) 海洋エネルギー科学技術イノベーション発展の実施

- 1 基礎研究の強化
- 2 重要技術イノベーションの推進
- 3 技術イノベーションシステムの構築

(四) 海洋エネルギー発展の基礎の強化

- 1 南海および海島区域の資源評価の展開
- 2 公共サービスフォーム建設の加速
- 3 標準システム建設の強化

(五) 海洋エネルギー協力発展の強化

- 1 国際協力への積極的参加
- 2 国際イノベーションリソースの継続的導入
- 3 「一帯一路」建設へのサポート

四 計画の実施に対する保障の強化

(一) 計画のマネジメントと実施の強化

- (二) 多元化の導入システム構築の探索
- (三) 良好な産業発展環境の構築
- (四) 専門人材育成の加速

(7)海上シルクロード政策の推進

①2015 年 3 月 シルクロード経済ベルトと 21 世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動³⁴

2015 年 3 月 28 日、国务院の指示より、国家開発改革委員会、外交部と商務部は、「シルクロード経済ベルトと 21 世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動」（以下、「一带一路ビジョンと行動」）を発表した。「一带一路ビジョンと行動」は 8 章（時代背景、共同建設原則、枠組み構想、協力の重点、協力メカニズム、中国各地方の開発態勢、中国の積極的行動、明るい未来の共同創出）から構成されている。

「一带一路ビジョンと行動」は、陸上で新しいユーラシアランドブリッジ、つまり中国・モンゴル・ロシア、中国・中央アジア・西アジア、中国・インドシナ半島の国際経済協力回廊を共同で構築し、海上で円滑かつ安全で高効率の輸送ルートづくりを目標し、海上経済回廊を共同で構築することを提示している。中国はこの枠組みの下で、沿線諸国との協力の強化、インフラ設備の相互連結、エネルギー・資源、貿易・投資、産業、金融、人的文化交流、生態環境保護、海上協力において、重大プロジェクトの建設に力を入れ、一带一路沿線各国に利益をもらしていくことを提唱している。

②2016 年 3 月 中華人民共和国国民経済・社会発展の第 13 次 5 ヶ年計画綱要（2016 年～2020 年）

2016 年 3 月に採択された第 13 次 5 ヶ年計画の「第 11 篇 全方位の開放新局面の構築」に位置する全体計画の「第 51 章 『一带一路』建設の推進」では、「一带一路」政策推進にかかわる協力システム、経済回廊の建設、人文交流の展開における促進すべき政策を制定した。21 世紀海上シルクロードの建設について、戦略拠点建設の積極な推進、沿線重要港湾の建設と運営、港産業界の共同建設を進めること、そして、道路・鉄道・水上運輸の連携、国際物流大通路の構築、重要ルート・港湾におけるインフラ建設の推進を強調する政策が打ち出された。

³⁴ 「シルクロード経済ベルトと 21 世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動」全文和訳について、中華人民共和国駐日大使館ウェブサイト

<<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t1250235.htm>> [last access: 2017/03/15]を参照されたい。

第9章 韓国

東、西、南の三面が海に接する韓国の海岸線の長さは 13,509km である。領海面積は 86,891 km²で、EEZ の 17%、国土面積の 87%を占める。西海岸は潮の干満の差が大きいため干潟が広い。リアス式海岸の南海岸では豊富な沿岸資源が分布する。岩盤海岸の東海岸は海岸線が単調である。全国民の 26.9%が沿岸で居住し、人口密度は 417 名/km²で、全国平均(498 名/km²)よりやや低い¹⁾。

韓国の海洋政策は最上位関連法である海洋基本法の下で策定された海洋水産発展基本計画を最上位計画とする。同計画の下で、各分野の長期計画と中期計画、そして年度別の施行計画に基づき実施されている。

5 年任期の大統領制国家であるがゆえに、政権交代による政府組織の改編が多く行われ、海洋関連組織はこの 10 年間、海洋水産部から国土海洋部と農林水産食品部への分化、そして海洋水産部の復活という、大きな変化があった。しかしながら、グローバル化した国際海洋秩序および持続可能な沿岸管理のための施策は継続され、各部門別に中長期計画の策定と施行が行われている。また、近年では北極政策の策定と推進における顕著な動きが見られる。

1. 海洋基本法令

(1)海洋水産発展基本法

韓国の海洋政策は2002年に制定された海洋水産発展基本法に基づいて行われる。同法は第1条で定めているように、海洋および海洋資源の合理的な管理・保全および開発・利用と海洋産業の育成のために必要な政府の基本政策と方向を定めることを目的とする。海洋水産に関する他の法律を制定、または改定する際には、同法の目的と基本理念に従うことが規定されている(第4条)。また同法の 第6条は、上記の目的を効率的に達成するため、海洋および海洋資源の合理的な管理・保全、開発・利用および海洋産業の育成に関する中長期的な政策目標と方向を設定し、大統領令の規定により10年ごとに海洋水産発展基本計画を策定し、施行することを明記している。

2. 海洋基本政策

(1)第二次海洋水産発展基本計画(OCEAN KOREA 21²⁾)

①法的地位と背景

¹⁾ 韓国海洋水産部『第二次沿岸統合管理計画』2011 年、31-33 頁。

²⁾ 同計画の全訳については、以下を参照のこと。『平成 24 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』(平成 25 年) 307-450 頁。

海洋水産発展基本法第6条に定めた、10年ごとの政策方針と目標を策定する中長期計画であり、二期目にあたる現在の計画は通称「OCEAN KOREA 21」と呼ばれる。

韓国の領海および管轄海域、そしてグローバルな海洋開発の先端として、必要によっては沿岸地域までを計画の対象範囲にする。

同計画は計画策定に関連するすべての政府組織³が参画し、海洋水産発展委員会と国務会議の審議を経て策定した海洋資産分野における国家総合計画であり、10年の施行期間中に海洋関連の他国家計画との連携と効果的な推進を目指す政策計画である。また毎年海洋水産発展委員会は海洋水産発展施行計画を策定し、その施行成果を一年ごとに分析・評価する。

海洋水産発展基本計画は海洋水産分野の最上位総合計画として2000年、第一次海洋水産発展基本計画を策定し推進した。2000年から2010年の施行期間とした第一次計画は、海洋科学技術の開発、海洋環境および沿岸管理、海洋文化および海洋観光の振興、水産業の育成と漁業資源の管理、海運物流の促進と港湾建設、海上安全、海洋外交等を包括した、海洋の合理的な開発・利用・保全に関する国家基本指針として活用された。

二期目である第二次計画の施行期間は2011年から2020年までであり、2008年の政府組織改編により従来の「総合海洋行政体制」が海洋と国土を統合管理する「統合国土管理体制」へ再編されたことによる政策的な需要に対応する必要性が浮上した。また、国連海洋法条約の発効以降、「海洋の自由利用時代」から「海洋分割管理時代」への転換が行われる中、国家間の海洋境界の画定問題、資源管轄権の確保問題が重視されるようになった。

②主な政策目標と戦略

2020年までの海洋韓国のビジョンとして、第二次計画は「世界を主導する先進海洋強国の実現」を掲げている。そのために、①持続可能な海洋環境の管理と保全、②新海洋産業の育成と伝統的な海洋産業の高度化、③新海洋秩序の能動的な対応できる海洋領域の拡大を三大目標と定めた。目標達成のための推進戦略としては、①健康で安全な海洋の利用と管理の実現、②新成長動力の創出のための海洋科学技術の開発、③未来型の高品格海洋文化観光の育成、④東アジア経済の台頭により海運・港湾産業の先進化、⑤海洋管轄権の強化とグローバル海洋領土の確保を提示している。具体的な推進計画として、海洋水産発展のための26個の重点課題、222個の実践課題を定めている。

³ 参画組織は企画財政部、教育科学技術部、外交通商部、統一部、国防部、行政安全部、文化体育観光部、農林水産食品部、知識経済部、環境部、雇用労働部、国土海洋部、気象庁、海洋警察庁。組織名は計画策定時であった2010年12月のものであり、その後一部変更があった。とりわけ、海洋水産業務を担当してきた農林水産食品部と国土海洋部は、2013年の政府組織改編により海洋水産部として統合された。

3. 海洋政策推進体制

(1) 海洋水産発展委員会

任期 5 年の大統領が描く国家運営構想により、韓国の政府組織は変動が多く、李明博大統領の政権政府組織改編により 2008 年から 2013 年の間、海洋水産業業務は農林水産食品部と国土海洋部へ分割されていた。そして朴槿恵政権は海洋水産部を復活させている。

とりわけ、海洋水産発展基本計画および重要海洋政策等の審議機構である海洋水産発展委員会は、海洋水産部の復活にともない海洋水産分野政策の総括・調整機能を強化するための改定を行なった。海洋水産基本法の一部改正(2014 年)により、同委員会の委員長を海洋水産部長官から国務総理へ格上げし、委員は次官級から長官級公務員へ変えた(海洋水産基本法第 7 条、8 条)。また同委員会の審議事項として、従来には除外されていた水産分野関連事項を追加した(海洋水産基本法第 9 条)。

4. 沿岸域総合管理

(1) 沿岸管理法

1999 年に制定された沿岸管理法は、沿岸の効率的な保全と利用および開発に必要な事項を規定することで、沿岸環境を保全し、沿岸の持続可能な開発を図ることで、沿岸を快適で豊かな生活空間として醸成することを目的とする。同法は第 3 条において沿岸管理が以下の基本理念に基づいて保全・利用および開発されるべきであると定めている。

1. 公共の利益に相応し生態的・文化的・経済的価値が調和し共存できるように、総合的で未来志向の観点に立つ保全・利用、および開発すること
2. 沿岸の利用および開発は沿岸環境の保全と調和・均衡を図ること
3. 国民の沿岸環境の保全・管理に対する政策参加と健全な利用機会を拡大すること
4. 気候変化による津波、浸食等に対応し、海岸を効率的に管理すること
5. 沿岸総合管理を実現するために南北韓国協力および国際協力を増進すること

また、沿岸の総合管理のために海洋資産部長官を中央沿岸管理審議会の審議を経て 10 年ごとに沿岸統合管理計画を策定することを規定している(第 6 条)。各地方自治体は管轄沿岸の効率的な保全・利用および開発のために必要な地域に対して、沿岸総合管理計画の範囲における沿岸管理地域計画を策定することが可能である(第 9 条)。また海洋資産部長官は、地域計画の体系的な策定と管理のために必要な指針を策定し、各地方自治体の長に通知することができる。

他にも同法は沿岸用途海域の指定と管理(第 3 章)、沿岸整備事業(第 4 章)、沿岸管理審議会(第 5 章)、沿岸の効率的な管理(第 6 章)に関する規定を含めている。

(2)第二次沿岸統合管理計画(2011～2021)

①背景と目的

前節で述べたように、沿岸管理法第6条は10年ごとの沿岸統合管理計画の策定を規定している。2000年に第一次沿岸統合管理計画が策定され、現在は2011年から2021年を施行期間とする第二次沿岸統合管理計画が実施されている。第二次計画は、第一次計画の懸案事項であった「環境保全と開発との調和と均衡」に加えて、「気候変化と災害対応」を包括する管理計画を図った。そのために沿岸海域を4つの用途に区分・管理する沿岸用途海域制、海岸の計画的管理のための自然海岸管理目標制と基本政策等を提示した。また沿岸管理の状況変化を反映して、5年ごとに妥当性を検討し統合計画を修正するように定めた。

第二次沿岸統合管理計画は、「訪ねたいエコー(ECHO)沿岸、共存と協力の海洋領土」をビジョンとして定め、創造のための基本目標を4つに設定している。具体的な目標として、①計画的管理により調和をなす「統合沿岸」(Integrated Coast)、②生態系の価値を維持し高める「生命沿岸」(Eco-based Coast)、③快適で安全に暮らしたい「定住沿岸」(Attractive Coast)、④参加と責任により共に培う「協力沿岸」(Co-managed Coast)を掲げている。その指針のために、①新沿岸管理制度の適用、②生態系の健康性および沿岸景観の増進、③気候変化および災害対応に対する強化、④沿岸ガバナンスの構築を推進戦略として設定した。

②推進体系

同計画は、計画の実効性確保のために沿岸区分および沿岸管理地域計画の策定・施行することにした。とりわけ、第一次統合計画の「圏域」の限界であった、執行体系の一致性が不十分であることと執行力の限界を克服することができるよう、行政区域を中心に区分した。具体的には海洋の自然環境および海洋経済の特性、沿岸陸地部の社会経済的類似性を考慮して部分調整し、地域区分の名称を「圏域」から「沿岸」に変更した。

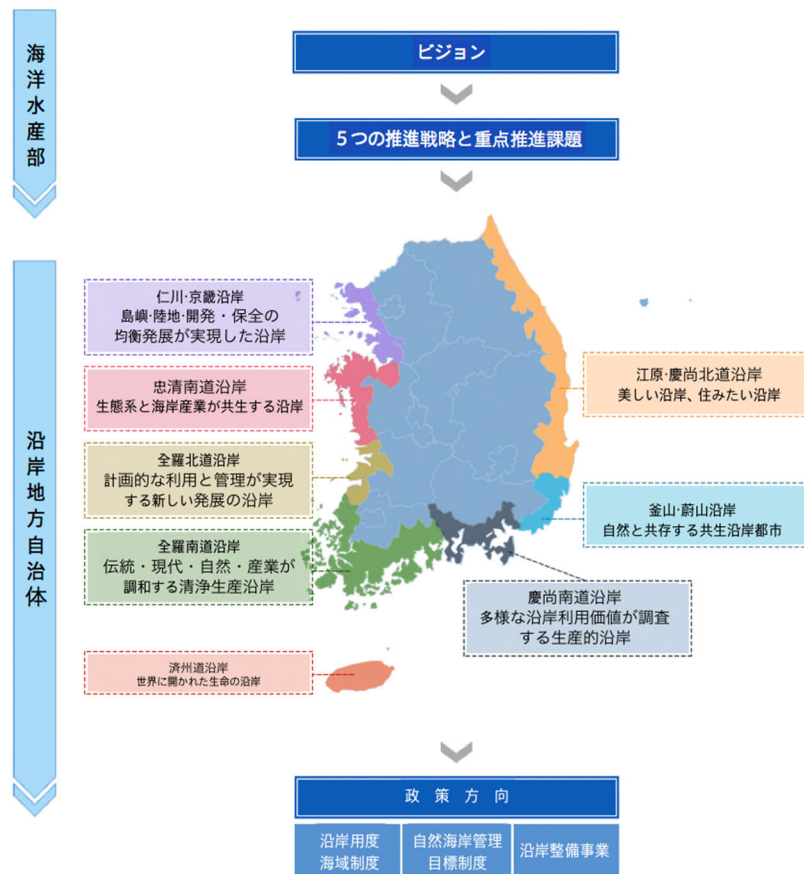


図 1：沿岸統合管理計画の推進体系⁴

また、沿岸統合管理推進戦略および重点推進課題を沿岸別の空間に反映した。これにより、国の沿岸統合管理の基調と方向を沿岸別に自然環境特性、社会経済現況、未来の沿岸の需要を考慮して沿岸管理の空間に適用することが可能になった。

第一次統合計画では政策方向と事業の施行目標年度を提示せず、履行評価の基準が不在であったため、実効性の確保に限界があった。そのため 第 2 次統合計画では、重点推進課題および沿岸別推進事項の施行時期(目標年度)を設定し、目標年度は、今後の沿岸統合管理計画の周期的点検と履行評価に活用するようにした。

また、重点推進課題および推進事項の主管機関(部処および地方自治体)を指定することで、責任管理を実現するように試みた。

⁴ 韓国国土海洋部（現・海洋水産部）「第二次沿岸統合管理計画（2011～2021）」2011 年、53 頁。

5. 領海の管理

(1) 領海および接続水域法

韓国は 1978 年、領海法を制定し、韓国の領海を基線から 12 海里までと定めた。1996 年、同法は領海および接続水域法に改訂され、基線の外側 24 海里までの水域のうち韓国の領海を除外した水域と定めた。ただし、大統領令が定める場合、一定水域においては基線から 24 海里以内において接続水域の範囲を別途規定することができる。

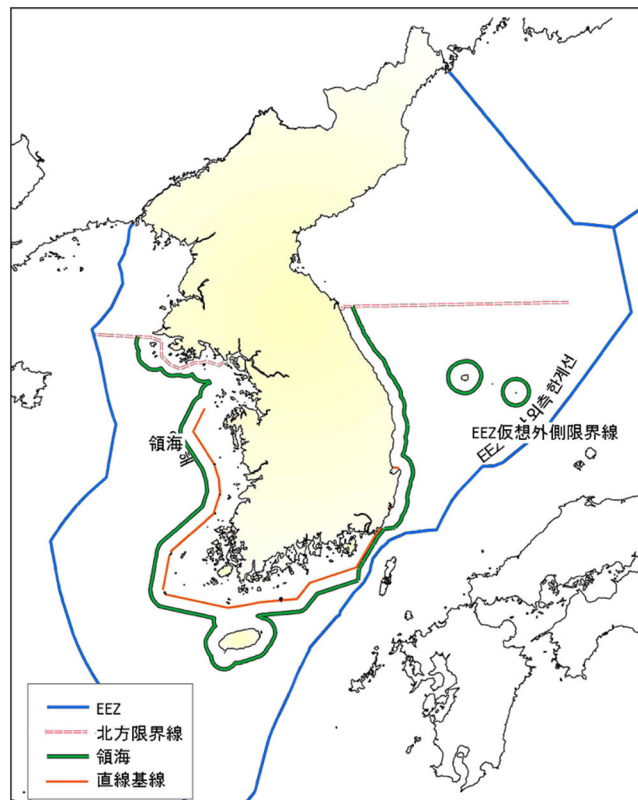


図 2 : 「韓国の第二次沿岸総合管理計画」で紹介されている韓国管轄海域の範囲

6. 排他的経済水域等の管理

(1) 排他的経済水域法

韓国は 1996 年、国連海洋法条約を批准した。これに伴い同条約が認めている排他的経済水域の範囲を設定し、排他的経済水域の中で韓国の主権的権利と管轄権、および外国人に許可する海洋利用の自由を定めるために排他的経済水域法を制定した。

主な内容としては、韓国の排他的経済水域の範囲を領海基線から 200 海里までの水域のうち領海を除外した水域とした。ただし韓国と隣接する、または対抗する国家との排他的経済水域に関する境界は、国際法に基づいた関係国との合意により画定することとした。

(2)排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律

同法は国連海洋法条約の発効に伴う国際海洋秩序と韓国周辺水域の漁業環境変化に効率的に対応し、韓国の排他的経済水域における漁業資源の保存・管理のために、外国人による漁業活動を規制するために作られた。具体的には、外国人が韓国の排他的経済水域における漁業活動を行う際には、水産業法の規定に関わらず、同法の規定を適用することを原則とする。外国との協定による別の規定がある場合はその協定に従うことを明記した。他にも韓国の排他的経済水域の漁業資源の保護などのために、外国人の漁業活動が禁止される特定の禁止区域の設定根拠を設けるなど、排他的経済水域における韓国の権利と資源を保護する法的措置を定めている。

2010年代からは、排他的経済水域における外国漁船の不法漁業活動が増加したため、より強力な制裁装置を取るように法律の一部改正を行なっている。2016年12月8日の国会において、排他的経済水域における無許可漁船に賦課する担保金の上方修正(最高2億ウォンから3億ウォンに)、無許可の外国漁船に対する現行の没収規定を任意規定から強行規定に修正した一部改正案が可決された。

(3)EEZにおける科学調査

韓国海洋水産部は、水産資源の管理強化のために水産資源調査センターを設立する予定である。(2017年)。同センターでは2019年まで4隻の水産資源調査船舶を建造し、EEZ全域における航行と調査活動を遂行する予定である。すでに2015年6月には水産資源調査専用船舶として「探求21号」を就航した。240億ウォンの建造費用をかけた「探求21号」は36名の科学者と乗務員が搭乗し最大50日までEEZでの航行と調査活動を行うことができる。

今後、調査船で収集した情報はリアルタイムで調査センターで分析し、人工衛星を通じて漁業現場へ伝えることが可能になる。海洋水産部は、このようなプロセスを通じて、情報通信技術(ICT)を基盤にした水産資源の管理が実現できると期待している。

7. 重要施策

(1)海洋環境管理

①海洋環境管理法

韓国の海洋環境管理法は、環境に配慮し、海洋資源の持続可能な利用・開発を図り、海洋環境の効果的な保全・管理のために2007年に制定された。同法により、国家レベルの海洋環境総合計画を策定・施行することで、海洋で発生する各種の汚染源を統合管理にするなど、海洋分野での環境政策を総合的・体系的に推進できる法的根拠を用意することがで

きた。そのほか、従来の韓国海洋汚染防除組合を海洋環境管理公団に拡大・改編し、油防除事業、海洋環境事業を効果的に行うことができるようにするなど、海洋環境の毀損や海洋汚染を防止し、クリーンで安全な海洋環境を造成するために貢献できるように、海洋環境管理システムを全面改編した。

同法は 2011 年、「海洋汚染防止条約(MARPOL)」の改正を受け、船舶からの海洋汚染と大気汚染防止を強化する内容の改正を行なった。海洋汚染事故管理システムを改善する一方、海洋環境の改善負担金の適用除外の範囲を明確にし、海域別管理計画を包括する上位計画の策定根拠を新たに示すなど、現行制度の運営過程で現れた不備を改善または補完した。その後も MARPOL の規定に合わせた一部改正を数回行なっている。

②第 4 次海洋環境総合計画(2011～2020)

海洋環境総合計画は「海洋環境管理法」により 10 年ごとに策定する海洋環境分野の最上位国家計画である。海洋環境保全の部門別計画を総括・調整・統合し、個別事業を体系的に推進するために国土海洋部、環境部、農林水産部、海洋警察庁が共同で策定する政府レベルの総合政策計画である。

海洋環境管理法の改正(2011 年 6 月 15 日施行)により、同計画の策定周期が 5 年から 10 年へと拡大した。これまでは「海洋汚染防止 5 ヶ年計画」(1996～2000)、「海洋環境保全総合計画」(2001～2005)、「第 3 次海洋環境管理総合計画⁵」(2006～2010)を海洋環境政策の推進根拠として適用してきた。その間に気候変化への対応、国際環境規範の多角化等、国内外における海洋環境の要件が大きく変わり、海洋環境政策に対するニーズの増加に応えるように、政府の政策基調を反映した新しい海洋環境総合計画の必要性が提起されてきた。

同計画には、クリーンで安全な海洋環境を造成し、活気溢れる海へと保全・管理するための国家の基本方針が定められている。第 3 次計画までは、海洋保護区域制度の導入と新規指定等、生態系基盤の海洋管理への導入が行われきたが、第 4 次計画では、これまでの成果に基づき、海洋保護区域の指定拡大と管理強化等を推し進め、生態系基盤の海洋環境管理の定着を目標としている。

また有機物質の管理、油類および特定汚染海域の水質管理を超えて、栄養塩類、中金属等、管理対象と陸・沿岸・海洋を統合して管理できるように計画の対象を拡大した。

同計画は中央政府が主導する海洋環境政策から地域・民間参加型の海洋環境政策への転換を図るものであり、局地的・地域的な環境変化対応からグローバルな環境変化に対応できるような政策が含まれている。

⁵ 海洋環境管理法の制定・改正により、「海洋環境保全総合計画」→「海洋環境管理総合計画」(2007 年)→「海洋環境総合計画」(2011 年)へ名称を変更した。

③第3次公有水面埋立基本計画(2011～2021)

海洋水産部は、2011年「第3次公有水面埋立基本計画(2011～2021)」を策定した。公有水面埋立基本計画は、公有水面の無分別な乱開発を抑制し、公有水面を合理的に利用、管理するため、埋め立て予定地域をあらかじめ決めて告示する国家計画である。同計画は、10年ごとに策定した後、5年が経過するとその妥当性を見直すことが定められている。これにより2015年、変化した海洋利用の需要、海洋環境条件などを反映するために、「公有水面埋立基本計画」を変更した。

今回の計画変更は、広域市、地方海洋水産庁、関連省庁等を対象に、2015年5月末までに変更要求の提出を受け、専門機関による検討を実施した。その後関係機関、専門家の意見収斂、中央沿岸管理審議会⁶等の手続きを経て、2016年9月に告知された。

今回の変更で、25個の埋立予定地区(331,938 km²)を追加した。変更された計画は、埋立の目的を国家、および地域社会の公共の利益のための事業と厳しく制限し、5年以内に該当する埋立地区別条件を満たす場合のみ、事業実施が可能である。また、5年以内に条件を満たすことができなかった場合、埋立計画は失効する。

(2)漁業管理能力強化のための総合対策(2013)

海洋水産部は、2017年までに韓国の沿海・近海で起きる漁船事故と不法操業を30%低減させるために、「漁業管理能力強化のための総合対策」を策定した。同対策は漁船事故の防止および集団的な対応を図る一方、領海侵犯、無許可操業等に積極対応することを定めたものである。これにより、安全な海洋環境を整えるとともに海洋領土主権の強化を図る。主な内容は以下の通りである。

第一に、漁業管理システムの向上を図る。年3万名の漁民を対象とする安全教育を実施する一方、ライフジャケットの使用を義務化すると共にその普及事業を推進する計画である。遠海および近海における不法漁業においても、2017年までに30%、2020年までに50%の削減を目標とする。国内漁船による漁具の超過設置等の不法漁業に対する海上取締を行うとともに、陸上取締チームを編成し、不法漁獲物の流通を遮断する計画である。中国漁船の不法操業に関しては、入漁時期(1～4月、10月～12月)に漁業指導船を黄海に集中配置して取締を強化することが含まれている。

第二に、漁船事故の予防および不法操業の取締を効果的に実施するため、指導・取締のインフラを大幅に拡充する。漁業指導船の補強および漁業管理団の組織改編も推進される。黄海のEEZおよび韓中暫定措置水域等に対する中国漁船の不法操業の取締を強化するために、国家指導船を現在の34隻から2020年まで50隻へ増やす予定である。また、立体的な取締と緊急事態に効果的に対応するためにヘリと水陸両用航空機も導入する。同時に、現

⁶ 中央沿岸管理審議会は海洋水産部次官を委員長とし、政府7名と民間12名の委員で構成される。

在日本海と黄海において運営されている漁業管理団体制を、総括してコントロールするために「漁業管理本部」を新設した。

第三に、中長期的な政策の推進と、制度的な不備を解消するために、関連法令の制定・改正を推進する。

最後に、韓中および日韓の漁業協定締結による国際漁業協力の強化を図る。黄海における韓中共同漁業取締の実施をはじめ、両国間の人的・技術的な交流の拡大を推進する。

(3)北極政策

①北極総合政策推進計画(2013)

韓国海洋水産部は 2013 年、関係省庁と合同で「北極総合政策推進計画」を策定した。韓国政府は同年 5 月の北極評議会オブザーバー承認を契機に、「持続可能な北極の未来を開く極地先導国家」というビジョンを設定し、①北極パートナーシップの構築、②科学研究の強化、③北極新産業の創出という 3 つの政策目標を提示した。また、政策目標を果たすための 4 つの政策課題を定めた。

その核心推進課題として、①北極ネットワークの構築のための北極圏の国際協力の強化、②北極での科学研究活動を強化、③北極ビジネスモデルの開発、④北極政策の法的・制度的な基盤の拡充が提示された。

②北極政策の基本政策(2013)

2013 年に策定された 北極政策の基本計画は、同年 7 月の対外経済長官会議において議決された「北極総合政策推進計画」を具体化するための細部計画であり、7 つの省庁(海洋水産部、産業通商資源部、国土交通部、外交部、未来創造科学部、環境部、気象庁)と、韓国海洋科学技術院、韓国海洋水産開発院等の政府研究機関が参画して策定したものである。2013 年から 2017 年の間に推進すべき 4 大戦略課題別として、推進戦略別には、①国際協力の強化、②科学調査および研究活動の強化、③ 北極ビジネスの開発・推進、④制度基盤の整備を挙げ、更に 31 個の重点推進計画を策定した。

(4)産業政策

①国家物流基本計画(2016~2025)

国土交通部と海洋水産部は 2016 年 8 月、物流分野の総合計画である国家物流基本計画(2016~2025)を策定した。同計画は、陸・海・空の物流分野全般を包括する計画であり、韓国物流の総合的発展の方向性と推進戦略を示したものである。同計画には物流施設とインフラ、国際物流ネットワーク、物流業界、物流技術と情報化、グリーン物流と物流セキュリティ、物流人材育成等に必要事項が含まれている。

国家物流基本計画は、物流政策基本法第 11 条の規定により策定されている法定計画で、同法第 12 条により、他の法令に基づいて策定されている物流に関する計画に優先するものであり、それら計画の基本となる計画である。同計画は国土基本計画と国家基幹交通網計画など、国土、交通、航空、海運、鉄道などの関連計画との有機的連携と調和を図るものである。同計画の推進方針は以下の通りである。

第一に、政府の財政支援に依存している政府主導の物流から創造的サービスの自発的創出を図る民間主導の物流への転換を試みる。第二に、従来の輸出入サポート中心の物流から、輸出入物流に加え生活密着型の物流までをその対象とする。第三に、計画の範囲を単一の省庁、単一の産業基盤の単独・分業中心の従来の物流政策から、共有とコラボレーション指向の融複合物流へ転換する。第四に、製造・流通が主導する支援物流の政策から製造・流通を主導する先導物流へと転換する。最後に、国内地域中心の物流から、朝鮮半島統一およびユーラシア時代に備えてグローバル連携と拡張型物流へ転換する。

とりわけ国際物流分野においては、国際航空と港湾の物流ハープとしての機能の強化と投資誘致を活性化することに焦点を絞り、そのためのインフラ拡充および資源体系の強化を図る。同計画では港湾別の具体的な課題を設けており、例えば仁川港は対中国の戦略基地および首都圏の物流関門としての機能強化を、釜山港は世界二大の積み替え拠点と港湾の付加価値の向上、蔚山港は北東アジアのオイルハープ基地の構築および国際物流の拠点化を目標とする。

こうした各ハープ港の競争力強化とグローバル企業の誘致のために、港湾および周辺地域の管理運営体系の効率化を推進する。また世界開運アライアンスの再編に対応するために 14,000TEU 級の高効率大型船舶の確保を指定し、開運企業のトン税の適用を 2019 年まで延長する。

中長期的には、リショアリング(Re-shoring⁷)、3D・プリンティング時代に備え、空港、港湾の周辺地域など、国際物流の拠点地域に産業複合物流団地の開発を推進する。他にも流通・物流・観光の複合サービス活性化のために、大都市周辺の空港・港湾等に O2O(オンライン・ツー・オフライン)専用のショールーム・ビジネスセンターを構築することや、海洋金融支援体系の拡大改変および物流 REITs 制度等による物流企業の投資活性化を試みる。

⁷ 海外生産基地の人件費など、費用上昇により国内の製造企業が国内へ回帰する現象

第10章 ベトナム

ベトナムは、南北 1,650km の細長い本土と島嶼部からなる南シナ海に面する国である。陸域面積 331,700 平方キロの 70%以上が山岳地帯であり、主な平野部として北部のホン川デルタと南部のメコンデルタ地帯がある。島を除く海岸線は 3,260km 以上で、沿岸自治体の人口が、全人口の半分以上を占めている。ベトナム政府によると、2,773 の島があり、パラセル（西沙）・スプラトリ（南沙）の両諸島の 1km²以上の島は 82 ある。

エビやイカを除き、5.3 百万トンの水産資源があると推定されており、2.4 百万トンの沿岸漁獲は、61 億ドルの GDP をもたらしめている。また、100 億トンの原油及び 3 千億平米の天然ガスが賦存しており、2010 年には 15 百万トンの原油と 70 億トンの天然ガスを生産している¹。

1982 年に国連海洋法条約に署名している。EEZ については、中国、フィリピン、ブルネイなどの近隣諸国と主張が重なっているが、ハノイと海南島の上に位置するバクロンヴィー島の帰属（ベトナム側）の確定を含め、トンキン湾付近の境界線について中国と合意するなどの解決も見られている。



図1：南シナ海において各国が主張する海域

(出典：笹川平和財団海洋政策研究所 Ocean Newsletter、第 376 号)

¹ Nguyen Chu Hoi and Hoang Ngoc Giao(2015), "National Marine Policy: A Vietnamese Case Study", Routledge Handbook of National and Regional Ocean Policies

1975 年のベトナム戦争終結後のベトナムの政治体制は、共産党の一党支配である。しかしながら、1986 年の第 6 回ベトナム共産党大会で「計画経済」から「市場経済」へと転換されている。すなわち、「ドイモイ政策」のもとで、社会主義路線を見直し、市場経済が導入されている。これによって、私企業の存在や私有財産についても一部認められることとなった。その後、1990 年代前半の海外投資の活発化や 1990 年代後半のアジア通貨危機の影響を受けた経済失速などを経験しつつも、2007 年 1 月に WTO（世界貿易機関）に正式加盟するなど、経済成長を続けている。しかしながら、沿岸域においては、この市場経済導入後、沿岸汚染や沿岸生息域の破壊、過剰漁獲、油流出、沿岸災害、利用競合等の課題に直面している。

【ベトナム戦争終結以降の経緯等】²

1975 年：ベトナム戦争終結
1976 年：南北統一、ベトナム社会主義共和国の樹立
1979 年：第三次インドシナ戦争勃発
1979 年：西側諸国からの援助凍結
1986 年：ドイモイ政策開始
1992 年：憲法制定
1993 年：国際機関、欧米諸国の援助再開
1995 年：米国と国交正常化
1995 年：ASEAN 加盟
1996 年：APEC 加盟
2006 年：WTO 加盟
2007 年：国連安全保障理事会非常任理事国に選出

1. 海洋基本法令

ベトナムでは、1977 年に領海、接続海域、EEZ、大陸棚に関する宣言を行っている。また、1980 年の憲法第 1 条において、ベトナムの主権、管轄権に海域・島嶼を含むことを明記している。更に、1982 年に国連海洋法条約に署名するとともに、領海基線の宣言を行っている。

「市場経済」へと転換した 1986 年の第 6 回党大会では、海洋経済開発と国防の連携が強調されており、その後の 1990 年代の海域への主要な関心も、沿岸開発と安全保障であった。例えば、1991 年の第 7 回党大会では、海洋経済開発や管轄権に関する方向性が承認されている。また、1993 年に海域の開発、管轄権の拡大、水産関連産業の開発を目標する決議を共産党が討議しており、それを実施するため首相指示 No330 が同年に発出されている。こ

²独立行政法人国際協力機構「対越 ODA 再開 20 周年記念」資料をもとに作成

の間、環境保全や持続可能な開発に係る関心は低く、各沿岸利用セクター間の調整は行われていなかった。海域の利用に関しては、1989年の石油・天然ガス法などの関連する法令も制定されている。なお、陸域も含めた環境保全について、1994年に環境保護法が制定されている。

このような状況に変化が見られるようになったのは、1996年以降であり、1996年の第8次党大会では海洋経済センターの設立等、海洋経済開発が目的とされたが、1997年の首相指示では、統合戦略の欠如が指摘されている。同年、計画投資省は、2010年に向けた海洋・島嶼の経済開発に向けた統合計画に関するリポートを承認している。そこでは、海洋経済開発と安全保障との連携のほか、4つの沿岸区域と領海外（外洋）のマッピングをターゲットとしており、海洋経済開発と海洋資源保全について一定の統合アプローチを示している。しかしながら、セクター間の統合や中央と地方の統合、持続可能な開発の原則についての考え方が示されていないという課題も見られた。

その後、沿岸環境の悪化や、2003年のSDS-SEA³の合意も契機となり、2012年にはベトナムの海洋基本法となる「ベトナム海洋法」⁴が制定されている。この法律は7章、55条から構成され、その第1条において「この法律は、ベトナムの主権、主権的権利及び管轄権に基づく基線、内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚、島、パラセル又はスプラトリー諸島及びその他の群島、ベトナムの海域における活動、海洋経済開発、並びに海洋及び島の管理及び保護について定める」と宣言している。

【ベトナム海洋法の構成】

- 第1章 総則
- 第2章 ベトナムの海域
- 第3章 ベトナムの海域における活動
- 第4章 海洋経済開発
- 第5章 海の哨戒及び監視
- 第6章 違反への対応
- 第7章 実施規定

2. 海洋基本政策

市場経済導入後の沿岸環境の悪化や、2003年のSDS-SEAの合意を契機に、ベトナムでは持続可能な開発の重要性等への理解が進み、また、政府において総合海洋政策の重要性が認識されはじめた。このような状況のもと、2007年、共産党が2020年に向けた海洋戦略を承認している。策定過程において、マルチ・ステークホルダー・アプローチが取られており、

³ 「東アジア海域持続可能な開発戦略（SDS-SEA）」：東アジア海域の環境悪化に対する現状認識と環境管理の必要性、持続可能な開発にむけた具体的施策、その実施のために必要な政策及び技術上の方法論を盛り込む。2015年に改定。

⁴ 本報告書「参考資料編」の仮訳参照

戦略では、強い海洋起源の国家とすることと 2020 年までに更に豊かにすることを結論づけている。主な目的は次の通りである。

- ✓ 海洋経済の発展
- ✓ 社会関心への対応
- ✓ セクター間の海洋管理の調整
- ✓ 生態系の保全
- ✓ 既存政策・フレームワークの再構築
- ✓ 持続可能な開発戦略実行
- ✓ 貧困の削減
- ✓ 安全保障と経済開発の連携

この海洋戦略を受け、主に沿岸域や島嶼域を中心とした持続可能な開発に向けて、2009 年に「海洋・島嶼の資源・環境保全総合管理に係る政令」が制定され、天然資源環境省において沿岸計画に係る取組が始められた。しかし、他セクターとの調整において政令レベルでは実効性を担保することが難しく、その取組は順調には進まなかった。

また、2011 年に、2020 年に向けた社会経済開発戦略を承認しているが、そのなかで、2020 年に向けた国家海洋経済開発戦略については、経済開発、石油・天然ガス、水産、海域保全等、多様なセクターの内容が含まれている。しかし、ゾーニングや経済計画の科学的基盤として統合調査を定義しているものの、持続可能な開発に係る要求をまだ定義できていないという課題がある。

これらを受けて、法律レベルでの対応の必要性が認識され、2015 年の「海洋島嶼環境資源法」⁵の制定に至った。この法律は 10 章、81 条から構成されており、目指すべき「海洋島嶼資源の統合管理」について、「海洋島嶼資源の効果的開発及び利用の確保を目的とする部門間及び地域間連携のための政策、仕組及びツールの確立及び実施、持続可能な開発のための生態系及び構造の維持、海洋におけるベトナムの主権、主権的権利及び管轄権の保護、並びに国の防衛及び安全保障の確保から構成される」としている。

【海洋島嶼環境資源法の構成】

- 第1章 一般規定
- 第2章 海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用、海洋島嶼環境の保護に関する戦略
- 第3章 海洋島嶼資源及び環境に関する科学的調査
- 第4章 沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画及び沿岸資源の統合管理に関するプログラム
- 第5章 島嶼資源の管理
- 第6章 汚染規制、原油及び有毒化学物質の海上流出、海洋投棄
- 第7章 海洋島嶼資源環境に関する統合監視管理、情報及びデータベース・システム
- 第8章 海洋島嶼及び環境に関する国際協力
- 第9章 海洋島嶼資源の統合管理責任及び海洋島嶼環境の保護に関する責任
- 第10章 実施規定

⁵ 本報告書「参考資料編」の仮訳参照

3. 海洋政策推進体制

ベトナムの政体は社会主義共和国であり、共産党が政策機関の最上位に位置づけられている。地方は、省級（5 市 58 省）、県級、村級に区分行政区画毎に、人民評議会（議会）と人民委員会（執行機関）が設置されている。

国会は、唯一の立法機関であり法律の制定や決議等を取り扱う。また、社会経済開発 5 年計画などを承認する。

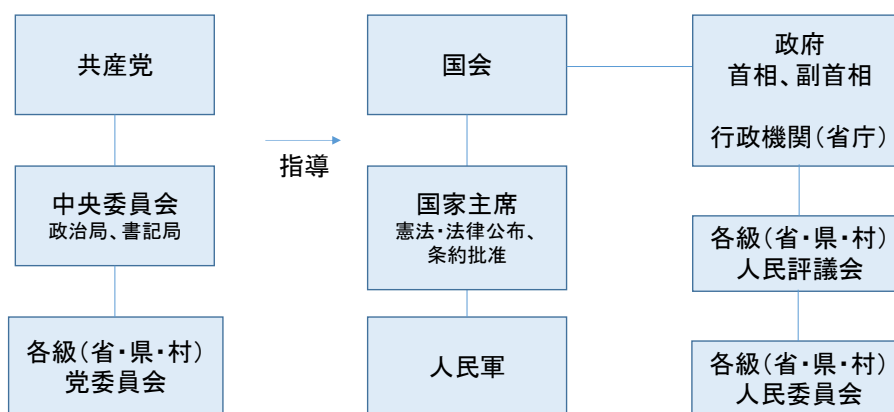


図2：ベトナムの政治体制
(ベトナム政府ホームページ等をもとに作成)

政府は、海洋政策の形成・実行において重要な役割を果たしており、次の省が海洋計画、政策決定に責任を持っている。

- ✓ 計画投資省（MPI, Ministry of Planning and Investment）：持続可能な開発
- ✓ 農業農村開発省（MARD, Ministry of Agriculture and Rural Development）
：海洋保護区
- ✓ 資源環境省（MONRE, Ministry of Natural Resources and Environment）
：環境保全、生物多様性、沿岸域総合管理等
- ✓ 外務省（MOFA, Ministry of Foreign Affairs）：海洋政策研究会議等
- ✓ 科学技術省（MOST, Ministry of Science and Technology）
：国家海洋科学技術 5 年計画

計画投資省（MPI）のNational Office of Sustainable Developmentは、2002年にベトナムで準備された自国のAgenda21の実行を担う組織である。また、資源環境省の海洋島嶼政策局（Vietnam Administration for Seas and Islands）（以下、VASI-MONREを記す。）は、2020年に向けた海洋戦略の実行のため設置された組織であり、海洋・島嶼の利用管理や沿岸域総合管理を担っている。また、「海洋島嶼環境資源法」の実施を担っている。

4. 沿岸域総合管理

2003 年にベトナムは SDS-SEA に合意しており、PEMSEA⁶のサポートのもと、多くの沿岸域の活動が SDS-SEA の国の実行計画に組み入れられている。また、2003 年～13 年の進捗レビューと 2014 年～18 年の SDS-SEA 実行計画が VASI-MONRE によって準備されるなど、沿岸域総合管理に関係する取組が進められており、その一環として、Ha Noi と Ho Chi Minh City に各 1 つ ICM センターが設置されている。

また、2015 年に制定された「海洋島嶼環境資源法」では、その第 73 条において「海洋島嶼々資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護のための戦略を開発し、政府に提出して承認を求めるとともに、戦略の実施を体系化すること、沿岸資源の持続可能な開発及び利用のための基本計画を策定すること」などが規定されている。この法律は 2016 年 7 月に施行されており、「沿岸資源の持続可能な開発及び利用のための基本計画」の策定の準備が進められている。

なお、ベトナムでは、PEMSEA などのプロジェクトの一環として、沿岸域総合管理が推進されている。たとえば、アジア開発銀行の支援による Bien Dong 海の沿岸域総合管理プログラムや、PEMSEA の Da Nang 市、Tonkin 湾の NOAA-ベトナムプロジェクト等が実施されている。

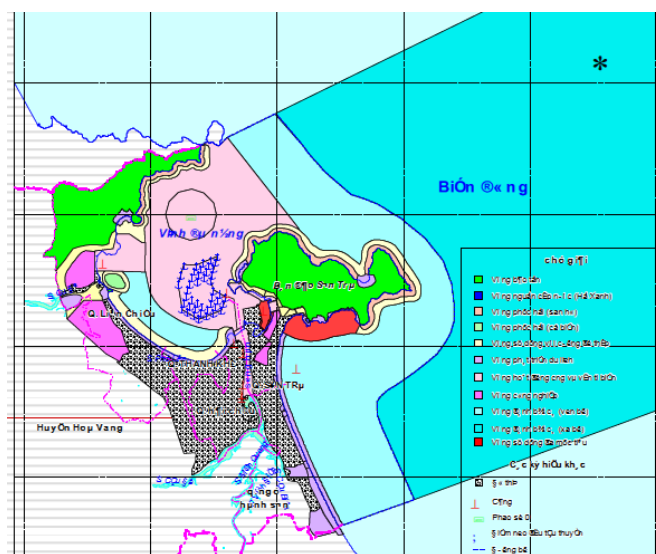


図 3 : Da Nang 市の ICM プログラムにおける沿岸ゾーニング結果

(出典 : Pham Thi chin, 2012、PEMSEA 資料)

5. 領海、排他的経済水域の管理

ベトナムでは、1977 年に領海、接続海域、EEZ、大陸棚に関する宣言を行っている。また、1980 年の憲法第 1 条において、ベトナムの主権、管轄権に海域・島嶼を含むことを明記している。更に、1982 年に国連海洋法条約に署名するとともに、領海基線の宣言を行っ

⁶ 東アジア海域の環境管理パートナーシップ

ている。

海洋境界について、ベトナムは中国、インドネシア、タイとの間に海洋境界画定のための協定を結んでいる。例えばベトナムと中国との間には、トンキン湾をめぐる海洋境界紛争が存在したが、2000年締結、2004年発効の二カ国間条約によってEEZ及び大陸棚の境界が画定している。

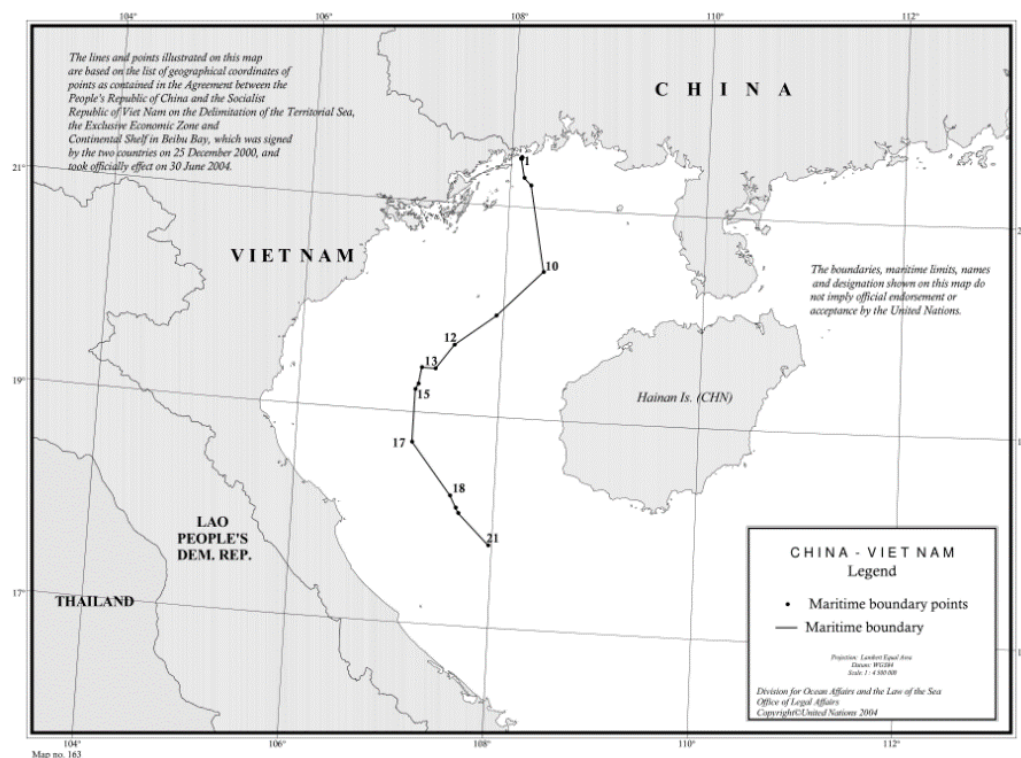


図4：ベトナムと中国と合意した海洋境界
(出典：Law of the Sea Bulletin No.56)

更に、2012年の「ベトナム海洋法」においては、その第1条において「この法律は、ベトナムの主権、主権的権利及び管轄権に基づく基線、内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚、島、パラセル諸島、スプラトリー諸島及びその他の群島、ベトナムの海域における活動、海洋経済開発、並びに海洋及び島の管理及び保護について定める」としており、パラセル諸島、スプラトリー諸島等を含む海域を法律の対象としている。

また、第44条において海洋経済開発計画について示しており、計画には、「社会経済的開発、国防、安全保障の目的による海域の分割、活用禁止又は条件付き活用の対象海域の確認、国防、安全保障、環境保護、生態系保護、人工島、施設、及び海洋プロジェクトの目的のための、特別保護海域の確認」を含むとされている。海洋経済開発計画は、海洋空間計画に相当する枠組みと考えられる。

6. 重要施策

(1)離島政策

2015 年に制定された「海洋島嶼環境資源法」では、島嶼の開発利用と環境保全の調和が重視されており、その第 5 章（第 39 条～第 41 条）において「島嶼資源の管理」について規定している。そこでは、「島嶼は、基本調査、並びに自然条件、資源及び環境の総合的評価を受けるものとする。島嶼は、社会経済発展のための天然資源の適切かつ効果的な開発及び利用、国家主権の保護、国の防衛及び安全保障の確保、気候変動及び海面上昇への対応、及び文化遺産の価値の保全及び促進について方向性を文書化し明確化する目的で、目録を作成し分類するものとする」（第 39 条）とされており、第 40 条において、文章に含まれる内容を、以下のように記している。

- ✓ 島嶼名又は島嶼登録番号、島嶼の種類、位置座標、領域、島嶼の開発及び利用の歴史を記載した、情報シート
- ✓ 島嶼の位置、座標等を明記した地図
- ✓ 島嶼の資源及び環境の総合的調査及び評価の結果
- ✓ 島嶼資源環境の変化を示す統計報告、記録等

更に、第 41 条にて保護及び保全を要する島嶼等について禁止事項を規定している。

(2)海洋保護区

海洋保護区（MPA）について、2001 年～2005 年の世界銀行・IUCN 等の支援プロジェクトにより、中部沿岸の Nha Trang 湾に最初の MPA が設置されている。この MPA では、9 つの島（6 村）を含む約 16,000 ヘクタールを対象としており、MPA 設置プロセスに空間計画のアプローチが採用されている。

Nha Trang 湾の取組等を受けて、農業農村開発省では、2006 年に、2020 年までのビジョンを含む、2010 年までの MPA に係るマスタープランを作成している。また、2010 年には、16 の海洋保護区の設置に係る計画を首相が承認している。合計 169,617 ヘクタールの海域を対象としており、IUCN 等の支援による MPA のネットワーク構築や MPA の管理・評価システム構築などの取組も進められている。

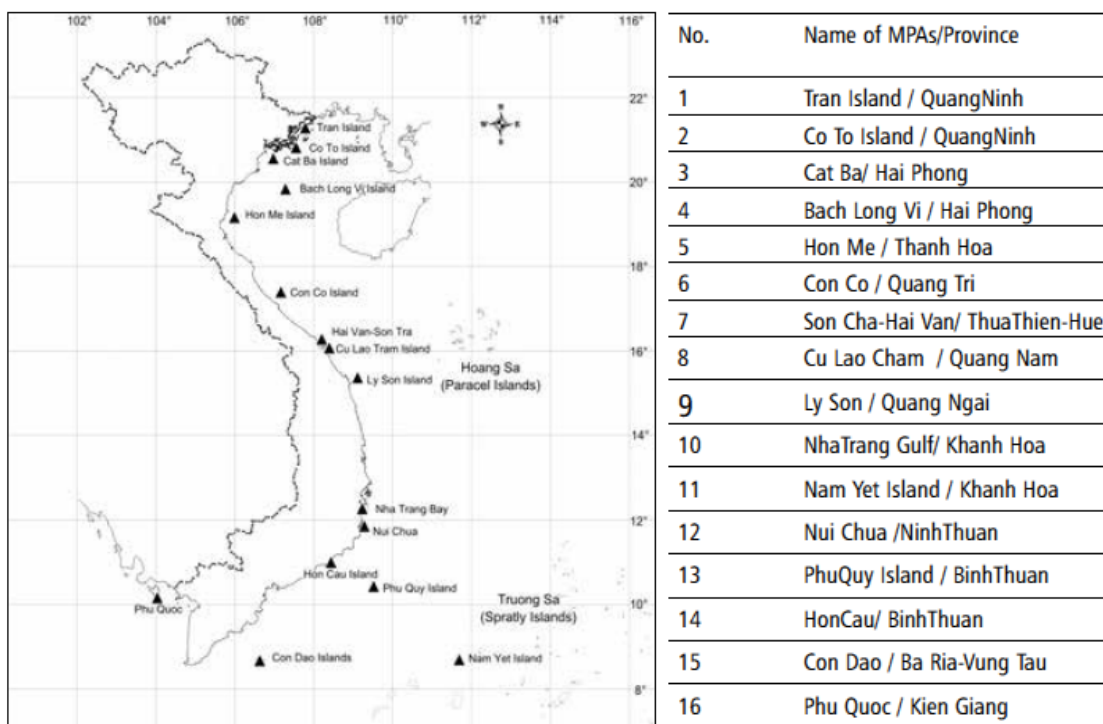


図 5 : ベトナムで設置・検討されている 16 の海洋保護区(出典 : Nguyen Chu Hoi,2014⁷)

⁷ Nguyen Chu Hoi, "Application of spatial planning in establishing a system of marine protected areas for sustainable fisheries management in Vietnam", J. Mar. Biol. Ass. India, 56 (1), 28-33

第11章 インドネシア

インドネシア共和国（以下、『インドネシア』）は、東南アジア南部に位置する共和制国家であり、首都はジャワ島に位置するジャカルタである。その国土は、5,110km と東西に非常に長く、世界最多の島嶼を抱える群島国家である。赤道にまたがる 1 万 3,466¹もの大小の島により構成されている。インドネシアの人口は 2 億 3000 万人を超え、世界第 4 位の規模であり、かつ、世界最大のイスラム人口国としても知られている。

インドネシアは、群島国家ということもあり、海岸線は約 81,290km と長く、また、領海と EEZ を合計した面積は約 541 万平方 km と広大²である。なお、同国は島々によって構成されている国家であるため、陸上の国境線で面しているのは、東ティモールのティモール島、マレーシアのカリマンタン島（ボルネオ島）、パプアニューギニアのニューギニア島の三カ国だけである。また、海洋を隔てて近接している国は、パラオ、インド（アンダマン・ニコバル諸島）、フィリピン、シンガポール、オーストラリアである。インドネシアの略史は次のとおりであるが、これまでオランダによる直接統治や日本による占領といった海外勢力による支配を受けていた関係で、海上交通を利用した海外貿易が盛んに行われており、世界最大のイスラム人口国でありながらも西洋的な文化・風習も広まっている。

海洋に関しては、初代大統領のスカルノが、オランダとの独立戦争後の 1957 年に省令を発し、世界ではじめて群島国家宣言（ジュアンダ・ドクトリン、Djuanda Dctrine）を行っている。この 1957 年には第一次国連海洋法会議が開催されているが、宣言は同会議の 4 ヶ月前に発せられており、こうした国家行為が、結果として「群島水域」制度創設の契機となったと言われている。その後、1986 年 2 月 3 日、インドネシアは国連海洋法条約（UNCLOS）を議会の批准により締結している。同条約によれば、群島国は、自国の群島水域・領海・及び領空における外国船舶・航空機の継続的かつ迅速な通航に適した群島航路帯（航空路）（archipelagic sea lanes）を指定しうるが、インドネシアは現在、スンダ海峡、マカッサル海峡を群島航路帯に指定しており、世界各国の多くの船舶が航行に利用している。

¹ かつては 1 万 8,110 とも言われていたが、再調査の結果 2013 年に現在の個数が明らかになった。

² 米 국무省資料（1972）「Limits in the Sea-Theoretical Areal Allocations of Seabed to Coastal States」（全訳「海洋産業研究資料」通巻第 59 号、1975）。

表 1：インドネシア略史

年 月	略 史
7 世紀後半～	スマトラに仏教国スリウィジャヤ王国が勃興。
8 世紀	中部ジャワに仏教国シャイレンドラ王朝が興り、ボロブドゥール等の有名な仏跡を残す。
13 世紀	イスラム文化・イスラム教の渡来。北スマトラのアチェ地方に最初のイスラム小王国が現れる。ジャワにマジャパイト王国が勃興し、ジャワ以外にも勢力を伸長。
1596 年	オランダの商船隊、西部ジャワのバンテン港に渡来。
1602 年	オランダ、ジャワに東インド会社を設立。
1799 年	オランダ、東インド会社を解散、インドネシアを直接統治下におく。
1942 年	日本軍による占領（～1945 年）。
1945 年	8 月 17 日、スカルノ及びハッタがインドネシアの独立を宣言。スカルノが初代大統領に選出。オランダとの間で独立戦争（～1949 年）。
1949 年	ハーグ協定によりオランダがインドネシアの独立を承認。
1955 年	バンドンで「アジア・アフリカ会議」開催。
1965 年	軍部と共産党との緊張の高まりを背景に「9 月 30 日事件」が発生。翌 1966 年 3 月 11 日、スカルノ大統領は権限をスハルトに一部委譲。
1968 年	スハルト大統領就任（第 2 代大統領）。
1998 年	アジア通貨危機をきっかけにジャカルタを中心に全国で暴動が発生。民主化運動も拡大し、スハルト大統領は辞任。ハビビ大統領就任（第 3 代大統領）。
1999 年	住民投票により東ティモールの独立が決定。ワヒッド大統領就任（第 4 代大統領）。
2001 年	メガワティ大統領就任（第 5 代大統領）。
2004 年	国民による初の直接投票によりユドヨノが大統領に選出。ユドヨノ大統領就任（第 6 代大統領）。
2005 年	ヘルシンキ和平合意（独立アチェ運動（GAM）との和平成立）。
2009 年	ユドヨノ大統領再任。
2014 年	ジョコ・ウィドド大統領就任（第 7 代大統領）。

1. 海洋基本法令

現在のインドネシアの海洋政策は、基本法となる「海事に関するインドネシア共和国法律 2014 年第 32 号³（以下、『法律 2014 年第 32 号』）」を根拠として進められている。同法は、海洋国であり群島国家であるインドネシアにとっての海洋政策の重要性を謳うのみならず、同国における領海、接続水域、排他的経済水域（EEZ）、大陸棚といった海洋権益に関する諸概念の定義や根拠、国際協調の必要性などを定めている。

具体的には、同法第 3 条は、海洋国家たるインドネシアの海洋政策の目的として、①インドネシアが群島、及び海事の特徴を備える群島国であることを明確にする、②国民、及び国の繁栄を達成させるため、法規則、及び国際海洋法の規定に則った海洋資源、及び／又は海域における活動を活用する、③インドネシア国民の生活空間、及び活躍空間として、不変、且つ安全な海洋を実現する、④次世代の利便を犠牲にすることなく、現世代にとっての最大限の福祉のため、継続的に海洋資源を利用する、⑤人々のための海事文化、及び海事知識を推進する、⑥最大限に、かつ統合的に海洋開発を支持するにあたり、専門的、倫理的、献身的で、かつ国家利益を前進させることのできる、海事分野における人材を育成する、⑦群島国として、全ての人々のための法的確実性、及び有用性を与える、⑧国民、及び国の利便のため、国際海洋法に適合したグローバルな海事政策におけるインドネシア共和国単一国家の役割を拡大する、といった 8 項目を掲げている。

また、インドネシアでは空間計画が進んでおり、空間計画法（法律 1992 年第 24 号、改正後は法律 2007 年第 26 号）を制定し、さらに、同法の指針を受けてその具体化を図る国家空間計画（法律 2008 年第 26 号）を策定することで、陸域と海域の双方の特性などを加味した国土の有効活用や環境保護を目指す政策が採用されている。その他、海洋に関する法律としては、海洋の環境保護と資源管理を所掌する環境管理法（法律 1997 年第 23 号）や国家開発体系法（法律 2004 年第 32 号）が存在している。

2. 海洋政策推進体制

インドネシアでは 34 にもおよぶ省庁間の調整を行うため、各省の上位に、調整省（調整大臣省）という組織が設置されている。この調整省が傘下の省庁を統括し、省庁間の調整を行うことになっている。そして、さらにその上位に国家官房（SEKNEG）と国家開発企画省（BAPPENAS）が、内閣全体を調整・統括するという階層構造の行政機構を採用している。しかし、調整省はあくまで各省にまたがる政策の調整や法案作成といった限られた権限しか有しておらず、その有効性には疑問が呈されている。

こうした行政機構の原則の下、インドネシアの海洋政策については、従来、運輸省、海

³ 同法の全訳は、本報告書参考資料編を参照のこと。

洋・水産省、観光省、エネルギー・鉱物資源省の4つの省が具体的な政策立案とその実行を担ってきた。しかし、各省の打ち出す政策などはバラバラであり、縦割り体制の弊害の解消が課題とされてきた。そこで、2014年10月、海洋国家構想を掲げるウィドド大統領によって新たに海事担当調整省が設けられ、効果的・効率的な海洋政策の推進が図られることとなった。

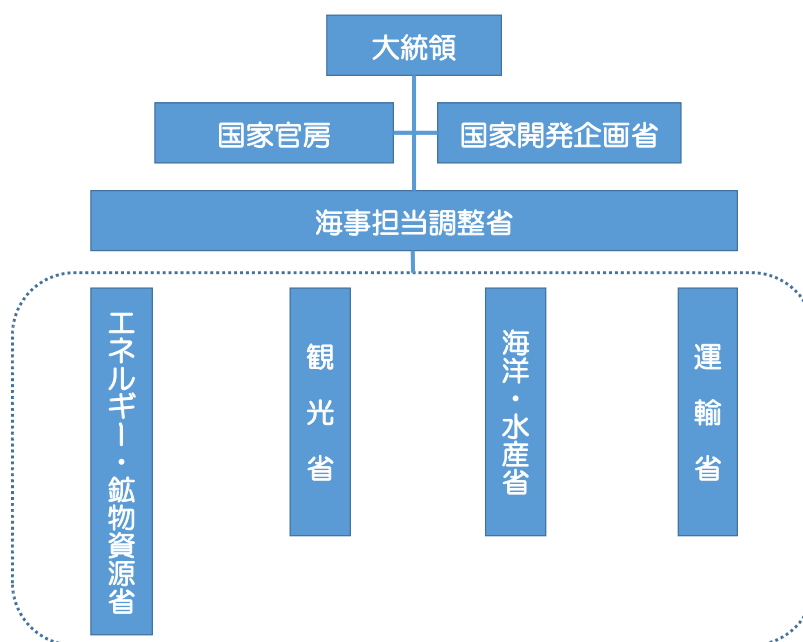


図1：インドネシアの海洋政策推進体制

こうした海事担当調整省に総合的な調整機能をもたせ、広範にわたる海洋政策を4つの省が分掌するといった政策推進体制がインドネシアの基本的なスタイルであるが、この他にも、海洋の安全や治安（いわゆるセーフティー分野）の確保を主眼として、海上保安調整組織（BAKORKAMLA）が設立されている。このBAKORKAMLAは、2006年12月に設立されたが、海上警察、税関、運輸省海運総局、海洋・水産省、海軍など、海上保安・治安に直接的に関与する12機関の代表で構成されており、大統領直轄であるものの省庁組織ではない常設機関として、海上治安分野の法執行と技術支援を任務としていた。

すなわち、インドネシアの海洋政策は、水上交通、漁業管理、港湾開発などといった海上治安や海洋安全保障を除く海洋政策全般の企画立案を担当する海事担当調整省をトップとするグループ、海上治安の維持を主に担当するBAKORKAMLAをトップとするグループ、そして海洋安全保障全般を掌る海軍という3系統が並立していた。

2010年代に入ると、こうした複雑な体制を改めようという動きがユドヨノ政権内でも強まり、同政権終了直前にインドネシアの海洋基本法である「海事に関するインドネシア共和国法律2014年第32号」が成立し、同法において将来的な海洋政策推進体制の整備の方針が示された。その一環として、同法第59条では海上法執行に係る新たな機関として海洋

安全局を新たに創設することが謳われたが、同時に同法は、同局が海事担当調整省の大臣を通じて大統領の指揮を受ける省外組織であることを規定している。これは、海洋安全局が全く新たな組織として誕生するのではなく、実質的には、既存の BAKORKAMLA の改編によって設立されることを意味した。

とは言え、同法によって従来は調整機能しか有しなかった BAKORKAMLA が法執行の主体となることになったことは、インドネシアの海洋政策推進体制の大きな転換となったと言える。そして、任期満了となったユドヨノ大統領の後任となったウィドド大統領は、同法の規定の趣旨に従い、条文で示された名称（海洋安全局）こそ異なるが、インドネシアの実質的な海上保安庁として、海上安全保障局（BAKAMLA）を 2014 年法律第 32 号に基づき設立した。

2015 年に BAKAMLA の初代長官に任命されたママヒット海軍中將は、「BAKAMLA という名称を使っているが、実質的にはインドネシアのコーストガードである」と新組織の位置づけを説明した。また、海事担当調整省のリザル・ラムリ大臣は、2015 年 12 月、設立一周年式典において、「未だ 12 省庁に海洋法執行の権限が散らばっているが、目標としては、BAKAMLA に一元化していく⁴」と述べ、今後の海洋政策推進体制の更なる改革への意欲を示した。しかし、従来から BAKORKAMLA を通じて傘下の省に影響力を及ぼしてきた海軍は、BAKAMLA の初代長官を輩出したことから明らかなように、今後もインドネシアの海洋政策に対し一定程度の影響力を維持するものと考えられる。

これは、スハルト政権以後の民主化の流れの中で国防（security）に権限が限定されてきた海軍（国軍）が有する、「ウィドド大統領の海洋重視の政策の中で、安全保障（safety）全般にまで自己の役割を拡大したいとの思惑⁵」とあいまって、今後、インドネシア海洋政策における「シビリアン－ミリタリー関係」の複雑化に繋がる可能性がある。

3. 沿岸域総合管理

インドネシアの沿岸域総合管理（ICM : Integrated Coastal Management）は、沿岸域および小島嶼総合管理法（法律 2007 年第 27 号）に基づいて取組まれている。具体的には現在、ジャワ島の西ジャワ州の都市、スカブミ県が ICM サイトに指定されている。

同県は、急速な経済発展を遂げているジャカルタの衛星都市の一つとして機能しており、人口も増加している。また、スカブミ県は、山、川、海岸、そして美しい湾といった豊かな自然に恵まれており、観光、漁業、海洋に関連するサービス産業などの発展を通じた海洋都市の経済発展を追求している。その一方で、スカブミ県当局は同時に、汚染に代表される海洋環境の悪化や沿岸侵食および堆積の結果として生じている沿岸地域の生態系バラ

⁴ “Rizal: Bakamla Menjadi Indonesia Coast Guard,” *Republika*, 19 December 2015

⁵ Jun Honna(2008) “Instrumentalizing Pressures, Reinventing Mission: Indonesian Navy Battles for Turf in the Age of Reformasi,” *Indonesia* 86 (Southeast Asia Program, Cornell University), October 2008, pp.63-80

ンスに対する潜在的な脅威や、それへの対処としての統合的な政策の欠如という問題に直面していた。

そこで、長期的に持続可能な沿岸および海洋の開発という目標に向かうべく、スカブミ県は、2003 年 2 月 24 日に、東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA: Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia) を通じ、国際海事機関 (IMO: International Maritime Organization) との間で、ICM 地域プログラムに関する覚書を締結した。これに対して、県政府当局者は、「この締結と ICM サイトの指定により、本県はワールドクラスの沿岸観光と持続的な漁業を自律的に両立する海洋都市になるだろう」と述べるなど、ICM の導入に期待を寄せている。現在、スカブミ県は、前述した ICM 法である法律 2007 年第 27 号と空間計画法 (法律 2007 年第 26 号) に基づき、沿岸域と海域とを一体化したゾーンスキームを制定し、諸政策を実行している。パイロットケースとも言えるスカブミ県の ICM の取り組みや成果を受け、現在、インドネシア国内では約 300 の地方政府・地域が ICM の導入を検討している。特に、スラウェシ島北部にあるトミニ湾に関しては、2009 年 5 月に沿岸の 3 つの隣接する地方政府が戦略的 ICM 計画を締結し、共同で ICM の推進にあたるという動きが見られる。

4. 領海の管理

(1) 管轄海域等の概観

インドネシアの領海及び EEZ 等の管理の具体を述べる前に、同国の管轄海域等について確認しておきたい。下図はインドネシアの海洋図であるが、同国は群島国家であることから群島基線を引いている。UNCLOS 第 48 条は、一定の条件下で、群島国家の群島の最も外側の島々を結んだ直線を領海や EEZ を設定する起算点である基線とすることを認めており、インドネシアもこの規定に従っている。UNCLOS の規定によれば、群島水域と、群島水域の上空、群島水域の海底、その海底の地下には、群島国家の主権がおよぶとされている。ただし、群島国家は、群島水域成立以前にその水域に関連して結んだ他国との協定や、その水域で伝統的に認められてきた近隣国の漁業権、その水域にすでに敷設されていた他国の海底電線があればそれを尊重しなければならない。また、群島国家は群島水域における外国船舶の無害通航を保障する義務を負い、他国の船舶・航空機には群島国家が指定した群島航路帯を通航する群島航路帯通航権が認められる。本章の冒頭で述べたとおり、インドネシアは現在、スンダ海峡、マカッサル海峡を群島航路帯に指定している。

なお、下図の水色破線で囲まれているティモール島近海海域は「ティモール・ギャップ」と呼ばれており、現時点で境界が未確定である。これは、1972 年にオーストラリアとインドネシアの両国が、当時の東ティモールの宗主国であるポルトガルを抜きにティモール海の海底領域を画定する条約に署名したことに端を発している。当時、沿岸国は、水深 200 メートルまで又は開発可能な範囲まで、自国の領土の自然延長として大陸棚への権利を有

するとされていた。そこでオーストラリアは、自分の大陸棚の自然延長がティモール海溝（ティモール島の約 40 海里沖にある水深 3,000 メートルに達する海溝）に及ぶため、その地点までの海底権があると主張し、この主張が同条約においてほぼ認められる形となった。その後、UNCLOS の発効を追い風に、インドネシアは自国に不利なこのティモール・ギャップの解消を図るべくオーストラリアとの間で交渉を重ねたが、1990 年代に同海域で相次いで海底油田・ガス田が発見されたこと、また、2002 年には東ティモール民主共和国が独立したことで事態が複雑化し、現在もティモール・ギャップの解決の目処は立っていない。



※赤線はインドネシア群島基線を示す

図 2：インドネシア海洋図（出所：Bakosurtanal）

(2)領海の管理

先述したように、インドネシアの海洋政策は、原則としてその基本法たる法律 2014 年第 32 号に基づいているが、領海の管理も例外ではない。すなわち、インドネシアの領海については、個別具体的な領海に関する法律ではなく、法律 2014 年第 32 号第 6 条及び第 7 条によって規定されている。それによれば、インドネシアは領海及び領海における主権を所有するが、その「管理、及び利用は、法規則、及び国際法の規定に則り行う」こととされていることから、すなわち UNCLOS の規定に準拠する。したがって、インドネシアの領海は、基線から 12 海里までの海域となる。

なお、建国以来、同国では領海警備などは海軍が担当していたが、その後、海上警察（IMP：Indonesia Marine Police）が創設され、同機関が中心となり海軍などと協力して海上警察活動を行ってきた。しかし、インドネシアの海上保安体制は、運輸省海運総局（KPLP）、海上警察、海軍等など複数の政府機関が複雑に関係していたことから、群島国家としての

海上警察力の重要性・必要性に十分に応えられないという非効率性などが指摘されていた。これを受けてインドネシア政府内で新たな海上保安体制の構築が検討され、日本政府に対して協力要請がなされたことから、我が国は、2003年3月から現在に至るまで短期専門家（海上保安官）を派遣し、その支援にあたっている。このような背景の下、上述したとおり、2006年12月にインドネシア各政府機関の実施する海上警察活動の調整を一体的に行うことを目的として、BAKORKAMLA が設置され、以後は同組織及び 2015 年に事実上 BAKORKAMLA を改組して発足した BAKAMLA が中心となって、領海警備をはじめとする海上警察活動を積極的に推し進めてきている。

5. 排他的経済水域（EEZ）等の管理

インドネシアにおける EEZ の管理であるが、領海と同様に、EEZ の定義などは法律 2014 年第 32 号第 6 条及び第 7 条においてなされており、そこでは国際法に準拠する旨が規定されている。よって、インドネシアの EEZ は UNCLOS が規定するとおり基線から 200 海里までの海域となる。

その一方で、領海と EEZ が同法第 6 条及び第 7 条で一緒に規定されていたのに対し、大陸棚に関しては同法に独立した条が設けられている。同法第 9 条では大陸棚に関し、①基線から 200 海里を超える海における大陸棚を主張する権利を持つこと、②基線から 200 海里を超える海における大陸棚の境界は、政府によってインドネシアの大陸棚として決定される前に、国際連合の大陸棚限界委員会に提出し、推薦を申請しなければならないこと、③決定された 200 海里を超える海における大陸棚は、法規則、及び国際海洋法の規定に則り管理されなければならないこと、が定められている。

インドネシアの EEZ に関する重要な動向として、フィリピンとの間で EEZ の海洋境界確定に合意したことが挙げられる。インドネシアは 2014 年 5 月 23 日、フィリピンとの間でミンダナオ・セレベス海における重複する EEZ の海洋境界画定協定に合意した。これは、米西戦争の講和条約である 1898 年のパリ条約に基づき、フィリピンが「矩形ライン (the rectangular line)」(ボルネオ島のマレーシア北端部分を除いて、フィリピン群島を縦型の矩形で囲むライン) の EEZ を主張していた問題である。同問題の解決に向け、1994 年 6 月には両国政府の間で協定交渉が始まったが、2003 年まで停滞し、やがて交渉は自然消滅状態となった。しかし、2013 年より交渉が再開され、最終的には、フィリピンが UNCLOS に基づいた EEZ 画定に同意したものである。

また、その他にも、インドネシアの主張する EEZ と中国の主張するいわゆる「九段線」とが重複する海域の問題がある。これまでも、インドネシア領ナトゥナ諸島の北方の EEZ 内での中国漁民による違法操業が問題視されてきたが、2010 年ころから中国漁船の操業に中国公船が随伴してくるようになり、いわば護衛を受ける形となる中国漁民の活動が一層活発化したことで、両国漁民による争いが頻発するようになった。これは、中国が歴史的

な管轄権を主張する九段線で囲まれた海域の一部がインドネシアの EEZ と重複していることに端を発している。南シナ海への進出を強める中国にとっては、同海域での自国の漁民や公船の活動を通じて、自国の九段線主張を正当化させる意図があると考えられる。

このような動きに対し、ウィドド大統領は、2016 年 6 月 23 日、南シナ海南端のインドネシア領ナトゥナ諸島沖で海軍艦船を視察し、同行したルトノ外相など主要関係閣僚らと艦上で会議を開催した。同会議においてウィドド大統領は、南シナ海での自国の権益保護に向け、国連海洋法条約に精通した専門家による特別班を結成することを決定した。

さらに、2016 年 8 月 17 日には、同国の独立記念日に合わせ、ナトゥナ諸島のラナイにおいて違法漁業の監視施設の開設式と違法操業者を拘束する施設の起工式を行った。同式においてスシ海洋・水産相は、「ナトゥナ諸島を外国漁船が水産資源を盗むための海域にしてはならない」と述べ、警備体制の強化を訴えるなど、数多くの離島と広大な EEZ を有するインドネシアの EEZ 管理は、海洋政策における最重要課題の一つとなっている。

(1)空間計画法

先述したように、現在、インドネシアの空間計画は、空間計画法（法律 2007 年第 26 号）と国家空間計画（法律 2008 年第 26 号）によって定められている。

具体的には、中央政府、州政府、県・市政府といった 3 つの政治・行政レベルに応じて空間計画の策定・実行の権限・責任が与えられている。また、空間計画には、大きな指針に位置づけられる一般空間計画と、各地方の実情に合わせて策定される個別具体的な詳細空間計画の 2 種類が存在する。

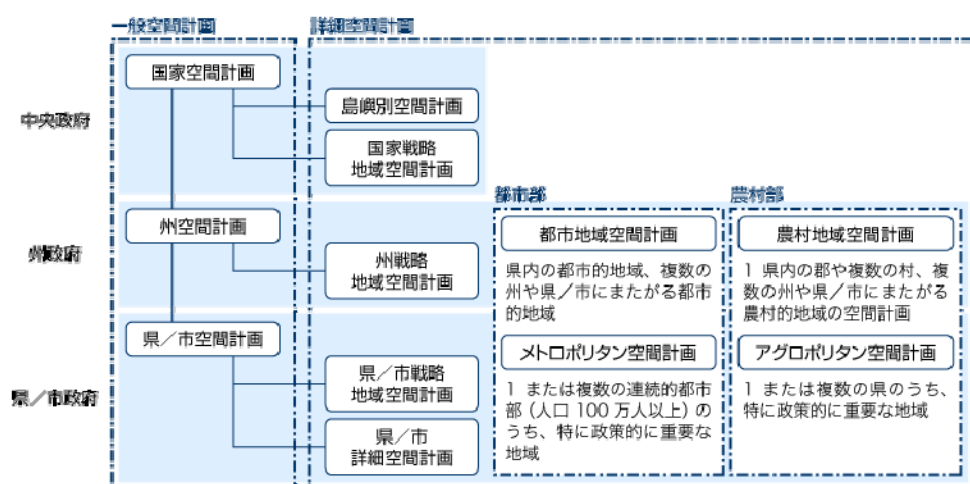


図 3：インドネシアの空間計画体系図

これら空間計画をもとに、各都市において具体的な都市整備が計画的に進められている。例えば、首都ジャカルタでは、同市を中心としたジャカルタ都市圏（ジャボデタベックジュール）という空間計画が策定されている。同計画は 1970 年代から進められてきたが、2007

年の空間計画法の制定を受け、翌 2008 年、同都市圏全域を対象とした「ジャボデタベック ジュール地域空間計画（大統領令 2008 年第 54 号）」新たに策定された。この空間計画の計画期間は 2008 年から 2027 年までの 20 年間とされ、期中、5 年に一度改訂作業が行われることとされた。さらに、同都市圏内の州政府及び市・県政府は、同空間計画を参照しつつ、その施行の時より遅くとも 2 年のうちに州空間計画及び県・市空間計画を策定するとされた。

この空間計画は、経済開発と環境保全の両立を目標とし、その戦略として、「一体の計画地域として都市圏内で統合的な開発を促進すること」、「持続可能な環境容量を勘案しつつ、水及び土壌を保護し、地下水、地表水の利用を確保し、かつ、洪水を克服するような開発を促進すること」、「公共の福祉や持続可能な開発を勘案しつつ、地域の特性を活かした生産的、効果的かつ効率的な地域経済開発を促進すること」の 3 点をあげ、望ましい都市圏構造や土地利用計画等を示している。空間計画における都市圏は、ジャカルタ市を中心として、ボゴール、デポック、タンゲラン、ブカシといった衛星都市から構成されている。また、ジャカルタ市中心部より 20～30 キロ圏に「第二ジャカルタ外環状高速」を整備し、それに沿って、スルボン、チネレ、チマンギス、チレウンシ、セトゥ、タンブンといった「郊外副都心」の開発を進めるとしている。さらに、このような都市構造を実現する上で、既存鉄道や BRT (Bus Rapid Transit)、MRT 等の都市交通網の拡充・整備も強調されている。環境保全の観点からは都市圏の水源地であるボゴール県南部の保全等が示されている⁶。こうした空間計画に港湾整備や海運関連施設の整備などを組み込むことで、インドネシアの空間計画は海洋政策との整合性を図っている。

6. 重要政策

(1)SDGs 関連

インドネシアは、2015 年に達成期限を迎えた「ミレニアム開発目標 (MDGs)」において国内実施体制を確立してきた経験から、SDGs 策定や実施に向けて積極的な取り組みを見せている。これまでも、2012 年に潘基文・国連事務総長が設置した「ポスト 2015 開発アジェンダに関するハイレベルパネル」において、ユドヨノ大統領（当時）が共同議長を務め、2015 年 9 月に開催された国連サミットでは International NGO Forum on Indonesian Development (INFID：インドネシアの NGO ネットワーク) が SDGs の国内実施に関するサイドイベントを開催している。

インドネシアでは、MDGs の国内実施の流れをくみ、SDGs においても国家開発企画省をリーダーとする体制づくりを行っている。同省は、ウィドド政権が打ち出した 9 つの優先課題「Nawa Cita」と SDGs を関連づけたうえで、国家開発計画 (2015 ～ 2019) に SDGs

⁶ 国土交通省国土政策局「各国の国土政策の概要：インドネシア」、国土交通省ウェブサイト。
<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/indonesia/>

を統合し、実施を進めている。他の行政機関においても、同省と連携しながら SDGs の実施に向けて動き出している。例えば、MDGs に深く取り組んできた保健省では、従来指標を見直し、SDGs に適合した新しい指標の制定を検討している。また、環境林業省では、国家開発計画に「持続可能な消費と生産」が導入されたことから、SDGs の「目標 12：持続可能な消費と生産のパターンを確保する」に沿ったプログラムの作成に着手している。

上述したとおり、インドネシアの SDGs に関する取り組みは、保健省や環境林業省といった政府レベルだけでなく NGO に代表される市民セクターレベルでも進んでいる。例えば INFID は、地域に根ざした SDGs の実施が不可欠と捉え、地域レベルでの取組の推進を図る目的で、2015 年 11 月、地方自治体向けに SDGs 実施のためのガイドブックを作成した。



図 4：INFID が作成した SDGs 実施ガイドブック

このガイドブックでは、インドネシア国内で地方自治体と様々な市民セクターが連携して取り組んでいる好事例が紹介されており、SDGs の達成に向けてこうした取組をインドネシア全域に広げていく狙いがある。特にインドネシアでは、MDGs の取組手法が政府主導型の開発や実施者と受益者という上下関係のパートナーシップが主流だった経緯を踏まえ、SDGs ではボトムアップ型、地域発信型の取組手法を望む声が市民セクター間で高まっている⁷。

⁷ 武部はな「インドネシアにおける SDGs の実施—地域に根ざした SDGs を目指して」『つな環』第 27 号（2014 年）、p12.

7. 離島政策

インドネシアは群島国家という事情もあり、離島政策にも力を入れている。同国の離島政策の基本は、「最遠隔小島の管理について（大統領令 2005 年第 78 号）」によって示されており、それを離島管理の基本法となる「沿岸部小島管理法（法律 2007 年第 27 号）」で具体化している。それを「最遠隔小島の活用について（政令 2010 年第 62 号）」において政令レベルまで詳細化し、さらに所管省庁である海洋水産省が「沿岸部小島管理計画（大臣令 2008 年第 16 号）」を定め、具体的なプログラムのレベルまで落とし込んでいる。すなわち、インドネシアの離島政策は、「大統領令⇒法律⇒政令⇒大臣令」という丁寧な実践プロセスを経て取組まれている。

ここで各プロセスの具体的な内容を確認する。まず、「最遠隔小島の管理について（大統領令 2005 年第 78 号）」では、本土から遠く領土・領海保護等のためにもその管理を優先すべき最遠隔小島 92 島がリスト化されている。そして、「沿岸部小島管理法（法律 2007 年第 27 号）」を根拠として、海洋・水産省の下に海岸地域及び小島管理計画政策を担う、海洋沿岸小島総局が設置されている。その上で、「最遠隔小島の活用について（政令 2010 年第 62 号）」が、最遠隔小島は国家としての戦略的重要性があることから、その利用は防衛・安全保障、公共目的、環境保全の目的に限られると定めている。

こうした規定からも分かるように、インドネシアの離島政策の特徴は、同国が数多くの島々で構成される群島国家であるという特性を踏まえ、国家戦略上重要な特定の離島に関しては、海洋・水産省の管轄の下での厳格な利活用を行うという点にある。

8. 安全保障政策

世界最大の群島国家であるインドネシアにおいて、海軍は、国家防衛や海洋安全保障問題において極めて重要な役割を担っている。インドネシア海軍は 1949 年の同国独立直後に創設され、1960 年代初期にはソ連から大量の艦艇を入手した。しかし、極度の経済情勢の悪化などを背景に 1965 年に発生したクーデター未遂事件（9 月 30 日事件）の影響もあり、同事件以降実権を握ったスハルトがインドネシア共産党に代表される国内左派勢力に対して厳しい姿勢で臨んだことを反映し、同年以降はソ連から兵器を調達することが不可能となった。

こうした事情もあり、1960 年代後半から 1980 年代にかけてのインドネシア海軍では比較的旧式かつ小型の艦艇が主力であり、質的にも量的にも戦力が決して十分ではなかった。しかし、1990 年 10 月 2 日のドイツ再統一に伴い東ドイツ海軍が解体されたことから、それまで東ドイツ海軍が所有していた艦艇（パルヒム型コルベット 16 隻やホイエルスヴェルダ級中型揚陸艦 14 隻、コンドール級掃海艇 9 隻）を一括取得できたことで、インドネシア海軍はその能力を大きく向上させることとなった。また、1990 年代後半にはドイツ製のチ

ャクラ級潜水艦 2 隻を調達して潜水艦戦力を獲得したほか、21 世紀に入ってからオランダ製の先進的なシグマ型コルベット艦を取得している。

インドネシアは海軍の他にも海兵隊を保有している。インドネシア海兵隊は 3 個旅団編制で 13,000 人体制となっており、上陸戦部隊・緊急展開部隊としての役割がある。インドネシア海兵隊は、基本的には軽歩兵部隊だが、LG1 105mm 榴弾砲や BMP-3F 歩兵戦闘車など少数の重装備も保有している。

この他、海洋で活動する特殊部隊として、海軍戦闘水泳隊員部隊（Kesatuan Gurita）・海軍特殊部隊（KOPASKA）・海上テロ対策部隊（Denjaka）などを保有している。

以上のとおり、国防に関しては、海軍・海兵隊が主体となって能力向上を図りながらその任に当たっている。一方、海洋安全保障問題に関しては、上述したとおり、現在ではコーストガードの権限を有する海上安全保障局（BAKAMLA）が設置されており、同局が一義的には海上法執行機能を管轄し、実際には海上警察が主体となってその任に当たっている。しかし、インドネシア国内法の規定により、口径 20 ミリを超える砲は海軍でしか使用することが出来ない⁸。口径 20 ミリの砲とは、しきしま型に代表される日本の海上保安庁の大型巡視船に兵装されている機銃（20 ミリないし 35 ミリ）と同等である。したがって、この口径 20 ミリを領海警備などに際して必要な、相手側船舶に対する有効レベルの抑止力や強制力だと仮定すると、その力を発揮するためには、BAKAMLA・海上警察ではなく海軍が対応せざるを得ない。こうした国内事情もあり、BAKAMLA・海上警察のハード面での能力向上には一定の制約がある。

一方で、日本経済の生命線とも言われるマラッカ・シンガポール海峡の安全・治安の確保は、我が国にとっても重要な課題である。そこで、インドネシア海上警察の能力向上に資するべく、日本政府は、2008 年、100 トン級の巡視艇 3 隻を供与している。それだけでなく、同艇の運用や維持・メンテナンスに関するノウハウの提供を目的に、同型艇の船長経験のある海上保安官を、JICA を通じて運輸省海運総局に派遣している。日本が供与した 3 隻は、インドネシア海上警察が保有する巡視艇の中で、最も有能な船として重宝されており、北スマトラ州ブラワン、リアウ州ドゥマイ、リアウ諸島州バタムの 3 カ所に主に配備され、3 カ月交代で配備先をローテーションしている。2014 年 3 月に発生したマレーシア航空機の行方不明時には、1 隻がアチェを拠点に海峡での捜索に参加したほか、2011 年にはバタムでタンカーを襲った海賊を逮捕した実績もある⁹。

この他最近では、2016 年 10 月に、日本とインドネシア、そしてインドの 3 カ国の海上保安機関がジャカルタ沖合で合同訓練を実施している。この訓練は、インドネシア海上警察が放射性物質を積んだ不審船を発見したという想定で行われ、情報を受けた海上保安庁の巡視船「えちご」とインドの巡視船が洋上で船を発見し、汽笛や旗を使って停船命令を

⁸ 海洋政策研究財団（2007）『日本とインドネシアとの海洋安全保障ダイアログ』

⁹ 「海賊対策や救難で活躍 日本供与の巡視艇第 1 号 海保専門家西分氏が報告」『じゃかるた新聞』2014 年 6 月 30 日。

出すという流れで実施された。不審船の停戦後、インドネシア海上警察の職員が不審船に乗り込んで船員を拘束したあと、「えちご」の甲板で、職員らを除染する訓練も行われ、3カ国それぞれの海上保安機関が互いの連携を確認した。今後もこうした訓練を通じ、海軍に比して非力とされるインドネシアの海上警察の質的能力の向上が図られることになっており、将来的には、インドネシアの海洋安全保障上の課題とされる海上警察と海軍との役割分担の明確化なども改善されていくことが期待される。

9. ウィドド大統領の就任と「海洋国家構想」のスタート

これまでも触れてきたが、インドネシアの海洋政策を論じる上でもっとも重要な出来事の一つといえるのが、ウィドド大統領の就任と彼の提唱する「海洋国家構想」のスタートである。

ジョコ・ウィドド (Joko Widodo) 氏は、2014年10月20日、第7代大統領に就任（任期5年）した。インドネシアにおいて、軍人や側近、名家の出身ではなく庶民出身者が大統領になるのは初めてである。また、直接選挙により選出された大統領は、第6代大統領であるユドヨノ氏に続いて2人目となる。

ウィドド大統領は、選挙期間中、選挙管理委員会に9項目からなる選挙公約を提出している。これが「Nawa Cita 優先的9項目」であるが、その要旨は次のとおりである。なお、開発計画庁は、その後、この「Nawa Cita」をSDGsと関連付けた上で、国家中期開発計画（2015-2019年）にSDGsを統合し、実践を進めている。

1. 国権を基とし、海洋国家としてのアイデンティティを強化する統合的な、独立外交、信頼ある治安、国防建設を通し、全インドネシア国民を保護、安心感を与える。
2. 政党、選挙、代表機関の組織改革を通して民主主義の統合強化を継続することで、民主的な各機構に対する信頼性を回復させる。クリーンで効果的、民主的で信頼性があるコーポレートガバナンスを絶え間なく築き上げる政府をつくる。
3. 統一国家の柱として周辺村落、地方村を強化することで周辺からインドネシアを建設する。
4. 信頼性、尊厳があり、汚職から自由な法の確立と体制改革を行うことで、国家の弱体化を断固、防ぐ。
5. 「Indonesia Pintar (かしこいインドネシア)」プログラムにより教育と訓練の質を上げ、「Indonesia Kerja (働くインドネシア)」、「Indonesia Sejahtera (福祉インドネシア)」プログラムによって福祉の質を上げる。更に、農地改革、900万ヘクタール土地所有プログラム、助成金を利用した廉価マンションや統合集合住宅、社会保障を推進することで、2019年に向け、国民生活の質を上げる。
6. 国民生産性及び国際競争力を押し上げ、インドネシア国民が他のアジア諸国と共に

進歩、奮起できるようにする。

7. 国内経済戦略各セクターの動員により、経済的自立を達成する。
8. インドネシア教育カリキュラムの中で、歴史教育、国民形成、愛国心の価値、祖国愛、国防精神、そして道徳といった均衡のとれた国家教育の側面を前面に出した計画を通して、国民のキャラクター改革を行う。
9. 多様性教育を強化し、対話の機会を設けることで、多様性を揺るぎないものとし、インドネシアの社会的復権を強固にする。

そして、就任当日に行われたウィドド大統領の就任演説の主旨は次のとおりであるが、彼はインドネシアを改めて海洋国家であると位置づけ、海洋を経済・文化を支える存在として重視する姿勢を打ち出した。

「われわれはたった今、偉大な民族である私たちの希望をかなえるため、懸命に仕事をすることを明言する宣誓を行った。...重い歴史の任務は共に統一国家を守り、相互扶助や懸命に仕事をすることで担うことができると確信する。これは偉大な民族となるための条件だ。民族分裂の懸念にとらわれては偉大な民族になれない。また懸命に仕事をしなければ真の独立を果たすことはできない。... 海洋国としてのインドネシアを取り戻すためには懸命に働かなければならない。大洋や海、海峡、湾はわれわれの文明の未来である。われわれはあまりにも長きにわたり海に、大洋に、海峡に、湾に背を向けてきた。今こそわれわれはこれら全てを取り戻し、海にこそ栄光をもたらそう。われわれの祖先の信条をもう一度響き渡らせることができるはずだ。(下線筆者加筆)」

これが、海外依存体質からの脱却を目指す「海洋国家構想」であり、ウィドド政権の海洋政策の基本となっている。同構想を推進すべく、ウィドド大統領は、就任間もない2014年11月4日に、港湾整備や土地整備を優先するためにインフラ整備の優先順位を見直すと発表した。また、財政赤字の原因となっている燃料価格への国家補助金を減額し、インフラ整備のための資金を確保するため、11月18日には、燃料価格の30%引き上げを発表した。

2015年3月に日本を訪問したウィドド大統領は、23日に安倍首相と日・インドネシア首脳会談を行った。その結果、「海洋と民主主義に支えられた戦略的パートナーシップの更なる強化に向けて」と題する共同声明が発表された。同声明においては、「共に海を通じて広く世界に開かれた海洋国家の首脳として、自由で開かれ、安定した海洋が、地域と国際社会の平和・安定及び繁栄にとって不可欠であることを確認」した上で、①「日本・インドネシア海洋フォーラム」を可及的速やかに立ち上げる、②海上保安能力向上、水産業振興、海洋生物資源管理、造船産業・海運業振興、港湾等インフラ整備・連結性向上、海上交通

安全対策の強化等について協力していく、③両国間の防衛協力の一層の進展に繋げていくための両国間の「外務・防衛閣僚協議」を開催する、などといった幅広い協力関係の向上策が明記された。

ウィドド大統領は、2015 年 11 月にミャンマーで開催された東アジアサミットにおいても「海洋国家構想」に触れている。彼は、「インドネシアは世界海洋国枢軸（World Maritime Axis）の一角をなす」と宣言し、インドネシアをインド洋国家と米中などの太平洋国家の「結節点」とであると位置付けた上で、インドネシアの海上貿易、海洋インフラ、海洋安全保障に政策の焦点を当て、海洋国家としての力量を大幅に増大させる意図を表明した。そして、具体的な政策の柱としては、①海洋文化構築、②海洋資源管理（エネルギー、漁業）、③海洋インフラ強化（港湾、海運、観光）、④海洋外交（境界線紛争の解決、海賊対策）、⑤海洋防衛（主権・資源の防衛、航行の安全の確保）の 5 点を主張した。これが「Global Maritime Fulcrum（GMF：国際的な海洋軸）」と呼ばれるアジェンダであり、「海洋国家構想」などと並び現在のインドネシア海洋政策の柱の一つとなっている。

以上のとおり、ウィドド政権下のインドネシアにおいては、「Nawa Cita」「海洋国家構想」「GMF」が政治・経済・外交・軍事など様々な面での政策立案・決定に強い影響力を与えている。実際、2015 年からスタートした国家中期開発計画においても、海洋は開発優先分野の一つに掲げられている。

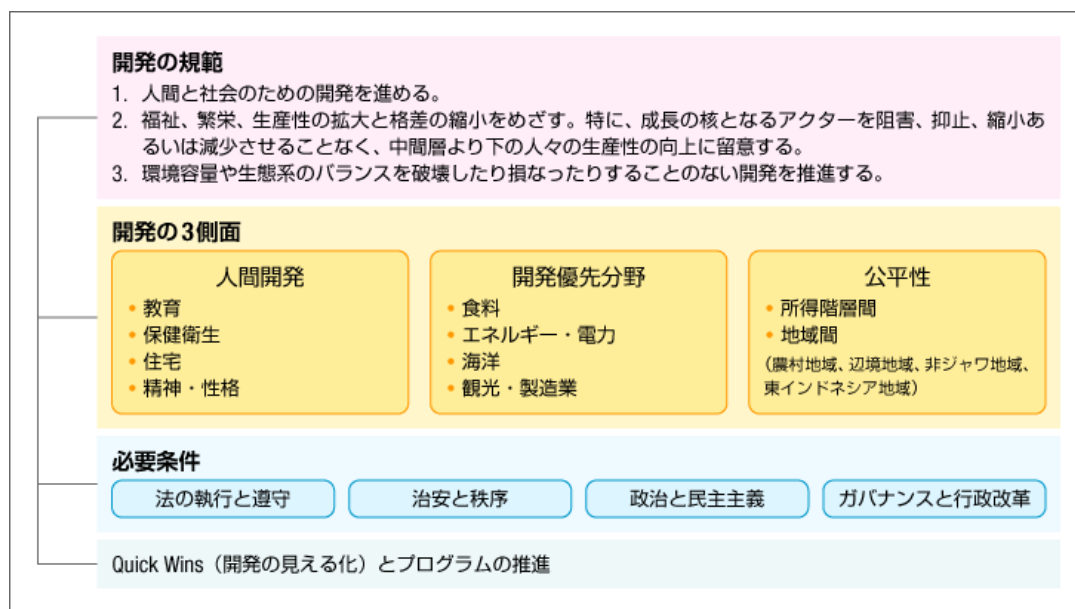


図 5：ウィドド政権下の国家中期開発計画（2015-2019 年）

上述したように、同構想は外国依存からの脱却を意図したものであるが、それは「強いインドネシア」を目指す動きへと結びついている。例えば、同構想の実現に必要な海洋資源を確保するため、インドネシアは領海内での違法操業の取り締まりを強化している。

ウィドド大統領就任直後の 2014 年 12 月 5 日には、ベトナムの違法漁船 3 隻を爆破したほか、12 月 8 日には中国の違法漁船 22 隻を拿捕するなど、強硬姿勢を実際の態度で示している。最近でも、インドネシアのスシ海洋・水産相が、2016 年 4 月 2 日に開催した記者会見において、拿捕しながら中国の監視船に体当たりを受けて奪われた違法操業容疑の中国漁船返還を中国側に求め、この漁船を「例外扱いせず」に爆破する方針を示している。この中国漁船は、2016 年 3 月にインドネシア領ナトゥナ諸島沖の排他的経済水域（EEZ）内で違法操業中に摘発されたとされるが、インドネシア当局の公船が曳航中、武装した中国海警局の船舶に奪い捕られたものである。スシ海洋・水産相は、逮捕した 8 人の中国人同漁船員について、船長ら 3 人を起訴する方針も示している。

ウィドド大統領のこうした海洋政策に対し、日本政府は共に海洋国家であるとの認識に立ち、戦略的パートナーシップの構築を主軸として協力する姿勢を示している。

2016 年 10 月 7 日、安倍首相は、来日中のルフット・パンジャイタン海事担当調整大臣の表敬を受けた。席上、安倍首相はインドネシアとの海洋協力重視の姿勢を改めて表明し、特に、海上保安機関への協力、水産資源管理に関する能力向上支援、防衛装備協力を含む安保協力を積極的に進めていくことや、経済関係についても、税制の適正運用などについて協力を得たいことなどを言及した。これに対し、ルフット大臣は、インドネシア周縁部開発、防衛産業発展、PKO といった各種分野での協力を推進したい旨述べている。

今後も、インドネシアはウィドド大統領の海洋国家構想の実現に向け、我が国を含めた多くの国の協力を得ながら、各種海洋政策の推進に傾注していくものと考えられる。

第12章 オーストラリア

オーストラリアは、世界有数の国土面積を誇る大陸国家であるだけでなく、海洋国家でもある。さらに、南極大陸の領有を主張する国家の1つであり、約 5,896,500km² の南極領土の領有を主張している。これに伴い、オーストラリアは、7,272km の南極大陸の海岸線、およびその海岸線から 200 海里の EEZ、ならびに南極大陸を基にする大陸棚に対する主権的権利を宣言している¹。

1998 年、世界に先駆けて、オーストラリア連邦政府は海洋に関する包括的政策指針である「オーストラリアの海洋政策」を策定したことで一躍海洋管理の先駆者となった。ただしその後の実施状況は、依然として複雑化・分権化の状態にある²。2004 年から 2007 年にかけて「オーストラリアの海洋政策」は抜本的な見直しが行われた。その結果、関連する実施機関は再編され、以降海洋生態系の保全・管理に焦点を絞った管理計画の策定が行われた。オーストラリアの海洋政策方針は環境保護・保全方向へと固められたように思われたが、近年の保守連合政党の公約は沿岸の石油・ガス開発や漁業権者の利益を重視するものに変化してきている。

1. 海洋基本法令

オーストラリアは海洋に関する事項を総合的に扱う海洋基本法を持たないが、1998 年に策定され、2004 年に見直しが行われた「オーストラリアの海洋政策(Australia's Oceans Policy)」という総合的政策枠組みを有している。当該政策に基づく計画実施は様々な形態を取り、中には法律によって担保されるものもある³。関連が深い法律として、1999 年の「環境保護生物多様性保護法(Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999, EPBC 法)⁴」が挙げられる。

¹ 南極大陸の領有主張については国際的に争いが存在するが、南極大陸の平和利用を定めた 1959 年の南極条約において紛争の「凍結」が取り決められている。南極大陸に対する態度としては、日本のように南極大陸に対していかなる国家の領有も許容されるべきではないとするノン・クレイマントの立場、領有権の主張をするクレイマントの立場が対立するが、南極条約はいずれの立場も肯定あるいは否定するものではない。参考：池島大策『南極条約体制と国際法：領土、資源、環境をめぐる利害の調整』（慶応義塾大学出版会、2000 年）。

² Jonna Vince et al, “Australia's Oceans Policy: Past, Present and Future,” *Marine Policy*, 57, (2015), p.1.

³ 「オーストラリアの海洋政策」自体は法律ではないものの、その政策の運用には、オーストラリアの海洋を規律する既存の法律のすべてを考慮する必要があるとされる。; See, Biliana Cicin-Sain et al (eds.), *Routledge Handbook of National and Regional Ocean Policies*, (New York, 2015)(hereinafter, “Routledge Handbook”), p.137.

⁴ *Id.*

(1)環境保護生物多様性保護法(EPBC 法,1999 年)

1999 年の「環境保護生物多様性保護法(EPBC 法)」は、オーストラリア政府による一連の環境立法の中核を占める法律であり、国内・国外の重要な動植物、生態学的共同体や遺産登録地を保護し、管理するための法的枠組みを提供している。国家計画が連邦政府および州政府・テリトリー政府と共同して策定される一方、実施に関しては、連邦政府は国家的な環境保護の重要性について、州・テリトリー政府は州および地方のそれについて、各自個別的に責任を負う形式をとる。

同法は環境省により所管される。2000 年 7 月 16 日に初めて施行され、以来 20 回以上の改正を重ねている。オーストラリアの海洋政策の環境部分と同法が関連付けられたのは同法の施行 5 年を経た 2005 年のことであり、このとき、オーストラリアの海洋政策の一部である地域海洋計画(Regional Marine Plans, RMPs)(後述)を実施するための法として EPBC 法が位置づけられた。

その後 RMPs は海洋バイオリージョン化計画(Marin Bioregional Plans, MBPs)に置き換えられたが、MBPs も EPBC 法のもとで規律される。

EPBC 法第 176 節によれば、環境・遺産・文化省大臣は MBPs について計画案を公開協議にかけ、仮にその計画がオーストラリアの政府管轄領域を超えるようであれば、州およびテリトリー政府と協力することができるとされる。

このほか EPBC 法の実施を担保するために「環境保護生物多様性保存のための規則(Environment Protection and Biodiversity Conservation Regulations)」が定められており、EPBC 法を実施するための原則や詳細が定められている。

(2)1973 年の海洋および沈降地法(SSL Act,1973 年[2008 年改正])

現在、オーストラリアの管轄海域の範囲および権限の限界は国連海洋法条約(UNCLOS)に従って定められており、UNCLOS の規定を国内的に担保するのは 1973 年の「海洋および沈降地法(Seas and Submerged Lands Act)」である。同法は領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚に対するオーストラリアの管轄権等を定める⁵。

1958 年の大陸棚条約の批准に合わせて制定された 1973 年の「海洋および沈降地法」は、UNCLOS の批准に合わせて 1994 年に改正され、EEZ 等についての定義等に関する規定が設けられた。同法は海域の定義に UNCLOS の条文をそのまま使用しているほか、EEZ に対してオーストラリアが及ぼす権限も UNCLOS の規定に沿ったものである。

(3)沿岸水域(州権限)法(CW (SP)法)、沿岸水域(ノーザンテリトリー権限)法(CW(NTP)法)

1980 年の沿岸水域(州権限)法(Coastal Waters (State Powers) Act, CW(SP)法)および沿岸水

⁵ *Seas and Submerged Lands Act 1973*, published in the Commonwealth of Australia Gazette No.S29, 9 February 1983.

域(ノーザンテリトリー権限)法, CW(NTP)法)は、州政府とテリトリー政府が沿岸水域に及ぼす権限について定めている。規定には、オーストラリアの海域における連邦政府と州政府・テリトリー政府の権限配分が反映されている。

かつてオーストラリア連邦政府と州政府・テリトリー政府との間には、管轄水域の権限関係に関する争いが存在していた。この争いは国内裁判所における裁定を経たのち、1979年の海洋に関する憲法的決定(Offshore Constitutional Settlement, OCS)により確定された。「沿岸水域(州権限)法(Coastal Waters (State Powers) Act, CW(SP)法)」および「沿岸水域(ノーザンテリトリー権限)法,(Coastal Waters (Northern Territory Powers) Act, CW(NTP)法)」(以下、併せて「沿岸水域2法」)は、当決定の結論を法律として整備したものである⁶。

(4)オーストラリアの海域における連邦政府と州政府・テリトリー政府との権限関係

沿岸水域2法ならびに(2)で挙げたSSL法では、オーストラリアの領海12海里までの海域(国際法上の内水を含む)が3つに区分される。すなわち、かつて植民地政府に帰属するとされていた、湾または入り江の陸の突出部を結ぶ線の陸側である内水(Inland Waters, Internal Waters)、低潮線から3海里までの沿岸水域(Coastal Waters)、低潮線から12海里までであって、先の2つの海域を除く水域である領海(Territorial Sea)という区分である⁷。このうち伝統的に内水は各州政府が管轄しており、一方で領海は連邦政府が管轄してきた。沿岸水域の管轄権は、当初連邦政府が保持していたが、1979年のOCS⁸により州政府へ権限が移譲された。

2. 海洋基本政策

(1)オーストラリアの海洋政策(Australia's Oceans Policy)

オーストラリアでは1980年代末より、海洋における諸活動の活発化、およびUNCLOSや生物多様性条約(CBD)等の国際条約の批准に伴い明確化したEEZの管理義務に対して、縦割りのでない総合的な海洋管理体制に対する社会的要請が高まっていた。1990年代、Paul Keating 首相は積極的に海洋と環境に対する取組みを行い、1995年には「統合的な海洋戦略」を公表している。これらの海洋政策が、政権交代後 John Howard 首相の下でも維持され、1998年、Hon Warwick Parer 資源・エネルギー大臣により「オーストラリアの海洋政策(Australia's

⁶ 松山利夫「オーストラリアにおける先住民の海域囲い込みと宗教資源——ノーザンテリトリー・クローカー島の事例を中心に——」『先住民による海洋資源利用と管理：漁業権をめぐる人類学的研究 Indigenous Use and Management of Marine Resources』(2002年)208頁。

⁷ *Id.* なお、同様の定義は「海洋の石油及び温室効果ガス貯留法 (Offshore Petroleum and Greenhouse Gas Storage Act, OPGGS 法)」(2006年制定、2017年最終改正)においても参照することができる。OPGGS法は沿岸水域2法の修正等を定めていないので、複数の法律が Coastal Water について同一の定義を置いている状況にある。

⁸ Offshore constitutional settlement A milestone in co-operative federalism, (Australian Government Publishing Service, 1980).

Oceans Policy)」が課題報告書の形で公表された。「Caring, Understanding, Using wisely」をスローガンに掲げ、セクター間の統合的な政策形成を目指したこの政策は、世界でも先駆的なものとみなされ、そのデザインと実施メカニズムが世界的に高く評価された⁹。

ただしその後の実施状況は、依然として複雑化・分権化の状態にある¹⁰。2004年から「オーストラリアの海洋政策」は抜本的な見直しを受けた。その結果、関連する実施機関は再編され、以降海洋生態系の保全・管理に焦点を絞った管理計画の策定が行われるようになった。オーストラリアの海洋政策方針は環境保護・保全方向へと固められたように思われたが、近年の保守連合政党の公約は沿岸の石油・ガス開発や漁業権者の利益を重視するものに変化してきている。

現在オーストラリア連邦政府の海洋部門における活動は、EPBC 法の下で定められる海洋バイオリージョナル計画(MBPs)に関して指針が提供されているのみである。その他の部分は、「オーストラリアの海洋政策」の策定前と変わらずセクターごとに分かれた実施がなされている¹¹。

3. 海洋政策推進体制

(1) 「オーストラリアの海洋政策」 関連機関

「オーストラリアの海洋政策」は省庁間、あるいは連邦-州間の調整機関を利用して地域海洋計画を発展させていくよう規定していた。このような政策の実施を主に担当する調整機関として、1998 年当時は 4 つの調整機関、すなわち①国家海洋閣僚理事会(National Oceans Ministerial Board, NOMB)、②国家海洋局(National Oceans Office, NOO)、③国家海洋諮問グループ(National Oceans Advisory Group, NOAG)、④地域海洋計画運営委員会(Regional Marine Plan Steering Committees)が指定された。

①国家海洋閣僚理事会(NOMB)は、環境遺産大臣を筆頭にした主要閣僚で構成され、地域海洋計画の政策意思決定機関として、②国家海洋局(NO)は、NOMB の支援を受けつつ、海洋政策の計画策定と実施のイニシアチブをとり、主導的に事務局活動、技術的支援および計画を行う組織として、③国家海洋諮問グループ(NOAG)は、企業、共同体および政府の利害関係者による諮問機関として、④地域海洋計画運営委員会は、地方の利害関係者を含めて組織され、地方において計画の具体的な運営をすることが想定された。

このうち①国家海洋閣僚理事会(NOMB)は 1999 年にオーストラリアの海洋政策に関係した事項についての主な政策決定機関として発足した¹²が、2004 年の John Howard 首相による政策見直しの結果、廃止され、海洋管理会議(Oceans Board of Management, OBOM)に置き

⁹ *Supra* note 2, p.1.

¹⁰ *Id.*

¹¹ *Id.*

¹² 環境財産省(議長)、農業漁業森林管理省、工業・観光資源省、教育科学訓練省、運輸地域サービス省の大臣で構成された。See, *supra* note 3 (Routledge Handbook), p. 141.

換えられた。

また②国家海洋局(NOQ)は、2004 年の見直しによって主導的な実施機関としての地位を失い、環境遺産省の海洋生物多様性局(Marine and Biodiversity Division)に再編された。更に NOQ は 2007 年、環境・水・資源省の海洋生物多様性局の中の一部門として再編され、続く 2008 年、環境・水・資源省の後継である環境・水・遺産・文化省から除外された。

このほか、③国家海洋諮問グループ(NOAG)も、2008 年に解体されている。

以上 4 つの調整機関のほかにも、コモンウェルス諸国間における協力機関等が同政策内で指定されている。オーストラリアとニュージーランドの環境保全委員会(Australian and New Zealand Environment and Conservation Council, ANZECC)は、これを通じて海洋環境政策一般の問題を協議するよう言及されていた。ただしこの ANZECC も 2001 年に解体され、天然資源管理閣僚委員会(Natural Resource Management Ministerial Council, NRMCC)が後継機関となっている¹³。

政策内で指定された機関の他にも、非政府系のステークホルダーを含めた横断的機関として、海洋政策科学諮問グループ(Oceans Policy Science Advisory Group, OPSAG)や国家海洋諮問グループ(National Oceans Advisory Group, NOAG)が設立された。OPSAG は、組織を維持しつつ、2014 年に国家海洋科学委員会(National Marine Science Committee, NMSC)に改名している。

表 1：オーストラリア海洋政策関連機関

機関名	機能・構成	展開
国家海洋閣僚理事会(National Oceans Ministerial Board, NOMB) 1999-2004	地域海洋計画の政策意思決定機関。環境遺産大臣を議長とした主要閣僚（農業漁業森林管理省、工業・観光資源省、教育科学訓練省、運輸地域サービス省）で構成される	廃止され、その代わりとして海洋管理会議(下記)が設立される
海洋管理会議(Oceans Board of Management, OBOM) since 2005	海洋問題に関して利害関係を持つ連邦政府の省庁の長から構成。海洋問題に関わる省庁高官の間での議論の場として設立される。	
海洋政策科学諮問グループ (Oceans Policy Science Advisory Group, OPSAG) 1998-2014	海洋科学に関連するオーストラリア政府および政府研究機関、および非政府の科学関係者によって構成。政府の海洋科学機関内、およびオーストラリアの海洋科学コミュニティ間での情報共有および協力の推進。	2014 年に、国家海洋科学委員会(National Marine Science Committee, NMSC)に改名。

¹³ Marcus G. Haward & Joanna Vince, *Oceans Governance in the Twenty-first Century: Managing the Blue Planet* (2008), p. 110.

国家海洋局(National Oceans Office, NOO) 1999-2008	海洋政策の実施に関して責任を負う。イニシアチブをとり、事務局および技術的支援および計画を行う。	2004 年：環境・水・遺産・文化省の海洋生物多様性局(Marine and Biodiversity Division)に設置。この時、実施機関としての地位を失う。 2007 年：環境・水・資源省の海洋生物多様性局に統合される。
国家海洋諮問グループ(National Oceans Advisory Group, NOAG) - 2008	企業、共同体および政府の利害関係者のハイレベルグループ。観光、先住民、保全、港湾、通商、商漁業等、海洋政策科学諮問委員会などからの代表で構成される。	2008 年に解体。
地域海洋計画運営委員会 (Regional Marine Plan Steering Committees)	地方の利害関係者との協同協議のために設立。	
オーストラリアとニュージーランドの環境保全委員会 (Australian and New Zealand Environment and Conservation Council, ANZECC) 1992-2001	行政政策のすり合わせや協議の円滑化のために設けられた、オーストラリアおよびニュージーランドの環境省からなる共同機関。オーストラリアの州環境大臣も参加。	2001 年に廃止され、天然資源管理閣僚委員会（下記）が設立される
天然資源管理閣僚委員会 (Natural Resources Management Ministerial Council, NRMCMC) 2001-	ANZECC の後継機関。オーストラリアの海洋・沿岸の問題を含む、あらゆる天然資源管理の観察、分析、報告を行う。	

(2)主導機関の推移

主導機関¹⁴は、1999 年から国家海洋局であり、および 2004 年から 2006 年まで、環境遺産省にある国家海洋局であった。更に国家海洋局は、2007 年から環境・水・資源省の海洋生物多様性局に統合された。国家海洋局の環境・水・資源省への統合以降は、海洋に関する各分野が異なる政府機関で扱われている。

4. 沿岸域総合管理

オーストラリア政府は 1995 年に「オーストラリア連邦沿岸政策(Commonwealth Coastal Policy)」を発表し、この実施は州政府等との間に結ばれる了解覚書(Memorandum of Understanding)を通じて各州政府により行われ、その後 1997 年には国家遺産トラスト・イ

¹⁴ *Supra* note 3 (Routledge Handbook), p.39 [table 1.6] Institutional aspects of national and regional ocean policies.

ニシアチブの一部として、沿岸域に関連するプログラムとして再編された¹⁵。

1998年に「オーストラリアの海洋政策」による一般的な政策指針が示された後にも、NOO以外の部署において沿岸域の総合的管理についてのプロセスが進められていた。

例えば ANZECC の後継機関である天然資源管理閣僚委員会(NRMMC)では、連邦と州政府にまたがる活動に関して統合的な意思決定を行ってきた。その例として、2006年の「沿岸域総合的管理のための国家的協働アプローチ——枠組みおよび実施計画——(National Cooperative Approach to Integrated Coastal Zone Management - Framework and Implementation Plan)」が挙げられる。

同枠組みの目的は、沿岸域の問題がオーストラリアの全政府に関連しうることを認めた上で、沿岸域管理のための協力的アプローチを促進させることである。同枠組みは、オーストラリアにおける沿岸域の問題に対処するための実施計画を、州と連邦が共同して発展させていくための基礎を提供している。

5. 領海の管理

前述のとおり、オーストラリアの領海は SSL 法によって定められる。オーストラリアの海域管理は領海や EEZ を一体的に捉えた上で、海域等の特性に応じて分類される海洋区域に従って行われる。よって、以下の「排他的経済水域等の管理」において領海における管理体制を併せて扱う。

6. 排他的経済水域等の管理

オーストラリアは EPBC 法に基づいて海洋バイオリージョン化計画を進めている。現在オーストラリアの EEZ のうち約 80%が海洋生物地域に指定され、そのもとで海洋保護区や海洋国立公園等として管理されている。

(1)地域海洋計画：RMPs

地域海洋計画(Regional Marine Plans, RMPs)とは、異なるセクターや管轄領域の間の利害関係や保全のための必要性を総合し、総合的かつ生態系に基づく計画管理を行うための計画であり、広域海洋生態系(Large Marine Ecosystems)に基づくのが特徴である。同計画は国家海洋閣僚理事会(NOMB)によって承認され、その計画の発展や改善が地域海洋計画運営委員会によって、複合的なステークホルダーを含めて行われるよう「オーストラリアの海洋政策」に定められていた。また同政策には、このような RMPs に沿って、国家海洋保護地域体系(National Representative System of Marine Protected Areas, NRSMPA)を進めるよう定められていた。

¹⁵ Nick Harvey & Brian Caton, *Coastal Management in Australia* (University of Adelaide Press 2010), p.210.

オーストラリア政府は、「オーストラリアの海洋政策」の署名後も、これを実施するための立法を行ってこなかったが、2005年によく同政策の一部である RMPs のために EPBC 法の第 176 節を用意した。

RMPs はオーストラリア連邦科学産業研究機構(Commonwealth Scientific and Industrial Research Organization, CSIRO)によって定義される広域海洋区域(Large Marine Domain, LMD)ごとに進めるものとされ、オーストラリアの EEZ は全てこの LMD によって 13 の海洋区域に分けられている¹⁶。この LMD の海洋境界は、RMPs に利用されている。

NOO は、1998 年から CSIRO の海洋調査部と連携して LMD のためのデータ取得と改良を重ね、2004 年には南東部海域(South-East Marine Region)にて初の RMP を策定した。一番初めの RMPs として計画されていた南東部海域 RMPs であったが、執行機関として予定されていた NOO の設立が遅れたこと、新機関である海洋管理理事会および海洋政策科学諮問委員会(Oceans Board of Management and the Oceans Policy Science Advisory Group, OPSAG)の設立等が理由となり進行が遅れ、公表に 5 年の歳月をかけている。

(2)海洋バイオリージョン化計画：MBPs

海洋バイオリージョン計画(Marine Bioregional Planning, MBPs)は、海洋環境の理解と、保全活動やその発展のため、より良い政策決定が行われるよう RMPs が発展したものである。

2004 年に南東部海域 RMPs が策定された後、2005 年、環境遺産省の NOO は「オーストラリア国家海洋バイオリージョン化(National Marine Bioregionalisation of Australia)」という報告書をまとめた。これはオーストラリアにおける海洋計画および海洋管理を発展させるために、オーストラリアの海を生態学的、地理的、社会的な基準を複合して特定される「バイオリージョン」に割り当てる、という大規模な国家科学プロジェクトであった¹⁷。以降、同報告書を指針として MBPs が進められている。

「オーストラリアの海洋政策」の実施プログラムとしての位置付けは、こうして RMPs から MBPs へと引き継がれ、MBPs は RMPs の後継として EPBC 法の枠組みに組み込まれた。この背景には、EPBC 法第 176 節が「バイオリージョン化計画(bioregional plans)」による生物多様性の保全および文化財の保護等を想定していたものであることや、RMPs の執行機関 NOO が、2004 年から進められていた「オーストラリアの海洋政策」に関わる政策の見直しを受けて EPBC 法の主管省庁である環境庁に統合されたことなどがある。

2005 年の「オーストラリア国家海洋バイオリージョン化」報告書に基づくプロジェクトは、2006 年、新たに「オーストラリア海洋・沿岸暫定地域区分(IMCRAv3.3)」で行われていたプロジェクトと統合され、「オーストラリアの総合的海洋・沿岸リージョナリゼーショ

¹⁶ Research Data Australia (<https://researchdata.andcs.org.au/large-marine-domains-economic-zone/681064>), (last visited 16 February 2017). 13 海洋区域は以下のとおり。Northern; North-eastern; Eastern-central; South-eastern; South-western; Western-central; North-western; Norfolk; Sunda; Macquarie; Kerguelen; Australian Antarctic; and South Tasman Rise.

¹⁷ *Supra* note 3 (Routledge Handbook), p.153.

ン(IMCRAv4.0)¹⁸」としてオーストラリア政府によって承認された。IMCRAv3.3において進められた沿岸区域の海域区分作業と MBPs が合わさることで、IMCRA4.0 は、オーストラリアの沿岸から EEZ の端までをカバーする事業となった。

MBPs によれば、オーストラリアの連邦海域は大きく 6 つの海域に区分され、南西部、北西部、北部、温帯東部、南東部、珊瑚海に区分けされている。2010 年、(既に RMPs が策定されている) 南東部海域を除き、MBPs の第 1 段階であるバイオリージョナル・プロフィールが北部、東部 (珊瑚海および温帯東部¹⁹)、北西部、南西部について発表された。そして、北部、温帯東部、北西部、南西部の MBPs が 2012 年までに策定され、最終計画が発表された。この一方で、南東部海域 RMPs は未だ MBPs に変換されていない。

この MBPs の成果として、オーストラリア政府は、例えば既存の科学的知見と現地の人間活動のデータを加味した「国家保全価値地図(National Conservation Value Atlas)」が作成されたこと等を挙げている。

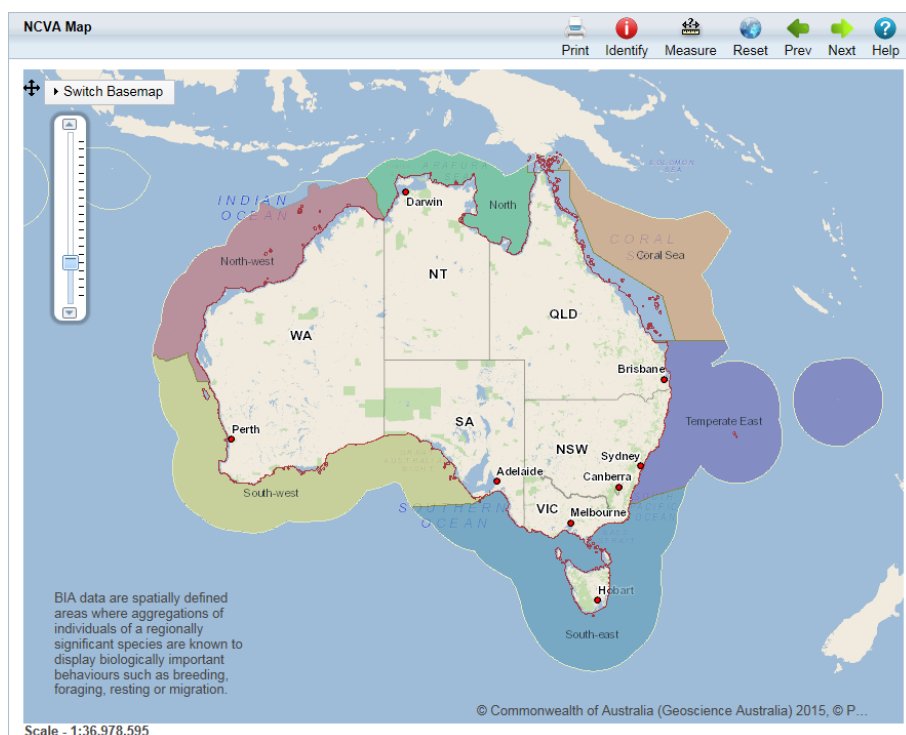


図 1 : オーストラリアの海洋区域
(出典 : オーストラリア国家保全価値地図サイト²⁰より)

¹⁸ 南極領土と MacDonalld 諸島は、当該政策が適用されない。See, *supra* note 3 (Routledge Handbook), p.134.

¹⁹ 東部地域は温帯東部と珊瑚海で構成されており、MBPs は東部地域に対して策定されている。珊瑚海には 2009 年に珊瑚海保全区域(Coral Sea Conservation Zone)が設定された。

²⁰ NCVA Map, (<https://www.environment.gov.au/webgis-framework/apps/ncva/ncva.jsf>, March 7, 2017).

7. 重要施策

(1)連邦海洋保護区

上述の海洋バイオリージョンは、海洋保護区(Marine Protected Area)や海洋国立公園(Marine National Park)、特定目的のための区域(Special Purpose)等のための管理に役立てられている。オーストラリアには海洋保護区の基礎が複数存在し、一方は上述の EPBC 法である。EPBC 法の第 4 段は「連邦保護区」を規定しており、これに準じて環境・持続可能性・水資源・人口・地域社会省が中心となって連邦海洋保護区のプロセスを実施している。

もう一方は、国際的な MPA 設置のためのプログラムである。オーストラリアは締約国に環境保護を義務付ける CBD および UNCLOS の締約国であり、このような条約の義務履行に、国際自然保護連合 (IUCN) や、IUCN の使命を達成するための機関である世界保護地域委員会 (WCPA) のプログラムが積極的に利用されている²¹。

2012 年には、既存の海洋保護区に新たな海洋保護区を追加して「連邦海洋保護区ネットワーク(Commonwealth Marine Reserves Network)」が承認されたが、政権交代によって実現はしなかった²²。その後は専門家科学パネルおよび生物地域諮問委員会と環境大臣との間で「海洋保護区」の管理手法の見直しが行われ、現在は、国立公園局長による新たな管理計画の策定が開始されている。同計画は 2016 年 10 月 31 日に第一次調査期間を終了し、各地域における保存管理計画の草案を発展させるためのコメントを集約している。

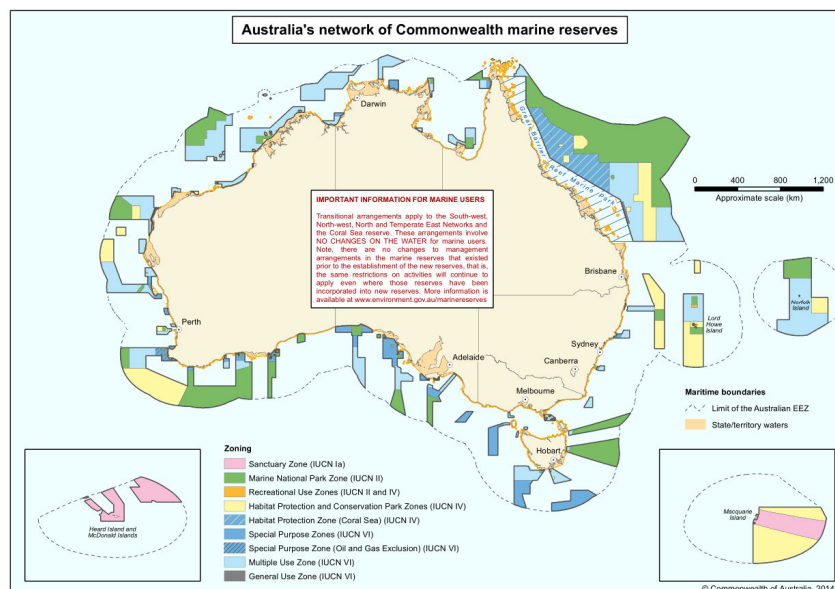


図 2：オーストラリアの海洋保護区ネットワーク

(出典：オーストラリア環境・エネルギー省 HP)

²¹ *Supra* note 3, p. 147.

²² 2013 年 3 月には、South-west, North-west, North and Temperate East reserve networks and the Coral Sea marine reserve に対する管理計画が承認されていた。

(2) グレート・バリア・リーフ

オーストラリアのクイーンズランド州沿岸 2,300km に広がるグレート・バリア・リーフは、2900 のサンゴ礁からなる世界最大の単一のサンゴ礁群生海域である。極めて豊富な生物多様性を有し、1600 種以上の魚種をはじめとする数千種の生物が生息する²³。グレート・バリア・リーフは、オーストラリアにおいて海洋保護の象徴的存在であると同時に、年間 51 億豪ドルの観光収入を生み出す重要な観光資源でもある²⁴。

クイーンズランド州政府、およびオーストラリア連邦政府は、1975 年から「グレート・バリア・リーフ海洋公園法(Great Barrier Reef Marine Park Act, GBRMP)」を制定して、協同で海洋汚染等の脅威からグレート・バリア・リーフを保護し、管理してきた²⁵。両政府の協同関係は、その後 1979 年にエメラルド合意(Emerald Agreement)によって文書として定式化され、2009 年には気候変動などの要因を踏まえ、現代的な政府間枠組みを提供するよう「グレート・バリア・リーフ政府間合意 2009」に改訂された。その後、2015 年にも「グレート・バリア・リーフ政府間合意 2015」が公表されており、上記枠組みに加えて 2050 年までのグレート・バリア・リーフのための管理計画「リーフ 2050 計画」を公開している²⁶。

これらの管理計画を実施するのは、「グレート・バリア・リーフ閣僚フォーラム(Great Barrier Reef Ministerial Forum)」であり、上述の政府間合意に役割が規定されている。同フォーラムは連邦政府およびクイーンズランド州政府から、環境・海洋公園・科学・観光・天然資源管理に関連する閣僚 2 人ずつで構成される²⁷。また、実際の利用許可証の発効等の業務は「グレート・バリア・リーフ国立公園局(Great Barrier Reef Marine Park Authority)」が担っている。

上述の「リーフ 2050 計画」を発出するための大きな柱として、「リーフ基金(Reef Trust)」が着目されている。オーストラリア政府はこれまで 2 億豪ドル以上をこの「リーフ基金」へ投資しており、水質の上昇やサンゴ礁を中心とした生態系の回復、生態系保護の促進などに役立っている²⁸。資金の交付は、連邦政府のほか、クイーンズランド政府や「グレート・バリア・リーフ国立公園局」が協力して行っている²⁹。

²³ Great Barrier Reef Marine Park Authority, 2014, 'Great Barrier Reef Outlook Report 2014', GBRMPA, Townsville. (<http://www.gbrmpa.gov.au/managing-the-reef/great-barrier-reef-outlook-report>), p. 23.

²⁴ Ibid, p. 110.

²⁵ 'Great Barrier Reef Intergovernmental Agreement', Home Page of GBRMPA (<http://www.gbrmpa.gov.au/about-us/gbr-intergovernmental-agreement>).

²⁶ Id.

²⁷ Id, 'Great Barrier Reef Ministerial Forum'.

²⁸ 'The Reef Trust', Home page of GBRMPA (<http://www.environment.gov.au/marine/gbr/reef-trust>).

²⁹ Id.

第13章 ニュージーランド

ニュージーランドは南西太平洋に位置し、北島および南島を中心に 16 の地方行政区域により構成される国家であり、イギリス連邦加盟国である。また、チャタム諸島(南島の東方約 1000km)はニュージーランドの特別領として位置づけられている。ニュージーランド王国(R Realm of New Zealand)と言う場合には、ニュージーランド国王(英国国王、王位は独立)を国家元首とする地域全体を意味し、ニュージーランドのほか、ニュージーランドと自由連合の関係にあるクック諸島、ニウエ、トケラウおよびロス海属領により構成されている。

ニュージーランドは国王と人口の約 14 パーセントを占めるマオリ族の首長との間のパートナーシップの下に成り立っており、この関係はワイタング条約によって規律されている。国王は統治権を有する一方で、マオリ族の資源(taonga)を保全する責務を有している。マオリ族は強力な政治的、文化的小および精神的アイデンティティを有しており、これらはニュージーランドの社会制度のいたるところに反映されている。

1. ニュージーランドの海洋法令

ニュージーランドには、すべての海域に適用される包括的な法令は存在せず、また、海洋の利用に関するすべての事項を規律する責任を有する機関も存在しない。しかし実際には、1991 年に制定された資源管理法、同法にしたがい策定されたニュージーランド沿岸域政策声明(New Zealand Coastal Policy Statement。以下、「NZCPS」と略す。)および 2012 年に制定された排他的経済水域および大陸棚(環境影響)法(以下、「EEZ・大陸棚法」と略す¹。)が、全体として、海洋管理のための枠組みとして機能している。

(1)資源管理法

1991 年に制定された資源管理法は、漁業資源²を除くすべての天然資源の管理について規定するものであり、領海における活動は、漁業を除き、同法の下で規律される。ニュージーランド政府は同法の規定に従い、1994 年に初めて NZCPS を策定し、2010 年に改定版を発表している。

(2)EEZ・大陸棚法

ニュージーランドの海域の約 96 パーセントを占める EEZ における活動は、EEZ・大陸棚法の下で規律される。同法は、既存の法令を補完し、各種活動からの環境影響を規律することを目指すものであり、EEZ の管理のための包括的なレジームを規定するものではない。

¹ 同法の全文和訳につき、平成 25 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究「各国および国際社会の海洋政策の動向」報告書(参考資料編)(平成 26 年 3 月)、89-167 頁に記載されているので、参照のこと。

² 漁業が資源に与える影響は主として、1996 年の漁業法によって規律される。

漁業、石油・ガス採掘、および海運は、同法の適用から除外される。

EEZ・大陸棚法の所管官庁は、環境省にある環境保護局(Environmental Protection Agency。以下、EPA と略す。) およびマオリ政策諮問委員会である。

①環境保護局

EEZ・大陸棚法は、EPA に許認可、順守の監督および同法上の要件の周知 (public awareness) 等の任務を与えている。同法に規定される EPA の機能は、以下のとおり (第 13 条)。

(a) 海域利用許可申請につき決定する機能、(b) 同法の遵守を監督する機能、(c) 同法の要件、及び同法に基づき制定された規則ならびに承認された許可の要件を執行する機能、(d) 海域利用許可、異議申立、是正通知の様式を承認する機能、(e) 同法の要件に対する社会の理解を促進する機能。

②マオリ政策諮問委員会

EEZ・大陸棚法第 12 条はワイタンギ条約について言及し、「ワイタンギ条約の原則を実施することの責任を(...)認識」し、マオリ政策諮問委員会が「環境保護局に助言をすることで、同法に基づき下される決定がマオリ族の視点を反映することができる」よう規定している。

2. ニュージーランドの海洋政策

(1) ニュージーランド沿岸域政策声明 (NZCPS)

NZCPS は、資源管理法の下で策定された 4 つの声明のうちのひとつである。NZCPS に関連する政策の実施については、保全大臣(Minister of Conservation)が主管大臣となり、実施の責任を負うこととされている。また、2010 年に行われた NZCPS の改定の結果、地方政府がより中心的な役割を担うことが規定された。地方政府は NZCPS を自らの声明・計画の策定を通じて実施する責任を有する。

3. 海洋政策推進体制

前述のとおり、海洋の利用に関するすべての事項を規律する責任を有する機関は存在しない。よって以下の表のとおり、様々な省庁が分野別に海洋政策を所掌している。

表 1：ニュージーランド政府機関における海洋政策の所掌分担³

所掌官庁	所掌分野
環境省	環境保護局の監視・EEZ 関連法規則
環境保護局	EEZ 法に基づく許認可、監視及び執行
第一次産業省	漁業管理
環境保全省(DOC)	海洋保護区(Marine Reserve)及び絶滅危惧種
交通省	海上輸送法(1994 年)
ニュージーランド海事局(MNZ)	領海管理：沿岸-12 海里まで
広域自治体	民事目的での NZ 水域の巡回：通関等
国家海洋調整機関	海洋環境における健康及び安全
ビジネス・イノベーション・雇用省(MBIE)	石油・ガス及び鉱物に関する許認可管理
ニュージーランド石油・鉱物局	

4. 沿岸域総合管理

(1)資源管理法

①資源管理法の概観

資源管理法は、中央政府、地域議会(regional council)および地区議会(district council)の沿岸域管理における責任を規定している。それによると、中央政府は NZCPS を通じて国家レベルにおける政策を策定すること、地域議会は保全省と共同で地域計画を策定すること、地区議会は陸域の使用に関する総合管理計画を実施する責任を有するとされる。地域議会は陸域と海域の双方に管轄権を有しており、それらを総合的に管理するための計画を策定しているものもある。

資源管理法第 6 条は、沿岸域環境の保護、景観の保護、沿岸域への民衆のアクセスの確保等を含む 7 つの主要な原則を定めている。特に、「沿岸域環境」は、NZCPS の下で、「潮間帯を含む、沿岸海域と陸域が相互に関連するシステム(”inter-related coastal marine and terrestrial systems, including the intertidal zone”)⁴」と広く定義され、生態系アプローチが強調されている。

³ 平成 25 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究「各国および国際社会の海洋政策の動向」報告書(平成 26 年 3 月)、53 頁。

⁴ 2010 NZCPS, Policy 1, para. (h).

②住民参加型の領海管理

地域・地区レベルでの計画の策定を含め、議会の決定への民衆参加は資源管理法の主要な原則のひとつである。

具体的に、民衆には地域・地区計画案に対する意見書の提出、議会の決定に不満がある場合の環境裁判所(Environment Court)への提訴等の途が開かれている。また、資源管理法は特に、ワイタング条約の原則が考慮されることを規定している。特に、同法は、マオリ族の環境上の価値があらゆる決定において考慮されることを要求する。NZCPS はさらに、マオリ族の慣習的・伝統的知識が地域声明・計画および個々の許可申請の検討において取入れられなくてはならないとしている。

(2)ハウラキ湾海浜公園法

Auckland と Waikato のふたつの地域にまたがるハウラキ湾では、2000 年に制定されたハウラキ湾海浜公園法の下で、ハウラキ湾フォーラムという中央、地域、現地およびマオリ社会の代表者からなる組織が設立され、流域と沿岸域および海洋環境を統合して管理する試みが進められており、生態系アプローチの実践例として注目されている。

5. 領海の管理

(1)資源管理法

資源管理法は、第 12、14、および 15 条において、具体的に領海における活動を規律する規定を置いている。

第 12 条によると、領海における開発行為は、原則として、地域計画によって明確に認められていない限り、行うことができない。ただし、禁止されない行為であって、許認可を受けたものはこの限りではない。第 14 条は海洋水の利用について、第 15 条は汚染物質の海洋環境への廃棄について規定している。

地域計画は保全大臣の承認を受けるとされていること、また、国家的重要性を有するとみなされる活動については、保全大臣が介入し、審査会(Board of Inquiry)または環境裁判所に付託することができるとされており、資源管理法上、各種活動の国家的監督の途が開かれているといえる。ただし、前述したように、漁業は資源管理法の適用を受けないというギャップも存在する。

(2)ニュージーランド沿岸域政策声明 (NZCPS)

資源管理法には領海における活動に関する予防原則が明示的には規定されていない。

他方で NZCPS は、「提案される活動の沿岸環境への影響が明らかでなく、知られておらず、またはよく理解されていない場合」には、意思決定者に予防的アプローチをとることを要求している⁵。

⁵ 2010 NZCPS, Policy 3.

(3)住民参加型の領海管理

前述のハウラキ湾の例の他に、住民参加型の領海管理の例として、フィヨルドランド海洋管理団体(Fjordland Marine Guardians)がある。これは、1995年に漁業者、ツアー・オペレーター、マオリ社会の構成員等が結成した団体が発展して、2005年に法定されたものである。フィヨルド海洋管理団体は、諮問委員会として機能するとともに、現場の管理レジームの執行や順守監督等の任務を有している。

6. 排他的経済水域(EEZ)等の管理

(1)EEZ・大陸棚法

領海を超えるニュージーランドの海域、すなわち、EEZにおいては、各種活動は、主としてセクターごとに規律される。EEZ・大陸棚法には資源管理法にみられるような生態系アプローチは採用されていない。また、漁業資源管理および海洋哺乳類保護の場合を除いては、海洋保護区(Marine Protected Areas)を設定することができる可能性も限定的である。ただし、EEZ・大陸棚法は、個々の海洋利用申請の審査を行う際に、提案される活動のニュージーランドへの経済的利益に加え、希少なまたは影響を受けやすい種を保護することの重要性や天然資源の効率的利用および開発といった原則にしたがうことを要求している⁶。

EEZ・大陸棚法においては、主に(1)石油と鉱物の試掘と探査、(2)石油と鉱物の採掘、(3)沖合構造物からの有害物質の漏出、(4)廃棄物の投棄、(5)地震観測、(6)海洋科学調査、試掘と探査、(7)海底ケーブル、(8)水葬、(9)試掘と探査に起因する堆積物の排出といった活動について規定をもうけている。EEZ・大陸棚法の実施については、第13条が海洋利用申請の審査や同法の遵守監督および履行確保、啓発活動などをEPAが行うと規定し、EPAが同法施行を所管することが明示された。

資源管理法と異なり、EEZ・大陸棚法には予防原則が明確に規定されている⁷。第34条2の規定によると、「この法律の下での意思決定に関連して、入手可能な情報が不確かであるまたは限定的である場合には、大臣は慎重さ(caution)および環境保護を優先させなければならない」。EPAはこれまで予防原則を厳格に適用してきており、2014年および2015年に提出された海底鉱物資源開発にかかる2つの利用申請の審査においては、EPAは環境への影響に対する情報が不十分であることを主たる理由として、当該利用申請を却下している⁸。

⁶ 2012 EEZ Act, section 10.

⁷ *Ibid*, section 34.

⁸ *Trans-Tasman Resources Ltd. Marine Consent Decision*, June 2014. および *Chatham Rock Phosphate Ltd. Marine Consent Decision*, February 2015.

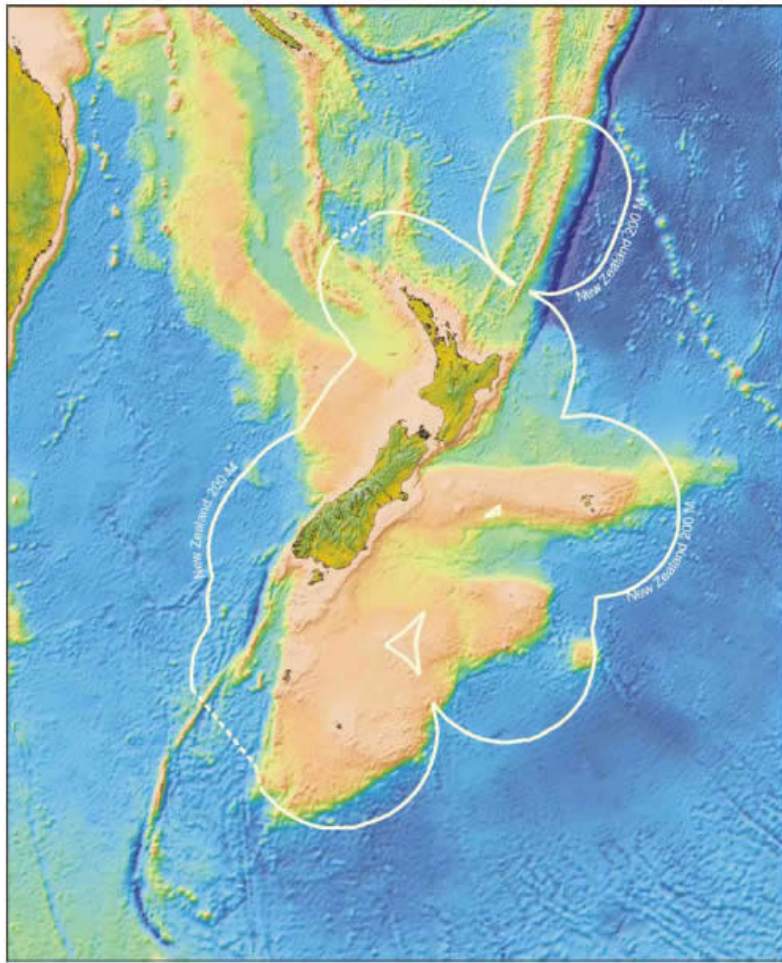


図1：ニュージーランドの排他的経済水域(EEZ)(ニュージーランド環境省 HP より)

資源管理法と同様に、EEZ・大陸棚法は民衆参加に関する規定をもうけており、協議プロセスおよび個々の海洋利用申請に対する申立てを規律している⁹。

(2)海洋空間計画 (MSP)

海洋空間計画(MSP)は生態系を基礎とした統一的な海洋管理を行うための主要なツールとなりつつある一方で、統一的な定義は存在しないが、UNESCO はこれを「政治過程を通じて特定される生物学的、経済的および社会的目的を達成するために海域における人間活動を空間的および時間的に分析し、配分するための公的プロセス」と定義している。

ニュージーランドの国内法には MSP という概念は明確に含まれていないが、同国においては、民衆参加を通じて決定される国家、地域、地区レベルでの政策声明が存在すること、領海においては明示的に生態系アプローチが採用されており、また、各海洋利用間の調整も保全大臣によって行われうること、および EEZ においては個々の海洋利用申請の審査にお

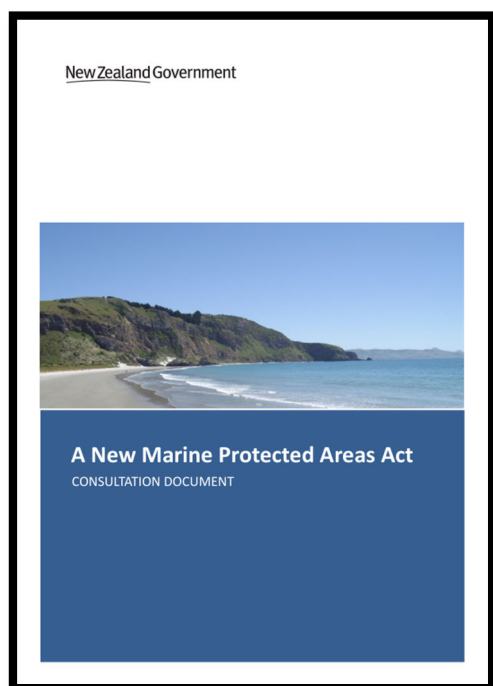
⁹ 2012 EEZ Act、 Part 3、 subpart 2 and Part 4.

いてという限定つきではあるが、EPA によって、予防原則にしたがい生態系保護等の目的が考慮されること等に鑑みると、MSP の発展の素地は存在しているといえる。

7. 重要施策

(1) 海洋保護区

現在、ニュージーランドにおいて領海における MPA の指定を主として規律しているのが、1971 年に制定された海洋保護区法である。海洋哺乳類の保護や漁業管理のために、ニュージーランドの海域すべてを対象として設定される MPA については、海洋哺乳類保護法(1978 年)および漁業法(1996 年)の下で規律される。



2005 年に、ニュージーランド政府はすべての海域における MPA のネットワーク形成を促進するために MPA 政策および実施計画を採択した。この政策では、ニュージーランドの海洋環境の 10%を保護する目標の実現を目指している。2008 年、自然保護庁および漁業省は、共同で MPA 政策実施のためのガイドライン¹⁰を発表している。

同政策は、海洋生息地と生態系の分類のための一貫したアプローチ、管理ツール間の調整、MPA が必要とされる海域の特定、および新たな MPA を計画し設置するための基礎となることが予定されている。しかし顕著な発展は見られず、MPA は主として個別の特別法を通じて設定されてきている¹¹。

図 2：新たな MPA 法に関する協議文書

このような状況を受け、ニュージーランド政府は 2016 年に、1971 年の海洋保護区法に代わる、MPA に関する統一法を制定するための改革案を出した。この立法を通じて、ニュージーランド政府は、領海における生物多様性の保護を目的とした海洋保護区のネットワーク形成、科学的証拠に基づいた計画的かつ統合的な方法に基づく決定、ワイトンギ条約の尊

¹⁰ Marine Protected Areas; Classification, Protection Standard and Implementation Guidelines (2008).

¹¹ 例えば、ニュージーランド南部に位置するカイコウラ(Kaikoura)は、2014 年 8 月に施行されたカイコウラ海洋管理法により海洋管理区域に指定された。同法は、海洋保護と持続可能な漁業のための措置を規定している。その内容は、ヒ克蘭ギ(Hikurangi)等 2 つの禁漁区、テロヘオテ ワナウプハ等 2 つの禁漁保護区、零細漁業区域の設定等である。保全大臣および漁業大臣が諮問機関であるカイコウラ海洋監視団のメンバーの任命権を持つことも規定されている。保全と保全型零細漁業の両立を図る取組として注目されている。

重、マオリ族との協働、多様なレベルの保護、国際義務の履行等を目指している。なお、その適用範囲は領海に限定されている。

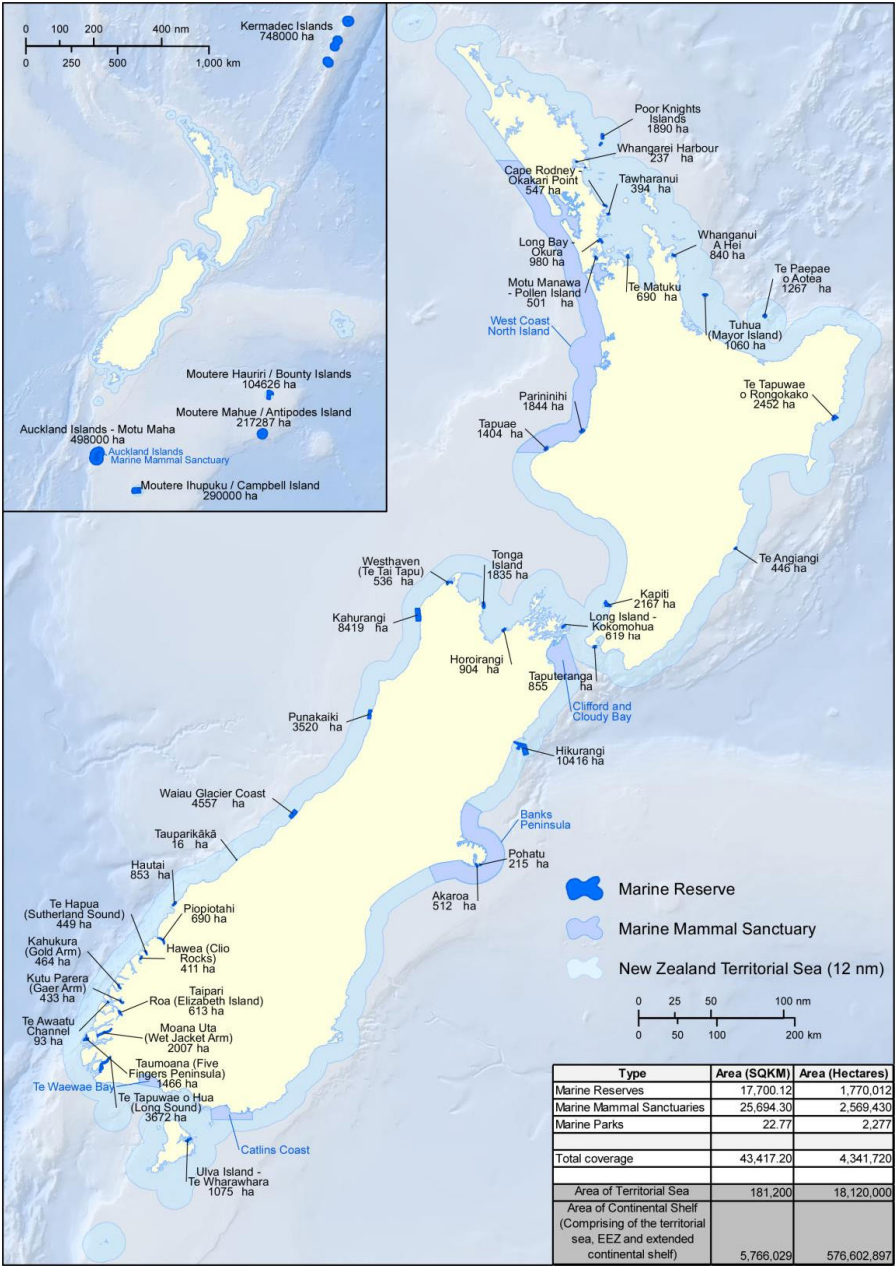


図 3 : ニュージーランド領海における海洋保護区(A New Marine Protected Areas: Consultation Document, Ministry for the Environment 2016 より)

第 2 部

国際社会における海洋問題への対応

第1章 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）準備委員会

1. BBNJ 準備委員会第1回会合へのオブザーバー参加

2016年3月28日から4月8日まで「国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）」に係る準備委員会第1回会合¹が国連本部にて開催された。国連 ECOSOC 協議資格を有する NGO として、国際動向の把握のため、本会合に参加した。

(1)開催概要

期 間：2016年3月28日から4月8日まで

出張者：前川美湖（笹川平和財団 海洋政策研究所 海洋研究調査部 主任研究員）

開 催：国連本部（事務局：UN Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea）

参加者：加盟国（101）、IGO（1）、専門機関（5）、国連基金&プログラム（7）、NGO（17）

(2)議題（仮）（The provisional agenda (A/AC.287/2016/ PC.1/L.1)）

- 1) 開会
- 2) 国連事務総長（または代理）による開会と歓迎の挨拶
- 3) 議題の採択
- 4) （議長を補佐する）ビューロー・メンバーの選出
- 5) プログラム・オブ・ワーク
- 6) 一般演説
- 7) 国連海洋法条約に基づく国際的な法的拘束力のある文書の草案作成のための要素についての国連総会への勧告作成
- 8) その他

(3)非公式作業部会（Informal Working Groups）

議題7. の下、非公式作業部会が開催され、1) 海洋遺伝資源（MGR）、2) 海洋保護区を含む区域型管理ツール、3) 環境影響評価（EIA）、4) キャパシティ・ビルディングと技術移転について議論された。

1) 海洋遺伝資源（MGR）

MGR の定義、アクセス、利益分配等について議論が行われた。特に大きな争点になったのは、MGR が人類の共同財産（CHM）か否か。米国は明確に MGR は、公海レジームで扱われる問題であり（すなわち the Area には含まれない）、利益配分の対象にはならない

¹ Preparatory Committee established by General Assembly resolution 69/292: Development of an international legally binding instrument under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction First session

いと考える旨の発言を行っていた。さらに、争点となったのは新しい法的拘束力を持つ文書に漁業資源が含まれるかについてであり、大多数の国が漁業資源を含むべきと考えており、反対派の日本、ロシア、アイスランドは少数派であった。

2) 海洋保護区（MPA）を含む区域型管理ツール

区域型管理ツールの定義、目的と原則、制度的枠組み等について議論が展開され、途上国（G77+中国）を代表しタイが発言し、区域管理型ツールを用いた管理活動を調整する世界的な制度的仕組みを構築する必要性を訴えたのに対して、先進国は現存の制度や機構を活かしつつ、科学的根拠に基づいたルールや判断を適用すべきという発言が目立った。

3) 環境影響評価（EIA）

EIA の対象を定めるための初期判断や評価過程や結果の透明性についての議論が行われた。EIA については全般的に前向きな発言が多く、EIA の必要性の有無よりも、実施の際の効果的、効率的なやり方について議論が深まった印象がある。既存の仕組みや制度についての紹介も多くあった。EIA 実施のための基準作りに加え、途上国への EIA 分野でのキャパビルの必要性も指摘された。

4) キャパシティ・ビルディングと技術移転

国連海洋法条約（UNCLOS）の中でも最も実施が遅れている項目であり、キャパビルや技術移転の必要性について多くの加盟国が認めつつ、その方法について特に途上国から具体的な提案が多数出された。

(4)BBNJ 準備委員会第 2 回会合へのロードマップ

- 1) 一般演説を省いた簡潔な総会を冒頭に行う。
- 2) 海洋遺伝資源(MGR)、海洋保護区(MPA)を含む区域型管理ツール、環境影響評価(EIA)、キャパシティ・ビルディングと技術移転、スコープの問題を含む分野横断的な課題、という 5 つのテーマ毎にそれぞれ 4 ～ 5 時間の非公式作業部会を行う。
- 3) 非公式作業部会の後に、コンセンサスや多数の賛同が得られた課題について一旦とりまとめを行い、他のまだ対立点が残っている課題についてはさらに議論を深める。
- 4) 今後の手順について総会にて議論する。
- 5) チャールズ議長は、①BBNJ 準備委員会第 1 回会合の非公式作業部会や総会で提示された内容に関わる課題の一覧表を回覧する、②BBNJ 準備委員会第 2 回会合前に手続きに特化した予備会合を召集する、③準備委員会第 1 会合の議長による要約をとりまとめ、第 2 回会合開催前に回覧する。

(5)総括

BBNJ 準備委員会エデン・チャールズ議長いわく「釜戸の火はまだついていないが、これから料理を始めるためにまずは材料をすべて取り揃える必要があり、第 1 回会合の目的はまさにその作業を行うことである」と。その目的は十分に果たしたように感じる。周囲の評価もそのようなものであった。

今後、当研究所の「海洋生物多様性保全と利用の研究」事業や第二回「公海のガバナンス研究会」等の枠組み中で、当研究所としての BBNJ への貢献の仕方について位置づけ実施していく必要がある。当研究所としては、本会合への参加に基づく情報収集と人脈構築の結果として、BBNJ 準備委員会第 2 回セッション期間中に、国際自然保護連合（IUCN）との共催によるサイドイベント 2 件を企画実施することとなった。具体的な実績につながる出張となったと考える。

また、会期中にフィジー国連代表部ピーター・トムソン大使と短時間ではあるが面談し、2016 年 6 月に 2017 年の SDG14 会議の開催方法に関わる **Modality Resolution** が国連にて採択されること、また国連海洋会議に向けた動向等について、情報・意見交換できたことは有益であった。その際に、大使からは国連海洋会議開催の際には、市民社会組織（CSOs）からの支援も広くお願いしたい、との意向が示された。

【関連資料】

- * The provisional agenda (A/AC.287/2016/ PC.1/L.1)
- * The programme of work (A/AC.287/2016/ PC.1/L.2)

【関連 URL】

- * UN DOALOS website for the PrepCom
- * <http://www.un.org/depts/los/biodiversity/prepcom.htm>
- * IISD The Earth Negotiations Bulletin (ENB)
- * <http://www.iisd.ca/oceans/bbnj/prepcom1/>

2. BBNJ 準備委員会第2回会合への参加とサイドイベントの開催

2016年8月26日から9月9日の日程で、ニューヨークの国連本部において「国家管轄権外区域の海洋生物多様性準備委員会（BBNJ PrepCom）」第2回会合が開催された。笹川平和財団海洋政策研究所は、国連の協議資格を持つ NGO として第1回会合（本年3月28日～4月8日開催）からこの準備委員会に参加している。

海洋政策研究所は、今回の第2回会合にも出席し、国内の有識者による「第2次 公海のガバナンス研究会」（海洋政策研究所・明治大学国際総合研究所共催）における、日本の先進的な科学的知見や環境影響評価技術の発信、地域漁業管理機関（RFMO）など既存の枠組・機関が行っている活動の周知、及び能力育成・技術移転の協力実績の発信などが必要との事前の検討を踏まえて、PrepCom の審議に積極的に参加して発言するとともに、あわせて各国の PrepCom 参加者に参考となる専門的知見を提供することを目的として2つのサイドイベントを開催した。

(1) PrepCom の会議の概要

PrepCom の会議は、Eden Charles 議長が自ら議論の進め方や論点を整理するプレナリー（全体会議）と、1)利益配分などの海洋遺伝資源問題、2)海洋保護区などの海域管理ツール、3)環境影響評価、4)能力育成（キャパシティ・ビルディング）・海洋技術移転の4つのテーマについて、それぞれの座長（ファシリテーター）が会議参加者全員出席のもとで議論をリードしてまとめていく非公式作業グループ（Informal Working Group: IWG）会議が交互に行われた。

(2) PrepCom 審議への参画

海洋政策研究所からは、会合第一週目に、寺島紘士所長、古川恵太郎部長、大塚万紗子特別研究員、ジョン・ドーラン研究員、前川美湖主任研究員、村上悠平研究員が参加しサイドイベントを開催し、第二週目には、前川、村上に加えて、樋口恵佳研究員が参加し3名で会合の内容をフォローした。

海洋政策研究所は、9月1日に行われた能力育成（キャパシティ・ビルディング）・海洋技術移転に関する IWG 会議において発言を求め、海洋政策研究所がこれまで積み上げてきた研究・実績を踏まえて、寺島所長から次の2つの提言をした。

1つ目は、海洋政策研究所が、日本財団とともに積み上げてきた開発途上国を対象とする世界海事大学への奨学制度の実績を紹介し、BBNJ 問題は世界各国が協力して長期的に取り組む必要がある問題であり、開発途上国・小島嶼国などの能力育成のための奨学制度が重要であること、それも単に奨学金を給付するだけで終わるのではなく、卒業後のフォローアップをあわせて行うことが肝要であることを提言した。

2つ目は、BBNJ に関する人材育成には、政府、国際機関、NGO、学界、産業界、財団な

ど、すべてのステークホルダーの参加が肝要であることを指摘し、そのような共同のプラットフォーム構築の一例として、海洋政策研究所が2014年の国連小島嶼開発途上国会議(SIDS 2014)で提案して設立した小島嶼国及び国際社会の双方の組織・個人が島とその周辺海域の保全と管理のために自主的に協働する国際ネットワーク「島と海のネット (IO Net : Islands and Oceans Net) を紹介して、BBNJ の能力構築の枠組みにもこのような考え方に立った取組みを導入することが有用であり、今後の審議の参考とするよう求めた。この発言は、「Statement by the Ocean Policy Research Institute」として他の各国等の発言とともに、国連の会議資料共有システムである PaperSmart に掲載された。



図1：(左) 準備委員会での議論、(右) 海洋政策研究所寺島紘士所長の IWG での発言

(3) サイドイベントの開催

さらに、海洋政策研究所では、国内の有識者による「第2次 公海のガバナンス研究会」(海洋政策研究所、明治大学国際総合研究所共催)における事前の検討を踏まえて、国連海事・海洋法課のサイドイベント募集に応じて企画を提出し、次の2つのサイドイベントを国際自然保護連合(IUCN)と共催で開催した。いずれのサイドイベントにも会場がほぼ満席となる約70名の各国・機関の代表が参加して成功裡に開催することが出来た。

① キャパシティ・ビルディングと技術移転強化に向けて：環境影響評価のケーススタディ(9月1日)

サイドイベントの冒頭に、海洋政策研究所の寺島紘士所長が歓迎の挨拶を兼ねて、BBNJの保全と持続可能な利用には開発途上国・小島嶼国を含む各国が十分な実施能力を持って取り組むことが不可欠で、そのための能力育成と海洋技術移転が極めて重要であることから、環境影響評価を例にとってこの問題を共に考える本イベントを開催したと開催趣旨を述べて開会した。



図 2 : (左) 海洋政策研究所寺島紘士所長、(右) Kristina Gjerde IUCN 上席公海アドバイザー

続いて、Kristina Gjerde IUCN 上席公海アドバイザーがプログラム及び発表者を紹介し、Gjerde 氏の進行により 4 つの発表およびまとめの議論が行われた。

冒頭に白山義久海洋開発研究機構 (JAMSTEC) 理事が「国家管轄権外区域 (ABNJ) における資源の持続可能な利用に必要な新たな技術」と題して、ABNJ における資源としての底生生物の重要性を指摘すると共に、その調査の難しさ、廉価な調査を可能とする技術開発事例を紹介した。

続いて、Robin Warner 豪州海洋資源安全保障センター (ANCORS) 教授が「環境影響評価の国際的ニーズと優良事例に関する調査」と題して、環境影響評価 (EIA) と戦略的環境影響評価 (SEA) に関する国際法の枠組みや、深海鉱物資源開発に伴う EIA の実施、EIA と SEA の違いなどを紹介した。

3 番目に、Sandor Mulsow 国際海底機構 (ISA) 資源環境モニタリング部長が「ABNJ における EIA の経験と教訓」と題して、最近の深海底資源開発に伴う EIA の研究の進捗と実施状況を示した。その発表の中で、基本的な環境情報の統合などを重点領域としたキャパシティ・ビルディングの必要性や、既存の ISA を最大限活用することを含む今後の取り組みの方向性について紹介した。

最後に、Alison Swaddling 太平洋共同体地質調査資源部環境アドバイザーが「途上国における EIA の実施に伴うキャパシティ・ビルディングと技術移転」と題して、深海底における鉱物資源開発、生物資源探査に対する EIA の必要性和手順が示されるとともに、小島嶼開発途上国における難しさを具体的に紹介した。

まとめとして、Thembile Joyini 南アフリカ国連代表が、途上国におけるキャパシティ・ビルディングと技術移転のニーズと緊急性、国際社会からの支援、協働の必要性を訴えた。



図：（左）白山義久 JAMSTEC 理事、（右）議論に聞き入る参加者

②海洋生物多様性の保全と持続可能な利用のシナジーに向けて：持続可能な漁業管理のケーススタディ（9月2日）

サイドイベントの冒頭に、寺島紘士海洋政策研究所長が挨拶し、昨年の国連総会決議は、「既存の関連する法的文書及び枠組並びに国際的な地域別・分野別の関連する機関を損なうべきでない」としており、漁業については国連海洋法条約の下ですでに様々な取組みが行われている、そこで、世界の海で行われている地域漁業管理機関（RFMO）の活動をケーススタディとして取り上げ、BBNJ 準備委員会及びその後の政府間会議の審議の参考にしてもらうために本イベントを開催したと開催趣旨を述べて開会した。



図：サイドイベントの主催者・発表者・パネリスト

続いて、Kristina Gjerde IUCN 上席公海アドバイザーがプログラムおよび発表者を紹介し、Gjerde 氏の進行により 3 つの発表が行われた。

冒頭に Árni M. Mathiesen 国際連合食糧農業機関（FAO）水産養殖局長が「FAO 責任ある漁業のための行動規範、国連公海漁業協定および地域漁業管理機関（RFMO）；ABNJ における海洋生態系と生物多様性の保護について」と題して、国連海洋法条約をはじめとする漁業に関わる保全と管理のための様々な国際的な枠組について紹介した。課題として、持続可能な漁業に関する政治的関心の強化、財源の拡充、関連する仕組みの再構築、の 3 つが挙げられた。

続いて、Stefán Ásmundsson 北東大西洋漁業委員会（NEAFC）事務局長が「地域漁業機関

～生物多様性と脆弱な海洋生態系（VMEs）の保護および分野横断的協力と協調における役割～」と題して、公海をカバーする地域漁業管理機関の紹介、既存の組織間の協力と協調の必要性について指摘し、そのような取組の一例として、NEAFC とオスパール（OSPAR）委員会との協力体制について紹介した。

3 番目には、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT） Driss Meski 事務局長が「生物多様性の保全における ICCAT の役割」と題して、ICCAT の加盟国の拡大（現在、50 カ国）と組織的課題の克服、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策を含む生物多様性保全の活動について報告した。

パネル討論では、国際生物多様性イニシアチブ（GOBI）コーディネーターの David Johnson 氏がファシリテーターを務めた。冒頭に、デューク大学 Daniel Dunn 研究科学者が、「公海の生態系に対する漁業の影響とその他の配慮事項」と題して、公海での漁業が深海の生物多様性と生態系のレジリエンスを減少させていること、それらの状況を踏まえて生態系の総合的な評価や管理の枠組みが必要であることを指摘した。

次に、PEW 慈善財団世界マグロ保全プログラム Amanda Nickson ディレクターが、「まぐろ類 RFMO と BBNJ: 実績、課題と機会」と題して、近年の RFMO の改善についての前向きな評価とともに、RFMO の課題についても指摘したうえで、RFMO の組織的な義務を拡大することにより、より効果的な保全を可能にすべきとの提案をした。そして、Globelaw/南太平洋地域漁業管理組織(SPRFMO)オブザーバーDuncan Currie 氏が、南太平洋を例に、現状では同じ海域で複数の RFMO や関連組織が活動しており、調整も難しく、MPA を設置するにしても実質的には極めて困難であることを挙げ、BBNJ に関する新しい枠組み策定の必要性を指摘した。



図：参加者

（前列：ロナン・ロング博士、外務省長沼条約交渉官、マシアス・パルソン・アイスランド代表）

パネル討論では、パネリストが RFMO が有する機能の実施を強化すべきこと、RFMO 間の調整が不可欠であることを指摘した。会場との活発な質疑応答も行われ、最後に FAO の Mathiesen 局長が、持続可能な漁業の実現のためには、良い科学に裏打ちされた政治的関心が不可欠であると締めくくった。

第2章 国連海洋会議（The Ocean Conference）準備会合

1. 国連海洋会議の概要

2015年9月25日～27日に開催された「国連持続可能な開発サミット」では、「持続可能な開発目標（SDGs）」を含む、2016年から2030年までの新たな行動計画である「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。SDGsでは、17の目標とそれを実現するための169のターゲットを掲げている。国連海洋会議は、その14番目の目標である「SDG14：海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」の実施に向けて、国連決議70/225（2015年12月）を受けて2017年6月に開催されることが決まった「国連ハイレベル会合」である。

フィジーとスウェーデンの共催で、当初はフィジー国内での開催が予定されていたが、その後、開催場所を国連本部（ニューヨーク）に変更することが2016年2月に決定し、会議名称を「The Ocean Conference」（ここでは「国連海洋会議」と記す）にすることとなった。会議では、宣言「Call for Action」の決定と、「パートナーシップ・ダイアログの概要」及び「Voluntary Commitments（自発的コミットメント）のリスト」の報告が行われる。

ここでは、2017年2月に国連本部で開催された、国連海洋会議の準備会合について報告する。



図：17の持続可能な開発目標（SDGs）

（出典：国立研究開発法人科学技術振興機構のウェブページ）

2. 国連海洋会議準備会合

(1) 会合の概要

6月の国連海洋会議に向けて、パートナーシップ・ダイアログのテーマ（7つ）と「Call for Action」の素案について議論するため、ニューヨークの国連本部において開催された会合である。議論のベースとして、2017年1月に事務総長による背景メモ（Background Note）が作成されている。海洋政策研究所より海洋研究調査部古川部長、角田主任研究員、海洋環境部スワーツ部長、小林研究員が出席した。

【パートナーシップ・ダイアログのテーマ案（関連目標）】

- ✓ 海洋汚染（14.1）
- ✓ 海洋・沿岸生態系の管理、保護、保全と再生（14.2、14.5）
- ✓ 海洋酸性化の啓発と最小化（14.3）
- ✓ 持続可能な漁業の実現（14.4、14.6）
- ✓ SIDs や LDCs の経済発展、小規模漁業の振興を含む（14.7、14.b）
- ✓ 科学的知識の増進、調査能力の開発と海洋技術移転（14.a）
- ✓ 国連海洋法条約に基づく国際法の施行（14.c）

(2) 会合の日程

2017年2月15～16日（関連するサイドイベントが14～16日に開催された）

(3) 会合の構成

会議は、次の構成で進行された。

- ✓ 開会
- ✓ 第1セッション：パートナーシップ・ダイアログのテーマの7つテーマについて
- ✓ 第2～第4セッション：「Call for Action」に盛り込むべき内容について
- ✓ 最終セッション：まとめ

(4) 開会

会合は、共同ファシリテーターとして昨年10月にピーター・トムソン国連総会議長（駐ニューヨーク国連フィジー大使）から指名された、アルバロ・メンドンサ・エ・ムーラ駐ニューヨーク国連ポルトガル大使およびブーハン・ガフル駐ニューヨーク国連シンガポール大使の挨拶で開会した。両大使は、6月の国連海洋会議が多くの閣僚や国際機関の代表者を含む多様なステークホルダーの参加のもとで、具体的に行動を促す内容となることを期待している旨を述べた。

また、開会にあたって、ピーター・トムソン国連総会議長が、自発的コミットメントがSDG14の実施促進のための最善策となることに期待を表明した。スウェーデンのイサベラ・ローヴィン副総理兼国際開発協力・気候担当大臣は、幅広い参加者の下でSDG14実現に向

けた持続可能な解決策が示されることに期待を表明した。フィジーのセミ・コロイアベソー漁業大臣は SDG14 が国際的議論で取り残されることがないように 7 つの課題の下での国際協力に向けた合意形成の実現に期待している旨を述べた。ウー・ホンボー国連経済社会事務次長は、国連海洋会議が解決策と連携推進に寄与することを期待し、同日に立ち上げた自発的コミットメント登録制度（registry of voluntary commitments）が有効に活用されることへの期待を表明した。ステファン・マティアス国連法務事務次長補は、既存の法規の実施と分野間連携や実施体制強化の必要性を指摘した。



図：開会式の模様（左）と挨拶を行うピーター・トムソン国連総会議長（右）

（出典：<https://oceanconference.un.org> より）

（5）第 1 セッション

第 1 セッションでは、国連海洋会議のパートナーシップ・ダイアログの 7 つテーマについて議論が行われた。各国からの発言として概ね賛同する意見が相次いだ。その一方で、7 つ目のテーマは、「国連海洋法条約に規定される国際法の実施による海洋およびその資源の保全と持続的利用を高める」という SDG14.c の文言に合わせた表現とすることの提案なども行われた。

（6）第 2～第 4 セッション

「Call for Action」の素案については、各国共に「簡潔で行動促進的」なものにすべきとの意見が相次いだ。その他に提示された点としては次が挙げられる。

- ✓ LDC（後発開発途上国）への配慮
- ✓ 2015 年世界海洋評価報告の尊重
- ✓ 小島嶼開発途上（SIDS）支援
- ✓ IUU 補助金削減
- ✓ 持続可能な漁業
- ✓ 海洋酸性化
- ✓ 使い捨てプラスチック類の段階的使用禁止・マイクロプラスチック規制
- ✓ 海洋科学振興
- ✓ ブルーエコノミー

- ✓ 海洋保護区
- ✓ BBNJ や公海漁業等の既存枠組みとの相互補完・相乗効果
- ✓ 自発的取り組みの推進
- ✓ 技術移転、資金供与 等

なお、海洋政策研究所は科学技術メジャーグループのメンバーとして、古川恵太郎長が発言した。15 日に実施したサイドイベントの結果概要について、能力構築の重要性などを指摘しつつ、海洋政策研究所が関わる世界海事大学や日本財団支援によるフェローシッププログラム、海洋酸性化に係る情報発信や島と海のネット (IO Net) などの取り組みを紹介し、広域的なネットワーク活動の重要性を強調した。



図：海洋政策研究所からの発言の様様

(7) 最終セッション

最終セッションにおいて、共同ファシリテーターによりとりまとめとして、以下の点が強調された。

「Call for Action」について

- ✓ 2030 アジェンダというは包括的 (overarching) な枠組みの中での位置づけであり、SDG14 実施を推進する会議の目的 (マנדート) に従う。
- ✓ 成果文書 (行動計画「Call for Action」) は簡潔で行動を主体として、短く、行動を促す (action oriented) 動的なもので、一般の人がわかりやすいものとする。
- ✓ 経済、社会、環境という持続可能な開発の要素のバランスの確保
- ✓ 17 の SDGs の不可分性
- ✓ 緊急の行動の必要性
- ✓ SIDS、LDC、内陸国の特別性
- ✓ 特記された課題として、海洋汚染 (陸域からの流入を含む)、海ゴミ (海ゴミ、プラスチック、マイクロプラスチック)、海洋酸性化 (気候変動に関連して)、持続可能な

漁業、海洋保護区、ブルーエコノミー

- ✓ 横断的課題として、効果的なパートナーシップ、教育、啓発、総合的な取組み、科学的な情報収集、モニタリング、フォローアップ、能力開発、技術移転、資金供与メカニズム、科学的知見、データ収集・共有

そして、今後の作業予定として、「Call for Action」のゼロ・ドラフトを3月に発表することなどが指摘された。

最後に共同ファシリテーターおよび国連幹部より、(1) 会議成功への協力、(2) 自発的コミットメント (Voluntary Commitment) の表明奨励、(3) 海洋保全と SDG14 実施推進に向けた転換点 (Game changer) として会議を位置づける等の点が強調され、6月の国連海洋会議開催の成功に向け、各国代表や関係者の協力が求められ、閉会となった。

(8) サイドイベント

関連するサイドイベントが14～16日に開催された。主なものを以下に示す。

■「海洋と気候とブルーエコノミー」(2月15日昼)

主催：グローバル・オーシャン・フォーラム、IOC/UNESCO、海洋政策研究所、グレナダ外務省、セيشェル外務省、アジュール財団

内容：気候変動枠組条約 COP21、COP22 の「オーシャンズ・デー」等の議論を踏まえた内容で、海洋政策研究所の古川恵太郎長がパネリストとして発表した。議論では、(1) 気候変動と海洋問題の不可分性、(2) SDG14 実現に向けたデータの蓄積・共有、能力開発の重要性、(3) ブルーエコノミーによる経済振興の有用性などが確認された。



図：サイドイベント「海洋と気候とブルーエコノミー」の様様

■「海洋観測・情報の統合に向けたパートナーシップ構築」(2月14日昼)

主催：IOC/UNESCO、GOOS、EUのAtlantOSプロジェクト 他

内容：SDG14の達成をサポートする持続可能な観測ネットワーク構築を目指したもので、世界の海洋観測の状況のほか、太平洋島嶼国（SPREP）からのニーズの発表などが行われた。また、ネットワークを担う地域の科学者の存在が不可欠であることなどが議論された。

■「スケールアップしたSDG14の実施のための戦略」(2月14日夕)

主催：スウェーデン政府、トンガ政府、世界海事機関（IMO）、GEF、FFA(Forum Fisheries Agency)、UNDP、PEMSEA等

内容：GEFの支援を受けた黒海的环境回復、PEMSEAによる沿岸域総合管理、FFAによるマグロ資源管理、UNDPの大規模海洋生態系(LME)の取組などがケーススタディとして紹介された。今後のSDG14に係る取組においては、これらの既存アプローチのケーススタディを踏まえ、そのスケールアップにより効果的に実施することの重要性が確認された。

■「IUU（違法・無報告・無規制）漁業撲滅に向けた協働」(2月14日夕)

主催：国連食糧農業機関（FAO）

内容：インドネシアからのIUUによる損害や監視の限界に係る指摘や、ノルウェー・南アフリカ政府による違法漁業由来の水産物輸入規制の強化に向けた働きかけ強化の経緯紹介などが行われた。FAOから、税務・海上保安等の部局間連携の重要性が指摘されたほか、IUU由来水産物流通を阻止するための寄港地措置協定（Port State Measures Agreement、PSMA）実施強化の必要性が強調された。

■「SDG14へのコミットメント」(2月15日昼)

主催：フィジー政府、スウェーデン政府、国連経済社会開発局

内容：国連海洋会議での自発的コミットメント登録について説明する内容で、2017年6月9日の会議終了時まで登録されたものを記録し、会議報告書の一部とすることや、会議後も受付可能であることが説明された。登録主体は、すべてのステークホルダーで、登録するコミットメントは、（１）SDG14の実施促進に寄与する（２）海洋に関する国連や法的枠組みを尊重する（３）成功例に立脚する（４）実施措置を含む（５）情報公開を図る（６）具体的、測定可能、実現可能、資源に基づく、期間を示す実施計画を示すことが望ましいとのことが示された。

■「世界漁業資源の現状と持続可能な漁業開発の機会」(16日昼)

主催：FAO

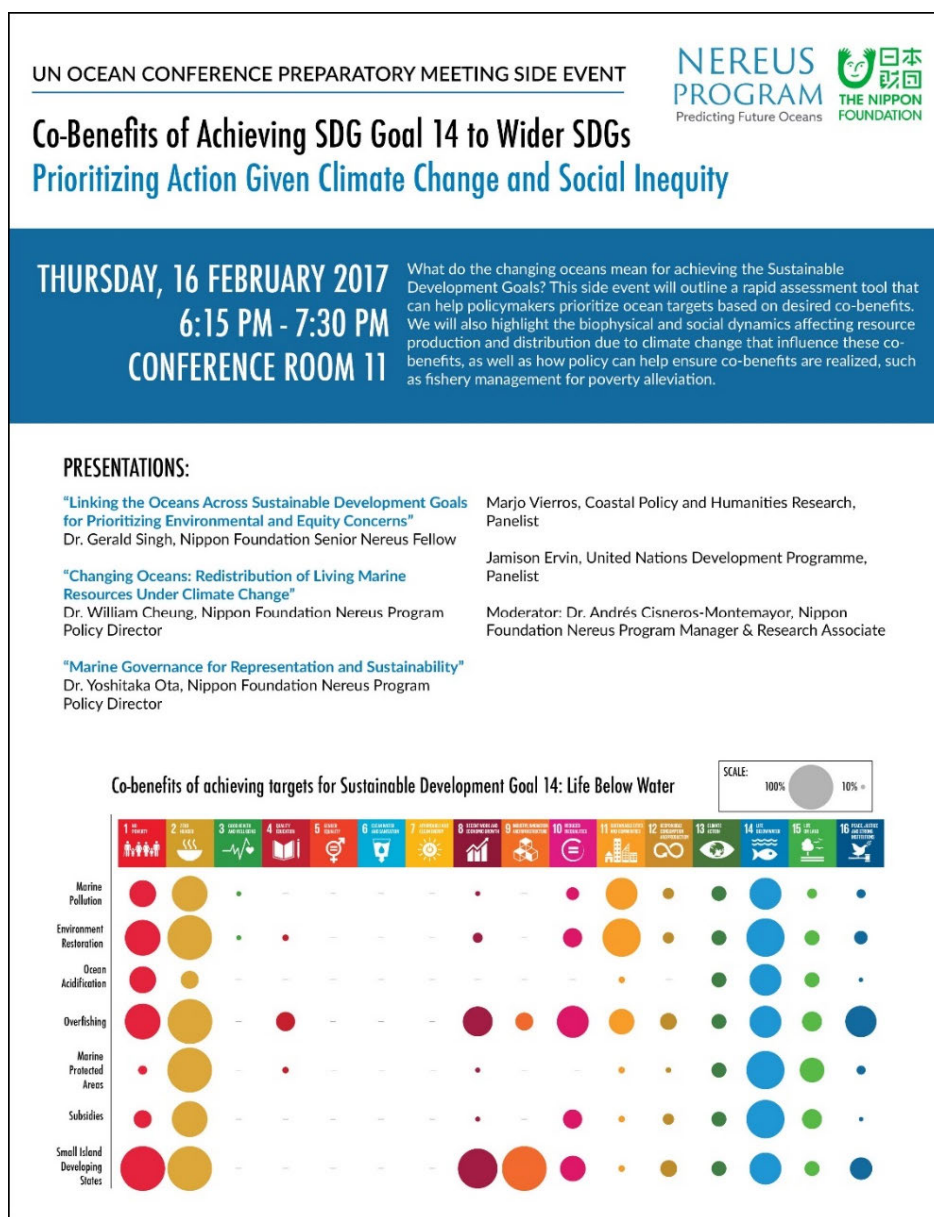
内容：FAAからの太平洋の漁獲や資源量の現状紹介などが行われ、漁船を監視するための制度である衛星船位置測定送信機（Vessel Monitoring System）の広域展開が課題で

あることや、漁業や水産物貿易収支などの総体的な分析をもとに、政策提言としていく必要性などが指摘された。

■「SDG14 を達成することによる広範な SDGs に対する共益」（16 日夕）

主催：ネレウスプログラム、日本財団

内容：環境、平等性の優先性に配慮した海洋にまたがる持続可能な開発目標、気候変動下の海洋資源の再配分、持続性と代表性のための海洋ガバナンスについて、講演や議論が行われた。



図：サイドイベント「SDG14 を達成することによる広範な SDGs に対する共益」配布資料

第3章 国連気候変動枠組条約第22回締約国会合（COP22）

気候変動枠組条約（UNFCCC¹）の第22回締約国会合（COP22）が、2016年11月7日から18日にかけてモロッコのマラケシュにて開催された。行動と実施のためのCOPとして位置づけられたCOP22では、11月4日のパリ協定発効を受けて、同時にパリ協定第1回締約国会合（CMA1）が開催され、パリ協定における緩和・適応、透明性や市場メカニズムについての議論がなされた。この結果、先進国と途上国を隔てない実施指針の策定を目指し、2018年のCOP24開催時までにはその策定を完了すること等が合意された。またその他の年次会合や作業部会も開かれ、中でもパリ協定実施のための特別作業部会第1回会合第2部（APA1-2）は、パリ協定に関わる今後の作業につき協議が進められた。APA1-2では、パリ協定の各規定に対する具体的な実施指針の内容、今後の作業スケジュールや途上国の適応策を促進するための適応基金の運用などについて議論が行われた。このほか、議長国モロッコより、各国に対して気候変動対策を呼びかける文書（「マラケシュ行動宣言」）が発出された²。



図：COP会場前の広場の様子（左）、モロッコパビリオン（ブルーゾーン内）の外観（右）

(1) 「オーシャンズ・アクション・イベント at COP22 マラケシュ」

2016年11月12日、海洋の重要性を踏まえてパリ協定を実施する³ことを目的として、「オーシャンズ・アクション・イベント at COP22 マラケシュ」が、UNFCCC世界気候行動計画（GCAA⁴）策定の取組の一環として、本会議場であるブルー・ゾーンにおいて開催された。

¹ United Nations Framework Convention on Climate Change

² COP22の成果については、以下のHP参照。

外務省HP(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page3_001886.html)UNFCCC公式HP(http://unfccc.int/meetings/marrakech_nov_2016/meeting/9567.php)

³ イベントの概要はIISD Reporting ServicesのHPにて公開されている。
(<http://www.iisd.ca/climate/cop22/oceans-action-day/>, last visited in 26 January 2017)

⁴ Global Climate Action Agenda

【開催概要】

日程：2016 年 11 月 12 日(土) 9:30-21:00

場所：本会議場「ブルー・ゾーン」(Room Arctic, Room10, Morocco & France Pavilions, Morocco Pavilion)

【開催】

- ・(主催) モロッコ政府、アルベール 2 世公モナコ基金、国連食糧農業機関(FAO)、グローバル・オーシャン・フォーラム(GOF)、海洋・気候プラットフォーム
- ・(共催) ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC-UNESCO)、笹川平和財団海洋政策研究所、オセアノ・アズール[ブルー・オーシャン]基金、リスボン水族館、世界銀行

【参加者・登壇者】

- ・(登壇者) モロッコのララ・ハスナ王女、モナコのアルベール 2 世公、各国の政府機関、国際機関、学術関係者等 80 名以上
- ・(参加者) 政府機関、国際機関、学術機関、NGO 関係者等、400 名以上。

海洋政策研究所からは、寺島紘土所長、前川美湖主任研究員、角田智彦主任研究員、ジョン・ドーラン研究員、樋口恵佳研究員の 5 名が参加



図：登壇するララ・ハスナ王女、アルベール 2 世公ほか（「Showcase Segment」）

【内容】

午前の「Showcase Segment」及び午後の「Dialogue Segment」では、UNFCCC における 2020 年以降の各国の取組みを定めたパリ協定の中で、2020 年までの気候変動対策について各国が努力を行うことが明記されたことを踏まえ、2016 年から 2021 年の 5 年間に各国が行うべき政策について提言案を策定すべく、事例報告や議論が進められた。「Dialogue Segment」のプログラムの流れは以下のとおりである。

セッション1： 適応のための課題と機会

セッション2： 緩和のための活動と「各国が決定する貢献(NDCs)」

セッション3： 資金へのアクセス、および気候変動対策に寄与する「ブルー・エコノミー」実現のための能力開発

海洋政策研究所は、長年行ってきた国際的な能力開発事業や「島と海のネット」等のネットワーキングを促す事業の経験を踏まえ、セッション3の冒頭に登壇した。当該発表で、海洋政策研究所は、海洋観測の強化、海洋酸性化の影響低減、海洋のIPCCレポート準備、小島嶼開発途上国等における海洋政策センターの設置等9つの提言を行ったほか、NDCsの中に海洋に関する行動計画が含まれることや、多様なステークホルダーが取り組みに関わること、地域や民間・個人等様々なレベルでの取組みの重要性を説明し、気候変動対策の中で海洋に着目することの重要性を指摘した。本イベントの成果である同戦略行動計画はGCAA事務局に提出され、UNFCCCのパリ協定実施のための公式プロセスであるマラケシュ・パートナーシップの一部として位置付けられている。

上述の3つのセッションを通じて各方面の専門家が取組みや現状について報告を行い、報告内容を踏まえながら、COP21におけるサイドイベント「オーシャンズ・デイ・アットCOP21」後に策定が進められていた「海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップ 2016-2021」について議論が進められ、内容が固められた。笹川平和財団海洋政策研究所は当該行動計画の準備支援団体の一つである。当戦略的行動計画では今後5年間の緩和・適応策、移転、財政支援、能力開発等に関する分析が行われており、気候における海洋の中心的役割(Central Role of Oceans in Climate)、緩和(Mitigation)、適応(Adaptation)、移転(Displacement)、資金調達(Financing)、能力開発(Capacity Development)が主要課題として位置付けられている。



図：同イベントの「Dialogue Segment」の様子

(2) 「海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップ 2016-2021」

「海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップ 2016-2021」⁵では、6つの主要課題、気候における海洋の中心的役割(Central Role of Oceans in Climate)、緩和(Mitigation)、適応(Adaptation)、移転 (Displacement)、資金調達(Financing)、能力開発 (Capacity Development)について、それぞれ以下の内容が反映された提言が行われている。

- ・ 現状分析（根拠となる科学的知見）
- ・ 気候変動枠組条約（UNFCCC）の枠組での諸課題に対する取り組み
- ・ 今後5年間、UNFCCC 枠組の中で利用可能な機会や方策
- ・ 諸課題に取り組むために、UNFCCC 外で利用可能な機会や方策
- ・ 資金的枠組み

以上を踏まえた提言のうち、主要なものは以下のとおり。

緩和 (Mitigation)	海洋の利用に関する気候変動の影響の緩和策。特に海洋生態系の保全については、各国が提出する自国が決定する貢献(INDCs, NDCs)の中で考慮されるべきとされる。
適応 (Adaptation)	沿岸国・島嶼国の気候変動における海洋の変化に対する脆弱性に対応するための適応策。特に海洋保護区等のネットワークの効果的運用等を含む。
移転 (Displacement)	将来的に気候変動による海面上昇等を理由として沿岸域・島嶼の住民が居住地を失い、難民・国内避難民として移転・移住を余儀なくされるリスク対策。移転が大規模な問題に発展する前に資金メカニズムを構築すること等を含む。
資金調達 (Financing)	適応策、緩和策、移転対策等には資金調達が公正かつ安定的に行なわれるための、資金調達の枠組みや望ましい制度内容。既存の費用評価手法の見直し、資金追跡メカニズムの構築等を提言。
能力開発 (Capacity Development)	海洋と気候変動に関する緩和適応措置の実施のため、特に小島嶼開発途上国等の実施主体の能力開発についての提言。開発途上国における海洋政策センターの設置あるいは機能強化や教育枠組の拡大等。

以上の提言に関して、今後 UNFCCC の枠内外において提言内容を達成するため、具体的な手順を明示していくこと、および初年度に優先して取り組むべき行動を明確化すること、本会議場におけるオーシャンズ・アクション・イベント at COP22 マラケシュを実現したモロッコ政府を含め、ハイレベルな指導者グループや条約交渉プロセス等における重要人物巻き込んでいくこと、有志連合を組織し定期的な会合の場を設けること等が取り決められた。

⁵ 同行動計画の全文は、本年度の報告書参考資料編に記載。

(3) COP22 での関連するイベント

11 月 11 日(金)、海洋酸性化に係る次の 2 つのサイドイベントに参加した。

・アフリカイベント「アフリカの視点：海洋、社会に対する影響、解決策、計画および実施の必要性——緩和と適応(海洋への影響リスクの低減)——」[11:00-12:00, African Space]

同イベントは、プリマス海洋研究所 (PML) とエジプト海洋水産研究所との共催イベントで、海洋酸性化をはじめとした、二酸化炭素放出による海洋環境への影響について発信すると共に、アフリカでの海洋酸性化に係る取組みを前進させることが目指された。

開会にあたって、モロッコ政府より、海洋酸性化に係るモニタリングを行っている旨の報告を含む開会挨拶が行われ、次に、主催者代表として PML の Carol Turley 氏より、海洋酸性化・温暖化に係る包括的な説明が行われた。また、共催者であるエジプト海洋水産研究所の Nayrah A Shaltout 氏より、アフリカは西岸、東岸、地中海の 3 つの海を有しており、地中海での海洋酸性化予測を利用した将来への警鐘、好漁場である西岸海域への温暖化影響、エジプト沿岸のサンゴへの影響が懸念されることなどが示された。

続いて、国際機関及び研究機関の 7 名の講演者から、二酸化炭素隔離貯留技術(CCS)が選択肢となりえることや、海洋酸性化に係るモニタリングネットワークである GOA-ON の取組について紹介された。また、海洋酸性化の分野におけるアフリカでの人材育成やネットワークの必要性が示されるとともに、「OA⁶アフリカ」という科学者や政策決定者が関わるネットワークが構築されつつあることが紹介された。

・気候変動枠組条約サイドイベント「海洋と雪氷圏における UNFCCC サイドイベント—取り返しのつかない海洋の回避、及び極地域における限界—2018 年の野心及び支援の強化に関する促進的対話へ向けて」[18:30-20:00, Mediterranean Room]

同イベントは、PML と国際雪氷圏気候イニシアチブ (International Cryosphere Climate Initiative) との共催イベントであり、北極海が置かれた状況、および各国の NDCs について議論が行われた。

米国 Woods hole 海洋研究所からの開会挨拶の後、PML の Carol Turley 氏より趣旨説明があった。北極海のアラゴナイト飽和度⁷Ωの値が懸念される状況であることを示すとともに、食物連鎖やライフサイクルを考慮した検討の必要性が示された。

本イベントでは極域の専門家からの講演があり、北極の氷が薄く・若くなっている状況のほか、陸の雪氷減少などが報告された。また、北極の環境変化が、北半球の気象変化にも影響していることなどが紹介された。最後の討論では、科学者のコミュニティの政策への関り方や意思決定者への情報伝達、教育の大切さ等について活発に議論が行われた。

⁶ Ocean Acidification (OA、海洋酸性化)

⁷ 海洋酸性化の生物影響に係るパラメータのひとつ

第4章 生物多様性条約第13回締約国会議（COP13）への参加

2017年12月4日（日）～17日（土）にメキシコ・カンクンで、生物多様性条約第13回締約国会議（CBD COP13）が開催された。COP13では「複利のための生物多様性の主流化（Mainstreaming Biodiversity for Well-being）」が主要テーマで、国、地方自治体、事業者、NPO・NGO、先住民支援機関などから、3100人以上が参加した。海洋政策研究所から、「海洋生物多様性保全と利用」事業担当の研究員が参加し、情報収集と人的ネットワークの構築を図った。

1. 生物多様性条約第13回締約国会議（COP13）への参加と情報収集

生物多様性条約第13回締約国会議（CBD COP13）では、2010年に愛知県名古屋市で開催されたCOP10で策定された「愛知目標」達成に向けての「戦略計画2011-2020」の実施強化のためのさらなる戦略的行動が採択された。具体的にはモニタリングの強化、認証スキームの活用、普及啓発のためのコミュニケーションの実施、生物多様性の価値の評価ツールの活用などが締約国に求められている。COP開催直前の12月2～3日には閣僚級会合が開催され、「食料と農業」「ツーリズム」「漁業と水産養殖」「森林」の4つのテーマでの分科会と全体会合が行われた。COP13全体の議論の成果は、「カンクン宣言」と「農林漁業及び観光業における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化のためのガイダンス」としてとりまとめられた。

COP13では33の決定が採択され、そのうち海洋に直接的に言及している決議は、「海洋空間計画」（決定XIII/9）、「海ごみ及び水中騒音」（決定XIII/10）、「冷水域の生物多様性」（決定XIII/11）、「EBSA」（Marine and Coastal Biodiversity: Ecologically or Biologically Significant Marine Areas）（決定XIII/12）と過去最多となったことが報告されている。

(1)概要

日程：2016年12月12日（月）～17日（土）

会場：ムーンパレスリゾートおよび複合施設（メキシコ・カンクン市）

主催：生物多様性条約事務局

参加者：前川美湖主任研究員、高原聡子研究員、瀧澤美奈子委員（2016年度 海洋生物多様性保全と利用に関する調査研究委員会）

(2)報告概要

主に海洋に関する議論が行われた作業部会Ⅱ（WGⅡ）での、生態学的または生物学的に重要な海域（EBSA）に関するセッションに参加した。海洋関連のサイドイベントにも複数参加し、情報収集、人脈構築を図った。



図：COP13 会場の様子

(3)EBSA の議論

主に、WG II の「生態学的または生物学的に重要な海域（EBSA）」に関するセッション（12月13～14日）とプレナリ・セッションに参加し情報収集を行った。

EBSA セッションでの主たる論点は下記の通り。

- ・ 科学的手法およびアプローチを強化するための任意の実践的オプション（Voluntary practical options）
- ・ EBSA の記載基準に関する科学的手引きの改善
- ・ 記載された EBSA に係る情報共有など
- ・ （事務局に向けて）専門家ワークショップを開催し、EBSA の更新や新たな記載手続きの整理などを行うとともに、実施を促進するための非公式助言グループ（Informal advisory group）を設置するよう提言

WG II での全体討議に先立ち、少人数のコンタクトグループによって、生物多様性条約の科学技術助言補助機関¹（SBSTTA）から提出された決定文書の草稿についての検討が行われた。決定文書の最終形として合意に至らなかったため、全体討議後にさらに Friends of the Chair という少人数グループによる議論が継続した。

EBSA に関する決定文書と締約国から提出された EEZ 内の新規 EBSA 指定海域について、一覧表が成果文書の付録として全体会議に提示された。わずかな留保事項を残しつつもその多くは承認された。また、最後まで残った主たる争点としては、1. EBSA 設定時に、海洋科学調査の調査結果について、国際的なピア・レビューを通すか否かで議論が沸騰した。特に、韓国がピア・レビューの必要性を強く主張し、EU や日本はこの立場を支持しなかった。韓国のこのような懸念は、東アジアにおいて、EEZ が重なる海域も多いことから、その

¹ サブスタ（SBSTTA）は本条約のもとに設置されている科学技術助言補助機関。サブスタ会議は実質的には、生物多様性条約の本会議の前に、CBD 事務局が専門家や各国政府の交渉担当者らに議案を提示し、調整する役割を果たしている。

ような海域で締約国が独自に調査を進めることに対する抵抗感から発するものと思われ、国際的なピア・レビューをかませることにより、そのような動きをある程度管理しようという姿勢だと読み取れるという観察も耳にした。一方、EU 諸国は、地域的な連携の中で調査作業を完結させたいという意向が強く、世界的なピア・レビューについて消極的であった。

2. また、決定文書冒頭に、国連海洋法条約（UNCLOS）が海洋でのすべての活動を律する規範となる、という文言に、UNCLOS 非締結国であるトルコ、コロンビア等が最後のプレナリ・セッションぎりぎりまで反対を表明した。その結果、「UNCLOS を含む国際条約により」という表現も併記され、その両方にブラケットが付いた形で、決定文書が採択された。



図：（左）作業部会 II での議論の様子、（右）海洋政策研究所の紹介資料配布の様子

2. CBD COP 13 における海洋関連のサイドイベントへの参加

(1)概要

日程：2016 年 12 月 12 日（月）～17 日（土）

会場：ムーンパレスリゾートおよび複合施設（メキシコ・カンクン市）

参加者：前川美湖主任研究員、高原聡子研究員、瀧澤美奈子委員

(2)報告概要

会期中に開催された 300 以上のサイドイベントの中には、海洋および沿岸の生物多様性に関するものが含まれており、海洋空間計画、海洋保護区、EBSAs、アクセスと利益配分等のテーマを中心に参加し、以下のような情報と洞察を得た。

①「持続可能な漁業における愛知目標 6：実現に向けた報告と行動の改善（Aichi Biodiversity Target 6 on Sustainable Fisheries: Improving Reporting & Working Towards Implementation）」

日時：2016 年 12 月 9 日（金）

場所：Side-event Room 1, Universal Building

主催：IUCN-CEM-FEG、CBD、FAO による共催

国際自然保護連合の漁業専門家グループ(以下、IUCN-CEM-FEG)と CBD、FAO の共催によるもので、愛知目標 6 (2020 年までに持続可能な漁業を実現する) の進捗評価の指標づくりの状況の報告が行われた。

従来 Biodiversity Indicators Partnership の枠組みで行われてきた作業に基づいて、現在、国際自然保護連合の漁業専門家グループ、欧州保全開発局 (European Bureau for Conservation and Development : 以下、EBCD)、生物多様性条約事務局、国際連合食糧農業機関(FAO)が指標づくりを進めている。

FAO の Kim Friedman 氏によると、最新の議論の結果は 2016 年 2 月にローマで開催された専門家会合の議論をもとに、2016 年 4 月にカナダのモントリオールで開かれた第 20 回サブスタ会議の文書の形でまとめられている²。指標のおおまかな構造としては、愛知目標 6 の内容を 4 つの要素 (ターゲットの種、激減した種、脅威にさらされた種と生態系、生態系) に項目を分け、各々に対して 3 層からなる指標 (確立された方法論が存在しデータがすでに広く有効、確立された方法論は存在するがデータが簡単には入手不能、国際的に合意された方法論が未発達) で評価する仕組みになっている。

②「EBSA の科学的方法論の拡張とアプローチ : GOBI の貢献 (Enhancing EBSA Scientific Methodologies and Approaches: The Global Ocean Biodiversity Initiative Contribution)」

日時 : 2016 年 12 月 12 日 (月) 13 : 15 – 14 : 30

場所 : Contact Group Room 6, Universal Building

主催 : GOBI

これは Global Ocean Biodiversity Initiative (以下、GOBI) が主催したサイドイベント。GOBI は主にドイツの連邦自然保護庁の資金と国際保護連合の運営による国際連携で、深海と外洋の生物多様性保護に向けた科学的基礎を構築するために 2008 年に設立された組織である。COP13 本会議の EBSA の指定に向けた第 20 回サブスタ会議の議論にも貢献している。

このサイドイベントでは、EBSA criteria (生態学的に守るべき海域を特定するための科学的な境界条件) の利用に向けた科学的助言を改善する目的で行われる、「GOBI-IKI プロジェクト」というドイツの支援を受けた今後 5 年間の研究プロジェクトの紹介が行われた。

具体的なプロジェクトの事例として、CSIRO (オーストラリア連邦科学産業研究機構) よりインド洋と南西太平洋の総合的管理に向けて海域を評価する研究とワークショップの状況、またそれぞれの話者により海生哺乳類、回遊生物、深海熱水噴出孔生物群集の保護についての紹介がなされた。

とくに深海熱水噴出孔生物群集の保護については、デューク大学の Patrick Halpin 氏が発

² Expert Meeting on Improving Progress Reporting and Working Towards Implementation of Aichi Biodiversity Target 6 (UNEP/CBD/SBSTTA/20/INF/27) <https://www.cbd.int/doc/?meeting=sbstta-20>

表した（Halpin 氏は海洋地理空間分析や地理情報生態系などの専門家）。現在、鉱物資源開発が進む北大西洋中央海嶺で空間的戦略を通した生物多様性保護に向けた取り組みを行っており、2014 年、専門家のワークショップで EBSAs と熱水域のリスクアセスメント、および同海域の海洋学的・遺伝学的なつながりを明らかにする研究によって、EBSAs や APEIs(Areas of Particular Environmental Interest)などの保護海域の戦略的ネットワークをデザインするプロセスが示された。

③「愛知目標と持続可能な開発目標(SDGs)の達成を支援する海洋空間計画 (Marine Spatial Planning in Support of Aichi Biodiversity Targets and SDGs in Marine and Coastal Areas)」

日時：2016 年 12 月 13 日（火）13：15－14：30

場所：Room 2, Universal Building

主催：CBD、UNEP、UNESCO による共催

CBD、UNEP、UNESCO の共催で行われた。愛知目標 11 に「2020 年までに、沿岸および海域の少なくとも 10%は保護地域などにより保全される・・・」とあり、本サイドイベントはこの目標を達成するプロセスとしておもに行われている海洋空間計画(Marine Spatial Planning:以下、MSP)がテーマである。

まず、2014 年の CBD 専門家会合で MSP の実行を困難にしている要因として認識された不足事項（政治的支援、データ・知識、ガバナンスの理解、ステークホルダーの十分な参加、進展を測る指標、関係省庁間のコミュニケーション、他の関係するプロセスと MSP の統合化、競合する興味や価値観の衝突、改善のための能力開発）の情報共有が行われ、ついで上述の Patrick Halpin 氏から EBSAs と MSP は相互に重要な関係にあるという解説があった。続いて、MSP をすでに行っているセイシェルと南アフリカから事例紹介があった。

南アフリカ環境省からは、アフリカ南西岸を北上するベンゲラ海流により世界有数の生産力をもつ海域（BCLME）にまたがる南アフリカ、アンゴラ、ナミビアの 3 カ国政府が 2013 年にベンゲラ海流会議(BCC)という恒久的組織を設立し、ドイツ政府の支援により沿岸国の経済ニーズと環境保護を両立する MSP の取り組みを行っていることが紹介された。MSP の活動の一環として EBSAs に記載すべきデータを取得し、その中から保護海域の優先順位を決めて管理の必要性を検討するというプロセスがとられている。

本サイドイベントの後半は、いわゆる海洋保護区(MPA)によらない海域保護手法である OEABCMs³に焦点が当てられ、カナダの水産海洋省と日本の水産庁から発表があった。

カナダでは同国海域の 1%が保護されており、愛知目標 11 の達成（2020 年までに 10%の海域保護）に向けて、国内で独自に「2017 年時点で 5%の海域保護」という目標を掲げている。ただし、国・州・地域ごとに異なる保護海域メカニズムが存在するため、海洋生物多様性の保護を最大にしつつステークホルダーへの影響を最小にする OEABCMs が重要である

³ Other Effective Area Based Conservation Measures

とした。そのためにカナダの水産海洋省のなかにピアレビューによるサイエンス・アドバイザリーを設置し、そこで海域保護手法の研究開発を行っていることが紹介された。

日本からは、水産管理手法（自主管理海域、漁獲量・漁具制限、漁業権、網のサイズ制限、魚のサイズ制限）が存在することが一般論として紹介された。またとくにズワイガニで漁獲制限により資源管理に成功したことが紹介された。



図：（左）サイドイベント会場の様子、（右）日本の水産庁による漁業管理に関する発表

このセッションの最後には、カナダ水産海洋省の Jake Rice 氏も発表を行った。2016 年 2 月にベルリンで開かれた、生物多様性と漁業を専門とする専門家会合の結果報告である。

この会議の目的は愛知目標 11 の達成に向けた学びと経験の共有であり、合意が得られたこととして、次のようなことが挙げられた。前進には単一の道があるのではなく、費用と便益に照らしたオプションが必要であること、そしてどこで MPA 以外の手法が効果的なのかを MPA ネットワークデザインの中かで考える必要があること。また現在、散在し、場合によっておそらく矛盾するさまざまなタイプの海域保護手法を使うためには、基準とガイダンス情報が必要であるとした。

④「漁業における生物多様性の主流化 “FAO による責任ある漁業のための行動規範”を愛知目標 6 にリンクする(Mainstreaming Biodiversity in Fisheries. Linking the FAO Code of Conduct for Responsible Fisheries to CBD Target 6)」

日時：2016 年 12 月 13 日（火）18：15－19：45

場所：Side-event Room 1, Universal Building

主催：IUCN-CEM-FEG、EBCD、FAO による共催

まず、IUCN-CEM-FEG 議長で EBCD の役員(Board member)である Serge Garcia 氏が、生態系アプローチを漁業に適用する際に重要な考え方として 11 の要素を示した（1.リスクを踏まえた枠組み、2.複数の目的をかなえる決済機構、3.総合的な知識、4.予防的アプローチ、5.

統合的アプローチ、6.適応的で包括的なガバナンス、7.多様な道具（海洋保護区など）、8.生態系に基づいた決定ルール、9.市場ベースの手段、10.生態系サービスに対する支払い(PES)とオフセット、11.海洋保護区と OEABCMs)。

その上で、これまでに FAO が主流化に向けて 1982 年から行ってきたことを列挙（国連公海漁業協定 (UNFSA)、ワシントン条約など国際連携、地域漁業管理機関の支援、ガイドライン文書の作成、ウェブサイト EAFnet、能力開発、国内法と政策の開発）し、先進国だけでなくアフリカ各国のような発展途上国でも主流化に向けた素晴らしい事例が存在するという認識を示した。続いて Jake Rice 氏がさまざまな地域漁業機関とその連携についての紹介を行った。

⑤陸上・海洋空間計画における生物多様性の主流化（Biodiversity Mainstreaming in Land and Marine Spatial Planning）

日時：2016 年 12 月 14 日（水）13：15－14：30

場所：Youth Group Meeting Room, Sunrise Building

主催：メキシコ天然資源・環境省、コンサベーション・インターナショナル

メキシコの陸域と海域における空間計画について発表が行われた。海洋空間計画（MSP）を用いる際には、生態系アプローチを採用すると効果的という指摘があった。愛知目標 11 達成に向けて、MSP は海洋資源の持続的な開発の向上に貢献し得ること、従って、生物多様性条約のもとでの目標達成のためにも効果的な手法の一つであることが強調された。ただ、陸と海洋の総合的な空間計画が困難であることが指摘され、その理由として陸域と海域では適応される法制度が異なるため、法制度の運用や担当諸官庁間の調整が困難であることが報告された。サイドイベントの後半では、コンサベーション・インターナショナルによるプレゼンが行われ、毎年、実施しているオーシャン・ヘルス・インデックス（OHI⁴）についての説明、実績、およびその結果について発表された。



図：本会場の様子（左）前川主任研究員・瀧澤委員、（右）前川主任研究員・高原研究員

⁴ Ocean Health Index

⑥「インドにおける ABS に関する優良事例と教訓(ABS Good Practices and Lessons Learnt from India)」

日時：2016 年 12 月 14 日（水）13：15－14：30

場所：Contact Group 6 Meeting Room, Universal Building

主催：インド国家生物多様性庁（National Biodiversity Authority, India）、環境・森林・気候変動省（インド政府）、UNEP、GEF

インドは、世界の 17 のメガ・バイオダイバーシティ国の一つであり、生物多様性に富んだ国である。インドでは「生物多様性法」が 2002 年に施行され、2004 年に細則が告知された。その中で、生物多様性の保全と持続可能な利用、そして公平な利益配分について規定された。同法に基づき、2003 年にインド国家生物多様性庁が設立された。インドで生物資源の利用に関するアクセスと利益配分（Access and benefit sharing, ABS）の実施を進めていくために、「Strengthening the Implementation of the Biological Diversity Act, 2002 and Rules 2004, focusing on its Access and Benefit Sharing Provisions」事業が国連の支援のもと初めてインドにて実施されている。インド国家生物多様性庁、環境・森林・気候変動省（インド政府）、UNEP-GEF 実施による当該事業の概要と成果が紹介された。

事業の成果として挙げられたのは、ABS を担う地方レベルでの制度の整備、国民生物多様性登録制度（People's Biodiversity Registers, PBRs）の確立と実施、生物資源の評価方法の確立等であった。ABS 実施制度の整備として、インド国家生物多様性庁の下に、州単位で 29 の州生物多様性委員会が設置され、さらに地方レベルで 41,180 の生物多様性委員会（Biodiversity Management Committee, BMC）が全国的に設立された。UNEP-GEF 事業が実施されている 10 の州では、300 件の生物資源へのアクセス申請があり、そのうち 100 件で、ABS 合意が成立し、法定基金を通じて 3,000 万ルピー分の利益分配が実現している。

⑦「遺伝資源へのアクセスと利用、利益の公正かつ衡平な配分の好循環に向けた今後の能力養成・技術移転のあり方について(The capacity building and technology transfer for generating a virtuous circle involving the access to and the utilization of the genetic resources and the fair and equitable sharing of the benefits)」

日時：2016 年 12 月 16 日（木）13：15－14：30

場所：Like Minded Mega Diverse Regional Group meeting room, Sunrise Building

主催：国際協力機構（JICA）、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）、経産省（日本政府）、環境省（日本政府）（共催：生物多様性条約事務局、GEF）

まず、名古屋議定書実施基金（NPIF）拠出によるアルゼンチンでの JICA 事業についての説明があった。当該事業は、園芸・観賞植物を開発するためのプログラムであり、その開発モデルにおける利益配分の考え方と成果（品種）が紹介された。続いて、東京農業大学の

鈴木健一朗教授から、国際協力と持続的な微生物活用促進のために微生物資源センターの役割について発表があり、以下のような指摘があった。微生物というのは、目に見えず制御するのが困難であるが、利益創出の潜在的可能性が高く工業的な重要性が高い。能力構築は重要で、特に資源提供国にとり、専門家による自国の資源の活用と移転を監視しモニタリングするためにも自らの能力を強化することが重要である。各国の微生物資源センターは既に機能しているがものもあるが、これらのセンターは国際的な連携の中で、国を代表する役割も担いその機能を強化すべきであるとのことであった。続いて、他の発表者から、生物多様性条約の中での ABS に関する能力構築について規定と、現在実施されている具体的な能力構築を目指した事業群についての紹介があった。地球環境ファシリティ (GEF) の渡辺陽子氏からは、GEF による ABS 実施のためのプログラムについて解説があった。

3. まとめ

海洋政策研究所は、2010 年の COP10@名古屋への参加や持続可能な海洋イニシアティブ (SOI) への参画、IO ネット推進事業等を通じて、CBD 事務局との協議連携を進めてきた。愛知目標や持続可能な開発目標 (SDGs) 達成の世界的な取り組みを踏まえて、当該事業を展開する必要がある、COP13 で最新の交渉内容とその成果について情報収集できたことは、意義があった。

CBD は、国家管轄権区域内の生物多様性の保全と利用について規定する国際条約であり、いわゆる「国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全と利用」については、国連本部 BBNJ 準備委員会にて議論が行われている。BBNJ 準備委員会では、CBD での経験や教訓を踏まえ制度設計のための要素の抽出作業を行っており、CBD COP も、BBNJ に関する外交交渉とその準備作業は、BBNJ 準備委員会が正式な議論のフォーラムであることを認識している。ただ、CBD COP でも遺伝子資源開発と利益配分の問題は未解決であり、国家管轄権区域の内外で、二つの矛盾する制度ができてしまうことは避けるべきであり、CBD COP や BBNJ 準備委員会を含む複数の国際交渉の場での議論を踏まえて、より整合性のある全体解が導かれるよう外交交渉のプロセスそのものの調整と管理も重要と考える。SBSTTA での議論を含めて、今後の動向を継続的に分析していく必要がある。

第5章 国連海洋・海洋法に関する非公式協議プロセス第17会期 (UNICPOLOS-17)

1. 海洋と海洋法に関する非公式協議プロセス (UNICPOLOS) とは

国連海洋法条約 (UNCLOS) が採択され、1994 年に発効し、3つの機構 (海洋法裁判所、国際海底機構、大陸棚限界委員会) が発足した。これらの機構は、それぞれ特定のマנדートをもっていたが、海洋の問題について総合的に議論するフォーラムはしばらくの間存在しなかった。そのような状況を受け、国連持続可能な開発委員会の場で海洋の持続可能な開発を目指して、総合的な海洋管理について議論してきた。同委員会は、その第7回会合において、国連総会が海洋の問題に総合的に取組むためにふさわしい機関である旨勧告を行い、1999年に国連総会決議 54/33 を通じて、政府間および機関間のレベルで強調・協力がなされるべき分野の特定に焦点を当て、①海洋および海洋法に関する事務総長報告を検討し、また、②総会で検討すべき問題を提案することによって、海洋問題に関する発展の総会による年次検討を促すことを目的とした UNICPOLOS が発足した。国連加盟国、国連専門機関の加盟国、UNCLOS の締約国、国連にオブザーバーステータスを有する NGO、海洋問題について権限を有する政府間機関が本プロセスへの参加資格を有している。過去のテーマをみると、2000年の責任ある漁業の実施に向けたアクションにはじまり、統合的海洋管理等がとりあげられてきており、2005年には海ゴミの問題が一度とりあげられた経緯があるが、ここでの問題は主として遺棄された漁具とされており、陸に起因する問題やマイクロビーズなどの比較的新しい問題は十分に扱われなかった。その後、様々な問題について議論されてきたが、2016年に改めて海ゴミの問題が、プラスチックおよびマイクロプラスチックと並列してとりあげられるに至った。

2. UNICPOLOS -17 の概要

今次会合の基礎となった事務総長報告の中では、海ゴミ、プラスチック、マイクロプラスチック (MDPMs) の約8割は陸に起因していること、MDPMsの生物に対する影響の深刻さ、2050年までには渡り鳥の99パーセントがこれらの影響を受けるであろうことが述べられている。この中ではさらに、港におけるクリーンアップにかかるコストの上昇等の経済社会的影響についても触れられている。その上で、①最良の科学的情報に基づいた対策、②対象を絞った対策と規制、既存の条約に基づく枠組みに基づく対策の強化、③陸上における廃棄物の処理、回収された MDPMs の処理施設等のインフラ建設の必要性、④産官学を巻き込んだ意識向上、協力と能力構築等、ありうべき方向性を本報告書は示している。

今次会合では、プレナリーにおける議題の採択に続いて各国代表による一般的意見交換が行われ、早急な取り組みの必要性、企業を含めたあらゆるレベルでの連携の必要性等に関する考えが示された。その後、パネル討論が行われ、世界中の科学者が最新の知見について報告するというセッションがもたれた。最後に、今次会合の総括を行うとともに、12月の国連総会でどのようなテーマを扱うかについて議論がなされた。

3. パネル討論

開会および議題の承認の後に、一般的意見交換を通じて、本プロセスの重要性、本プロセスが2030アジェンダの実施にもつながっていくであろうことを各国代表が確認し、パネル討論に移った。

(1) テーマ1：MDPMsの環境的、社会的、経済的な側面とMDPMsによる汚染の防止、減少、管理について

ひとつめのパネル討論では、主として科学的な見地からの議論が行われた。GESAMP（国連の設置する海洋環境保護の科学的側面に関する専門家会合）マイクロプラスチック作業部会長のKershaw氏からは、MDPMsの発生源、海岸から海底に移動するにつれて、その分解過程がより緩やかになること、場合によってはその分解に数百年という年月がかかりうること、MDPMsの種類によってその存在する場所も異なりうること等の基本的な情報の提供があった。世界海洋評価（WOA-1）調整役のInniss氏からは、WOA-1における海洋ゴミの位置づけ、ゴミの種類、海洋での集積域、その生物との絡み合い、その間接的な影響に関するデータの不足に関する報告があった。

太平洋地域環境計画事務局のRichardson氏からは、広大な海域をもつ太平洋島嶼国において、曳き網などに掛かる海洋ゴミのうちプラスチックが40パーセント近くを占めているという実態、1万件を超える海洋汚染のうち、投棄漁具の問題が深刻な原因となっているという現状の報告があった。アメリカウミガメ保護条約事務局のAlbareda氏からは、非常に広範囲でウミガメが海ゴミ、プラスチックの誤飲・誤食といった被害を受けていること、これが地域を超えて発生している問題であることから、国だけではなく、地域同士の規制に向けた連携が重要であること等の報告があった。Exter大学のGalloway教授からは、5ミリ以下のマイクロプラスチック、0.1ミリ以下のナノプラスチックに目を向けると、プラスチックの周りに様々な有害物質が吸着し、生物に悪影響を与えている実態、空気中に浮いているマイクロプラスチックの存在への警鐘に関する報告があった。東京農工大学の高田教授からは、世界中の海岸におけるマイクロプラスチックの拡散状況と日本周辺の海底への蓄積状況、マイクロプラスチックに付着するPCBの生物、特に海鳥に対するリスクに関する紹介があった。豪州CSIROのHardesty氏からは、プラスチックの存在量、影響を受ける生物の存在、それらの相互作用の3要素を掛け合わせたときにはじめてリスクが生じる

こと、生物の種類が違えばプラスチックとの相互作用も異なり、プラスチックの分布域とリスクの分布域は必ずしも一致しないこと、汚染よりも絡みや飲み込みといった問題が相対的に大きなリスクをもっている等の報告があった。

(2) テーマ2：MDPMsによる汚染の防止、減少、管理を推進するための挑戦、教訓、優良事例について

2つめのパネル討論では、具体の取り組みに関する議論が行われた。インドネシア海事関係調整省の Oegroseno 氏からは、インドネシアにおけるゴミの 14 パーセントがプラスチックであり、そのうちの 7 パーセントが海に流出してしまっていること、そのような状況に対して、プラスチックバッグの有料化、廃棄物への課金等の対策を政府としてとっているということ、市民活動を組織化して国レベルの活動へと広げていくという取り組みについて紹介があった。フィリピン Dagupan 市長の Fernandez 氏からは、廃棄物処理場が海岸の近隣に長い間立地しており、最近これをより安全な地域に移すという計画が進み始めたこと、ゴミに頼って生計を立てている人たちの生活から変えるという取り組み、ごみ収集活動を全国レベルで広めようという自治体の活動について紹介があった。世界プラスチック協議会 Northcote 氏からは、企業による 3R を中心としたプラスチック流入阻止に向けた活動、エネルギーの回収を含めた企業の取り組みの紹介があった。世界漁失漁具イニシアチブの Hogan 氏からは、年間約 64 万トンの漁具の幽失があること、それらが海洋生物に絡まり、または捕獲効果を発揮し続けることで、多大な経済的損失を及ぼしており、それらを半分減らせば 3 ヶ月で 6、700 万ドルの経済効果があるとの試算が存在すること、回収した漁具のリサイクルの試みが報告された。DOW 包装・プラスチックの Wooster 氏からは、製品のライフサイクル全体を考慮する重要性、物を守るという包装紙の目的に合致した形で材料の使用を検討する必要があること、ゴミの分類等は自社のみで確保できるものではなく、多様なステークホルダーとの協働が必要であること等の報告があった。Ocean Conservancy の Merkl 氏からは、世界中で実施しているゴミ回収プログラムを通じて活動を行っているが、中国、インドネシア、フィリピンなどで特に急速にゴミが発生している等、地域における発生率の偏りが現実的な対応を困難にしていること等の報告があった。世界銀行の Caspary 氏からは、上流側での対策により効率的に MDPMs の問題に対処することができるとの報告があった。世界経済フォーラムの Degnarain 氏からは、第 4 の産業革命ともいえるプラスチック製品の発展の結果、2050 年までに魚と同じだけの量の MDPMs が海を漂うことになるだろうという試算があること、プラスチックは西洋に比べ、アジアの海により多く見られるが、上流まで遡ってしてみると、プラスチックを製造する工場、その親会社の多くは西洋に存在していることから、下流における対策のみでは十分ではないこと等の報告があった。Cafeteria Culture の Cohen 氏からは、ニューヨークにおける学校給食に関する取り組み、紙トレイの開発、その取り組みの市レベルでの対策への発展等に関する報告があった。

このほか、サイドイベントでは、UNEP と CBD 事務局によるエリア管理型ツールを通じた対処の可能性、ニュージーランド政府とバルバドス政府による世界海洋評価に向けた能力構築の取組みに関する報告があった。

(本報告は、第 133 回海洋フォーラムでの発表を元に行っている)

第6章 東アジア海域環境管理パートナーシップ会合（PEMSEA）

日時：2016年7月13, 14日

場所：フィリピンボホール、Be Grand Resort

参加：PEMSEA 政府パートナー（カンボジア、中国、インドネシア、日本、朝鮮民主主義人民共和国、ラオス、フィリピン、韓国、シンガポール、東チモール、ベトナム）及び非政府パートナー（ASEAN Centre for Biodiversity (ACB)、Conservation International (CI) Philippines、IPECA The Global Oil and Gas Industry Association for Environmental and Social Issues、Korea Marine Environment Management Corporation (KOEM)、Northwest Pacific Action Plan (NOWPAP)、Oil Spill Response Limited (OSRL)、United Nations Environment Programme Global Programme of Action for the Protection of Marine Environment from Land-based Activities (UNEP-GPA)、Plymouth Marine Laboratory(PML)、笹川平和財団海洋政策研究所)

7月13日

1. Opening of the Meeting

冒頭、Koh議長の開会挨拶があり、8回目の東アジア海域環境管理パートナーシップ会合（以下、PC会合）は、ベトナム・ダナンにおいて2015年11月に開催された東アジア海洋会議以来はじめてのPC会合として、ダナン合意書の実施を確かなものとするための道筋を特定することの重要性が強調された。また、Post-2015 目標や東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）の実施計画の策定が今回会合の重要目的である旨述べられた。続いて、ロス事務局長の開会挨拶があり、技術会議議長の紹介があった後に、EAS Congress2015 の開催の意義、Post-2015 の4つの目標の実現のための道筋をつけることや持続可能な開発目標（SDGs）との整合性確保の重要性について述べられた。最後に、フィリピン環境天然資源省（DENR）を代表してドミンゴ氏から挨拶があり、フィリピン政府として Post-2015 目標の実現や総合的沿岸管理（ICM）計画の継続的实施を支援していきたいと考えている等の発言があった。

A. TECHNICAL SESSION

0920 – 1200

2.0 SDS-SEA Implementation Planning for 2016-2021

東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）事務局から目標毎に進捗と問題点が報告された。

2.1 Target 1: A Self-Sustained PEMSEA (2017)

PEMSEA 事務局から報告：

まだ自立した組織になっていない 2017 年までにすることがあるという認識のもと、5 つの主となる活動が紹介された（ボランティアな寄与、ブランド化・マーケティング、ビジネスネットワーク、Knowledge Base のようなサービス、財政）。

財政的な持続性については、大部分を寄付に頼っているものの作業部会（Sub-committee on PC Meeting）で検討を始めることが報告された。

重要な取組みとして、SEA Knowledge Bank（KB）や、PEMSEA ICM Learning Center Network, PEMSEA Network of Local Governments (PNLG) などのネットワークが指摘された。

各国から：

透明性やオーナーシップについての質問があった。特に、税金についての言及がないことや、予算が決まっていないプロジェクトに参加することができないといった厳しい指摘もあった。出張者からは、KB のサービスに対する対価を取ることと、ボランティアな情報提供との整理（クレジットの付与なども含め）が必要である旨指摘した。

ロス事務局長からのまとめ：

SDS-SEA の主流化が、各国（ベトナム、インドネシア）で始まっているおり、企業の参加が奨励されている。KB は投資プロジェクトと位置付けている。詳細は作業部会で議論することとする。

1000 – 1030

Coffee Break

1030 – 1200

Continuation of Agenda Item 3.5

2.2 Target 2: Regional State of Oceans and Coasts Reporting (2018)

PEMSEA 事務局からの説明：

各国 State of Coasts Reporting System (SOC) を地域の SOC にするため、チャンゴン EAS Congress 2012 の閣僚会議での合意に基づき、各国に報告を求めていることが再度確認された。その上で、EAS コングレス（2015 年 7 月）のワークショップ、2016 年 6 月に各国 SOC 作成のためのワークショップなどを開催してきた経緯が説明された。

SOC は、自然環境だけでなく、経済や人々の幸せについても言及している（1 章：海洋経済と海洋の健康、第 2 章：ブルーエコノミーの展開、第 3 章：イノベーション）。こうした成果を 2018 年の EAS コングレスで発表予定であることが紹介された。

各国から：

愛知ターゲット、SDG14 との整合性（MPA の徹底範囲に EEZ が入るかどうかなど）について確認の意見交換があった。また、各国から、取り組みの困難さについての言及があり、UNEP の環境レポート等との合体などが示唆された。国際的な議論や合意事項との連携は

必要であり、UNEP 側からも SOC の取り組みへの期待が示された。一方、困難さの原因として、PEMSEA 側が指標を明確に示していないことなどの指摘もあった。

ロス事務局長からのまとめ：

これは、地域としてのレポートであり、PEMSEA のレポートではない。UNEP 等の関与を歓迎するとともに、各国レポートは、各国に対しても有益なものであるべきと基本姿勢が説明された。

2.3 Target 3: National Ocean Policy and Institutional Mechanisms (2021)

PEMSEA 事務局からの説明：

パートナー国での海洋政策の確立の難しさと必要性が説明された上で、事務局として、各国政策と国際的行動計画との整合に注目し、政策の目的や成果の評価を含むレビューを実施し、各国の取り組みを支援する方針が説明された。

各国から：

海洋政策研究機関（OPRI、Korea Maritime Institute (KMI)、Maritime Institute of Malaysia (MIMA) 等）が取り組みへの協力を表明、人材育成のプログラムやワークショップ開催への期待が参加者から示された。

2.4 Target 4: Scaling up ICM to 25% of the Region's Coastline (2021)

PEMSEA 事務局からの説明：

各国の取り組みの詳細について、報告がなされ、実行に向けた困難さとして、政策間の調整をする法制や、関係者の理解の不足が問題であるとの認識が示された。

2.5 SDS-SEA Implementation Plan 2017-2021

PEMSEA 事務局からの説明：

本計画が、2015 年のダナン合意に基づいての推進計画であること、今後の予定として、

- ・2016 年 5－6 月：インセプションフェーズ
- ・2016 年 7－12 月：準備フェーズ

（9 月に作業部会で原案作成、次の E C 会合で検討、その後サブコミッティーで継続審議）

- ・2017 年 1－6 月：最終・合意フェーズ

等が示された。

1200 – 1300

Group Photo and Lunch Break

ロス事務局長より、2010年の会議で ICM のガイド、教育資料などが必要であることが確認され、専門家による作業部会でドラフトが作られ、PC のテクニカルセッション、政府間会合に付託するものであることが説明された。

PEMSEA 事務局から「ICM コードと ICM システム認証」の説明があった。主論点として、認証は国際規格（ISO 19011, 9001, 14001）に準拠していること、3 つのレベルの認証（Transition：2015 年の EAS コングレスで 15 の自治体が認証された, Transformation, Sustainability）があることが紹介された。

各国より、取り組みへの同意が示されると共に、一部からは、誰が評価するのかといった制度についての質問や、SDS-SEA の目標 4 との関連（既に 100%実施されていると報告されている場合についての取り扱い）等が指摘された。出張者からも、東京湾で政府と自治体が連携して実施している例などを挙げ、画一的な取り組みではなく、各国の事情を考慮した対応が必要であると指摘した。

続けて、PEMSEA から「ICM プロフェッショナル認証」の説明があった。ICM 管理者認証として、Leadership in Energy and Environmental Design（LEED）プロフェッショナル認証や Project Management Professional（PMP）認証を準備していること、合わせて、ICM プロフェッショナル認証ハンドブックを作成予定（2016 年 12 月までに第 1 稿、2017 年の PC 会合で決定、2018 年の PC 会合までに応募）であることが説明された。

各国より、認証を受ける指導者や、持続的なビジネスモデル、学術機関の関与について質問が出た。

ロス事務局長から、ICM 管理者への認証による PEMSEA や ICM に対する理解の増進、新たなリソースの開発が狙いであること、特に実務的な要請から ICM 管理者を増やす必要があるとの認識が示されたが、ICM 管理者は地域のリーダーであり、認証制度になじまないという意見も出された。

PEMSEA 事務局から、ICM Investment Landscape、Knowledge Management などのプロジェクトによる投資家の橋渡しが紹介され、8 月 12 日までに提案を歓迎する旨アナウンスされた。

まず各機関（ACB¹、IPIECA²、KIOST、UNDP、PML）から、取り組みの事例が紹介された。当研究所からは、日本における沿岸域総合管理の取り組みについて事例とともに紹

¹ Asean Centre for Biodiversity

² International Petroleum Industries Environmental Conservation Association

介した。ACB からは、アセアン遺産公園プロジェクト、クリアリングハウス構築 (<http://chm.aseanbiodiversity.org/>) 等の事業紹介があった。Conservation International からは、人類の幸福の持続を目指した事業として、Verde Island Passage や Iloilo 州での取り組みが紹介された。IPIECA は、ガス・油企業の環境（流出事故への備え）のための国際協議会であり、IMO との協働プログラム Global Initiative について紹介された。

韓国からは、KOEM は出席していたが発表はせず、KIOST から、チェジュ島に設置された海洋教育センターの紹介があった。UNDP からは、1998 年から実施している GPA プロジェクトの紹介、PML からは、横断的な課題に取り組むための Global Challenge Fund (15 兆ポンド規模) を作ったという報告があった。

1530 – 1600

Coffee Break

1600 – 1700

Continuation of Agenda Item 5.0

引き続いて、各国からの発表として、中国は 2011 年から実施しているアセアン・中国海洋協力基金、国家海洋局と環境局の共同プロジェクトである海洋奨学金制度、イラワジでのイルカ保全事業などが紹介された。インドネシアからは、中央政府が財政的に地方自治体を支援するのが難しい現状が説明された。日本からは、国内で 10 か所以上の ICM 事業を実施中であることが報告された。ラオスからは、流域の保全を実施しているとの報告があった。フィリピンからは、天然資源省の海洋沿岸事業として、海岸と海洋生物多様性、海底地形、サンゴ礁、マニラ湾再生プロジェクト、生態系サービスに関する経済評価のパイロット事業、海洋保護区の事業、サンゴ礁モニタリング事業などが紹介された。韓国からは、沿岸域総合管理を、生態系を基本とする管理（EBM）で推進中であることが紹介された。シンガポールからは、Integrated Urban Coastal Management (IUCM) として生物共生型護岸、海洋公園、市民調査（水質、生物）などを実施しているという状況が紹介された。タイからは、チョンブリ県で油流出後の再生事業を実施中であり、現在タイ湾側でも拡大中であること、イルカ保全の事業を IUCN と共同で行っていることなどが紹介された。東チモールからは、来年海洋政策を発表予定であること、SPC や SPREP とも連携しており、ウミガメ保全でプロジェクト協力の誘いなどがあることが紹介された。ベトナムからは、ICM について 1995 年から開始して 21 年たち、法律や技術指針も作成して実施しているが、国民の ICM への理解が進んでおらず、人材育成が不可欠である状況が説明された。カンボジアからは、国境付近でのジュゴンの回遊が越境環境問題となっている状況が説明されるとともに、様々な共同研究（水質調査、下水道整備等）や 3 国協力（油汚染対策等）の実施状況が報告された。

1700 – 1715 5.0 Other Business

PEMSEA 事務局から、SNS 等を用いたマーケティングとコミュニケーションについての
取組み状況が紹介された。

**1715 – 1750 6.0 Conclusions and recommendations from the Technical
Session**

1750 – 1800 Closing of the Technical Session

7 月 14 日

B. COUNCIL SESSION

0910 – 0915 7.0 Adoption of Meeting Agenda

メアリ・シーチェン議長により、アジェンダの紹介、承認が行われた。

**0915 – 0920 8.0 Summary of Recommendations and Decisions of the
7th EAS Partnership Council (June 2015) and the 17th
Executive Committee Meeting (April 2016) and Status of
Actions Taken**

ロス事務局長から、第 7 回の P C 会合では、E A S コングレスに提出する資料を準備し
たこと、第 17 回の E C 会合でその資料を精査したこと、特に、PEMSEA の持続性について
議論したことなどが報告された。

シーチェン議長から、これらの会議は、将来の目標を決める重要な会議であったとの認
識が示された。参加者からは、特段の質疑なく承認された。

0920 – 0940 9.0 Report of the Council Chair

PEMSEA 事務局から、マーケティングとコミュニケーションについての取組み状況、議
長から、E C 会合（2016 年 4 月、マニラ開催）において、EAS コングレスでの閣僚会合を
どの様に実施するかを検討したこと、特に、その相互方向性の議論を重視したことの報告
があった。鍵となる政策課題として、より多くのメンバーの積極的な参加、ユースフォー
ラムの強化、ポスト 2015 目標、ブルーエコノミーに注視した SOC システムの推進、各国
の海洋政策の確立、事務局長の継続雇用、ICM のスケールアップについて検討したことが

報告された。参加国から、2016年6月から始まったユースへの PEMSEA 支援への感謝が示された。また、次期事務局長の給料の支払いに関して問い合わせがあり、ロス事務局長から、PEMSEA の予算から出る旨回答があった。

0940 – 1000

10.0 Report of the PRF Executive Director

ロス事務局長から、SDS-SEA の実施報告書作成のために、各国、政府・非政府パートナーからのインプットを要請したこと、EAS Congress 2015 in Danang において、延べ 800 人の参加、18 ワークショップの開催、15 の共催者があったことが報告され感謝が述べられた。特に、ワークショップの開催による新たなネットワークができたことが成果であったものの、閣僚級会合では、閣僚の参加が少なかったという反省が述べられた。SDS-SEA2015 の作成には、パートナー、事務局の多大な努力があった。それが採択されたので、現在は推進のステージに入っているといった展望が示された。さらに、以下のような報告もなされた。

- ・選挙（政府間会合副議長、P C 副議長、事務局長：8/31 まで募集中）
- ・35 の新 ICM サイトにより海岸線の 17%が ICM サイトになった
- ・栄養塩管理の GEF / UNEP プロジェクトが実施されている（30 万ドル）
- ・Westpac / 東京大学の赤潮の調査 Kep Province
- ・Knowledge Sharing and Management：地域における情報の基盤となるべき。積極的な DB として、25 の ICM Solutions などを掲載、投資の機会としても想定。
- ・PEMSEA Network of Learning Centres (PNLC)の設置
- ・財政的問題（中国、日本、フィリピン、韓国、東チモールからの拠出、ベトナムによる EAS Congress 支援、韓国から 3 カ年のオフィサーの提供、KMI が海洋空間計画などの研究に協力）
- ・新コミュニケーションオフィサーの元、広報の強化が進行中
- ・PEMSEA のサービスにより 30 万ドルを生み出している
- ・Ocean Investment Facility の設置に向けたサブコミッティーの設置を検討中
- ・挑戦は、ターゲット 1 の達成

シーチェン議長から、PEMSEA 事務局継続のために、パートナーの積極的参加、支援が重要であることが強調された。参会者からは、事務局への感謝と共に、非政府パートナーへの情報共有を促進すべきとの意見も出された。それに同調して、透明性を向上させるために、非政府パートナーやオブザーバにも政府セッションを含め広く公開すべきとの意見も出された。

1000 – 1030

Coffee Break

1030 – 1120

11.0 Election of PEMSEA Officers and Oath-taking

シーチェン議長から、カウンスル、技術委員会、政府間委員会の議長任期満了による退任に伴う、副議長の選挙を実施した旨の説明があり、ロス事務局長より、選挙手続き、結果について報告があった。結果、ラビーナ氏、春成氏らの議長就任、3名の副議長の選出が行われた。各任命された者の宣誓が行われ、7月31日をもって前任者の任期が満了後、直ちに新任者の任期となることが宣言された。

1120 – 1145 12.0 Inclusion of New PEMSEA Non-Country Partner and Signing of Letter of Cooperation

ロス事務局長から IPIECA(International Petroleum Industries Environmental Conservation Association)の加入について紹介があった。Letter of Cooperation へのサインの後、IPIECA からの返礼挨拶が行われた。

1145 – 1200 13.0 Other Business

中国の国家海洋局から、ダナン宣言の目標 2, 3 の達成のために 2017 年まで、年間 3 件の海洋奨学金の支援を行うことが報告された。

韓国から PEMSEA 事務局への職員派遣の延長が報告された。

カンボジアから、2018 年に選挙なども予定されており、EAS Congress 2018 の主催ができないとの意思表示がなされた。議長から、開催年を変更しての開催が可能かどうかの確認があり、カンボジアからは、2019 年へ延期では、新たな政府の形成のために十分な時間が取れないとの説明があった。議長からは、他の候補の提案について、時期執行部と事務局に託する旨の発言があった。

C. INTERGOVERNMENTAL SESSION

政府間会合については、出張者は出席資格がなく、以下の議事が行われたことだけ共有された。

1300 – 1330	12.0 Audit Committee Report
1330 - 1400	13.0 Technical Session Report
1400 – 1500	14.0 Establishment of a Partnership Council Subcommittee on a Self-sustaining PEMSEA
1500 – 1530	Coffee Break
1530 – 1630	15.0 PEMSEA 2016-2017 work plan and budget
1630 – 1700	16.0 Other Business
1700 – 1730	17.0 Decisions of the Intergovernmental Session
1730	Closing of the Intergovernmental Session
 July 15, 2016	 Field Visit

出張者は参加しなかった。

以上

第7章 第11回世界閉鎖性海域環境保全会議 (EMECS11)

2016年8月22-27日に第11回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS11 Sea Coasts XXVI¹)がロシアのサンクト・ペテルブルグで開催された。統一テーマは「変化する世界の沿岸地域・コミュニティにおけるリスク管理」であり、ICMについても、「ICMと里海の特別セッション」、「海洋沿岸生態系：モニタリングとモデル化」、「沿岸資源の持続可能な利用と開発：効果的な管理とアプローチ」などのセッションが組みられ、米国、日本、中国、韓国、トルコ、ロシア、フィリピン、豪州からの発表により、チェサピーク湾、黒海、日本海、瀬戸内海、東京湾、フィンランド湾、渤海湾、ラグーナ湾等の事例が共有され、水質規制か生態系の保全・再生かといった環境管理の方向性や、その管理のための海洋空間計画や環境評価のためのツールの開発の先進事例が共有された。特に日米の比較において、環境管理のための総最大日負荷量(TMDL²)と総量規制の違い、環境影響評価の評価項目、評価手法の違いなどが議論された。

EMECSの目指すところ³は、科学的な研究調査の推進による政策実行であり、今回の会議の冒頭でも、サンクト・ペテルブルグ市からの挨拶で「今回の学会での成果を市政に生かしていきたい」との表明があった。ロシアでは、ダム建設(河口堰を含む)による環境変化を経験しており、その下流にあたる都市部での下水管理、さらに沿岸域の管理などが実施途上である。その海洋空間計画の策定について国の委託を受けた民間研究機関によりドイツ政府とロシア政府の共同研究が進められている。こうした状況も含め、日本の経験、技術を世界の沿岸域管理に適用していく糸口が今回のEMECS11でも垣間見ることができた。

以下、プログラム及び、主だったセッションでの議論の概要を紹介する。

1. 開会式 8月23日

サンクト・ペテルブルグ市、兵庫県、ロシア科学アカデミー、国際エメックスセンター科学政策委員会からの代表者より挨拶が行われた。引き続き、ロシア州立水理気象大学学長、カルピンスキー地学大学学長代理、開催地実行委員会、科学教育省代表などからの挨拶があった。

特に、サンクト・ペテルブルグ市からは、市の管理上、海の環境は喫緊の問題であり、特にバルト海の汚染は川と海の問題であるとの認識が示され、会議に期待し、成果を市政に反映したいと会議開催を歓迎し、その成果を積極的に受け入れる体制が表明された。サンクト・ペテルブルグ市における海と陸のつながりについて、バルト海の奥に位置するという地政学的指摘、高潮防護、ダムによる洪水調節といった防災の観点、気候変動による環境変化などについても言及された。

¹ EMECS11 – Sea Coasts XXVI Joint Conference, Managing risks to coastal regions and communities in a changing world, August 22-27, 2016, St. Petersburg, Russia

² Total Maximum Daily Load、水質環境基準に基づく最大日総負荷が設定されており、健康と生態系の指標も含まれる。

³ EMECS 科学政策委員会渡辺正孝委員長へのヒアリングによる

2. 全体会合（基調講演）8月23日午前

全体会合は、国際エメックスセンター科学政策委員会の渡辺正孝委員長が議長を務め、「変わりゆく世界における沿岸域のリスク管理」をテーマに3つの基調講演が行われた。

(1) ロシア Shirshov 海洋研究所、Andrey Zatsepin 氏

黒海(ボスボラス海峡からの塩水流入、河川からの淡水流入、2000mを超える急深な地形を持つ)における水階構造と循環による短期変動について、表層の酸素、底層の硫化水素に着目した観測結果が紹介された。表層の Rim Current の蛇行と5－6日周期の鉛直振動や、Rim Current による渦の生成とそれによる湧昇流の生成など注目すべき構造について解説された。

(2) 国際エメックスセンター、鈴木基之氏

経済活動の急速な成長に伴い、必要となる利用可能な淡水資源は限られていることによる問題を指摘し、特に、プラスチックをめぐる問題(経済活動に連動)が顕在化してきている点について指摘した。さらに、栄養塩をめぐる問題(人口、食糧生産に連動)は継続しており、海域の貧酸素化につながっているという例を示し、陸域・海域の一体的な管理の重要性を明らかにした。

(3) ギリシャ海洋研究センター、Evangelos Papathanasiou 氏

EU の政策事業であるペルセウスプロジェクト(2012-2015)についての紹介がなされた。当該プロジェクトが、2008年に合意された Marine Strategies Framework Directive for 2020 に基づくこと、海ごみが大きな注目点の一つであること、外来種、栄養塩と植物プランクトン(HABを含む)、海洋酸性化などについても問題意識を持っていることなどが解説された。非EU国への援助も含め、国を跨いだ協働、ワークショップによる推進、芸術活動、子供たち(学校)の活動との連携、政策提言のとりまとめを通して、科学は、政策が必要な情報を提供できるというメッセージが送られた。

3. 個別セッション 8月23日午後、24日午前・午後、25日午前、26日午前

会期を通して、3会場に分かれ、セッション毎に分かれて発表・討議が行われた。セッションとして、沿岸域管理と里海、海岸浸食と動態、沿岸・海洋生態系のモニタリングとモデル化、ロシアの無潮汐海の発達と沿岸予測、沿岸資源の持続可能な開発利用、沿岸システムと動態、沿岸における自然災害の低減・防除、沿岸における気候変動への対応が設定された。以下に主なセッションの議論を掲載する。

(1) 沿岸域管理と里海特別セッション

国際エメックスセンターの柳哲雄教授が議長となり、環境省の研究プロジェクト S-13「持続可能な沿岸海域実現を目指した沿岸海域管理手法の開発」の取り組みを中心に、発表・討議がなされた。柳教授からは、プロジェクトの概要及び、きれいで生産性の高い海の実現が可能であり、海・陸と、自然科学と社会科学の統合により、それを実現するための具体的政策を提案することを目指していることが解説された。研究メンバーである奥田哲士氏、小松輝久氏、仲上健一氏らの発表により、沿岸域管理の指標やスケール毎の変化要因、評価手法などが提示された。環境省の根本桂三閉鎖性海域対策室長からは、日本における水質行政、総量規制の導入などについて紹介され、米国事例を紹介した、米国メリーランド州環境局の Robert Summers 氏、メリーランド大の David Nemazie 氏との発表と呼応して、討議において TMDL(米国の総量規制のシステム：総最大日負荷量 Total Maximum Daily Load)計画と総量規制の違いなどが議論された。また、環境影響評価の目的や対象となる環境要因(プラスチックや溶存酸素)などの意見交換が行われた。

(2) 沿岸・海洋生態系のモニタリングとモデル化

メリーランド大の David Nemazie 氏が議長となり、多様な海域のモニタリング結果、動態に着目したモデル化などの成果が共有・議論された。日本からは、伊勢湾のモニタリング成果について紹介があり、堆積物を介した超長期的変動のモデル化が紹介された他、有明海における成層化と河川流量、外洋の潮汐振幅の変化などによる長期環境変化の解析結果が示された。中国の事例としては、長江(Yangtze River)河口における堆積物の観測から、陸側・海側の区域別に気候変化・変動と人的影響について検討した例が示された他、渤海湾における最近の貧酸素の観測状況が報告され、貧酸素化の影響が検知されているとのことであった。黒海の Sevastopol 湾での炭素循環の研究例からは、季節的な CO₂ 濃度の変化(酸性化)の観測例などが示された。

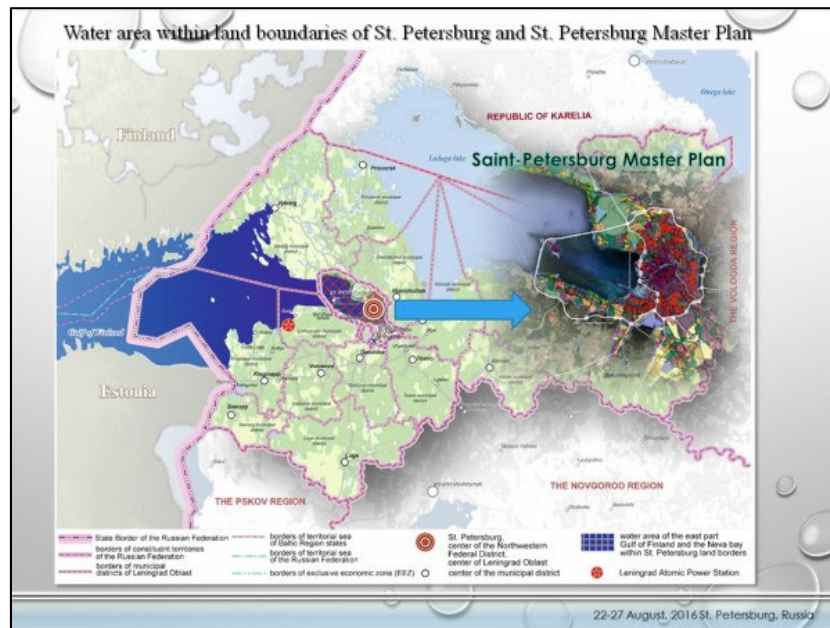
(3) 沿岸資源の持続可能な開発利用

フィンランド Aalto 大学の Olli Varis 教授が議長となり、セッションの狙いとして、沿岸域管理の3段階、政策(戦略、計画、法律等)、管理(ツール、理念)、持続性(自然、社会、経済)の観点の議論が行われた。



図：Olli Varis 議長のセッション冒頭の基調講演の様様

日本からは、環境省から瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸内法)の改正についての解説や、
具体の調査についての紹介や、広島大の松田治教授から改正瀬戸内法による湾灘協議会の設置、
香川県・岡山県における具体の活動例などが示された。九州大学の清野聡子氏より対馬での海
洋保護区設定についての紹介がなされた他、出張者から地方自治体と協働で進めている沿岸域
総合管理モデルサイトプロジェクトの紹介と、自然再生による地域経済(漁業)への影響伝搬な
どを説明し注目された。その他、ロシアの港湾開発の環境影響評価の実施例、モロッコにおけ
る市の開発プロジェクト創出のための提案。米国メリーランド大学による沿岸生態系の健康度
チェックのレポートカードシステムの紹介などがあった。この他、ロシアの事例として、ダム
建設(河口堰を含む)による環境変化を受ける都市部での下水管理、沿岸域管理について、海洋
空間計画の策定により取り組んでおり、ドイツ政府とロシア政府の共同研究が進められている。
その作業を国から委託を受けた民間研究機関からの発表により、陸上での管理計画はあるが、
海の管理計画はまだなく、重要な視点として、軍関係施設、エネルギー施設(パイプライン)、漁
業利用などの調整が挙げられていた。



図：フィンランド湾における海洋空間計画案
(発表資料より)

4. ポスターセッション 8月24日夕刻

116 件のポスターが投稿され、会場に掲示されると共に発表者と参加者が意見交換を行いながら状況共有・議論がなされた。

5. 全体会合(基調講演)・閉会 8月26日午後

閉会にあたっての全体会合は、Shirshov 海洋研究所 Andrey Zatsepin 教授が議長を務め、3 つの基調講演と宣言文の採択が行われた。出張者は日程の都合で参加できなかったので、発表者とタイトルのみ掲載する。

- a) ロシア州立水理気象大学 Vladimir Kudryavtsev 氏「衛星センサーを用いた大気海洋システムの極端現象の観測とモデル化」
- b) 東中国師範大学の Chen Zhongyuan 氏「Changjiang 川への淡水流入による潜在的危機：海面上昇と水循環」
- c) 国際エメックスセンターの松田治氏「日本における総量規制の歴史と沿岸域管理の将来」

參考資料編

資料 1. 【EU】欧州議会、欧州理事会、経済社会評議会、地域委員会通達「国際的な海洋ガバナンス：海洋の未来のためのアジェンダ」(SWD (2016) 352 final)

翻訳の正確性に関する責任は、笹川平和財団海洋政策研究所にあります。



欧州委員会

欧州連合外務・安全保障
政策上級代表

ブリュッセル、10.11.2016
JOIN (2016) 49 最終

欧州議会、欧州理事会、経済社会評議会、地域委員会通達
国際的な海洋ガバナンス：海洋の未来 ためのアジェンダ

{SWD (2016) 352 final}

EN

EN

1. 世界の挑戦及び優先事項としての海洋

欧州連合及び世界の多くの国にとって、海洋は未来への鍵である。海洋は成長、雇用、及び革新を促進する大きな潜在性をもっている。世界の海洋経済の生産額 1.3 兆ユーロと推定され、2030 年までには 2 倍を超えると予想される¹。

海洋は気候システムの制御において重要な役割を担っている。海洋は人間に必要な酸素の半分を生産し、世界の余熱のほとんどを、また、CO₂ 排出量の 25%を吸収する²。多くの島嶼国（小島嶼開発途上国を含む）及び沿岸国は海洋資源に依存し、持続可能な利用と保全に対して、人間の活動の影響を受けやすい。海洋をいかに扱うかは極めて重要になる。気候変動、貧困、2050 年までには 9 億に達すると予想される人口のための、安全で栄養価の高い十分な食料など、最も差し迫った世界の重要課題には、海洋が安全、安心で、汚染のない、持続可能な管理がされている限り、効果的に対処することができる。

海洋は乱開発、気候変動、酸性化、汚染、及び生物多様性の低下の脅威に晒されている。海洋経済及び沿岸経済は世界中で発展しているが、その成功は持続可能性の向上にかかっている。海洋ルートへのアクセスは違法行為、武装強盗、その他の形態の海洋犯罪によって阻害されている。国連海洋法条約（UNCLOS）で設定された枠外の威嚇、強制又は力による領土又は海洋の所有権主張の試みは、地域の安定のみならず、世界の経済にも影響を及ぼす。海洋域内の違法活動を目を向けることは、ルールによる持続的ガバナンスを可能にする重要なファクターになる。

海洋資源及びエコシステムの状態に関する正確かつ迅速な情報は、未だに大きな難問である。海洋活動の持続的発展に必要な技術進歩は研究の向上に依存する。

これらすべての難問は世界レベルで認識されている。リオ・プラス 20 サミットで、国や政府の首脳たちは、持続的発展の 3 つのすべての側面を実現するため、国際法に従って海洋及び海洋エコシステムを保護し回復することを誓った。EU はこの総合的アプローチにコミットしている。

持続可能な開発のための 2030 年アジェンダは、海洋の保存と持続的利用に 17 の持続可能な開発目標（SDG14）を設定し、高度に相互接続されたアジェンダの一つに採用した。はじめて、海洋の保存及び持続的利用は世界全体の政策アジェンダの中でも最も差し迫った持続可能性の問題によって注目を浴びており、複数の SDG 及び目標に反映されている³。今や国際社会はこれらのコミットメントを実践に移す時期に来ている。EU はこの目標及びその実施に、完全にコミットしている。本通達に定めた行動は、EU の 2030 年アジェンダへの対応の不可分の一部をなすものである。

これはまた、外交及び安全保障政策に関するグローバル戦略の中の優先事項でもある⁴。

¹ 2030 年海洋経済、OECD 出版、パリ（2016）

² 気候変動 2014 – 影響、適応及び脆弱性、IPCC 第 5 次評価報告書 WGII、第 6 章

³ 海洋及び沿岸は SDG14（海洋）の他に、次のいくつかの SDG にリンクする。貧困撲滅（SDG 1）、食品安全保障及び持続的農業（SDG 2）、健康（SDG 3）、清浄水及び衛生（SDG 6）、現代エネルギー（SDG 7）、成長及び雇用（SDG 8）、気候（SDG13）、エコシステム及び生物多様性（SDG 15）、並びにパートナーシップ（SDG 17）。

⁴ 共有される展望、共通の行動：より強力な欧州を目指して – EU の外交・安全保障政策に関するグローバル戦略（2016 年 6 月 28 日）

1.1. 海洋ガバナンス改善の必要性

UNCLOS は海洋及びそれらの資源の利用に適用される。UNCLOS は海上で行われる各分野の活動の規制に責任を負う地域機関、国際機関、及びフォーラムからなる枠組みでサポートされている⁵。この枠組みは複数のルール及び原則を設定する。ただし、この枠組みは異種の部分から構成されており、幾分まとまりに欠けている。海洋に与えられるプレッシャーの増加に対処するには、海洋環境、及び、海洋に影響を与える陸上活動を含む人間の海洋活動を、より効果的に管理する必要があるということが、世界のコンセンサスになりつつある。

2015 年の EC の報告⁶によって、現在の枠組みは海洋の持続可能な管理が出来ていないことを確認した。

- 現在の枠組みは不完全であり、さらなる開発が必要である。特に国家管轄権外にある (BBNJ) 海域における海洋生物多様性の保存と持続的利用に関して、大きな法的ギャップが存在している。国際海底機構 (ISA) は海底採鉱に関して必要なルール及び手続きを定めたその採鉱規約を、未だ完成していない。
- 合意済みのルール及び取決めが効果的に実施されていないか、一律に履行されていない事実が多くみられる。我々は、2015 年までに持続的最大の漁獲量を達成し、2020 年までに特に海洋保護区 (MPA) 全体で沿岸及び海洋域の 10 %を保存するなどの、世界目標を達成するには、ほど遠いところにいる⁷。迅速な批准ができないことが、国際労働機関 (ILO) の漁業労働条約などの重要な海洋法条約の施行を妨げている。
- 海洋に責任を有する国際組織間には、連携がほとんど見られない。様々な海洋活動は相互に繋がりがあっても関わらず、それらは分野別に規制されている。多様な分野を扱う国際機関間の連携は臨時的なものか、存在しない場合も多い⁸。政府間海洋学委員会 (IOC) など、全体枠組みの強化など、極めて重要な役割を担う組織及びメカニズムには、強い権限が与えられていない。
- 違法・犯罪活動が事業者、海洋環境、及び海洋分野で働く人々に大きな影響を与えている。EU は自己の安全保障枠組みを改善するとともに、国際及び地域の安全保障協力を促進してはいるが、海上の不法行為を撲滅するためになすべきことは多い。
- 一部の海洋関連活動において、適切な作業が行われていないことが懸念される。違法活動に従事する船舶上での労働条件は時に国際標準に達しておらず、違法でさえあり、こうした労働者だけでなく、漁業分野の持続的な活動にも直接影響を与えている。
- バルト海地域戦略、黒海シナジー、アドリア・イオニア地域戦略、地中海連合、及びノーザン・ディメンジョンなど、EU の域内及び域外の政策間で、より多くの連携が必要とされる。
- 利害関係者 (企業、研究者、市民社会組織を含む) は国際規制枠組みの作成及び実施により深く関与することが望ましい。このことで、コンプライアンスのレベルが高まり、自主的コミットメント及びベストプラクティスの共有など、補完的ガバナンス取決めの出現が早晚見られると思われる。海洋管理は健全な科学研究及び知識に基づくことが望ましい。

⁵ これらには、海運 IMO、海底採鉱 ISA、漁業 FAO 及び RFMO、UNEP、多国間環境協定、海洋環境保存及び持続的利用のための RSC 及びその他の MEA、及び海洋科学研究のための UNESCO IOC が含まれる。UNCLOS はまた、その解釈又は適用に関する紛争の強制的な平和的解決のための管轄権メカニズムである、国際海洋法裁判所について規定している。

⁶ http://ec.europa.eu/dgs/maritimeaffairs_fisheries/consultations/ocean-governance/doc/ocean-governance-summary_en.pdf

⁷ 国連 2030 年持続的開発のためのアジェンダ、SDG 目標 14.5 及び戦略的計画 2011-2020、あいち生物多様性目標 11。

⁸ 例えば、生物多様性条約/国際海事機関、国連食糧農業機関/地域漁業管理機関/絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約/生物多様性条約。

1.2. EU の役割

海洋の安全、安心で、汚染のない持続的な管理のためには、ルールに基づく分野間の一貫した国際アプローチが必要である。このようなアプローチはまた、雇用、成長、競争力、持続可能性、気候回復、及び平和と安全保障のような優先事項についてその結果を EU 市民に伝えることに貢献する。ルールに基づく健全な海洋ガバナンスを促進させることは人権、自由、及び民主主義を強化し、企業に対等な活動の場を与え、世界中の労働条件を改善することに貢献する。これは世界の主体としての強力な EU の役割に合致するものである。

EU は特に、その環境政策（特に、海洋戦略枠組指令）、総合海洋政策（特に、その海洋空間計画指令）、改正共通漁業政策、違法、無報告、無規制（IUU）漁業及びその海洋運輸政策に対する措置を通じた、海洋管理への持続的アプローチの開発において、その経験に基づき国際的な海洋ガバナンスを形成することができる、有利な立場にある。

EU は、域内と域外の安全保障の側面間の繋がりに対処するための、数々の安全保障ツールを開発してきた。EU の外交及び安全保障政策に関するグローバル戦略は、政策の域内面と域外面の間及び加盟国と EU 機関間の「連携」を強化したアプローチを必要とする。他の政策（サイバーセキュリティ、サイバーディフェンス、及び循環経済などに関する）及び戦略（EU 海洋安全保障戦略（EUMSS）⁹ 及び関連する地域戦略など¹⁰）とのシナジーを醸成することが望ましい。このように、海洋ガバナンスの強化に対する EU の貢献は、海洋の世界的成長と安全保障という目標をサポートしている。

EU は、関連する国際、EU 及び国の手段を効果的かつ総合的に利用することにより海洋安全保障の諸課題に取り組むため、EUMSS を策定した。

EUMSS は、分野間協力を促進し、成長の潜在性を高めるため、この通達に基づき適用することが望ましい。EU は、西インド洋で海賊の、また地中海、黒海及びバルト海で密輸及び不正取引の、取り締まりに従事した経験を蓄積し、また、ギニア湾¹¹、南シナ海及びマラッカ海峡の可能性を探求することで、今後も引き続き積極的に世界の海洋安全保障に貢献していく。

EU は、海洋ガバナンスについて、世界中の二国間、地域、及び 国間パートナーと協力しているが、その主な法的根拠は UNCLOS である。EU は重要な国際プレイヤー及びパートナーと戦略的パートナーシップを形成し、協定を結んでいる。EU は様々な新興国と深く関係している。EU は多くの協定及び条約の当事者となっている。EU はその加盟国を合わせると世界最大の援助提供者となる。

EU は、既存の取決めを利用することで、海洋ガバナンスを改善するとともに、国際及び地域フォーラムとの連携を強化することが望ましい。EU は海洋政策及び海洋経済に関して、東部及び南部における欧州近隣政策等により、近隣諸国との協力を積極的に進めてきた。EU はまた、海上運輸における労働の世界のガバナンスに、また強制労働及び人身売買に対する世界の闘いに、重要な貢献をしている。

⁹ 欧州連合海洋安全保障戦略、11205/14、2014 年 6 月 24 日総務理事会により採択。

¹⁰ ギニア湾に関する欧州連合戦略、2014 年 3 月 17 日外務理事会により採択。
アフリカの角のための欧州連合戦略枠組み、2011 年 11 月 14 日外務理事会により採択

¹¹ ギニア湾（セネガルからアンゴラまで）で、EU は「総合的アプローチ」に従い、2013 年 6 月、中・西部アフリカ諸国の指導者が決定した、ヤウンデ・プロセスのアフリカ主導イニシアチブをサポートするため、2014 年に戦略を、2015 年に行動計画を、作成した。

EU 及びその加盟国による行動は、域外及び域内政策において、より「連携」したものである必要がある。力を合わせることでプラスの変化をもたらす可能性が極めて大きくなる。持続的開発政策の一貫性を高めるためには、EU はそのコミットメントに従い、その域内政策と域外政策間の一貫性をもった行動を確実にすることが望ましい。EU は EUMSS などの開発政策及び戦略を含め、他の EU 政策とのシナジーを促進させることが望ましい。

さらに、EU は 9 つの外部地域を抱えている。これらの地域は、EU の海洋次元への貢献及び大西洋及びインド洋上のそれらの位置により、海洋ガバナンスに大きく貢献している。

安全、安心で、汚染のない、持続的に管理された海洋を維持するため、委員会及び上級代表は 3 つの優先分野における 14 項目の行動を提案する。

- 国際海洋ガバナンス枠組みを改善する。
- 海洋へのプレッシャーを減らすとともに、持続的ブルーエコノミーの条件を設定する。
- 国際海洋研究及びデータを強化する。

2. 国際海洋ガバナンス枠組みの改善

海洋ガバナンス枠組みを強化するとの国際コンセンサスに基づき、委員会及び上級代表は以下の行動を追求する。

行動 1： 国際海洋ガバナンス枠組み内のギャップを埋める

委員会及び上級代表は、加盟国及び国際パートナーと共同で、合意済みではあるが未締結の多国間協定の実施を推進する。委員会及び上級代表は、UNCLOS 及びその既存の実施協定など、世界の重要な海洋ガバナンス協定の締結、批准、交換、及び効果的实施を促進する努力を強化する。

委員会は引き続き、UNCLOS に基づき法的拘束力を有する、国家管轄権外にある (BBNJ) 海域中の海洋生物多様性の保存及び持続的利用に関する協定の作成に、積極的に関与していく。委員会は引き続き、関連国際フォーラムにおける、生物多様性条約 (CBD) 及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) を含め、海洋生物多様性を保護するための国際的努力をサポートする。

委員会及び上級代表は、加盟国及び国際パートナー、並びに産業及び市民社会組織を含む、その他すべての当事者と共に、海洋ガバナンスをサポートするためには、非立法かつ自主的な、どのような補完的措置をとることができるのかを追求する。

- 委員会及び上級代表者は、加盟国及び国際パートナーと協力して、予定される BBNJ に関する UNCLOS 実施協定及び ILO 漁業労働条約など、主なグローバル海洋ガバナンス協定の採択、批准、実施を確実にする。
- 委員会及び上級代表者は、海洋生物多様性の保護のための関連国際機関における国際的努力をサポートする。
- 2018 年までに、委員会は、UNCLOS に基づき海洋環境を保護し保存する沿岸加盟国の義務の、沿岸加盟国による遵守を支援するため、国の管轄権下にある領域内海底の天然資源の採掘及び利用に関するガイダンスを作成する。
- 委員会及び上級代表者は、海底の持続可能な開発に関して、関係地域及び国際諸組織と協力して、EU 外での地域のイニシアチブ、及び、アフリカの角及びギニア湾のための戦略など、海洋及び海事協力を、安全保障を確保するためのツールとみなして、持続可能な開発を明確にした戦略を追求していく。

行動 2：地域のガバナンス・ギャップを満たすため、重要な海洋域において地域漁業の管理及び協力を促進する

地域漁業管理機関（RFMO）は回遊魚の保存及び持続的利用のための重要な国際組織である。これらの機関の能力（科学、法令遵守、透明性、及び意思決定など）を向上させ定期的に審査することは、これらのフォーラムにおける EU の行動の中心となる。

地球上で最も無防備な北極海中央部の大半は、国際保存又は管理制度の対象とされていない。最近提案された総合北極政策に合わせて、¹² EU は国際協力を基本として、この海域及びその周辺における持続的開発を確実にするため努力することが望まれる。

特に、EU は北極 RFMO 及び取決めの創設をサポートするとともに、MPA の設定を通して、生物多様性の保護を促進する。

その他の EU 地域戦略（ギニア湾及びアフリカの角）は、魚類の保存及び管理方法の改善に重要であり、IUU 漁業に対処するための枠組みを提供する。

- 委員会はその国際パートナーと協力し、対象外の種及び領域について、RFMO 又は取決めを考案する。特に、EU は RFMO/A が設置されるまで、中部北極海での公海上の乱獲を防止する多国間協定をサポートする。
- 委員会は、2020 年までに中東大西洋漁業委員会及び中西大西洋漁業委員会を格上げする努力をサポートする。委員会はまた、IUU 漁業等の問題に関する多国間協力を強化するため、地域の漁業機関及びイニシアチブをサポートする。
- 委員会は、特に、定期的実績審査をサポートすることにより、既存の地域漁業管理機関の役割向上を推進する。

行動 3：国際組織間の連携及び協力を改善するとともに、海洋管理のための海洋パートナーシップを開始する

EU は海洋関連の権限をもって国際組織間の連携及び協力を強化することが望ましい。これは同一又は補完的目標を有する機関の間の連携を強化するための覚書及び協力協定を通して可能になる。委員会はまぐろ RFMO のための神戸プロセスを復活させるとともに、同プロセスをすべての RFMO にまで拡張することを考える。EU は、国連海洋法条約（特に、その権限を見直し後の 2017 年条約）、IOC、ISA、並びに海を保護し尊重する戦略を開発してきた大陸及び地域の組織など、多国間協力メカニズムの役割をサポートする。

委員会はオーストラリア、カナダ、中国、日本、ニュージーランド、アメリカ合衆国など、重要な海洋プレイヤーと、海事及び漁業に関する二国間対話を進めている。委員会は今後 5 年間にわたり漸次、これらを「海洋パートナーシップ」に格上げすることを考えている。これは海洋関連 SDG の実施、能力構築、保存及び持続可能な「ブルー成長」の促進、海洋研究、国際漁業管理、適切な労働条件、IUU 漁業との戦い、及び海洋安全保障など、海洋ガバナンスの重要な分野における協力を強化することになる。

- 委員会及び上級代表者は、海洋関連の権限により、新規又は既存の枠組みなどを通して、グローバル組織と地域組織間の協力及び連携の強化をサポートする。

12 北極に関する UE 統合政策に関する共同コミュニケーション、JOIN (2016) 21 最終。

行動 4：能力構築

委員会及び上級代表は、開発協力を含む、域外政策枠組みを利用し、国際組織など、そのパートナーと共に、海洋ガバナンスの改善、生物多様性の保存及び回復、及び持続的ブルーエコノミーのための能力を促進し構築する。

海洋及び沿岸開発は環境面で持続可能で、かつ社会全体を含めるものである必要がある。各分野と投資の間の相互作用及びトレードオフは、明瞭に定義される必要がある。

EU は持続可能な漁業パートナーシップ協定を含め、様々な二国間協力、パートナーシップ、及び貿易協定を締結しており、それらの下で、ブルー成長、海洋沿岸管理、労働権及び資格、¹⁶気候変動の海洋への影響、並びに国際的コミットメント実施のサポートなど、海事問題に関して協力を強化することができる。

南大西洋、東南アジア及び小島嶼開発途上国など、焦点地域における能力構築の強化はまた、このアプローチの一環である。

委員会及び上級代表は、リソースを動員し、特に地中海連合（UfM）及びバルセロナ条約に基づき、持続可能なブルーエコノミーの立案改善をサポートする。両者はブルーエコノミーに関する経済UfM フォーラムを通して、地域対話を促進するとともに、ブルーMED イニシアチブによる海洋の研究及び革新に関する協力改善を含め、この枠組み内で合意された行動をサポートする。

- 委員会及び上級代表者は、開発協力枠組みなど、対外政策枠組みを利用し、特に太平洋、インド洋、及び西アフリカの主要パートナーと共に、海洋ガバナンス及び持続可能なブルーエコノミーの能力を推進し構築する。
- 既存の EU 開発協力を利用して、委員会及び上級代表者は、特にギニア湾及びインド洋の他の国及び地域組織と共に、海洋安全保障における能力構築を行う。
- 2017 年、委員会及び上級代表者は、エビデンスに基づく強力なブルーエコノミーの発展枠組みの開発をサポートする。
- 委員会及び上級代表者は、SDG の実施を通して、海洋ガバナンスを向上させる方法を明確にする。これには、例えば、ギニア湾及び東南アジアなど、重点海域における能力構築の強化が含まれる。
- 委員会は、国際海事機関（IMO）の諸協定の実施及び施行を促進する目的で、IMO との連携活動の中に、技術協力を含める。
- 委員会はバルセロナ条約を含む資源を動員して、地中海における持続可能なブルーエコノミーの発展に係る、地中海連合その他の組織による能力構築の推進をサポートする。

¹³ 国際海底機構。絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、国連環境計画、経済協力開発機構、及び世界貿易機構など。

¹⁴ CBD COP XII/23;
<https://www.cbd.int/decision/cop/default.shtml?id=13386>

¹⁵ <https://cites.org/eng/res/index.php>

¹⁶ 特に、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約、1995 年（STCW-F）、を通して。

行動 5：海上安全及び海洋安全保障を確実にする

EUMSS は海賊行為、人身売買、武器・麻薬取引などの安全保障関連の問題を明確にし、文民当局と軍当局間の協力及び情報共有を促進する必要性を強調している。全体的ソリューションの追求においては、国連、G7、及び G20 などのフォーラムにおける、より広範な国際議論、並びに、他の諸国及び地域の機関（アフリカ連合及び ASEAN など）との個別のパートナーシップが必要になる。

加盟国と協力し、委員会及び上級代表は非 EU 諸国及び地域の組織と二国間及び多国間協定を締結し、EUMSS 及び地域戦略（ギニア湾、アフリカの角など）の枠組みの中で、優先域内での努力を強化することにより、海洋安全保障に対する脅威及びリスクを削減し撲滅するよう努力する¹⁷。

新欧州国境沿岸警備規則¹⁸並びに改正欧州海洋安全庁（EMSA）規則及び欧州漁業管理機関（EFCA）規則は、欧州の海域周辺の非 EU 諸国と共に沿岸警備機能を実施する、加盟国の当局をサポートする EU 諸機関の間の、より大きな協力の基盤を提供する。

この努力は、例えば、マルポール条約に基づく規制物質の違法排出の発見など、各国沿岸警備組織間の協力の改善に、焦点があてられる¹⁹。この協力の一環として、Frontex、EMSA、及び EFCA は例えば中央地中海における漁業、国境、及び移民管理など、多目的な作戦を実施中である。これらの活動を補完する目的で、欧州連合軍はまた、任務遂行のため NATO と協力し、ソフィア及びアタランタ作戦の一環として、人身売買取り締まり、船舶の保護、海賊行為の取り締まり、及び漁業活動の監視に従事している。

- 加盟国と協力し、委員会及び上級代表者は EUMSS に基づき、他の諸国と共に、海洋安全保障に係る脅威及びリスクを減らし根絶するよう、努力する。
- 委員会及び上級代表者は、EMSA も巻き込み、その共通情報共有環境(CISE)の実施をサポートするとともに、非 EU 諸国と共に国際介入を促進することで、加盟国間の分野横断的海洋監視情報の交換を強化する。
- 委員会は、CISE など海洋監視環境間の相互運用性を高める方法を評価する。
- 衛星通信及びデータ解析における技術進展並びに海洋活動監視のための既存システムを利用することにより、委員会は上級代表者と共に、パイロットプロジェクトを立ち上げ、世界中の不法漁業を監視し、海洋の状況認識を広げる努力をしつつ、監視を他の部門にも拡大する可能性を探る。

¹⁷ これには以下が含まれる：国際フォーラム（UN、G7、及び G20 など）及びハイレベル対話を通じた海洋安全保障問題に関する連携アプローチの確立、海洋域における EU の地域対応の強化及びサポート（インド洋における海賊対処を目的としたアタランタ作戦、及び、地中海で密輸及び不正取引ネットワークと戦うための EU 海軍部隊「ソフィア」作戦など）、並びに、非 EU 諸国 及び地域の組織と共に海洋安全保障能力の構築。

¹⁸ 欧州国境沿岸警備に関する規則（EU）2016/1624、並びに、規則（EU）2016/399 の修正、及び規則（EC）863/2007、理事会規則（EC）No 2007/2004、及び理事会決定 2005/267/EC の廃止。

¹⁹ 船舶による汚染の防止のための国際条約。MARPOL 73/78

3. 海洋に対する圧力を緩和するとともに、持続的ブルーエコノミーのための条件を策定する

生命維持システムとして、また資源として、健全な海洋を確保する目的で、海洋ガバナンスはより効果的になる必要がある。EUの行動は、気候変動及びその影響、海洋汚染及び富栄養化、海洋エコシステム及び生物多様性の保存及び回復、並びに海洋資源の持続的利用に、焦点を当てることが望ましい。

行動6：COP21協定を実施するとともに、気候変動の海洋、海岸線、及びエコシステムに対する有害な影響を緩和する

委員会は、気候変動の影響に削減に果たす海洋及び沿岸のエコシステムの役割を保護するため努力する。上級代表と連携して、委員会はEU及び国際政治関係諸機関と共同で、気候変動交渉及び関連する国際環境条約の範囲内で、海洋の自然の「ブルーカーボン」機能を保護する必要性に関して、広範な政治的コンセンサスを形成するよう努力する。委員会は、船舶からの有害物排出量の削減及び今後の再生可能エネルギーの開発など、気候変動に関するパリ協定の実施のため、EUレベルでの海洋関連行動を強化する。上級代表と連携して、委員会は加盟国及び国際パートナーと共に、かかる行動を、パリ協定に基づくコミットメントの、国によるフォローアップに含めるよう努力する。さらに、委員会は海洋温暖化、海面上昇、及び酸性化がもたらす結果に対処するための、国際的に受け入れられている行動計画を推進する。この作業は、気候変動に関する政府間パネルの第5次評価報告書、及び、その気候変動と海洋・雪氷圏に関する特別報告書に基づいて行われる。

行動7：違法漁業と戦うとともに、海洋食料資源の持続的管理を世界的に強化する

世界的なIUU漁業との戦いはEUにとっての優先事項の一つである。世界漁獲量の少なくとも15%、年間80~190億ユーロ、が違法漁業によるものである。EUは他の諸国と協力して、それらの漁業管理制度の構造改革を始めている。その目標は今後5年間にわたってこの行動を強化することにある。特に、委員会は、違法操業に従事する船舶及び国を追跡し特定することを認める協定を強化することにより、また、インターポールなど重要な国際機関の役割を拡大することにより、IUU漁業の阻止に関する多国間行動を強化するよう求めている。

EUは国際パートナーと共に、IUU漁業に対処するための技術能力及び行政能力の構築をサポートし、諸機関の間の協力を促進するとともに、これらの操業がもたらす負の社会的結果を評価する。

- 委員会は現行システムを改善するとともに、電子的手段の開発を通して効率的規制を確実にするため、加盟国をサポートすることにより、IUU漁業の取り締まりを強化する。
- 上級代表者と共に、委員会は寄港国措置協定の実施等のため、特に能力構築及び欧州漁業管理機関とのパートナーシップに関して、第三諸国と協力する。
- 委員会及び上級代表者は、利用可能なEU開発資金を使用して、IUU漁業との闘いに寄与する行動をサポートする。

- 委員会は国際パートナーと共に、海洋及び沿岸エコシステムを保護し復元するための共同行動に関して合意するため、努力を強化する。
- 2020 年までに、委員会は「グリーン・ブルー・インフラストラクチャー」の再建、採用、又は開発を目的とした国際官民パートナーシップを開始する。
- 上級代表者と連携し、委員会は加盟国及び国際パートナーと共に、パリ協定に基づくコミットメントの国によるフォローアップ活動の中に、海洋関連行動を含めるよう努力する。現状はパリ協定で定めた全体見直しにおいて提示する。
- 委員会は、海洋温暖化、海面上昇、及び酸性化などの結果をフォローするための国際的行動を提案する。グリーン外交ネットワークは国際パートナーとの連絡を目的に使用される。

- 委員会は IUU 規則に基づく二者間対話及び公式プロセス（事前特定、特定、及びリスティング）を通して、非 EU 諸国と協力する。
- 二者間対話並びに地域及び国際フォーラムでは、委員会及び上級代表者は、強制労働及び人権を侵害するその他の作業形態など、IUU 漁業関連の問題を取り上げる。
- EU は下記を含め、多国間の行動を促進する。
 - グローバルな船団登録簿を新設すること。
 - 固有の船舶識別子（IMO 番号）を商業漁船に割り当てること。
 - 漁獲量文書化制度（世界漁獲量証明書）の設置及び実施のためのガイドラインを採択すること。
 - IUU 漁業との闘いにおけるインターポールの役割を強化すること。
- 委員会は、漁業船団の持続的管理に関する提案規則に基づき、操業の場所を問わず、EU 外の漁業船団の監視を強化する。²⁰

行動 8：有害な漁業補助金を禁止する

乱獲、過剰な漁獲能力、及び IUU 漁業に貢献する漁業補助金が、国際的な不安を引き起こしている。持続可能な開発に関する 2002 年及び 2012 年世界サミットは、こうした慣行に終止符を打つことを求めた。持続可能な開発のための 2030 年 アジェンダはこのような補助金終了の期限を 2020 年に設定した。

世界中の漁業船団の過剰な漁獲能力及びそれらによる乱獲を抑制するとともに、有害な補助金を禁止するため、国際的努力を推進する。この行動は過剰な漁獲能力、乱獲、及び IUU 漁業に貢献する補助金を禁止するための WTO 交渉をサポートするものである。

- EU は、2020 年までに過剰漁獲能力、乱獲、及び IUU 漁業を促進する補助金を禁止するため、WTO での多国間交渉を積極的に行う。

²⁰ COM (2015) 636 final

行動 9：海洋ごみ及び「プラスチックの海」と闘う

海洋ごみは我々の海に対する大きな脅威である。委員会は、すでにその発生源での対策を講じており、今後もこの対策を大幅に強化していく。

委員会は、材料の選択、製品設計、製造、消費及びリサイクルから廃棄に至るまでの製品サイクルにおいて、ごみの発生を最小限に抑える対策を提案する。

循環型経済アクション・プランに基づき、EUは、プラスチックの環境への流出に対する、明確な国際的要素を伴う、リサイクル性、生分解性、一部のプラスチックに含まれる危険物質の存在、及び海洋ごみ等の問題に対処する、プラスチックに関する戦略を 2017 年までに提案する。このことは、海岸にあるごみ及び紛失漁業道具を 2020 年までに最低でも 30%削減することに貢献する。また、必要であれば製品におけるマイクロプラスチックの使用制限も含め、海洋環境に流入するマイクロプラスチックの量を削減することにも役立つ。

ひいては、このことは 2030 アジェンダの実施にも貢献する。この戦略はまた、問題が世界規模の性質であること、また多国間環境合意の枠組みにおけるものを含め、共同措置が必要であることをも認識する。戦略は、世界中の海でプラスチック廃棄物の流れを食い止め、環境上それが正当化され技術的にも可能である場合は常に、十分に調整された撤去措置に参加するために、EU 域外の対策及び開発協力における海洋ごみとの闘いの合理化の可能性も検討する。

- 循環型経済戦略の一環として、委員会は2017年に、リサイクル性及び生分解性等の問題に加え、海洋ごみにも対処するプラスチックに関する戦略を提案する。
- 委員会は、港湾引受施設に関する指令²¹の見直しを通じて、また必要であれば、漁業活動及び水産養殖に関する追加的対策を通じて、船積み及び漁業活動を含む海洋ごみの海上での発生源に対処する。
- 委員会は、国連環境総会の依頼に応じ、海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックとの闘いに対する、国際的、地域、及び小地区における統治戦略の効果の評価にも貢献する。
- 委員会は、海洋ごみの回収能力と、EU 周辺の海におけるごみの集積に関するデータの入手可能性とを改善するため、特に欧州海洋漁業基金からの資金協力も行う。
- 委員会は、例えば国際的取組みの調整状況の改善を通じる等による海洋ごみ対策の制度的枠組み、海洋ごみ対策のための G7 計画、及び海洋ごみに関するグローバル・パートナーシップの強化を提案する。
- 委員会は、欧州周辺の RSC に焦点をあてつつ、海洋ごみアクション・プランを促進することによって、世界規模及び地域的な取組みのフォローアップを行う。

行動 10：世界レベルで海洋空間計画（MSP）を促進する

関係SDGの達成を含む、海洋及びその生物多様性の持続可能な利用は、国家管轄権の内外両方における人間による利用に関する、適切な計画及び管理にかかっている。MSPは、MPAの指定、管理、及びネットワーク化を含め、海事分野における海洋利用の効果的な組織化を確実にすることができる²²MSPの採用は、世界中で拡大しており、過去10年間で大量の経験及びベストプラクティスが積み上げられてきた。

2017年には、委員会は、パートナー国、及び国際レベル、特に国連においてMSP及び関係プロセスの利用を促進するため、国際的に受け入れられたガイドライン案を開発する作業を、すべての関係者と開始する。

- 2017年、委員会はMSPに関する国際ガイドライン案作成に向けた作業を開始する。

行動 11：海洋及び海岸域の10%保全という世界目標を達成するとともに、効果的なMPAsの管理を促進する

海洋の生物多様性は現在、危機的状況にある。熱帯礁では、過去30年間にサンゴ礁の半分以上が失われた。現在、海洋のうち海洋保護区（MPA）に指定されているのはわずか3.4%に過ぎず、これは2020年の合意済み保全目標10%にはほど遠い。海洋生態系の回復と保護は、環境面でも経済的にも、恩恵があると思われる。MPAを30%に拡大すれば、2015年から2050年までの間に最大9,200億米ドルの効果も期待できる。²³

様々な組織及びフォーラムが、それぞれの権限に応じて、異なる種類の、地域に根ざした管理ツールに関する作業を進めている。²⁴しかしMPAは、良好に管理され、生態系的に一貫したネットワークを構成して初めて効果的となる。MPAの管理には、適切な立案並びに人材及び資金が必要である。

委員会は、ベストプラクティスの交換促進と、一貫性あるネットワークの構築を目指した取組みを支援することによって、世界中でMPAが効果を上げることに貢献する。委員会はまた、MPAのための長期的かつ持続可能な資金調達の仕組みを開発するため、地域協力及び国際協力を促していく。²⁵

BBNJの保全と持続可能な利用に関するUNCLOSに基づく新しい実施協定は、世界で10%の保全目標達成、及び、公海におけるMPAの大幅な拡大に役立つと思われる。

- 委員会は、ベストプラクティスの交換促進、及び、一貫性あるネットワークの構築を目指した取組みを支援することによって、世界中のMPAの効果と拡大に貢献する。
- 委員会はまた、MPAのための長期的かつ持続可能な資金調達の仕組みを開発するため、地域協力及び国際協力を促していく。
- 委員会は、MPA ツイニング・プロジェクトを完了し、欧州、アフリカ、北米及び南米の、大西洋のMPAにおけるベストプラクティスの交換及び能力構築を円滑化する。
- 委員会は、海洋保護区の策定及び国際パートナーとの連携に不可欠な海洋研究のための、ホライズン2020プログラム及びLIFEプログラムに基づく資金調達の機会を提供する。

²¹ 船舶で発生した廃棄物と貨物残留物の港湾受入施設に関する2000年11月27日欧州議会及び欧州委員会指令2000/59/EC。

²² EUの2014年MSP指令、MSPに対するEUの取組みに関する2008年伝達文書、及びUNESCOのMSPに関するガイドラインには、MSPの開発を支援する多くの要素が記載されている。

²³ OECD、2016年、2030年の海洋経済、OECDパブリッシング（パリ）。

²⁴ RFMO、MPAに関するRSC（北東大西洋の海洋環境保護のための条約—OSPAR条約）、特別敏感海域（PSSA）に関するIMO。ABNJにおけるMPAに関する協議は、BBNJ交渉の一部である。

²⁵ 大西洋横断MPA協力に関するEP試験等、EUが資金を拠出するプロジェクトを通じたものを含む。

4. 国際海洋研究及びデータの強化

上記の対策の大部分で成功し、資源が持続可能な形で使われることを確実にするためには、海洋に関する健全な科学的知識が非常に重要である。そのためには、資産及び機器に対する多額の投資が必要となる。知識及びデータの共有は、社会にとって最大限の利益をもたらす。

EU 及びその加盟国は、海洋及び海事研究に対する資金提供、並びにデータの入手可能性及び相互運用性の改善において、高い実績を有する。資源の共有を含め、国際パートナーとの協力は、海洋の効果的管理に必要な知識ベースを確実にするために必要な、次のステップである。

行動 12：海洋観測、データ、及び海洋資源とその活用に関する、一貫性ある EU 戦略

欧州海洋観測データネットワーク（EMODnet）は、研究者、公共団体、企業、及び市民社会が、欧州周辺海洋の深浅測量、地質、生息環境、物理、化学、及び海洋生物に関する 100 を超える海洋研究機関からのデータ及びデータ製品を検索、閲覧、ダウンロード、及び使用することを可能にする。

EU の取組みを、EU の国際パートナーとの取組みと整合させることは、欧州環境機関及び国際パートナーとの協力で開発が進められている、資源及び生態系サービスのための統合システムの大幅な強化を含め、海洋統治を下支えする知識を大幅に強化すると思われる。

- 委員会は、EMODnet に基づいて、G7 つくば共同宣言²⁶ に沿った一貫性ある海洋観測戦略を 2018 年に提案する。この戦略は、海洋観測ネットワークが目的に適合しているかどうかを評価し、これらを強化することの、経済的、環境上、及び社会的恩恵を分析する。
- この報告書が 2018 年に予定されている状況で、委員会は、国際的な海洋データネットワークを構築し、それらのデータに自由にアクセスできることを確実にするために、EMODnet を、他の各国及び地域の海洋データ収集の取組みと整合させていく方法を、提案する。

行動 13：「ブルー」サイエンス及び革新に対する投資を強化する

EU 及びその加盟国は、海洋研究に年 20 億ユーロを支出している。2 億 6,000 万ユーロを超える額が、Horizon 2020 研究革新プログラムから出ている。この高い精神を維持することが重要である。具体的な「ブルー成長」の重点分野は、分野横断的な海洋海事研究に焦点をあて、また漁業、海洋エネルギー、及び海上交通を含む、海洋関連政策を支援する。

加盟国は、EU レベルで（健康で生産性の高い海洋に関する共同プログラム構想、黒海ホライズン及び EMBLAS プロジェクトを通じる等）及び海盆レベル（バルト海 BONUS 構想及び地中海 BLUEMED 構想を通じる等）で、共通の問題に取り組むための、各国の研究プログラムの調整又は統合を進めている。

- 欧州科学クラウド構想の枠組み²⁷において、委員会は「海洋科学クラウド試験」を立ち上げ、海洋研究および革新に対する投資を継続する。
- 委員会は、新しい G7 「海洋の未来」構想を前進させて、海洋及び海の研究と観測とを改善させるため、G7 のパートナーらと協力していく。

²⁶ http://www.japan.go.jp/g7/_userdata/common/data/20160517communique.pdf

²⁷ 欧州のデジタル統一市場戦略に関する伝達文書（COM(2015) 192, 6.5.2015）。

行動 14：国際海洋研究、革新、及び科学パートナーシップ

EU が中心の海洋研究及び科学は、EU 域外の機関と協力することで、大きな恩恵を得ることができる。EU、米国、及びカナダの間で出された大西洋研究協力に関する 2013 年ゴールウェイ声明は、決定的な前進であった。委員会は、このゴールウェイ声明を引き続き実施していく。

革新及び競争力に求められるスキルを高めるため、委員会は引き続き「スキルに関する分野ごとの協力のための青写真」の枠組みの中で、海洋技術に関する業界主導のパートナーシップを支援する。

海洋科学及び技術における国際協力を拡大するという OECD の提言に従い、委員会はまた、既存のツールに合う革新的な海洋技術の促進経験を交換するための、国際ネットワークの確立の可能性も追求する。

- 委員会は、海洋パートナーシップや、ベルモント・フォーラム又は地球観測に関する政府間会合等の、委員会がメンバーである世界規模の提携を含む、既存の科学技術合意に基づく、主要パートナーとの海洋研究及び科学に関するパートナーシップを発展させる。
- 委員会は、南大西洋における主要関係者との高度な海洋協力の枠組みを育成することによって、全大西洋海洋研究協定に関する委員会の作業を強化する。
- 委員会は、BLUEMED 構想に南部地中海諸国を含める作業を前進させる。委員会はまた、黒海シナジーに基づく、黒海に対する科学、研究、及び革新面での関与も強化していく。

5. 結論

EU は、海洋及び海に対する重要な責任を担っている。EU は持続可能な開発の推進者として、海洋統治の枠組みの世界的なプレイヤーとして、また海洋資源の利用者として、重要な役割を果たしている。EU は、現世代及び将来世代の利益となるために、海洋が安全で、保全され、で、汚染のない、持続可能な形で管理されることを確実にするための取組みを強化していく。

委員会及び上級代表は、以上に概略を記載した優先分野に焦点をあてながら、海洋統治の改善に強い決意で臨んでいる。これに際して、委員会及び上級代表は、例えば海洋安全保障を強化し、持続可能な開発を優遇することによって、海洋ガバナンスの改善を支援することができる EU の政策と戦略の間の、相乗効果を促進する。

委員会及び上級代表は、提案された対策を前進させ、国際海洋統治を強化するさらなる方法と手段を探求するため、加盟国、国際組織及びパートナー、地域の組織及び利害関係者と関わっていく。上級代表と協力して、委員会は世界中の海洋及び海に特化した EU 関係者フォーラムを立ち上げる。委員会は、現在の構想のフォローアップを支援するとともに、国際的海洋ガバナンスの状況を改善するための EU の取組みについて、定期的な対話の場を設ける。フォーラムの第 1 回会合は 2017 年に行われる。

委員会及び上級代表は、定期的に、また 1 回目は本伝達文書の採択から 2 年以内に、上記対策の進捗を報告する。

資料 2.【インドネシア】海事に関するインドネシア共和国法律 2014 年 第 32 号

翻訳の正確性に関する責任は、笹川平和財団海洋政策研究所にあります。

海事に関するインドネシア共和国法律 2014 年 第 32 号

唯一神の御慈悲の下に

インドネシア共和国大統領は、

以下を考慮し：

- a. インドネシア共和国は、インドネシア共和国 1945 年憲法が掲げる公共福祉の発展のための継続的措置を実行されなければならない、国民全体、及びインドネシア国にとって唯一神の慈悲、及び恩恵である、豊かな自然資源を所有する島国である；
- b. 海域は、政治、経済、社会文化、防衛、及び保安を含む様々な生活的側面における戦略的な位置、及び価値を持つ、国家開発の資本となる、インドネシア領域における最大の部分である；
- c. 海洋資源の管理は、群島の特徴を持つ島国として、法的確実性を提供し、国民全体にとって有益なひとつの法的枠組みを通じて行う；
- d. a、b、及び c の考慮に基づき、海事に関する法律を作成する必要がある。

以下を鑑み：

インドネシア共和国 1945 年憲法第 20 条、第 22D 条(1)項、第 25A 条、及び第 33 条(3)項；

インドネシア共和国国民代表会議の同意を伴い、

インドネシア共和国大統領は、以下を決定する：

規定：

海事に関する法律。

第 1 章 一般規定

第 1 条

本法律における用語は、以下の通りである：

1. 海洋とは、全ての関連要素、並びにその境界、及びシステムが、法規則、及び国際法の規定によって定められた地理的、及び生態学的な一つの纏まりである陸と陸、及びその他の自然形態を繋ぐ地球表面における水域である。
2. 海事とは、沿岸、及び小島を含む、海底、及びその下の土地、海水の中間層、及び海面を含む海域における海洋に関連する事柄、及び／又は活動である。
3. 島とは、水に囲まれた自然形成による陸、及び満潮時において水面上にある陸域である。
4. 群島とは、その島々間における島と水域の部分、及び一つ一つが強固に結びついた自然な他の形態を含む島の連なりであり、自然な他の形態とは、実際の、又は歴史的にそのように考えられている地理、経済、国防、及び保安、並びに政治の纏まりである。
5. 群島国とは、その全体が一つ、又はそれ以上の群島の上に成り立っている国であり、その他の島々を含むことがある。
6. 海洋開発とは、経済の成長、福祉の均一性、並びに沿岸、及び海洋の生態系支持力の維持を実現するための、海洋資源利用における方向づけを付与する開発である。
7. 海洋資源とは、競争力の優越性を持つ、再生可能な海洋資源、再生不可能な海洋資源、及び長期において維持可能な海洋における資源である。
8. 海洋管理とは、海洋資源の活動、供給、事業、及び利用の実施、並びに海洋保全である。
9. 海洋空間管理とは、海洋空間の計画、利用、監視、及び統制である。
10. 海洋環境保護とは、海洋保全、海洋汚染管理、海事災害処置、汚染、並びに破壊、及び災害の防止、及び処置を含む、海洋資源の保全、及び海洋環境における汚染、及び／又は破壊の発生

- を防止するために行われる体系的、かつ統合的な取り組みである。
11. 海洋汚染とは、人間の活動により海洋環境の中に生物、物質、エネルギー、及び／又は他の成分が流れ込み、又は投入され、既定の海洋環境質基準を超えることである。
 12. 中央政府（以後、政府と称す）とは、インドネシア共和国 1945 年憲法において述べられた、インドネシア共和国政府の権限を握り、副大統領に支援されているインドネシア共和国大統領、及び大臣である。
 13. 地方政府とは、地方自治体の権限となる、政府業務の実施を指揮する地方政府の執行要素としての地方の長である。
 14. 大臣とは、海事分野において政府業務を執行する大臣である。

第 2 章 原則、及び目的

第 2 条

海事の執行は、以下の原則に基づき行う：

- a. 継続性；
- b. 一貫性；
- c. 統合性；
- d. 法的確実性；
- e. 協調性；
- f. 均一性；
- g. 人々の参加；
- h. 開放性；
- i. 地方分権；
- j. 説明責任；及び
- k. 公平性。

第 3 条

海事の執行は、以下の目的を持つ：

- a. インドネシアが群島、及び海事の特徴を備える群島国であることを明確にする；
- b. 国民、及び国の繁栄を達成させるため、法規則、及び国際海洋法の規定に則った海洋資源、及び／又は海域における活動を活用する；
- c. インドネシア国民の生活空間、及び活躍空間として、不変、且つ安全な海洋を実現する；
- d. 次世代の利便を犠牲にすることなく、現世代にとっての最大限の福祉のため、継続的に海洋資源を利用する；
- e. 人々のための海事文化、及び海事知識を推進する；
- f. 最大限に、かつ統合的に海洋開発を支持するにあたり、専門的、倫理的、献身的で、かつ国家利益を前進させることのできる、海事分野における人材を育成する；
- g. 群島国として、全ての人々のための法的確実性、及び有用性を与える；及び
- h. 国民、及び国の利便のため、国際海洋法に適合したグローバルな海事政策におけるインドネシア共和国単一国家の役割を拡大する。

第 3 章 適用範囲

第 4 条

- (1) 本法律の適用範囲は、国を繁栄させるための、統合的、且つ継続的なインドネシアの海事における執行管理を含む。
- (2) (1)項のインドネシアの海事における執行管理は、以下を含む：
 - a. 海域；

- b. 海洋開発；
- c. 海洋管理；
- d. 海洋振興；
- e. 海洋空間管理、及び海洋環境保護；
- f. 海洋における防衛、保安、法執行、及び安全；及び
- g. 管理調整、及び組織（制度）化。

第4章 海域

第1部 一般

第5条

- (1) インドネシアは、その全体が群島の上に成り立ち、その領域の境界が群島基線から引かれた、ひとつの地域、政治、経済、社会文化、及び歴史の纏まりを成す、大小の島々を抱える群島国である。
- (2) 群島国家としてのインドネシアの主権は、陸域、内水、群島水域、及び領海に及び、その上の空間、並びに海底、及びその下の土地を含め、その中に含まれる自然資源が含まれる。
- (3) (2)項のインドネシアの主権は、法規則、1982年度の海洋法に関する国際連合条約、及び関係する国際法の規定に従う。

第6条

- (1) 海域は、水域、及び領域、並びに公海、及び国際海底区域から成り立つ。
- (2) インドネシア共和国単一国家は、(1)項の海域における自然資源、及び海洋環境の管理、及び利用を行う権利がある。
- (3) (2)項の管理、及び利用は、法規則、及び国際法の規定に則り行う。

第2部 水域、及び領域

第7条

- (1) 第6条(1)項の水域は、以下を含む：
 - a. 内水；
 - b. 群島水域；及び
 - c. 領海。
- (2) 第6条(1)項の領域は、以下を含む：
 - a. 接続水域；
 - b. インドネシアの排他的経済水域；及び
 - c. 大陸棚。
- (3) インドネシア共和国単一国家は、以下を所有する：
 - a. 内水、群島水域、及び領海における主権；
 - b. 接続水域における特定管轄権；及び
 - c. 排他的経済水域、及び大陸棚における主権的権利。
- (4) (3)項の水域、及び領域における主権、特定管轄権、及び主権的権利は、法規則、及び国際法の規定に基づき行使する。

第8条

- (1) インドネシア共和国単一国家は、基線から24海里的距離まで、インドネシアの接続水域を規定する権利がある。

- (2) 接続水域において、インドネシアは以下の権利を持つ：
- a. 領域、又は領海の中において行われる税関、税収、出入国審査、又は衛生に関する法規則の規定違反を防止する；及び
 - b. 領域、又は領海の中において行われた a の法規則の規定に対する違反を罰する。
- (3) (1) 項、及び (2) 項のインドネシアの接続水域の決定、及び管理は、法規則の規定に則り定める。

第 9 条

- (1) インドネシア共和国単一国家は、基線から 200 海里を超える海における大陸棚を主張する権利を持つ。
- (2) 基線から 200 海里を超える海における大陸棚の境界は、政府によってインドネシアの大陸棚として決定される前に、国際連合の大陸棚限界委員会に提出し、推薦を申請しなければならない。
- (3) 決定された 200 海里を超える海における大陸棚は、法規則、及び国際海洋法の規定に則り管理されなければならない。

第 3 部 公海、及び国際海底地域

第 10 条

- (1) 公海は、排他的経済水域、領海、群島水域、及び内水を含まない海洋部分である。
- (2) 国際海底地域は、国家の管轄境界を超えて位置する海底、及びその下の土地である。

第 11 条

- (1) インドネシア共和国単一国家は、公海における生物資源の保全、及び管理を行う権利を持つ。
- (2) 公海において、政府は以下のような義務を持つ：
- a. 国際犯罪の撲滅；
 - b. 海賊放送の撲滅；
 - c. 技術、管理、及び社会分野における、国の船舶の保護；
 - d. 瞬時追跡の実施；
 - e. 関係国、又は国際機関と連携し、海洋汚染の防止、及び処理；及び
 - f. 地域的、及び国際的な漁業経営フォーラムを通じ、漁業経営に参画。
- (3) (2) 項 a の公海における国際犯罪の撲滅は、他国との連携を通じて行う。
- (4) 項の生物資源の保全、及び管理は、法規則、及び国際法の規定に基づき行う。

第 12 条

- (1) 第 10 条(2) 項の国際海底地域において、政府は関係国際機関と契約、又は提携する権限を持つ。
- (2) (1) 項の契約、又は提携は、法規則、及び国際海洋法の規定に則り行う。

第 5 章 海洋開発

第 13 条

- (1) 海洋開発は、インドネシアが自立した群島国、進歩した群島国、強い群島国、及び国家の必要に基づいた群島国になることを実現するための国家開発の一部として行う。
- (2) (1) 項の海洋開発は、以下のような政策の方式、及び実施を通じて行う：
- a. 海洋資源管理；
 - b. 人材育成；
 - c. 海洋における防衛、保安、法の執行、及び安全；

- d. 管理・調整、及び組織（制度）化；
 - e. 福祉向上；
 - f. 海事経済；
 - g. 海洋空間管理、及び海洋環境保護；及び
 - h. 海事文化。
- (3) (1)項、及び(2)項の海洋開発政策の作成は、以下のように行う：
- a. 政府は、法規則の規定に則り、長期総合海洋開発政策を決定する；
 - b. 政府は、中期、及び短期の総合海洋開発政策を決定する；及び
 - c. 海洋開発政策は、海洋資源の建設企画、及び管理企画における各部門のプログラムの中に落とし込む。
- (4) (1)項、及び(2)項の海洋開発政策に関する詳細規定は、政府規則において定める。

第 6 章 海洋管理

第 1 部 一般

第 14 条

- (1) 政府、及び地方政府は、その権限に則り、ブルーエコノミーの原則を用い、海洋資源の利用、及び事業を通じ、人々を最大限に繁栄させるため海洋管理を行う。
- (2) (1)項の海洋資源の利用は、以下を含む：
- a. 漁業；
 - b. エネルギー、及び鉱物資源；
 - c. 沿岸、及び小島の資源；及び
 - d. 非在来型資源。
- (3) (1)項の海洋資源事業は、以下のような形態による：
- a. 海事産業；
 - b. 海洋観光；
 - c. 海洋運輸；及び
 - d. 海洋建設。

第 15 条

- (1) 第 14 条の海洋資源の利用、及び事業にあたって、政府は海事経済政策を決定する。
- (2) (1)項の海事経済政策は、海事を経済発展の基盤とすることを目的とする。
- (3) (2)項の経済発展の基盤は、主に、沿岸における人々が生産的な経済活動、自立的な経済活動、及び国家の利便を重視した経済活動を発展させることによる、健全な事業創造、及び人々の福祉向上を通じて実施する。
- (4) 海事を(2)項の国民経済開発の基盤にするため、政府は、海洋開発の予算配分の基礎として、海洋面積を明確にする義務がある。
- (5) 海洋開発予算は、国の収支予算、及び／又は地方の収支予算を出所とする。

第 2 部 海洋資源の利用

第 1 節 漁業

第 16 条

政府は、他国との連携、及び国際法に基づき、水域、及び領域における水産資源管理を規定する。

第 17 条

- (1) 政府は、水産資源管理を調整し、水産業の実現を促進する。
- (2) (1)項の漁業の実現の促進にあたって、政府は以下のような責任を持つ：
 - a. 水産資源の保護；
 - b. 漁業の発展を助ける事業環境の確保；及び
 - c. 漁師、及び漁業者の生活レベルを向上させるにあたり、就労機会の拡大を行う。

第 18 条

水産物流通の目的のため、政府は国家魚介物流システムを規定する。

第 19 条

- (1) 漁業の向上にあたって、銀行は漁業の上部構造への出資に責任を持つ。
- (2) (1)項の出資は、別個の法律の中で定める。

第 2 節

エネルギー、及び鉱物資源

第 20 条

- (1) 政府は、海洋由来の再生可能エネルギーを開発、及び利用し、並びに国家エネルギー政策の中で決定する。
- (2) 政府は、地方の潜在性に留意し、地方における海洋由来の再生可能エネルギーの開発、及び利用を促進する。

第 21 条

- (1) 政府は、人々を最大限に繁栄させるため、海洋、海底、及びその下の土地由来の鉱物資源の利用を規定、及び保障する。
- (2) (1)項の鉱物資源利用の規定は、法規則、及び国際法の規定に則り行う。

第 3 節

沿岸、及び小島の資源

第 22 条

- (1) 政府、及び地方政府は、その権限に則り、沿岸、及び小島の資源の管理、及び利用の責任を持つ。
- (2) (1)項の管理、及び利用は以下の目的を持つ：
 - a. 沿岸、及び小島の資源、並びに生態系を、継続的に保護、保全、修復、利用、及び強化する；
 - b. 沿岸、及び小島の資源管理にあたって、政府、及び地方政府の間の調和、及び相互作用を創造する；
 - c. 公平性、均衡性、および持続可能性を達成するため、沿岸、及び小島の資源管理にあたって、人々、及び政府機関の参加を強化するとともに、人々のイニシアチブを奨励する；及び
 - d. 沿岸、及び小島の資源利用にあたって、人々の参加を通じて、人々の社会的価値観、経済的価値観、及び文化的価値観を向上させる。
- (3) 生物資源、非生物資源、人工資源、及び環境サービスを含む沿岸、及び小島の資源管理、及び資源利用は、法規則の規定に則り行う。

第 4 節
非従来型天然資源

第 23 条

- (1) 海事における非従来型天然資源の管理、及び利用は、人々を最大限に繁栄させるために行う。
- (2) (1)項の管理、及び利用は、環境保全の原則に基づき行う。

第 24 条

- (1) 政府、地方政府、及び人々は、海事分野における非従来型天然資源の保護、利用、及び開発を行う責任を持つ。
- (2) (1)項の保護、利用、及び開発は、法規則、及び国際海洋法の規定に則り行う。

第 3 部
海洋資源事業

第 1 節
海事産業

第 25 条

- (1) 海事産業の管理、及び開発を通じて行われる海洋資源事業は、国家産業の管理、及び開発政策に不可欠な一部である。
- (2) (1)項の海事産業は、海洋バイオテクノロジー産業、造船業、及び海事サービスを含む。
- (3) (1)項の海事産業の管理、及び開発は、施設基盤、科学技術の研究、技術革新、人材、並びにクリエイティブ産業、及び融資を対象に含む。
- (4) 政府、及び地方政府はその権限に則り、人々の経済を支援するにあたり、中小零細企業による海事産業支援者の質、及び量の向上に対して育成を行う義務がある。

第 26 条

- (1) 政府、及び地方政府は、第 25 条(2)項の海洋バイオテクノロジー産業を開発、及び促進する義務がある。
- (2) (1)項の海洋バイオテクノロジー産業は、多様な生物の潜在性を利用して行う。
- (3) (1)項の海洋バイオテクノロジー産業は、以下の目的を持つ：
 - a. 過度の探査による海洋生物相の絶滅を防止する；
 - b. 付加価値を持つ様々な新製品を生産する；
 - c. 様々な輸入代替製品を生産し、輸入への依存を減らす；
 - d. 海洋バイオテクノロジー産業の各々において、環境にやさしい技術を開発する；及び
 - e. 継続的に海洋資源の管理システムを開発する。

第 27 条

- (1) 第 25 条(2)項の造船業、及び海事サービスは、海事政策に基づき行う。
- (2) 人々の福祉のため、造船業、及び海事サービスを継続するにあたり、海事経済政策を用いる。
- (3) (1)項の造船業は、以下のようなものである：
 - a. 造船所；
 - b. 部品の調達、及び製造；
 - c. 船舶用機器；及び／又は
 - d. 船舶のメンテナンス。
- (4) (1)項の海事サービスは、以下のようなものである：
 - a. 教育、及び訓練；
 - b. 沈没船の貨物に由来する貴重品の引き上げ；
 - c. 航路の浚渫、及び清掃；

- d. 干拓；
 - e. 搜索、及び救助；
 - f. 環境修復；
 - g. 建設サービス；及び／又は
 - h. 河川、湖、横断、及び島の間の交通機関。
- (5) 造船業、及び海事サービスに関する詳細規定は、政府規則において定める。

第2節 海洋観光

第28条

- (1) 政府、及び地方政府はその権限に則り、国家観光開発政策に準じ、海洋観光の潜在性の開発を促進する。
- (2) (1)項の海洋観光の継続は、人々の福祉を目的とする。
- (3) 海洋観光開発は、現地社会の利便、及び地方の知恵の側面を考慮して行い、水域保全地区に留意しなければならない。
- (4) (1)項の海洋観光の開発、及び促進は、法規則の規定に則り行う。

第3節 海上輸送

第29条

- (1) 政府、及び地方政府はその権限に則り、海上輸送の潜在性を開発し、海上輸送の役割を向上させる。
- (2) (1)項の海上輸送の潜在性の開発、及び海上輸送の役割の向上にあたり、政府は、信頼性のある港湾構造、及び港湾システムを開発、及び規定する。
- (3) (2)項の信頼性のある港湾構造は、最新世代の船舶、及びハブ港の決定に対応できる、水深の深い港の位置決定を含む。
- (4) (2)項の信頼性のある港湾システムは、以下のような特徴を持つ：
- a. 効率的、且つ国際基準に基づく；
 - b. 非独占；
 - c. 最遠の小島とその主島の間を含む、島間の接続性を支持；
 - d. 最遠の小島における港湾施設の用意；
 - e. 環境施設、及び環境汚染防止施設を含む、港湾施設の用意；及び
 - f. ターミナル、及び船舶の間の統合性。

第30条

- (1) 政府、及び地方政府はその権限に則り、インドネシア共和国単一国家の地域間の接続性において、水上輸送機関の使用を拡大、及び向上させる義務がある。
- (2) (1)項の水上輸送機関の拡大、及び向上にあたって、政府は国家艦隊拡大政策を実施する。
- (3) 海上輸送施設基盤、並びに港湾の基盤構造、及び上部構造の開発の容易性に配慮した、出資元、及び税務の政策を定める。
- (4) 政府は、国家銀行政策を通じて、海洋運輸事業の出資元に便宜を与える。

第31条

第29条、及び第30条の海上運輸の潜在性の開発は、法規則の規定に則り行う。

第4節 海洋建築物

第32条

- (1) 航海の安全性において、海洋における建築物、及び設備の全ての形態は、航路、及びインドネシア群島海路を妨害しない。
- (2) 海洋における建築物、及び設備に由来する稼働区域は、既定の安全地帯を超えない。
- (3) (2)項の、規定の安全地帯を超える海洋における建築物、及び設備に由来する稼働区域の使用は、権限のある機関から許可を得なければならない。
- (4) 海洋建築物の建設、及び／又は配置は、沿岸、及び小島の資源保全を考慮する義務がある。
- (5) 海洋における建築物の建設、及び／又は配置の基準、条件、及びメカニズムに関する規定は、政府規則において定める。

第33条

政府は、既に機能を持たない、海洋における建築物、及び設備の解体作業に対し、監視を行う責任がある。

第7章 海洋振興

第1部 総則

第34条

海洋振興は、以下を含む：

- a. 人材開発；
- b. 科学技術の研究；
- c. 海事情報、及びデータのシステム；及び
- d. 海事協力。

第2部 人材開発

第35条

- (1) 政府、及び地方政府はその権限に則り、教育を通じて人材開発を行う責任がある。
- (2) (1)項の教育の実施は、海事分野における能力を持つ、国家レベル、及び国際レベルの様々な機関と協力することができる。
- (3) 教育の実施は、法規則の規定に則り行う。

第36条

- (1) 第35条の人材開発にあたって、政府は、人材開発政策、及び海洋文化政策を決定する。
- (2) (1)項の人材開発政策は、以下を通じて行う：
 - a. 雇用需要との釣り合いを保った海事分野におけるサービス向上；
 - b. 海事分野における人材能力基準の開発；
 - c. 海事の科学技術、研究、及び情報システム開発における役割の向上、及び強化；
 - d. 海事における人々の栄養改善；及び
 - e. 雇用保護の促進。
- (3) (1)項の海洋文化政策は、以下を通じて行う：
 - a. 教育の方法、種類、及びレベルの全てを通じて実現される、海事に関する人々の教育、及び自覚の向上；

- b. 国家文化システムの一部としての、インドネシア共和国単一国家の領域における海事の文化価値、及び社会システムの識別、及び目録化；及び
 - c. 地方の知恵を考慮した技術開発。
- (4) (3)項の海洋文化政策に関する詳細規定は、政府規則において定める。

第3部 科学技術の研究

第37条

- (1) 海洋開発計画の質向上のため、政府、及び地方政府は、技術応用開発研究国家システムに不可欠な一部である海事の研究、開発、及び科学技術応用のシステムを開発する。
- (2) (1)項の研究システムを開発するにあたり、政府は単独に行う方法、及び分野を超えた協力による方法、並びに国家間の協力による方法によって、出資、調達、修繕、施設基盤の追加、並びに海事の科学技術の研究、及び開発のための許可に便宜を与える。
- (3) (1)項の研究システムは、商用研究を含まない。
- (4) (1)項の研究システムの実施は、法規則の規定に則り行う。

第38条

- (1) 政府は地方政府と協力し、練習船、及び研究船の設備、並びに研究者として機能する人材を備えた教育、訓練、及び研究の施設センターを設置する。
- (2) 海事施設センターの設置、並びにその任務、権限、及び財務に関する規定は、政府規則において定める。

第39条

- (1) 政府は、海外機関との研究提携において、海事の科学研究の実施を規定する。
- (2) (1)項の海外機関との研究提携の実施結果は、法規則の規定に則り、政府に報告する義務がある。

第4部 海事情報、及びデータのシステム

第40条

- (1) 政府、及び地方政府は、法規則の規定に則り、公共情報の公開性の原則に基づき、国家海洋開発の利便のための様々な情報源に由来した海事情報、及びデータのシステムを、収集、整理、管理、保守、及び開発する。
- (2) (1)項の海事情報、及びデータのシステムには、以下の3つのカテゴリーがある：
- a. 分析を伴う数量データによる海事の科学研究結果；
 - b. 分析を伴う空間データによる研究結果；及び
 - c. 海洋資源、水域保全、及び海事技術開発の管理。
- (3) (2)項 a の海事情報、及びデータのシステム、並びに海洋安全システムの関係データは、法規則の規定に則り指定された省／機関が、保存、管理、更新、調整、及び統合を行う。
- (4) (2)項 b、及び c の、地図の作成を必要とするデータによる研究結果の情報システム、及び海事データは、法規則の規定に則り、国の研究機関が、保存、管理、更新、及び調整を行う。

第5部 海事協力

第41条

- (1) 海事分野の協力は、国民の自立性のための利便を重視し、国家、及び国際レベルにおいて行うことができる。

- (2) (1)項の国家レベルにおける協力は、以下のような枠組みの中で行う：
- a. 部門間；
 - b. 中央、及び地方の間；
 - c. 地方政府間；及び
 - d. ステークホルダー間。
- (3) (1)項の国際レベルにおける海事分野の協力は、二国間、地域、又は多国間において行うことができる。
- (4) (1)項の国際レベルにおける協力は、法規則、及び国際海洋法の規定に則り行う。
- (5) 政府は、国際海洋法の規定に則り、公海における海洋資源の探査、利用、及び管理の活動を奨励する。

第 8 章 海洋空間管理、及び海洋環境保護

第 1 部 海洋空間管理

第 42 条

- (1) 海洋空間管理は、以下を目的に行う：
- a. 環境容量、及び地元の知恵を基盤にして、資源、及び環境を保護する；
 - b. 国家規模、及び国際規模の海域における資源潜在性、及び／又は活動を利用する；及び
 - c. 生産、供給、及びサービスのセンターとなるように、潜在的な地域を開発する。
- (2) 海洋空間管理は、計画、利用、監視、及び統制を含む。
- (3) (2)項の海洋空間管理は、群島国としてのインドネシア共和国単一国家の特性に基づいて行うと共に、資源潜在性、及び海事環境に考慮し行う。

第 43 条

- (1) 第 42 条(2)の海洋空間計画は、以下を含む：
- a. 国家海洋空間整備計画；
 - b. 沿岸、及び小島地域のゾーニング計画；及び
 - c. 海洋地区のゾーニング計画。
- (2) (1)項 a の国家海洋空間整備計画は、国家海洋空間整備企画の成果を出すための計画過程である。
- (3) (1)項 b の沿岸、及び小島地域のゾーニング計画は、法規則の規定に則り行う。
- (4) (1)項 c の海洋地区のゾーニング計画は、国家戦略地区ゾーニング企画、特定国家戦略地区ゾーニング企画、及び地域間地区ゾーニング企画の成果を出すための計画である。
- (5) (1)項の海洋空間計画に関する詳細規定は、政府規則によって定める。

第 44 条

- (1) 第 42 条(2)項の海洋空間計画は、以下を通じて行う：
- a. 国家海洋空間整備企画操作戦略政策、及び海洋地区ゾーニング企画の方式；
 - b. 国家海洋空間整備企画、及び海洋地区ゾーニング企画の実現化における部門別プログラムの方式；及び
 - c. 国家海洋空間整備、及び海洋地区ゾーニングの企画の実現化における戦略的プログラム、及び部門別プログラムの実行。
- (2) 沿岸、及び小島地域における海洋空間利用は、法規則の規定に則り行う。

第 45 条

- (1) 第 42(2)項の監視は、モニタリング、評価、及び報告の活動を通じて行う。
- (2) (1)項のモニタリング、評価、及び報告は、法規則の規定に則り行う。

第 46 条

第 42 項(2)条の海洋空間利用管理は、許認可、インセンティブ付与、及び制裁を通じて行う。

第 47 条

- (1) 水域、及び領域において継続的に海洋空間利用を行う各人は、ロケーション許可を取得する義務がある。
- (2) 沿岸、及び小島地域におけるロケーション許可は、法規則の規定に則り行う。
- (3) 水域、及び領域において、付与された許可に適合しない海洋空間利用を行う各人には、以下のような行政罰を科す：
 - a. 書面における警告；
 - b. 一時的活動停止；
 - c. ロケーション閉鎖；
 - d. 許可の撤回；
 - e. 許可の取り消し；及び／又は
 - f. 行政罰の罰金。
- (4) (1) 項の水域、及び領域にある海洋におけるロケーション許可、及び(3)項の行政罰を科す方法に関する規定は、政府規則によって定める。

第 48 条

ゾーニング企画に則った海洋空間利用を行う各人には、法規則の規定に則ったインセンティブを与えることができる。

第 49 条

第 47 条(1)項のロケーション許可を取得していない、継続的な海洋空間利用を行う各人は、最長 6 年の懲役、及び最高 20,000,000,000 ルピアの罰金の刑事罰に処される。

第 2 部 海洋環境の保護

第 50 条

政府は、以下を通じて海洋環境保護の取り組みを行う：

- a. 海洋保全；
- b. 海洋汚染管理；
- c. 海事災害処置；及び
- d. 汚染、破壊、災害の予防、及び処置。

第 51 条

- (1) 政府は、海洋環境保護に不可欠な一部として、海洋保全政策を決定する。
- (2) 政府、及び／又は地方政府はその権限に則り、(1)項の海洋環境保護政策実施の一部としての海洋保全地区における管理の権利を持つ。
- (3) (1)項の海洋保全政策は、海洋環境保護を支持するために、諸部門、及び諸地域を通じて行わなければならない。
- (4) 水域、及び領域において建設を行う各部門は、保全地区に留意しなければならない。
- (5) 海洋保全の政策、及び管理は、法規則の規定に則り行う。

第 52 条

- (1) 海洋汚染は、以下のものを含む：
 - a. 陸に由来する汚染；
 - b. 海洋における活動に由来する汚染；及び

- c. 空中からの活動に由来する汚染。
- (2) (1)項の海洋汚染の発生については、以下の通りである。：
 - a. 水域、又は領域において；
 - b. 水域外、又は領域外から；又は
 - c. インドネシアの領域外へ、水域内、又は領域内から。
- (3) (1)項、及び(2)の海洋汚染の紛争解決、及び制裁措置は、汚染者の支払い原則、及び予防原則に基づき行う。
- (4) 海洋汚染に対する解決手順、及び制裁に関する詳細規定は、法規則の規定に則り行う。

第 53 条

- (1) 海事災害には、以下が原因の災害がある：
 - a. 自然現象；
 - b. 環境汚染；及び／又は
 - c. 地球温暖化。
- (2) (1)項 a の自然現象が原因の海事災害には、以下のものがある：
 - a. 地震；
 - b. 津波；
 - c. 高潮被害；
 - d. 暴風；及び
 - e. 季節的な動物の襲撃。
- (3) (1)項 b の環境汚染が原因の海事災害には、以下のものがある：
 - a. 赤潮（red tide）現象；
 - b. 油汚染；
 - c. 重金属汚染；
 - d. 熱拡散；及び
 - e. 核放射線。
- (4) (1)項 c の地球温暖化が原因の海事災害には、以下のものがある：
 - a. 温度の上昇；
 - b. 海面上昇；及び／又は
 - c. エルニーニョ、及びラニーニャ。

第 54 条

- (1) 第 52 条、及び第 53 条の海洋汚染、及び海事災害を想定するにあたり、政府は、海洋汚染、及び海事災害被害処置政策を決定する。
- (2) (1)項の海洋汚染、及び海事災害被害処置政策は、以下を通じて行うことができる：
 - a. 災害軽減システムの開発；
 - b. 早期警告システム（early warning system）の開発；
 - c. 海洋における油流出の緊急時対応国家計画の開発；
 - d. 海洋汚染、及び海洋生態系破壊の管理システムの開発；及び
 - e. 海洋における建築物、及び活動による残骸物の被害管理。

第 55 条

- (1) 政府、及び地方政府は、海洋環境汚染、及び破壊の防止、及び処置システムを実施する義務がある。
- (2) 政府、及び地方政府は、国家災害防止、及び処置システムに不可欠な一部として、海事災害防止、及び処置システムを実施する義務がある。

第 56 条

- (1) 政府は、海洋環境の保護、及び保全にあたり、責任を持つ。
- (2) (1)項の海洋環境の保護、及び保全は、各海洋汚染の予防、軽減、及び海洋環境管理、並びに

海洋環境破壊処置を通じて行う。

- (3) 政府は、(2)項の予防、軽減、及び管理を行うにあたり、二国間、地域、及び多国間において協力する。

第 57 条

第 56 条の海洋環境の保護、及び保全は、法規則、及び国際海洋法の規定に基づき行う。

第 9 章

海洋における防衛、保安、法執行、及び安全

第 58 条

- (1) 国の主権を管理するため、またインドネシア共和国単一国家領域の完全性を維持するため、並びに海洋地域における国民、及び国の完全性に対する脅威、及び妨害から、インドネシアの全国民、及び祖国インドネシアを守るため、海洋防衛システムを構築する。
- (2) (1)項の海洋防衛システムは、国防分野において政府の業務を実施する省、及びインドネシア国軍によって実施する。
- (3) (2)項の海洋国防システムは、法規則の規定に則り実施する。

第 59 条

- (1) 内部に含有する自然資源を含む、インドネシアの水域、海底、及びその下の土地における主権の行使、及び法の執行、並びにその実行における制裁の行使は、法規則、及び国際法の規定に則り行う。
- (2) インドネシア群島国の領海、及び水域を通過する外国船舶に対する主権の行使、及び法の執行における司法権の行使は、法規則、及び国際法の規定に則り行う。
- (3) 水域、及び領域における法の執行において、特にインドネシアの領域における保安、及び安全パトロールを行うにあたり、海洋安全局を組織する。

第 60 条

第 59 条(3)項の海洋安全局は、これを調整する大臣を通じて大統領の直下に位置するとともに、同大臣を通じて大統領が直接責任を持つ省外組織である。

第 61 条

海洋安全局は、インドネシアの水域、及び領域において、保安、及び安全パトロールを行う任務を持つ。

第 62 条

任務を遂行するにあたって、海洋安全局は、以下の機能を実行する：

- a. インドネシアの水域、及び領域における保安、及び安全分野における国家政策を作成する；
- b. インドネシアの水域、及び領域における保安、及び安全早期警告システムを実行する；
- c. インドネシアの水域、及び領域において、法違反に対する警備、監視、防止、及び処置を行う；
- d. 関係政府機関による水域パトロールの実施を、活性化させ、且つ監視を行う；
- e. 関係政府機関に対し、技術的支援、及び運用支援を提供する；
- f. インドネシアの水域、及び領域における捜索、及び救助の支援を提供する；及び
- g. 国家国防システムにおけるその他の業務を行う。

第 63 条

- (1) 第 61 条、及び第 62 条の業務、及び機能の実施にあたり、海洋安全局は以下の権限を持つ：
- a. 瞬時の追跡を行う；
 - b. 船舶を停止させ、取り調べをし、差し押さえ、より踏み込んだ法的手順の実行のため、

- 権限を持つ関係政府機関に持ち込み、引き渡す；及び
- c. インドネシアの水域、及び領域における、保安、及び安全情報システムを統合する。
- (2) (1)項の権限の執行は、ひとつの命令、及び管理の下で、統合的、及び一体的に行う。

第 64 条

第 62 条 a のインドネシアの水域、及び領域における保安、及び安全分野における国家政策は、大統領が決定する。

第 65 条

- (1) 海洋安全局は、一人の局長が指揮を行い、首席事務局長、及び数人の事務局長がその補佐を行う。
- (2) 海洋安全局局長は、パトロール隊が能力を持ち、法の執行者である政府機関の人員が務める。
- (3) (2) 海洋安全局局長は、大統領が任命、及び解任を行う。

第 66 条

海洋安全局の人員は、以下の者から成り立つ：

- a. 常用従業員；及び
- b. 補助従業員。

第 67 条

海洋安全局の組織構造、労働方法、及び人員に関する詳細規定は、大統領規則によって定める。

第 68 条

海洋安全局の組織構造、労働方法、及び人員に関する大統領規則は、本法律の制定以後最長 6 ヶ月の期間内に制定されなければならない。

第 10 章

海洋の管理・調整、及び組織化

第 69 条

- (1) 政府は、海洋の管理・調整、及び組織化政策を定める。
- (2) (1)項の海洋の管理・調整、及び組織化政策は、効果的、且つ効率的な法システム、及び政府システム、並びに海洋開発の計画、調整、監視、及び評価システムの構築企画を含む。
- (3) (1)項の海洋の管理・調整、及び組織化政策の作成にあたり、政府は国際法を考慮し、公共的な面、及び民間的な面を通じて、国家法システムにおける海洋法の整備を行う。
- (4) (1)項の海洋の管理・調整、及び組織化政策に関する詳細規定は、政府規則において定める。

第 11 章

市民の参加

第 70 条

- (1) 海洋開発の実施は、市民の参加を伴わせ、政府、及び地方政府が行う。
- (2) (1)項の人々の参加は、開放性、及び協調性の原則に則り、個人、団体、専門組織、事業体、又はその他の大衆組織によって行うことができる。
- (3) (1)項の海洋開発における市民の参加は、以下における参加を通じて行う：
- a. 海洋開発政策の作成；
- b. 海洋管理；
- c. 海洋振興；及び
- d. 評価、及び監査活動における意見の提出。
- (4) (3)項に記述される以外の市民の参加は、以下における参加を通じて行うことができる：

- a. 海事分野における文化価値、及び海洋ビジョンの保持、並びに慣習法、及び地方の知恵の活性化；又は
 - b. 保存、修復、及び保全の取り組みを通じた、水中文化遺産の保護、及び一般化。
- (5) (1)項の海洋開発における人々の参加形式、及び方法に関する詳細規定は、政府規則において定める。

第 12 章 移行規定

第 71 条

- (1) 海洋安全調整局は、第 59 条(3)項の海洋安全局が結成されるまで、引き続き、その任務、及び機能を遂行する。
- (2) 海洋安全局の結成前における、海洋安全調整局が行う業務活動、及び業務プログラムは、本法律に則り行う。

第 13 章 再終規定

第 72 条

本法律が有効となった時点において、インドネシア水域に関する法律 1996 年 第 6 号（インドネシア共和国官報 1996 年 第 73 号、官報追記第 3647 号）第 24 条(3)項において定められた調整局結成に関する規定は、廃止、及び無効となる。

第 73 条

本法律の実施規則は、本法律が有効となった後、遅くとも 2 年以内に制定されていなければならない。

第 74 条

本法律は、公布日より有効である。
各人に周知させるため、本法律の公布をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

2014 年 10 月 17 日、
ジャカルタにおいて承認

インドネシア共和国大統領

署名

ハッジ・スシロ・バンバン・ユドヨノ博士

2014 年 10 月 17 日、
ジャカルタにおいて公布

インドネシア共和国法務・人権大臣

署名

アミル・シャムスディン

海事に関するインドネシア共和国法律 2014 年 第 32 号における解説

I. 総則

インドネシアが、唯一の神恩恵である豊かな自然の潜在性を秘め、また天然資源に恵まれた世界最大の群島国であることは、インドネシア国民にとって、生活空間（生存圏）、及び活躍空間として、並びにインドネシア共和国単一国家領域空間の器の中の、イデオロギー、政治、経済、社会、文化、防衛、及び保安の一体化において、島々を一つに纏める媒体として、非常に重要な意味を持つ。

インドネシア領域の 3 分の 2 は海洋であり、世界で最長の海岸線を持つ国の一つとなっている。その一方で、地理的に見ると、インドネシアは、アジア大陸、及びオーストラリア大陸という 2 大陸の間、並びにインド洋、及び太平洋という 2 大洋の間に位置しており、経済的、及び政治的な舞台において最も活力に満ちた地域である。上述の戦略的な地理的位置にあるため、インドネシアは優位性と同時に、海事分野に対する高依存性を有している。

地理的位置に基づく競争優位性を有する一方で、海域における天然資源の潜在は、社会生活の遂行に非常に有益な、生物資源、及び非生物資源を含んでいる。同潜在は、沿岸、及び小島地域を含む、海底、及びその下の土地、海水層、及び海面から得ることができ、海事経済を国家建設にとっての土台にするならば、非常に道理に適う。従って、インドネシアの海洋は、インドネシア共和国 1945 年憲法第 33 条において命じられた法に則り、インドネシアの人々が管理、維持、利用、及び保全しなければならない。既存する資源の他に、インドネシアが所有する競争優位性は、姿を変化させ、相対的な資源になる必要がある。

独立した国、且つ群島に基づいた国となり、そして世界に認められるという、インドネシアの存在を確たるものにする過程において、インドネシア国家は、その柱となった以下の 3 つの瞬間を経験した：

1. インドネシア国民の単一性を宣言した、1928 年 10 月 28 日の青年の誓い；
2. インドネシアの人々が、単一国家において生きることを望み、ひとつの国民になったことを宣言した、1945 年 8 月 17 日の独立宣言；及び
3. 1985 年度の法律 第 75 号を通してインドネシアが批准した、1982 年度の海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea/UNCLOS 1982）に記載され、法的に承認された、インドネシアが領域の統一に向けて奮闘することを宣言した 1957 年 12 月 13 日のジュアンダ宣言。

インドネシア共和国が宣言された時点では、インドネシア共和国 1945 年憲法の水域規則に基づき、インドネシアの領海の幅は、1939 年度の領海、及び海上航路条例（Teritoriale Zee en Maritime Kringen Ordonantie (TZMKO)）に基づき、僅か 3 海里という、インドネシアの各島、又は島の一部を取り囲むシーレーンを含むものに過ぎなかった。このことは、つまり、ジャワ、及びカリマンタン、並びにヌサ・トゥンガラ、及びスラウェシの島々の間に公海があったことを意味する。独立時、インドネシア共和国 1945 年憲法がインドネシアの国の領域を明確に示さなかったため、インドネシアの領域は明確ではなかった。独立した国、及び主権を持つ国となったことが宣言された時点におけるインドネシアの国の領域は、植民地、又はオランダ領東インドの権力下の跡地によるものであった。このことは、国際法ウティ・ポシデティス・ユリス（uti possidetis juris）の原則に沿う。その他、インドネシア共和国 1945 年憲法は領海の位置付けを規定していない。

TZMKO1939年に記載されたような領域の状態は、防衛面でインドネシアに不利であり、インドネシアを困難にさせると評価される。そのため、領域の纏まりである、陸域、下にある海底を含む海洋、その上にある空中、及びその中に含まれる全ての資源に由来した、群島地域の一体化を実現するための取り組みを行った。

上述の地域の一体化を実現するための奮闘努力は、政治的、地理的、及び経済的な考察、並びに防衛、及び保安の考察に基づいたジュアンダ宣言によって方向づけられる。ジュアンダ宣言においてインドネシアは、インドネシア共和国単一国家の陸部を含む島々、及び島々の部分の近辺、及びその間における水域、並びにインドネシア共和国単一国家の陸部を含む島々、及び島々の部分を結ぶ、全ての水域は、面積、幅を問わず、インドネシアの陸域として適当な部分であり、インドネシアの絶対的主権の下にある、国家水域の一部であることを宣言した。

ジュアンダ宣言に則ったインドネシアの領域を獲得するため、1958年、ジュネーブにおける最初の海洋法に関する国際連合会議において、インドネシア代表は群島のコンセプトの考えを初めて発表し、ジュアンダ宣言は、インドネシア群島の基線から幅12海里のインドネシア領海を規定した、水域に関する法律1960年度第4/Prp Tahun 1960号によって確定された。その他、インドネシア群島国の島々から最遠の点を結ぶ、真つすぐな基線の内側に位置する水域は、インドネシアが絶対的主権を所有する内水であることも述べられた。

群島国のコンセプトの承認におけるインドネシア代表の奮闘努力は、2回目、及び3回目の海洋法に関する国際連合において、引き続き行われた。最終的に、3回目の海洋法に関する国際連合会議における12回目の審議において、条約の原稿は119か国によって署名され、正式に17章、及び320条からなる、1982年海洋法に関する国際連合条約となった。同条約は、群島国法のコンセプトを認め、群島国は、領海、接続水域、排他的経済水域、及び大陸棚を測定するため、群島の基線を引く権利を持つこと、一方、基線の陸側にある水域は、内水として、基線の内側にある島々の間にあるその他の水域は、群島水域として認められることを規定した。しかし、群島水域の主権の行使について、1982年の国際連合海洋法条約（UNCLOS）は、群島航路通過権利において他国の権利を尊重している。

インドネシア水域面積の拡大は、非常に重要であり、国家資産と見るだけでなく、インドネシア国民の利便のために、海域は管理、維持、及び保安されなければならないという明らかな課題なのである。

海洋開発は現在まで、その実施において未だ様々な障壁と向き合っている。このことは、海域における様々な分野の利便性を包括的に規定する法律がまだないことに起因する。この障壁は、計画、利用、並びに監視、及び管理の分野において見て取れる。

このため、インドネシアが群島、及び海事の特徴を備える群島国であることを明確にする；国民、及び国の繁栄を達成するため、法規則、及び国際海洋法の規定に則った海洋資源、及び／又は海域における活動を活用する；インドネシア国民の生活空間、及び活躍空間として、持続的で、且つ安全な海洋を実現する；次世代の利益を犠牲にすることなく、現世代にとっての最大限の福祉のため、継続的に海洋資源を利用する；人々にとっての海事文化、及び海事知識を推進する；最大限に、かつ統合的に海洋開発を支持するにあたり、専門的、倫理的、献身的で、かつ国家利益を前進させることのできる、海事分野における人材を育成する；群島国として、全ての人々にとっての法的確実性、及び有用性を与える；及び、国民、及び国家の利益のため、国際海洋法に適合したグローバルな海事政策におけるインドネシア共和国単一国家の役割を拡大する、という目的を持った、海事に関する規定が必要である。

海事の実施はまた、継続性、一貫性、統合性、法的確実性、協調性、均一性、人々の参加、開放性、地方分権、説明責任、及び公平性の原則に基づき行う。海事実施における規定の適用範囲は、

海域、海洋開発、海洋管理、海事開発、海洋空間管理、及び海洋環境保護、海洋における防衛、保安、法の執行、安全、管理調整、及び組織調整、並びに人々の参加を含む。

II. 条ごとの解説

第1条

十分、明快である。

第2条

- a.
「継続性」とは、（翻訳者補足：持続性に対する環境の）支持力を超えず、次世代の必要性を保持する能力を持つ海洋資源の利用である。
- b.
「一貫性」とは、海洋資源管理プログラムを実行するための計画、実施、監視、及び管理における、様々な政府機関、及び政府の階層による一貫性である。
- c.
「統合性」とは、政府、及び地方政府の間の水平方向、及び垂直方向による、様々な政府部門の計画を通じた海事政策の統合である。
- d.
「法の確実性」とは、法の規定に基づいた、全ての海洋管理、及び海洋利用である。
- e.
「協調性」とは、海洋資源管理に関係するステークホルダーの間における協力の同意である。
- f.
「均一性」とは、最大限の人々の繁栄、及び社会福祉のために行われる、海洋資源の潜在の利用である。
- g.
人々の参加は、海事の実施において、計画、実施、監視、及び管理の役割を人々が持つことを意図している。
- h.
「開放性」とは、個人の権利、階層、及び国家機密の保護に継続して留意し、計画、利用、監視、及び管理の段階から、海事の執行に関する正確で、公正な情報、及び差別的でない情報を得るために、人々にとっての開放性があることである。
- i.
「地方分権」とは、政府の権限となる政府業務の一部の、政府の代理としての州知事、特定地域における（翻訳者補足：中央政府と上下関係にある地方の）垂直的政府機関、並びに／又は一般的な政府業務の責任者としての州知事、及び県知事／市長への権利移転である。
- j.
「説明責任」とは、海事の執行が、開放的、及び責任が伴われている形で行われることである。
- k.
「公平性」とは、本法律の掲載事項が、各国民に比例した権利、及び義務を反映していなければならないことである。

第3条

十分に、明快である。

第4条

十分に、明快である。

第5条

十分に、明快である。

第 6 条

十分に、明快である。

第 7 条

(1)項

- a. 「内水」とは、インドネシア沿岸の低水線から陸側に位置する、全ての水域であり、その中には、閉鎖線から陸側に位置する水域の全部が含まれる。
- b. 「群島水域」とは、水深、又は海岸からの距離に関わらず、群島の基線の内側に位置する全ての水域である。
- c. 「領海」とは、インドネシア群島の基線から測定された、幅 12 海里の帯状の海洋である。

(2)項

- a. 「接続水域」とは、領海の幅を測定する際の基線から測定された、24 海里を超えない区域である。
- b. 「排他的経済水域」とは、領海の幅を測定する際の基線から、最遠限度 200 海里のインドネシア水域に関して規定する法律における、インドネシア領海の外にあり、インドネシア領海に隣接する地帯である。
- c. 大陸棚は、領海の外に位置する海面下地帯における海底、及びその下の土地、大陸縁辺部の外縁まで、又は領海の幅を測定する際の基線から 200 海里の距離までに渡り自然に続く陸域；大陸縁辺部の外縁が上述の距離に満たない場合、最遠 350 海里、又は 2,500 メートルの水深線（等深線）から 100 海里の距離までを含む。

(3)項

十分に、明快である。

(4)項

十分に、明快である。

第 8 条

十分に、明快である。

第 9 条

十分に、明快である。

第 10 条

十分に、明快である。

第 11 条

(1) 項

十分に、明快である。

(2)項

- a. 十分に、明快である。
- b. 「海賊放送」とは、国際的な規則に反し、一般向けの受信を目的とした、公海における船舶、又は装置によるラジオ音声の発信、テレビ放送であるが、救助要請の発信は、この中に含まれない。
- c. 十分に、明快である。
- d. 公海における瞬時追跡は、法違反を行ったと疑われる外国船、又はその付属ボートのひとつに対し、インドネシアの内水、群島水域、領海、又は接続水域から切り離さない形で行った追跡の継続措置として行う。
- e. 十分に、明快である。
- f. 十分に、明快である。

(3)項

十分に、明快である。

(4)項

十分に、明快である。

第 12 条

十分に、明快である。

第 13 条

十分に、明快である。

第 14 条

(1)項

「ブルーエコノミー」とは、人々の参加、資源効率、破棄物削減、及び二重付加価値（複数収益）というような数々の原則によって経済成長を実現するにあたり、継続的な海洋管理、並びに海洋保全、及び生態系を伴う沿岸資源の保全の推進のための一つのアプローチである。

(2)項

十分に、明快である。

(3)項

十分に、明快である。

第 15 条

十分に、明快である。

第 16 条

十分に、明快である。

十分に、明快である。

第 17 条

十分に、明快である。

第 18 条

十分に、明快である。

第 19 条

十分に、明快である。

第 20 条

十分に、明快である。

第 21 条

(1)項 十分に、明快である。

第 22 条

(2)項 十分に、明快である。

(3)項 「生物資源」とは、魚介類、サンゴ礁、藻場、マングローブ、及びその他の海洋生物相を含む。
「非生物資源」とは、砂、海水、海底の鉱物を含む。
「人工資源」とは、海事、及び水産に関する海洋の施設基盤を含む。
「環境サービス」とは、自然の美しさ、海事及び水産に関する水中装置のある海底面、並びに海洋波エネルギーによるものがある。

(1)項 「非従来型天然資源」とは、未だ最大限に利用されていない天然資源である。

第 23 条

(2)項 十分に、明快である。

十分に、明快である。

第 24 条

(1)項 十分に、明快である。

第 25 条

(2)項 「バイオテクノロジー産業」とは、物品、及びサービスの生産を目的とした、自然において発見された生物の組織、プロセス、生産、及びシステムを適合化、及び調整する技術装置である。

(3)項
十分に、明快である。

(4)項
十分に、明快である。

第 26 条

十分に、明快である。

第 27 条

(1)項
十分に、明快である。

(2)項
十分に、明快である。

(3)項
十分に、明快である。

(4)項

- a. 十分に、明快である。
- b. 十分に、明快である。
- c. 十分に、明快である。
- d. 十分に、明快である。
- e. 十分に、明快である。
- f. 十分に、明快である。
- g. 「建設サービス」とは、建設事業計画のコンサルティングサービス、建設事業施工サービス、及び建設管理のコンサルティングサービスを含む。
- h. 十分に、明快である。

(5)項
十分に、明快である。

第 28 条

十分に、明快である。

第 29 条

(1)項
十分に、明快である。

(2)項

十分に、明快である。

(3)項

「最新世代の船舶」とは、高度な技術を使用し設計された船舶であり、環境にやさしく、その操作において高い安全レベルを有する

「ハブ港」とは、大量における、かつ非常に広い航海の範囲における、国家的、及び国際的な海洋活動、及び海洋交通手段の貨物移動に対応する機能を持つと共に、国際的な海洋交通手段網における結束点である、最も重要な主要港である。

(4)項

十分に、明快である。

第 30 条

十分に、明快である。

第 31 条

十分に、明快である。

第 32 条

(1)項

「海洋における建築物、及び設備」とは、埋め立て工事、海洋観光、及び交通施設基盤など、陸に接地している、及び陸に接地していない、海面上、及び／又は海面下にある建設の各々である。

(2)項

十分に、明快である。

(3)項

十分に、明快である。

(4)項

「沿岸、及び小島の資源保全を考慮する」とは、海岸浸食からの保護、並びに沿岸、及び海洋の生態系に対する保護などである。

(5)項

十分に、明快である。

第 33 条

十分に、明快である。

第 34 条

十分に、明快である。

第 35 条

十分に、明快である。

第 36 条

十分に、明快である。

第 37 条

(1)項

海事の研究、開発、及び科学技術応用のシステム開発は、海事における生物薬理学を含む。

(2)項
十分に、明快である。

(3)項
十分に、明快である。

(4)項
十分に、明快である。

第 38 条

十分に、明快である。

第 39 条

十分に、明快である。

第 40 条

(1)項
十分に、明快である。

(2)項
a.
十分に、明快である。

b.
「空間データ」とは、一般的には地図の形態である、空間の位置に関するデータである。

c.
十分に、明快である。

(3)項
十分に、明快である。

(4)項
十分に、明快である。

第 41 条

十分に、明快である。

第 42 条

十分に、明快である。

第 43 条

(1)項
海洋空間計画は、海洋空間構造、及び海洋空間パターンの規定にあたり、海洋空間整備企画、及び／又はゾーニング企画を作成するための一つの過程である。海洋空間構造は、機能的関係を階層的に有する、人々の社会経済活動の支えとして機能する、海事発展センターの編成、及び海洋施設基盤網システムである。

海洋空間パターンは、一般利用地区、保全地区、航路、及び特定国家戦略地区を含む。

海洋空間計画は、例えば水産、海洋運輸施設基盤、海事産業、観光、住居、及び鉱業の活動のような経済、社会文化の利便のために使用される地区の決定のため；海洋資源保全の維持

のため；並びに航路、海底の配管／ケーブル、及び海洋生物の移動のために利用される水域の決定のために使用される。

- a. 国家海洋空間整備計画は、水域、及び領域を包括する。
- b. 十分に、明快である。
- c. 十分に、明快である。

(2)項 十分に、明快である。

(3)項 十分に、明快である。

(4)項 国家戦略地区ゾーニング企画（KSN）は、国家戦略地区の空間利用の方向づけを決定するために作成される企画である。

特定国家戦略地区ゾーニング企画（KSNT）は、特定国家戦略地区における空間利用の方向づけを決定するために作成される企画である。

「地域間地区」とは、以下のようなものである：

- a. トミニ湾、ボネ湾、及びチェンドラワシ湾などの湾；
- b. マカッサル海峡、スンダ海峡、及びカリマタ海峡などの海峡；
- c. ジャワ海、アラフラ海、及びサウ海などの海洋。

(5)項 十分に、明快である。

第 44 条

- (1)項
 - a. 空間調整企画、及び／又はゾーニング企画の操作戦略政策の方式は、一般利用地区、保全地区、特定国家戦略地区、及び航路中への海洋空間パターンの決定を行う。
 - b. 分野別のプログラムの方式は、空間整備企画、及び／又はゾーニング企画に記載された、空間利用主要プログラムの指示による期間に則り、段階的に行われる財務を伴った空間利用の応用である。
 - c. 十分に、明快である。

(2)項 十分に、明快である。

第 45 条

(1)項 海洋空間管理に対するモニタリング、評価、及び報告の活動は、注意深く観察し、客観的に企画の達成度のレベルを評価し、そして評価結果の情報を公開する活動である。

(2)項 十分に、明快である。

第 46 条

十分に、明快である。

第 47 条

(1)項

「ロケーション許可」とは、一定面積の限度における、海面及び海水の中間層から海底面までを含む、海洋水域の一部の空間利用のために付与される許可を含む。

(2)項

十分に、明快である。

(3)項

十分に、明快である。

(4)項

十分に、明快である。

第 48 条

十分に、明快である。

第 49 条

十分に、明快である。

第 50 条

a.

海洋保全は、海洋資源の多様性価値の質を引き続き維持、及び向上することによって、存在、可用性、及び継続性を保証するため、生態系、種類、及び遺伝子を含む、海洋資源を保護、保全、及び利用するために行う。海洋保全の取り組みは、爬虫類（様々な種類のウミガメ）、及び海洋哺乳類（鯨、及びジュゴン）のような回遊、及び遠距離集団移動の能力を持った海洋生物相の保護・保全、並びに海山のような海洋の文化遺産、及び地形学的特徴の保護を含む。

b.

「海洋汚染管理」とは、予防、措置、及び修復を含む活動である。

c.

「災害処理」とは、災害発生リスクを持つ建築、災害防止活動、緊急対応、及び修復の政策の規定を含む、一連の取り組みである。

d.

「破壊」とは、海洋資源、人間の健康、及びその他の海事活動に損害を与える、海洋環境の物理的、化学的、及び／又は生物学な性質に対する、直接的、及び／又は間接的な変化である。

第 51 条

十分に、明快である。

第 52 条

十分に、明快である。

第 53 条

(1)項

十分に、明快である。

(2)項

十分に、明快である。

(3)項

- a. 「赤潮（red tide）」とは、植物プランクトンが原因で色が変わる海水の自然現象であり、海洋生物相の大量死、水域の生態系の群集構造の変化という結果を招くとともに、植物プランクトンが毒を出すことにより、人間の死の原因にもなる。
- b. 十分に、明快である。
- c. 十分に、明快である。
- d. 「熱拡散」とは、海洋における熱の拡散である。
- e. 十分に、明快である。

(4)項

十分に、明快である。

第 54 条

十分に、明快である。

第 55 条

十分に、明快である。

第 56 条

十分に、明快である。

第 57 条

十分に、明快である。

第 58 条

十分に、明快である。

第 59 条

十分に、明快である。

第 60 条

十分に、明快である。

第 61 条

十分に、明快である。

第 62 条

十分に、明快である。

第 63 条

(1)項

- a. 十分に、明快である。
- b. 「船舶を権限を持つ関係政府機関に引き渡す」とは、海洋において、又は最も近い港

湾において、その引き渡しを行うことを意味する。

- c.
十分に、明快である。

- (2)項
十分に、明快である。

第 64 条

十分に、明快である。

第 65 条

十分に、明快である。

第 66 条

- a.
「常用従業員」とは、海洋安全局の内部出身の従業員である。
- b.
「補助従業員」とは、海洋安全局において補助を受ける、法の執行者である政府機関出身の従業員である。

第 67 条

十分に、明快である。

第 68 条

十分に、明快である。

第 69 条

十分に、明快である。

第 70 条

十分に、明快である。

第 71 条

十分に、明快である。

第 72 条

十分に、明快である。

第 73 条

十分に、明快である。

第 74 条

十分に、明快である。

インドネシア共和国官報追記第 5603 号

資料 3. 【ベトナム】 海洋島嶼環境資源に関する法律

翻訳の正確性に関する責任は、笹川平和財団海洋政策研究所にあります。

海洋島嶼環境資源に関する法律

LAW No. 82/2015 / QH13

ベトナム社会主義共和国の憲法に従い

国会は、海洋島嶼環境資源に関する法律を制定する

第1章

一般規定

第1条 規制の範囲

この法律は、海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護、並びに、ベトナムにおける海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護における機関、組織及び個人の権利、義務及び責任、を定める。環境の保護活動並びに海洋島嶼資源の管理、開発、及び利用は、この法律及び関連するその他の法律の規定に従うものとする。

第2条 適用の対象

この法律は、ベトナムにおける海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関わる機関、組織及び個人に適用されるものとする。

第3条 条項の解釈

この法律の目的上、次の用語は以下のように解釈される。

1. 「海洋島嶼資源」は、ベトナムの主権、主権的権利及び管轄権の下にある、海洋水柱、海底及びその下、沿岸陸地、群島、島嶼、低潮高地、潜堤（以下、「島嶼」という。）の生物資源及び非生物資源で構成される。
2. 「海洋島嶼資源の統合管理」は、海洋島嶼資源の効果的開発及び利用の確保を目的とする部門間及び地域間連携のための政策、仕組及びツールの確立及び実施、持続可能な開発のための生態系及び構造の維持、海洋におけるベトナムの主権、主権的権利及び管轄権の保護、並びに国の防衛及び安全保障の確保から構成される。
3. 「低潮高地」は干潮時には水に囲まれて水面上にあり、満潮時に水没する、自然に形成された陸地又は岩である。
4. 「潜堤」は最低の潮位であっても海底から、まだ水の下に出てくる岩、サンゴ礁、砂州、その他海底から現れるが、干潮時においても水面下にある自然の地形である。
5. 「海洋利用計画」は、ベトナム海洋法に従って作成され承認を受ける、ベトナムの海洋を利用するための空間に関する、方向付け及び取決めである。
6. 「沿岸域」は沿岸水域や沿岸地から構成される、陸地又は島と海洋の間の移行領域である。
7. 「沿岸資源の持続可能な開発及び利用上に関する基本計画」は、沿岸資源の開発及び利用のための空間についての方向付け及び取決めである。
8. 「海洋島嶼資源及び環境の基本調査」は、配布ルールを決定し、海洋島嶼資源及び環境の状態に関するデータを提供し、海洋島嶼資源及び環境の分布の法則、潜在性、定性的及び定量的特性を判断することを目的とする、海洋島嶼資源及び環境の探査、調査、分析、及び評価である。
9. 「海洋島嶼資源に関する統計収集」は、統計時及び統計期間の間の変動時における、海洋島嶼資源及び環境の状態の調査、編集及び評価である。
10. 「海洋島嶼資源及び環境の統合監視・管理」は、海洋島嶼資源及び環境並びに海洋島嶼資源及び環境に影響を与える要因を監視する体系的なプロセスであり、それによって、海洋島嶼資源及び環境に関する情報を提供し、海洋島嶼及び環境の変化を評価し、また、これらの要因が海洋島嶼資源及び環境及ぼす悪影響を予測する。

11. 「海洋島嶼環境の汚染リスク」は、海洋島嶼環境の汚染によって引き起こされる、人間、財産、天然資源、生活環境及び社会経済活動への汚染及び損害の発生確率である。
12. 「海洋における原油及び有害物質事故」は、技術的障害、自然災害、事故、又は人間活動の結果として生じる、輸送及び格納施設、海上の構築物、機器、又は原油田からの、重原油又は有害物質の漏出を意味する
13. 「施設所有者」は、原油、原油製品及び有害物質の開発、輸送、変換及び利用のすべての活動を合法的に担当する個人又は機関若しくは組織の長を意味する。
14. 「海洋投棄」は、この法律の規定に基づき海中投棄が認められる物体及び物質の意図的投棄又は処分行為を意味する。

第4条 海洋島嶼資源及び環境に関する国の政策

1. 国は、海洋島嶼資源及び環境が、社会経済開発、国家主権の保護、防衛及び安全保障の確保のための要件を満たす戦略及び計画に従って、合理的、効率的かつ持続的に管理され、保護され、開発されることを、確実にするものとする。
2. 国は、社会経済開発及び国の防衛及び安全保障のため、資源を動員し、深海及びオフショア海域、島嶼、隣接する国際水域及びの新たな重要資源を優先しながら、海洋島嶼資源に関する基本調査及び科学調査を奨励するとともに、組織や個人に対し、海洋島嶼資源を開発及び利用し、海洋島嶼環境を保護するよう奨励する政策を発行するものとする。
3. 国は、海洋島嶼環境の汚染管理を強化し、海洋島嶼環境の汚染事故、気候変動、及び海面上昇の規制、防止及び対応における効果的な協調を強化し、また、海洋投棄を慎重に管理するものとする。
4. 国は、海洋経済開発並びに国の防衛及び安全保障の確保のため、海洋島嶼資源及び環境に関する監視、調査及び予測能力の向上、並びに、保証のための海洋島嶼資源及び環境に関する情報及びデータの包括的かつ統一されたシステムの確立に投資する。
5. 国は、国の独立と主権を原則として維持しつつ、海洋島嶼資源の管理、開発及び利用並びに環境の保護における国際協力の効率性を拡大し改善するものとする。

第5条 海洋島嶼資源の統合管理の原則

1. 海洋島嶼資源は、海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関する戦略、海洋利用計画、沿岸資源の持続可能な開発と利用に関する基本計画、国家主権の保護、国の防衛及び安全保障の確保に従って一律に管理されるものとする。
2. 海洋島嶼資源の統合管理は、海洋島嶼資源が各海域の機能に従い、かつ、環境及び海洋島嶼の生態系の負荷限度内で開発され利用されるよう、生態系手法に基づいて行われるものとする。
3. 海洋島嶼資源の統合管理は、関係地域社会、組織及び個人の管理プロセスへの積極的かつ効果的な参加を促すとともに、海にアクセスする国民の権利を確実にするよう、政府の異なる部門間及びレベル間の緊密な調整を受けるものとする。

第6条 関係共同体、組織及び個人の、海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護への参加

1. 関係国の機関は、関係地域社会、組織及び個人による、海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護への、効果的かつ円滑な参加を確保する責任を負うものとする。
2. 関係国の機関は、海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関する戦略、沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画、並びに、沿岸資源の統合管理及び沿岸復旧地帯の設定プロセスに関するプログラムの確立の過程で、関係地域社会、組織及び個人に関する意見を収集する責任を負うとともに、関係地域社会、組織、及び個人から、参加中に与えられたコメントを受け、説明する責任を負うものとする。
3. 関係地域社会、組織及び個人に関する意見の収集は口頭又は書面形式によるか、マスメディア若しくは関係国の機関のウェブサイトによって行われるものとする。これらの意見の収集及び説明は、国の関係機関のウェブサイトに掲載されるものとする。

第7条 ベトナム海洋島嶼週間

ベトナム海洋島嶼週間は、毎年6月1日から8日まで実施される。

第8条 禁止行為

1. 法律に違反して海洋島嶼資源を開発し、利用すること。
2. 沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関して国の関係機関が承認し公表する海洋利用計画及び基本計画に違反すること。
3. 国の防衛及び安全保障、国益、及び他の組織又は個人の正当な権利及び利益に悪影響を与えるような方法で、海洋島嶼資源の基本調査、科学調査、開発及び利用を濫用すること。
4. この法律の第41条第2項及び4項に規定により保護及び保存を要する、第24条に規定される沿岸のセットバック地帯、及び群島嶼、島嶼、低潮高地及び潜堤において活動を行うこと。
5. 海洋島嶼環境及び生態系を破壊し、劣化させること。
6. 法律に違反して、許可を受けることなく、ベトナムの水域に物体及び物質を投棄すること。
7. 法律に反して、海洋島嶼資源及び環境に関する情報及びデータを提供、開発及び利用すること。
8. 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する法律及び規則を破る目的で、個人的地位及び権限を利用すること。

第2章

海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関する戦略

第9条

海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関する戦略の策定及び期間についての原則及び基礎

1. 戦略策定の原則
 - a) 社会経済開発に関する戦略及び基本計画、ベトナムの海洋戦略、並びに、環境の保護に関する国家戦略に従うこと。
 - b) 天然資源の合理的かつ効果的な開発及び利用、海洋島嶼環境の保護、気候変動及び海面上昇への対応、国家主権の保護、国の防衛及び安全保障の確保、並びに文化遺産の価値の保存及び促進に対する要求を満足させること。
2. 戦略策定のための基礎
 - a) 海洋資源と島資源の潜在性。海洋島嶼資源に関する基本調査、探査、評価及び統計の収集の結果。気候変動及び海面上昇が海洋島嶼資源及び環境に与える影響の予測。
 - b) 海洋島嶼資源の開発及び利用の必要性、並びに、海洋島嶼環境の保護に対する要求。
 - c) 海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関する戦略について、過去の期間の実施結果。
3. 海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関する戦略は、国家レベルで30年間のビジョンにより、今後の20年間のために設定される。

第10条 海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関する戦略の内容

1. 持続可能な開発のための統合管理の要求を満たすことを目的とした、基本調査、科学調査、国際協力、海洋島嶼資源の開発及び利用、並びに海洋島嶼環境の保護に関する、信念、指針、ビジョン及び目的。
2. 基本調査、科学調査、国際協力、海洋島嶼資源の開発及び利用、海洋島嶼環境の保護、並びに気候変動及び海面上昇への対応に関する、志向性、作業及び包括的解決。
3. 戦略の目標を達成するためのプログラム、プロジェクト及び作業。

第 11 条 海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関する戦略の策定、評価、承認及び実施

1. 天然資源環境省は、海洋島嶼資源の持続可能な開発及び海洋島嶼環境の保護に関する戦略を策定し政府に提出して承認を求めるにあたり、関係省庁、省庁レベルの機関、及び中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会との連携を主導するものとする。戦略の策定中でかつ戦略の承認の前に、関係地域社会、組織及び個人は、海洋島嶼資源の持続可能な開発及び海洋島嶼環境の保護に関する戦略について自己の意見を述べるができるものとする。
2. 関係省庁、省庁レベルの機関、及び中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、その職務及び権限の範囲内で、海洋島嶼資源の開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関連して、海洋島嶼資源の持続可能な開発及び海洋島嶼環境の保護に関する戦略に準拠すべき、それらの部門別戦略及び地域別戦略について見直し、提案及び修正を行う責任を負う。
3. 政府は、本条の適用を特定するための規則を発令するものとする。

第 3 章

海洋島嶼資源及び環境に関する科学的調査

第 1 節

海洋島嶼資源及び環境に関する基本調査

第 12 条 海洋島嶼資源及び環境に関する基本調査の要件

1. 海洋経済の管理と発展、気候変動及び海面上昇への対応、国家主権の保護、並びに国の防衛及び安全の確保を支援するため、海洋島嶼資源及び環境に関する情報及びデータを提供すること。
2. 各期間の調査対象、調査地域、人的及び財政的資源における国の能力に基づき、基本調査活動の優先順位を特定すること。
3. 調査の必要性、並びに、過去に調査地域で行われた基本調査及び科学的調査の結果を基に基本調査を進めること。特定地域に関する基本調査の諸活動は、費用節約及び有効性を確保する目的で、海洋島嶼の基本調査の特性を考慮して適切に組み合わせるものとする。
4. 基本調査の結果は、法律に従って評価、承認、提出、整理、及び利用するものとする。

第 13 条 海洋島嶼資源及び環境に関する基本調査

1. 海洋島嶼資源及び環境に関する基本調査は、以下のプロジェクト及び作業によって実施される。
 - a) 海洋島嶼資源及び環境の基本調査に関する主要プログラムの枠組内での、基本調査プロジェクト及び作業
 - b) 海洋島嶼資源及び環境の基本調査に関する主要プログラムの枠組外での、基本調査プロジェクト及び作業。
2. 本条第 1a 項に規定される基本調査プロジェクト及び作業は、分野間及び地域間の調査プロジェクト及び作業、を含むものとする。 深海及びオフショア海域及び隣接する国際水域で実施される調査プロジェクト及び作業、島嶼で実施される調査プロジェクト及び作業、新しい天然資源を発見する木で実施される調査プロジェクト及び作業、及び社会経済開発並びに国の防衛及び安全保障の確保に重要な役割を有する調査プロジェクトと作業、から構成されるものとする。
3. 本条第 1b 項に規定されるプロジェクト及び作業は、省庁、省庁レベルの機関、政府機関及び中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会が法律に従い、開発、承認及び実施するものとする。これらのプロジェクト及び作業の承認に先立ち、調査プロジェクトの必要性、対象、範囲、内容、実行可能性及び効率性について、天然資源環境省に相談するものとする。承認後に、これらの調査プロジェクト及び作業の承認決定を、基本調査プロジェクト又は作業が実施される地域の位置、限界、面積及び座標に関する情報とともに、天然資源環境省に送付する。

第 14 条 海洋島嶼資源及び環境の基本調査に関する重要プログラム

省庁、省庁レベルの機関、政府機関、並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、その部門、分野及び地域の基本的調査の必要性に基づき、この法律第13条第2項に従い、天然資源環境省にプロジェクト及び作業の提案を送付する責任を負う。天然資源環境省は、これらの提案をまとめ、海洋島嶼資源及び環境の基本調査に関する主要プログラムを開発し、承認のためにそれを政府に提出する。

2. 省庁、省庁レベルの機関、政府機関、並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、首相が承認した海洋島嶼及び環境の基本調査に関する重要プログラムに基づき、プロジェクト及び作業を実施するものとする。

3. 天然資源環境省は、海洋島嶼資源及び環境の基本調査に関する承認済み主要プログラムを実施、監視及び検査する責任を負うものとする。

4. 政府は、本条の適用を特定するための規則を発令するものとする。

第15条 海洋島嶼資源及び環境の基本調査における機関及び組織の責務

1. 省庁、省庁レベルの機関、政府機関、並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、その職務及び権限の範囲内で、この法律及びその他の関連法律及び規則に定められた、海洋島嶼資源及び環境に関する基本調査プロジェクト又は作業の実施を指揮し、組織する責任を負うものとする。

2. 海洋島嶼資源及び環境に関する基本的調査プロジェクト及び作業を実施するために割り当てられた機関及び組織は、以下の責任を負うものとする。

a) 承認されたプロジェクト及び作業を、海洋島嶼資源及び環境の基本的調査において、技術上の規則及び規格、標準並びに単価に基づいて実施すること。

b) 海洋島嶼資源及び環境に関する文書及び情報の収集及び編集において、真実性と十分性を確実にすること。関連文書及び情報の機密性を法律に従って保護すること。

c) 調査プロジェクト及び作業の実施過程で、海洋における安全保障及び海洋島嶼資源及び環境の保護を確保すること。

d) 調査の最終結果を権限のある機関に提出し評価を受けること、並びに、調査の最終結果に関する報告書を、法律に従って提出すること。

第16条 海洋島嶼資源及び環境に関する統計の収集

1. 省庁、省庁レベルの機関、政府機関、並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、その任務及び権限の範囲内で、海洋島嶼資源に関する統計を、統計規則に従い収集するとともに、その結果に関する報告書を天然資源環境省に提出する責任を負うものとする。

2. 天然資源環境省は、内閣首相に報告する海洋島嶼資源に関する統計の結果を集計する責任を負うものとする。

第2節

海洋島嶼資源及び環境に関する科学調査

第17条 海洋島嶼資源及び環境に関する科学調査

1. 海洋島嶼資源及び環境に関する科学調査は、この法律及び科学技術に関する法律及び規則に従い、海洋島嶼資源及び環境に関する科学的及び技術的作業を通して、遂行するものとする。

2. 国は、海洋島嶼資源及び環境に関する国家レベルの科学技術プログラムを通して、海洋島嶼資源及び環境に関する科学技術的作業への投資を優先するものとする。

3. ベトナムの水域内で外国の機関及び個人が実施する科学調査活動は、ベトナムの法律及び規則に従って条件を満たし、許可されるものとする。

第18条 海洋島嶼資源及び環境に関する国家レベルの科学技術プログラム

1. 海洋島嶼資源及び環境に関する国レベルの科学技術プログラムは、以下の基準を満たすプロジェクト及び作業から構成されるものとする。
 - a) 社会経済的開発において重要な役割を有していること、海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護において効率を向上させること、及び、海洋島嶼資源及び環境に対する科学技術的潜在力並びに国の防衛及び安全保障の確保を促進させること。
 - b) 海洋島嶼資源及び環境にして、様々な部門及び分野に関連する科学技術的問題、並びに地域間問題及び国際問題を扱うこと。
 - c) 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護における効果及び効率の向上を目的とした政策及びメカニズムを開発するための、理論的基礎を提供すること、基本調査活動の方向付けを提供すること、並びに、気候変動及び海面上昇に対応すること。
 - d) 国家資源を動員すること、及び、様々な科学技術産業の参加を確保すること。
2. 機関、組織及び個人は、省庁、省庁レベルの機関、政府機関、並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会に、それらの機能的及び地域的能力に応じて、海洋島嶼資源及び環境に関する科学技術的作業について提案を提出するものとする。これらの機関は、これらの提案をまとめ、海洋島嶼資源及び環境に関する国家レベルの科学技術プログラムの一部となる科学技術的作業を策定するものとする。
3. 省庁、省庁レベルの機関、政府機関、並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会、及びその他の中央機関からの提案に基づき、科学技術省は、天然資源環境省との協力を通して、海洋島嶼資源及び環境に関する国家レベルの科学技術プログラムにおけるプロジェクト及び作業を編成し、作成し、実施のための発注を主導する。プログラムの設定及び実施は法律に従って行われる。

第 19 条 外国の組織及び個人によるベトナムの水域内での科学調査の実施許可

1. ベトナムの水域で科学調査の実施を計画する外国の組織及び個人は、以下の条件を満たすものとする。
 - a) 当該組織が設立された国の法律に基づいて法人格を有する外国組織、政府間組織の地位を有する国際的組織、又は、当該個人が国民である国の法律に従って民事訴訟を行うことができる個人であること。
 - b) 独立して、又はベトナム側と共同で、科学調査を実施する行う必要があること。ベトナムの内水又は領海で科学調査を行う場合は、要求があればベトナム側との協力が必須となる。
 - c) 海洋科学調査は、ベトナムの主権、防衛及び安全保障を損なうことなく、海洋環境への汚染を引き起こすことなく、かつ水域におけるベトナムの組織及び個人の正当な活動に干渉することなく、平和目的のためにのみ、行われること。
 - d) 必要に応じ、許可のために十分な申請書を提出すること。
2. 天然資源環境大臣は、関係省庁、省庁レベルの機関、政府機関、並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会から意見収集後、かつ、国の防衛省、公安省、外務省及び科学技術省との合意後に、外国の組織及び個人に対して海洋科学調査許可証を発行するものとする。天然資源環境省は、許可を付与した後、関係省庁、省庁レベルの機関及び地方自治体に通知し、調整を求める責任を負うものとする。
3. 海洋科学調査許可証を発行する権限のある機関は、許可証を再発行、延長、修正、補充、一時停止、又は取り消す権限を有する。
4. 政府は、外国の組織及び個人に対して海洋科学調査を実施する許可を与えるための条件を規定する、規則を発令するものとする。

第 20 条 ベトナムの水域において科学調査を実施する外国の組織及び個人の権利義務

1. ベトナムの水域内で科学調査を実施する外国の組織及び個人は、以下の権利を有するものとする。
 - a) ベトナムの水域における科学調査活動を、許可証に定められた内容及び期間に従って実施すること。

- b) この法律の第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に従い、情報及び科学調査成果を公表し、伝達すること。
- c) ベトナムの水域内での科学調査の実施中は、指導、通信サービス及びその他の便宜を受けること。
2. ベトナムの水域内で科学的調査を実施する外国の組織及び個人は、以下の義務を負うものとする。
- a) ベトナム社会主義共和国の独立及び主権を尊重すること、平和目的の科学調査のみを行うこと、及び権限のある国の機関によって許可された科学調査以外の活動を実施しないこと。
- b) 海上安全及び安全保障に関する規制を遵守すること、調査施設周辺に安全海域を設定すること、海上信号を設置すること、接触を維持すること、並びに、関連する海事法及び規則の規定を遵守すること。
- c) 国の防衛、安全保障、その他、ベトナムの水域で実施中の天然資源の基本調査、科学調査、探査、開発、利用の正当な活動を害しないこと、並びに、武器、爆発物、毒性化学物質、その他、人間の健康、天然資源、海洋環境に悪影響を及ぼす可能性のある手段及び機器を、爆発物及び有害物質が科学調査の実施のために権限のある機関によって許可されている場合を除き、ベトナムの水域に持ち込まないこと。
- d) 環境の保護及び修復に関する規制を遵守すること、並びに、海洋島嶼環境及び生態系への汚染及び劣化を引き起こす科学調査活動の場合には、法律に基づく損害を補償すること。
- dd) 科学調査活動は、関連するベトナムの法律及び国際法に従い、適切な方法及び設備で実施するものとする。
- e) ベトナムの権限のある機関によって調査に参加するため任命された少なくとも 2 人の科学者に対し、経費を含め、必要な労働条件を提供すること。
- g) 科学調査の期間中に、許可証に定められた内容及び期間に変更が生じた場合は、直ちに天然資源環境省に通知し、天然資源環境大臣から書面による承認を得た場合にのみ、直ちに変更を行うこと。
- h) 科学調査活動が終了した場合、外国の組織及び個人は、調査成果に関する予備報告を天然資源環境省に提出するものとし、不可抗力その他の合意がない限り、30 日以内に、科学調査に利用される移動手段及び装備を解体し、ベトナムの水域から搬出するものとする。
- i) 科学調査活動の終了後 6 ヶ月以内に、外国の組織及び個人は、科学調査成果に関する公式報告書を提出するとともに、文書及びオリジナルのサンプルを天然資源環境省に提出するものとする。

第 21 条 ベトナムの水域において科学調査を行う外国の組織及び個人による、情報及び科学調査成果の公表及び伝達

1. ベトナムの内水又は領海内で科学調査を行う外国の組織及び個人は、天然資源環境大臣からの書面による承認を得た場合にのみ、情報科学調査成果を、第三者へ公表し転送することができる。
2. ベトナムの排他的経済水域内及び大陸棚上で科学調査を行う外国の組織及び個人は、天然資源環境大臣から承認書を取得した場合にのみ、資源の探査及び開発と直接関連する情報及び科学調査結果を、第三者へ公表し、転送することができる。
3. 天然資源環境大臣は、国の防衛省、公安省、外務省及び科学技術省と協議の後に、本条の第 1 項及び第 2 項に規定する情報及び科学調査成果の公表及び転送を認める決定を行うものとする。

第 4 章

沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画及び沿岸資源の統合管理に関するプログラム

第 1 節

沿岸地域及び沿岸セットバック区域

第 22 条 沿岸地域の限界

1. 沿岸地域の限界は、管理能力に対応した沿岸資源の統合管理のために、各沿岸地域の自然、社会経済状態に基づき、本土又は島嶼と海洋間の相互作用の特性に基づき、沿岸環境の保護並びに気候変動及び海面上昇への対応の要件に基づき、資源の開発及び利用の状態及び必要性に基づき、並びに、沿岸地域の他の特性に基づき、決定するものとする。

2. 政府は、本条第1項に規定する沿岸地域の境界の詳細を定める規則を発令するものとする。

第23条 沿岸のセットバック区域

1. 沿岸セットバック区域は、生態系サービス及び自然景観の価値を維持し、海岸侵食を軽減し、気候変動と海面上昇に対応し、また、海洋にアクセスする人々の権利を維持することにより、生態系を保護する目的で、特定の地域内に設定された土地である。
2. 沿岸セットバック区域の設定は、以下の原則を満たすものとする。
 - a) 本条第1項に規定する沿岸セットバック区域の要件及び目的に準拠していること。
 - b) 科学的かつ客観的な考察に基づくこと、保護及び開発のための要件の間で調和をとること、沿岸地の資源の開発及び利用を考慮すること、文化遺産の価値を保持及び促進すること、並びに、実現可能性及び事実上の条件との整合性を確保すること。
 - c) 堤防及び領海、並びに、国の防衛及び安全保障に関する法律及び規則を遵守すること。
 - d) 設定された沿岸セットバック区域の境界を明確に定義すること。
 - dd) 国家の利益と関連する組織及び個人の合法的権利の間に調和をとること、沿岸セットバック区域が設定されている地域における地域社会、組織や個人の開放性、透明性及び参加を確保すること、並びに、人々が海洋にアクセスする権利を確保すること。
3. 沿岸セットバック区域の幅は、平均潮位から陸側に計算するものとする。
4. 中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、地元の実際の状態及び本条の規定に基づき、沿岸セットバック区域の設定、公表及び管理を系統立てる責任を有する。
5. 政府は、本条の適用を指定する規則を発布するものとする。

第24条 沿岸セットバック区域における禁止行為

1. 首相が同意した場合を除き、鉱物を開発すること。
2. 新しい建造物を建造し又は既存の建造物を増築すること。ただし、国の防衛及び安全保障の確保のため、自然災害及び海岸侵食を予防し戦うため、気候変動及び海面上昇に対処するため、文化遺産の価値を保全し振興するために利用される建造物、並びに、国会、政府、首相、省庁及び国の中央機関の長、人民評議会、並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会が決定する、国家及び地域社会の利益を提供する他の建造物は、その限りではない。
3. 新しい墓地及び埋立地を建造すること。
4. セットバック区域において掘削、発掘及び埋め戻しを行うこと。ただし、この法律の第25条に規定する活動はその限りではない。
5. 沿岸セットバック区域に侵入し、不法に利用すること。
6. 海岸侵食、沿岸生態系の劣化、生態系サービス及び自然景観の価値の下落を引き起こす活動を行うこと。

第25条 沿岸セットバック区域内で規制される活動

1. 沿岸セットバック区域においては、以下の活動は規制を受けるものとする。
 - a) 地下水の開発。
 - b) 土地の開墾及び土地の埋立て。
 - c) 既存の建造物の改造。
 - d) 鉱物、原油及び天然ガスの探査。
 - dd) 生態系劣化のリスクをもたらす生産活動、売買、及びサービスは生態系及び自然景観のサービス価値を低下させること。
2. 政府は、本条の適用を指定する規則を発令するものとする。

第2節

沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画

第26条 沿岸資源の持続可能な開発及び利用の基本計画の原則及び基礎

1. 計画のための原則

- a) 海洋島嶼資源及びの持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関する戦略、資源の開発及び利用に関する他の計画関連する海洋利用計画、及び沿岸地域における部門別計画に準拠していること。
- b) 資源の開発及び利用、環境の保護、沿岸地域の持続可能な開発や国家主権の保護、並びに国の防衛及び安全保障の確保、の間に調和を確保すること。
- c) 自然災害を防止し緩和するため、また、気候変動及び海面上昇に対応するため要件を組み込むこと。
- d) 立案の過程の開放性及び透明性並びに関係地域社会、組織及び個人の立案過程への参加を確保すること、並びに、人々が海にアクセスする権利を確保すること。
- dd) 計画の実施のために入手可能な人員及び資金源に見合うこと、並びに、計画の実現可能性を確保すること。

2. 基本計画のための基礎

- a) 海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護の関する戦略、並びに、海洋利用計画。
- b) 各沿岸地域の自然及び社会経済的状態並びに特定の特性、天然資源の潜在性、沿岸環境の状態、並びに、気候変動及び海面上昇に対して予測される影響
- c) 沿岸地域の資源及び環境に関する基本調査の結果、並びに、沿岸資源に関する統計。
- d) 資源の開発及び利用の必要性、及び、沿岸環境の保護の要件
- dd) 前期について、沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画の実施結果。

第27条 沿岸資源の持続可能な開発及び利用の基本計画の適用範囲、内容及び期間

- 1. 資源沿岸地域の持続可能な開発及び利用の基本計画は、国の沿岸地域の全体について設定するものとする。
- 2. 基本計画の内容
 - a) 一般的に、自然及び社会経済的条件及び環境、沿岸資源の状態。沿岸地域における資源及び環境の変動の傾向、気候変動と海面上昇が沿岸資源及び環境に与えると予測される影響、資源の開発及び利用の必要性、並びに、沿岸地域の環境の保護についての要件を評価すること。
 - b) 目標及び方向を特定すること、並びに、資源の持続可能な開発及び利用並びに沿岸地域の環境の保護に関する基本計画を開発すること。
 - c) 沿岸地域における資源の開発及び利用のための区域割りを行うこと、並びに、この法律の第33条に基づく、投棄用海域を特定すること。
 - d) 基本計画の実施のためのソリューション及びプログラムを決定すること。
- 3. 沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画の期間は20年間のビジョンを設けた10年間である。

第28条 沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画にの調整

- 1. 沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画の調整は、次の場合に行うものとする。
 - a) 海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関する戦略、並びに、海洋利用計画の調整で、承認済み基本計画の内容の変更が必要となる場合
 - b) 自然災害、戦争、又は環境事故の影響のため、承認済み基本計画の内容の変更が必要となる場合

2. 沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画の調整は、沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画の不可欠な一部を構成する。

第 29 条 沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画の策定、評価、承認及び修正

1. 天然資源環境省は、沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画を策定し政府に提出して承認を求めるにあたり、関係省庁、省庁レベルの機関、及び中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会との連携を主導するものとする。
2. 沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画は、承認のための提出前に、区域割り計画に関する法律及び規則に従って、評価するものとする。
3. 政府は、この条の適用を指定する規則を發布するものとする。

第 30 条 沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画についての意見収集並びに基本計画の公表

1. 沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画のプロセス中の意見収集
 - a) 天然資源環境省は、関係機関、組織、個人及び地域社会の意見を収集する責任を負うものとする。
 - b) 意見収集は口頭、書面、又は会議により行うものとし、政府、天然資源環境省、並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会の公式ウェブサイト上で公表するものとする。
意見を収集するための関連ウェブサイトにおける、計画案の公表のための期間は、少なくとも 90 日間である。
 - c) 天然資源環境省は、意見の集約、審査及び対応に係る報告書を作成するとともに、当該報告書を政府、天然資源環境省、並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会のウェブサイトで公表するものとする。
2. 政府による沿岸資源の持続可能な開発及び使用に関する基本計画の政府による承認後 30 日以内に、天然資源環境省は、計画期間を通して基本計画を発表し公表する責任を負うものとする。

第 31 条 沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画の実施

1. 天然資源環境省は、沿岸資源の持続可能な開発に関する基本計画を体系化し管理するにあたり、関係省庁、省庁レベルの機関、及び中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会との連携を主導するものとする。
2. 関係省庁、省庁レベルの機関、及び中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画を実施する責任を負うものとする。
3. 沿岸資源の開発及び利用に関わる組織及び個人は、沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画を遵守するものとする。

第 32 条 沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画、天然資源の開発及び利用に関する他の計画、並びに部門別及び地方の開発計画との関係

1. 沿岸資源の開発及び利用に関連する内容を含む、天然資源の開発及び利用に関する他の計画、並びに、部門別及び地方の開発計画は、沿岸資源の持続可能な利用及び使用に関する承認済み基本計画に適合するものとする。
2. 省庁、省庁レベルの機関、及び中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、その職務と権限の範囲内で、天然資源の開発及び利用に関する計画、並びに、部門別及び地方別の開発計画を、沿岸資源の持続可能な利用及び使用に関する承認済み基本計画に適合するよう、見直し、提案し、完成させ、修正することに責任を負うものとする。

第 33 条 天然資源の開発及び利用のための沿岸区域割りの原則

1. 地域の天然資源、環境条件、地理的特性及び使用状況を総合的に考慮し、評価すること、並びに、区域割り対象地域の社会経済発展、国の防衛及び安全保障の確保、文化遺産の価値保護及び促進、並びに環境及び生態系の保護に果たす役割を考慮すること。
2. 開発及び利用のニーズと、天然資源、環境及び生態系の保護のための要件との間に、整合性及び調和を確保すること、天然資源を開発し利用する組織及び個人の短期的及び長期的利益と国家と地域社会の利益の間に調和を確保すること、長期的利益及び地域社会の利益を優先すること、人々の海にアクセスする権利を確保すること、並びに、国の防衛、安全保障及び海上交通安全を確保すること。
3. 資源の開発及び利用の評価結果及び優先順位を基本とすること、並びに、沿岸地域の持続的発展、国家主権の保護、並びに国の防衛及び安全保障の確保を目指して、経済開発と海洋島嶼環境及び生態系の保護との間で最適な調和を確保するために最適な区域割の方法を選択すること。

第3節

沿岸資源の統合管理に関するプログラム

第34条 沿岸資源の統合管理に関するプログラム内容及び適用範囲

1. 沿岸資源の統合管理に関するプログラムは、省間レベルでの沿岸資源の統合管理に関するプログラム、及び、省別レベルの沿岸資源の統合管理に関するプログラムで構成するものとする。
2. 沿岸資源の統合管理に関するプログラムは、以下の特性を有する沿岸地域で策定するものとする。
 - a) 天然資源の開発及び利用の活動に集中すること、又は、様々のレベル、部門及び地域社会の協調的な参加を必要とする天然資源の利用において、利益相反若しくはそのリスクがあること。
 - b) 天然資源の開発及び利用の活動の結果として、資源及び生態系の価値が深刻な劣化の危険に晒されていること、又は、地域が高い汚染リスクに晒されていること。
 - c) 社会経済発展、国の防衛及び安全保障の確保、文化遺産の価値の保全及び振興、並びに環境及び生態系の保護に、重要な役割を有していること、又は気候変動及び海面上昇に対して脆弱であること。
3. 沿岸資源の統合管理に関するプログラムは、以下の内容から構成されるものとする。
 - a) プログラムの目的
 - b) 対処を要する問題、統合管理するための優先順位、及び、プログラムの実施結果を評価するための指標
 - c) プログラムの実施のための具体的な解決策及び作業。
 - d) プログラムの実施のための資源。

第35条 沿岸資源の統合管理に関するプログラムを策定し修正するための原則及び基礎

1. 沿岸資源の統合管理に関するプログラムを策定し修正するための原則
 - a) 天然資源の開発及び利用における利益相反の解決、並びに、すべての当事者の利益の調和を確保すること。
 - b) 沿岸資源の統合管理に関するプログラムの策定中に、関係当事者の参加を確保すること。
 - c) プログラムの実用性及び実行可能性を確保すること。
2. 沿岸資源の統合管理に関するプログラムを確立し修正するための基礎
 - a) 持続可能な開発と沿岸資源の利用に関する基本計画。
 - b) プログラムが確立されている沿岸地域における資源及び環境の開発の利用及び状態。
 - c) 資金源、人員、及び科学技術の能力
3. 本条の第2項で規定する基礎の一つが目的及び内容又はプログラムの変更を引き起こす場合は、沿岸資源の統合管理に関するプログラムを調整するものとする。

第36条 沿岸資源の統合管理に関するプログラムの策定、評価、承認及び調整

1. 天然資源環境省は、省間の沿岸資源の統合管理に関するプログラムを策定し、政府に提出して承認を求めるにあたり、関係省庁、省庁レベルの機関、及び中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会との連携を主導するものとする。
2. 中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、上のプログラムの確立と調整を行うものとする省レベルでの沿岸資源の統合管理に関するプログラムの策定及び調整を担当するとともに、天然資源環境省からの書面による意見収集後に、その承認を進めるものとする。
3. 沿岸資源の統合的管理に関するプログラムは、承認前に評価を受けるものとする。
4. 政府は、本条の適用を指定する規則を發布するものとする。

第 37 条 意見の収集及び沿岸資源の統合管理に関するプログラムの公表

1. 沿岸資源の統合管理に関するプログラム策定中の意見収集
 - a) プログラムを策定する政府機関は、関係機関、組織、個人及び地域社会からの意見の収集を実施する責任を負う。
 - b) 意見の収集は、口頭若しくは書面により、会議を通じて、又はプログラムを策定した政府機関のウェブサイト上での公表により、行われる。意見の収集を目的とする、ウェブサイト上でのプログラム公開の期間は、省間プログラムで少なくとも 90 日、省別プログラムのために、少なくとも 60 日とする。
1. 沿岸資源の統合管理に関するプログラムは、その承認後 30 日以内に公開するものとする。

第 38 条 沿岸資源の統合管理に関するプログラムの実施

1. 天然資源環境省は、州間レベルでの沿岸資源の統合管理に関するプログラムの実施についてその体系化を主導するものとする。関係省庁、省庁レベルの機関、並びに、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、州間のレベルでの沿岸資源の統合管理に関するプログラムを実施するため、天然資源環境省と調整を行う責任を有する。
2. 中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、中央政府の承認に基づき、沿岸資源の統合管理に関するプログラム実施に着手するものとする。

第 5 章

島嶼資源の管理

第 39 条 島嶼資源の管理のため要件

1. 島嶼資源は、海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関する戦略、海洋利用計画、沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画、並びに本章の規定に従って管理されるものとする。
2. 島嶼は、基本調査、並びに自然条件、資源及び環境の総合的評価を受けるものとする。島嶼は、社会経済発展のための天然資源の適切かつ効果的な開発及び利用、国家主権の保護、国の防衛及び安全保障の確保、気候変動及び海面上昇への対応、及び文化遺産の価値の保全及び促進について方向性を文書化し明確化する目的で、目録を作成し分類するものとする。
3. 資源を開発し利用する必要性と保全開発及び環境と生態系を保全し、開発し、保護するための要件の間に、調和を確保するものとする。

第 40 条 島嶼資源に関する文書の作成及び管理

1. 島嶼は、政府の規則に基づき天然資源の保護、保全、開発及び利用を目的として分類するものとする。
2. 島嶼資源に関する文書は次のものと含むものとする。
 - a) 島嶼名又は島嶼登録番号、島嶼の種類、位置座標、領域、並びに島嶼の開発及び利用の歴史を記載した、情報シート

- b) 島嶼の位置、座標及び限界を明記した地図
 - c) 島嶼の資源及び環境の総合的調査及び評価の結果
 - d) 島嶼の資源及び環境の変化を示す統計報告及び記録、並びに他の関連情報。
3. 中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、地域レベルでの島嶼資源の文書を作成し、管理する責任を負う。
4. 天然資源環境大臣は、島嶼資源の文書化をさらに詳細に規定する規則発令するとともに、島嶼資源の文書の作成及び管理に関するガイダンスを提供するものとする。

第 41 条 島嶼資源の開発及び利用

1. 群島及び島嶼に関する開発及び利用は、この法律及びその他の関連法律及び規則で定める本土の天然資源の開発及び利用と同じ方法により、実施される。
- 本条第 5 項に規定する場合を除き、保護及び保全を要する群島及び島嶼に関して、以下の活動が禁止される。
- a) 新しい建物を構築すること、又は施設を設置すること。
 - b) 地形又は土壌の質に変更を加えること。
 - c) 土壌を利用、掘削、埋め戻し、又は改良すること、鉱物又は地下水を利用すること、及び、自然形成物を群島又は島嶼外に持ち出すこと。
 - d) 土地を開墾すること、樹木を伐採すること、植生を害すること、野生植物を群島又は島嶼外に持ち出すこと。
 - dd) 狩猟すること、動物を群島若しくは島嶼外に持ち出すこと、家畜を飼育すること、又は、群島若しくは島嶼に外来生物を持ち込むこと。
 - e) 群島又は島嶼で廃棄物を処分又は持ち込むこと。
3. 低潮高地及び潜堤の天然資源開発及び利用は、ベトナム社会主義共和国があるために、この法律の規定、その他の関連法律及び規則、及びベトナム社会主義共和国が一当事者となる国際協定に定める、権限のある当局によって許可されるものとする。
4. 本条第 5 項に規定する場合を除き、保存及び保全を要する低潮高地及び潜堤に関連して、以下の活動が禁止される。
- a) 新しい建物を構築すること、又は施設を設置すること。
 - b) 地形に変更を加えること。
 - c) 土地を開墾すること、樹木を伐採すること、植生を害すること、並びに、野生植物を低潮高地及び潜堤から持ち出すこと。
 - d) 低潮高地及び潜堤で廃棄物を処分又は持ち込むこと。
5. 本条第 2 項及び第 4 項に定める活動は、以下の場合に許可されるものとする。
- a) 国の防衛及び安全保障、国家の行政の目的を果たすものであること。
 - b) 権限のある国の機関によって許可される、自然条件、資源及び環境の海洋科学的研究、調査及び探査の目的を果たすものであること、並びに、国家のプログラム及びプロジェクトを実施するものであること。
 - c) 自然災害を防止し、自然災害と闘うものであること、救助及び救援を行うものであること。
 - d) その他、首相が同意する場合。

第 6 章

汚染規制、原油及び有毒化学物質の海上流出並びに海洋投棄

第 1 節

海洋島嶼環境の汚染規制

第 42 条 海洋島嶼環境の汚染規制のための原則

1. 海洋島嶼環境の汚染の規制は、海洋汚染、海洋環境事故、海洋島嶼環境の悪化の救済措置を適時かつ効果的に実施するなど、予防作業を優先して定期的を実施するものとする。
2. 海域は、海洋島嶼環境の汚染規制の効果的な解決策を見出すことを目的として、汚染リスクに基づき、区域割りするものとする。
3. 陸上活動及び海洋島嶼における活動からの廃棄物、未知の発生源からの廃棄物及び国境を越えた廃棄物は規制するものとする。廃棄物の発生源と物質の管理では、海洋島嶼環境の負荷容量を検討するものとする。
4. 海洋環境事故に効果的に対処し、事故からの汚染拡散を適時に防止するものとする。
5. 海洋島嶼環境の汚染を規制する目的で、関連部門、レベル、組織及び個人の間で緊密な連携を形成するものとする。

第 43 条 海洋島嶼環境の汚染規制の内容

1. 本土からの廃棄物発生源、海上及び島嶼における活動、及び海洋島嶼の環境汚染の状態に関する調査、統計処理、分類及び評価を実施する。
2. 海洋島嶼域の現在の水質、堆積物、生態系及び生物多様性の定期的監視及び評価を実施する。
3. 汚染リスクが高い海洋島嶼域における環境の負荷容量の調査及び評価を実施すること、並びに、廃棄物を受け入れる能力を有しない海洋島嶼域を公表すること。
4. 海洋島嶼環境の汚染及び劣化を防止し、検出し、処理し、除去すること、並びに、汚染し劣化した海洋島嶼環境及び生態系を復元すること。
5. 海洋島嶼環境の汚染リスクのレベルを特定すること、並びに、海洋島嶼環境の汚染リスクに基づき、区域割り及びマッピングを実施すること。
6. 海洋環境事故に対応し、処理すること。
7. 許可を付与し、海洋投棄活動を規制すること。
8. 情報の共有及び海水の環境における質の評価において、ベトナムと外国の国の機関及び組織間の協力を形成すること、並びに国境を越えた環境汚染を、法律に基づいて規制すること。
9. 海洋島嶼の環境汚染リスクを有する区域、並びに、海洋島嶼域の水及び堆積物に関する情報を公表すること。

第 44 条 海洋島嶼環境の調査及び評価の責任

1. 天然資源環境省、関係省庁、省庁レベルの機関、及び中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、その職務と権限の範囲内で、海洋島嶼の環境汚染、並びに、海洋島嶼域の水、堆積物、生態系及び生物多様性の現状の評価及び監視を実施すること、並びに、環境の保護に関する法律及び規則に従って、本土由来の廃棄物の調査、統計処理、分類及び評価、並びに海洋島嶼における活動を実施することに、責任を負うものとする。
2. 天然資源環境省は、汚染リスクの高い区域における海洋島嶼環境の負荷容量の調査及び評価を実施すること、並びに、廃棄物の受入能力のない海洋島嶼域を公表すること、並びに、法律に基づき、海洋島嶼環境についての情報を公開することに、責任を負うものとする。

第 45 条 海洋における活動からの海洋環境汚染の規制

1. 海洋における活動からの有害廃棄物は、環境の保護に関する法律及び規則に従って、収集、分類、保存、輸送、及び処理するものとする。
2. 有効期限後に利用されていない構築物及び施設は、この法律及びその他の関連法令の規定に従って解体し、本土まで輸送又は海洋投棄するものとする。
3. ガソリン、原油、化学物質、放射性物質、毒物、及び海洋で環境事故を誘発するリスクを有するその他の物質を輸送する移動手段の所有者は、環境事故の予防及び対応のための計画を設定するとともに、ガソリン、原油、化学物質、放射性物質、毒物、及び海洋で環境事故を誘発するリスクを有するその他の物質の漏出、減量及び流出がないことを確実にするものとする。

4. 船舶掘削装置及び海上のその他の構築物及び設備からの廃水、並びに原油の探査及び掘削からの有毒な混合物を含む原油滓及び原油泥は、海洋排出の前に、環境に関する技術規則に従って処理するものとする。
5. バラスト水、すすぎ水、洗浄水及びビルジ水は、環境に関する技術規則に従って処理するものとするが、海洋排出の前に、これらの規制を満たす目的で、希釈してはならない。
6. バラスト水、すすぎ水、洗浄水、ビルジ水、及び船舶からのその他廃水は、海上輸送又は環境の保護に関連する法律及び規則、その他の法律及び規則に加え、ベトナム社会主義共和国が一当事者となる国際協定に従って処理するものとする。
7. 海上の船舶、プラットフォーム、原油掘削リグ、構築物及び他の施設からの固形廃棄物は、法律に基づき慎重に管理するものとし、航行チャネル及び港湾からの浚渫泥は、この法律及びその他の関連法律及び規則の規定に基づき、本土まで輸送するか海洋投棄するものとする。
8. 港湾には、洋上の輸送手段からの家庭廃棄物及び残原油を受理し処理するためのシステムを備えるものとする。
9. 海面上及び海岸に沿って浮遊する廃棄物は、環境の保護に関する法律及び規則並びに関連法規に従い収集、分類、及び処理するものとする。

第 46 条 陸上活動からの海洋環境汚染の規制

1. 陸上での生産、取引及び国内活動から生じる廃棄物は、海洋排出の前に、環境に関する技術規則に従って処理するものとする。
2. 処理済廃水の排出地点は、排出海域自然条件、ダイナミクス、環境、生態系及び生物多様性の条件、並びに、天然資源及びその開発及び利用状態に基づいて、配置するものとする。
海洋保護区、海浜、有名な地形及び海岸沿いの美しい地点は環境の保護に関する法律及び規則に従って精査し、考慮し、取り扱うものとする。
3. 沿岸区域及び島嶼で生産、取引及びサービス活動を行う施設には、処理対象の廃棄物が環境に関する技術規則に従って処理されることを確実にするため、適切な廃棄物処理手段を備えるものとする。これらの施設は、天然資源環境省の規則に定めに従い、廃棄物の処理及び海洋排出の状態を、定期的に、権限ある当局に報告するものとする。
4. 河川流域から発生する海洋環境汚染源は、調査、評価し、厳重に管理するものとする。

第 47 条 国境を越えた海洋環境汚染の規制

1. 省庁、省庁レベルの機関、政府機関、及び中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、その職務と権限の範囲内で、国境を越えた海洋環境汚染の状況を監視し、迅速に検出し、防止し、天然環境資源省に通知する責任を負うものとする。
2. 天然資源環境省は、国境を越えた海洋環境汚染を規制するための主導機関である。天然資源環境省は、汚染源を特定し、対応のための提案を作成し、汚染に対処するにあたり、国家防衛省、科学技術省、他の関係省庁、省庁レベルの機関、並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会と調整する責任を負うものとする。
3. 外務省及び天然資源環境省は、その職務と権限の範囲内で、国境を越えた海洋環境汚染に対処するにあたり、関係国及び機関と協力する責任を負うものとする。

第 48 条 海洋島嶼環境の汚染リスクの区域割り

1. 海洋島嶼環境の汚染リスクの区域割りは、以下の活動で構成される。
 - a) 海洋島嶼環境に関する情報及びデータの監視、調査、収集、更新、編集、及び処理
 - b) 海洋島嶼環境の汚染リスクの評価
 - c) 海洋島嶼環境の汚染リスクの特定及びマッピング

2. 天然資源環境省は、海洋島嶼環境の汚染リスクを指示、特定、評価、及び区域割りするにあたり、関係省庁、省庁レベルの機関、及び中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会との連携を主導するものとする。

第 49 条 海洋島嶼環境の汚染リスク・レベル

1. 海洋島嶼環境の汚染リスクは異なるレベルに分類するものとする。海洋島嶼環境の汚染リスク・レベルは、効果的な海洋島嶼環境の汚染対策を提案するための基礎となるものとする。
2. 海洋島嶼環境の汚染リスクを伴う区域は、次のレベルに分類される。
 - a) 汚染リスクが低い区域。
 - b) 汚染リスクが中位の区域。
 - c) 汚染リスクが高い区域。
 - d) 汚染リスクがきわめて高い区域。
3. 海洋島嶼環境の汚染リスク及び区域を分類するため基準には以下を含めるものとする。
 - a) 海洋島嶼環境の汚染リスク・レベル
 - b) 汚染の影響の程度
 - c) 環境感度のレベル、人間の健康及び海洋島嶼の生態系へのあり得る損害、海洋島嶼資源の開発及び利用活動へのあり得る障害。
4. 天然資源環境大臣は、海洋島嶼環境の汚染リスクを区域割りするための条件を指定する規制を発令するものとする。

天然資源環境省は、海洋島嶼環境の汚染リスクのある区域をマッピングし、首相に提出して承認を求めるにあたり、関係省庁、省庁レベルの機関、及び中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会との連携を主導するものとする。

第 50 条 海洋島嶼環境の汚染規制活動の実績評価

1. 海洋島嶼環境の汚染規制活動の実績は一連の要素によって評価するものとする。
2. 天然資源環境省、関係省庁、省庁レベルの機関、及び中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、その職務と権限の範囲内で、海洋島嶼環境の汚染規制活動の実績を評価するとともに、当該評価結果を各ウェブサイト上で公表するものとする。
3. 天然資源環境大臣は、海洋島嶼環境の汚染規制活動実績の性能評価や一連の要素を指定するための規則を発令するものとする。

第 51 条 海洋島嶼環境の状態に関する報告書

1. 海洋島嶼環境の状態に関する報告書は、海洋島嶼環境の状態に関する国の報告書、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の海洋島嶼環境の状態に関する報告書、及び海洋島嶼環境の状態に関する対象別報告書から構成するものとする。
2. これらの報告書の内容、報告期間、これらの報告書の作成を担当する当局は、環境の保護に関する法律及び規則中に指定するものとする。

第 2 節

原油及び有害化学物質の海洋流出事故への対応及び取扱い

第 52 条 原油及び有害化学物質の海洋流出事故への対応及び取扱いのための原則

原油及び有害化学物質の海洋流出事故

1. 原油及び有害化学物質の海洋流出事故への対応及び取扱いは、国の機関、組織及び個人の責任とする。

2. 原油及び有害化学物質の海洋流出事故に迅速に対応できるよう、予防作業、積極的計画、並びに設備、資材及び人的資源への投資を優先するものとする。
3. 原油及び有害化学物質の海洋流出事故は、対応責任の割り当てを目的に分類するものとする。
4. 原油及び有害化学物質の海洋流出事故は、迅速に報告かつ処理するものとする。
5. すべての資源を可及的速やかに動員し、人間の救助及び救援活動を最優先として、原油及び有害化学物質の海洋流出事故へ対応するに関連する救援部隊、移動手段及び機器間の効果的かつ緊密な命令、連携及び協力を確保するものとする。
6. 対応時の火災及び爆発を防止しそれらと戦うための安全措置を確保するものとする。
7. 原油及び有害化学物質の海洋流出事故の発生元となった施設は、事故に対処し、汚染を除去し、環境を復元し、発生した被害を法律に基づき補償する責任を負うものとする。
8. 原油及び有害化学物質の海洋流出事故の予防、復旧及び対処は、環境の保護に関する法律及び規則、並びに、その他の関連法律及び規則の規定に従って実施されるものとする。

第 53 条 原油及び有害化学物質の海洋流出事故への対応の分散化

1. 原油及び有害化学物質の海洋流出事故に対する対応は、草の根レベル、地域レベル及び国家レベルの 3 つのレベルで実施するものとする。
2. 草の根レベルでの対応
 - a) 事故が施設において発生した場合は、施設所有者は、人員、移動手段及び機器を体系化し、命令し、動員して、対応にあたるとともに、直ちに、権限を有する当局、並びに、当該事故が発生した、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会に報告するものとする。施設所有者が事故に対処するための十分な能力及び資源を有しない場合は、施設所有者は遅滞なく、権限を有する当局、並びに、当該事故が発生した、中央政府の管轄下にある沿岸省又は沿岸都市の人民委員会に通知し、支援を求めるものとする。
 - b) 事故が深刻な汚染を引き起こした場合は、又は優先保護区域若しくは汚染の高いリスクがある区域で発生した場合は、施設所有者は、中央政府の管轄下にある沿岸省又は沿岸都市の人民委員会に報告し、指示及び迅速な対応を求めるものとする。
3. 地方レベルでの対応

事故が施設の対応能力を超える場合、又は、誰が若しくは何が事故を引き起こしたかを断定することができない場合は、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会の議長が当該対応を指示する責任を又は直接対応を誘導するための責任を負うものとし、また、区域の施設及び機関から必要なすべての資源を動員して対応することができるものとする。
4. 国家レベルでの対応
 - a) 事故が地方レベルでの対応能力を超える場合は、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は遅滞なく国家搜索救助委員会へ報告して直接指導を求めるとともに、対応の体系化について関係諸機関と調整を行うものとする。
 - b) 事故が国の対応能力を超える場合は、国家搜索救助委員会は、国際支援の要請に関する決定を考慮するよう、首相に提案するものとする。
 - c) 事故が特に深刻な汚染を引き起こした場合は、非常事態に関する法律及び規則の規定を適用するものとする。

第 54 条 活動制限区域の特定及び発表

1. 事故における救助、救援及び対応のための好ましい条件を設けることを目的に、対応を主導する機関及び個人は、事故における救助、救援及び対応の活動を容易にするよう、活動制限区域の設定を提案するものとする。
2. 局地的事故における救助、救援及び対応の優先順位を決定するための、活動制限区域の特定及び公表は、対応を担う機関及び個人の提案により、事故が発生した中央政府の管轄下にある沿岸省又は沿岸都市の人民委員会が検討し、決定するものとする。

3. 政府は、事故における救助、救援及び対応の優先順位を決定するため、活動制限区域の特定及び公表を詳細に定める規則を発布するものとする。

第 55 条 原油及び有害化学物質の海洋流出事故を引き起こした施設の活動の一時停止

事故を引き起こした施設が、対応活動及び事故の原因究明を阻害した場合は、関係省庁、省庁レベルの機関、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、それらの職務と権限内で、利害施設での操業の一時停止を決定するものとする。

第 56 条 原油及び有害化学物質の海洋流出事故への対応における責任

1. 国家搜索救助委員会は、以下の責任を有するものとする。
 - a) 首相承認の後に、国全体の範囲で事故へ対応するための国家計画の体系化及び実施を主導するものとする。
 - b) その責任内で事故に対応する目的で、その権限に応じ指示を行うとともに、省庁、政府機関、地方行政、及び地域の緊急時対応センターからの人員及び機器を動員すること。
 - c) ベトナムの水域内若しくは他の国と隣接する水域での事故を処理する場合は、関係諸国の権限を有する機関と協力すること、並びに、事態がその処理責任を上回る場合は、首相へ報告すること。
2. 天然資源環境省は、以下の責任を有するものとする。
 - a) 原油及び有害化学物質の海洋流出事故に関する法律を作成し首相へ提出にあたり、産業貿易省、国家搜索救助委員会、及び他の関連省庁、機関との連携を主導すること、原油及び有害化学物質の海洋流出事故の監視及びリスク評価に関する規則を公布し、又は、公布のため権限を有する当局へ提出すること、並びに、原油及び有害化学物質の海洋流出事故の結果を是正し処理するにあたり、関係省庁及び機関との連携を主導すること。
 - b) 原油及び有害化学物質の海洋流出事故に対応するにあたり、国家搜索救助委員会、その他関係省庁、機関、及び地方行政と協力すること。
3. 外務省は、以下の責任を有するものとする。
 - a) ベトナムの事故対応ユニットが国際支援活動に参加するための関連手続き、及び、外国の事故対応ユニットが国家搜索救助委員会の要請でベトナム内の事故処理に支援を行うための手続きを処理する上で、省庁、機関及びベトナムの海外代表兵団に対し連携の指示を与えること。
 - b) 外国の領土又は領海で事故が発生し、ベトナムに影響する場合、又は、事故がベトナムの領海内で発生し、他の国に影響を与える場合は、情報を交換し、協力要請を伝え、又は、外交ルートを通じた事故の対応に支援を求めるにあたり、国家搜索救助委員会及び関係省庁及び諸機関を協力すること。
4. 調査及び発見作業を実施し、作戦領域内での事故への対応にいつでも参加することができるよう、国防省は、国家搜索救助委員会を協力し合意の上、海軍、空軍、国境防衛隊、沿岸警備隊及びその他の陸軍部隊から人員及び設備の統合配置計画を策定し、実施する責任を負う。
5. 他の関連省庁及び機関は、それぞれの下部組織及びユニットと指揮し、国家搜索救助委員会及びその他の権限のある機関によって動員される人員及び設備を迅速に体系化させ、原油及び有害化学物質の海洋流出事故への対応に参加させる責任を負う。
6. 中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は緊急計画の実施を承認し、整理すること、並びに、その管理の範囲内において事故に対応するため早期に指示を行うことに、責任を負うものとする。
7. 原油及び有害化学物質の海洋流出事故を引き起こした施設所有者は、事故に対応するため、人員、資源及び移動手段を動員する緊急措置を講じ、人及び財産の安全性を確保し、人及び財産の救助を組織するとともに、遅滞なく地元行政及び他の権限ある当局に当該事故を通知するものとする。

第 3 節

海洋投棄

第 57 条 海洋投棄の要件

1. 海洋投棄は、この法律の規定に基づき、権限のある国の機関によってのみ認めることができる。
2. ベトナムの領土外から持ち込まれた投棄対象の物体及び物質は、ベトナムの水域内で投棄することは認められない。
3. 投棄に利用する海域は、海洋利用計画及び沿岸地域の自然資源の持続可能な利用及び利用のための基本計画に定めるものとする。
4. 海洋投棄は人の健康及び国の経済発展の潜在性に有害な影響を及ぼしてはならず、環境及び生態系への悪影響を最小限に抑えるものとする。
5. 海洋投棄は厳密に管理し、規制するものとする。

条 58 条 海洋投棄が許可される物体及び物質

1. 海洋投棄が許可される物体及び物質は、以下の要件を満たすものとする。
 - a) 放射能の安全性及び技術的環境基準に関する基準で定めるレベルを超える放射性物質又は毒素を含有しないこと。
 - b) 技術的環境基準に従って処理されること、並びに、人の健康、環境、生態系及び水産資源に対して悪影響を生じないこと。
 - c) 陸上で投棄、貯蔵、若しくは処理ができないこと、又はこれらの物体及び物質の陸上で投棄、貯蔵、若しくは処理が社会経済的効率性をもたらさないこと。
 - d) 海洋投棄が許可される物体及び物質のリストに掲載されていること。
2. 政府は海洋投棄が許可される物体及び物質のリストを定めるものとする。

第 59 条 海洋投棄許可証

1. 海洋投棄許可証は、次の情報を含むものとする。
 - a) 許可証を与えられた組織及び個人の名前
 - b) 投棄対象物体の名称、重量、サイズ、及び成分、並びに、投棄対象物質の名前、種類、重量及び成分
 - c) 海投棄に利用される海域の場所、限界、座標、及び海面
 - d) 交通手段及び投棄方法。
 - dd) 投棄のために許可された期間及び期限
 - e) 海洋投棄を許可された組織及び個人の義務
 - g) 許可証の発効日。
2. 投棄許可証の有効期間は、投棄される物体及び物質、投棄活動の規模及び内容、並びに投棄に利用する領域に基づいて考慮するものとする。この期間は 2 年間以内とし、1 年以内の延長が認められる。

第 60 条 海洋投棄許可証の発行、再発行、延長、補足、修正、返却及び取消し

1. 天然資源環境省及びは、全部又はその一部が、沿岸域又は中央政府の管轄下にある 2 つの沿岸省又は沿岸都市の境をなす沿岸域又は海域の外側にある海域について、海洋投棄許可証を付与するものとする。
2. 中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、本条第 2 項に定める天然資源環境大臣の管轄下にある場合を除き、その行政範囲内の沿岸域について、海洋投棄許可証を付与するものとする。
3. 任意のレベルの海洋投棄許可証を付与する当局は、当該レベルの海洋投棄許可証を再発行、延長、補足、修正、返却許可、又は取り消す権利を有するものとする。
4. 政府は、海洋投棄許可証の発行、再発行、延長、補足、修正、返却及び取消しの詳細を規定する規則を發布するものとする。

第 61 条 海洋投棄許可証を与えられた組織と個人の権利と義務

海洋投棄許可証を付与された組織及び個人は、以下の権利を有するものとする。

- a) 海洋投棄許可証の規定に従って海洋投棄を行うこと。
 - b) 国から合法的権利及び利益の保護を受けること。
 - c) 海洋投棄におけるそれらの合法的権利及び利益を侵害する行為を行った組織及び個人に対して、法に従って損害を補償するよう要求すること。
 - d) 海洋投棄許可証を付与した、権限のある国の機関に対し、法律に従って海洋投棄許可証を再発行、延長、修正、補足、及び返却するよう要求すること。
 - dd) 苦情を述べること、海洋投棄における正当な権利及び利益の侵害に対して、法に基づき、法的手続きを講じること。
 - e) 法律に基づくその他の権利。
2. 海洋投棄許可証を付与された組織及び個人は、次の義務を負うものとする。
- a) 海洋島嶼資源及び環境の管理に関する法律及び規則を遵守すること、並びに、海洋投棄許可証の規定に従って投棄行うこと。
 - b) 法律に基づき、海洋投棄許可証の発行手数料及び投棄海域の利用料を支払うこと。
 - c) 投棄実施期間中は、海洋投棄に関する技術規則を遵守すること。
 - d) 他の組織及び個人による海洋資源の開発及び利用の正当な活動を阻害し、又はそれらに損害を与えないこと。
 - dd) 十分かつ本格的データと権限のある国の機関の要求に応じて海洋投棄の活動に関する情報を提供すること。
 - e) 安全確保措置を講じること、並びに、法に従い、海洋投棄による海洋環境事故を防止し、処理すること。
 - g) 海洋環境の監視管理を行うこと、並びに、海洋投棄に関連する活動を法に従い通知し、報告すること。
 - h) それらの不法な海洋投棄によって損害を被った組織及び個人に対して損失を補償すること。
 - i) 法律に基づくその他の義務。

第 62 条 海洋投棄の規制

1. 権限のある国の機関及び法執行巡視隊による調査及び管理を容易にするため、海洋投棄許可証を付与された組織及び個人はすべての投棄プロセスを記録する船上に航海監視機器を備えるものとする。
2. 海洋投棄される物体又は物質が港湾で船積みされる場合は、港湾管理機関は、輸送物が港湾を離れる前に、これらの物体を検査及び物質を検査し、物体又は物質が許可証の規定に適合していること確実にする責任を負うものとする。
3. 許可証を付与した機関及び海上法執行巡視隊は、投棄活動の検査、チェック及び管理を実施するとともに、法律に基づいて違反に対処するものとする。

第 63 条 ベトナムの水域外で行われ、ベトナムの海洋島嶼資源及び環境を害する投棄活動

ベトナムの水域外で行われ、ベトナムの海洋島嶼内の環境、生態系及び社会経済発展を害する投棄活動を行う、ベトナム及び外国の組織及び個人は、環境及び生態系の精査、調査、損害査定、及び回復措置の実施に関連する損失及び費用、並びに、ベトナムの法律及び規則並びにベトナム社会主義共和国がメンバーであるに国際協定に基づくその他の費用を補償する責任を負うものとする。

第 7 章

海洋島嶼資源及び環境に関する統合監視管理、情報及びデータベース・システム

第 1 節

海洋島嶼資源及び環境の統合監視管理

第 64 条 海洋島嶼資源及び環境の統合監視管理のための要件

1. 海洋島嶼資源及び環境の統合監視管理は、海洋島嶼資源及び環境を管理するとともに、国の防衛及び安全保障の社会経済開発並びに国の防衛及び安全保障を強化する目的で、定期的かつ包括的に実施するものとする。
2. 海洋島嶼資源及び環境に関する十分かつ迅速な情報及びデータの収集を確実にするため、統合監視管理の均一的、先進的かつ近代的なシステムを設けるものとする。
3. 地域及び世界における海洋島嶼資源及び環境の監視管理活動との関係を確保するものとする。

第 65 条 海洋島嶼資源及び環境の統合監視管理制度の整備

1. 海洋島嶼資源及び環境の統合監視管理制度は省庁、機関、部門及び地方行政の監視管理制度間の関係を基に確立するものとする。
2. 海洋島嶼資源及び環境の統合監視管理制度は、中央政府から地方行政に全体を通して情報を結合し共有する開かれた制度であるものとする。
3. 天然資源環境省は、島嶼資源及び環境の統合管理監視制度を策定し、首相に提出して承認を求めるにあたり、関係省庁、省庁レベルの機関並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会との連携を主導するものとする。

第 66 条 地方及び世界における海洋監視管理制度への参加

天然資源環境省は、地方及び世界における海洋監視管理制度への参加を調整し体系化するとともに、法律に基づき、地方及び世界における海洋監視管理制度への参加から収集された情報及びデータ管理、発表、共有及び提供することに責任を負うものとする。

第 2 節

海洋島嶼資源及び環境に関する情報及びデータベース及びシステム

第 67 条 海洋島嶼資源及び環境に関する情報システム

1. 海洋島嶼資源及び環境に関する情報システムは、ベトナムで認められた国内及び国際的な技術規制及び基準に基づき複数の目標を満たすための、統一システムとして設計し構成するものとする。
2. 海洋島嶼資源及び環境に関する情報システムは、以下を含めるものとする。
 - a) 海洋島嶼資源及び環境に関する情報技術の技術的基盤
 - b) オペレーティング・ソフトウェア、システム及びアプリケーションソフトウェア
 - c) 海洋島嶼資源及び環境に関するデータベース
3. 天然資源環境省、他の関連省庁、機関、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会人民委員会は、情報システムを確立するものとする。

第 68 条 海洋島嶼資源及び環境に関するデータベースの構築

1. 海洋島嶼資源及び環境に関するデータは以下のデータを含むものとする。
 - a) 沿岸地及び海底地形に関するデータ
 - b) 海洋気象及び水文学に関するデータ。
 - c) 海洋地質学、海洋地球物理学、海洋鉱物、海洋石油及びガスに関するデータ、並びに、海洋水の物理的及び物理化学的特性に関するデータ。
 - d) 海洋生態系、生物多様性及び水産資源に関するデータ、並びに、海洋戦略地政学的資源及び海洋生態系の驚異に関するデータ
 - dd) 海洋環境及び海洋投棄に関するデータ
 - e) 島嶼に関するデータ

- g) 海洋利用計画、沿岸地域における自然資源の持続可能な開発及び利用のための基本計画、沿岸資源の統合管理のためのプログラムに関するデータ
- h) 海洋島嶼資源の開発及び利用に関するデータ
- i) 権限のある機関による決議後の、海洋島嶼資源及び環境に関する紛争、苦情、及び告発の解決の結果
- k) 海洋島嶼資源及び環境に関するプログラム、プロジェクト、管理作業、基本調査、及び科学調査の結果
- l) 海洋島嶼資源及び環境に関する統計作業の結果
- m) 法律文書、技術規制及び基準、並びに、海洋島嶼資源及び環境に経済的及び技術的規範
- n) 海洋島嶼資源及び環境に関するその他のデータ

2. データベース・システムは、海洋島嶼資源及び環境に関して全国的に統一されたすべてのデータの集まりとし、国の基準に基づいて標準化し、情報技術を介して、更新、管理及び開発のためにデジタル化するものとする。

3. 天然資源環境大臣は、データベース・システムの構築を規制するものとする。

天然資源環境省は、海洋島嶼資源及び環境に関するデータベース・システムを構築するにあたり、省庁、省庁レベルの機関、並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会との連携を主導するものとする。

省庁、省庁レベルの機関、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、その職務と権限の範囲内で、海洋島嶼資源及び環境に関するデータを調査し、収集し、省庁、機関、地方行政のためのデータベース・システム構築するとともに、海洋島嶼資源及び環境に関する全国データベース・システムの構築のため、データを天然資源環境省に提供する責任を負うものとする。

第 69 条 海洋島嶼資源及び環境に関するデータの保存、開発及び利用

1. 海洋島嶼資源及び環境に関するデータの保存は、アーカイブに関する法律、規制、基準及び規範、並びに分別の技術基準に従って行われる。収集されたすべてのデータは、適切かつ安全な保管及び保存を確実にするため、分類し、評価し、処理するものとする。

2. 海洋島嶼資源及び環境に関するデータは、法律に基づいて公開するものとする。海洋島嶼資源及び環境を開発及び利用する組織及び個人は、正当な目的を有し、開発及び利用の効率性を確実にし、法律が定める手数料を支払うものとする。

3. 天然資源環境大臣は、海洋島嶼資源及び環境の開発及び利用を規制するものとする。

大臣、省庁レベルの機関の長、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、海洋島嶼資源及び環境に関するデータの供給、限度、レベル、開発を許可された対象物、及び使用を規制するものとする。

1. 財務大臣は、海洋島嶼資源及び環境に関するデータの開発及び利用の料金の徴収、支払い及び利用を指導するものとする。

第 70 条 海洋島嶼資源及び環境に関するデータの組み込み、交換及び共有

1. 海洋島嶼資源及び環境に関するデータベースは、省庁、省庁レベルの機関、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会の海洋島嶼資源及び環境に関するデータベースからのデータを組み入れることにより、全国基準に従って標準化するものとする。

2. 海洋島嶼資源及び環境に関するデータは、以下の原則に基づいて、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の省庁、省庁レベルの機関や人民委員会の間で交換し、共有するものとする。

a) 戦略、政策及び計画の評価、予測及び策定の作業に迅速に対応し、また、国政の効果及び効率を向上させることで、国家の社会経済開発並びに国の防衛及び安全保障と保証の要件を満たすため、データへの迅速なアクセス及び利用を確実にすること。

- b) 各機関及び組織の機能及び任務に準拠していること、重複がないことの確認や関係機関及び組織間で重複がないことを確実にすること、並びに、データの収集及び管理において緊密な連携を確実にすること。
- c) データは十分、正確かつ体系的に収集されることを確実にすること、及び、収集、更新及び管理されたデータの均一性を確実にすること。
- d) データの円滑かつ迅速な交換及び提供を確実にすること、並びに、情報の安全性及び国の秘密保持の要件に対処すること。
- dd) データの効果的かつ可能な収集、管理、更新、及び開発を確実にすること、並びに、資金源及び人的資源を節約すること。

第8章

海洋島嶼及び環境に関する国際協力

第71条 海洋島嶼の天然資源及び環境に関する国際協力の原則

1. 天然資源及び環境に関する国際協力を、国際関係の原則及びベトナムの政策に基づき、一般戦略、社会経済発展計画、海洋戦略、海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護戦略に含めるものとする。
2. 海洋島嶼資源及び環境に関する国際協力は、ベトナムの法律及び規則、並びにベトナム社会主義共和国が一当事者となる国際協定に従い、独立、主権及び領土保全、内政不干渉、平等及び相互利益の尊重に基づき、海域の平和的維持、協力、友好及び発展の原則を確実にするものとする。
3. 潜在性及び強度の効果的な利用を確実にすること、並びに、海洋島嶼資源の効果的な開発及び持続可能な発展を確実にすること。
4. 積極的に国際的プロセスに統合すること、並びに、社会主義共和国ベトナムが一当事者となる国際的組織及び国際協定において、効果的に権利を実施するとともに、効果的に任務を履行すること。

最72条 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護における国際協力

1. 国は、以下の活動において、他の国、外国の機関及び国際的組織との協力を行うものとする。
 - a) 天然資源の管理及び海洋島嶼環境の保護に関する法律及び規則を調査、開発、及び改善すること。
 - b) 海洋島嶼資源及び環境を調査し研究すること、科学技術を海洋島嶼の調査及び研究に適用すること、海洋島嶼資源及び環境が受けた被害の程度を調査し、査定すること、並びに、自然災害及び海洋島嶼資源の開発活動により生じる環境汚染の予測を実施すること。
 - c) 海洋島嶼資源の持続可能な開発を行うこと。
 - d) 海洋島嶼の生物多様性を保護すること、並びに、海洋島嶼及び沿岸域における生態系の生産性及び多様性を維持すること。
 - dd) 海洋環境の汚染を規制すること、並びに、海洋環境の汚染事故、気候変動及び海面上昇に対処すること。
2. 天然資源環境省は、海洋島嶼資源の統合管理並びに海洋島嶼環境の保護において、国際協力活動の全体管理の主たる機関であるものとする。
3. 海洋島嶼資源及び環境に関する国際協力に関わる省庁、機関、並びに中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、各自の国際活動について年次評価を行うとともに、編集のため天然資源環境省に報告し、内閣首相へ報告する責任を負うものとする。

第9章

海洋島嶼資源の統合管理責任及び海洋島嶼環境の保護に関する責任

第73条 政府、省庁及び省庁レベルの機関の、海洋島嶼資源の統合管理責任及び海洋島嶼環境の保護に関する責任

1. 政府は、海洋島嶼資源及び海洋島嶼環境の保護の状態を統一的に管理するものとする。
2. 天然資源環境省は政府に対して、海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護において、次の作業を実行する責任を負うものとする。
 - a) 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する立法文書を開発し、権限のある当局に提出して発布を求めるとともに、その実施を体系化すること。
 - b) 海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護のための戦略を開発し、政府に提出して承認を求めるとともに、戦略の実施を体系化すること、沿岸資源の持続可能な開発及び利用のための基本計画を策定すること、並びに、省間沿岸域における沿岸資源の統合管理のためのプログラムを開発し、首相に提出して承認を求めるとともに、プログラムの実施を体系化すること。
 - c) 海洋島嶼資源及び環境に関する基本調査の重要なプログラムを開発し、首相に提出して承認を求めるとともに、プログラムの実施を体系化すること、並びに、科学技術と連携し、海洋島嶼資源及び環境に係る、全国レベルの科学技術プロジェクトを編集、開発及びその実施を発注すること。
 - d) 省の権限内で、海洋投棄許可証を発行、再発行、延長、修正、補足、返却承認に及び撤回すること、並びに、海外の組織及び個人に付与された、ベトナムの海域で科学調査の活動を行うための許可証を発行、再発行、延長、修正、補足、返却承認及び撤回すること。
 - dd) 沿岸セットバック区域の設定及び保護について指導し、検査すること、並びに、海洋島嶼資源及び環境の調査、統計作業、分類及び管理を行うこと。
 - e) 海洋島嶼資源及び環境の統合監視管理制度を構築し管理すること、並びに、海洋島嶼資源及び環境に関する情報及びデータベースの全国的システムを構築し管理すること。
 - g) 海洋島嶼環境の汚染を規制すること、原油及び毒性化学物質の海洋流出事故に対処すること、並びに、海洋投棄を管理すること。
 - h) 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関して専門的な能力及び技能を教育し、訓練すること。
 - i) 海洋島嶼に関する情報及び啓発キャンペーンを実施すること、並びに、普及と海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する法律及び規則を普及させ、それらに関して教育を行うこと。
 - k) 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する苦情及び批判を調査し、検査し、解決すること。
- 1) 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護において国際協力を行うこと。
3. 省庁及び省庁レベルの機関の長は、その職務と権限内で、以下の責任を有するものとする。
 - a) 海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関する戦略策の策定に参加すること、沿岸資源の持続可能な開発及び利用のための基本計画を策定すること、並びに、承認した後に、このような戦略及び計画の実施を体系化すること。
 - b) この法律及びその他の関係法律お及び規則の規定に従い、基本調査、並びに、海洋島嶼資源及び環境に関する科学調査のプロジェクト及び作業の実施を主導すること。
 - c) 海外の組織及び個人に対し、ベトナムの海域内での科学的調査の実施許可を付与するにあたり、天然資源環境大臣と調整を行うこと。
 - d) その管理の範囲内で、海洋島嶼資源及び環境に関する統計作業を実施すること。
 - dd) 海洋環境の汚染、並びに、海洋島嶼の水質、底質、生態系及び生物多様性の現状を監視し評価すること、並びに、この法律及び環境の保護に関する法律及び規則の定めにより、陸上活動及び海洋島嶼からの廃棄物について調査、統計作業、分類、及び評価すること海洋環境の汚染を監視し、評価すること。
 - e) 原油及び毒性化学物質の流出事故に対処するにあたり、国家捜索救助委員会及び天然資源環境省と調整すること。
 - g) 海洋島嶼資源及び環境の統合監視管理制度を構築し運用するにあたり、天然資源環境省を調整すること、並びに、その責任の範囲内で、天然資源環境省に対し、海洋島嶼資源及び環境に関する情報及びデータを提供すること。

h) 海洋島嶼の情報及び意識向上キャンペーンを実施すること、並びに、海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する法律及び規則を教育し普及させること。

i) 毎年、天然資源環境省に対するその責任の範囲内で、海洋島嶼資源及び環境に関する国際協力の状態を評価すること。

第 74 条海洋島嶼資源の統合管理並びに海洋島嶼環境の保護に関する、すべてのレベルにおける人民委員会の責任

1. 中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、その職務及び権限の範囲内で、以下の責任を負うものとする。

a) その管轄権の範囲内で、海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する立法文書を策定し公布するとともに、その実施を体系化する。

b) 海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護、海洋利用計画、沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関するマスタープランの実施を体系化すること、並びに、沿岸資源の統合管理に関するプログラムを策定、承認及び実施を体系化すること。

c) 海洋島嶼資源に関する科学的調査、基礎調査、統計作業の実施を体系化すること。

d) その管轄権の範囲内で、海洋投棄許可証を発行、再発行、延長、変更、補足、返却許可、及び撤回すること。

dd) 海岸セットバック区域を設定し管理すること、並びに、その権限に応じて、島嶼資源に関する関係書類を作成し管理すること。

e) 地域のレベルにおいて、海洋島嶼資源及び環境に関する情報及びデータベース・システムを策定し管理すること。

g) 海洋島嶼環境の汚染を規制すること、原油及び有毒化学物質の海洋流出事故に対応し対処すること、並びに、海洋投棄を管理すること。

h) 海洋島嶼に関する情報及び啓発キャンペーンを実施すること、並びに、海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する法律及び規則について、地域のレベルで普及及び教育活動を行うこと。

i) 海洋島嶼資源の統合管理並びに海洋島嶼環境の保護に関する、苦情及び告発を、検査、調査、及び解決すること。

k) 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護活動を編集し定期的に天然資源環境省に報告すること。

2. 沿岸地区、コミューン、都市及び省レベルの同等の行政単位の人民委員会は、その職務及び権限の範囲内で、以下の責任を負うものとする。

a) 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する立法文書の実施を体系化すること。

b) 法に基づき未開発及び未利用の海洋島嶼資源を保護するための対策を実施すること。

c) 地域の領土の範囲内で、海岸セットバック区域を保護すること、並びに、管理下にある海洋島嶼資源及び環境の統合監視管理制度を保護するにあたり、関係当局及び組織と調整すること。

d) 原油及び有毒化学物質の海洋流出事故への対応及び処理へ参加すること、並びに、環境汚染、海岸侵食、地滑りの監視、検知及び対処へ参加すること。

dd) 海洋島嶼に関する情報啓発キャンペーンを実施すること、並びに、海洋島嶼の資源及び環境の統合管理に関する法律及び規則を普及させ、教育すること。

e) 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護活動を編集し、直属の上位レベルの人民委員会に対して定期的に報告すること。

3. 沿岸のコミューン、区及び町の人民委員会は、その職務及び権限の範囲内で、以下の責任を負うものとする。

a) 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する立法文書の実施を体系化すること、並びに、法に基づき、未開発及び未利用の海洋島嶼資源を保護するための対策を実施すること。

b) 地域の領土の範囲内で、海岸セットバック区域を保護すること、並びに、環境事故、海岸侵食、地滑りの検知及び解決へ参加すること。

c) 海洋島嶼に関する啓発活動を実施すること、並びに、海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する法律及び規則を普及させ、教育すること。

d) 海洋島嶼資源の統合管理並びに海洋島嶼環境の保護活動を編集し、直属の上位レベルの人民委員会に対して定期的に報告すること。

第 75 条 ベトナム祖国戦線及びその加盟組織の責任

ベトナム祖国戦線及びその加盟組織は、その職務及び権限の範囲内で、国の機関と協力して、国民に対する情報意識啓発活動を行うこと、海洋島嶼資源の持続可能かつ効果的な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護への参加を国民に奨励すること、海洋島嶼の資源及び環境に関する法律及び規則を尊重すること、海洋島嶼資源の開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護の管理業務実施について、法に基づき、市民社会による監視、管理、及び発言を可能にすること。

第 76 条 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護における調整の原則及び内容

1. 調整の原則

a) 部門及び地域を越えた、統一された管理を確実にすること、並びに、海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護の実施において、主導的立場に立ち、他機関との連携を行うにあたり、個々の機関の包括性、効果、及び明確な責任を確実にすること。

b) 調整業務の実施は、関係機関の職務、任務、及び権限に基づいて、またこの法律並びに他の関係法律及び規則の規定に従って、行うものとする。

c) 調整業務の実施では、法律に基づいて、国家機密の保護及び秘密保持を確実にするものとする。国の防衛、安全保障、海洋安全を確実にすること。

d) ベトナムの領海内において、組織及び個人が行う海洋島嶼資源の開発及び利用の合法的活動並びにその他の合法的活動を、妨げないこと。

2. 調整の内容

a) 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する法律及び規則を策定し、施行すること。

b) 海洋島嶼資源の持続可能な開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護に関する戦略、海洋利用計画、沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する基本計画、並びに沿岸資源の統合管理に関するプログラムの策定及び実施を体系化すること。

c) 海洋島嶼の資源及び環境に関する基礎調査及び科学的調査活動を管理し、実施すること。

d) 海洋島嶼の資源及び環境の監視管理のための統合システムを確立すること、並びに、海洋島嶼の資源及び環境に関する情報データベース・システムを構築すること。

dd) 海洋島嶼の環境汚染を管理すること、並びに、原油及び有毒化学物質の海洋流出事故に対応し、対処すること。

e) 海洋島嶼に関する情報及び啓蒙キャンペーンを実施すること、海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する法律及び規則を普及させ、教育すること。

g) 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関して、国際協力を行うこと。

h) 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する苦情及び告発を捜査、調査、及び解決すること。

i) その他の法に定める事項。

3. 政府は、海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護において、省庁、機関、及び地方行政間の、調整の仕組みの詳細を定める規制を発行するものとする。

第 77 条 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に関する報告

1. 年 1 回、天然資源環境省は政府に対し、海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護について報告する責任を負うものとする。

2. 年 1 回、省庁及び各機関は、天然資源環境省に対し、その責任の範囲内で、基礎調査活動、並びに、海洋島嶼資源の開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護について、その管理状況を報告する責任を負うものとする。
3. 年 1 回、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、天然資源環境省に対し、その責任の範囲内で、基礎調査活動、並びに、海洋島嶼資源の開発及び利用並びに海洋島嶼環境の保護について、その管理状況を報告する責任を負うものとする。
4. 天然資源環境大臣は、海洋島嶼資源の統合管理並びに海洋島嶼環境の保護に関する報告の詳細な内容、方法、及び時期を定める規制を発令するものとする。

第 78 条 海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護の検査

海洋島嶼資源の統合管理及び海洋島嶼環境の保護に対する検査は、検査に関する法に従い実施する。

第 10 章

実施規定

第 79 条 暫定規定

1. この法律の発布後は、現状を維持するものとする。下記の場合を除き、この法律の規定に定める海岸セットバック区域が設定されるまでは、天然資源環境省の指導に従い中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会が決定する平均潮位から陸側に 100 メートル以内には、一切の投資又は新たな建設を許可してはならない。
 - a) 国の防衛及び安全保障、自然災害、海岸侵食及び地滑りの防止及び対処、気候変動への対応、海面上昇、文化遺産の価値の保全及び振興を目的として、新たな建築物を建設すること。
 - b) 国民議会、政府、首相、各省の長官、中央機関、人民評議会、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会が決定する、国益及び公益のための投資プロジェクトの下で、新たな建築物を建設すること。
 - c) この法律の発布前に、権限のある国の機関が決定するか、権限のある国の機関が許可した投資プロジェクトの下で、新たな建築物を建設すること。
2. この法律の発効後 18 ヶ月以内に、中央政府の管轄下にある沿岸省及び沿岸都市の人民委員会は、その責任の範囲内で、海岸セットバック区域を設定する責任を負うものとする。
3. 天然資源の開発及び利用のための地域の計画、並びに地域の開発計画は、それらの計画が、海洋利用計画、並びに沿岸資源の持続可能な開発及び利用に関する承認済み基本計画に準拠していることが確認され、これらに適合するように修正されるまでは、維持するものとする。

第 80 条 発効

この法律は、2016 年 7 月 1 日に発効する。

第 81 条 この法律のさらなる詳細規定を定める規定

政府及び権限のある機関は、この法律の規定をさらに詳細に定める規制を発行するものとする。

資料4.【ベトナム】ベトナム海洋法

翻訳の正確性に関する責任は、笹川平和財団海洋政策研究所にあります。

ベトナム海洋法

決議 51/2001/QH10 に従い修正されたベトナム社会主義共和国 1992 年憲法による
国会はベトナム海洋法を發布する。

第 1 章（総則）

第 1 条 この法律の適用範囲

この法律は、ベトナムの主権、主権的権利及び管轄権に基づく基線、内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚、島、パラセル又はスプラトリー諸島及びその他の群島、ベトナムの海域における活動、海洋経済開発、並びに海洋及び島の管理及び保護について定める。

第 2 条 法の適用

1. ベトナムの海域の主権及び法的地位に関して、法律の規定と他の法律の間で違いが存在する場合は、この法律の規定が優先するものとする。
2. この法律の規定とベトナム社会主義共和国が当事者となる国際協定の規定の間に違いが存在する場合は、国際協定の規定が優先するものとする。

第 3 条 用語

この法律では、以下の用語は次のように解釈される。

1. 「ベトナムの海域」は、ベトナムの法律並びにベトナム社会主義共和国が一当事者となる、国境及び領域に関する国際協定に基づき、かつ、1982 年の国連海洋法条約を遵守して決定する、ベトナムの主権、主権的権利及び管轄権に基づく内水、領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚を包含する。
2. 「公海」は、ベトナム又は他の国の排他的経済水域を超える、海洋の全ての部分を包含し、海底及びその下を含まない。
3. 「船舶」とは、水面上又は水面下で動作する通航機器を意味し、船、ボート、その他エンジン付き又はエンジンなし通航機器を含む。
4. 「艦艇」とは、将校リスト又は同等の文書中にその氏名が記載されている、当該国に仕える海軍軍人が指揮し、当該国の国籍を明確に表す外部信号を有する、国の軍隊の船舶、を意味する。このような船舶は軍事命令の下で乗組員により運用される。
5. 「公船」とは、主として非商業的な国の活動の実施に使用される船舶を意味する。
6. 「資源」には、水中、海底及びその下にある生物及び非生物資源が含まれる。
7. 「等深線」とは、海洋の同じ深さの点を結ぶ線である。

第 4 条 海洋の管理及び保護

1. 海洋の管理及び保護は、ベトナムの法律に基づき、かつ、国連憲章及びベトナム社会主義共和国が一当事者となるその他の国際協定に準拠して統一された方法により、実施される。
2. ベトナムの機関、組織及び国民はベトナムの海域、島及び群島に対するベトナムの主権、主権的権利及び管轄権を保護するとともに、海洋資源及び海洋環境を保護する義務を有する。
3. ベトナム国は、1982 年の国連海洋法条約、国際法及び慣行に従い、海洋及び島に関する他の国との紛争を、平和的手段により解決する。

第 5 条 海洋の管理及び保護に関する政策

1. 海域、島及び群島に対する主権、主権的権利及び管轄権を保護し、海洋資源及び海洋環境を保護し、かつ、海洋経済の開発を促進するため、国の総力を動員し、必要な措置を講じる。
2. 社会経済の開発、国防及び安全保障のため、海域、島及び群島の、持続可能な方法による管理、利用、活用、及び保護に関する戦略、企画、計画を開発し、実施する。
3. 組織、個人に対し、各海域の条件に適した海洋経済の利用、活用及び開発に資本、労働及び物資を投資し、科学的及び技術的成果を適用することを奨励し、それにより国防及び安全保障の要求を満たすとともに、海洋に関する政策及び法律の可能性に関して情報の普及を強化する。
4. ベトナム社会主義共和国が一当事者となる国際協定並びに国際法及び関係沿岸国の法律を遵守して、ベトナムの海域内でベトナムの漁業者が行う漁業活動を奨励し保護するとともに、ベトナムの海域を超えるベトナムの組織及び国民による活動を保護する。
5. 投資を適切に配分することにより、海上哨戒監視隊の活動を確実にし、海洋、島及び群島における活動に役立つ物流基盤を改善するとともに、海洋人材を開発する。
6. 島及び群島に居住する国民のための優遇政策及び特権、並びに、海域、島及び群島の管理及び保護に従事する人員に対する優遇措置を実施する。

第 6 条 海事に関する国際協力

1. ベトナム国は国際法に基づき、独立、主権及び領土保全、平等並びに相互利益を尊重しながら、地域及び国際的組織と、海事に関して、国際協力を強力に推進する。
2. 海事に関する国際協力には以下が含まれる。
 - a) 海洋及び大洋の調査研究、並びに科学技術的応用
 - b) 気候変動への対応、並びに、自然災害の警告及び防止
 - c) 海洋の生物多様性及び生態環境の保護
 - d) 海洋環境汚染の防止及び汚染との戦い、海洋経済活動の結果発生する廃棄物の処理、並びに原油流出事故への対応
 - e) 海洋における捜索救助
 - f) 海洋犯罪の防止及び犯罪との闘い
 - g) 海洋資源の持続可能な活用、及び、海洋観光事業の開発

第 7 条 海洋の状態管理

1. ベトナム政府は海洋の全国的な状態管理を実施する。
2. 各省、各省の機関、及び中央行政下にある沿岸地方及び都市の人民委員会は、それらの任務及び権限の範囲内で、海洋の状態管理を実施する。

第 2 章 (ベトナムの海域)

第 8 条 基線の設定

ベトナムの領海の幅の測定に使用される基線は、政府が公表する直線基線である。ベトナム政府は、基線が未設定の場所における基線を定めるとともに、国会の常務委員会による承認をもって公表するものとする。

第 9 条 内水

内水は基線の陸地側の沿岸に隣接する水域であり、ベトナムの領域の一部を構成する。

第 10 条 内水の法的地位

ベトナム国は領土に対すると同様、内水に対して、完全かつ絶対的主権を行使する。

第 11 条 領海

ベトナム社会主義共和国の領海は、基線から 12 海里にわたる水域である。

領海の外側の限界は、ベトナムの国の境界である。

第 12 条 領海の法的地位

1. 国は、1982 年の国連海洋法条約に基づき、領海、領海の上空、並びに領海の海底及びその下に対して、完全かつ絶対的主権を行使する。
2. すべての国の船舶は、ベトナムの領海において無害通航権を有する。ベトナムの領海において無害通航権を行使する外国艦艇は、ベトナムの権限を有する当局に対して事前通知を行うものとする。
3. 外国船舶の無害通航権は、ベトナムの平和、独立、主権及び法律、並びに、ベトナム社会主義共和国が一当事者となる国際協定を尊重して行使するものとする。
4. 外国航空機はベトナム領海の上空に出入りすることは認められない。ただし、ベトナム政府が別途同意するか、又は、ベトナム社会主義共和国が一当事者となる国際協定に基づく場合は、その限りではない。
5. 国は、ベトナムの領海内のあらゆる種類の考古学的又は歴史的物体に対して、主権を有する。

第 13 条 接続水域

接続水域は領海に隣接しかつ領海を超える海域であり、領海の外側の限界から 12 カイリの幅を有する。

第 14 条 接続水域の法的地位

1. 国はこの法律の第 16 条に定める主権的権利、管轄権及びその他の権利を、接続水域に対して行使する。
2. 国は、ベトナムの領域又は領海における関税、衛生又は入国に関する法律に対する違反を防止し、違反行為を処罰するための管理を、接続水域内で行使する。

第 15 条 排他的經濟水域

排他的經濟水域は、ベトナム領海に隣接し、かつ、領海を超える水域で、領海と一体となって、基線から 200 海里に及ぶ海域を構成する。

第 16 条 排他的經濟水域の法的地位

1. 排他的經濟水域内においては、ベトナム国は次の権利を行使する

- a) 海底の上部水域、海底及びその下の天然資源を探索、開発、管理及び保存する目的で、並びに、排他的經濟水域の経済的活用及び探索のためのその他の活動に関して、主権的権利を
- b) 人工島、施設及び構築物の設置及び使用に関して、並びに、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保存に関して、管轄権を
- c) 国際法に基づき、その他の権利及び任務を

2. ベトナム国はベトナムの排他的經濟水域内でのこの法律の規定及びベトナム社会主義共和国が当事者となる国際協定を遵守した他の国による、通航及び上空飛行の自由、海底電線及びパイプラインを敷設する権利、並びに海洋の適法な使用を、それらの活動がベトナムの主権的権利、管轄権及び国の海洋権益に有害でない限り、尊重する。海底電線及びパイプラインの敷設は、ベトナムの権限を有する当局の書面による同意を必要とする。

3. 外国の組織及び個人は、ベトナム社会主義共和国が当事者となる国際協定又はベトナムの法律規定に従い、又はベトナム政府が付与する許可に基づき署名された契約を基に、ベトナムの排他的經濟水域内で、天然資源の探索、使用、開発、科学的調査の実施、並びに、施設及び構築物の設置に参加することができる。

4. 海底及びその下に関わる権利は、この法律の第 17 条及び 18 条に基づき行使される。

第 17 条 大陸棚

ベトナムの大陸棚は、ベトナムの領海に隣接し、かつ、領海を超え、ベトナム領土、島及び群島の自然の延長を経て、大陸縁辺部の外縁に至る海底域の、海底及びその下である。

大陸縁辺部の外縁が基線から測定して 200 海里を超えない場合は、その海域中の大陸棚は、基線から測定した 200 海里に及ぶ。

大陸縁辺部の外縁が基線から測定して 200 海里を超える場合は、その海域の大陸棚は基線から測定して 350 海里まで及ぶが、2,500 メートルの等深線から測定して 100 海里を超えるものではない。

第 18 条 大陸棚の法的地位

1. ベトナム国は天然資源を探索し開発する目的で、その大陸棚に対して主権的権利を行使する。

2. 本条の第 1 項に定める主権的権利は、いかなる者もベトナム政府の同意を得ることなく、ベトナムの大陸棚を探索し、又は大陸棚の天然資源を開発する活動を行ってはならないという意味において、排他的である。

3. ベトナム国は、目的を問わず、海底の下を開発し、大陸棚上の掘削を認可し規制する排他的権利を有する。

4. ベトナム国は、この法律及びベトナム社会主義共和国が当事者となる国際協定の規定を遵守して、他の国による、ベトナムの大陸棚上における海底電線及びパイプラインを敷設する権利、並びにその他適法な海洋の使用を、それらの活動がベトナムの主権的権利、管轄権及び国の海洋権益に有害でない限り、尊重する。海底電線及びパイプラインの敷設は、ベトナムの権限を有する当局の書面による同意を必要とする。

5. 外国の組織及び個人は、ベトナム社会主義共和国が当事者となる国際協定、又はベトナムの法律の規定に従い、又はベトナム政府が付与する許可に基づき署名された契約を基に、ベトナムの大陸棚上で、天然資源の探索、使用、開発、科学的調査の実施、並びに、施設及び構築物の設置に参加することができる。

第 19 条 島及び群島

1. 島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。

群島は島の集団であって、島の一部、相互に連結する水域、及び極めて密接に関係しているその他の天然の地形を含む。

2. ベトナムの主権下にある島及び群島は、ベトナムの領域の不可分の一部である。

第 20 条 島及び群島の内水、領海、接続水域、排他的經濟水域及び大陸棚

1. 人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできる島は、内水、領海、接続水域、排他

的経済水域及び大陸棚を有する。

2. 人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。
3. 島の内水、領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚は、この法律の第 9 条、11 条、13 条、14 条、15 条及び 17 条に基づいて決定され、ベトナム政府が公表する海図及び地理座標によって示される。

第 21 条 島及び群島の法的地位

1. ベトナム国はベトナムの島及び群島に対して主権を行使する。
2. 島の内水、領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚の法的地位は、この法律の第 10 条、12 条、14 条、16 条及び 18 条に定める。

第 3 章（ベトナムの海域における活動）

第 22 条 総則

1. ベトナムの海域内で活動する組織及び個人は、ベトナムの主権、領土保全、主権的権利、管轄権及びベトナムの利益を尊重するとともに、ベトナムの国内法及び国際法の関連規定を尊重しなければならない。
2. ベトナム国は、ベトナムの法律及びベトナム社会主義共和国が一当事者となる国際協定を遵守して、ベトナムの海域において活動する船舶、組織及び個人の正当な権利及び利益を尊重し、保護する。

第 23 条 領海における無害通航

1. 領海通航とは、次のいずれかの目的で、外国船舶がベトナムの領海を通航することを意味する。
 - a) ベトナムの内水に出入りすることなく、又は、ベトナムの内水の外にある港、出先施設若しくは棧橋に寄港することなく、領海を通過すること。
 - b) ベトナムの内水に出入りすること、又はこのような港、出先施設又は棧橋に寄港すること。
2. 領海通航は、継続的かつ迅速に行わなければならない。ただし、不可抗力若しくは遭難により必要とされる場合、又は、危険若しくは遭難に陥った人、船舶若しくは航空機に支援を与えるために必要とされる場合を除く。
3. 領海における無害通航はベトナムの平和、国防及び安全保障、海洋の秩序及び安全を害するものであってはならない。外国船舶によるベトナムの領海の通航は、当該船舶が次の行為を行う場合は、ベトナムの平和、国防及び安全保障、海洋の秩序及び安全に有害であるとみなすものとする。
 - a) ベトナムの独立、主権及び領土保全に対する、武力による威嚇又は武力の使用
 - b) その他の国の独立、主権及び領土保全に対する武力による威嚇又は武力の使用、並びに、国連憲章に定める国際法の基本原則に反する行為
 - c) 兵器の種類及び形態を問わず、兵器を使用した訓練又は演習
 - d) ベトナムの国防及び安全保障に有害な情報の収集
 - e) ベトナムの国防及び安全保障に影響を与えることを目的とする宣伝行為
 - f) 航空機の発着又は積込み
 - g) 軍事機器の発着又は積込み
 - h) 関税、衛生又は出入国に関するベトナムの法律及び規則に反する、物品、通貨又は人の積込み又は積卸し
 - i) 海洋環境の重大な意図的汚染行為
 - j) 違法漁獲行為
 - k) 調査、探査の違法な実施
 - l) ベトナムの情報通信システム又はその他の施設もしくは構築物の運用に悪影響を与える行為
 - m) 通航とは直接関係を有しない活動

第 24 条 無害通航中の義務

1. 外国組織及び個人は、ベトナムの領海を無害通航中、次の事項に関するベトナムの法律及び規則を遵守しなければならない。
 - a) 通航の安全、海上交通規制、航路帯及び分離通航帯
 - b) 海上交通を確実にするための施設及びシステム、その他の施設又は構築物の保護
 - c) 電線、パイプラインの保護
 - d) 海洋生物資源の保存

- e) 漁獲行為及び水産養殖
 - f) 海洋環境の保存、並びに、その汚染の防止、制限及び規制
 - g) 海洋の科学的調査及び水路測量調査
 - h) 関税、衛生、出入国
2. 外国の原子力船又は放射性、毒性若しくは危険物質を輸送中の船舶の船長は、ベトナムの領海を通航中には、次の義務を履行しなければならない。
- a) 船舶及び積載された物品に関連する十分な技術文書及び強制民事責任保険の関係書類を携行すること。
 - b) 船舶及び積載された物品に関するすべての技術文書を、いつでもベトナムの権限を有する当局に提出できる状態にしておくこと。
 - c) ベトナムの法律及びベトナム社会主義共和国が当事者となる国際協定でこのような船舶のために定めた特別な予防措置を実施すること。
 - d) 汚染漏出又は環境汚染の可能性の明らかな兆候又は証拠がある場合における、ベトナムの領海の通航禁止又はベトナムの領海からの即時退去を含め、ベトナムの権限を有する当局が特別な予防措置に関して行う決定を遵守すること。

第 25 条 領海内の無害通航のための航路帯及び分離通航帯

1. 政府は通航の安全を確実にする目的で、無害通航のため、領海内に航路帯及び分離通航帯を設定し公表する。
2. ベトナムの領海内で無害通航を行う、外国のオイルタンカー、原子力船又は放射性、毒性、若しくは危険な物質を輸送する船舶は、具体的な事例のために指定された航路帯の使用を義務付けられることがある。

第 26 条 領海における無害通航権の一時的停止又は制限

1. 主権、国防、安全保障及び利益を確保又は通航の安全を保証するため、海洋資源及び海洋生態系を保護するため、汚染と戦うため、海洋事故又は海洋環境の災害に対処するため、流行病の蔓延を防止するため、政府はベトナムの領海内の指定される海域において、無害通航権の行使を一時的に停止又は制限することができる。
2. 前条第 1 項の、ベトナムの領海内の指定される海域における無害通航権の行使の一時的停止もしくは制限は、国際海事慣行に従い「海事通知」により、当該一時的停止若しくは制限の少なくとも 15 日前に、又は、緊急の場合においては当該措置の適用後直ちに、国内的及び国際的に公表するものとする。

第 27 条 ベトナムを訪れる外国の艦艇及び政府の船舶

1. 外国の艦艇及び政府の船舶は、ベトナム政府の招待によるか、又はベトナムの権限を有する当局と旗国間の協定に基づいてのみ、内水に入り、ベトナムの内水内の港湾施設、出先施設若しくは栈橋、又は、ベトナムの内水外の港湾施設、出先施設又は栈橋に停泊することが認められるものとする。
2. 外国の艦艇及び政府の船舶は、ベトナムの内水若しくは内水内の港湾施設、出先施設若しくは栈橋、又は、内水外の港湾施設、出先施設若しくは栈橋にある間は、この法律及びその他の関連法律及び規則の規定を遵守するとともに、それらの活動がベトナム政府の招待又はベトナムの権限を有する当局との協定に準拠していることを確実にするものとする。

第 28 条 ベトナムの海域内の外国の艦艇及び政府の船舶の責任

外国の艦艇がベトナムの海域内で活動中に、ベトナムの法律に違反した場合は、ベトナムの海上哨戒監視隊は当該艦艇に対し直ちに違反を止めるよう要求するとともに、当該船舶がベトナムの領海内にある場合は、領海を直ちに離れるよう要求する。違反船舶は当該要求及びベトナムの海上哨戒監視隊の命令に従わなければならない。

外国の艦艇又は公務を行う船舶がベトナムの海域内で活動中に、ベトナムの法律又は関連する国際法に違反した場合は、当該旗国は、当該船舶がベトナムに与えた損害について責任を負うものとする。

第 29 条 ベトナムの内水及び領海における外国の潜水艦及びその他の水中通航機器の活動

ベトナムの内水及び領海内では、外国の潜水艦及びその他の水中通航機器は水面上で活動し、かつ、その国の国旗を掲げなければならない。ただし、ベトナム政府が別途認めたか、又はベトナム政府と旗国の政府間で合意された場合は、その限りではない。

第 30 条 外国船舶内における刑事裁判権

1. その任務及び責任の範囲内で、ベトナムの海上哨戒監視隊は、人の逮捕などの措置を講じるとともに、内水を離れた後でベトナムの領海を通航中に、外国船舶上で発生した犯罪の捜査を実施する権利を有するものとする。
2. ベトナムの領海内を通航中ではあっても、内水から離れていない間に外国船舶上で発生した犯罪については、ベトナムの海上哨戒監視隊は、次の場合においては、人を逮捕し、捜査を実施する権利を有するものとする。
 - a) 当該犯罪の結果がベトナムに影響を与える場合
 - b) 犯罪が、ベトナムにおける平和又はベトナムの領海における法と秩序を妨げる目的で行われた場合
 - c) 船舶の船長、又は旗国の外交官若しくは領事館員が、ベトナムの権限を有する機関による支援を要請した場合
 - d) 人身売買、不法取引、麻薬の備蓄又は輸送の行為を防止することを目的とした場合
3. 外国船舶が外国の港を出港後に、ベトナムの内水に入ることなくベトナムの領海を通過するだけの場合は、海上哨戒監視隊は、当該船舶がベトナムの領海に入る以前に人を逮捕し又は発生した犯罪を捜査する目的で、ベトナムの領海内を通航する当該外国船舶上でいかなる措置も講じてはならない。ただし、海洋環境の汚染を防止若しくは制限する場合、又はこの法律の第 16 条第 1 項 b に定める国の管轄権の行使を目的とする場合は、その限りではない。
4. 刑事手続はベトナムの法律及びベトナム社会主義共和国が当事者となる国際協定の規定を遵守して適用しなければならない。

第 31 条 外国船舶に関する民事裁判権

1. 海上哨戒監視隊は、船舶上の個人に対する民事裁判権の行使を目的として、領海を通航する外国船舶に対し、停止又は方向変更を強要してはならない。
2. 海上哨戒監視隊は、内水の外にあるベトナムの海域内を通航する外国船舶に対して、民事手続を適用してはならない。ただし、ベトナムの海域の傍を運行している場合又はベトナムの海域を通過する目的で、船舶が負う義務又は民事責任により要求される場合は、その限りではない。
3. 外国船舶が領海内に停泊しているか、ベトナムの内水を離れた後に領海を通航している場合は、海上哨戒監視隊は、逮捕を含め、民事裁判権を行使する目的で、当該外国船舶に対して措置を講じることができる。

第 32 条 ベトナムの港湾施設における通信

組織、個人及び船舶は、内水中の港湾施設、出先施設若しくは栈橋、又は、内水外のベトナムの港湾施設、出先施設若しくは栈橋に停泊している間は、ベトナムの法律又は関連する国際法の規定に基づき交信するものとする。

第 33 条 搜索及び救助

1. 海上で遭難したか危機に直面して支援を必要としている個人及び船舶又は飛行機体は、指示どおりに SOS 信号を送信するとともに、状況から可能な場合は、港湾当局はセンターに通知し、海上搜索及び救助の協力を要請するか、又は、最寄りのベトナムの地元当局に通知し、支援及び助言を求めるものとする。
 2. 海上で遭難したか危機に直面している人又は船舶に気付いた場合、又は、海上で遭難した人又は船舶から SOS 信号を受けた場合は、すべての個人及び船舶は、現実に可能であれば、また、自己の船舶又は乗員に危険を与えることなく、可能なすべての支援を、海上で遭難したか危機に直面している人又は船舶に対して行うとともに、遅滞なく、個人又は関係組織に通知しなければならない。
 3. 国は、ベトナムの法律及び関連する国際法の規定に基づき、かつ、人道的精神から、海上で遭難したか危機に直面した人及び船舶に対して、それらが搜索、救助及び回収を遅滞なく得られるよう、必要な支援を保証する。
 4. ベトナムの内水及び領海内では、国は、遭難したか危機に直面して救助を求める人及び船舶のため、搜索及び救助活動を実施する、排他的権利を有する。
 5. 権限を有する当局は、現実に可能であれば、また、それら個人及び船舶に危険を与えることなく、ベトナムの海域内で活動する個人及び船舶を動員して、搜索及び救助に参加させる権利を有する。
- 本条に定める動員及び要請は緊急事態においてのみ、かつ、搜索及び救助作業に必要な時間の間にのみ、適用される。
6. 海難救助は、ベトナムの法律及び関連する国際法の規定に従い、救助について及び救助を必要

とする船舶について定めた、船舶所有者と船舶の船長との間の海難救助契約に基づき、行われる。

7. ベトナムの権限を有する当局の要請により、捜索及び救助を行う目的、又は、自然災害若しくは危機の結果に対処する目的で、ベトナムの海域に入る外国船舶は、ベトナムの法律及びベトナム社会主義共和国が一当事者となる国際協定の規定を遵守するものとする。

第 34 条 海上における人工島、施設又は構築物

1. 海上における人工島、施設又は構築物には次のものが含まれる。
 - a) 海洋における掘削プラットフォーム、及び、掘削プラットフォーム又は海洋探査、採掘、利用のための特殊装置の正常かつ継続的な運用を保証する、すべての支持施設
 - b) 海洋標識柱
 - c) 海洋において設置、使用される、その他の施設及び構築物
2. 国は、通関、税、衛生、安全保障及び出入国に関する法律中で定める管轄権を含め、ベトナムの排他的経済水域及び大陸棚内の人工島、施設及び構築物に対して管轄権を有する。
3. 海洋における人工島、施設及び構築物並びに支持施設は、当該人工島、施設及び構築物の海上で最も遠い一点から 500 メートルの安全水域を有するが、それら自体の領海その他の海域は有しない。
4. 人工島、施設又は構築物及びそれらの安全水域の存在が、国際海上輸送には重要であると認められた航路帯の使用を妨げる可能性がある場合は、人工島、施設又は構築物を建造してはならず、当該人工島、施設又は構築物の周囲に安全水域を設定してはならない。
5. 使用期間が終了した場合は直ちに、権限を有する当局により別途認められない限り、海洋における施設及び構築物は解体し、ベトナムの海域から除去しなければならない。技術的理由によるかまたは承認により、施設又は構築物及びそれらの一部が完全には除去されなかった場合は、それらの位置、規模、形状及び深度に関する情報を提供しなければならず、また、適切な海洋標識柱又はその他の形態の測標を設置しなければならない。
6. 人工島、施設及び構築物の海洋における建造並びにそれらの周囲での安全水域の設置、又はすべての施設、構築物及びそれらの一部の解体に関する情報は、ベトナムの権限を有する機関に提供するとともに、当該人工島、施設又は構築物の建造、設置、又は解体の日から少なくとも 15 日前に、国内的及び国際的に、正式に公表しなければならない。

第 35 条 海洋の資源及び環境の保存及び保護

1. ベトナムの海域における活動中は、船舶、組織及び個人は、海洋資源及び環境の保存及び保護に関するベトナムの法律及び国際法のすべての規定を遵守しなければならない。
2. 海洋資源及び人命を害する可能性があるか、海洋環境を汚染する可能性がある物品又は資材を輸送、積み込み又は積卸し中は、船舶、組織及び個人は、人、海洋資源及び環境への損傷の可能性を防止又は減じるため、定めに従い指定された施設及び措置を使用しなければならない。
3. 船舶、組織及び個人は、産業廃棄物、核廃棄物又はその他の有毒廃棄物をベトナムの海域に排出し、沈め、又は投棄してはならない。
4. ベトナムの法律及び関連する国際法の規定に反して、ベトナムの海域内の海洋資源及び環境、港又は栈橋に有害な影響を与える船舶、組織又は個人は、ベトナムの法律及びベトナム社会主義共和国が一当事者となる国際協定の規定に基づいて対処されるものとし、当該船舶、組織及び個人は、環境を清浄化し回復させるとともに、法律の定めに従い損害を賠償するものとする。
5. ベトナムの海域内で活動中の組織又は個人は、ベトナムの法律及びベトナム社会主義共和国が一当事者となる国際協定の規定に基づき、環境保護のための税金、費用、料金、及びその他の負担金を支払う義務を負う。

第 36 条 海洋の科学的調査

1. ベトナムの海域内で科学的調査を実施する外国船舶、組織又は個人は、権限を有するベトナムの国の機関から許可を取得し、ベトナムの監視を受け、ベトナムの科学者の当該調査への参加を認め、かつ、ベトナム側に調査資材、初めのサンプル及び関連する調査結果を提供しなければならない。
2. ベトナムの海域内で科学的調査の実施中は、船舶、組織又は個人は次の事項を遵守しなければならない。
 - a) 調査は平和的目的でのみ実施すること。
 - b) 調査は、ベトナムの法律及び関連する国際法に基づく適切な方法及び施設をもって実施すること。
 - c) ベトナムの法律及び関連する国際法に基づく、海洋におけるその他の適法な活動を阻害しないこと。

- d) ベトナム国は、ベトナムの海域内で実施される外国の科学的調査活動に参加し、調査資材及び初めのサンプルの提供を受け、かつ、当該科学的調査からの結果を応用し、使用することができる。

第 37 条 ベトナムの排他的経済水域及び大陸棚内で禁止される行為

ベトナムの排他的経済水域及び大陸棚内の通航及び上空飛行の自由を行使する場合は、組織又は個人は次の行為を行ってはならない。

1. ベトナムの主権、防衛及び安全保障に反する行為を行うこと。
2. 違法な漁獲行為を含め、生物資源の違法な活用を行うこと。
3. 海流、風力エネルギー及びその他の非生物資源の違法な活用を行うこと。
4. 人工施設又は構造物を違法に建造、設置及び使用すること。
5. 違法な掘削又は採掘を行うこと。
6. 違法な海洋の科学的調査を行うこと。
7. 海洋環境を汚染すること。
8. 海賊行為又は武装強盗を犯すこと。
9. ベトナムの法律及び国際法に基づくその他の違法活動を行うこと。

第 38 条 兵器、爆発物及び有毒物質の違法な備蓄、使用又は取引

ベトナムの海域内で活動中は、船舶、組織又は個人は、兵器若しくは爆発物、有毒物質又は人、天然資源及び海洋環境を害する可能性があるその他の用法及び装置を備蓄し、使用し、違法に取引することは認められない。

第 39 条 人身売買及び麻薬の違法取引、輸送又は備蓄の禁止

1. ベトナムの海域内で活動中は、船舶、組織及び個人は人身売買又は麻薬の違法な輸送、備蓄又は売買に従事することは認められない。
2. 船舶、組織又は個人が人身売買又は麻薬の違法な輸送、備蓄又は売買を行っている根拠がある場合は、ベトナムの海上哨戒監視隊は、ベトナムの法律又はベトナム社会主義共和国が一当事者となる国際協定の規定に基づき、搜索、検査、若しくは逮捕を実施し、又はそれらの者をベトナムの港、ステーション若しくはドックまで護送するか、それらの者を外国の港、ステーション若しくはドックまで移送することができる。

第 40 条 違法放送の禁止

ベトナムの海域内で活動中は、船舶、組織及び個人は、ベトナムの防衛及び安全保障を害する違法な放送又はプロパガンダを行ってはならない。

第 41 条 緊急越境追跡権

1. 海上哨戒監視隊は、ベトナムの内水、領海、及び接続水域内の、ベトナムの法律及び規則に違反する外国船舶に対し、緊急越境追跡を行う権限を有する。
緊急越境追跡権は、海上哨戒監視隊が、当該違反船舶又は違反容疑船舶に対し調査のための停船要求信号を送信し後にも当該船舶がこれに協力しない場合に、行使される。緊急越境追跡は、追跡が中断なく行われる場合は、ベトナムの領海外又は接続水域外においても継続される場合がある。
2. 緊急越境追跡権はまた、ベトナムの主権の権利若しくは管轄権の侵害、又はベトナムの排他的経済水域及び大陸棚にある、人工島、設備若しくは構造物の安全水域内、並びにこれらの人工島、設備又は構造物における違反行為にも、適用される。
3. ベトナム哨戒監視隊による緊急越境追跡は、被追跡船舶が他国の領海に入った時点で終了する。

第 4 章（海洋経済開発）

第 42 条 海洋経済開発の原則

海洋経済は、次の原則に従い、持続可能かつ効果的な方法で開発するものとする。

1. 国の社会経済的開発に資すること。
2. 常に国家の主権、国防、安全保障、並びに海の安全及び秩序の保護との調和がはかられること。
3. 海洋天然資源の管理及び海洋環境保護のニーズに応えること。
4. 沿岸地域及び島の社会経済的開発を促進すること。

第 43 条 海洋経済産業の開発

国は、以下に示す海洋経済産業の開発を優先するものとする。

1. 石油、ガス、鉱物及びその他の海洋資源の調査、探査、活用及び加工。
2. 海上輸送、海港、船、船舶及び海洋通航機器の建造及び修理、並びにその他の海洋役務。
3. 海洋観光及び島経済
4. 漁業製品の活用、養殖及び加工
5. 資源活用及び海洋経済開発のための、科学技術の研究、開発、応用、及び移転
6. 海洋人材の強化及び開発

第 44 条 海洋経済開発計画

1. 海洋経済開発の計画は、以下に基づいて行うものとする。
 - a) 社会経済的開発のための国家戦略及びマスタープラン、環境保護のための国家戦略。
 - b) 持続可能な開発戦略及び海洋戦略のためのガイドライン
 - c) 地理的地域及び特性、並びに自然の特性又は海域、沿岸地域、及び島
 - d) 海洋資源及び環境に関する調査結果、国、各地域、及び各沿岸省若しくは中央直轄特別市の、活用海洋資源の現在の利用及び需要試算、並びに海洋環境保護に関する報告書
 - e) 天然資源の試算価値及び海洋環境の脆弱性
 - f) 計画の実施のために必要な資源
2. 海洋経済開発の計画は、以下を含むものとする。
 - a) 海洋資源の自然の状態及び社会経済的状态、並びに海洋資源の活用及び利用の現状の分析及び評価。
 - b) 資源の合理的利用及び海洋環境保護の方向性、目的、及びガイドラインの確認。
 - c) 社会経済的開発、国防、安全保障の目的による海域の分割、活用禁止又は条件付き活用の対象海域の確認、国防、安全保障、環境保護、生態系保護、人工島、施設、及び海洋プロジェクトの目的のための、特別保護海域の確認。
 - d) 海面、海底、及び島が利用及び開発されている場所、海域及び海域の地図の確認。
 - e) 沖積地、浸食地域、保護林、水没地、沿岸の砂地などの、特に脆弱な沿岸区域の確認、緩衝地帯の確認と、管理及び保護のための適切な対策の予測。
 - f) 解決策及び計画実施のためのロードマップの提案。
3. 政府は、この法律第 43 条に規定する海洋経済産業の開発のための全体的な計画を策定し、また検討のため国会に提出し、採択を目指す、海洋の活用のための国家計画の策定を監督する。

第 45 条 海洋経済の構築及び開発

1. 国は、効果的で持続可能な開発を確実にするため、計画通りの沿岸経済圏及び産業クラスターの構築及び開発、並びに島の経済開発に対する投資政策を策定するものとする。
2. 海洋資源活用にあたり、所定の海域の組織及び個人への割り当ては、政府の規則に従って行うものとする。

第 46 条 島の経済開発及び海洋経済活動のための刺激策及び投資優遇措置

1. 国は、基盤、海洋物流網、及び島地域における経済開発のための投資を優先し、島民の物質的及び文化的生活を改善するための優遇政策を講じるものとする。
2. 国は、税と与信の面で優遇措置及び刺激策を提供し、組織及び個人が、島の開発の可能性と恩恵の活用投資するための、好条件を整備するものとする。
3. 国は、税と与信の面で優遇措置及び刺激策を提供し、組織及び個人が、海及び島で漁業及びその他の経済活動を開発し、海洋及び島における人々の活動を保護するための、好条件を整備する。
4. 政府は、本条を履行するための詳細規則を規定するものとする。

第 5 章（海の哨戒及び監視）

第 47 条 海上哨戒監視隊

1. 海上哨戒監視隊には、人民軍、人民警察、及びその他の専門哨戒監視隊の下にある、管轄権を有する隊を含むものとする。
2. 沿岸の省及び中央政権の管轄下にある都市の軍及び市民防衛隊、沿岸地域に所在する機関及び組織の警備隊、並びにその他の兵力は、管轄権を有する機関から依頼された場合には、海の哨戒監視に参加する責任を負うものとする。

第 48 条 海上哨戒監視責任の職務及び範囲

哨戒監視隊は、以下の職務を有するものとする。

- a) ベトナムの海域及び島地域の主権、主権的権利、管轄権、及び国の利益の保護。
- b) ベトナム法及びベトナム社会主義共和国が一当事者となる国際協定の遵守を確実にすること。

- c) 国家の資産、海洋天然資源及び環境の保護。
- d) ベトナムの海域及び島で活動する人員及び船舶の保護、支援、搜索及び救助。
- e) ベトナム法に基づく、ベトナムの海域及び島における違法行為への対処。
- 2. 海上哨戒監視責任の具体的範囲は、法律規定に従って規定するものとする。
- 3. 国は、海上哨戒監視隊が任務を遂行するために必要な条件を、確保するものとする。

第 49 条 旗、制服及びバッジ

海上哨戒監視隊の船舶は、任務中、十分なベトナム国旗、番号標識及び三角旗を備えるものとする。海上哨戒監視隊隊員は、法律規定に従い、軍の制服、隊の制服及びその他の典型的な標識を備えるものとする。

第 6 章（違反への対応）

第 50 条 護送及び違反解決の場所

1. 法律規定に従い、違反の性質及び程度に応じて、海上哨戒監視隊は、現場で違反に対処するか、違反者又は違反船舶を陸地まで護送するか、又は旗国もしくは船舶の目的国の権限を有する機関に違反への対処を依頼することのいずれかを、決定するものとする。
2. 解決のため陸地に護送する場合、違反者及び違反船舶は、法規定に従い、ベトナムの権限を有する機関が通知する、港、出先施設又は栈橋のリストに掲載された最寄りの港、出先施設又は栈橋に護送するものとする。乗組員の生命及び所有物の安全のためである場合は、哨戒監視隊は、法の規定に従い違反者及び違反船舶を、ベトナム又は他国の最寄りの港、出先施設又は栈橋に護送することを決定することができる。

第 51 条 予防措置

1. 違法者は、逮捕、一時的拘留、又は一時的に留置される場合がある。違法行為に使用された船舶は、違法行為を防止する目的で、又は法の執行を確実にする目的で、一時的に拘留される場合がある。
2. 違法者の逮捕、一時的拘留、又は一時的留置、及び船舶の一時的拘留は、法に従って行うものとする。

第 52 条 外務省への通知

違法者を逮捕、一時的に拘留、もしくは一時的に留置する場合、又は外国船舶を一時的に拘留する場合は、海上哨戒監視隊又は管轄権を有する国家機関は、調整のため、外務省に対する通知責任を負うものとする。

第 53 条 違反への対応

内容及び程度に応じて、違法行為のあった機関、組織、又は個人は、法律規定に従って、懲罰、科料、又は、損害を発生させた場合には補償の支払い請求により対処される。違反者は、法律規定に従って刑事訴追される場合がある。

第 7 章（実施規定）

第 54 条 発効

この法律は 2013 年 1 月 1 日に効力を生じるものとする。

第 55 条 実施指針

政府は、この法律で定める規定の実施について、詳細を定め、指針を提供するものとする。
この法律は、2012 年 6 月 21 日の、ベトナム社会主義共和国第 13 回国会第 3 回会議で採択された。

国会議長
(署名)

Nguyen Sinh Hung

資料5.【中国】フィリピン共和国の申し立てにより設けられた南海仲裁裁判所の裁決に関する中華人民共和国外交部声明

翻訳の正確性に関する責任は、笹川平和財団海洋政策研究所にあります。

フィリピン共和国の申し立てにより設けられた南海仲裁裁判所の裁決に関する中華人民共和国外交部声明

2016/07/12

フィリピン共和国の一方的な申し立てにより設けられた南海仲裁裁判所(仲裁裁判所)が2016年7月12日に出した裁決に関し、中華人民共和国外交部は、その裁決が無効であり、拘束力を持たず、中国は受け入れず、認めないことを厳粛に声明する。

一、2013年1月22日、当時のフィリピン共和国政府は中国とフィリピンの南海における関係の係争の仲裁を一方的に申し立てた。同年2月19日、中国政府はフィリピンが申し立てた仲裁を受け入れず、参加しないことを厳粛に宣言し、その後何度もこの立場を表明している。2014年12月7日、中国政府は「フィリピン共和国が申し立てた南海仲裁裁判の管轄権問題に関する中華人民共和国政府のポジションペーパー」を発表し、フィリピンが申し立てた仲裁は中国とフィリピンの取り決め、「国連海洋法条約」(「条約」)、国際仲裁の一般的実践に背いており、仲裁裁判所は管轄権を持たないと指摘した。2015年10月29日、仲裁裁判所は管轄権と受理可能性の問題について裁決を出した。中国政府は直ちにこの裁決は無効であり、拘束力を持たないと声明した。中国の上述の立場は明確で一貫したものである。

二、フィリピンが一方的に仲裁を申し立てた目的は悪意あるもので、中国との係争を解決するためでも、南海の平和と安定を守るためでもなく、南海における中国の領土主権と海洋権益を否定するためである。フィリピンの仲裁申し立て行為は国際法に違反している。1、フィリピンが仲裁で提起した事項の実質は南沙群島の一部島礁の領土主権問題で、関係の事項は必然的に中国とフィリピンの海洋境界画定にかかわり、これと不可分である。フィリピンは、領土問題が「条約」の調整範囲に属さず、海洋境界画定の係争が中国の2006年の関係の声明で除外されているのを知りながら、関係の係争を単なる「条約」の解釈または適用問題に故意に見せかけている。2、フィリピンの一方的仲裁申し立ては、「条約」加盟国である中国が有する紛争解決手続き・方式の自主選択権を侵害している。中国はすでに2006年、「条約」の第298条に基づき、海洋境界画定、歴史的湾若しくは歴史的権限、軍事と法執行活動などにかかわる紛争を「条約」の強制的紛争解決手続きから除外している。3、フィリピンの一方的仲裁申し立ては中国フィリピン両国が合意し、長年確認してきた南海の関係の係争の交渉による解決という二国間の取り決め違反している。4、フィリピンの一方的な仲裁申し立ては、中国とフィリピンを含む東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国の2002年の「南海各国行動宣言」(「宣言」)での直接

関係当事国が交渉で関係の係争を解決するという約束に違反している。フィリピンの一方的仲裁申し立ては、「条約」およびその紛争解決手続き適用の規定 に違反し、「合意は拘束する(Pacta sunt servanda)」の原則に違反し、その他の国際法の原則とルールにも違反している。

三、仲裁裁判所はフィリピンが申し立てた事項の実質が領土主権と海洋境界画定問題であることを無視し、中国とフィリピンの紛争解決方式の共通の選択を誤って解釈し、「宣言」の関係の約束の法的効力を誤って解釈し、中国が「条約」第 298 条に基づいて出した除外声明を悪意をもって回避し、選択的に関係の島礁を南海諸島のマクロ的地理的背景と切り離し、主観的且つ想像的に「条約」を解釈、適用しており、事実認定と法の適用で明白な誤りがある。仲裁裁判所の行為とその裁決は国際仲裁の一般的実践から完全に背離し、「条約」の平和的紛争解決促進の目的と趣旨から完全に逸脱し、「条約」の完全性と権威性を嚴重に損ない、中国の主権国家、「条約」加盟国としての合法的権利を著しく侵害しており、不公正かつ不合法である。

四、南海における中国の領土主権と海洋権益はいかなる状況下でも仲裁裁決の影響を受けず、中国は仲裁の裁決に基づくいかなる主張と行動にも反対し、受け入れないものである。

五、中国政府は、領土問題と海洋境界画定係争で中国はいかなる第三者の紛争解決方式も受け入れず、中国に押し付けようとするいかなる紛争解決案も受け入れないことを再度表明する。中国政府は引き続き「国連憲章」が確認した国際法と国際関係の基本準則を順守する。これには国家主権と領土保全および紛争の平和的解決の原則を尊重し、直接関係当事国と歴史的事実の尊重を踏まえ、国際法に基づき、交渉と話し合いによって南海の関係の係争を解決し、南海の平和・安定を守ることを堅持することが含まれる。

資料6.【中国】南海における領土主権と海洋権益に関する中華人民共和国政府
声明

翻訳の正確性に関する責任は、笹川平和財団海洋政策研究所にあります。

南海における領土主権と海洋権益に関する中華人民共和国政府声明

2016/07/13

南海における中国の領土主権と海洋権益をあらためて申し述べ、各国との南海での協力を強め、南海の平和・安定を守るため、中華人民共和国政府は次のように声明する。

一、中国の南海諸島には東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島が含まれる。中国人民の南海での活動には 2000 年余りの歴史がある。中国は南海諸島および関連海域を最も早く発見し、命名し、開発利用し、南海諸島および関連の海域に対する主権と管轄を最も早く、また持続的、平和的、有効に行使し、南海における領土主権と関連の権益を確立した。

第二次世界大戦終結後、中国は日本が侵略戦争中に違法占拠した中国の南海諸島を取り戻し、主権の行使を回復した。中国政府は南海諸島の管理を強化するため、1947 年に南海諸島の地理名称を審査、改定し、「南海諸島地理志略」をまとめ、断続線が記された「南海諸島位置図」を作成し、1948 年 2 月に正式発表し、世界に告知した。

二、中華人民共和国は 1949 年 10 月 1 日に成立して以来、南海における中国の領土主権と海洋権益を断固守っている。1958 年の「中華人民共和国政府の領海に関する声明」、1992 年の「中華人民共和国領海および接続水域法」、1998 年の「中華人民共和国排他的経済水域・大陸棚法」および 1996 年の「中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会の『国連海洋法条約』批准に関する決定」など一連の法律文書は南海における中国の領土主権と海洋権益を一層確認した。

三、中国人民と中国政府の長年の歴史的実践および歴代中国政府の一貫した立場に基づき、中国の国内法および「国連海洋法条約」を含む国際法により、南海における中国の領土主権と海洋権益には次のものが含まれる。

(一) 中国は東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島を含む南海諸島に対して主権を有する。

(二) 中国の南海諸島は内水、領海、接続水域を有する。

(三) 中国の南海諸島は排他的経済水域と大陸棚を有する。

(四) 中国は南海において歴史的権利を有する。

中国の上述の立場は関係の国際法と国際慣行に合致している。

四、中国は一部の国による中国南沙群島の一部島礁に対する不法占拠および中国管轄海域における中国の権益への侵害行為に一貫して断固反対している。中国は引き続き直接の関係当事国と歴史的事実の尊重を踏まえ、国際法に基づき、交渉と協議を通じ、南海の関係の係争を平和的に解決する用意がある。関係海域での共同開発を含め、中国は関係の直接当事国と実質的な性質を有する暫定的な取極を締結するためにあらゆる努力を払い、互恵ウィンウィンを実現し、南海の平和・安定を共同で守る用意がある。

五、中国は各国が国際法によって南海で享受する航行と飛行の自由を尊重、支持しており、他の沿岸国および国際社会と協力し、南海の国際航路の安全とスムーズな通航を守る用意がある。

資料 7. 【中国】（白書）中国は南中国海における中国とフィリピンの紛争の話し
合いによる解決を堅持する

翻訳の正確性に関する責任は、笹川平和財団海洋政策研究所にあります。

(白書) 中国は南中国海における中国とフィリピンの紛争の話し合いによる解決を堅持する

2016/07/13

前書き

1. 南中国海は中国大陸の南にあり、狭い海峡や水道を通して東は太平洋、西はインド洋につながる、北東から南西へ向かう半閉鎖海である。南中国海は北は中国大陸と台湾島を背にし、南はカリマンタン島とスマトラ島につながり、東はフィリピン諸島に面し、西は中南半島（インドシナ半島）とマレー半島に接する。
2. 中国の南中国海諸島には東沙諸島、西沙諸島、中沙諸島と南沙諸島が含まれる。これらの諸島は数がまちまちで大小が異なる島嶼、礁（サンゴ礁や岩礁など）、灘（浅瀬）、沙などからなる。そのうち、南沙諸島の島嶼・礁は最も多く、範囲も最も広い。
3. 南中国海における中国人民の活動はすでに 2000 年以上の歴史がある。中国は南中国海諸島および関係海域を最も早く発見し、命名し、また開発・利用し、南中国海諸島および関係海域に対する主権と管轄を最も早くかつ継続的、平和的、実効的に行使してきた。南中国海諸島に対する中国の主権と南中国海における関係権益は長い歴史の過程で形成し確立されたものであり、十分な歴史的、法理的根拠を有している。
4. 中国とフィリピンは海を隔てて向かい合っており、交流は密接で、人民は代々にわたって友好を保ってきて、もともと領土と海洋の境界画定の紛争はなかった。しかし、1970 年代から、フィリピンは南沙諸島の一部の島嶼・礁を不法に侵略・占領し始め、中比の南沙諸島の一部島嶼・礁における領土問題を引き起こした。その他に、国際海洋法の発展につれ、両国は南中国海の一部の海域で海洋境界の画定についても紛争が発生した。
5. 中比両国は南中国海をめぐる紛争解決を目的とするいかなる話し合いもまだ行っていないが、これまで確かに海上紛争を適切に処理するために何度も協議を行い、話し合いと協議を通じて関係紛争を解決することについて共通認識に達し、また二国間文書において幾度となく確認している。双方はまた中国と ASEAN 諸国が 2002 年に共同署名した「南中国海における関係国の行動宣言」（以下、「宣言」と略す）において話し合いと協議を通じて関係紛争を解決することについて厳かに承諾した。
6. 2013 年 1 月、当時のフィリピン共和国政府は上述の共通認識と承諾に違反し、南中国海仲裁を一方的に申し立てた。フィリピンはもともと「海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）」（以下、「条約」と略す）の調整範囲ではない領土問題、および中国が 2006 年に「条約」第 298 条に基づき行った除外宣言によって除外された海洋境界画定などの紛争を歪曲、粉飾し、「条約」の紛争解決メカニズムに乱用をもたらした。フィリピンはそれによって南中国海における中国の領土主権と海洋権益を否定しようとたくらんだ。
7. 本文書の目的は中比の南中国海をめぐる紛争の事実と真相を元に戻し、南中国海問題における中国の一貫した立場と政策を重ねて表明し、歴史的根源を明らかにし、事実が正確に理解されることを保証することにある。

一、南中国海諸島は中国の固有の領土である

(一) 南中国海諸島に対する中国の主権は歴史的に確立されたものである

8. 中国人民は昔からずっと南中国海諸島と関係海域で生活し、生産活動に従事している。中国は南中国海諸島および関係海域を最も早く発見し、命名し、また開発・利用してきた。南中国海

諸島および関係海域に対して主権と管轄を最も早くかつ継続的、平和的、実効的に行使し、南中国海諸島に対する主権と南中国海における関係権益を確立した。

9. 早くも紀元前2世紀の前漢の時代において、中国人民はすでに南中国海を航行し、また長期にわたる実践の中で南中国海諸島を発見した。

10. 中国の歴史的な古書、例えば後漢の「異物誌」、三国時代の「扶南伝」、宋代の「夢梁録」と「嶺外代答」、元代の「島夷誌略」、明代の「東西洋考」と「順風相送」、清代の「指南正法」と「海国聞見録」などは、南中国海における中国人民の活動を記載しているだけでなく、南中国海諸島の地理的位置と地形の特徴、南中国海の水文と気象の特徴も記録し、南中国海諸島に「漲海崎頭」「珊瑚洲」「九乳螺洲」「石塘」「千里石塘」「万里石塘」「長沙」「千里長沙」「万里長沙」など多くの生き生きとした豊かなイメージを持った名称をつけた。

11. 中国の漁民は南中国海を開発・利用した歴史的過程において、かなり固定化された南中国海諸島に対する命名体系を形作った。例えば、島嶼と砂洲を「峙」と称し、礁を「鏹」「線」「沙」と称し、環礁を「匡」「圈」「塘」と称し、暗沙（サンゴ島）を「沙排」などと称している。明・清時代に作成された「更路簿」は中国漁民が中国の大陸沿海地域と南中国海諸島の間を往来する航海案内書であり、多種の写本が伝わり、現在でも使用されており、中国人民の南中国海諸島における生活と生産・開発の活動を記録し、中国漁民による南中国海諸島に対する命名を記載している。そのうち、南沙諸島の島、礁、灘、沙に対する命名は少なくとも70余カ所に達している。羅針盤の方位名によって命名されているものがあり、例えば「丑未」（渚碧礁）、「東頭乙辛」（蓬勃暗沙）がそれである。その特産物によって命名された名称もあり、例えば「赤瓜線」（赤瓜礁）、「墨瓜線」（南屏礁）がそれである。また島嶼・礁の形状により命名されたものである「鳥串」（仙娥礁）、「双担」（信義礁）、ある種の実物によって命名した「鍋蓋峙」（安波沙洲）、「秤鈎峙」（景宏島）、水道によって命名された「六門沙」（六門礁）などもある。

12. 南中国海諸島に対する中国人民の命名の一部は、西洋の航海者に引用され、また19～20世紀の権威ある航海案内書と海図に表記されている。例えば Namyit（鴻庥島）、Sin Cowe（景宏島）、Subi（渚碧礁）は海南方言の発音の「南乙」「秤鈎」と「丑未」に由来するものである。

13. 数多くの歴史的文献と文物資料が証明しているように、中国人民は南中国海諸島および関係海域に対して絶え間ない開発と利用を行ってきた。明・清時代以来、中国の漁民は毎年北東の季節風を利用して南下し、南沙諸島海域で漁業生産活動に従事し、翌年には南西の季節風を利用して大陸に引き返す。また一部の中国漁民は一年中、島に留まり、漁獲を行い、井戸を掘って水を汲み、開墾して作付けを行い、住居を構え廟を建て、家禽や家畜を飼育するようになった。国内外の史料の記載と考古学の発見によると、南沙諸島の一部の島嶼・礁上にはかつて中国漁民が残した農作物、井戸、家屋、廟宇、お墓と石碑などがあつた。

14. 数多くの外国文献には長期にわたって中国人だけが南沙諸島で生産し生活していた事実が記録されている。

15. 1868年に出版された英国海軍作成の「中国海水路誌」は、南沙の鄭和群礁について言及した際、「海南の漁民は、ナマコ、貝類を捕って生計を立てており、各島には全て彼らの足跡が残り、また島嶼・礁に住み着いている者もいる」、「太平島の漁民は他の島の漁民より生活がより快適で、太平島の井戸水は他の島より水質が良い」と記載している。1906年に出版された「中国海水路誌」および1912年、1923年、1937年などの各版の「中国航海誌」には多くの箇所でも中国漁民が南沙諸島で生産・生活していることを記載している。

16. 1933年9月にフランスで出版された雑誌「彩色植民地世界」は次のように記している。南沙諸島の9つの島には中国人（海南人）だけが住んでいて、中国人以外に他国の人はいない。当時、西南島（南子島）には計7人の住民がいて、そのうち子供は2人。帝都島（中業島）には計5人の住民がいる。スプラトリー島（南威島）には計4人の住民がおり、1930年の時よりも1人増えている。ロアイタ島（南鑰島）には中国人が残した神座、茅屋、井戸があり、イツアバ島（太

平島)には人跡がなかったが、中国文字のあるの碑があり、その大意は食糧をここに運んできたが、人が見つからなかったため、それをブリキ(フランス語原文は石となっている)の下に置いた。その他の各島でも、至る所で漁民が居住した形跡がある。この雑誌はまた、太平島、中業島、南威島などの島嶼は植生が繁茂し、飲用できる井戸があり、椰子の木、バナナの木、パパイヤの木、パイナップル、パクチョイ、ジャガイモなどが植えられていて、家禽を飼育し、人が住むのに適している、と記載している。

17. 1940年に出版された日本の文献「暴風の島」や1925年に米国海軍水路測量局が発行した「アジア水域航行案内」(第4巻)なども南沙諸島での中国漁民の生産・生活の状況を記載している。

18. 中国は南中国海諸島および関係の海上活動を最も早くから始め、継続して管理している国である。歴史上、中国は行政区画の設置と統治、水軍巡視、資源開発、天文測量、地理調査などの手段を通じて、南中国海諸島と関係海域に対して継続的、平和的、実効的な管轄を行ってきた。

19. 例えば、宋代、中国は広東・広西地区に経略安撫使を設け、中国の南部国境を統治した。宋代の曾公亮は「武経総要」の中で中国が南中国海の海防を強化するために、海洋をパトロールする水軍を設立し、南中国海を巡視したことに言及している。清代の明誼が編纂した「瓊州府誌」、鐘元棟が編纂した「崖州誌」などの著作はすべて「石塘」「長沙」を「海防」の条項に組み入れている。

20. 「広東通誌」「瓊州府誌」「万州誌」など中国の政府が編纂した多くの地方誌には、「疆域」あるいは「輿地山川」という条項の中に「万州に千里長沙、万里石塘有り」、あるいは類似の記載がある。

21. 中国の歴代政府はまた政府発行の地図上において南中国海諸島を中国の領土として標示している。1755年の「皇清各直省分図」の「天下総輿図」、1767年の「大清万年一統天下図」、1810年の「大清万年一統地理全図」、1817年の「大清一統天下全図」などの地図はいずれも南中国海諸島を中国の版図に組み入れている。

22. 歴史の事実が表明しているように、中国人民はずっと、南中国海諸島と関係海域を生産と生活の場所とし、各種の開発・利用活動に従事してきている。中国の歴代政府も南中国海諸島に対して継続的、平和的、実効的な管轄を実施している。長い歴史の過程において、中国は南中国海諸島に対する主権と南中国海における関係権益を確立し、中国人民は早くから南中国海諸島の主(ぬし)となっていた。

(二) 中国はあくまでも南中国海における領土主権と海洋権益を断固守る

23. 南中国海諸島に対する中国の主権は20世紀までいかなる挑戦も受けなかった。20世紀の30年代から40年代まで、フランスと日本は前後して武力で中国の南沙諸島の一部の島嶼・礁を不法に侵略し占領した。それに対し、中国人民は奮い立って抵抗し、当時、中国政府も一連の措置をとり、南沙諸島に対する主権を守った。

24. 1933年、フランスは南沙諸島の一部の島嶼・礁に侵入し、官報で「占領した」と宣言し、「9つの小島事件」を起こした。それは中国の各地各界の強烈な反響を引き起こし、みんなですべてに抗議し、フランスの侵略行為に対する非難の声が続々と上がった。南沙諸島に居住していた中国漁民も現地で抵抗し、符洪光、柯家裕、鄭蘭錠らは太平島、北子島、南威島、中業島などの島でフランスの国旗を掲げている旗竿を切り倒した。

25. 「9つの小島事件」が発生した後、中国外交部のスポークスマンは、南沙諸島の関係島嶼には「わが国の漁民だけが居住し、国際的にも中国の領土だと認められている」と表明し、フランスが9つの小島に侵入したことに對して中国政府は嚴重に抗議した。同時に、広東省政府はフランスが中国漁民を感わしだまし、フランス国旗を掲げさせたことに對して、各県の県長に布告を

出すように命令し、南沙諸島および関係海域で作業する中国漁船が外国の国旗を掲げることを禁止し、また漁民に中国国旗を配り、掲げるよう要求した。

26. 外交部、内政部と海軍部などの部門によって構成された水陸地図審査委員会は、中国の南中国海諸島の各島嶼、礁、灘、沙の名称を特に審査して決定し、また 1935 年に「中国南中国海各島嶼図」を編纂・出版し、公布した。

27. 日本は中国侵略戦争の期間、かつて中国の南中国海諸島を不法に侵略し占領したことがある。中国人民は日本の侵略に対して勇敢に抵抗した。世界反ファシズム戦争と中国人民抗日戦争が推進され、中米英の三カ国は 1943 年 12 月に「カイロ宣言」を発表し、日本は盗み取った中国の領土を中国に返還しなければならないと厳粛に言い渡した。1945 年 7 月、中米英の三カ国は「ポツダム宣言」を発表し、そのうちの第 8 条で「「カイロ宣言」の条件は必ず実施されなければならない」と明確に規定した。

28. 1945 年 8 月、日本は「ポツダム宣言」の無条件降伏を受け入れると宣言した。1946 年 11 月から 12 月まで、中国政府は林遵大佐らの軍隊と政府の高官を派遣し、「永興」「中建」「太平」「中業」の 4 隻の軍艦に乗って、それぞれ西沙諸島と南沙諸島へ赴き、儀式を行い、改めて主権碑を立て、軍隊を派遣し駐屯守備させた。その後、中国政府は以上の 4 隻の軍艦名を用いて西沙諸島と南沙諸島の 4 つの島嶼に対して新たに命名した。

29. 1947 年 3 月、中国政府は太平島に南沙諸島管理处を設け、広東省の管轄下に置いた。中国はまた太平島で气象台とラジオ放送局を設置し、6 月から対外的に気象情報を放送し始めた。

30. 南中国海諸島に対して新たに地理測量と地図作製を行った上で、中国政府は 1947 年に「南中国海諸島地理誌略」を編纂し、「南中国海諸島新旧名称対照表」を審査して決め、南中国海断続線を標記した「南中国海諸島位置図」を制作した。1948 年 2 月、中国政府は「南中国海諸島位置図」を含む「中華民国行政区域図」を公布した。

31. 1949 年 6 月、中国政府は「海南特区行政長官公署組織条例」を公布し、「海南島、東沙諸島、西沙諸島、中沙諸島、南沙諸島およびその他の付属島嶼」を海南特区に組み入れた。

32. 中華人民共和国が 1949 年 10 月 1 日に成立した後、何度も重ねて主権を表明し、また立法、行政区画の設置と統治、外交交渉などの措置を講じて南中国海諸島に対する主権と南中国海における関係権益をよりいっそう擁護した。中国の南中国海諸島および関係海域に対するパトロール・法執行、資源開発と科学調査などの活動は一度も中断したことがない。

33. 1951 年 8 月、中国外交部長の周恩来は「米英の対日講和条約案及びサンフランシスコ会議に関する声明」を発表し、「実は、西沙諸島と南威島は、南沙諸島、中沙諸島および東沙諸島と全く同じように、これまでずっと中国の領土である。日本帝国主義が起こした侵略戦争期間、一時陥落したが、日本降伏後、当時の中国政府はそれを全部接収したのである。」「中華人民共和国の南威島と西沙諸島における犯すことのできない主権は、米英の対日講和条約案に規定の有無にかかわらず、またどのように規定されていようが、なんら影響を受けるものではない」と指摘した。

34. 1958 年 9 月、中国は「領海に関する中華人民共和国政府声明」を発表し、中国の領海の幅員は 12 カイリとし、直線基線の方法を採用して領海の基線を確定し、上記の規定は「東沙諸島、西沙諸島、中沙諸島、南沙諸島およびその他の中国に所属する島嶼」を含む中華人民共和国の一切の領土に適用する、と明確にした。

35. 1959 年 3 月、中国政府は西沙諸島の永興島に「西沙・南沙・中沙諸島事務所」を設立した。1969 年 3 月、同「事務所」を「広東省西沙・中沙・南沙諸島革命委員会」と改称した。1981 年 10 月、「西沙・南沙・中沙諸島事務所」という名称を回復させた。

36. 1983 年 4 月、中国地名委員会は授権されて南中国海諸島の一部の標準地名、計 287 カ所を公布した。

37. 1984 年 5 月、第六期全国人民代表大会第二回会議は海南行政区の設立を決定し、管轄範囲には西沙諸島、南沙諸島、中沙諸島の島嶼・礁およびその海域を含むとした。

38. 1988 年 4 月、第七期全国人民代表大会第一回会議は海南省の設立を決定し、管轄範囲には西沙諸島、南沙諸島、中沙諸島の島嶼・礁およびその海域を含むとした。

39. 1992 年 2 月、中国は「中華人民共和国領海及び接続水域法」を公布し、中国の領海と接続水域の基本的法律制度を確立し、また「中華人民共和国の陸地領土は……東沙諸島、西沙諸島、中沙諸島、南沙諸島およびその他の中国に属する一切の島嶼を含む」と明確に規定した。1996 年 5 月、第八期全国人民代表大会常務委員会第十九回会議は「海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）」の批准を決定し、同時に「中華人民共和国は 1992 年 2 月 25 日に公布した「中華人民共和国領海及び接続水域法」の第 2 条に列記した各諸島および島嶼に対する主権を重ねて言明する」と声明した。

40. 1996 年 5 月、中国政府は中国大陸沿海の山東省高角から海南島峻壁角までの 49 の領海基点と直線でつながる領海基線、および西沙諸島の 28 の領海基点と直線でつながる基線を公布し、またその他の領海基線を別途公布すると宣言した。

41. 1998 年 6 月、中国は「中華人民共和国排他的経済水域及び大陸棚法」を公布し、中国の排他的経済水域と大陸棚の基本的法律を確立し、また「本法の規定は中華人民共和国が享有する歴史的権利に影響しない」と明確に規定した。

42. 2012 年 6 月、国務院は海南省西沙・南沙・中沙諸島事務所を廃止し、地区クラスの三沙市を設置し、西沙諸島、中沙諸島、南沙諸島の島嶼・礁およびその海域を管轄することを批准した。

43. 中国は南中国海の生態と漁業資源の保護を非常に重視している。1999 年から、中国は南中国海で夏季休漁制度を実施している。2015 年末現在、中国は南中国海で国家レベルの水生生物自然保護区 6 カ所、省レベルの水生生物自然保護区 6 カ所を設けていて、総面積は 269 万ヘクタールに達している。国家レベルの水産生殖資源保護区 7 カ所を設置し、総面積は 128 万ヘクタールにのぼっている。

44. 1950 年代から、中国の台湾当局はずっと南沙諸島の太平島に駐屯し守備している。民事サービス管理機構も設置されていて、島の自然資源の開発・利用も行っている。

（三）南中国海諸島に対する中国の主権は国際社会で広く認められている

45. 第二次世界大戦終結後、中国は南中国海諸島を取り戻し、主権の行使を回復し、世界の数多くの国は南中国海諸島が中国の領土であることを認めている。

46. 1951 年、サンフランシスコ対日講和会議は、日本が南沙諸島と西沙諸島に対する全ての権利、権原および請求権を放棄すると規定した。1952 年、日本政府は台湾、澎湖列島および南沙諸島、西沙諸島に対する全ての権利、権原および請求権を放棄すると正式に表明した。同年、当時の日本の外相であった岡崎勝男自らが署名し推薦した「標準世界地図集」の第 15 図「東南ア

ジア」の中には、「サンフランシスコ講和条約」で、日本が放棄しなければならないと規定された西沙、南沙諸島および東沙、中沙諸島の全てが中国に属すと標示されている。

47. 1955 年 10 月、国際民間航空機関（ICAO）はマニラで会議を開き、米国、英国、フランス、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、タイ、フィリピン、南ベトナムと中国の台湾当局が代表を派遣して出席し、フィリピンの代表は会議の議長、フランスの代表は副議長であった。会議で採択された第 24 号決議において中国の台湾当局が南沙諸島で気象観測を強化することを要求した。これに対して会議ではいかなる代表も異議あるいは留保を提起しなかった。

48. 1958 年 9 月 4 日、中国政府は「領海に関する中華人民共和国政府声明」を発表し、中国の領海の幅員は 12 カイリであると宣言し、また「以上の規定は中華人民共和国の一切の領土に適用し、……東沙諸島、西沙諸島、中沙諸島、南沙諸島およびその他の中国に属する島嶼を含む」と明確に指摘した。9 月 14 日、ベトナムのファム・ヴァン・ドン首相は中国の周恩来国務院総理に送った覚書で、「ベトナム民主共和国政府は中華人民共和国政府の 1958 年 9 月 4 日の領海決定に関する声明を認め、これに賛同する」、「ベトナム民主共和国政府はこの決定を尊重する」と厳かに表明した。

49. 1956 年 8 月、米国の台湾駐在機構のドナルド・ウェブスター等書記官は中国の台湾当局に対し、米国の軍人が黄岩島、双子群礁、景宏島、鴻庥島、南威島などの中沙、南沙諸島の島嶼・礁で地形測量を行うつもりだと口頭で申請した。中国の台湾当局はその後、米国の申請に同意した。

50. 1960 年 12 月、米国政府は中国の台湾当局に、書簡で米軍の人員が南沙諸島の双子群礁、景宏島、南威島で実地測量することの「許可申請」をした。中国の台湾当局は米国の上述の申請に同意した。

51. 1972 年、「中華人民共和国政府と日本国政府の共同声明」の中で日本は「ポツダム宣言」第 8 条の規定の順守を堅持すると重ねて表明した。

52. フランス通信社（AFP）の報道によれば、1974 年 2 月 4 日、当時のインドネシア外相のアダム・マリクは、「もしわれわれが現在発行されている地図を見れば、その図にあるパラセル諸島（西沙諸島）とスプラトリー諸島（南沙諸島）は全て中国に属していることがわかる」。われわれは一つの中国しか承認していないので、「これはわれわれにとって、これらの諸島が中華人民共和国に属していることを意味している」と表明した。

53. 1987 年 3 月 17 日から 4 月 1 日まで開催された、ユネスコ政府間海洋学委員会（UNESCO/IOC）第 14 回会議は、当該委員会の事務局が提出した「全球海面水位観測システム実施計画 1985－1990」（IOC/INF－663REV）について討議した。当該文書は西沙諸島と南沙諸島を全球海面水位観測システムに組み込むよう提言し、またこの二諸島は「中華人民共和国」に属すると明文化している。当該計画を執行するために、中国政府は南沙諸島と西沙諸島上の各 1 つを含む、5 つの海洋観測ステーションを建設することを委任された。

54. 南中国海諸島が中国に属するということは早くに国際社会の普遍的な認識になっている。多くの国で出版された百科事典、年鑑と地図は全て南沙諸島を中国に属すると標記している。例えば、1960 年アメリカのワールドマーク出版社が出版した「ワールドマーク諸国百科事典」、1966 年日本の極東書店が出版した「新中国年鑑」、1957 年、1958 年と 1961 年にドイツ連邦共和国で出版された「世界大地図集」、1958 年にドイツ民主共和国で出版された「地球と地理地図集」、1968 年にドイツ民主共和国で出版された「ハク世界大地図集」、1954 年から 1959 年までソ連で出版された「世界地図集」、1957 年にソ連で出版された「外国行政区域区分」付図、1959 年にハンガリーで出版された「世界地図集」、1974 年にハンガリーで出版された「図解本世界政治経済地図集」、1959 年にチェコスロバキアで出版された「ポケット世界地図集」、1977 年にルーマニアで出版された「世界地理図集」、1965 年にフランスのラルース出版社が出版した「国際政治経済地図集」、1969 年にフランスのラルース出版社が出版した「ラルース現代地図集」、

日本の平凡社が1972年と1983年に出版した「世界大百科事典」の付図と1985年に出版した「世界大地図集」、および1980年に日本の国土地理協会が出版した「世界とその国々」の付図などがそれである。

二、中比の南中国海をめぐる紛争の経緯

55. 中比の南中国海をめぐる紛争の核心はフィリピンが中国の南沙諸島の一部島嶼・礁を不法に侵略し占領したことによって引き起こされた領土問題である。その他に、国際海洋法の制度の発展に伴い、中比には一部の海域において海洋境界画定の紛争も発生している。

(一) フィリピンによる不法な侵略・占領が中比の南沙島嶼・礁紛争を発生させた

56. フィリピンの領土範囲は1898年の「米西(米国・スペイン)パリ平和条約」(「パリ条約」)、1900年の「米西両国のフィリピンの離島割譲に関する条約」(「ワシントン条約」)、1930年の「英領北ボルネオと米領フィリピンの境界画定に関する条約」(「英米条約」)など一連の国際条約によって定められたものである。

57. 中国の南中国海諸島はフィリピンの領土の範囲外にある。

58. 1950年代、フィリピンは中国の南沙諸島を手に入れようとたくらんだ。しかし、中国の断固たる反対の下、フィリピンは活動を停止した。1956年5月、フィリピン人のトーマス・クロマは探検隊を率いて南沙諸島に上陸し、中国の南沙諸島の一部島嶼・礁を勝手に「フリーダムランド」と称した。その後、フィリピン副大統領兼外相のカルロス・ポレスティコ・ガルシアは、クロマの活動に支持を表明した。これに対し、中国外交部のスポークスマンは5月29日に声明を発表し、南沙諸島は「従来から中国領土の一部である。中華人民共和国はこれらの島嶼に対し争う余地のない合法的な主権を有する……いかなる国のいかなる口実、いかなる方法による侵犯も決して許さない」と厳正に指摘した。同時に、中国の台湾当局は軍艦を派遣し、南沙諸島を巡航し、南沙諸島の太平島での駐屯守備を再開した。その後、フィリピン外交部が、フィリピン政府はクロマのこの行いについて事前にその事情を知らず、同意もしていないと表明した。

59. 1970年代から、フィリピンは前後して、武力行使により中国南沙諸島の一部島嶼・礁を侵略、占領し、不法な領土主張を提起した。1970年の8月と9月に、フィリピンは馬欽島と費信島を不法に侵略し占領した。1971年4月、フィリピンは南鑰島と中業島を不法に侵略、占領した。1971年7月、フィリピンは西月島と北子島を不法に侵略し占領した。1978年3月と1980年7月、フィリピンは双黄沙洲と司令礁を不法に侵略し占領した。1978年6月、フィリピンのフェルディナンド・マルコス大統領は大統領令第1596号に署名し、中国南沙諸島の一部島嶼・礁および周辺の広範囲の海域を「カラヤーン諸島」(「カラヤーン」はタガログ語で「フリーダム」の意味)と名付け、「カラヤーン地方」を画定し、不法にフィリピン領土の範囲に組み入れた。

60. フィリピンはまた国内での一連の立法により、自らの領海、排他的経済水域、大陸棚などの主張を提起した。そのうちの一部は南中国海における中国の権益に抵触する。

61. フィリピンは中国南沙諸島の一部島嶼・礁を不法に侵略し占領した事実を隠し、領土拡張の野望を実現するために、次のような一連の口実をでっち上げた。◇「カラヤーン諸島」は南沙諸島に属さず、「無主地」である。◇南沙諸島は第二次世界大戦後は「信託統治地域」である。◇フィリピンが南沙諸島を占領したのは「地理的近接性」に依拠し、「国家の安全保障」のための必要である。◇「南沙諸島の一部島嶼・礁はフィリピンの排他的経済水域と大陸棚に位置する」。◇フィリピンが関係島嶼・礁を「実効支配」していることは変えることのできない「現状」となっている。

(二) フィリピンの不法な主張には歴史的、法理的根拠が全くない

62. 歴史と国際法から見れば、フィリピンの南沙諸島の一部島嶼・礁に対する領土主張には全く根拠がない。

63. 第一に、南沙諸島はいまだかつてフィリピンの領土の構成部分であったことはない。フィリピンの領土範囲は一連の国際条約によって確定されている。これについては当時フィリピンの統治者であった米国はよく知っている。1933年8月12日、米領フィリピンの前元老院（上院）議員イサベロ・デ・ロス・レイエスが米国駐フィリピン総督のフランク・マーフィーに書簡を送り、地理的近接性を理由に一部の南沙島嶼がフィリピン諸島の一部分であると主張しようとした。関係書簡は米国陸軍省と国務省に転送され処理された。1933年10月9日、米国国務長官は返信で、「これらの島嶼は……早くも1898年にスペインから獲得したフィリピン諸島の境界外にある」と指摘した。1935年5月、米国陸軍長官ジョージ・ヘンリー・ダーンはコーデル・ハル国務長官に書簡を出し、フィリピンが提出した南沙諸島の一部島嶼に対する領土要求の「合法性と妥当性」について、国務省の意見を求めた。米国国務省歴史顧問室のボーグスが署名した覚書では、「米国としては関係島嶼がフィリピン諸島の一部分であると主張することは明らかに全く根拠がないのだ」と指摘している。8月20日、ハル国務長官はダーン陸軍長官に返信し、「米国が1898年の条約に基づき、スペインから獲得したフィリピン諸島の島嶼は第三条で規定された境界内にとどまる」と指摘し、同時に南沙諸島の関係島嶼に関して、「指摘すべきなのは、スペインがこれらの島嶼のいずれに対しても主権を行使、あるいは主権の主張を提起したといういかなる形跡もないことである」と述べた。これらの文書は、フィリピンの領土にはいまだかつて南中国海諸島が含まれたことがなく、この事実は米国を含む国際社会が認めていることを証明している。

64. 第二に、「カラヤーン諸島」がフィリピンが発見した「無主地」だという説は全く成り立たない。フィリピンはその国民が1956年にいわゆる「発見」したということに基づき、中国の南沙諸島の一部島嶼・礁を「カラヤーン諸島」と名付け、地理名称と概念上の混乱を引き起こし、南沙諸島を分割することをたくらんだ。実際のところ、南沙諸島の地理的範囲は明らかではっきりしており、フィリピンのいわゆる「カラヤーン諸島」がすなわち中国の南沙諸島の一部なのである。南沙諸島は早くから中国領土の切り離すことができない一部分となっていて、決して「無主地」ではない。

65. 第三に、南沙諸島はいわゆる「信託統治地域」でもない。フィリピンは、第二次世界大戦後の南沙諸島は「信託統治地域」で、主権が未定だと言う。フィリピンの言い方は法律的にも事実から見ても根拠がない。第二次世界大戦後の「信託統治地域」は、関係国際条約あるいは国連の信託統治理事会の関連書類に明記されていて、南沙諸島はいまだかつて上述のリストに記載されたことはなく、全く「信託統治地域」などではない。

66. 第四に、「地理的近接性」と「国家の安全保障」はいずれも領土取得の国際法上の根拠ではない。世界の多くの国の領土の一部は本国から遠く離れ、他国の沿岸に位置するものさえある。米国がフィリピンを植民統治していた期間に、フィリピン諸島付近の一つの島の主権をめぐるオランダとの紛争が発生した。米国が「地理的近接性」を理由に提起した領土主張は国際法上の根拠がないと判定された。いわゆる「国家の安全保障」を理由に他国を侵略・占領することはもっとでたらめなことである。

67. 第五に、フィリピンは、中国南沙諸島の一部島嶼・礁が排他的経済水域と大陸棚の範囲内にあるから、関係島嶼・礁はフィリピンに属す、あるいはフィリピンの大陸棚の一部分になると称する。この主張は「条約」が賦与している海洋の管轄権をもって中国の領土主権を否定しようとするもので、「陸が海を支配する」という国際法の原則に背くものであり、「条約」の主旨と目的に全く適合しない。「条約」の序では、「全ての国の主権に妥当な考慮を払いつつ海洋の法的秩序を確立する……」と規定されている。従って、沿岸諸国は他国の領土主権を尊重するという前提の下で、海洋の管轄権を主張しなければならず、自らの海洋の管轄権を他国の領土にまで拡張してはならず、ましてやそれによって他国の主権を否定し、他国の領土を侵犯してはならない。

68. 第六に、フィリピンのいわゆる「実効支配」は不法な侵略・占領によって確立したもので、違法で無効である。国際社会は、武力行使による侵略・占領で形成されたいわゆる「実効支配」を認めない。フィリピンのいわゆる「実効支配」は中国南沙諸島の一部島嶼・礁に対する赤裸々な武力による侵略と占領で、「国連憲章」（以下「憲章」と略す）と国際関係の基本原則に背いていて、国際法で明確に禁止されている。不法な侵略・占領に基づくフィリピンのいわゆる「実効支配」の確立は、南沙諸島が中国の領土であるという基本的な事実を変えることはできない。中国はいかなる人であれ南沙諸島の一部島嶼・礁が侵略・占領された状態を「既成事実」、あるいは「現状」と見なそうとすることに断固として反対し、これを決して認めない。

（三）国際海洋法の制度の発展が中比の海洋境界画定紛争を招いた

69. 「条約」の制定と発効に伴い、中国とフィリピン間の南中国海をめぐる紛争が逐次激化してきた。

70. 中国人民と中国政府の長きにわたる歴史的実践とこれまでの中国政府の一貫した立場、1958年の「領海に関する中華人民共和国政府声明」、1992年の「中華人民共和国領海及び接続水域法」、1996年の「中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会の「国連海洋法条約」の批准に関する決定」、1998年の「中華人民共和国排他的経済水域及び大陸棚法」、1982年の「海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）」などを含む国内法と国際法に基づき、中国の南中国海諸島は内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚を有する。この他に、中国は南中国海において歴史的な権利を有している。

71. フィリピンの1949年の共和国法第387号、1961年の共和国法第3046号、1968年の共和国法第5446号、1968年の大統領布告370号、1978年の大統領令1599号、2009年の共和国法第9522号などの法律に基づき、フィリピンは内水、群島水域、領海、排他的経済水域、大陸棚を公表した。

72. 南中国海では、中国の陸地領土の海岸とフィリピンの陸地領土の海岸は向かい合っていて、その距離は400カイリに満たない。両国が主張する海洋の権益区域が重なり合っている故に、海洋境界画定の紛争が発生している。

三、中比は南中国海をめぐる紛争の解決について既に共通認識に達している

73. 中国は断固として南中国海諸島の主権を守り、フィリピンが中国の島嶼・礁を不法に侵略・占領することに断固として反対し、フィリピンが一方的な主張により中国の管轄海域で権利を侵害する行動をとることに断固反対する。同時に、南中国海の平和・安定を擁護するという大局から出発し、中国は高度な自制を保ち、中比の南中国海をめぐる紛争を平和的に解決することを堅持し、そのために、たゆまぬ努力を払っている。中国は海上における見解の相違を管理制御すること、実務的な協力を推進することなどについて、フィリピンと何度も協議を行い、双方は話し合いを通じて南中国海をめぐる紛争を解決し、見解の相違を適切に管理制御することで重要な共通認識に達した。

（一）話し合いにより南中国海をめぐる紛争を解決することは中比の共通認識であり約束である

74. 中国は一貫して主権および領土保全の相互尊重、相互不可侵、相互の内政不干渉、平等互惠、平和共存の五原則に基づき、各国との友好関係を発展させることに努める。

75. 1975年6月、中比の関係が正常化し、両国は関係コミュニケで、両国政府が武力に訴えず、互いに武力による威嚇を行わないことに同意し、あらゆる紛争を平和的に解決することを明確に指摘した。

76. 実際のところ、中国の南中国海問題の解決における「紛争棚上げ、共同開発」という提議は、まずフィリピンに対して提起したものであった。1986年6月、中国の指導者の鄧小平がフィリピンのサルバドル・ラウレル副大統領と会見した際、南沙諸島は中国に属していると指摘し、同時に関係の紛争に対しては「この問題をまず棚上げし、しばらく放置する。数年たってから、われわれは席について、気持ちを落ち着けて冷静に各方面が受け入れることのできる方法について協議しよう。われわれはこの問題でフィリピンやその他の国との友好関係を妨げるようなことはしない」と表明した。1988年4月、鄧小平はフィリピンのコラソン・アキノ大統領と会見した際、「南沙諸島問題に対しては、中国は最も発言権を持っている。南沙は歴史的に中国の領土で、長い間、国際的に異議がなかった」、「両国の友好関係から出発し、この問題はまず棚上げし、共同開発の方法を採用しよう」と重ねて表明した。その後、中国は南中国海をめぐる紛争の処理および南中国海の周辺諸国との二国間関係を発展させる問題において、鄧小平の「主権は中国に属し、紛争を棚上げし、共同開発をする」という思想をずっと貫いている。

77. 1980年代以来、中国は話し合いによって中比の南中国海をめぐる紛争を管理制御・解決することについて一連の主張と提案を打ち出し、南沙諸島に対する主権、南中国海をめぐる紛争を平和的に解決する立場と、「紛争棚上げ、共同開発」の提案を何度も重ねて表明し、外部勢力の介入に明確に反対し、南中国海問題の国際化に反対し、紛争で両国関係の発展に影響をもたらすべきではないことを強調した。

78. 1992年7月、マニラで開催された第25回ASEAN外相会議で、「南中国海問題に関するASEAN宣言」が発表された。中国はこの宣言で述べられている関係の原則に賛成の意を表した。中国は話し合いによって、南沙諸島の一部島嶼・礁に関する領土問題を平和的に解決することを一貫して主張していて、武力に訴えることに反対し、条件が整えば、関係国と「紛争棚上げ、共同開発」について話し合いたいと考える。

79. 1995年8月、中比は共同発表した「中華人民共和国及びフィリピン共和国の南中国海問題とその他の分野の協力に関する協議の共同声明」で、「紛争は直接関係する国によって解決されるべきである」、「双方は順を追って協力を推進していき、最終的に話し合いによって双方の紛争を解決することを約束する」旨を示した。その後、中国とフィリピンは一連の二国間文書を通じて、二国間の話し合いにより南中国海問題を協議・解決するという共通認識を確認した。例えば1999年3月の「中国とフィリピン信頼醸成のワーキングチーム会議共同コミュニケ」、2000年5月の「中華人民共和国政府とフィリピン共和国政府の21世紀の二国間協力枠組みに関する共同声明」などがそれである。

80. 2002年11月、中国はASEAN10カ国と「南中国海各方面行為宣言（DOC）」（以下、「宣言」と略す）に共同で署名した。各国は「宣言」で、「1982年の『海洋法に関する国際連合条約』を含む公認の国際法原則にのっとり、直接的関係を有する主権国家が友好的な協議と話し合いにより、それらの領土と管轄権紛争を平和的に解決し、武力行使あるいは互いの武力による威嚇には訴えない」と厳かに誓約した。

81. その後、中比は一連の二国間文書を通じて、各自が「宣言」で行った厳かな誓約を確認した。2004年9月の「中華人民共和国政府とフィリピン共和国政府の共同プレスコミュニケ」、2011年9月「中華人民共和国政府とフィリピン共和国政府の共同声明」などがそれである。

82. 上述の中比両国の一連の二国間文書および「宣言」の関係規定は中比が南中国海をめぐる紛争の解決について達成した以下の共通認識と誓約を体現している。第一、関連の紛争は直接的関係を有する主権国家の間で解決するべきである。第二、関連の紛争は平等と相互尊重に基づき、話し合いによって平和的に解決する。第三、直接的関係を有する主権国家は、1982年の「海洋法に関する国際連合条約」などの公認の国際法の原則に基づき、「最終的に話し合いによって双方の紛争を解決する」。

83. 中比双方は話し合いによる紛争解決を何度も重ねて表明し、関連の話し合いは直接的な関係を有する主権国家が行うべきであると何度も強調していて、上述の規定は明らかにいかなる第

三者による紛争解決方式も排除する効果が生まれている。とりわけ、1995 年の共同声明では、「最終的に話し合いによって双方の紛争を解決する」ことが定められていて、この「最終的」という言葉は明らかに「話し合い」が双方が選んだ唯一の紛争解決の方法であり、第三者による紛争解決手順を含む他のあらゆる方法が排除されていることを強調するためのものである。上述の共通認識と誓約は両国間において、第三者による紛争解決の方法で中比の南中国海をめぐる紛争を解決することを排除する合意を構成している。この合意は必ず順守されなければならない。

(二) 南中国海をめぐる紛争を適切に管理制御することは中比間の共通認識である

84. 中国は一貫して、各国が規則の制定、仕組みの完備、実務的な協力、共同開発などの方法で紛争を管理制御し、南中国海をめぐる紛争の最終的な解決に良好な雰囲気を作りだすことを主張している。

85. 1990 年代以来、中比は紛争の管理制御について一連の共通認識に達している。第一、関連の紛争の問題に関して自制を保ち、事態を拡大化する可能性のある行動をとらないこと。第二、二国間協議の仕組みを通じて、紛争を管理制御することを堅持すること。第三、海上の実務的な協力と共同開発の推進を堅持すること。第四、関連の紛争が二国間関係の健全な発展、南中国海地域の平和と安定に影響を与えないようにすること。

86. 中比はまた、「宣言」において以下の共通認識に達した。自制を保ち、紛争を複雑化、拡大化し平和・安定に影響する行動をとらない。領土と管轄権紛争を平和的に解決するまでは、協力と理解の精神に基づき、各種ルートを努力して探し相互信頼を醸成する。海洋の環境保全、海洋科学の研究、海上航行と交通安全、捜索・救助、国際犯罪の取り締まりなどの分野における協力を検討あるいは展開する。

87. 中比は見解の相違の管理制御、海上での実務的な協力の展開において好ましい進展を遂げた。

88. 1999 年 3 月、中国とフィリピンは南中国海における信頼醸成に関するワーキングチーム設置の第一回会合を開催し、双方が発表した「中国とフィリピン信頼醸成のワーキングチーム会議共同コミュニケ」で「双方は「海洋法に関する国際連合条約」などの広く認められた国際法の原則に従い、協議を通じて紛争を平和的に解決することを誓約し、……双方は自制を保ち、事態の拡大化を招く可能性のある行動をとらない」と指摘した。

89. 2001 年 4 月、中比が発表した「第三回信頼醸成に関する専門家チーム会議の共同プレス声明」では、「双方は、両国が南中国海の協力方法を検討するために構築した協議メカニズムが効果的で、両国が達成した一連の了解と共通認識が中比関係の健全化および南中国海地域の平和と安定に建設的な役割を果たしていることを認識した」と指摘している。

90. 2004 年 9 月、中国とフィリピンの指導者が共に立ち合い、中国海洋石油総公司与フィリピン国家石油会社は「南中国海の一部海域における共同海洋地震作業の協議」に署名した。中比双方の同意を経て、2005 年 3 月、中国、フィリピン、ベトナムの三カ国の国家石油会社は「南中国海の協定区域における三カ国共同海洋地震作業の協議」を締結した。三カ国の石油会社は三年の協定期間内に、約 14 万 3 千平方キロの海域の協定区域で、一定数量の 2D および、または 3D の地震測線を収集・処理し、現存の一定数量の 2D 地震測線を再処理し、協定区域の石油資源の状況を研究・評価することを取り決めた。2007 年の「中華人民共和国とフィリピン共和国の共同声明」では、「双方は、南中国海における三カ国共同海洋地震作業が本区域の協力の手本となると考える。双方は、次の段階では三カ国の協力をより高いレベルに向上させ、本区域の相互信頼醸成の良好な情勢を強化することに同意した」と表明した。

91. 遺憾なのは、フィリピン側が協力の意向に欠け、中比の信頼醸成のワーキングチーム会議が停滞状態に陥り、中国・フィリピン・ベトナム三カ国の共同海洋地震探査作業も継続できなくなったことである。

四、フィリピンはしばしば紛争を複雑化させる行動をとっている

92. 1980年代から、フィリピンはしばしば紛争を複雑化させる行動をとってきた。

(一) フィリピンは中国の南沙諸島の一部の島嶼・礁に対する侵略・占領を拡大しようと企んでいる

93. 1980年代から、フィリピンは不法に侵略・占領した中国の南沙諸島の関係島嶼・礁で軍事施設を建設し始めた。90年代には、フィリピンは不法に侵略・占領した中国の南沙諸島の関係島嶼・礁で飛行場と海軍・空軍基地の建設を続け、大型輸送機、戦闘機の離着陸およびより多くのより大きな艦船が接岸できるようにするため、不法に侵略・占領した中国の南沙諸島の中業島を重点として、引き続き関係島嶼・礁で飛行場、兵営や埠頭などの施設を建設、整備した。フィリピンはわざと挑発行為をして、軍艦、飛行機を頻繁に派遣して中国の南沙諸島の五方礁、仙娥礁、信義礁、半月礁や仁愛礁に侵入し、中国が設置した測量標識をほしいままに破壊した。

94. それにも増してさらにひどいことには、1999年5月9日、フィリピンは57号戦車揚陸艦を派遣して中国の仁愛礁に侵入し、さらに「技術的故障による浅瀬乗り上げ」を口実に、仁愛礁で不法に「座礁」した。中国は直ちにフィリピンに厳重に抗議し、同艦を即座に撤去するよう要求した。だが、フィリピンは当該軍艦の「部品がない」ので撤去できないと称した。

95. これについて、中国は繰り返しフィリピンに対して申し立てをし、フィリピン側が同艦を撤去するよう再三要求した。例えば、1999年11月、駐フィリピン中国大使はフィリピンのドミンゴ・シアゾン外務長官とレオノーラ・ヘースス大統領府秘書室長と時間を約して会見し、同艦が仁愛礁に不法に「座礁」していることについて再度申し立てを行った。フィリピンは同艦を仁愛礁から撤去することを何度も約束したが、ずっとそれを行動に移さずに先延ばしにしている。

96. 2003年9月、フィリピンが仁愛礁で不法に「座礁」した軍艦の周辺に施設を建設しようとしていることを知り、中国は直ちに厳重に抗議した。フィリピンのフランクリン・エブダリン外務長官代行は、フィリピンは仁愛礁で施設を建設する考えはなく、フィリピンは「宣言」の署名国であり、最初の違反者になることはあり得ずまたなりたいたとも思わないと表明した。

97. しかしながら、フィリピンは同艦を撤去するという承諾の履行を拒否したばかりか、それよりいっそうひどくなり、さらなる挑発行為を行った。フィリピンは2013年2月に不法に「座礁」している同艦の周囲に固定ロープを張り巡らし、艦上の人員は頻繁に活動し、固定施設を構築しようとした。中国の度重なる申し立ての下で、フィリピンのヴォルテール・ガズミン国防長官は、フィリピンはただ同艦に対し補給と補修を行うだけであると言い、仁愛礁で施設構築をしないと約束した。

98. 2014年3月14日、フィリピン外務省は声明を発表し、フィリピンが当時57号戦車揚陸艦を仁愛礁に「座礁」させたのは、まさに「同艦をフィリピン政府の恒久的施設として仁愛礁に配置する」ためであったと公然と言明した。これを口実に同艦を撤去するという承諾の履行を拒否し続け、さらには仁愛礁を侵略・占領するという目的を達成することを企てた。これに対して中国はひどく驚き、またフィリピン側がいかなる形式であろうとも仁愛礁を侵略・占領することは決して許さないと再度表明した。

99. 2015年7月、フィリピンはフィリピン側が仁愛礁で「座礁」した軍艦の補強を行っているとの声明を発表した。

100. フィリピンは軍艦を仁愛礁に「座礁」させ、撤去を承諾したにもかかわらず終始その誓約を破り、補強措置をとることに至り、自らの実際の行動をもってフィリピンこそ「宣言」に公然と違反した最初の国であることを証明した。

101. 長きにわたって、フィリピンは不法に中国の南沙諸島の関係島嶼・礁を侵略し占領し、さらに島嶼・礁でさまざまな軍事施設を建設し、既成事実をでっちあげ、長期的に占有しようと企てている。フィリピンのすることなすことは、中国の南沙諸島の関係島嶼・礁に対する主権を深刻に侵害し、「憲章」と国際法の基本的準則に甚だしく違反している。

(二) フィリピンはしばしば海上における権利侵害を拡大している

102. 1970年代から、フィリピンはその一方的な主張をよりどころとして、前後して中国の南沙諸島の礼楽灘や忠孝灘などの地に侵入して石油・天然ガスの採掘を不法に行い、また関係エリアの対外入札募集も行った。

103. 21世紀に入ってから、フィリピンは対外入札募集の範囲を拡大し、中国の南沙諸島の関係海域に広域にわたって侵入した。2003年、フィリピンは中国の南沙諸島の広い範囲の関係海域を対外入札募集のエリアに決めた。2014年5月、フィリピンは第5回の石油・天然ガス採掘の入札募集を行い、うち4つの入札募集エリアは中国の南沙諸島の関係海域に侵入したのである。

104. また、フィリピンは絶えず中国の南沙諸島の関係海域に侵入して、中国の漁民と漁船の正常な作業を妨害した。大まかな統計によると、1989年から2015年にかけて、上述の海域でフィリピンの不法侵入によって発生した中国の漁民の生命と財産の安全を侵害した事件は合計97件に達し、そのうち発砲事件が8件、強盗事件が34件、拘束事件が40件、追跡事件が15件であり、合計で中国の200艘近くの漁船、1000人以上の漁民が事件に巻き込まれた。また、フィリピンは中国の漁民を野蛮で、乱暴に扱い、彼らに非人道的扱いを加えた。

105. フィリピンの武装人員は中国の漁民の生命の安全をいつも無視し、武力を乱用している。例えば、2006年4月27日、フィリピンの武装した漁船が中国の南沙諸島の南にある浅海域に侵入し、中国の「瓊瓊海 03012」号漁船を攻撃した。フィリピン側の武装した一艇のボートと銃を所持した4人が中国の漁船に近づき、さらに漁船の操舵室に向かって射撃し続け、陳奕超ら4名の漁民がその場で死亡し、2人が重傷、1人が軽傷を負うという結果となった。その後、銃を所持した13人が強引に漁船に上がってきて強奪し、船上の衛星ナビゲーションと通信設備、漁具や漁獲物などを略奪した。

106. フィリピンは南中国海におけるその不法な主張の拡大を図るため、しばしばさまざまな海上における権利侵害行動をとり、中国の南中国海における主権と関連の權益をひどく侵害している。フィリピンの権利侵害行為は「宣言」の中における自制を保つこと、紛争を複雑化させ、拡大化させる行動をとらないということに関する誓約に対する深刻な違反である。フィリピンは中国の漁船と漁民を銃で攻撃し、強奪し、中国の漁民を不法に捕まえて拘留し、さらに彼らに非人道的な扱いを加え、中国の漁民の人身と財産の安全および人格の尊厳を著しく侵害し、基本的人権を公然と踏みにじった。

(三) フィリピンは中国の黄岩島に手を出そうとたくらんでいる

107. フィリピンはまた中国の黄岩島に対して領土要求を提出し、しかも不法な侵略・占領をたくらんでいる。

108. 黄岩島は中国の固有の領土であり、中国は継続的、平和的、かつ実効的に黄岩島に対する主権と管轄を行使している。

109. 1997 年に至るまでは、フィリピンは黄岩島が中国に属することに対してなんらの異議も唱えず、その領土要求を提出したこともなかった。1990 年 2 月 5 日、ビアンベニード駐ドイツフィリピン大使はドイツの無線愛好者のディター・レフラーに手紙を送り、「フィリピン国土地理・資源情報庁によれば、スカボロー礁あるいは黄岩島はフィリピンの領土主権の範囲内にはない」と語っている。

110. フィリピン国土地理・資源情報庁が 1994 年 10 月 28 日に発行した「フィリピン共和国の領土境界線証明書」では、「フィリピン共和国の領土境界線と主権は 1898 年 12 月 10 日に締結した『パリ条約』第 3 条によって確定する」と表明し、また「フィリピン環境天然資源省がフィリピン国土地理・資源情報庁を通じて発行した第 25 号公式地図の中で表示した領土境界線は完全に正確で、また真の状態を体現している」と確認している。前述したように、「パリ条約」とその他の 2 つの条約はフィリピンの領土境界線を確定し、中国の黄岩島は明らかにこの境界線の外にある。第 25 号公式地図はこの事実を反映している。1994 年 11 月 18 日に米国のアマチュア無線連盟 (ARRL) 宛ての手紙の中で、フィリピンのアマチュア無線連盟 (PARA) は「1 つの非常に重要な事実、(フィリピンの) 関係政府機関は 1898 年 12 月 10 日に締結した『パリ条約』第 3 条に基づいてスカボロー礁 (黄岩島) は間違いなくフィリピンの領土境界線の外にあると宣言したのである」と書いている。

111. 1997 年 4 月、フィリピンはその領土範囲には黄岩島が含まれないという立場をがらりと変え、中国無線電運動協会 (CRSA) が企画した国際共同アマチュア無線探検隊の黄岩島での探検活動に対して追跡、監視、妨害を行い、さらには歴史的事実を顧みず、黄岩島はフィリピンが主張した 200 カイリ排他的経済水域内にあり、フィリピンの領土であると公言した。これに対し、中国は何度もフィリピンに申し立てを提出し、黄岩島は中国の固有の領土であり、フィリピンの主張は不当、不法で、無効なものであると明確に指摘した。

112. 2009 年 2 月 17 日、フィリピン国会は共和国法第 9522 号を採択し、中国の黄岩島と南沙諸島の一部の島嶼・礁をフィリピンの領土に不法に組み入れた。これに対し、中国は直ちにフィリピンと交渉を行い、また声明を発表し、中国の黄岩島と南沙諸島およびその付近海域に対する主権を再度表明し、黄岩島と南沙諸島の島嶼に対して他のいかなる国が提出する領土主権の要求も全て不法で、無効である、とした。

113. 2012 年 4 月 10 日、フィリピンは軍艦「デル・ピラール」号を派遣し、中国の黄岩島の付近海域に押し入り、当該海域で作業中の中国の漁民、漁船を不法に拘束して拘留し、さらに深刻な非人道的扱いを行い、黄岩島事件を故意に引き起こした。中国は直ちに北京とマニラでフィリピンに対し何度も厳正な抗議を提出し、フィリピンの中国の領土主権への侵犯と、中国の漁民への傷害行為に対して強烈な抗議を表明し、フィリピンが直ちに一切の船と人員を撤退させるよう要求した。それと同時に、中国政府は迅速に中国海洋環境監視監測船隊の「海監」船と農業部漁業局の漁政執法船を派遣して黄岩島に赴かせ、主権を守り、中国の漁民を救助した。2012 年 6 月、中国の数次にわたる厳正な交渉を経て、フィリピンは黄岩島から関係船舶と人員を撤退させた。

114. フィリピンが中国の黄岩島に対して提出した不法な領土要求にはいかなる国際法のよりどころもない。黄岩島がフィリピンの 200 カイリ排他的経済水域にありフィリピンのいわゆる領土であるという主張は、明らかに国際法に対する故意で、でたらめな歪曲である。フィリピンが軍艦を派遣し黄岩島の付近海域に武装して押し入ったことは、中国の領土主権を甚だしく侵害し、「憲章」と国際法の基本的原則に著しく背くものである。フィリピンはフィリピン側の船と人員が大規模に中国の黄岩島海域に侵入することを扇動しそそのかしている。これは黄岩島海域における中国の主権と主権的権利を深刻に侵害した。フィリピンが黄岩島海域で正常作業中の中国の漁民を不法に捕まえて拘留し、さらに彼らに非人道的扱いを加えたことは、中国の漁民の人格の尊厳を深刻に侵害し、人権を踏みにじった。

(四) フィリピンが一方的に仲裁を提起したことは悪意のある行為である

115. 2013 年 1 月 22 日、当時のフィリピン共和国政府は中比間で達成し、また何度も確認した話し合いにより南中国海をめぐる紛争を解決するとした共通認識に背き、「宣言」におけるその厳粛な誓約に違反し、領土紛争は「条約」の調整範囲に属さず、海洋境界画定紛争はすでに 2006 年の中国の関係声明によって除外されたことを明らかに承知している状況下で、故意に関係紛争を単純な「条約」の解釈または適用の問題に装い、「条約」による紛争解決メカニズムを乱用し、一方的に南中国海に関する仲裁案を提起した。フィリピンのこの行為は、中国との紛争を解決するためではなく、それによって中国の南中国海における領土主権と海洋権益を否定することが目的である。フィリピンのその行為は悪意のあるものである。

116. 第一に、フィリピンが一方的に仲裁を提起したことは、中比が二国間の話し合いによって紛争を解決するという合意に違反する。中比は関係の二国間文書の中すでに話し合いによって南中国海をめぐる紛争を解決するという合意を結び、しかも何度もそれを確認した。中国とフィリピンは「宣言」の中で話し合いによって南中国海をめぐる紛争を解決することについて厳かに誓約し、さらに何度も二国間の文書において確認していた。上述の中比二国間の各文書および「宣言」の関連規定は相互に補完し合い、中比両国間の合意を構成している。両国はそれらに基づいて話し合いによって関係紛争を解決することを選択し、仲裁を含む第三者による解決方式を排除している。「約束は守らなければならない」という国際法の基礎的規範は必ず実行されなければならない。フィリピンが自らの厳粛な誓約に背いたことは、深刻な信義に背く行為である。フィリピンのためにいかなる権利も設けず、中国のためにいかなる義務を増やすこともしない。

117. 第二に、フィリピンが一方的に仲裁を提起したことは、中国が「条約」の締約国として紛争解決方法を自ら選択する権利の侵害である。「条約」第 15 部第 280 条では、「この部のいかなる規定も、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を当該締約国が選択する平和的手段によって解決することにつき当該締約国がいつでも合意する権利を害するものではない」と規定している。第 281 条では、「この条約の解釈又は適用に関する紛争の当事者である締約国が、当該締約国が選択する平和的手段によって紛争の解決を求めることについて合意した場合には、この部に定める手続は、当該平和的手段によって解決が得られず、かつ、当該紛争の当事者間の合意が他の手続の可能性を排除していないときに限り適用される」と規定している。中比両国間ではすでに話し合いによる紛争の解決について明確な選択をしているため、「条約」が定めた第三者による強制的紛争解決手続きは適用しない。

118. 第三に、フィリピンは一方的に仲裁を提起し、「条約」の紛争解決手続きを乱用している。フィリピンが仲裁を申し立てた事項の実質は南沙諸島の一部の島嶼・礁の領土主権問題であり、関係事項も中比の海洋境界画定の不可分の構成部分となっている。陸地領土問題は「条約」の調整範囲に含まれない。中国は 2006 年に「条約」第 298 条に基づいて除外宣言を発表し、海洋境界画定、歴史的湾もしくは歴史的領有権、軍事や法執行活動などの方面に関する紛争を「条約」紛争解決手続きから除外するとしている。中国を含む約 30 カ国が発表した除外宣言は、「条約」の紛争解決メカニズムの構成部分となっている。フィリピンはその要求を偽装することで、悪意をもって中国側の関係除外宣言と陸地領土紛争が「条約」の調整事項に該当しないという制限を回避し、一方的に仲裁を申し立て、「条約」紛争解決手続きを乱用する結果となっている。

119. 第四に、フィリピンは仲裁を進めるために事実をねつ造し、法律を曲解し、一連のウソをでっちあげた。

——フィリピンはその仲裁の申し立てが南中国海における中国の領土主権に触れ、領土問題は「条約」の調整事項に該当しないということを承知しながら、故意にそれを「条約」の解釈あるいは適用問題に曲解、偽装している。

——フィリピンはその仲裁の申し立てが海洋境界画定問題に触れ、かつ中国がすでに「条約」第 298 条に基づき宣言を出していて、海洋境界画定を含む紛争を「条約」が規定する第三者の紛争解決手続きから除外していることを承知しながら、故意に海洋境界画定 において考慮されるべ

き各要素を分離させて、他と切り離して扱い、中国の関係除外宣言を回避することをたくらんでいる。

——フィリピンは中比がその仲裁事項についていかなる話し合いも行っていないという事実を無視し、故意に中国との海洋に関する一般的な事務と協力について行った一連の協議を仲裁事項のために行った話し合いだと歪曲し、さらにそれを口実に双方の話し合いの手段は尽きたと称した。

——フィリピンはいかなる領土の帰属の判定、あるいはいかなる海洋境界の画定も求めないと言明しながら、仲裁の過程、特に法廷審問において、中国の南中国海における領土主権と海洋権益を再三否定した。

——フィリピンは南中国海問題における中国の一貫した立場と実践を無視し、ありもしない作り話をして中国が南中国海全域に対し排他的海洋権益を主張していると称している。

——フィリピンは西洋の植民者の南中国海における歴史上の役割を故意に誇張して言い、中国が長期にわたって南中国海の関係水域を開発、経営、管轄した史実および相応の法的効力を否定している。

——フィリピンは無理やりこじつけて、関連性と証明力の不足する証拠を寄せ集め、その訴訟上の要求を強引に押し通している。

——フィリピンは国際法の規則を勝手に解釈し、極めて論議を呼んだ司法判例と権威に欠ける個人的意見を大量に援用してその主張を支えている。

120. 簡単に言えば、フィリピンが一方的に仲裁を申し立てることは「条約」の紛争解決メカニズムを含む国際法に違反している。フィリピンが一方的に申し立てた南中国海仲裁案に対して仲裁裁判所は最初から管轄権がなく、その下す裁決は無効で、拘束力がない。中国の南中国海における領土主権と海洋権益はいかなる状況下でも仲裁裁決の影響を受けない。中国はその裁決を受け入れず、認めず、仲裁裁決に基づくいかなる主張や行動にも反対し、それを受け入れない。

五、南中国海問題を処理する中国の政策

121. 中国は南中国海の平和と安定を守る重要な力である。中国は一貫して「憲章」の趣旨と原則を順守し、国際法治の擁護と促進をしっかりと行い、国際法を尊重し、実行し、中国の南中国海における領土主権と海洋権益を確固として守るとともに、話し合い、協議によって紛争を解決することを堅持し、規則、メカニズムによって見解の相違を管理制御することを堅持し、互惠協力を通じてウィンウィンを実現させることを堅持し、南中国海を平和の海、友情の海、協力の海にすることに力を注いでいる。

122. 中国は地域内の諸国と共に南中国海の平和と安定を守ることを堅持し、各国が国際法に基づいて南中国海で享受する航行と上空飛行の自由をしっかりと擁護し、地域外の国が地域内の諸国の努力を尊重し、南中国海の平和と安定を守る問題において建設的役割を果たすように積極的に呼びかけている。

(一) 南沙諸島の領土問題について

123. 中国は南中国海諸島およびその付近海域に対する主権を断固として守っている。一部の国が南沙諸島の一部の島嶼・礁に対して不法な領有権の主張を提出し、また武力を用いて侵略し占領することは、「憲章」と国際関係の基本原則に対する深刻な違反で、不法かつ、無効なこと

である。これに対し、中国は断固として反対し、また関係国が中国の領土への侵害を停止するよう要求している。

124. 中国は終始一貫してフィリピンを含む直接関係国と歴史的事実の尊重ということを踏まえて、国際法にのっとり、話し合いによって関係紛争を解決することに力を入れている。

125. 周知のように、陸地領土問題は「条約」の調整事項に含まれていない。そのため、南沙諸島の領土問題は「条約」に適用しない。

（二）南中国海の海洋境界画定問題について

126. 中国は、直接関係国と「条約」を含む国際法にのっとり、話し合いによって南中国海の海洋境界画定問題を公平に解決することを主張している。境界画定問題が最終的に解決されるまでは、各方面は自制を保ち、紛争を複雑化、拡大化させ、平和と安定に影響を与えるような行動をとるべきではない。

127. 1996 年、中国は「条約」を批准した際に、「中華人民共和国は海岸が向かい合っている国あるいは隣接する国と、協議を通じて、国際法を踏まえたうえで、公平の原則にのっとり各自の海洋管轄権の境界線を画定する」と宣言した。1998 年、「中華人民共和国排他的経済水域及び大陸棚法」は中国と海洋隣国との間の海洋境界画定問題を解決する原則的立場を一步進んで明確にさせた。すなわち「中華人民共和国は海岸が隣接あるいは向かい合う国と排他的経済水域と大陸棚に関する主張が重なる場合、国際法を踏まえたうえで公平の原則にのっとり協議によって境界線を画定する」、「この法律の規定は、中華人民共和国が享受している歴史的権利にも影響を与えない」。

128. 中国は一方的な行動で海洋管轄権を中国に無理に押し付けようとたくらむいかなるやり方も受け入れず、中国の南中国海における海洋権益に損害を与えるいかなる行動も認めない。

（三）紛争の解決方法について

129. 中国は国際的な実践に対する深い認識と中国自身の豊富な実践に基づき、国家間に生じるいかなる種類の紛争であれそれを解決するには、どのようなメカニズムや方法を選択したとしても、いずれも主権国家の意思にもとってはならず、その国家の同意を基礎とすべきであると確信している。

130. 領土と海洋境界画定問題において、中国は無理に押しつけられたいかなる紛争解決方法も受け入れず、第三者に訴えるいかなる紛争解決方法も受け入れない。2006 年 8 月 25 日、中国は「条約」第 298 条に基づき国連事務総長に宣言を提出し、「『条約』第 298 条第 1 款 (a)、(b)、(c) 項に述べてあるいかなる紛争に関しても、中華人民共和国政府は『条約』第 15 部第 2 節に定められているいかなる手続きも受け入れない」と表明し、海洋境界画定、歴史的湾あるいは歴史的領土権、軍事と法執行活動、および国連安全保障理事会が「憲章」によって与えられた職務などに関する紛争を「条約」の強制的な紛争解決手続きから除外することを明確にした。

131. 中華人民共和国成立後、すでに 14 の陸地続きの隣国のうち 12 カ国と、平等な協議、相互理解の精神に基づき、二国間の話し合いによって国境協定を締結した。画定、踏査測定した上で画定された国境線は中国の陸地国境全長の約 90 パーセントを占める。中国とベトナムは話し合いによって両国の北部湾における領海、排他的経済水域と大陸棚の境界を決めた。中国の話し合いによる紛争解決の誠意とたゆまぬ努力は誰もが認めるところである。言うまでもなく、話し合いは国家意思の直接的な体现である。話し合いの当事者が直接交渉に参加し、最終的な結果を形成する。実践が表明しているように、話し合いによる合意はより容易に当事国の人びとの理解と支持を得られ、有効に実行することができ、また恒久的な生命力がある。当事者が平等な話し

合いによって合意を達成してこそはじめて、関係紛争は根本的で永遠の解決を得ることができ、関係合意は全面的で有効な貫徹・施行を見ることができる。

（四）南中国海においての見解の相違の管理制御と海上における実務協力の展開について

132. 国際法と国際的な実践に基づき、海洋紛争が最終的に解決されるまでは、当事国は自制を保ち、紛争の管理制御規則とメカニズムの構築と整備、各分野における協力の展開、「紛争の棚上げ、共同開発」の推進、南中国海地域の平和と安定の擁護を含む実地的な臨時処置に最善を尽くして努め、紛争の最終的な解決のために条件を整えるべきである。関係協力と共同開発は最終的な境界線の画定を妨げることはない。

133. 中国は関係国との二国間海上協議の仕組みの構築を積極的に推進し、漁業、石油・天然ガスなどの分野においての共同開発を検討し、関係諸国が「条約」の関連規定にのっとり南中国海沿岸諸国の協力の仕組みを構築することを積極的に討議するよう呼びかけている。

134. 中国は終始 ASEAN 諸国と共に「宣言」を全面的、効果的に実行に移すことに力を注ぎ、海上における実務協力を積極的に推進し、すでに「中国・ASEAN 諸国の海上連合捜索・救助ホットライン・プラットフォーム」、「中国・ASEAN 諸国の海上緊急時対応外交ハイレベルホットライン・プラットフォーム」の構築および「中国・ASEAN 諸国海上連合捜索・救助机上訓練」などを含む「早期成果」をおさめている。

135. 中国は終始各方面が全面的、効果的に「宣言」を実行に移す枠組みの下で、「南中国海における行動規範」に関する協議を積極的に推進し、協議による意見の一致を踏まえて、一日も早く「規範」を成立させるために努力するように呼びかけることを堅持している。「規範」の最終的な成立前に、海上におけるリスクを適切に管理制御するために、中国は「海上リスクコントロールの予防的措置」の制定を討議することを提案し、ASEAN 諸国の賛同を得た。

（五）南中国海における航行の自由と安全について

136. 中国は一貫して各国が国際法によって享受される航行と上空飛行の自由、海上通路の安全を擁護することに力を入れている。

137. 南中国海は数多くの重要な航行通路を有し、関係航路は中国の対外貿易とエネルギー輸入の主要な通路の一つともなっていて、南中国海の航行と上空飛行の自由を保障し、南中国海の海上通路の安全を守るとは中国にとって非常に重要なことである。長期にわたり、中国は ASEAN 諸国と共に南中国海航路のスムーズな通行と安全保障に力を注ぎ、また重要な役割を果たしている。各国が南中国海において国際法に基づいて享受する航行と上空飛行の自由にはいかなる問題も存在しない。

138. 南中国海の海上航行通路の安全を保障し促進するため、中国は国際公共財を積極的に提供し、各種の能力の向上を通じて、国際社会に航法、航行援助、捜索・救助、海況や気象予報などを含むサービス提供に努めている。

139. 中国は、関係各方面は南中国海で航行と上空飛行の自由を行使する際に、沿岸国の主権と安全、利益を十分に尊重すべきで、また「条約」の規定とその他の国際法規則に基づき制定した沿岸国の法律と規約を順守すべきであると主張している。

（六）南中国海における平和と安定の共同擁護について

140. 中国は、南中国海の平和と安定は中国と ASEAN 諸国が共同して守るべきであると主張している。

141. 中国は平和的発展の道を歩むことを堅持し、防御的国防政策を堅持し、相互信頼、互恵、平等、協力の新たな安全観を堅持し、善意をもって隣国に接し、隣国をパートナーとする周辺外交の方針と「善隣、安隣、富隣（善隣友好、近隣関係の安定、近隣国の経済成長促進）」の周辺外交の政策を堅持し、親密、誠実、恩恵、包容の周辺外交の理念を実践する。中国は南中国海の平和と安定を守り、南中国海における協力と発展を推進する揺るぎない力である。中国は周辺諸国との善隣友好を深化させ、周辺諸国および ASEAN などの地域連盟との実務協力を積極的に推進し、互恵・ウィンウィンを実現するために力を入れている。

142. 南中国海は中国と周辺諸国を結ぶ架け橋であるとともに、中国と周辺諸国との平和、友好、協力と発展の絆でもある。南中国海の平和と安定は地域内の諸国の安全、発展、繁栄と互いに密接な関係があり、地域内の各国の人びとの幸福と密接な関係がある。南中国海地域の平和、安定、繁栄、発展を実現することは中国と ASEAN 諸国の共同の願望と責任であり、各国の共通利益にかなうものである。

143. 中国はそのために引き続きたゆまぬ努力を払っていきたいと願っている。

資料 8. 【中国】 中華人民共和国深海海底区域資源探査開発法

翻訳の正確性に関する責任は、笹川平和財団海洋政策研究所にあります。

中華人民共和國深海海底区域資源探查開發法

(2016年2月26日第12期全國人民代表大會常務委員會第19回會議にて採択)

目次

- 第一章 総則
- 第二章 探查・開発
- 第三章 環境保護
- 第四章 科学技術研究と資源調査
- 第五章 監督・検査
- 第六章 法的責任
- 第七章 附則

第一章 総則

第1条 深海海底区域における資源探查及び開発活動の標準化、深海科学技術の研究及び資源調査の推進、海洋環境の保護、深海海底区域資源の持続可能な利用の促進、人類共同利益の保護を目的として、ここに本法を制定する。

第2条 本法は、中華人民共和国の公民、法人又は深海海底区域の資源探查、開発及び関係する環境保護、科学技術研究、資源調査活動に従事するその他組織に適用する。

本法にいう、深海海底区域とは、中華人民共和国及びその他国家の管轄範囲外の海底、大洋底及びその地下を指す。

第3条 深海海底区域の資源探查及び開発活動においては、平和的利用、協力共有、環境保護、人類共同利益の維持という原則を堅持するものとする。

国は、深海海底区域の資源探查、開発及び資源調査活動に従事する中華人民共和国の公民、法人又はその他組織の正当な権益を保護する。

第4条 国は、深海海底区域資源の探查及び開発に関する計画を策定するとともに、経済、技術に係る政策及び措置を講じ、深海科学技術研究及び資源調査を奨励し、資源探查及び開発並びに海洋環境保護の能力を向上させる。

第5条 國務院海洋主管部門は、深海海底区域の資源探查、開発及び資源調査活動の監督並びに管理を担当する。國務院の他の関係部門は、國務院が定める職責に従い関係する管理業務を担当する。

第6条 国は、深海海底区域の資源探查、開発及び関係する環境保護、科学技術研究、資源調査、科学技術研究並びに教育訓練等について、国際協力を進めることを奨励し、これを支持する。

第二章 探查・開発

第7条 中華人民共和国の公民、法人又はその他組織は、国際海底管理局に対し、深海海底区域資源の探查及び開発活動に従事する旨の申請を行うに際し、國務院海洋主管部門に対し、下記資料とともに申請書を提出するものとする。

(一) 申請者の概況

(二) 探查・開発予定区域の位置、面積、鉱産物の種類等についての説明

(三) 財務状況、投資能力の証明及び技術能力についての説明

(四) 探査・開発業務計画。探査・開発活動が海洋環境に与える可能性のある影響に関する資料、海洋環境に対する重大な損害等への応急対策が含まれる

(五) 国務院海洋主管部門が定めるその他資料

第8条 国務院海洋主管部門は、申請者が提出した資料の審査を行い、国家の利益に合致し、資金、技術、装備等の能力条件を満たしているものについては、60 実働日以内に許可を与え、関係する文書を交付するものとする。

許可を取得した申請者は、国際海底管理局と探査・開発契約を締結して請負業者となることにより、探査・開発活動に従事することができる。

請負業者は、探査・開発契約締結の日から 30 日以内に、契約書の副本を国務院海洋主管部門に届け出るものとする。

国務院海洋主管部門は、請負業者及び請負業者が探査、開発する区域の位置、面積等の情報を関係機関に報告するものとする。

第9条 請負業者は、探査・開発契約区域内の特定資源について、相応の専属的探査・開発の権利を享受する。

請負業者は、探査・開発契約における義務を履行し、探査・開発作業に従事する人員の身体 of 安全を保障し、海洋環境を保護するものとする。

請負業者は、探査・開発作業に従事するに際し、作業区域内の文物、敷設物等を保護するものとする。

請負業者は、探査・開発作業に従事するに際し、中華人民共和国の安全生産、労働保護に係る法律、行政法規を順守するものとする。

第10条 請負業者は、探査・開発契約における権利及び義務を譲渡する際、又は探査・開発契約について重大な変更を行う際は、国務院海洋主管部門に報告し、同意を得るものとする。

請負業者は、探査・開発契約の譲渡、変更、又は終了の日から 30 日以内に、国務院海洋主管部門にこれを届け出るものとする。

国務院海洋主管部門は、探査・開発契約の譲渡、変更、又は終了に係る情報を速やかに関係機関に報告するものとする。

第11条 海洋環境に重大な損害を与える事故等が発生し、又は発生する可能性がある場合、請負業者は、直ちに応急対策を始動するとともに、下記の措置を講じるものとする。

(一) 直ちに警報を発する。

(二) 直ちに国務院海洋主管部門に報告し、国務院海洋主管部門はこれを速やかに関係機関に報告する。

(三) 実際に実行可能であり、合理的な一切の措置を講じ、人身、資産、海洋環境に対する損害を防止、低減し、制御する。

第三章 環境保護

第12条 請負業者は、合理的かつ実行可能な範囲内で、取得可能な先進技術を利用し、必要な措置を講じることにより、探査・開発区域内の活動が海洋環境にもたらす汚染その他の危害を防止、低減し、制御するものとする。

第13条 請負業者は、探査・開発契約の規定及び要求事項並びに国務院海洋主管部門の規定に

に基づき、探査・開発区域の海洋状況を調査してベースラインを確定し、探査・開発活動が海洋に与える可能性のある影響を評価するものとする。また、環境モニタリング計画を策定してこれを実行し、探査・開発活動が探査・開発区域の海洋環境に与える影響をモニタリングするとともに、モニタリング設備の正常な運転を保証し、モニタリングの元簿を保存するものとする。

第14条 請負業者は探査・開発活動に従事するに際し、必要な措置を講じて、希少又は脆弱な生態系及び減少し、絶滅の恐れ又は絶滅の危機にある生物種その他海洋生物の生存環境を保全し、海洋生物の多様性を保護し、海洋資源の持続可能な利用を維持するものとする。

第四章 科学技術研究と資源調査

第15条 国は、深海科学技術研究及び専門人材の育成を支持し、深海科学技術を科学技術発展の優先領域に組み込み、関連産業との共同研究を奨励する。

国は、企業による深海科学技術研究及び技術装備の研究開発を支持する。

第16条 国は、深海共同プラットフォームの建設及び運用を支持し、深海共同プラットフォームの共有協力メカニズムを構築し、深海科学技術の研究、資源調査活動のために専門的なサービスを提供し、深海科学技術の交流、協力及び成果の共有を促進する。

第17条 国は、組織及び個人が、科学調査用船舶、試験室、展示室その他の場所、施設の開放、講座開催又はコンサルティング提供等多様な方式を通じて、深海科学の普及活動を展開することを奨励する。

第18条 深海海底区域の資源調査活動に従事する公民、法人又はその他組織は、関係規定に従い、関連資料の副本、実物見本又はリストを国務院海洋主管部門及びその他関係部門に提出するものとする。提出書類の受理を担当する部門は、提出された資料及び実物見本を登録してこれを保管するとともに、関係規定に従って一般公開し利用に供するものとする。

請負業者が深海海底区域資源の探査・開発活動により入手した関連資料、実物見本等の提出については、前項の規定を適用する。

第五章 監督・検査

第19条 国務院海洋主管部門は、請負業者の探査・開発活動に対する監督及び検査を実施するものとする。

第20条 請負業者は、国務院海洋主管部門に対し、次に掲げる探査・開発契約事項の履行について定期的に報告を行うものとする。

- (一) 探査・開発活動の状況
- (二) 環境モニタリングの状況
- (三) 年間の投資状況
- (四) 国務院海洋主管部門から要求されたその他事項

第21条 国務院海洋主管部門は、請負業者が探査・開発活動に使用する船舶、施設、設備、航海日誌、記録及びデータ等を検査することができる。

第22条 請負業者は、国務院海洋主管部門の監督及び検査について、これを補佐し、協力する

ものとする。

第六章 法的責任

第 23 条 本法第 7 条、第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項の規定に違反し、次の行為の一に該当する場合、国務院海洋主管部門は、許可を取り消し、関係文書を撤回することができる。

- (一) 虚偽の資料を提出して許可を取得したとき。
- (二) 探査・開発契約における義務を履行せず、又は義務の履行が規定に適合していないとき。
- (三) 同意を得ることなく、探査・開発契約における権利、義務を譲渡し、又は探査・開発契約について重大な変更を行ったとき。

請負業者に前項第二号の行為がある場合は、相応の賠償責任を負うものとする。

第 24 条 本法第 8 条第 3 項、第 10 条第 2 項、第 18 条、第 20 条、第 22 条の規定に違反し、次の行為の一に該当する場合、国務院海洋主管部門は是正を命じ、2 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。

- (一) 規定に従って、探査・開発契約の副本を届け出ないとき
- (二) 探査・開発契約の譲渡、変更、又は終了に際し、規定に従って届出を行わないとき
- (三) 規定に従って、関連資料の副本、実物見本又はリストを提出しないとき
- (四) 規定に従って、探査・開発契約事項を履行しないとき
- (五) 監督及び検査に対し、補佐、協力を行わないとき

第 25 条 本法第 8 条第 2 項の規定に違反し、許可を取得することなく、又は探査・開発契約を締結することなく、深海海底区域の資源探査・開発活動に従事した場合、国務院海洋主管部門は違法行為の停止を命じ、10 万元以上 50 万元以下の罰金を科する。違法所得がある場合は、併せてこれを没収する。

第 26 条 本法第 9 条第 3 項、第 11 条、第 12 条の規定に違反し、海洋環境汚染による損害を発生させ、又は作業区域内の文物、敷設物等に損害を与えた場合、国務院海洋主管部門は違法行為の停止を命じ、50 万元以上 100 万元以下の罰金を科する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第七章 附則

第 27 条 本法における下記用語の意味は次の通りとする。

- (一) 探査とは、深海海底区域における資源の探索、資源の分析、資源採集システム及び設備、加工施設及び輸送システムの使用並びに測定、開発にあたり考慮すべき環境、技術、経済、商業その他関係要素の研究をいう。
- (二) 開発とは、深海海底区域を商業目的として資源を回収し、選別することをいい、資源の生産及び販売サービスのための採集、加工及び輸送システムの建造及び操作が含まれる。
- (三) 資源調査とは、深海海底区域における資源の探索をいい、資源の成分、量及び分布状況並びに経済価値の予測が含まれる。

第 28 条 深海海底区域における資源開発活動の租税に係る事項については、中華人民共和国の税収に係る法律、行政法規の規定に従うものとする。

第 29 条 本法は 2016 年 5 月 1 日から施行する。

資料 9. 「海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップ 2016-2021」(概要版)

翻訳の正確性に関する責任は、笹川平和財団海洋政策研究所にあります。

概要版

「海洋と気候に関する戦略的行動 ロードマップ：2016-2021」



気候に果たす海洋の中心的役割

緩和

適応



移転

資金調達

能力開発

UNFCCC COP 22 とその後における検討のための海洋と気候に関する 政策提言

Prepared with the support of:



Global Ocean Forum



「海洋と気候に関する世界戦略的行動イニシアティブ」

「海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップ：2016-2021」の概要

「海洋と気候に関する国際専門家作業部会」作成*

パリの COP 21 には、世界中から前例にないほど多くの海洋コミュニティが参加し、気候システムにおける海洋の重要性を明確にし、沿岸住民と小島嶼開発途上国 (SIDS) が気候変動の悪影響に対処するための能力および財務面の強化を必要としていることを強調した。150 を超える関係者および組織（政府、国際組織、IGO、NGO、学界・科学者グループ、および民間部門等）が動員され、40 を超える海洋関連イベントが開催され、海洋と気候の課題を中心に議論が行われた。

ハイレベルの「オーシャンズ・デイ@UNFCCC COP 21 パリ」（2015 年 12 月 4 日開催）では、世界中から国の首脳、政府大臣、IGO および NGO の指導者、ならびに技術的な専門家等、400 名を超える参加者が一堂に会し、地球の存続およびすべての国、特に 183 の沿岸国および島嶼国における人々の福祉に欠かせないものとしての、海洋の重要性を認め合った。「オーシャンズ・デイ@COP21」は、野心的なパリ協定の採択を政治的に支持し、COP21 以前のオーシャンズ・デイで行われた作業に基づき、海洋の果たす気候調整に関する中心的役割、緩和、適応、強制移転、資金調達および、能力開発の 6 つの課題に焦点をあてながら、海洋と気候に関する今後の 5 年間の行動について議論した。「オーシャンズ・デイ@COP21」は、広範な戦略的行動イニシアティブおよび海洋と気候に関して関心と見解を共有する 46 の政府、国際機関、IGO、NGO、および学術・科学研究機関によって開催された。COP 21 の準備にあたって、本イニシアティブでは、UNFCCC オーシャン・デイズ開催に加え、海洋

と気候というアジェンダを推進するためには、連携した長期間の努力が必要であること、また、具体的で明瞭な提言を作成し、それを UNFCCC 参加者および様々な利害関係者による検討に委ねるべきである、と判断した。

この「海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップ」案は、「オーシャンズ・デイ@COP21」開催に関わった 46 のパートナー組織およびその他の組織からの専門家 37 名から構成され、グローバル・オーシャン・フォーラム、IOC/UNESCO、UNEP、日本の笹川平和財団、およびデラウェア大学の調整のもと組織された「海洋と気候に関する国際専門家作業部会」による作業から生まれた分析および一連の政策提言を提示している。これらの専門家には、著名な社会科学者と自然科学者、および国際組織、政府、地域組織、NGO、学術部門、ならびに、公共アウトリーチ分野からの政策専門家が含まれている。

海洋と気候に関するこれらの主要課題のそれぞれについて、国際専門家作業部会のメンバーは以下の点についての分析を要請されている。1) 課題の現状（また該当する場合は、当該課題に関連した科学知識）、2) 当該課題に対する UNFCCC 枠組み内での対処の現状、3) 今後 5 年間に当該課題への対応を進めるにあたり、UNFCCC の枠組み内で活用し得る機会や道筋、4) 当該課題への対応を進めるにあたり、UNFCCC の枠組み外で活用し得る機会や道筋、および、5) 各課題に関する財務面および留意点、である。

本政策提言の草案は「オーシャンズ・デイ@COP21」で初披露され、COP21 後に国際専門家作業部会により修正が加えられた。

海洋と気候に関する国際専門家作業部会

Biliana Cicin-Sain, Miriam Balgos, Meredith Kurz, Erica Wales, Ujwala Ramakrishna (*Global Ocean Forum and University of Delaware, US*)

Julian Barbieri, Vinicius Lindoso, Kirsten Isensee (*Intergovernmental Oceanographic Commission (IOC) of UNESCO, Paris*)

Carol Turley (*Plymouth Marine Laboratory, UK*)

Raphaël Billé (*Pacific Community (SPC), Noumea*)

Dorothee Herr (*International Union for the Conservation of Nature, Gland, Switzerland*)

John Virdin, Tibor Vegh (*Duke University, US*)

Hiroshi Terashima, Miko Maekawa (*Ocean Policy Research Institute, Sasakawa Peace Foundation, Japan*)

Edmund Hughes, Fredrik Haag, Edward Kleverlaan (*International Maritime Organization, London*)

Glen Wright (*Institute for Sustainable Development and International Relations, Paris*)

Mike Donoghue, Warren Lee Long (*Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme, Apia*)

Magdalena Muir (*Coastal & Marine Union (EUCC)*)

Tundi Agardy (*Sound Seas, US*)

Cassandra De Young (*Food and Agriculture Organization of the United Nations*)

Kathy Baughman McLeod (*The Nature Conservancy*)

Lisa Levin, Natalya Gallo (*Scripps Institution of Oceanography*)

Christophe Lefebvre (*Marine Protected Areas Agency, France*)

Janot Mendler de Suarez (*Red Cross Red Crescent Climate Centre*)

University of Delaware working group on climate-based population displacement: Richard Bowers, Julie Steinberg, Meredith Kurz, Meghan Rowe, Michelle Burt

Doug Woodring (*Ocean Recovery, Hong Kong*)

Philippe Vallette, Manuel Cira (*World Ocean Network*)

Kateryna Wowk (*Harte Institute, Texas, US*)

その結果として生まれたのが本提案「海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップ：2016-2021」である。本提案の意図は、今後5年間の海洋と気候に関する行動のためのビジョンとロードマップを示すこと、具体的には、海洋と気候に関する6つの課題のそれぞれにおいて、最優先すべき行動事項を提示し、これらの政策優先事項を、特に気候変動に関する国際連合枠組み（UNFCCC）および

他の関連国際プロセス内で、意思決定者および利害関係者、さらに政策措置とその実施を担当する主要機関となる各国政府の検討に委ねることにある。

以下に、政策提言および戦略的行動のための提言の概要を示す。提言の詳細は、報告書（全文）の関連項目中で議論されている。

「海洋と気候に関する政策提言」の概要

1. 気候における海洋の中心的役割

沿岸と島嶼のコミュニティ、海洋生態系、および海洋化学に対する壊滅的な影響を回避すべく、気候における海洋の中心的役割、および、温室効果ガスの厳しい排出削減策を実施することの重要性を認識する。

2. 緩和

「ブルーカーボン」対策の実施、船舶からのCO₂排出削減、海洋における再生可能エネルギーの開発、および（長期・無害の）海洋での二酸化炭素の回収・貯留の検討など、海洋を利用した緩和措置を開発し適用する。

すべての国にCO₂排出削減を義務付けることにより、その結果として、排出を2℃以下におさえるというパリ協定の合意を達成する。

— 主要な二酸化炭素吸収源としての沿岸生態系を保全し、持続的に管理するとともに、気候変動に対する主要な緩和措置として、炭素を吸収する沿岸生態系（「ブルーカーボン」）の管理をUNFCCCの政策および資金調達プロセスに組み込み、さらにこれらの生態系について、各国のUNFCCCへの報告書INDCs（各国が自主的に決定する約束草案）の中で説明する。

— 船舶由来の大気排出物への対処に向けた進展をさらに加速させる。

— 海洋ベースの再生可能エネルギー（オフショア風力、波力、潮力、水生生物燃料等）を持続的に開発し、また、統合海洋計画および強化された規制の枠組みを通してこれらの手法を実施する取組を促進させる。

— 海洋による二酸化炭素の回収および貯留の可能性を検討し、適切な場合は、CO₂海洋隔離および海洋工学に向けた規制システムをさらに開発する。

3. 適応

国、地域および現地レベルにおける沿岸と海洋の統合管理機関を通じて、生態系ベース適応（EbA）戦略を実施することで、沿岸と海洋の生態系、および人間の定住地の脆弱性を軽減するとともに、沿岸や島嶼のコミュニティにおける管理能力、準備体制、回復力、および適応能力を開発する。

— 1992年の地球サミット以降に世界の全地域において国および現地レベルで創設された総合的な沿岸および海洋の統合管理機関を通じ、適応措置を災害リスク対策機関および災害の影響を被るセクターやコミュニティとの密な連携のもとで実施する。

— 生態系ベース、特にグリーンインフラに関する適応手法を応用し、海面上昇、塩水侵入、暴風雨および洪水

に対応すべく、自然システムによる防御策を講じる。

— 国内海域および国際海域の海洋保護区における一体的なネットワークを確立し効果的に管理することにより、海洋生物多様性を保護するとともに、気候変動に対する海洋生態系の回復力を高め、2020年までに海域および沿岸域の少なくとも10%を保全するという、生物多様性条約の愛知目標を達成する。

— （持続可能な開発目標の14.7に沿って）低炭素ソリューションおよび開発途上国や小島嶼開発途上国の経済的便益に重点を置き、「ブルーエコノミー」の手法を推進し応用する。

4. 移転

気候変動の結果発生する沿岸や島嶼の人々の移住に関する課題に対処するための措置を開発し、支援する。このような課題は、資金調達措置の開発と実施を含め、気候起因の難民や移住者の定義、権利、および手続きを明確化する意味で、国際法の改善の必要性を明らかにしている。

5. 資金調達

沿岸および小島嶼開発途上国やコミュニティにおける適応および緩和の取り組みに対しては、以下を通して十分な資金が提供されることが望ましい：1) 既存の気候関連基金のかなりの割合を、沿岸および小島嶼開発途上国の課題への対応に充てる、および、2) 革新的な手法および連携を通じた適応と緩和の取り組みを支援するため、補足的な資金調達の手段を開発する。そのためには、以下の取り組みが必要となる。

— 適応、緩和、および移転の費用の評価結果について、十分な審査を実施する。

— 海洋および沿岸関連の気候変動に対する取り組みの支援を目的とする資金の流れに関して報告するため、資金追跡メカニズムを開発する。

— 世界的な公共財政メカニズムにおいて、沿岸域や小島嶼開発途上国での適応と緩和の取り組みを支援するために資金を割り当てる。

— 公共および民間投資額の10%を、沿岸域の回復のための沿岸インフラに割り当てる。

6. 能力開発

緩和および適応策の実施や、適応管理能力、早期警報システムおよび防災手段の開発、ならびにUNFCCCの枠組みの内外で全ての国々と知識を共有するための知識管理手法の開発のために、知識、ツールならびに科学的および政治的専門知識といった形における能力を開発すべく、小島嶼開発途上国、発展途上国および経済移行国に対し、技術的および資金的支援を提供する。

「海洋と気候に関する政策提言」の概要

- ―海洋と気候に関連する管理および政策に関して能力を開発すべく、開発途上国や小島嶼開発途上国における海洋政策センターの強化を推進する。
- ―UNFCCC のプロセスおよびその枠組みを超えた地球規模の海洋観測、研究ならびに関連する能力開発の進展を促す。
- ―海洋と雪氷圏に関する IPCC 報告書の作成を支援する。本報告書は、海洋と気候が果たす中心的役割に関する科学的知見、想定されるシナリオおよびこれに伴う結果を用いて、IPCC 第 5 次評価報告書 (AR5) の評価内容を統合し、更新するものである。
- ―海洋生態系を持続的に管理するための知識を向上させるとともに、気候変動と海洋酸性化の影響を理解する必要性に対応すべく、国を挙げての取り組みの一環として、とりわけ UNFCCC および持続可能な開発のための 2030 アジェンダ/持続可能な開発目標の目標 14 の枠組みにおいて、持続的な海洋観測を取り入れる必要がある。
- ―（「小島嶼開発途上国行動計画モダリティ推進への

- 道」決定事項 58 項 f に基づき）海洋気候研究および総合的観測に関して国家間の協力体制を強化すべく、地域海洋センターの設立を通じて脆弱諸国の技術的能力開発を推進する。
- ―すべてのレベルでの科学協力の推進および世界海洋酸性化観測ネットワークの継続的開発（持続可能な開発のための目標 14.3）を含む取り組みを通して、海洋酸性化の影響を最小化し、それに対処する。
- ―地球の存続および世界的・国家的福祉において海洋が果たす役割、ならびに気候変動が小島嶼開発途上国や沿岸のコミュニティにもたらすリスクに対する個人の能力を高め、一般的理解を向上させるとともに、緩和や適応の対応のための支援を促進すべく、「教育と啓発に関するリマ宣言」（2014 年の COP 20）における教育および意識向上に対する呼びかけに同調する形で、一般向けのアウトリーチや教育の取り組みを拡大する。

<https://globaloceanforumdotcom.files.wordpress.com/2013/03/strategic-action-roadmap-on-oceans-and-climate-november-2016.pdf>

戦略的行動ロードマップへの序言

意欲的なパリ協定は小島嶼開発途上国 (SIDS) にとって時宜を得た、極めて重要な協定となった。我々は海洋の至近に暮らす国民であり、協定の受益者であり、管理者でもある。気候変動の影響により我々の島が消滅し食料源が枯渇する中、我々の生命サポートシステムが壊れ始めている。過去何十年も、小島嶼開発途上国は一つとなり、人間活動に起因する気候変動の結果我々がすでに直面しているこれまでにない脅威、海洋生態系を管理し保護することの重要性、および厳しい緩和対策が実施されないことにより起こりうる厳しい状況について、世界中の認識の向上に努めてきた。同時に我々は、我々島嶼国と世界中での低炭素ブルーエコノミーに向けた革新的取り組みでは、世界を先導している国民である。

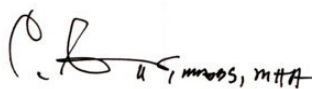
パリ協定は島嶼国と沿岸国の勝利の証である。我々は、我々のような低地にある島嶼国の存在を確実にするには、2°C未満の温暖化制限目標では不十分であることを強調すべく、その一つの方法として「1.5 to stay alive」（生きるには 1.5°C）というフレーズを使っている。パリ協定が各国に対して「温度上昇を 1.5°C までに制限する努力」を追求するよう要求したことは、画期的成功であった。パリ協定は、より適切なこの温暖化制限を確認したことに加え、気候変動を緩和し気候変動に適応するという意味において、海洋の重要性に言及した最初の主要な UNFCCC 協定となったことは、注目に値する。

しかし、これらの崇高な目標および文言は、具体的かつ意欲的な措置によるサポートを受けることが必要となる。パリ協定の実施を成功させることは極めて重要であり、特に 2020 年までの行動は、持続可能な開発目標の、海洋に関する目標 14 に基づき、海洋生態系の健全性、小島嶼開発途上国と沿岸の人々の生存そのもの、および、それらの人々の持続可能な経済的社会的発展のブルーエコノミー手法を実施する能力を確実にするためには、絶対に欠かせないものである。これらの行動を先送りしてはならない。小島嶼開発途上国のコミュニティにとって、行動の遅れは国土、生命、および生活が大きく失われることを意味する。

本文書、「海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップに向けて」は、我々がパリ協定の諸目標を達成するのに役立つ、総合的な一連の政策提言を示したものである。強力な政策が今後 5 年間のうちに具体化し実施されるためには、パリ協定の文言および本ロードマップに通底する事態の緊急性が、十分に理解され、十分なリソースが配分されなければならない。諸島や沿岸の人々を安全に保護するとともに、現在および将来の世代のための持続可能な経済的・社会的発展を確保するためには、本ロードマップで提示される一連の行動について、UNFCCC 当事者や 市民社会による適切な検討がなされるべきである。



H.E. Ambassador Ronald Jumeau
Ambassador for Climate Change and
Small Island Developing State Issues
Permanent Representative of the Republic
of Seychelles to the United Nations



H.E. Ambassador Caleb Otto
Permanent Representative of the
Republic of Palau to the
United Nations



H.E. Ambassador Angus Friday
Ambassador to the United States of America,
the United Mexican States, and the
Organization of American States
Embassy of Grenada, Washington D

画期的なパリ協定がもたらす機会

オーシャンズ・デイ@COP 21 は、海洋、および沿岸や島嶼部に暮らす人々にとって破滅的な結末を避けるために不可欠であるとして、温室効果ガス排出量の厳密な削減を定めた野心的で法的拘束力ある合意を締結する必要性について強調した。画期的なパリ協定によって重要な第一歩が踏み出された。パリ協定および関連する UNFCCC の決定は、本報告書に詳細に記載された政策提言および戦略的行動を追求するための重要な機会を提供する。

緩和 画期的なパリ協定は、GHG 排出量削減の、より野心的な世界目標を設定し（「産業革命前のレベルからの地球平均気温上昇を 2℃より十分に下回るように保持、また、気温上昇を 1.5℃に抑える努力を追求することを要求）、措置を取ることを、国別報告制度を通じて全ての当事者に義務付け、また前進を確実にするため、透明性ある報告、会計、検証、およびストックテイクのための一連の手続を開発している。

海洋の重要性の認識 パリ協定は、その前文で、海洋が果たす役割を確認している。最も注目されるのは、パリ協定の前文の新しい規定に、「海洋を含むすべての生態系の健全性と一部の文化圏が『母なる地球』と呼ぶ生物多様性の保護を確実にすること、また、気候変動に対処するための対策を講じる際「気候正義」という概念の一部の重要性に注目することの重要性」と書かれていることである。

適応 パリ協定は、緩和に加え、新たに適応の重要性も強調している。パリ協定は、「食糧生産を脅かさない」、かつ「持続可能な開発に貢献する」適応を求めており、これらは、沿岸および小島嶼開発途上国の住民、ならびにその生活が健全な海洋と沿岸生態系に依存するこれらの人々の生活にとって、きわめて重要である。

移転 決定は、「気候変動の悪影響に関連する移住を回避し、最小限に抑え、これに対処する」ための手法の開発を求めることによって、気候起因の移住という問題を認識している。ワルシャワ国際メカニズムの執行委員会は、この重要問題を調査し、この問題に関する提言をまとめるためのタスクフォースを設置する責任を負う。

資金調達 COP 21 においては、緩和と適応の両方について、「協定を実施するためのパリ決定」に記載された資金調達意欲の高まりがみられた。この決定は、「先進国は、意味ある移住措置および透明性ある実施について、2025 年まで、既存の共同の資金調達目標を維持することを意図している。2025 年までは、パリ協定の締約国の会合としての役割を担う、締約国会議は、開発途上国のニーズと優先順位を考慮に入れながら、年 1,000 億米ドルの下限から新たな全体的数値目標を設定するものとする」と、ならびに、「開発

途上国に提供される資金は、それらの国の政策、戦略、規制、および行動計画と、緩和と適応の両方に関するこれらの国の気候変動対策の実施を後押しして、パリ協定の目的達成に貢献するべきである」と述べている。

能力開発 パリ協定は、能力開発問題にさらに対処し、「パリ協定に基づく能力開発は、開発途上締約国、特に、最貧国など、能力がきわめて低い国々と、小島嶼開発途上国など、気候変動による悪影響に特に脆弱な国々が、とりわけ適応および緩和措置の実施を含む効果的な気候変動対策を講じるための能力を高めるべきであり、また、技術の開発、普及、および展開、気候金融へのアクセス、教育・訓練および社会意識の関係側面、そして透明で、速やか、かつ正確な情報伝達を、円滑化することが望ましい」ことを再確認することによって、意識を高めるとともに、能力開発に関するパリ委員会を設置する。

展望

この海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップ、およびオーシャンズ・デイ@COP21 の準備に関わった専門家および利害関係者は、今後 5 年間に海洋および気候問題を進展させ得る一連の重要なステップを明らかにしている。パリ協定は、利害関係者による構想が、受け入れられやすい環境を提供している。パリ協定は「市民社会、民間部門、金融機関、都市およびその他の地方政府によるものを含め、非締約国のすべての関係者の気候変動に対処し対応する努力を歓迎する」。

次のステップではまず、UNFCCC の枠組みの内外における、海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップに概略を掲げた各々の主要提言について、5 年間という期間内に実施する必要のある事項を、この取組みに関わるパートナーやその他の関係者とともに明らかにすること、また、5 年間の優先的行動を示すことから始める。本イニシアティブは、UNFCCC のプロセスに主要な役割を果たしている者、およびその他の海洋問題のリーダーを巻き込みつつ、ハイレベル・リーダー・グループに上記の取組みを指導するよう働きかける。

本イニシアティブは、モロッコ政府、およびその他の関係者と密に連携し、UNFCCC 世界気候対策アジェンダの一部であるオーシャンズ・アクション・デイ@COP 21 の企画をし、モロッコ・マラケシュにおける COP22（2016 年 11 月 7 - 18 日）において、海洋問題について強調することになっている。COP22 およびその後、本イニシアティブは、本報告書に掲げる提言を実施する「意思を有する者の同盟」を結成し、これらの結果をパリ協定実施に関連する政策プロセスに生かすための、各種の会合を企画する。

海洋および気候に関するアジェンダの掲載項目の初期の実施は、継続してなされる予定であるが、可及的速やかに開始しなければならない。

初年度の主要な機会の一部は、以下の通り。

- 1) 海洋および雪氷圏と、産業革命前のレベルから 1.5℃ 地球が温暖化することの影響について作成が予定されている IPCC の報告に対する、コメント、作成支援、および協力
- 2) 各国が提出する「各国が自主的に決定する約束草案」
(INDC) およびその海洋関連内容の審査 小島嶼開発途上国および、自国の INDC に海洋と沿岸を含めている他の国々が提出した INDC を審査して、海洋および沿岸をそれらの国の国別報告書に盛り込み、検討することについての各国向け指針を策定することを目指して、それらの INDC を支援し実現する方法を判断する。
- 3) 資金追跡の仕組み 沿岸国と小島嶼開発途上国およびコミュニティにおける気候変動対策を支える資金の流れを検証し、報告するための、資金追跡の仕組みを開発する。この作業は、COP22 の場で、特に海洋経済戦略の成功例を示すことによって、海洋経済に対する取組みに特に重点を置く。開発途上国および小島嶼開発途上国にとっての持続可能な開発目標 14 および海洋の適応に関わる費用の試算額を考慮すれば、今後数十年の間に多額の公共・民間資金が必要である。
- 4) 海洋および気候に関する、能力開発ならびに国民および意思決定者の意識向上 新たに設置された UNFCCC 能力開発委員会のプロセスに、この「海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップ」に記載された海洋、沿岸、および小島嶼開発途上国に関する提言を盛り込み、沿岸および小島嶼開発途上国の住民の能力開発を支援する。さらに、気候変動が世界中の沿岸国および小島嶼開発途上国に与える影響とその対応について、国民や意思決定者に情報を伝えるため、さらなる作業にも

着手しなければならない。

パリ協定は私たちに、気候変動による最悪の場合の影響を回避できる希望を与えている。協定は、特に、その前文で海洋生態系を確認し、気温上昇を 1.5℃ 以下に抑制するという野心的目標を立てることによって、海洋気候問題を認識する上での画期的ステップを示している。後者は、2.0℃ という目標ではそれらの人々の生存、生活、および、それらの人々の経済が依存している海洋の健全性を保護するのには不十分であるとする沿岸国と小島嶼開発途上国の人々にとって、特に重要である。

ハイレベルの気候対策推進者である、モロッコのエネルギー・鉱山・水および環境大臣付特命大臣であるハキマ・エル・ハイテ博士と、フランスのローレンス・トゥビアナ大使は、パリ協定のフォローアップとして、2016 年 6 月に、「世界気候行動のためのロードマップ」を発表した。COP21 で広く共有され、パリ協定の締結を牽引した緊急感に應える形で、これらの推進者は「緊急感と熱意をもって、即時に実施を開始し、実世界との接点および解決策、特に非締約国の関係者の参加を実現するとともに、政治的な働きかけを維持する必要がある」と述べている。

緊急性、および、締約国としての資格は持たないが、これまで海洋気候問題の表明に積極的であった多くの関係者の参加が強調されたことは、気候および海洋関連の国際的協議において、海洋の変化が重要であることを表している。我々は UNFCCC 内外の海洋および気候アジェンダを断固として前進させるべく、パリ協定の原動力を活用し、パリ協定の実施のすべての側面に影響を与えていかなければならない。



海洋と気候に関する世界戦略的行動イニシアティブ について

COP22 では、例えば個別の目標・指標およびタイムテーブルの開発、資源の動員、**COP** に対する年次報告の管理報告の仕組みの実施などを通じて、まずは主要な提言内容から実施を開始し、ロードマップ実現の契機とすべく「海洋と気候に関する世界戦略的行動イニシアティブ」（締約国、国際機関、NGO、科学機関、民間部門、および現地当局を巻き込んだかたちで）が始動される。

本イニシアティブの最終目標は、資金調達および能力開発の取組みの適切な拡大などにより、これらの政策提言結果を、島嶼や沿岸のコミュニティおよび生態系の強靱性を高める政策に、緊急に導入することである。本イニシアティブは、**2020** 年までに速やかに、海洋に依存する生圏および諸経済を支えるための、野心的な緩和と適応措置の実施を後押しする。

この取組み、および本イニシアティブの取組みは、現在進行中であり、今後 5 年間に海洋気候関連問題への対策の前進に貢献することを希望し、高い関心を有するすべての **UNFCCC** 締約国、国際組織、NGO、さらに民間部門に開かれたものであることに、留意されたい。詳細はグローバル・オーシャン・フォーラム会長のビリアナ・シシン-セイン博士（bilianacicin-sain@globaloceanforum.org）、および **UNESCO** 政府間海洋学委員会（**IOC**）のジュリアン・バルビエール氏まで。

謝 辞

戦略的アクション・ロードマップに掲載された政策提言が最初に提示されたオーシャンズ・デイ@**COP22** の企画と実施において協力した、海洋と気候に関する関心と視点を共有する幅広い連帯によってつながった政府、国際機関、NGO、ならびに学術・科学機関の、**46** 団体からの多大な貢献とリソースの提供（資金面および物質面）に、心から感謝の意を表す。これらの団体には、以下の組織が含まれる。

Main organizers: The Global Ocean Forum, **IOC/UNESCO**, **UNEP**, Sasakawa Peace Foundation, Japan, Ocean and Climate Platform, and the University of Delaware Gerard J. Mangone Center for Marine Policy

Co-organizers: Governments of Grenada, Indonesia, Portugal, Seychelles, South Africa, and Sweden

Intergovernmental/International Organizations: GEF, CBD, FAO, GEF/UNDP/UNEP African Large Marine Ecosystems Project, the International Atomic Energy Agency, the Pacific Islands Forum, The Pacific Community, the Secretariat of the Pacific Regional Environmental Programme, the World Bank, the World Meteorological Organization

Non-governmental Organizations: the EUCC, Forum do Mar of Brazil, Global Island Partnership, the Institute for Sustainable Development and International Relations (IDDRI), the Institute Oceanographique of Monaco, IUCN, the Partnership for Climate, Fisheries, and Aquaculture, the Prince Albert II of Monaco Foundation, the Nature Conservancy, the World Ocean Network, the World Ocean Observatory, the WWF, and Nausicaa

Academic/Scientific Institutions: Center for Coastal Studies of Massachusetts, Centre National de la Recherche Scientifique of France, Duke University's Nicholas Institute for Environmental Policy Solutions, the Global Change Institute of Queensland, the Instituto Politecnico Nacional of Mexico, Monmouth University, Oceanario de Lisboa, Scripps Institution of Oceanography, Plymouth Marine Laboratory, Turkish Marine Research Foundation, and Tara Expeditions

Dr. Biliana Cicin-Sain
Global Ocean Forum

詳細は以下までお問い合わせください

Dr. Biliana Cicin-Sain, Global Ocean Forum, bilianacicin-sain@globaloceans.org

Mr. Julian Barbieri, Intergovernmental Oceanographic Commission (**IOC**) of **UNESCO**, j.barbieri@unesco.org

この報告書は、ポートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

2016 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究

各国および国際社会の海洋政策の動向報告書

2017 年 3 月発行

発行 公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所

〒105-8524 東京都港区虎ノ門 1-15-16 笹川平和財団ビル

TEL 03-5157-5210 FAX 03-5157-5230

<https://www.spf.org/opri-j/>

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN 978-4-88404-341-4